

独立行政法人 国際協力機構の 令和元年度における業務実績評価

令和2年10月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目次

評価の概要	0-1
総合評定	0-2
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	
No. 1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保.....	1-1
No. 2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進.....	2-1
No. 3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現.....	3-1
No. 4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築.....	4-1
No. 5 地域の重点取組.....	5-1
No. 6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献.....	6-1
No. 7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大.....	7-1
No. 8 事業実施基盤の強化.....	8-1
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改 善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項 等	
No. 9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり.....	9-1
No. 10 業務運営の効率化、適正化.....	10-1
No. 11 財務内容の改善.....	11-1
No. 12 安全対策	12-1
No. 13 効果的・効率的な開発協力の推進.....	13-1
No. 14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進.....	14-1
No. 15 開発協力の適正性の確保.....	15-1
No. 16 内部統制の強化.....	16-1
No. 17 人事に関する計画.....	17-1
No. 18 短期借入金の限度額.....	18-1
No. 19 施設及び設備に関する計画.....	19-1
No. 20 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）.....	20-1
No. 21 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い.....	21-1

第1章 略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
ICSA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa Country Strategy for Actions	IFNA を通じた当該国の取組方針
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IHR	International Health Regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	(無償資金協力) 人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献
NEDA	Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト

Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第8回太平洋・島サミット
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修
WCO	World Customs Organization	世界税関機構

評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象	年度評価	2019年度（令和元年度）（第4期中期目標期間）	
事業年度	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 白井 将人 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 本田 誠 室長
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.16「内部統制の強化」、No.18「短期借入金の限度額」、のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 河邑 忠昭 課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 大森 朝之 室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目No.21「機構法第31条第1項により業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部	担当課、責任者	新興地域グループ 小島 裕章 参事官
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 常葉 光郎 課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目No.21「機構法第31条第1項により業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課、責任者	総務課 柏原 恭子 課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課 横島 直彦 課長

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために以下の手続等を実施した。</p> <p>(1) 理事長ヒアリング：令和2年7月27日</p> <p>(2) 監事ヒアリング：令和2年7月1日</p> <p>(3) 有識者からの意見聴取：令和2年7月27日</p>

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> 特になし

総合評定

1. 全体の評定						
評定	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		B	A	-	-	-
評定に至った理由						
<p>法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A評定とした。特に考慮した内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象8項目のうち、S評定5項目、A評定3項目と、多くの項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象9項目のうち、A評定3項目、B評定6項目と、全ての項目で所期の目標以上の成果を上げた。 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。 						

2. 法人全体に対する評価	
(1) 法人全体の評価	
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2019年度は第4期中期目標期間(2017～2022年度)の3年目であった。重要度の高い項目について、主な実績は以下のとおり。</p> <p>【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】</p> <p>日本・カンボジア友好橋やアジア各国での鉄道事業をはじめ、重要なインフラの整備を多数の国で支援し、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性の強化を推進した。さらに、そうした重要なインフラへの本邦企業の関与を促進し、質の高いインフラ投資の推進にも寄与するなど、重要な外交政策の具体化及び当該政策への各国政府からの支持の取り付けに大きく貢献した。また、「JICA 食と農の協働プラットフォーム」の設置により、これまでになかった技能実習制度と ODA の相乗効果を図る取組を開始したように、課題対応の更なる質向上に自主的な取組による創意工夫を発揮した。加えて、タイ国家経済社会開発計画やモンゴル税法改正等に見られるように、相手国政府の制度や政策に深く関与することで相手国との二国間関係強化や我が国の国際協力への信頼向上に寄与した他、内外での数多くの授賞実績が示すように質の高い事業を各分野で展開し、我が国の国際協力のブランドを高めたことは、我が国にとって望ましい国際環境の醸成にも寄与した。</p> <p>【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】</p> <p>アフリカの子どもの栄養改善に向け、ルワンダで機構初の栄養改善分野で政策借款を提供した事例等に見られるように、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC の実現をはじめ、重要な外交政策の具体化及び当該政策への各国政府からの支持の取り付けに大きく寄与した。また、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対応等、周辺地域や国際社会の安定に大きく影響し、且つ安全性の確保や関係者との複雑な調整が求められる重要かつ困難な課題に取り組み高い成果を得たことも挙げられる。更には、政府が取り組む重要施策である「スポーツ・フォー・トゥモロー (1,000 万人以上を対象にしたスポーツを通じた国際貢献)」に関し、機構単独で目標の半数に当たる実績を上げ、目標達成に大きく貢献した。加えて、国際協力における外部資金の活用が世界で重要視される中、これまでになかった民間企業を含めた他機関と連携した母子手帳や教科書の配布を実施し、限られた資源の中で最大限の効果を発現するといった自主的な創意工夫が行われた。</p>	

【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】

紛争移行期における切れ目ない支援の観点から、フィリピン・ミンダナオ地域におけるバンサモロ暫定自治政府発足後の技術支援等の平和の配当に向けた支援や、マラウィ市の再建支援など、治安上や紛争影響下で円滑な支援が困難な地域での活動についても精力的に取り組んだ。また、海上保安機関の法執行能力強化を通じて我が国の重要な外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた具体化に貢献するなどの成果を挙げた。法制度整備支援に関し、中国では、民法典や知的財産権法に係る取組が中国政府より高く評価され、派遣された日本人専門家が「中国政府友誼賞」を受賞した。また、児童労働問題への対応として、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的に関連企業や NGO と連携してプラットフォームを構築する等、事業効果の最大化に向けた創意工夫を行った。

【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】

我が国の重要政策である SDGs の達成に向け、特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では緑の気候基金の日本の公的機関唯一の認証機関として、第 1 号案件となるモルディブでの事業に係る提案書を提出した。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組をフィジーの国家防災政策策定支援等を通じ積極的に行ったほか、大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を日本及びタイの大学が連携して開始した。廃棄物管理に関しては TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。

【地域の重点取組】

地域横断的事項である、FOIP 実現に貢献する質高インフラ整備や SDGs 達成へ向けた取組を通じ、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に資する取組を推進した。具体的には、東南アジア地域では、同地域の東西経済回廊及び南部経済回廊等の陸の連結性強化とともに海洋の連結性強化にも取り組み、FOIP 実現のための連結性強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、大洋州地域では同地域初の海外投融資案件をパラオで実現し、南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款の供与を行い、日印関係深化に貢献した。中南米地域では日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、アフリカ地域では TICAD 7 に際して成果文書への貢献や効果的な広報に努め、会議の成功に大きく貢献し、各地域における外交政策の推進に大きな貢献を行った。

【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】

開発協力大綱でも重視されている開発への民間資金の活用や、本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく海外投融資の実施体制を強化し、規模としては最大の承認額を達成したほか、その中で G7 シャルルボワ・サミットで合意された「2X Challenge : Finance for Women」に寄与する初の海外投融資案件を承認した。その他、機構初の劣後融資、サブサハラ地域限定ファンドへの出資など新たな取組を導入した。また、政府が策定したインフラシステム輸出戦略でも重要視する運営・維持管理 (O&M) の体制構築に係る借款の第一号案件が形成されたことを始め、日本企業の質の高いインフラ輸出拡大に貢献するなどの成果を挙げた。

【多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大】

国際協力に関連する知見・技術を有する地方自治体、NGO 等市民社会、大学・研究機関との連携を強化すべく様々な取組を実施した。協力隊の活動と国内での活動を組み合わせた人材育成モデルを構築した熊本県との連携に代表されるように、多数の地方自治体との連携によって日本政府の重要課題である地域の国際化に貢献したほか、大学・研究機関等との連携では、放送大学との連携によりリモートで多くの研修員に講義を提供するという、今後の技術協力にも貢献しうる先進的な取組が行われるなどの成果を挙げた。日本理解プログラムの創設等を含む「開発大学院連携」を推進し、ブラジルではサンパウロ大学と共同で「ブラジル日本開発研究プログラム」を創設したことも特筆される。また、TICAD における我が国の公約である ABE イニシアティブの推進は、産官学の連携の好例として内外から高く評価され、国際協力に対するオールジャパンでの取組体制の強化に繋がった。

【安全対策】

2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けた「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、適時に安全対策措置・行動規範を見直すとともに、順次関係者の一時帰国措置を実施した。

【国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進】

TICAD 7、UHC フォーラム及び気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）等の主要国際会議における多数のサイドイベント等の開催により、機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に参画し、重要な外交政策上の会議の成功に貢献した。TICAD 7 では、過去最多の機構理事長と各国要人間のバイ会談を実施した。我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障」について、UNDP と連携しつつ発信を強化し、国際協力における援助潮流の醸成に貢献するなどの成果を挙げた。新興ドナーとの連携についても、日中政府間の第一回開発協力対話に実施機関として参加し、今後の開発分野の日中協力の方向性につき、実施機関の立場から有益なインプットを行った。

なお、2019 年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、年度末に発生したことから当該年度の活動への影響は限定的であったが、2020 年度以降の事業実施に対しては外部要因として大きな影響を及ぼすことが想定される。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

監事等からの意見	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の達成に向けて概ね効果的かつ効率的に実施されたものと認める。 2. 法人の内部統制システムは、概ね適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、特段指摘すべき事項は認められない。法人業務は有償資金協力による出融資を含め複雑化し多様化する傾向にあり、また、当該事業年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、法人業務のみならず開発途上地域の経済及び社会に深刻な影響をもたらしている。内部統制システムの整備と運用及びそれに関する役員の職務の執行については、現状と課題を適時に把握するとともに適切かつ迅速な改善と対応が望まれる。 3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。 4. 財務諸表等及び事業報告書に係る会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5. 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直しについては、適切な取組が行われていると認める。 7. その他（主な留意すべき事項）
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制関連：適切な予算執行、理事会運営の改善、海外投融資の適切な管理等 ・組織関連：小規模拠点の管理、NS（現地スタッフ）の活用強化、ICT技術・AI等の整備・活用等 ・事業関連：「インパクト投資運用原則」による開発効果の分析、クラスターアプローチの導入・定着、海外協力隊事業の新しい事業展開、日系社会との連携強化等
<p>その他特記事項</p>	<p>第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。

5. 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 評定調 書No.
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
日本の開発協力の重点課題		A	A			
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	-	-	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	-	-	No.2
普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	<u>S○</u>	<u>A○</u>	<u>S○</u>	-	-	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	-	-	No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	-	-	No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	-	-	No.6
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	-	-	No.7
事業実施基盤の強化	A	A	A	-	-	No.8
II. 業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	-	-	No.9
業務運営の効率化，適正化	B	B	B	-	-	No.10
III. 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善	D	B	B	-	-	No.11
IV. 安全対策に関する事項						
安全対策	<u>B○</u>	<u>B○</u>	<u>B○</u>	-	-	No.12
V. その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	-	-	No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	-	-	No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	B	-	-	No.15
内部統制の強化	C	B	B	-	-	No.16
人事に関する計画	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	-	-	No.17

注1：評定は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとめりとして扱い、評価を行う。

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.ー (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、環境インフラ海外展開基本戦略
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	ー
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139無償資金協力、0140独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ～項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額 (百万円) ¹	107,613	104,587	106,322	-	-
決算額 (百万円) ²	193,476	201,957	188,343 ³	-	-
経常費用 (百万円)	100,229	106,569	99,955 ⁴	-	-
経常利益 (百万円)	△ 11,222	△ 10,984	△ 4,927 ⁵	-	-
行政コスト (百万円) ⁶	100,027	106,378	99,955 ⁷	-	-
従事人員数	1,370	1,378	1,377	-	-

* 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとめ」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

1 2019 年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017 ～2018 年度の計数を修正した。

2 2019 年度より無償資金協力事業費及び受託経費を含めたため、2017 ～2018 年度の計数を修正した。

3 暫定値、無償資金協力事業費及び受託経費を除けば98,998百万円

4 暫定値

5 暫定値

6 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

7 暫定値

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標参照箇所：

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」。

中期計画参照箇所⁸：

1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。

年度計画参照箇所：

1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。

主な評価指標

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」に対応する指標。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 > 評定：S

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 4 項目、A 項目 1 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 4 項目においては中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

< 課題と対応 >

No.1からNo.5の各項目を参照。

3-5. 主務大臣による評価

評定：A

< 評定に至った理由 >

一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 4 項目、A 評定 1 項目と、全ての項目において所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

各項目参照。

< その他事項 >

（予算額と決算額の乖離）

2019 年度の予算額 106,322 百万円に対し、決算額は 188,343 百万円となっている。他方、これは無償資金協力事業や受託業務の一部は金額等が当該年度中に決まるため、予算額には含まれていないことによるものである。無償資金協力事業費及び受託経費を除いた 2019 年度の決算額は 98,998 百万円であり、予算額に対して 10%以上の乖離は生じていない。

⁸ 中期目標及び中期計画は JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31 / 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度 *	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 ⁹	目標値 / 年 ¹⁰	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
			【指標 1-6】 ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数長期研修等）	900 人 ¹¹ (2013-2017)	-	279 人	119 人
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等）（人） ¹²	1,000 人 ¹³ (2013-2017)	150人	208 人	166 人	184 人	-	-
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）**			20,281	22,558	20,499 ¹⁴	-	-

⁹ 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

¹⁰ 2018 年度計画における目標値

¹¹ ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人（2017 年度に 1,000 人達成）

¹² 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受け入れ制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受け入れ実績を集計していたが、2019 年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベティブ・アジア事業に該当する留学生の受け入れ実績を集計する。

¹³ Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

¹⁴ 暫定値

* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

** 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (1)、中期計画：1. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p> <p>ア 都市・地域開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、その基礎となる土地利用及びインフラ整備計画を含むマスタープランの策定等を支援する。その際、その都市の人々のライフスタイルや習慣を重視した都市開発及び公共交通志向型都市開発の推進、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展を推進する。 ・ 開発途上国の都市問題を解決し持続可能な都市開発を推進するため、スマートシティの考え方や技術をいかす方策を検討し、具体的な開発計画を提案する。 ・ 都市・地域開発分野における人材育成、計画策定及び事業実施の有機かつ効果的な協力を推進するため、留学生・研修を含めた分野全体での協力プログラムを構築する。 ・ インドネシア中部スラウェシ地震の復興支援事業等を通じて、被災地のより良い復興（BBB：Build Back Better）の実現や、都市防災の実現に向けた貢献を行う。 <p>イ 運輸交通・ICT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自由で開かれたインド太平洋」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。 ・ 特に、産学官との連携体制の下で道路アセットマネジメントプラットフォームの活動を展開し、アジア・アフリカ地域を中心に効率的かつ質の高い道路アセットマネジメント人材育成支援を実施する。 ・ 各国での新たな都市鉄道システムを導入する。公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）を推進する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性、持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性、安全性の向上等を考慮する。インド高速鉄道事業では、設計、技術基準策定、組織開発及び人材育成を支援する。 ・ 港湾・空港の施設建設及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を通じてアジア・アフリカ地域における物流の円滑化及び安全性の向上に取り組む。 ・ ICT を活用したソリューションを提供することで新しい価値や仕組みを創造する「X-TECH」を促進し、開発事業の効率化及び効果拡大を図る。運輸交通分野ではBIM/CIM（Building Information Modeling / Construction Information Modeling）の導入を促進する。 <p>ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動対策や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に貢献しつつ、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を実施する。事業実施に当たっては、近年のエネルギーセクターにおける目覚ましい技術開発の進展や民間の参入といった動きに対応するため、民間、大学、他

ドナー等が保有する最新の知見及び技術の活用や、民間資金による事業の展開を視野に入れた支援にも取り組む。さらに、人材育成については、日本の開発の経験や知見の一層の活用に留意する。

- ・ 特に、低炭素なエネルギーの利用に向けて、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの高い国、比較的エネルギー消費量が大きく改善の余地が大きい国を中心に、協力プログラム等を形成・実施する。また、新技術を活用した発電所の運営・維持管理や、送配電網の保守能力強化等を通じて、発電セクター総体としてのエネルギー効率の向上に取り組むとともに、日本のノウハウや過去の教訓を踏まえて効果的な協力アプローチを検討する。さらに、「ハイブリッド・アイランド」プログラムやソロモン再生可能エネルギーロードマップの策定、マレーシア海洋発電等を着実に実施し、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する。
- ・ アクセス向上に向けて、サブサハラ・アフリカ地域における電化率向上に重点を置き、事業を形成・実施する。特に、他ドナーとの連携を進めつつ、TICAD7 に向けたアフリカにおけるエネルギー支援策の打ち出し及び具体的な事業形成に取り組む。またジブチでの試掘等、地熱開発支援を着実に実施する。
- ・ 「資源の絆プログラム」では、日本の開発経験も含めた教育を行い、プログラムの更なる質の向上に取り組む。

エ 民間セクター開発

- ・ 開発途上国の産業振興に貢献するため、民間企業の育成及び先進国から開発途上国への直接投資の促進を支援する。
- ・ アジア地域では、本邦企業と現地企業のリンケージ強化を通じ、現地の産業、企業及び人材を育成する。IoT 等を活用した製造業の高度化や起業家育成に係る支援方策についての調査を行う。また、フィリピンでは自動車産業サプライチェーンの強化及び産学連携を通じた人材育成、ミャンマーでは海外直接投資促進に向けた行政官能力強化及び投資環境改善、ベトナムでは中小企業振興を通じた裾野産業の育成、カンボジア・ラオスでは企業経営者や起業家等の育成に加え、日本と現地の企業・大学の連携拠点として日本人材開発センターの機能強化に取り組む。
- ・ アジア以外の地域では、企業の能力強化を通じて民間セクター主導の成長を加速するとともに、国際的な研究機関と共同でカイゼンに係る研究書籍の発刊を行う等ナレッジを創出する。アフリカ地域では、カイゼン e-Learning の試行導入、カイゼンのインパクト研究への着手、金融アクセスの現状及び解決策に係る調査、カメルーン・ガーナでの企業経営改善への取組等を通じて TICAD プロセスに貢献する。中南米地域では、品質・生産性向上に向けた南南協力を実施する。中東地域では、パレスチナの農産加工団地と企業の経営支援を通じ「平和と繁栄の回廊」構想に貢献する。また、G20 観光大臣会合での成果発信を見据えた観光開発の SDGs への効果測定手法に係る調査に取り組む。
- ・ 高度人材育成機能を強化するため、産業振興や産業人材育成に資する各国拠点大学の教育・研究・運営能力強化や本邦大学等とのネットワーク強化に向けた事業を実施する。インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等での既存の取組に加え、カンボジア等において新たに拠点大学強化のための協力を開始する。また、アフリカ及びアジアの産業人材の育成を目指す ABE イニシアティブやイノベティブ・アジアでの研修員の受入を継続する。

オ 農林水産業振興

- ・ 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。
- ・ 特に、「小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)」アプローチの普及に向けた取組をアフリカのみならず、中南米、南アジアでも開始し、更に多くの農業普及指導者を育成するとともに、農業生産者の所得の向上を支援する。また、TICAD7 に向け民間企業や国際機関とともに今後の SHEP の展開計画 (SHEP100 万人計画) を策定し、TICAD7 にて発表する。
- ・ ASEAN 事務局と協働で進めている「ASEAN-JICA フードバリューチェーン (FVC) 開発支援プロ

プロジェクト構想」の枠組の中で新規事業を形成する。また、中南米及びアフリカにおいて FVC 関連の調査を実施し、産学官連携も視野に入れた具体的な優先事業案を策定する。

- ・ 農林水産分野の人材育成及び産学官連携を一層推進するため、「JICA 食と農の協働プラットフォーム」を設置し、これまで蓄積した大学との連携に加え民間企業とのネットワーク拡大に取り組み、産学官の連携事業を形成する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保する上で基盤となる財政の効果的かつ持続的な運営、及び金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域においては、連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・効率化支援、徴税強化や歳出管理強化、公共投資管理強化による財政の健全化支援、及び証券・保険等を含む金融分野の健全な育成に向けた支援を実施する。
- ・ アフリカ地域においては、TICAD 7 の重点分野も踏まえたワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP) の推進による回廊開発への貢献や国境管理強化に係る支援、及び財政管理の強化に向けた支援を実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況 (SDGs Goal 11 関連)
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 9 (9.1, 9.c) 関連)
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 7 関連)
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 8 (8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9), Goal 9 (9.2, 9.5) 関連)
- ・ 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 4 (4.3, 4.4) 関連)
- ・ 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 2 (2.3, 2.a) 関連)
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 8 (10, a), Goal 10 (4, 5), Goal 17 (1) 関連)

3-2. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 ¹⁵	3件	5件	5件		

¹⁵ 2015 年度実績

公共交通志向型開発戦略提案数	5 件 ¹⁶	5 件	3 件	5 件		
ステークホルダー会議開催数	14 回 ¹⁷	95 回	16 回	36 回		

(1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン（M/P：Master Plan）の策定支援

① 対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりの推進

- ・ タイ「未来型都市推進持続性推進プロジェクト」：タイが抱える都市と地方の格差、高齢化等の社会問題を踏まえて、地方都市の特徴やポテンシャル、将来を見据えた都市開発のコンセプトを確立し、その実現に向けた事業実施プロセス、実施手法を策定した。6つの地方都市で都市開発計画を策定し、それらの都市で高齢化社会への対応や観光振興などのパイロットプロジェクトを実施した。その結果、地方都市における自治体を主体とした持続可能な開発が第12次国家経済社会開発計画及び20か年国家戦略にも位置付けられた。さらに、参加型の都市計画策定の手法を他の都市にも定着させ、また、タイ政府自身による事業継続に向けた体制強化を図るため、実施機関内に都市計画局が新設されたほか、新たに2つの地方都市を対象に都市開発計画の策定を支援した。
- ・ マダガスカル「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」：行政と経済の中心地であるアンタナナリボ都市圏に多極型の都市構造の構築、計画的な放射・環状道路による都市交通の改善等を内容とする、アンタナナリボ圏都市開発計画を改定した。同様にトアマシナ都市圏にて、首都へのアクセスと国際港を有する強みをいかし、将来的な工業拠点への発展を視野に入れたトアマシナ圏都市開発計画を改定した。これらの都市計画の検討に当たっては、マダガスカル政府や多様なステークホルダーから都市課題を聞き取るとともに、将来的にマダガスカルの中で担うべき都市機能について密な協議を行い、都市の開発ビジョンを決定した。
- ・ モーリタニア「ヌアクショット都市開発マスタープラン策定プロジェクト」：本プロジェクトの成果であるヌアクショット都市開発 M/P が、モーリタニア国の閣僚会議において正式承認された。2018年10月の策定の後、機構セネガル事務所を通じてモーリタニア政府の承認手続きを適宜フォローした。
- ・ ミャンマー「ヤンゴン都市開発事業」：ヤンゴンの都市開発 M/P で提案されたプロジェクトの具現化を図るために、技術協力プロジェクト「都市開発管理能力向上プロジェクト」を実施するとともに、排水路改修、渋滞改善のための主要道路改修、中心商業地区の街路整備等を実施する円借款「ヤンゴン都市開発事業」の借款契約（L/A：Loan Agreement）に調印した。

② 公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の推進

- ・ ラオス「持続可能な都市交通能力強化プロジェクト」：都市化の進展にともない交通渋滞など交通環境が悪化するとともに、公共交通整備（バス高速輸送システム（BRT：Bus Rapid Transit））の検討が進むビエンチャン市において、公共交通を軸とした街づくりに向けた都市交通政策の作成支援及び運営能力強化を開始した。
- ・ インドネシア「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2」：ジャカルタは堅調な経済成長に伴い、車両登録台数が大幅に増加するとともにバスの利用割合も大きく減少する

¹⁶ 2015 年度実績

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56 回

等、交通渋滞がますます悪化する状況にある。円借款による都市高速鉄道(MRT: Mass Rapid Transit)の整備とあわせ、公共交通指向型のジャカルタ首都圏の都市交通 M/P の更新支援及び行政機関の計画策定・実施能力強化を実施した。

③ 多様なアクターとの協働体制の構築

- ・ TICAD 7 のサイドイベント「アフリカにおける持続可能な都市とコネクティビティ向上の実現 - 質の高いインフラがアフリカの都市にもたらす可能性 -」を国土交通省、アフリカ・インフラ協議会(JAIDA)と共催するとともに、横浜市や世界銀行、アフリカ開発銀行等と持続可能な都市の実現策や回廊開発に関する具体化を検討した。また、アジア・大洋州都市フォーラム、世界都市フォーラム等のサイドイベントを通じ、国際連合人間居住計画(UN-HABITAT: United Nations Human Settlements Programme)と今後の連携方策を検討した。
- ・ 日本都市計画学会「海外の都市開発分野における産学官の連携のための交流分科会」の企画・運営への参画及び課題別研修「都市計画総合」での協働や国際防災フォーラムでの土木学会との連携等、関係学会との協働体制を強化した。2020 年度からの長期研修「持続的な都市開発」の受入開始に向け、東京工業大学、横浜国立大学、早稲田大学等との連携を強化した。さらに、都市開発分野等でのイノベーティブな技術の活用を促進すべく、東京大学産学協創推進本部との共同調査に係る覚書を締結した。

④ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- ・ **中米 6 か国「中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」**: 中米 6 か国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)において、2035 年を目標年次とする物流ロジスティックス開発M/P の策定、及びその実施に資する組織強化・人材育成を行うプロジェクトを開始した。各国の都市間をつなぐ物流ネットワークの強化を通じて中米 6 か国域外からの直接投資を促進し、域内の貿易・経済活性化に寄与することを目指す。
- ・ TICAD 7 のサイドイベントを国土交通省と共催し、アフリカ連合(AU: African Union)が掲げる Agenda2063 の地域統合に向け、地域の連結性を重視し、産業開発、経済開発のポテンシャルとインフラ整備を複合的かつ有機的に機能させていく回廊アプローチの経済開発、域内統合への貢献の有効性に関する事例紹介等を行い、回廊開発を進めていく上での課題に関する議論に貢献した。

(2) スマートシティを通じた持続可能な都市開発の推進

- ・ **ASEAN スマートシティネットワーク(ASCN: ASEAN Smart Cities Network)**: シェムリアップ、ジョホールバル等 ASCN 参加 5 都市の現地動向等を分析するとともに、国土交通省主催の「日 ASEAN スマートシティネットワークハイレベル会合」で、各都市のニーズ、都市課題に関する情報収集を行うとともに、既存案件や将来の案件形成に関する意見交換・検討を実施した。
- ・ **タイ「バンサー駅周辺地区再開発促進に向けたスマートシティ構想の事業提案に係る情報収集・確認調査」**: バンコクのレッドライン(円借款で支援中)の終着駅となるバンサー地区のスマートシティ構想策定を支援した。スマートモビリティ、スマートエネルギー、スマートエンバイロメント等を中心に、スマートシティ開発に向けた組織や事業モデル、ロードマップ等を提案した。また、東京及びバンコクでセミナーを開催し、本邦企業 200 社以上に調査結果を発信した。

(3) 被災地のより良い復興や都市防災の実現

- ・ **インドネシアでの中部スラウェシ復興支援**: 2018 年 9 月に中部スラウェシ州で発生した地震からの復興支援に当たり、「より良い復興」(BBB: Build Back Better)の実現を目指し、ハザード

マップ及び空間計画の作成支援、インフラ復興計画作成支援、生計回復事業の実施支援からなる「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」を実施した。本プロジェクトでは学識経験者、東日本大震災の被災自治体、国土交通省をメンバーとする国内支援委員会を設置した。本邦研修等で右被災自治体を訪問するとともに、委員を講師とする現地セミナーを開催し、日本の復興経験を共有した。また、地震で被災した中部スラウェシ州の中核的なインフラ施設であるパル第四橋等の橋梁、道路及び堤防等を再建・整備するための無償資金協力「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画」の贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結するとともに、復興計画、BBBのコンセプトの具現化に向け、インフラの再建及び新設を行う円借款「中部スラウェシインフラ復興セクターローン」のL/Aに調印した。

- ・ **モザンビーク「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」**：2019年3月に発生したサイクロン・イダイによる被災からの復興支援に当たり、BBBの実現を図るため、ハザードマップの作成を支援するとともに、甚大な被害を受けた学校の復旧事業を開始した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 都市・地域開発分野のサブクラスター¹⁸「持続可能な都市開発／スマートシティ」、「回廊・地域開発」はSDGsゴール11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に貢献するものである。また、都市開発M/Pや地域開発計画ではインフラ等の基本計画や構想の策定を行っており、ゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」にも貢献する。なお、モンゴル国家開発計画策定プロジェクトは、SDGs達成のための「持続可能な開発ビジョン2030」に基づき開発計画策定支援を行っており、開発計画の策定支援を通じ開発途上国自身におけるSDGs達成に向けた取組を促進している。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
旅客数	19	945 千人/日	2,586 千人/日	1,229 千人/日	千人/日	千人/日
貨物量	20	344 千トン/日 3,501TEU/日、 2,192 台/日 2,207 百万トン km/日	336 千トン/日	303 千トン/日	千トン/日	千トン/日
運輸交通に係る研修実績数	860 人 ²¹	854 人	836 人	672 人	人	人

¹⁸ クラスター・サブクラスターについては、項目 No.13 の記述参照。

¹⁹ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

²⁰ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

²¹ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

運営・維持管理の協数 又は支援との連携数	4.25 件 ²²	23 件	11 件	8 件	件	件
-------------------------	----------------------	------	------	-----	---	---

(1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

① 道路アセットマネジメント人材育成支援

- ・ 開発途上地域での道路アセットマネジメントの定着に向けて、国内の経験・知見の集約を目的としたプラットフォーム活動に対する助言及び活動支援体制として、国内支援委員会を立ち上げた。同委員会は学識有識者を委員長とし、国土交通省、土木学会、日本アセットマネジメント協会、モニタリングシステム技術研究組合等からなり、2019 年度は 2 回開催した。同委員会の助言も踏まえ、課題別研修の体系の整理、研修内容の重複の排除等といった道路分野課題別研修のスリム化や各国のアセットマネジメントの定着度・成熟度を評価する指標の検討を行った。また、同指標を日本国内で活用することも視野に入れつつ、カンボジア、ラオス、ブータン、キルギスの 4 か国で成熟度評価を実施した。
- ・ 土木学会との協力覚書の下、土木学会に新たに創出されたインフラマネジメント技術国際展開研究助成と機構事業との連携可能性を検討した。採択件数 10 件中 5 件の研究活動が機構事業との連携を想定した内容となっており、今後同研究助成とともに、インフラマネジメント技術の国際展開に資する活動が期待される。
- ・ 道路アセットマネジメント関係の長期研修で新たに 4 か国 6 名の受入を開始し、2019 年度は 6 か国 10 名に拡大した。また、2020 年春入学に向けた候補者人選を大学関係者と実施し、対象 7 か国から 18 名の候補者が合格し、受入の準備を進めた。来日中の 10 名の長期研修員に対しては、受入大学による授業・研究以外のプログラムとして、道路アセットマネジメントに関する特別プログラムを土木学会、国際連合地域開発センター（UNCRD : United Nations Centre for Regional Development）との共催で 2 回実施した。このプログラムでは、国土交通省・高速道路会社といった道路管理者の取組や国内大学による技術者育成の取組、民間が有する先端技術を使用した橋梁点検デモンストレーション、千葉県君津市が取り組んでいる AI 診断導入を目指した産学官連携による橋梁点検の取組、舗装会社が管理・運営する有料道路での道路アセットマネジメントの取組といった帰国後に参考となる事例を紹介した。また、長期研修員と国内関係者とのネットワーク形成、産学官連携への理解、民間企業の開発技術に対する理解を促した。
- ・ 産学官連携の取組事例として、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築」で、開発に伴う地形や地盤、都市環境の変化等をモニタリングし、将来的な災害脆弱性を評価するシステムを開発した。このシステムによるモニタリング結果に基づいた災害対応を行うための、産学官連携プラットフォームの構築が行われている。ミャンマーでは、2018 年 4 月の吊橋崩落事故の発生を受け、インフラ構造物の維持管理の重要性が再認識されているなか、同様の崩落事故が懸念される橋梁が複数供用中である。この産学官連携プラットフォームを活用した維持管理体制の構築が不可欠なため、新規案件の道路橋梁維持管理能力強化プロジェクトの詳細計画策定調査に SATREPS 案件の日本側研究者にも同行してもらい、SATREPS との連携・研究成果の実装を目指した道路橋梁維持管理能力強化プロジェクトの協力内容を取りまとめ、同プロジェクトの討議議事録（R/D : Record of

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

Discussions) を締結した。ザンビアでは、岐阜大学工学部とザンビア大学が 2019 年 1 月に国際交流協定を締結したことを受け、実施中の「橋梁維持管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」にザンビア大学によるザンビア道路開発庁に対する橋梁技術者育成の取組を追加した。ザンビア大学の技術者育成活動を支援するため、2020 年 1 月に岐阜大学と契約を締結し、官学連携による持続的な橋梁技術者育成体制の構築を目指した協力を開始した。

- ・ プラットフォーム活動のなかで国内研究者との意見交換を実施し、開発途上国での活用可能性が期待できる技術を機構事業のなかで試行的に導入した。具体的には、ケニアで実施中の技術協力プロジェクト「道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクトフェーズ 3」で、JIP テクノサイエンス(株)が開発した道路の平坦性を簡易に測定することが可能な路面性状把握システム i-DRIMS の導入を図った。本事業を通じて同システムの効果を検証し、同システムを活用した路面性状測定を規定することで、ケニア全土の道路において年 1 回の路面性状計測が定着するとともに、開発企業によるケニア国内での販売に関する代理店契約の協議が進められ、2018 年 5 月に代理店契約が締結、2019 年 4 月にケニア関係機関にて 3 台の i-DRIMS が購入された。本事業では、同システムに関する普及活動をウガンダ、ルワンダ等の近隣諸国にも実施しており、事業終了後は、代理店を通じて同システムが近隣諸国を含めて更に普及・展開することが期待される。
- ・ タジキスタンの技術協力プロジェクト「道路災害管理能力向上プロジェクト」及び「道路維持管理改善プロジェクト」の活動を通じて、道路分野の維持管理人材の育成を含めた運輸省道路維持管理局が抱える道路分野の課題解決に向けた取組を推進した。これら事業への高い貢献度から、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」を、同チームの現地スタッフ 2 名が「奨励賞」を受賞し、同国運輸大臣より授与された。同賞は旧ソ連時代に設立され、道路整備・維持管理業務に従事する政府関係者、大学、民間企業のなかから選定されるもので、過去 10 年間で外国人による「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」受賞は、新規道路建設に関わった中国人技術者に次いで 2 人目である。
- ・ 2018 年度年に引き続き、2019 年度も東京ビッグサイトにて開催された第 2 回インフラ維持管理・老朽化対策総合展「社会インフラテック 2019」にブースを出展し、機構の道路アセットマネジメントに関する活動を紹介するとともに、関係する民間企業・学識有識者との情報交換を行った。同展示会には 3 日間で延べ 18,500 人が来場し、機構ブースに訪れた方々からは本邦技術の海外展開支援や長期研修による人材育成の取組等について高い関心とともに、開発途上地域における道路インフラの長寿命化に資する取組について、多くの方の好評を得た。

② 物流・交流拠点となる道路・空港・港湾整備支援

- ・ **カンボジア「チュルイ・チョンバー橋改修計画」**：ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる東南アジアの南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了した。開通式典にはフン・セン首相も出席し、「首都プノンペンと地域を結ぶ大変重要な橋で、日本による資金協力そして日本企業の技術に感謝」と発言されるなど、両国間の友好関係の強化に大きく寄与した。
- ・ **ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）」**：ミャンマーで円借款を通じて支援したティラワ地区港にて、機構の側面支援を経て、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始した。

- ・ **モンゴル「新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」**：実施中の円借款「新ウランバートル国際空港建設事業」と並行して、日本のノウハウを活用しつつ、空港の運営・維持管理能力強化のための技術協力プロジェクトを実施中である。施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援を行うことで、空港全体の適切な運営・維持管理に向けた能力強化を図った。これにより本邦企業が空港ターミナル運営権を取得し、日本のプレゼンスの向上につながった。
 - ・ **ジブチ「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」**：ジブチにおいて、フェリーの建造及び港湾施設の整備からなる無償資金協力の準備調査を実施し、G/A を締結した。本事業により、首都ジブチ市と北部の都市の間をつなぐフェリーの輸送能力が向上するとともに、季節風の時季に運休を余儀なくされているフェリー輸送が年間を通じて安定的に運航されるようになる。
 - ・ **バングラデシュ「マタバリ港開発事業（I期）」**：バングラデシュ国初の大水深港を新設するため、岸壁とコンテナヤード、多目的ヤード等を整備する円借款のL/A に調印した。取扱能力不足で沖待ちが常態化しているチッタゴン港の機能を補完し、物流改善に寄与することが期待される。
 - ・ **タジキスタン「性能準拠型航法導入に係る能力開発プロジェクト」**：衛星技術を活用したより効率性かつ安全性の高い性能準拠型航法（PBN：Performance Based Navigation）飛行方式の導入を目的に、PBN 飛行方式の設計に係る航空管制官・航空情報業務職員の能力強化を行う技術協力プロジェクトの R/D に署名し、協力を開始した。タジキスタン空域の航空輸送の安全性向上への寄与が期待される。
 - ・ **ミャンマー「航空機監視システム改良計画」**：航空機監視レーダー等を整備する無償資金協力を開始した。ミャンマー国内の 3 国際空港（ヤンゴン、マンダレー及びネピドー）に航空機監視レーダーを、また、ヤンゴン航空交通管制センターに航空機監視装置の設置を行い、3 空港の周辺を飛行する航空機運航の安全性向上及び離発着可能な航空機数の増強を図るものである。
- ③ **自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等**
- ・ **バヌアツ「テオウマ橋災害復興計画」**：バヌアツでは、サイクロン被害に遭ったテオウマ橋の橋長延伸を含む架け替え、付近の河川改修及びアプローチ道路改修を協力内容とした無償資金協力「テオウマ橋災害復興計画」の G/A を締結した。本事業の実施により、持続可能な交通確保を図り、同国の経済活動の維持及び各種サービスへのアクセスを確保し、自然災害に対する幹線道路の強靱性の強化に寄与することが期待される。
 - ・ **モルディブ「地上デジタルテレビ放送網運用能力向上プロジェクト」**：日本方式の地上デジタル放送の導入を図るモルディブにおいて、地上デジタルテレビ放送普及能力、機材運用能力、番組制作能力及び防災関連機器（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）運用能力の強化を行う技術協力プロジェクトを開始した。地上デジタルテレビ放送網が適切に運用されることで、島嶼間の気象及び防災等の情報格差是正への寄与が期待される。
- (2) **各協力手法・取組の相乗効果の発揮**
- ・ カンボジアでは、無償資金協力「プノンペン交通管制システム整備計画」の竣工式が行われ、プノンペン都知事から受注業者である三菱商事(株)・住友電気工業(株) JV に対して感謝状が贈られた。同事業ではプノンペンの 115 か所に信号制御機、車両用や歩行者用の灯器、車両感知器を、26 か所に交通状況をモニタリングするカメラを設置したほか、交通管制センターも整備され、光ケーブルで接続した車両感知器で交通情報をリアルタイムに収集することで交通状況に適した信号制御を行うことが可能となった。無償資金協力で整備した機器の効果を最大限に発揮すべく、カン

ボジア政府と協議を重ねた結果、この交通管制センターの運営管理能力向上に関する技術協力プロジェクトが要請された。

- ・ ケニアでは、東アフリカ地域の玄関口であるモンバサで、モンバサ島と南部のリコニ地区をつなぐ橋梁建設により、モンバサ域内の交通渋滞緩和及び交通円滑化を図り、域内経済活動の活性化及び当国・周辺国の経済発展に寄与する案件として円借款「モンバサゲートブリッジ建設事業（第一期）」の L/A に調印した。本事業は「自由で開かれたインド太平洋」上の重要拠点であるモンバサに対する協力で、TICADVI 時に両国首脳により合意された重要政策である SEZ 経済特区開発にも寄与する案件である。また、同橋建設後の維持管理体制の構築に向けて橋梁維持管理能力強化プロジェクトの実施が決定し、R/D の締結に向けて協議を実施した。同プロジェクトにより維持管理体制の強化を図り、モンバサゲートブリッジが適切に維持管理されることが期待される。

(3) ICT の活用 (X-TECH の促進) による開発事業の効率化及び効果の拡大

- ・ 運輸交通分野では、設計内容・作業手順の理解や設計手戻りの業務軽減、将来の効率的な運営管理等の実現に向けて、無償資金協力案件の協力準備調査 4 件で BIM/CIM を試行導入した。ベナン「コトヌ立体交差建設及び道路改良計画準備調査」とガーナ「第二次テマ交差点改良計画準備調査」では、支障物件等の地下埋設物との干渉確認・移設計画や迂回路切り回し等の施工計画の検討・説明において、BIM/CIM を用いた調査結果を用いたことで相手国政府関係者への理解促進につながることを確認された。タンザニア「ドドマ市内環状道路整備計画準備調査」とトーゴ「ソコデ・バイパス建設計画準備調査」は、ルート選定や道路計画・設計における住民説明や手戻りによる作業負担軽減といったことが期待でき、調査を実施中である。
- ・ **ルワンダ・宇宙プログラム策定支援アドバイザー**：宇宙地理空間情報の利活用のためのルワンダ政府による政策づくりを支援することを目的として、「宇宙プログラム策定支援アドバイザー」を派遣した。専門家の支援により宇宙政策の整備が促進され、ひいては宇宙地理空間情報の利活用、ICT の経済・社会開発への更なる活用が期待される。

(4) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

① インドでの高速鉄道事業支援

- ・ インド初の高速鉄道開業に向け、詳細設計や本邦研修及び専門家派遣を通じた実施機関の組織強化に対する支援を実施中である。2019 年度は本邦にて、インド高速鉄道関係者に対し、技術者や実務者向けの研修を 8 回実施した。研修では、駅設備や車両の視察、各種技術に係る講義等、高速鉄道導入に向けた技術移転を多角的に支援した。また、人材育成に活用する研修教材、カリキュラム、基本マニュアル等を策定した。

② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- ・ **デリー高速輸送システム建設事業**：1997 年以降継続して実施している円借款「デリー高速輸送システム建設事業」及び「フェーズ 2」に引き続き、高速輸送システムの更なるネットワーク化と環状道路の機能補完・代替による同首都圏の交通渋滞緩和を目的として、既存線の延伸及び環状線の整備支援を実施した。デリーメトロの女性専用車両や優先席の導入、定時運航による「列に並んで次の列車を待つ」文化の醸成、工事中の「ノーキ（納期）」の概念の定着、円借款で世界初の鉄道事業のクリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）事業登録など数々の実績を持つ本事業が、マン・モハン・シン前首相から「日印協力の Shining Example」と形容され、バリアフリーの環境実現に貢献したとして 2019 年 12 月にインド国内で「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞した。同賞は、毎年、障害者のエンパワメント

に貢献したインド国内の個人や団体、州及び地方政府などに対して中央政府の社会正義権限付与省より授与されるもので、例年 14 カテゴリで受賞者が決定される。

- ・ **チェンナイ地下鉄建設事業**：インド南部の大都市チェンナイでは、交通渋滞による時間的な経済損失、また大気汚染・騒音などの自動車公害による健康被害が重大な問題となっており、チェンナイ市では、大量高速輸送システムの整備を進め、フェーズI事業において 2 路線の大量高速輸送システムを建設した。同事業の市民に対する貢献度の高さを讃えて、フェーズI事業完了後の運用開始を機にチェンナイメトロ公社が「National Project Excellence Award」を受賞した。同賞はインド国における建設、都市交通、防衛、航空宇宙、エンジニアリング等の主要セクターにおいて成功したプロジェクトやリーダーに贈られる。
- ・ **インドネシアでの都市高速鉄道事業**：円借款で整備したジャカルタ MRT 南北線が本格運行し、ラッシュ時の移動時間の短縮（片道 1 ～ 1.5 時間→約 30 分）等、利便性の大幅な改善に貢献した。本事業は、マスタープラン策定から建設・人材育成まで上流段階からオールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として、日本の令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞した。同賞は「土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクト」を表彰する 90 年余りの歴史があるものである。
- ・ **フィリピン「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」**：フィリピンでは円借款事業「南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツパン）」や「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズI）」等大型都市鉄道事業を集中的に支援していることから、質の高い運営維持管理の人材を持続的に育成する仕組みを早急に構築することが不可欠となっている状況を受け、フィリピンにおける鉄道人材育成・監督の柱となるフィリピン鉄道訓練センターの設立・運営能力強化の支援を実施している。2019 年度は 7 月と 9 月に東京メトロ総合研修訓練センター（以下、PRI）等においてフィリピン運輸省関係者やフィリピン鉄道訓練センター（PRI）の研修指導員の計 24 名に対し研修を実施した。研修参加者はそこで得られた知見や学びをいかして PRI でのリフレッシュ研修や組織運営等に取り組んでいる。
- ・ **ミャンマー「鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」**：円借款で整備が進められているヤンゴン・マンダレー鉄道（約 620km）及びヤンゴン環状鉄道（約 46km）の改修事業において、日本の鉄道システム（車両含む）が導入されることとなる。一方、そのシステムのメンテナンスが現地で適切に継続して実施され、輸送サービス品質が維持・向上され、現地での鉄道輸送需要を増やすためには、技術移転はもちろんのこと、国鉄組織体制（規則改定、予算計画、人材配置・育成など）の改善や交換部品等を計画的に調達する必要がある。本事業ではそのなかでも特に日本の支援が求められている車両メンテナンスと旅客サービスに関して、2018 年度から引き続き支援を行っている。2019 年度は、当初予測していたよりも故障車両数が改善され、また、ヤンゴン駅に階段の上り下りを分けるラインやベンチの設置が行われており、本事業の成果が少しずつ結実してきた。さらに、駅サービスと保線の分野では、JR 東日本と協力して本邦研修を実施、OJT として実際に駅や保線の現場で業務を行うことにより、研修員への技術移転が行われるとともに、受入機関にとっても将来の外国人材活用可能性を検討する機会となった。
- ・ **都市鉄道事業者レベルアップ研修**：都市鉄道分野の人材育成の支援として、これまでは、主に各国の運輸省等の政府機関職員を対象とした日本の鉄道政策・技術を体系的に学ぶ課題別研修を実施してきたが、世界各国で都市鉄道の開業が続く最近の状況を踏まえ、2019 年度に、より都市鉄道事業の運営に焦点をあて、鉄道事業者を対象とした「都市鉄道事業者レベルアップ研修」を新

たに追加新設した。本研修では、鉄道事業者の基幹要員に対して、系統ごとの実習を通じて実践的な技術や運営手法を習得し、自国にいかせる鉄道運営維持・管理スキルの体得を図っている。2019年度は、系統別の実習は「車両」「駅務」の2系統を実施し、横浜市交通局の協力の下、横浜市営地下鉄の車両基地及び駅でのOJT研修を行った。研修員は、チェックリストを活用した車両の点検や駅における点呼、指差喚呼など実習を通じて得た学びや気づきを、帰国後に職場に共有し日々の業務にいかしている。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ・ SDGs ターゲット 3.6「2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」に直接資する案件をタイ、マレーシアで形成したほか、各種道路、橋梁整備案件の計画・設計に際し、交通安全向上を念頭においた設計とした。
- ・ SDGs ターゲット 9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をミャンマー、ブータンで実施した。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益 想定人口	385.5万人 ²³	113万人	861万人	933万人	万人	万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数 うち、資源の絆研修実績数	582人 ²⁴ うち9人	559人 うち17人	410人 うち14人	387人 うち25人	人 うち人	人 うち人
電力開発に係る新規計画策定数	19件 ²⁵	10件	8件	4件	件	件

(1) 安定的で質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

① エネルギーアクセス向上への貢献

- ・ **発電所の建設**：アゼルバイジャンの円借款「シマル発電所建設事業」で同国の電力の10%を供給するシマル複合火力発電所の2号機が完工した。設計から完工まで約12年にわたり尽力したコンサルタントのプロジェクトマネージャー及び同企業が同国大統領より「進歩勲章」を授与された。
- ・ **送配電システムの拡充**：送配電網の計画・拡充を支援し、電力供給の安定化・損失低減・電化に貢献した。カンボジア国内の基幹系統に接続する南部経済回廊の配電網整備事業（無償資金協力）が完工したほか、ミャンマー、スリランカ、キルギス、ナイジェリア、タンザニア、マラウイ、ザンビア等で資金協力の協力準備調査等の実施を通し案件形成に取り組んだ。また、提案型事業では、

²³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76件

フィリピンにて本邦企業（東光高岳、東京電力 PG）が導入を進めていた配電自動化システムがパイロット運用を開始した。本事業を通して、電力供給の信頼度を高めるための日本の技術・ノウハウが普及することが期待される。さらに、過去に円借款で支援したインド・バンガロール市における配電自動化学業に関し、同事業を中心とした取組が高く評価され、インド国の発展に金融、テクノロジー、Social Inclusion 等で際立った功績を残した組織に送られる SKOCH Award の最上位の表彰 (Gold) を事業実施機関が受賞した。加えて、ラオス系統 M/P では、大メコン圏 (GMS : Greater Mekong Subregion) における電力融通を促進するため、アジア開発銀行 (ADB : Asian Development Bank) の広域連系調整プラットフォーム (RPTCC : Regional Power Trade Coordination Committee) と協調して、周辺国における情報収集及び対話促進を強力に進めた。その他、M/P の取組を活用し、日米エネルギー戦略パートナーシップ (JUSEP : Japan US Strategic Energy Partnership) における米国との共同ワークショップを開催したり、米国による規制機関向けワークショップに日本人専門家を派遣したりすることで、日米連携強化及び相乗効果による開発効果増大を図った。

・ **M/P 策定・実施支援に係る取組**：電力エネルギー分野の M/P を策定・実施支援することにより、エネルギーアクセス向上にむけた戦略・計画策定を支援した。特に、近年、太陽光発電等の変動性再生可能エネルギーのコスト低下に伴い、開発途上地域におけるこれら再生可能エネルギーの導入量が増加しつつあり、電力分野の M/P においては、電源の低炭素化とともに系統の安定化を可能とする計画を策定してきた。ブータン、パキスタン、ラオスにおいて電力分野 M/P、ソロモンにおいて再生可能エネルギーロードマップ、イランにおいてクリーンエネルギー全体計画の策定を支援し、このうちブータン、ラオス、イランで支援が完了した。また、2018 年度完成した M/P の実効性を高めるためのフォローとして、モザンビークへの専門家派遣を継続し、スリランカにおける技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査を実施した。

・ **運営・維持管理能力強化に向けた取組**：電力供給の効率性・信頼性向上のため、発電所や送配電網といった設備の運転・維持管理 (O&M : Operation and Maintenance) 改善のための技術協力を行った。パキスタン及びバングラデシュにおいて火力発電所の O&M 改善に取り組んだほか、国際連合工業開発機関 (UNIDO : United Nations Industrial Development Organization) との連携の下、ケニアの地熱発電所において遠隔監視システムを活用した O&M 改善のための案件形成に取り組んだ。ウズベキスタンでは、円借款により建設したガスタービン・コンバインドサイクル (GTCC : Gas Turbine Combined Cycle) 発電所の O&M 強化を念頭に、研修センターに対するシミュレーター導入等を行い研修プログラムの改善を行うとともに、これらの支援をより体系的に実施していくよう、機構内向けに火力発電所の O&M 強化支援策検討のためのマニュアルを策定した。送配電設備については、パキスタン、ミャンマー、カンボジア、ヨルダンにおいて O&M 改善に向けた人材育成等の案件実施・形成に取り組んだ。シエラレオネでは、発電・送配電を含む電力設備全般にわたる O&M 改善を実施した。

② 低炭素エネルギー利用への貢献

・ **再生可能エネルギー／低炭素電源の導入促進**：低・脱炭素クラスターを立上げ、太陽光や風力、地熱等の再生可能エネルギーやコンバインドサイクル・ガスタービン (CCGT) や省エネ機器等の普及拡大等、低・炭素社会実現に向けた支援を行った。大洋州等の島嶼国においては、引き続き「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を通じ、太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの導入促進を継続した。同プログラムに基づき開始したトンガにおける風力発電システム（無償資金協力）が完工したほか、ソロモンにおける再生可能エネルギー 100%ロードマップ策定、フィ

ジーを拠点とした太平洋島嶼国に対するハイブリッド発電導入促進に係る技術協力を実施した。トンガの風力発電は可倒式と呼ばれるもので、風力発電機を 90 度近く倒すことが可能で、台風などの強風の回避や保守管理を容易に行うことができる。当該発電所建設により、温室効果ガス排出抑制並びに離島の発電燃料コスト・保守管理コストの低減が可能となる。また、コスタリカでは地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスII）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。ラスパイラスIIは、米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）及び世銀が毎年開催する 2019 年 7 月の GEOLAC（Geothermal Congress for Latin America and the Caribbean 2019：中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合）で地熱最優秀賞（Best Geothermal in the Region）を受賞、機構円借款実施部分には三菱日立パワーシステムズ(株)のタービンが導入され、日本における長い地熱開発の中で培われた日本の技術が同国のクリーンエネルギー政策の実現に貢献することとなった。ヨルダンでは同国最大規模の 200MW の太陽光発電（海外投融資）が完工間近であり、今後、輸入エネルギー依存脱却に貢献することが期待されるほか、年間 36 万トンの CO2 減が期待される。本事業は、2017 年 5 月に機構が開発途上国における民間セクター向けの協調融資を円滑に行うために国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と締結した業務協力に係る覚書に基づく、2 件目の協調融資案件である。系統における再生可能エネルギー大量導入を促進しながら安定供給を実現するため、系統計画及び運用等に関する技術協力に着手した。需給調整や系統柔軟性を確保するため需要側マネジメント（DSM）の取組も検討を開始した。地熱開発については、日本が有する技術・知見をいかしたリスク低減へのニーズが多く、ケニア等において地熱開発公社の能力強化を目的とした技術協力が完了したほか、ジブチにおける試掘支援を開始した。

天然ガスは比較的環境負荷が低いエネルギー源として、中期的に重要な役割を果たすことから、効率的な需給システムを構築する必要がある。国内天然ガスから LNG への転換を進めつつあるバングラデシュにおいて、老朽化したパイプラインネットワークの安全性及び効率性を改善するとともに、事業運営体制の強化を図るための協力を開始した。GTCC については、チュニジアにおいて発電所（円借款）が部分完工したほか、ミャンマーにおける既設発電所のコンバインドサイクル化（円借款）への支援を決定した。このほか海外投融資案件として、機構はメキシコのエネルギー会社との間で、同社の太陽光発電事業に対する融資契約を締結した。IFC 及び北米開発銀行（NADB：North American Development Bank）との協調融資によるもので、機構にとって初めての「グリーンローン原則」の認証を受けた融資案件となる。また、機構出資による ADB に設置された信託基金（LEAP：Leading Asia's Private Sector Infrastructure Fund）を通じた支援として、ベトナムにおける太陽光発電や同国で初となる水上太陽光発電、タイにおける GTCC 発電所への融資を決定した。このうち、水上太陽光は、ベトナム中部における水力発電所の貯水湖上にソーラーパネルを敷設し、定格容量 47.5MW の発電を行うものである。本事業を契機に、用地取得の制約を受けない水上太陽光発電が今後一層促進されることが期待される。低炭素分野における科学技術開発を促進するため、SATREPS を通じて海洋温度差発電や地熱発電といった再生可能エネルギーの一層の利用やバイオマス由来のガス化や液体燃料化等について、技術開発と開発途上国における社会実装を支援した。特に、海洋温度差発電については、2020 年度にマレーシアにおいて実験プラントを設置することを目的として、導入研修や技術的検討を行った。

省エネルギー促進に向けた取組：今後、本分野における支援を体系的に行っていくため、低・脱炭素クラスターの活動を通して課題別指針の作成に取り組んだ。需要側における省エネルギー促

進のため、パキスタンにおける省エネ基準及びラベリング制度の構築支援を継続するとともに、バングラデシュにおける省エネ機材導入促進のためのツー・ステップ・ローン（フェーズ 2）供与を決定した。また、カリコム諸国（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス）に対しては省エネルギー促進政策の実現に向けたロードマップの作成支援を実施中である。エジプトにおいては、エネルギーデータマネジメントの改善、省エネアクションプランの改定や戦略作り、省エネ施策の評価や診断技術開発等包括的な省エネ協力に着手した。また、省エネ設備の計測システム等について、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）と連携し、現地リソースを活用した現地適合技術の開発を支援している。省エネ課題別研修は地域別にコースが分割されていたが、より開発途上国ニーズに即した研修ができるよう、テーマ別の研修体制へと大幅な改善を図った

(2) 資源の絆プログラム

- ・ 開発途上国地域の資源分野（鉱物資源・地熱資源）の人材を育成するとともに、これら人材と日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化し、更には知日派・親日派を育成する目的で、2014 年度から日本国内の資源系の大学にて修士／博士号を取得できる「資源の絆プログラム」を実施中である。日本国内産学官のネットワークを強化し、新たに 13 か国より 24 名の留学生を受け入れたほか（累計 107 名）、開発途上国の鉱物サンプル採取資源調査と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査を 30 件、本邦の企業及び鉱業機関等でのインターンシップ等を 22 件実施した。また、当該プログラムで日本側の受入大学となっている北海道大学や秋田大学、九州大学等と関連する SATREPS 案件を実施・形成したほか、課題別研修による関係者の受入も行い、ネットワークの維持・拡大、人材育成と研究の相乗効果発現に取り組んだ。

(3) TICAD 7 への貢献

- ・ 「電気をアフリカの全ての人に！ SDGs ゴール 7 達成に向けた挑戦」と題するプレイベントを 7 月に開始するとともに、TICAD 7 開催期間中の 8 月に「アフリカの未来の成長を支える電力セクターのイノベーション」と題するサイドイベントを開催した。当該イベントでは、前アフリカ開発銀行副総裁（現セネガル経済・計画・協力大臣）のアマドゥ・ホット氏やウガンダ電力大臣らをパネリストに迎え、アフリカにおける電力アクセス向上のため、機構は、開発途上国政府、世銀やアメリカ合衆国国際開発庁（USAID : United States Agency for International Development）等のドナー機関と緊密に連携しながら、官民連携に積極的に取り組んでいく方針を確認した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ エネルギー分野のサブクラスター「エネルギーアクセス向上」、「低炭素エネルギー利用」はいずれもSDGs の目標・指標と整合性を取っており、上記取組を通じて、SDGs のゴール7（すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）及びゴール 13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要な開発課題であり、その観点でも、エネルギーの有無で影響を受ける数多くの SDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供など）に貢献した。

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発に係る協力数	38.5 件 ²⁶	81 件	95 件	132 件	件	件
職業訓練・高等教育機関の能力向上に係る協力数	9.5 件 ²⁷	2 件	4 件	5 件	件	件

(1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

① アジア地域における投資促進・産業振興

- ・ **日本センター事業**：企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特に、ベトナム日本センターでは 10 か月間の経営塾コースが現地のビジネスニーズにマッチしているとして人気を博し、2009 年開始時の年間 1 コース 16 名から同 4 コース 120 名に拡大した。また2019 年度には、経営塾コースが開始 10 周年を迎え、これを記念して、2019 年 11 月 15 日に経営塾卒業生コミュニティである経営塾クラブ等からの働きかけもあり、「経営塾 10 周年記念式典」が開催された。同コースの受講生であるベトナム企業経営層が研修で来日した際には、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問し、本邦企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、同コース受講者のうち裾野産業に関わる企業を対象に、2018 年度に引き続き独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と共催で CEO 商談会を実施した。日本企業 89 社・越企業 24 社が参加し、162 件の商談を設定した結果、会場では日越企業と共に約半数が一定の合意に至る等、活発な商談が行われた。また、「FOODEX JAPAN（食品・飲料展）」の JETRO ゾーンに日本センター関連企業からモンゴル（3 社）、カンボジア（1 社）、ミャンマー（2 社）、ウズベキスタン（1 社）が入選し、ブースにて日本の大手飲料メーカーとの商談を実施した。また、別途ミャンマー日本センター、カンボジア日本センターが 2020 年度出展に向けた視察ツアーを実施し、FOODEX 会場で日本企業との交流会を実施した。
- ・ **インド**：包括的中小企業振興を通じた裾野産業の育成を継続した。プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会から「海外推進、普及功労賞」を受賞した（総合的品質管理（TQM：Total Quality Management）の普及・推進に関し、優れた業績のあった者として 3～5 年に 1 度の頻度で原則 1 名が選定されるもの）。
- ・ **インドネシア**：インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、省庁横断型会議体による政策対話の会合にて政策提言を行った。結果として、インドネシアでは、産業高度化に資する新たな減税制度（研究開発（R & D）・人材育成に取り組む企業に対する大幅な減税制度）が導入された。

② アジア地域以外における起業家・企業育成

- ・ **アフリカ生産性推進機関のネットワーク化、カイゼンアワード**：チュニジアでアフリカカイゼン年次会合を開催した。アフリカ、アジア、中南米から政策立案者（大臣、次官等）、生産性向上を推進する機関の実務者、企業、学者等約 200 名の参加を得て、各国の知見共有及びネットワーク化を推進し、TICAD7 に向けた提言を取りまとめた。また、機構イニシアティブでアフリカにお

²⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154 件

²⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38 件

けるカイゼン活動を更に活性化させるために、カイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初めて開催した。カイゼンイニシアティブ対象 8 か国の代表企業間で、アフリカにおけるカイゼンアワード受賞企業を選定し、エチオピア企業、タンザニア企業が最優秀賞に選ばれた。本取組は、関係各国で広く報道されたほか、国内で独自にカイゼンアワードを企画する国が複数出てくるなど等、アフリカにおけるカイゼン活動の更なる活性化の促進につながった。

・ **アフリカ起業家支援**：アフリカでの SDGs 達成に向けてはリープフロッグ型発展が期待されており、これを推進する起業家支援を実施した。成長性のある起業家の育成に向けてはベンチャーキャピタルからの投資と経営支援が重要である一方、既存スキームでは現時点では初期段階の起業家への投資が困難であるという認識の下、アフリカ起業家向けのファンドを新規に設置した上で同ファンドの運用を通じた知見の整理及び将来のファンド投資等に向けた機構への提言を行う調査を委託した。企画競争の結果、日本のベンチャーキャピタルである(株)サムライインキュベートによる共同企業体が調査を受託し、同社は契約を踏まえ、2020 年 1 月にアフリカスタートアップ向けの新規ファンド (20 億円規模) の設置を発表し、今後日本からアフリカ起業家への投資が見込まれる。日本のベンチャーキャピタルとの事業連携は機構初であり、新たなパートナーとの連携による新たな知見の活用が期待できるとともに、20 億円規模の民間資金の動員にもつながることが期待される。また、日経新聞社と連携し日本企業のエチオピア・ウガンダへのミッション派遣を行い、新聞紙面に機構の貢献が紹介された。

・ **政策への啓発**：TICAD7 サイドイベント「イノベーションを通じたアフリカの社会・経済構造転換」によりアフリカの社会経済構造転換にはイノベーションが必要であり、それを支えるのはカイゼンに代表される企業の基礎的能力であることを発信した。機構研究所と Global Development Network (GDN) で各国のカイゼンによる企業成長や人材育成へのインパクトに係る共同研究を行った成果をまとめた「Workers, Managers, Productivity - Kaizen in Developing Countries」をパルグレイブ・マクミラン社からオープンアクセスで出版 (ウェブ公開) し、実証的な研究に基づき、カイゼンの効果や意義について理解促進を図った。

・ **中南米地域生産性向上ネットワーク**：南南協力による生産性向上活動の効果・効率的な促進を目指し、ブエノスアイレスで「中南米地域生産性向上ネットワーク準備会合」を開催、初めて中南米地域の 12 か国から企業の品質・生産性向上を推進する 14 機関が参加した。同会合では各機関の取組の共有に加えて、①企業への技術指導方法、②人材育成、③コンサルタント資格制度、④ サービスのモニタリング、⑤広域ネットワークの持続性などについても議論が行われ、同会合後にエクアドルからアルゼンチンへの専門家派遣を実現するなど、ネットワーク間の連携が開始された。

③ 持続可能な観光開発

・ 北海道で開催された G20 観光大臣会合で採択された「観光による持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献の推進宣言 (北海道俱知安宣言)」に、機構主導で国連世界観光機関 (UNWTO : The World Tourism Organization of the United Nations) と連携して開発を進めている「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が、SDGs に対する観光の貢献の最大化に資する事業という位置づけで、上記宣言文の中で明文化された。観光開発はすべての SDGs に貢献する一方、開発効果を適切に計測できず、その重要性が過小評価されてきたが、SDGs の観点から適切に開発効果を評価するツールを機構が整備する旨、上記宣言に明文化されたことで、G20 の協力対象国での同ツールの活用が促進され、効果の見える化に伴う観光開発への投資促進とそれを通じた開発効果の拡大が期待される。

- ・ 日本政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想の一部である観光回廊の実現のため、日本の旅行業者を対象とした「パレスチナ観光促進セミナー」を開催した。当該セミナーの中で参加者を募って催行したファム・トリップには 8 社が参加し、そのうち 2 社が観光回廊の対象国・地域であるパレスチナ・ヨルダン・イスラエルを回遊する日本人向けのパッケージツアーを造成した。

(2) 高度人材等育成機能の強化

① アジアにおける高度人材

- ・ **イノベティブ・アジア**：2019 年度より国費留学生制度と連携した実施を行うこととなり、新たに 43 名を大学の IT、IoT、AI を中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。また、2018 年度以前に来日した長期研修員が、日本企業・研究機関等を主な受入先としたインターンシップ（受入先は AI 関連企業、国立の研究機関、大手電機メーカー等）を実施し、2019 年秋に修士課程を修了した者のうち、約 1/3 にあたる 14 名が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。短期研修では 7 大学に 76 名を受け入れ、各大学において日本企業との交流機会を含むプログラムを実施した。
- ・ インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等での既存の取組に加え、カンボジアにおいて新たに拠点大学強化のための協力を開始し、研究室中心教育（LBE：Laboratory-Based Education）体制の基盤を作るとともに、教育・研究能力の強化に貢献した。
- ・ アセアン工学系高等教育ネットワーク（SEED-Net：Southeast Asia Engineering Education Development Network）で、国際共同教育プログラムの実施を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネットワークを強化するとともに、分野別学術会議の開催を通じ、東南アジア地域だけではなくインド（IITH：Indian Institute of Technology Hyderabad）やアフリカ、エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）、ケニアジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）/ 汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）、並びに本邦トップ大学をつなぐことにより、インド太平洋地域にまたがる高度知的人材のネットワークの構築に向けて協議を開始した。

② アフリカにおける高度人材

- ・ **ABE イニシアティブ**：TICAD 7 において、日本政府からアフリカの産業人材育成に一層貢献するために 6 年間で 3,000 人を ABE イニシアティブ 3.0 として受け入れる旨の発表がなされ、機構はその第 1 期生（2014 年からの通算では第 6 期生）となる 66 名を受け入れた。また、2018 年度受け入れた 119 名に対して日本企業でのインターンシップ機会を提供し、産業人材の育成とともに、日本企業のアフリカ進出のための水先案内人となるように日本企業とのつながりを深めた。本イニシアティブに対する日本企業の評価は高く、TICAD 7 前に総理に提出された「官民円卓会議民間からの提言書」では、「内外より高く評価されている」と記載され、インターン受入登録企業数は 601 社まで増加した。修士号取得のみならず、企業でのインターン等を通じて実際の産業界とのつながりを持つことで、より高度な産業人材育成を行っている。修了生の中には、インターン先の日本と母国の企業間の協力覚書締結に貢献する等、日本企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内として活躍する人材が現れている。
- ・ JKUAT に設置された PAU の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI：Pan African University Institute for Basic Sciences, Technology and Innovation）の教育・研究能力の強化支援を通じ、2019 年度までに累計で修士課程修了生 245 名及び博士課程修了生 63 名を輩出した。また、2020年 3 月末時点の就学者数は、約 35 か国 246 名（修士 133 名及び博士課程 113 名）とな

り、アフリカの発展に貢献する高度人材育成を継続した。

- ・ E-JUST ではこれまで累計で修士 108 名、博士 174 名、計 282 名（2019 年は修士 14 名及び博士 43 名、計 57 名）を輩出した。また、2020 年 3 月末時点でアフリカ 4 か国から 14 名の留学生（修士 10 人、博士 4 人）が就学している。

(3) 海外直接投資の促進に向けた取組

- ・ **ミャンマー**：外国投資振興及び素形材、繊維及び食品加工分野の産業振興施策の計画・実施を通じた産業競争力強化に向けた支援、投資促進のための政策アドバイザー派遣、ティラワ経済特区の特別目的会社への海外投融資、周辺インフラ整備に係る円借款、投資許認可手続き等の能力強化に係る技術協力を継続した。これら包括的な取組の結果、トヨタ自動車㈱が完成車工場建設による同国初進出を決定した。同社の新規工場建設による ASEAN 域内への進出は 96 年のベトナム以来となる（24 年ぶり）。ティラワ経済特区の入居企業数（投資認可取得済）は 114 社、うち 55 社が日系企業である。工業団地の販売は年間 20 ヘクタールが目安とされている（JETRO ビジネス短信 2019 年 1 月 16 日の情報）なか、既に 500ha 以上の販売実績となっている。また、ミャンマーの知的財産制度に係る助言を継続した結果、著作権法が 100 年以上ぶりに改正され、国際的な基準を満たした知的財産法制が整備された（2019 年 1 月の商標法・意匠法、3 月特許法が成立したことに続き、5 月に著作権法が成立）。
- ・ **バングラデシュ**：円借款「外国直接投資促進事業」を通じてバングラデシュ政府が進めるダッカ郊外に建設予定の経済特区開発について、2019 年 5 月にバングラデシュの経済特区庁（BEZA : Bangladesh Economic Zones Authority）と日系商社との間で日系専用工業団地の開発に関する合弁契約が締結された。なお、日系企業専用の経済特区が開発されるのはバングラデシュにおいて初めての試みである。経済特区開発に係る円借款に加え、投資促進、経済特区開発（制度整備、手続き効率化等）及び産業振興に係る包括的な取組を継続した結果、BEZA の投資許認可や各種手続きに係るワンストップサービスセンターが正式に開所される運びとなった。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 民間セクター開発分野の取組（投資促進・産業振興、起業家・企業育成等を含む上記取組）は、SDGs の目標・指標のうち SDGs のゴール 8、ゴール 9、ゴール 17 に貢献するものであり、本取組の着実な実施を通じ、包摂的かつ持続可能な経済成長の促進、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進に貢献した。
- ・ 2018 年度に、機構は観光開発による各 SDGs 達成への貢献可能性について UNWTO と共同調査を行い、観光開発は適切な目標設定により 17 全ての SDGs の達成に貢献しうる分野であり、それを正当に評価するための効果測定指標の必要性が喫緊の課題として確認した。これを踏まえ機構は、観光開発事業の効果測定のための指標の策定、また、他ドナーや自治体等、民間事業者による観光関連活動も想定し、同指標の導入に関するコンセプトや分析手法などを「SDGs 達成に資する観光開発プロジェクト指標ツールキット」として、2020 年 1 月に UNWTO と契約を締結し、2020 年中の最終化を目標に作成を開始した。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

小農による市場志向型農業の推進（SHEP アプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数	20 개국 ²⁸	13 개국 ³¹	14 개국	21 개국	개국	개국
	研修人数・技術指導者 小規模農民	3 万人 ²⁹ 1,300 人 ³⁰	2,730 人 17,913 人	5,175 人 49,664 人	5,656 人 62,957 人	人 人	人 人
FVC に関連する事業の数（新規）		4 件	7 件	5 件 ³²	13 件	件	件

(1) フードバリューチェーン（FVC：Food Value Chain）の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況

- ASEAN フードバリューチェーン開発支援に関し、情報収集・確認調査を実施し、ASEAN+3 農林水産分野高級実務者会合（SOM-AMAF+3：Special Senior Officials' Meeting - ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry +3）及び東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC：Southeast Asian Fisheries Development Center）の第 42 回計画委員会で ASEAN 加盟国に同調査及び形成中の技術協力プロジェクトの進捗を共有した。
- 個別案件として、ミャンマー、カンボジア、ボリビア、スリランカ、ブラジル、モンゴル、ザンビア等で新規の技術協力プロジェクトを、ニカラグアで課題アドバイザー専門家派遣について開始、ないし R/D 署名を行った。これにより各国の、生産、加工、流通、販売の各段階の技術・制度に係る能力強化を通じた農産物の品質改善や食の安全の確保による付加価値の向上を図り、もって、生産者を中心としたバリューチェーンに参加するステークホルダーに対し所得向上の機会を提供するなど、社会格差是正や国民の生活の底上げなど包摂的な社会構築の一翼を担っている。
- ASEAN のみならず、アフリカ及び中南米においてフードバリューチェーン開発のための情報収集・確認調査を実施した。JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）（以下 No.1-5（3）に詳述）のフードバリューチェーン関連分科会で 9 回（ASEAN1 回、アフリカ 4 回、中南米 4 回）シンポジウムを開催し、これら調査の進捗を報告するとともに、産官学の意見交換を推進した。

(2) 小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチの展開

- TICAD 7 にて、国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）と共催でサイドイベントを開催した。機構主導の調整により、アフリカ各国の出席者（セネガル農業大臣、マダガスカル農業大臣、ケニア農業次官、南アフリカ農業次官補等）及びササカワアフリカ財団、民間企業（伊藤忠、三井物産）と共に、開発途上地域の小規模農家 100 万人に SHEP を通じた生計向上を届ける共同宣言が実現した。これに先立ち、笹川財団及び伊藤忠／ Afri Venture社と SHEP の経験を共有し、SHEP コンテンツの活用等に関する連携協力協定を締結した。また、機構の知見・経験共有を通じて他ドナーの事業における SHEP への理解・共感が進み、IFAD は

²⁸ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

²⁹ 同上

³⁰ 同上

³¹ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回更正。

³² 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間の（2012-2015）実績は、17 件

計 8 か国（レソト、マラウイ、マダガスカル、ブルキナファソ、ガーナ、ジンバブエ、エチオピア、ザンビア）、世銀は計 5 か国（レソト、マダガスカル、コートジボワール、ガーナ、セネガル）で SHEP アプローチの活用検討・導入が進んだ。

- ・ 国際的な普及ネットワークである GFRAS（Global Forum for Rural Advisory Services）の全世界会合にて SHEP アプローチを紹介した。また、同フォーラムが管理するナレッジサイトで SHEP アプローチが紹介されることになった。
- ・ これまでサブサハラ・アフリカ中心であったが、南アジア各国やモロッコ等で SHEP を紹介した。その結果、バングラデシュの現地企業が SHEP アプローチを導入したほか、バングラデシュ、スリランカから SHEP 技術協力プロジェクトの要請書を受領し、採択された。SHEP を活用した事業の各国知見共有のため、SHEP 国際ワークショップをセネガル（中西部アフリカ対象・12 月）、南アフリカ（英語圏アフリカ対象・2 月）及びエジプト（アラブ圏対象・3 月）の計 3 回実施し、自国の SHEP アプローチの質の向上に向けた各国の課題及び優良事例の共有、グループ討議等を実施した。

(3) 農林水産分野の人材育成と産学官連携の一層の推進（JICA 食と農の協働プラットフォーム）

- ・ SDGs ゴール 2、14 の達成に貢献するための産官学の情報共有・協働体制メカニズムとして、これまでの大学との連携（農学知的支援ネットワーク（JISNAS：Japan Intellectual Support Network in Agricultural Sciences））に加え、機構のイニシアティブで JiPFA を設立した。これにより、企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する具体的な「場」が発足した。JiPFA は 13 の分科会から構成され、うち 10 の分科会でセミナーを実施、設立フォーラムを含めて 1 月下旬で延べ約 1,340 人が参加した。会員は 3 月末で 414 人・団体である。技能実習制度の課題が社会問題として取り上げられる中、JiPFA の枠組みを活用して農業・水産業の分野で技能実習制度と ODA の協働を図り、一例としてラオス政府、香川県ファーマーズ協同組合、機構間の連携協定締結による開発途上地域・日本双方の地域活性化に資する活動が始動した。
- ・ 産学官の各活動指針と係る情報共有・発信・調査（① FVC に係る ASEAN・アフリカ・中南米、②農業機械、③スマートフードチェーン、④外国人材活用）、民間等（JA 全中、豊田通商、伊藤忠商事、香川県ファーマーズ協同組合、キリンフォールディングス）との連携協定締結による人材育成を中心とした開発途上地域・日本双方の地域活性化に資する体制がスタートする等、所期の目的である企業の海外展開を通じた日本と開発途上国の Win-Win 関係構築の足掛かりの機会提供を順調に遂行している。外部関係機関（一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA：Engineering and Consulting Firms Association）、海外農業開発コンサルタンツ協会（ADCA：Agricultural Development Consultants Association）、日本農業新聞の他、日本技術士会、日本シニア起業支援機構、等）からの依頼による講演で JiPFA の活動紹介を行った。

(4) その他の活動

- ・ **キルギスでの Best Exporter 賞、栄誉賞受賞**：キルギス「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」が支援する現地公益法人の OVOP + 1 が、2016 年に引き続きキルギス経済省が認定する Best Exporter 賞（同国の輸出を通じた経済発展に貢献する 25 部門について各部門で 1 社が表彰され、式典には首相も参加）を受賞した。また、同プロジェクト及び生産農家組織による一村一品運動体制の強化が認められ、キルギス大統領より栄誉賞が授与された。加えて、良品計画（MUJI）との連携を継続し、フェルト製品等が商品化された。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ FVC に関し、生産者から消費者まで正当な対価や価値を得られるための仕組み (SDGs ゴール 1、ゴール 2、ゴール 5、ゴール 8) の構築に係る基礎調査を ASEAN、アフリカ、中南米で実施した。また、SHEP に関し、SDGs ゴール 17「パートナーシップで目標達成」を手段として広く他の目標達成を推進するため、アフリカ各国の政府、NGO、国際機関、民間企業など多様なパートナーと連携して、TICAD 7 で小規模農家 100 万人の生計向上を目指した新たな取組宣言を行った。
- ・ JiPFA は食料安全保障や栄養改善 (SDGs ゴール 2)、女性を中心とする金融包摂 (SDGs ゴール 1、SDGs ゴール 5)、フードバリューチェーン構築を通じた経済成長 (SDGs ゴール 8)、持続可能な水産資源利用 (SDGs ゴール 14) における案件の発掘・形成に係る調査や最新情報発信に係るシンポジウムを複数回実施し、食と農の分野における日本の産学官連携を通じた SDGs 達成に係る活動の実施やメールマガジンの配信による広報を行った。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328 人 ³³	393 人	319 人	265 人	人	人

(1) 経済活動を支える金融市場 / システムの育成推進

- ・ **ミャンマー保険市場の育成**：2012 年に民間参入が認められたばかりの同国保険市場において、適切な競争や保険会社の健全な運営を促し、保険契約者の利益にかなう健全な市場育成に向けた制度整備を図るために、金融庁及び関係機関が機構専門家とともに策定し、2018 年6 月にミャンマー政府に手交した「ミャンマー保険セクター支援計画 (COMPASS (Comprehensive Map of Proactive Assistance) for the Future of Myanmar's Insurance Sector)」に基づき、技術協力プロジェクト「保険セクター育成プロジェクト」を通じた支援を実施した。保険当局の監督能力の強化や法制度整備支援の他、自動車保険料率検証のためのデータ収集や生命保険商品の開発等、同国の保険市場の発展に寄与する支援を実施した。11 月には、ミャンマー保険市場の外資企業への開放が実現し、同国保険市場のポテンシャルや改善されつつある制度環境を踏まえ日系 6 社を含む外国保険会社の参入の実現につながり、保険普及率が ASEAN の他国に比して低い同国において、今後保険市場の発展の加速化に向けた大きな進展となった。
- ・ **ミャンマー中央銀行支援・決済システム近代化**：無償資金協力「中央銀行業務 ICT システム整備計画」によりミャンマー初の国内銀行間決済システム整備を支援し、2016 年 1 月に同システムは無事稼働開始した。同無償資金協力は 2018 年度事後評価において妥当性、有効性、インパクトが評価され、総合評価 A となった。国内銀行の電子化やモバイルバンキング等の新たなニーズに対応すべく、ミャンマー中央銀行基幹システムの機能拡充に向けた無償資金協力を新たに実施中
- ・ (「金融市場インフラ整備計画」、2018 年度に贈与契約締結) であり、同事業の仕様確定や開発作業にあわせ、実施中の「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」を通じて、市中銀行シ

³³ 前中期目標期間実績 (2012-2015) 平均

システムとの直接接続や、モバイルバンキングを含む小口決済機能、災害対策サイト設置等の新しい機能・基盤が効果的に運用されるためのガイドラインやマニュアル等制度整備や人材育成を実施した。また、これら金融インフラの構築の進展とともに、中央銀行の中核業務となる金融政策に関する人材育成を推進した。

- ・ **資本市場整備支援**：ミャンマー、ベトナム、モンゴルにおいて、金融機能強化に資する資本市場整備支援を実施した。特に、ベトナムでは技術協力プロジェクト「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」を開始し、2019年に国会承認された証券法の改正にあわせ、今後見直しが必要な上場基準の見直し等ベトナムが直面する課題に対応した研修を実施した。
- ・ **フィリピン信用リスクデータベース構築**：フィリピンにおいて、担保に依存しない融資促進を通じた中小企業振興や金融システム強化に資する取組として、日本独自の手法である企業財務・信用情報を集積した統計的スコアリングモデルを構築するための技術協力プロジェクトを開始した。
- ・ **ウクライナ金融・財政安定化支援**：機構専門家（財務大臣アドバイザー）の業務の成果により、国有銀行社外取締役会の設置が実現する等、不良債権処理を進めていくための体制作り及びガバナンス強化に貢献した。また、2020年2月、日本銀行総裁経験者による講演を首都キエフ及び地方都市にて実施し、日本の過去の政策課題（1990年代後半の金融危機への対応やデフレに係る政策議論）への中央銀行としての対応や課題及びその役割等について、大所高所から日本銀行の知見・経験を共有し、財務大臣、中銀総裁や国会議員をはじめ、関係者から好評を得た。特に最大の課題である不良債権処理問題に関してウクライナ側政府高官の理解・認識が深まり、今後の不良債権処理の進展が期待される。

(2) 財政基盤の強化

- ・ **国内歳入強化に向けた税務行政支援**：徴税強化に向け各国の発展段階や置かれた環境に基づくニーズにきめ細やかに対応し、ラオスやドミニカ共和国において、税務実務の改善や納税者管理改善等の税務行政改善に向けた技術協力プロジェクトを新たに開始した。特に、モンゴルでは、四半世紀ぶりの本格的な税法改正が実現したが、実施中の技術協力プロジェクト「国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2」を通じ、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応に係る提言が反映され、同国の税務行政の近代化に向けた大きな進展となった。
- ・ **財政安定化や効果的な公共財政管理に向けた支援**：財政安定化問題に直面し、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているラオス、モンゴルに対し、公共投資管理の改善に向けた人材育成や能力向上に係る技術協力プロジェクトを継続した。また、2020年2月には国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）との共同国際シンポジウムにて、機構による同分野支援の経験を共有した。さらに、多額の対外債務を抱えマクロ経済に不安を抱えるモルディブを対象に、持続的な国家財政運営に向けての政策助言を行うべく「マクロ経済・財政政策アドバイザー」による技術協力を開始し、IMF、世銀、米国財務省等との協力内容の調整を行った上で、高度な専門知識を有する専門家により政策助言とともに、政府の財政政策の立案・実施能力強化を支援した。加えて、ラオスでは、日本側有識者、財務省財務総合研究所及びラオス側関係機関とともにマクロ経済に関する専門的な分析を行い、同国の債務見通しや債務管理能力強化に必要な対応策を含む、財政安定化のための分析・提言を実施した。2020年1月、ソムディ副首相兼財務大臣への報告を行うとともに、ラオス政府関係者やIMF、世銀等に対する最終報告会を実施した。提言内容は同国の次期国家社会経済開発5カ年計画（2021～2025年）への反映や、具体的な対策を

講じることを含めラオス政府にて今後検討予定である。その他、「JICA- 世銀連携プログラム：公的債務とリスク管理」に係る課題別研修では、債務持続可能性に係る国際的な関心が高まるなか、公的債務管理の主要な財政リスクである偶発債務に係る分析手法なども取り入れ、開発途上国の財政管理に係る課題に対応した研修プログラムを提供した。

(3) 関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進

- ・ **ASEAN 域内の連結性向上に向けた税関分野支援**：タイやラオスにおいて、税関リスクマネジメントの強化に向けた専門家派遣を実施した。また、無償資金協力により整備され、2016年に稼働開始したミャンマー通関システム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の効果的な運用による税関業務改善及び税関行政能力強化を引き続き支援した。特に、稼働後初めて迎える同システムのハードウェア更改をミャンマー税関が自律的かつ円滑に実施できるよう支援した。また、日本最初の通関システム整備に係る無償資金協力として、2014年に稼働開始したベトナム通関システム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）は、事後評価において税関手続きの電子化に伴う効率化等が発現しているとして、総合評価 A となった。これら支援を通じ、「自由で開かれたインド太平洋」に基づく ASEAN 域内の連結性向上が期待される。
- ・ **アフリカ大陸自由貿易圏推進につながる貿易円滑化支援**：これまで機構の支援によりワンストップ・ボーダーポスト（OSBP：One Stop Border Post）正式稼働が実現したナマンガ国境（ケニア・タンザニア間）やルスモ国境（ルワンダ・タンザニア間）の実績を踏まえ、東アフリカ共同体（EAC：East African Community）地域において他国境への OSBP 導入支援を実施し、ルスモ・マラバ国境（ケニア・ウガンダ間）やガトゥナ / カトゥナ国境（ウガンダ・ルワンダ間）における両国国境関係者間の制度・手続き調和化に向けた議論を推進した。また、世界税関機構と連携し、EAC 及び南部・西部アフリカにおいて、税関行政改善に資する指導員（マスター・トレーナー）を育成した。さらに、EAC 域内の国境管理強化に資する税関検査機材整備のための無償資金協力の G/A を締結した。南スーダンでは、HS コード（貿易対象品目を分類してコード化したもの）を導入するとともに、域内の連結性向上に向けた原産地規則を含む新たな支援を開始した。TICAD7 の本会議及びサイドイベントにおいてもアフリカ大陸自由貿易圏の推進に資するソフト面の連結性向上策の一つとして、これら OSBP 導入支援や税関分野支援の重要性について出席者の賛同を得た。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **SDGs ターゲット 8.10 「国内の金融機関能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する」**に資する案件として、ミャンマーで近年増加するモバイル決済等決済サービスの多様化に対し、既述のとおり、無償資金協力・技協協力による中央銀行支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- ・ **SDGs ターゲット 8.a 「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する」**に資する案件として、既述のとおり、通関システムを含む ASEAN 諸国に対する税関分野能力向上やアフリカ地域での OSBP 推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- ・ **SDGs ターゲット 16.6 「あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる」**に資する案件として、既述のとおり、公共投資管理に係る能力強化を実施した。
- ・ **SDGs ターゲット 17.1 「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源動員を強化する。」**に資する案件として、既述のとおり、アジア地域を中心に徴

税能力向上に向けた支援を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような、類似事業間での経験・知見の共有や、クラスター・サブクラスターを基としたアプローチの強化、公共財政管理・金融市場等整備分野の技術協力を担える人材の発掘等に取り組むことを期待する。その際、「自由で開かれたインド太平洋」等の政策への貢献や G20 TICAD 等の国際イベントの機会を見据えた着実な事業形成・実施にも留意ありたい。また、有識者からの意見に記載されているように、事業に対する目標設定や、予算管理体制の甘さに疑いをもたれないよう、適切・効果的な事業実施に努めることを期待する。(2018年度主務大臣評価報告書、No.1「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」)

<対応>

中期目標における「日本の開発協力の重点課題」をクラスター、各クラスターにおける重点的な取組をサブクラスターと位置づけ、国内外の関係者との連携を促進しながら、クラスター単位でのアプローチの強化・事業効果の最大化に取り組むとともに、類似事業間での経験・知見の共有等を推進した。

「都市・地域開発」クラスターでは、「持続可能な都市開発／スマートシティ」、「回廊・地域開発」のサブクラスターを立ち上げた。特に、「持続可能な都市開発／スマートシティ」では、TICAD 7 のサイドイベント及び招聘事業を通じた案件の具体化、日 ASEAN スマートシティハイレベルネットワーク会合を見据えた計画策定等を行った。

「運輸交通・ICT」クラスターでは、「道路アセットマネジメント」のサブクラスターを立ち上げ、道路インフラ維持管理に関する我が国知見・技術の集約と開発途上国各国開発課題への柔軟な適用促進、留学生受入による中核人材育成、複数の援助手法による包括的支援の効率的・効果的な実施を目指して取り組んだ。

「質の高いエネルギー供給とアクセスの向上」クラスターでは、「エネルギーアクセス向上」、「低炭素エネルギー利用」、「持続可能な資源管理」のサブクラスターを立ち上げた。「エネルギーアクセス向上」サブクラスターでは、TICAD 7 等の機会を通じて、本邦企業や開発途上国政府要人、他ドナー関係者との対話を行い、サブサハラ・アフリカにおけるエネルギーアクセス向上のため一層の民間資金活用・官民連携の重要性を確認した。「低炭素エネルギー利用」サブクラスターでは、「ハイブリッド・アイランド・アプローチ」に引き続き取り組み、エネルギー・セキュリティの向上を通じて「自由で開かれたインド太平洋」にも貢献した。

「民間セクター開発」クラスターでは、「アジア地域投資促進・産業振興」、「起業家・企業育成プラットフォーム（アジア地域以外）」、「持続可能な観光開発プラットフォーム構築」のサブクラスターを立ち上げた。また、TICAD 7 の機会をとらえ、カイゼンと起業家支援によるイノベティブビジネスの重要性を発信した。さらに、機構が UNWTO と共同で進めている「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が G20 観光大臣会合の宣言において言及され、広く活用されることに期待が表明された。

「農林水産業振興」クラスターでは、「フードバリューチェーン（FVC）」、「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」、「農業基盤整備」のサブクラスターを立ち上げた。特に

「SHEP」では、従来のアフリカに加え、南アジア、中南米、中東にも展開する「100万人の農民に SHEP アプローチを」を掲げ、目標達成の推進手段として、①民間企業等との連携協定締結、②各地域を対象にした課題別研修の拡充、③各地域での国際ワークショップの開催、④ SHEP トレーナー認定制度の開発等に取り組んだ。また、民間企業との連携による開発途上国の農業分野におけ

る課題解決を目指して JIPFA を立ち上げ、21 回のセミナー、6 回の調査を実施したほか、多数の情報発信を通じて産学官連携の場としての実績を積み上げた。

「公共財政管理・金融市場等整備」クラスターでは、「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化」、「国家財政の基盤強化」、「金融政策の適切な運営と金融システムの育成」、「金融包摂の実現による貧困削減」のサブクラスターを立ち上げた。また、TICAD7 の機会を捉え、アフリカにおける貿易円滑化に向けた取組実績を発信した。さらに、財政分野においては、国内関係機関への発信・働きかけを通じ技術協力人材の発掘に注力しつつ、G20 等での議論やイニシアティブ（質の高いインフラ投資に関する G20 原則）を踏まえた案件形成や運営を推進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献した。特に、①自由で開かれたインド太平洋に資する取組の推進及び本邦企業の海外展開への貢献（日本・カンボジア友好橋の改修、ミャンマーへの海外直接投資促進と本邦企業の進出、ミャンマーの港湾やモンゴルの空港における本邦企業のターミナル運営、ケニアでの本邦企業の道路維持管理技術の定着）、②協力成果の発現とそれに対する相手国等の高評価（インドネシア、インド、キルギス、タジキスタン、コスタリカ、アゼルバイジャン）、③機構イニシアティブによる大きな成果（「アフリカ・カイゼンアワード」の初開催、日本のベンチャーキャピタルとの初の事業連携を通じたアフリカ起業家支援、「北海道俱知安宣言」における「観光開発 SDGs 指標ツールキット」の明文化、日本の地方創生にも資する JIPFA 設立、ミャンマー保険市場の外資企業への開放）等、特筆すべき成果をあげた。

ア 都市・地域開発

- ◎ **タイでの新たな都市開発に向けた国家計画・戦略への貢献【②】**：タイが抱える高齢化等の社会問題を踏まえ、地方都市の特徴や将来を見据えた都市開発のコンセプトを確立し、事業実施メカニズム手法を策定。その結果、タイ政府は第 12 次国家経済社会開発計画及び 20 年国国家戦略に機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性を反映。参加型の都市計画策定手法の他都市への展開等を目的に実施機関内に都市計画局が新設。
- 持続可能な都市・地域開発に貢献する M/P 等を 5 件作成（①人々のライフスタイルや価値観を重視したまちづくり（ミャンマー、マダガスカル等）②公共交通志向型都市開発（ラオス、インドネシア）③都市と地域の均衡ある発展（中米 6 か国等））
- タイ・バンサー地区のスマートシティ構想策定支援として、スマートシティ開発に向けた組織や事業モデル、ロードマップ等を提案。
- インドネシア中部スラウェシ復興支援として、ハザードマップ及び空間計画の作成、インフラ復興計画の作成、生計回復事業の実施を支援。

イ 運輸交通・ICT

- ◎ **日本・カンボジア友好橋の改修完了【④】**：ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる東南アジアの南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了。開通式典に出席したフン・セン首相の高い評価を得て、両国間の友好関係の強化に大きく寄与。

- ◎ **ミャンマーの港湾ターミナルでの本邦企業等のコンソーシアムによる運営開始【⑤】**：ミャンマーで円借款を通じて支援したティラワ地区港にて、機構の側面支援を経て、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd. (住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業) ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始。
- ◎ **モンゴルで整備した国際空港のターミナル運営権を本邦企業が獲得【①⑤】**：円借款及び技術協力で支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得。機構は同空港の建設と並行し、運営管理等に係る技術協力を通じ本邦企業の運営権交渉を側面支援。
- ◎ **本邦企業の道路維持管理の新技术がケニアで定着【②⑤】**：機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、国内の道路アセットマネジメントに関する技術の海外展開に向けて国内研究者と意見交換を重ね、開発途上国での活用が期待できる JIP テクノサイエンス(株)が開発した道路の平坦性を簡易に測定可能な路面性状把握システム i-DRIMS をケニアの機構事業にて試行的に導入。その結果、ケニア全土の道路にて年 1 回の路面性状計測が定着。同社代理店契約が締結され、ケニア関係機関が購入。
- ◎ **インドネシア都市高速鉄道事業による利便性の大幅改善、土木学会賞受賞【④】**：円借款で整備したジャカルタMRT 南北線が本格運行し、ラッシュ時の移動時間の短縮(片道 1 ~ 1.5 時間→約 30 分)等、利便性の大幅な改善に貢献。本事業は、マスタープラン策定から建設・人材育成まで上流段階からオールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として、令和元年度土木学会賞(技術賞)を受賞。同賞は「土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクト」を表彰する 90 年余りの歴史があるもの。
- ◎ **タジキスタン、インドにおける受賞【④】**：タジキスタンで道路分野の課題解決に向けた取組が高く評価され、同国運輸大臣より専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」を、同チームの現地スタッフが「奨励賞」を受賞。過去 10 年間で外国人による受賞は、中国人技術者に次いで 2 例目。また、インドのデリー高速輸送システム建設事業に関し、バリアフリー環境の実現への貢献が評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞。さらに、インドのチェンナイ地下鉄建設事業の実施機関が同事業の市民に対する貢献度の高さから「National Project Excellence Award」を受賞。
- 道路アセットマネジメント関係の長期研修で新たに 4 か国 6 人の受入を開始し、2019 年度は 6 か国 10 人に拡大。
- 港湾・空港施設建設及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を実施(ミャンマー、モンゴル、バングラデシュ、ジブチ等)。
- 自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等を実施(バヌアツ、モルディブ)。
- 無償資金協力案件の協力準備調査 4 件で BIM/CIM (Building Information Modeling / Construction Information Modeling) を試行導入。
- 都市鉄道システムの構築(ミャンマー等)
- ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上
- ◎ **インド、アゼルバイジャン、中南米での受賞・受勲【④】**：インド・バンガロール市での配電自動化事業を中心とした取組が高く評価され、機構が SKOCH Award の最上位の表彰を受賞。同賞は同国の発展に金融、テクノロジー、Social Inclusion 等で際立った功績を残した組織に送られる。また、アゼルバイジャンの円借款「シマル発電所建設事業」で同国の電力の 10%を供給するシマル複合火力発電所の 2 号機完工を受け、設計から完工まで約 12 年にわたり尽力した専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受勲。さらに、三菱日立パワーシステムズ(株)のタービンも導入されたコスタリカの地熱開発による再生可能エネルギー事業が「中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合」で地熱最優秀賞を受賞。同事業の完成式典にはコスタリカ大統領も参加。
- 電力エネルギー分野の M/P を策定・実施支援(ブータン、パキスタン、ラオス等)。発電所の

運営・維持管理や、送配電網の保守能力強化を実施（アジア、大洋州、中東、アフリカ各国）。

- 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」 やソロモン再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進。
- 「資源の絆プログラム」で 13 か国 24 人の留学生を受入（累計 107 人）、海外フィールド調査 30 件、本邦企業等でのインターンシップ等 22 件を実施。

エ 民間セクター開発

- ◎ **品質管理の取組における受賞【④】**：日本デミング賞委員会より機構プロジェクト関係者が「海外推進、普及功労賞」を受賞。同賞は品質管理（TQM：Total Quality Management）の普及・推進に関し、優れた業績のあった者として 3～5 年に 1 度の頻度で原則 1 人が選ばれるもの。
- ◎ **アフリカ・カイゼンアワードの初開催【②】**：アフリカカイゼン年次会合を開催し、アフリカ、アジア、中南米から政策立案者（大臣、次官等）、生産性向上を推進する機関の実務者、企業、学者等約 200 人の参加を得て、各国の知見共有及びネットワーク化を推進し、TICAD 7 に向けた提言を取りまとめ。機構イニシアティブでアフリカ地域を対象にカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初開催し、関係各国で広く報道されたほか、国内で独自にカイゼンアワードを企画する国が複数出てくる等、アフリカにおけるカイゼン活動の更なる活性化を促進。
- ◎ **日本のベンチャーキャピタルとの初の事業連携を通じたアフリカ起業家支援【③⑤】**：日本のベンチャーキャピタルである㈱サムライインキュベートに対し、アフリカ起業家向けの新規ファンドの設置・運用を通じた知見の整理、及び機構への提言取りまとめについて調査委託。日本のベンチャーキャピタルとの初の事業連携となり、新たな知見の活用及び 20 億円規模の民間資金の動員が期待される。
- ◎ **北海道俱知安宣言における「観光開発 SDGs 指標ツールキット」の明文化【①④】**：G20 観光大臣会合で採択された「北海道俱知安宣言」に、機構主導で世界観光機関（UNWTO：The World Tourism Organization of the United Nations）と連携して開発中の「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が SDGs に対する観光の貢献の最大化に資する事業という位置付けでバイドナーの事業で唯一明文化。
- ◎ **ミャンマーへの海外直接投資促進支援における大きな進展【②⑤】**：ミャンマーでの直接投資促進に向けた包括的な取組（産業振興施策の計画・実施に向けた投資促進政策アドバイザー派遣、ティラワ経済特区の特別目的会社への海外投融資、周辺インフラ整備に係る円借款、投資許認可手続き等の能力強化に係る技術協力）の結果、トヨタ自動車㈱が完成車工場建設による同国初進出を決定。同社の新規工場建設による ASEAN 域内への進出は 1996 年のベトナム以来 24 年ぶり。また、ミャンマーの知的財産制度に係る助言を継続した結果、著作権法が 100 年以上ぶりに改正され、国際的な基準を満たした知的財産法制が整備。
- アジア地域では、本邦企業と現地企業のリンケージ強化を通じ、現地の産業、企業及び人材を育成。アジア以外の地域では、企業能力強化を通じて民間セクター主導の成長を加速。
- ベトナム日本センターでは経営塾コースが人気を博し、2009 年開始時の年間 1 コース 16 人から 4 コース 120 人に拡大。コース受講者の一部を対象とした CEO 商談会を実施。日本企業 89 社・越企業 24 社が参加して 162 件の商談を設定し、日越企業とも約半数が一定の合意。
- 高度人材育成機能強化のため、産業振興や産業人材育成に資する各国拠点大学の教育・研究・運営能力強化や本邦大学等とのネットワーク強化に向けた事業を実施（SEED-Net、PAUSTI、E-JUST 等）。

オ 農林水産業振興

- ◎ **地方創生にも資する JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）設立【②⑤】**：産学官の情報共有・協働体制メカニズムとして機構イニシアティブで JiPFA を設立。従来の産学官連携は開発途上国の課題解決に主眼が置かれていたが、JiPFA は企業の海外展開と地方創生の両立を実現する具体的な「場」として発足（会員：414 人・団体、分科会・セミナー等に累計 1,340 人参加）。
- ◎ **キルギスでの Best Exporter 賞、栄誉賞受賞【④⑤】**：キルギス一村一品・イシククリ式アプロー

チの他州展開プロジェクトが支援する OVOP + 1 が、同国経済省が認定する Best Exporter 賞を受賞。同賞は同国の輸出を通じた経済発展に貢献する25 部門について各部門で1 社が表彰されるもの。加えて、キルギス大統領より栄誉賞を受賞。さらに、良品計画 (MUJI) との連携を継続してフェルト製品等が商品化。

- TICAD 7 にて、IFAD (International Fund for Agricultural Development) と共催でサイドイベントを開催し、アフリカ各国政府関係者、ササカワアフリカ財団、民間企業と共に、開発途上地域の小規模農家 100 万人に SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment Project) を通じた生計向上を届ける共同宣言を実現。アフリカ以外に、南アジア各国やモロッコ等でも SHEP を紹介。
- ASEAN フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査 (ASEAN、アフリカ及び中南米) 及び個別事業を実施。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ◎ **ミャンマー保険市場の外資企業への開放実現【②⑤】** : 2012 年に民間参入が認められたばかりのミャンマー保険市場にて、保険当局の監督能力の強化等同国の保険市場の発展に寄与する支援を実施。その結果、ミャンマー保険市場の外資企業への開放が実現し、日系 6 社を含む外国保険会社が参入。保険普及率が ASEAN の他国に比して低い同国で、保険市場の発展の加速化に向けた大きな進展となった。
- ◎ **モンゴルでの本格的税法改正【②】** : モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの本格的な税法改正に反映された。
- 金融市場 / システムの育成推進 (保険市場育成、資本市場整備) 財政基盤の強化 (税務行政支援、財政安定化や効果的な公共財政管理に向けた支援) 関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進 (ASEAN 域内の連結性向上に向けた税関分野支援) 等を実施。
- ASEAN 域内の連結性向上に向けた税関分野の支援を実施 (タイ、ラオス、ミャンマー等)。アフリカ大陸自由貿易圏推進につながる貿易円滑化支援として、東アフリカ共同体地域において国境 (ケニア-ウガンダ間、ウガンダ-ルワンダ間) への OSBP (ワンストップ・ボーダーポスト) 導入に向けた議論を推進。

<課題と対応>

引き続き「自由で開かれたインド太平洋」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政策を踏まえつつ、2019 年度より導入・推進しているクラスター及びサブクラスターのアプローチにより事業の戦略性を高めたうえで、事業を着実に形成・実施するとともに、積極的に対外発信することで、国際的な援助潮流の形成に貢献する。

3-5. 主務大臣による評価

評価 : S

<評価に至った理由>

開発途上地域の経済成長の基盤及び原動力の確保に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

【指標 1-6】「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」が目標値 (150 人) を約 22.7% 上回る 184 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。「ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数 (長期研修等)」は、2018 年度に目標を達成した。

(定性的実績)

1. 都市・地域開発

目標・計画の達成状況 : 年度計画を踏まえ、持続可能な都市・地域開発に貢献する M/P の策定支

援、スマートシティを通じた持続可能な都市開発の推進、インドネシア中部スラウェシ地震の復興支援事業等を通じた被災地のより良い復興や都市防災の実現等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：タイにおいて6つの地方都市の都市開発計画を策定するとともに、高齢化社会への対応や観光振興などに関するパイロットプロジェクトを実施した結果、事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の第12次国家経済社会開発計画及び20か年国家戦略に反映された。また、同事業において活用された参加型の都市計画策定手法を他都市に展開すること等を目的に、都市計画局が新設された。こうした成果は、相手国政府の意志決定に大きく貢献した取組として評価される。

指標：【指標 1-1】「都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも基準値並、または大きく上回る水準となった。

2. 運輸交通・ICT

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、道路アセットマネジメント人材育成支援、新たな都市鉄道システムの構築、アジア・アフリカ地域における物流の円滑化及び安全性の向上、ICTの活用（X-TECHの促進）による開発事業の効率化及び効果の拡大等を着実に実施したことを確認。

特筆すべき実績：主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に貢献する質の高いインフラ整備がカンボジア等で実施され、相手国政府からも地域の経済成長の基礎を築くとして高く評価された。また、機構が支援したミャンマーのティラワ地区港にて本邦企業を中心とするコンソーシアムが運営を開始したことや、機構が支援しているモンゴルの新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したこと、パラオにおいて本邦企業が参画する「国際空港ターミナル拡張・運営事業」のL/Aが調印されたこと、機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームの活動を通じて、道路維持管理に係る本邦企業の新技術がケニアで定着したこと等は、事業を通じて本邦企業・技術の海外展開に貢献した取組として評価される。

さらに、インドネシア都市高速鉄道事業が、上流段階から建設・人材育成までオールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞したこと、タジキスタンにおける道路維持管理に係る技術協力の取組を通じ、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」等を受賞したこと、インドのデリー高速輸送システム建設事業がバリアフリーの取組を評価され「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を、チェンナイ地下鉄建設事業が「National Project Excellence Award」をそれぞれ受賞したこと等、事業の品質について外部より高い評価を受けていることが認められる。

指標：【指標 1-2】「地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及びICT環境整備に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標では運輸交通に係る研修実績に減少が見られた一方、運営・維持管理の協力等は引き続き前期中期計画期間実績平均を大幅に上回るペースで実施された。

3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、低炭素エネルギー利用への貢献、エネルギーアクセス向上への貢献、「資源の絆プログラム」の質向上等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：インドにおいて、バンガロール市での配電自動化学業を中心とした取組が高く評価され、機構がSKOCH Awardの最上位の表彰を受賞したほか、コスタリカの地熱開発事業が「中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合」で地熱最優秀賞を受賞するなど、事業の品質について外部より高い評価を受けていることが認められる。

指標：【指標 1-3】「質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標では「初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口」及び「資源の絆研修実績数」が高水準となった。「エネルギー分野の研修実績数」及び「電力開発に係る新規計画策定数」は低水準となった。

4. 民間セクター開発

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、海外直接投資の促進、それぞれの地域における産業

振興や企業育成、高度人材等育成機能の強化等の取組を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：アフリカにおけるカイゼン活動の活性化のためのアフリカカイゼン年次会合の開催及び同会合におけるアフリカ・カイゼンアワードの初開催や、アフリカ起業家支援のためのベンチャーキャピタルとの連携など、高い成果の実現に向けた機構の自主的な取組による創意工夫が見られた。後者の取組では、連携の結果として 20 億円程度規模の民間資金の動員に繋がることが期待されており、機構によるインプットの効率的な活用の観点から、顕著な取組であると言える。カイゼンやイノベーションについては、TICAD 7 においてもサイドイベントを開催して積極的にその重要性を発信した。

また、機構主導で UNWTO と連携して開発中の「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が北海道倶知安宣言に盛り込まれたことや、インドにおける裾野産業の育成に係る取組においてプロジェクト関係者が日本デミング賞委員会から「海外推進、普及功労賞」を受賞したことなど、機構の取組は外部からも評価されていると認められる。

さらに、ミャンマーでの直接投資促進に向けた包括的な取組の結果として日本企業のミャンマー進出が実現したことは、戦略的なインプットを通じた取組効果の最大化として評価される。

そのほか、Innovative Asia 修了者の約 1/3 が日本企業に就職、ABE イニシアティブのインターン受入登録企業が 601 社に達するなど、日本企業と連携した産業人材育成を促進し、すでに修了生が日本企業と母国企業の協力覚書締結に貢献するといった実績が生じているほか、TICAD 7 にかかる「官民円卓会議 民間からの提言書」でも ABE イニシアティブが内外から高く評価されていることが示された。

指標：【指標 1-4】「現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値の 3 倍程度の高い水準となっている。

【指標 1-5】「産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況」に関しては、関連指標が基準値の 50%強と、同分野に係る相手国の要請数・内容・実施行程等の影響により 2017・2018 年度に引き続き前中期目標期間に比して低位に留まっている。他方、上記の定性的な実績や、定量指標である**【指標 1-6】**「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」が目標値を約 22.7%、**【指標 5-2】**「アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値を約 75.8%上回っていることを踏まえれば、引き続き産業人材の支援に係る支援は重要案件を含め着実に実施していると認められる。

5. 農林水産業振興

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、SHEP アプローチの展開、「ASEAN-JICA フードバリューチェーン (FVC) 開発支援プロジェクト構想」の枠組での新規事業形成及び中南米・アフリカにおける FVC 関連調査の実施、「JICA 食と農の協働プラットフォーム」の設置及び産学官連携事業の形成等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：年度計画における取組のうち「JICA 食と農の協働プラットフォーム」の設置については、機構の自主的な取組による創意工夫によって高い成果が得られたものと評価される。また、こうした取組を通じて技能実習制度と ODA の協働等が諮られたことは、日本政府の政策実現に対する顕著な貢献といえる。

さらに、キルギスにおいて支援している現地公益法人がキルギス政府より「Best Exporter 賞」を受賞するなど、機構の取組は外部からも評価されているものと認められる。

このほか、TICAD 7 では、SHEP アプローチを通じた小規模農家の生計向上に向けて IFAD と共催でサイドイベントを開催するなど、会議の成功に貢献した。**指標：【指標 1-7】**「生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は多くが基準値を大幅に超える水準となっている。

6. 公共財政管理・金融市場整備

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、アジア地域における税関迅速化・効率化、徴税強化、歳出管理強化、財政健全化、金融分野の育成等にかかる支援や、アフリカ地域における回廊開発、国境管理強化、財政管理強化等にかかる支援を中心に、財政の効果的かつ持続的な運営、金融政策の適切な運営、金融システムの育成等の取組を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ミャンマーにおいて、保険当局の監督能力の強化等を通じてミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外国保険会社の参入に繋がったことは、相手国政府の意志決定に着実に貢献した取組として評価されると同時に、本邦企業の海外展開支援の観点からも有意義である。また、モンゴルにおいても、機構事業を踏まえた提言が四半世紀ぶりの税法改正に反映されるなど、相手国政府の意志決定に貢献した。

指標：【指標 1-8】「適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況」に関して、関連指標は研修実績数が低位に留まったが、これは同分野にかかる相手国からの要請に適切に応じた結果、元年度中に実施すべき研修が比較的少なかったためであり、同分野の協力数そのものは2017年度、2018年度から増加している。上記の定性的な実績も踏まえれば、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援は重要案件を含め着実に実施していることが認められる。

（結論）

以上により、定量指標が120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が概ね是認出来ること、低位に留まった関連指標についてはその他の定量的実績や定性的実績から着実な取組が確認出来ること、さらにそれら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、日本・カンボジア友好橋やアジア各国での鉄道事業をはじめ、重要なインフラの整備を多数の国で支援し、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性の強化を推進した。さらに、そうした重要なインフラへの本邦企業の関与を促進し、質の高いインフラ投資の推進にも寄与するなど、重要な外交政策の具体化及び当該政策への各国政府からの支持の取り付けに大きく貢献した。また、「JICA 食と農の協働プラットフォーム」の設置により、これまでになかった技能実習制度とODAの相乗効果を図る取組を開始したように、課題対応の更なる質向上に自主的な取組による創意工夫を発揮した。加えて、タイ国家経済社会開発計画やモンゴル税法改正等に見られるように、相手国政府の制度や政策に深く関与することで相手国との二国間関係強化や我が国の国際協力への信頼向上に寄与した他、内外での数多くの授賞実績が示すように質の高い事業を各分野で展開し、我が国の国際協力のブランドを高めたことは、我が国にとって望ましい国際環境の醸成にも寄与するものである。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある新たな技術等の導入に向けた取組や分野横断的な取組、国際協力人材が希少な分野での人材発掘推進、また有識者意見にある日本の質の高いインフラ技術の活用等に取り組むことを期待する。その際、新型コロナウイルス感染症による各国の経済活動等への影響を注視し、経済成長の基礎及び原動力の確保に関する各国の協力のニーズ把握に努めるとともに、効果的な事業展開の在り方について不断の検討を行うよう留意ありたい。

また、ポスト・コロナにおける各分野での取組について、通信や金融等今後重要性を増すと考えられる分野を含め、分野毎の戦略強化が進展することを期待する。なお、関連指標等からは相手国の要請状況等によって各分野の案件数や研修数等に変動があることが示されているところ、各分野の戦略性を強化する中で、案件形成規模や内容に関する予見性を一定程度確保するような工夫を取り入れることで、機構内の効率的・安定的な資源配分を図ることも検討に値すると考えられる。

＜その他事項＞

（有識者からの意見）

・日本の質の高いインフラ技術を活用した事業の成果として、インドネシア、タジキスタン、インド等で先方政府等より高い評価を得た点や、本邦企業の道路維持管理技術がケニアに導入され定着

するようになった点が評価できる。また、物流の要所となるケニアのモンバサにおいて、モンバサ開発事業及びモンバサ経済特区開発事業等の先行実施を行った点や、インドのデリーメトロ事業にて、女性専用車両や優先席の導入、定時運行による「列に並んで次の列車を待つ」文化の醸成等、新しいユーザーサービスを提供した点が評価できる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 /	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		年 ³⁴					
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130 万人 ³⁵ (2016-2018)	44 万人	44.3 万人	44.7 万人	—		
学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	1,000 万人 ³⁶ (2017-2021)	350 万人	324 万人	498 万人	346 万人		
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	22,338 ³⁷		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画
1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

³⁴ 2019 年度計画における目標値

³⁵ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 65%として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

³⁶ 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

³⁷ 暫定値

- ・ 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「UHC 東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染症対策の強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、G20、TICAD 7、UHC フォーラム 2020 等主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、同政策に基づく ODA を通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果（宣言文等）の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する等の知的貢献を行う。
- ・ また、上記主要国際会議等での、UHC に関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成する。さらに、高齢化が課題となる開発途上地域を対象に、高齢者に対する介護ケアも視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話を推進する。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。また、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに、対応力向上のため、国際緊急援助隊感染症対策チームの質の向上に取り組む。
- ・ 特に、アフリカ地域では、2018 年度に立ち上げた事業等を通じてアフリカ疾病予防管理センターとの連携を本格化し、域内の拠点ラボやサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、実施中の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成を通じて、各国の検査・研究能力の強化に取り組む。さらに、TICAD 7 の機会を捉え、国際獣疫事務局（OIE）等新たなパートナーとの連携も強化する。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上に向け、世界保健総会、母子保健関連国際会議や各種研修を通じて各国の持つ知見の共有を支援する。
- ・ 世界保健機関（WHO）とともに、2018 年 9 月に公表された母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知し、新たに母子手帳を導入する意思を有した国に対してワークショップやセミナーの開催、母子保健手帳の試行導入に係る助言等の技術的な支援を実施する。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。また、アフリカにおいて「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を推進し、栄養改善に向けた分野横断的な事業に取り組む。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に取り組むとともに、プラットフォームとしての事業形成に当たり、将来的な機構の民間提案型事業への発展や、最終的なビジネス展開の確度が向上するよう、初期段階からの提案企業へのコンサルテーションを強化する。
- ・ IFNA に公式に参加表明した全ての国において、当該国による IFNA を通じた取組方針（ICSA：IFNA Country Strategy for Actions）の最終化を支援する。また、TICAD 7 で優良事例を紹介するとともに、アフリカ域内への取組拡大を発表する。2020 年の栄養サミットを見据えつつ、機構の事業における栄養改善事業の着実な形成・実施と、国際機関と連携した IFNA イニシアティブの推進に寄与する。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善、持続的かつ効率的な水の供給・利用・管理及び衛生に関する知識や

技術の向上に向けた事業を実施する。

- ・ 特に、水道事業のサービス改善を支援する。また、無収水対策に関する知見と協力方針を取りまとめ、ブレンデッドファイナンス等の資金調達の動向にも留意しつつ、資金調達の前提となる水道事業体の経営改善に向けた支援を強化する。
- ・ 留学事業、自治体との連携強化等を通じた日本の知見の活用を重視し、開発効果のスケールアップに向けた域内でのプロジェクト間、水道事業体間での知見の共有に取り組む。また、TICAD 7 を踏まえ、アフリカの SDGs ゴール 6 達成に向けた支援、栄養アプローチ等のマルチセクターでの取組、気候変動対策の主流化を進める。
- ・ スtockホルム世界水週間において、統合水資源管理に関する機構事業から得られた知見を発信する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及のための調査・事業、日本式教育の導入・展開のための事業、算数教科書の開発、教員研修及び教員養成課程の改善を重点的に実施する。アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- ・ G20 及び TICAD 7 が日本国内で開催されることを踏まえ、世界銀行、教育のためのグローバル・パートナーシップ、貧困アクションラボ (J-PAL)、UNICEF 等パートナー機関との連携を強化するとともに、シンポジウムを開催し機構の取組の優良事例を国内外に発信する。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT)」の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援や、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 2018 年度に策定した「スポーツと開発」に係る取組方針を踏まえ、2019 年度に予定されている TICAD 7、ラグビーワールドカップ 2019 を契機に、「スポーツと開発」における機構の取組を内外へ発信する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加国の関係機関等の能力強化を継続する。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 日本の社会保険労務士や公的年金制度等をモデルにした社会保障制度の構築・強化及び障害アクセシビリティの改善に向け、これら制度を支える人材育成を支援する。また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組や視点の事業への組込を更に推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等を実施する。
- ・ 特に、エジプトにおけるアクセシブルな情報システム (DAISY) 図書製作技術者の人材育成に着手するとともに、ヨルダンにおける障害主流化促進のガイドライン策定及び継続的な人材育成の仕組みの構築を支援する。また、課題別研修「障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進」を活用し、
- ・ TICAD 7 において障害分野のサイドイベントを実施する。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 2. ①参照)

- ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (特に 3.8) 関連)
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.3, 3.d) 関連)
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際

的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1, 3.2）関連）

- ・ 栄養状況の改善に資する，分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する，安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- ・ 子供の学びの改善に資する，質の高い教育環境の提供，ジェンダー配慮・女子教育の推進，及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a 及び4.c）関連）
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する，関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）
- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3），8（8.5, 8.8），10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5, 4.a），8（8.5），11（11.7）関連）

3-2. 業務実績

- ・ **人間の安全保障の再定義と国際機関からの賛同・支持**：開発協力大綱でも掲げられ、機構のミッションの一つである「人間の安全保障」について、国際社会において不確実性が増すなか、国際社会に登場した 1994 年からの変化を踏まえ、現代の課題に合わせて再整理を試みた。具体的には、「命・暮らし・尊厳」という人間の安全保障の重要な要素に対する「脅威」を、現在の国際社会に存在する「平和と秩序」、「貧困・格差の拡大や高齢化」、「気候変動や環境等及び科学技術の進展」という 3 つの脅威に分類し、各脅威への取組を「人間の安全保障 2.0」として整理した。また、機構全体での議論を通じ、これを実現するための人・組織・社会の能力強化（エンパワメント）、強靱な社会（システム）作りなどの原則を整理した。その成果をパンフレット「新時代の『人間の安全保障』-JICA の取り組み-」（日本語・英語）として取りまとめ、機構を挙げた戦略的な事業展開の強化を図った。あわせて、機構理事長をはじめ多くの機構役職員が、この考えを数多くの国際会議や各国高官との会合や面談で精力的に発信、普及を進め、多くの国際機関からの賛同を得た。

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
UHC 実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5 か国 ³⁸	8 か国	6 か国	7 か国	か国	か国
保健政策に係る研修実績数	90 人 ³⁹	104 人	145 人	101 人	人	人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化	9 施設 ⁴⁰	32 施設	10 施設	26 施設	施設	施設

³⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績

³⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁴⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

された医療施設数						
----------	--	--	--	--	--	--

(1) UHC 実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 国際社会への貢献と情報発信

- ・ **Health Professional Meeting 2019** : G20 保健大臣・財務大臣会合に先立ち、東京で開催された国際会議「Health Professional Meeting 2019 : Road to UHC」の講演「健康と安全保障と UHC」において、災害や感染症の流行など健康上の脅威を制御して UHC を達成するための鍵について、機構が実施したコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱、パキスタンでのポリオ、西アフリカ地域での保健人材、ガーナ及びバングラデシュでのコミュニティ活動に関する技術協力の実例や、機構とアフリカ CDC (CDC : Centres for Disease Control and Prevention) との協力趣意書締結等の話を交え、災害、感染症の流行など健康上の脅威への対処には強靱な社会システムが必要であり、鍵は人々、コミュニティ、行政、国、更に国と国との「信頼」にある点を発信した。
- ・ **Health 20 Summit 2019** : G20 保健大臣・財務大臣会合に先立ち、東京で国際的有識者、政府、非営利団体、民間企業等による国際会議「Health 20 Summit 2019 : Financing for Global Health Innovation & Sustainable Development」にて、各国内での資金の有効活用、特に社会関係資本や人々のオーナーシップの強化などについて議論する重要性を日本及びタイの UHC 達成の軌跡や機構のパキスタンやナイジェリアに対するポリオ対策に関する革新的な円借款の実例を紹介しつつ発信した。
- ・ **国連総会 UHC ハイレベル会合サイドイベント** : 国連総会 UHC ハイレベル会合に合わせ、米国ニューヨークで「伝統と革新を通じた UHC と感染症対策」をテーマとしたイベントを日本経済新聞社と企画及び共催し、国内外に対する UHC 推進に関するアドボカシーを行った。UHC 達成に向けた諸条件について、日本やタイの UHC 達成の経験実例を紹介しながら、人間中心でマルチセクショナルなアプローチの推進、コミュニティ及び人々のエンパワメント向上、伝統及び最新技術の最大活用、知見のグローバル共創等の重要性を発信した。

② 日本政府の政策（準備段階を含む）への貢献

- ・ **TICAD 7 への貢献** : 日本政府の保健分野に関するコミットメント策定に関わり、横浜行動計画 2019 に① 300 万人の基礎医療アクセスや衛生環境の改善、健康保険普及、②保健人材の 2 万 6 千人育成が盛り込まれた。また、サイドイベントとして「Sustainable UHC in Africa through Building Country Ownership」を主催し、UHC に関するケニア、セネガル、ガーナ等の各国の取組経験を引き出しつつ、日本政府、世界銀行や世界保健機関 (WHO : World Health Organization) 等と共に、UHC 推進のグローバルなモメンタムの醸成と、各国での UHC の実践の双方への貢献の必要性を発信した。その他、国際援助機関や民間分野等が主催したサイドイベント「アフリカにおける持続可能な保健財政構築を目指して」、「公共調達制度 /SCM 改革と Digitalization を通して UHC の具現化を展望する」、「非感染性疾病対策を通じ UHC 実現に向けた官民連携パートナーシップの革新的取組」等に登壇し、UHC 達成に向けた取組の重要性と各国での機構の取組について発信した。

③ 第三国等と連携した国際研修

- ・ **課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」** : タイ保健省から講師を招へいし、全ての人に財政的負担が可能な保健医療サービス提供のための制度や仕組みづくりに関する研修をタイにおける具体的な経験を基に実施した。日本とタイ双方の経験のイ

ンプットを通じ、各国からの参加者（11 か国 11 名）の多様な学び合いに貢献し、高い研修効果発現に寄与した。

- ・ **タイ「グローバルヘルスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジのためのパートナーシッププロジェクト」**：タイ保健省、国民医療保障機構タイ国際保健政策プログラムと共に、20 か国からの 36 名の参加者に対する日タイの UHC 達成の経験や教訓を共有するための研修を実施した。

④ 各国での具体的な事業

- ・ **ラオス「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」**：日本の国家試験制度の仕組みを活用し、保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手し、看護師の国家試験作成を支援した。また、同国初のパイロット看護師国家試験を実現し、翌年度の国家試験本格試行と免許登録制度の確立を支援した。試験作成や制度づくりを通じ、ラオス側の看護行政能力の向上に貢献したほか、臨床看護に必要な知識を身につけた看護師の臨床現場への輩出を通じ、看護の質の向上のための仕組みづくりを促進した。
- ・ **モンゴル「一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト」**：同国で初となる総合診療研修（1 年間をかけて内科、小児科、産婦人科、救急科などをローテーションし、地域で役立つ診療能力を身につける研修）を地方部にて実施し、一般的な症状で医療機関を訪れることが多い地方部の受診者の医療サービスニーズに応えることができる人材育成のための研修の定着に取り組んだ。同研修は 2 年目からは都市部においても開始され、専門に偏ることのない幅広い知識と技能を有する医療人材の育成システムが拡大している。さらに、同国で初めて看護管理者に対する看護指導者育成研修も実現し、看護師の指導を行うための人材の拡充への貢献を通じて、都市部と地方部の医療サービスの質の格差改善に大いに貢献している。
- ・ **タイ「グローバルヘルスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジのためのパートナーシッププロジェクト」**：本邦研修や日本の有識者による経験の共有等を通じて、バンコク都市圏における診療報酬制度の導入を支援し、診療報酬点数表に基づく保険者から医療機関への医療費支払システムの試行が開始された。その結果、診療に要する費用を過去の実績に基づきタイ側で価格（点数）を設定し、安定的な保険財政を目指す制度構築が促進された。また、タイの点数設定のプロセスに資するような日本の経験についても、日タイ双方での共有が促進された。2020 年 1 月に、PMAC2020 のサイドイベントにおいて、これらの取組を日タイで共同発信した。
- ・ **ザンビア「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト」**：2015 年よりザンビア保健省、ルサカ州、南部州各州保健局及び両州の 4 県の県保健局に対して基礎的保健サービスの計画立案及びマネジメント能力の強化を図った。同プロジェクトにて作成した母子・新生児保健紹介指針、産後出血対策の研修手引き等が国家プログラムの中で採用され、保健省のウェブサイトで公開され広く活用されている。また、対象 4 県ではヘルスセンター及び一次・二次病院での感染症予防や治療、妊婦健診等の提供が 75%から 84%まで上昇し、住民の保健サービスへのアクセスが向上した。

⑤ 協力終了後の自立的展開

- ・ **ミャンマー「保健システム強化プロジェクト」**：モデルサイトのカヤー州総合病院にて導入した 5S/カイゼン の取組が院内感染の低下などの効果があったことなどから、優良事例としての知名度が高まり、同国保健省の患者安全賞を受賞した。また、事業を通じて育成された人材が講師となり、ヤンゴン公衆衛生大学にて、カヤー州の取組をセミナーにて紹介した。

(2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **バングラデシュ「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」**：プロジェクトの対象地の一つであり、ミャンマー・ラカイン州からの避難民を受け入れているコックスバザール県の県病院にて、冠動脈疾患集中治療室の 10 床追加による拡充を支援し、狭心症や心筋梗塞等の急性期患者への対応能力の強化を実施した。同県病院では、心血管疾患の集中治療を受けることができる月間平均重症患者数が、以前の 28.3 名から 72.8 名と約 2.57 倍に増加し、避難民のみならず多くの地域住民にまで裨益している。また、同県病院及び県内 2 か所の郡病院に、非感染症疾患 (NCD: Non Communicable Diseases) の早期発見やモニタリングのため、医療従事者が身長、体重、血圧及び血糖測定とカウンセリング機能を有する「NCD コーナー」を設置したほか、1 か所のコミュニティクリニック建設を支援した。さらに県内 5 郡の計 130 か所のコミュニティクリニックで NCD に関する早期発見のためのサービスを展開し、スクリーニング件数が 2019 年 4 月の 446 件から、12 月の 2,407 件まで拡大した。同県が属するチッタゴン管区全体の月間スクリーニング件数が、2019 年12 月時点で1 コミュニティクリニック当たり3.3 件程度であり、同県の月間スクリーニング件数が、1 コミュニティクリニック当たり 25.2 件と、約 7.6 倍まで拡大し、NCD の早期発見に貢献している。
- ・ **モンゴル「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」**：同国初の教育病院であり、無償資金協力で整備された「日本モンゴル教育病院」の運営管理及び同国でも課題である NCD を含む医療サービスの提供体制の確立に向けた支援を行ってきた。同病院は 2019 年 10 月に正式に開院し、外来診療を開始した。同病院の開院式典には日本政府から河野外務大臣 (当時)、モンゴル政府から、フレルスフ首相、ツォグトバータル外務大臣ら多くの要人の参加を得た。フレルスフ首相からは民主化以降の日本のモンゴルへの協力への謝意と最新の設備が整った本病院から、優秀な人材が活躍することへの期待が述べられ、同病院の開院は、単にモンゴルの医療人材の育成の貢献のみならず民主化以降の日本のモンゴルへの協力の象徴としての意義がモンゴル側から表明された。開院後は1 日あたり約250 ～ 300 人の患者受入を開始し、外来診療における安定的なサービス提供と、手術室・入院病棟・ICUのサービス開始に向けて引き続き支援を行っている。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の特に UHC 達成を謳った SDGs ターゲット 3.8 に資する案件を、既述のとおり、モンゴル、タイ、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、タジキスタン、ザンビア等で実施したほか、TICAD7 等の機会を通じアフリカ地域への貢献を中心に数多くの国際会議の場で機構の取組等を発信した。また、NCDs への対処を謳った SDGs ターゲット 3.4 に資する案件を、アジア地域を中心に実施した。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700 人 ⁴¹	6,966 人	6,765 人	—	—	—

⁴¹ TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

(1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 検査室の能力・サーベイランス強化

- ・ **アフリカの感染症対策強化のための戦略の具現化**：感染症対策に従事する人材の育成やネットワーク強化を行うために、1) 感染症拠点実験・検査室（ラボ）の機能強化、2) 感染症対策人材の育成、3) 地域・国際イニシアティブへの貢献を柱とした戦略を立案した。その戦略を具現化するために、技術協力（プロジェクトの実施や研修員受入）や無償資金協力による検査室整備に取り組んだ。
- ・ **東アフリカ諸国**：機構が長年協力を行って来たケニア中央医学研究所（KEMRI：Kenya Medical Research Institute）にて、人の移動に伴い国境を容易に超える感染症の対策を地域的に強化することを目指し、ケニアを含む 7 か国 14 名の検査室管理者や検査技師を対象とする検査室能力強化の研修を実施した。
- ・ **ナイジェリア、コンゴ民主共和国**：無償資金協力による国家の拠点検査室の整備を進めるとともに、検査室能力強化と感染症サーベイランスの強化のための技術協力を開始した。ナイジェリアではナイジェリア疾病予防センター（NCDC：Nigeria Centre for Disease Control）の検査室整備のための無償資金協力の贈与契約（G/A）を締結するとともに、技術協力を開始した。コンゴ民主共和国では、国立生物医学研究所（INRB：Institut National de Recherche Biomédicale）に対する無償資金協力を通じ高度な機能を持つ検査室を引渡し、技術協力も開始した。両国では、ハード面で国家の中心的な検査室の機能を施設整備により強化するとともに、ソフト面でも疾病検査の技術や制度の改善、研究活動の推進による検査能力や体制強化の推進に着手した。

② 感染症対策に従事する人材育成

- ・ **キリバスでフィラリア制圧宣言**：機構は、キリバスはじめ大洋州 14 か国に対し、1989 年から継続的なボランティア派遣による予防の啓発活動や、集団薬剤投与の実施と薬剤管理、集団薬剤投与のデータ報告、患者ケアの指導を実施してきた。1999 年に WHO が「大洋州リンパ系フィラリア症対策」を開始した後は、この事業を支援する形で 2000 年から集団薬剤投与の薬と血液検査キットの提供等を行った。2013 年からは、民間の製薬会社エーザイによる薬の無償提供とも連携し、コミュニティでの集団薬剤投与の実施を支援した。これら長年の協力の結果、WHO が2019年にキリバスでフィラリア症の制圧を宣言に到った。フィラリア症は、顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）の一つで、蚊によって媒介される寄生虫疾患であり、罹患すると一生障害が残る疾患である。同病の制圧は太平洋諸国において、国民の社会・経済活動への参加機会確保や保健医療予算の有効な活用にも寄与するものである。
- ・ **JICA 開発大学院連携「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバル・リーダー育成プログラム」**：感染症分野の WHO 協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症拠点ラボの能力及びネットワーク強化に取り組む 6 か国（ベトナム、ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）の検査室の技師、疫学担当官などを留学生（博士、博士研究員）として受け入れた。2019 年度は 6 名が来日し、2017 年度から累計 23 名を受け入れた。
- ・ **課題別研修「HIV を含む各種感染症コントロールのための検査技術とサーベイランス強化」**：1993 年に開始され、延べ 60 か国以上、約 250 名の検査室従事者を研修員として受け入れた。2019 年度は研修受講後の活動状況確認と今後の研修改善のため、ジンバブエの帰国研修員やその職場に

における活動状況のフォローアップ調査を行った。11名の帰国研修員とのインタビューや所属先訪問により、研修で得られた免疫力やウイルス量を測定する各種検査技術の活用や同僚への指導のほか、5S/カイゼンの適用による試薬の分別や検査検体到着時間の記録などにより、検体の収集から結果の通知に至るまでの時間の短縮を実現するなど、検査室管理や品質向上のために継続的な職場環境改善が進んでいることが確認された。

- ・ **アフガニスタン「結核対策プロジェクトフェーズ III」**：カブールを含む5つの州で薬剤耐性結核患者の治療ができるよう体制を強化した。また、4つの州において、結核感染のリスクが高い出産女性に対する抗結核薬の予防的投与のパイロット事業を実施し、全結核報告者数に占める女性の結核患者の割合が3州において8～17%の減少が統計学的に有意にみられ、アフガニスタンで多い女性結核患者の減少につながる可能性がある成果を得た。さらに、カブール近郊の13社を対象とした職場検診のパイロット事業を技術的に支援し、これまで見つかっていなかった結核患者を発見することにより、国家結核対策プログラムが新たな検診活動の制度を検討するための能力強化に貢献した。

(2) 国際的なイニシアティブや国際機関等と連携した国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守の促進

- ・ **国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）**：アフリカにおける人獣共通感染症の課題に対し、家畜疾病に高い専門性を有し動物の衛生や人獣共通感染症対策を国際的に主導するOIEの知見を活用して取り組むべく、機構からOIEに積極的な働きかけを行った結果、TICAD7を好機として、人・動物の健康改善に向けた協力関係を築くためのOIEとの協力趣意書の署名交換が実現した。ザンビアなどを中心として、近隣諸国への人と動物双方に感染する人獣共通感染症などの対策で協力展開を行う機構の構想にOIEが参画することで、研修等において一層幅広い知識を得た人材育成が進められることが期待される。
- ・ **アフリカ疾病予防管理センター（アフリカ CDC：Africa Centres for Disease Control and Prevention）**：IHRの遵守促進や公衆衛生危機の備えの強化に向けた連携促進のため、ケニア、ガーナで実施する近隣諸国向け第三国研修の講師派遣の連携調整等を行った。また、アフリカCDCが主催する2020年3月の「新興・再興感染症国際会議（ICREID：International Conference on (Re-) Emerging Infectious Diseases）」にて、専門家チームが技術協力による研究の成果とその社会への適用を発表し、アフリカの感染症対策への貢献を発信する準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により直前で延期となった。

(3) 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- ・ **コンゴ民主共和国エボラ出血熱流行への対応**：2018年から流行が続くコンゴ民主共和国東部でのエボラ出血熱に対し、7月のWHOによる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：Public Health Emergency of International Concern）」宣言後に呼応し、調査チーム及び国際緊急援助隊・感染症対策チームを8月に派遣した。感染症対策チームは、流行地域に隣接し保健省がハイリスクと指定するチョポ州及び首都キンシャサにおいて、検疫及び感染制御の体制強化のための技術支援を実施し、これら地域における感染症例の流入抑止に貢献した（結果的に支援対象地域への輸入症例の流入は発生しなかった）。また、緊急援助物資として医療関係者の感染を防ぐための個人用防護具（PPE：Personal Protective Equipment）を供与した。
- ・ あわせて、コンゴ民主共和国の北東に隣接し、同国からの難民の流入や日常的な人の往来も多いウガンダでも、2019年6月にエボラ患者が確認された。これを受けて、機構のイニシアティブ

により、ウガンダ保健省、WHO 及びサラヤ㈱と共に、感染リスクの高いコンゴ民主共和国国境付近 23 県の院内感染対策に従事する医療関係者 41 名を対象に、エボラの現況やリスク、感染疑い患者が搬送された際の対応策等について研修を実施した。また、ウガンダ保健省に対し、疾病モニタリングのための中古車両及び 23 県の保健施設に院内感染予防のためのアルコール手指消毒剤を供与した。コンゴ民主共和国で発生するエボラ出血熱の対応のため、近隣諸国においても緊急支援を行うことにより新規患者発生拡大の抑制へ貢献した。

- ・ **サモア独立国麻しん流行への対応**：10 月にサモア独立国において発生した麻しんの流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣した。同チームは、国際機関及び他国から派遣された医療関係者と協働し、国立中央病院及び地区病院において乳幼児を中心に重症化した患者（約 90 人）の診療支援を行った。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に感染症への対処を謳った SDGs ターゲット 3.3 に資する案件をアフリカ地域中心に実施した。
- ・ SDGs と Society5.0 をテーマとして 10 月に開催された国際会議「筑波会議」にて、コンゴ民主共和国及びザンビアからの長期研修員（留学生）と受入先の北海道大学及び長崎大学の教員と共にSDGs 実現のためのアフリカの感染症対策の取組について、シンポジウムを主催した。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計 25 개국 ⁴²	1 개국	1 개국	0 개국 ⁴³	개국	개국
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	- ⁴⁴	43 개국 / 年	67 개국 / 年	74 개국 / 年	개국 / 年	개국 / 年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240 人 ⁴⁵	1,542 人	1,570 人	2,732 人	人	人

(1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **ニカラグア「チョンタレス保健管区とセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト」**：協力対象地域の 2011 年から 2014 年の妊産婦死亡率平均は出生 10 万件当たり

⁴² 2015 年度までの累計

⁴³ 中期計画期間中に合計 3 を目標としている。

⁴⁴ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁵ 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014 年から 2019 年に 8,000 人」のうち母子保健関連で 1,200 人)

70.8 件であったが、2015 年から 2019 年にかけて、母子保健に係る医療施設でのサービス提供の質の向上、地域住民による母子保健サービスの主体的な利用と啓発の促進、保健管区の運営管理体制強化などの支援を行った結果、協力対象地域の妊産婦死亡率は 2018 年には出生 10 万件当たり 53.2 件となった。2014 年時点の対象地域の過去 3 年平均（70.8 件）と比較すると、大幅に改善されたことが判明した。これらは、産後健診の受診率の増加（2014 年：77.4%→2018 年：90.5%）及び分娩時ケア・出産直後の新生児ケアの質の指標を満たす割合の大幅な改善（2015 年：59.5%→2018 年：94.1%）によるものと考えられる。また、コミュニティネットワークとの連携強化や中米の家庭・地域保健国際フォーラムの共催などを通じ、家庭・地域保健の強化も確認された。

- ・ **母子保健改善に向けた施設・設備の整備**：パキスタン医科学研究所におけるハイリスク妊産婦、寡婦、新生児への医療サービス提供体制の強化及び質の向上に向けた無償資金協力「パキスタン医科学研究所における母子保健センター及び小児病院の集中治療拡充計画」の G/A に署名した。また、コートジボワール大アビジャン圏にあるココディ大学病院母子保健棟及び保健医療機材を整備することにより、同大学病院の母子保健サービスの改善を図るべく無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」の G/A に署名した。

(2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- ・ WHO と共に、2018 年 9 月に公表された母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて世界保健総会の公式サイドイベントで内容を周知した（約 200 名参加、WHO テドロス事務局長挨拶、インドネシア、フィリピンの保健大臣、アフガニスタンの局長、機構の国際協力専門員等が登壇）。主催者のインドネシア保健省による企画、運営を機構が側面支援したほか、機構が継続支援してきたインドネシア、ケニア、ラオス、アフガニスタンの登壇者からは機構の協力成果を踏まえた手帳活用の優良事例について発表がなされた。さらに、母子保健分野の課題別研修の参加者に対し、同ガイドラインの説明や周知のため講義を行った。また、同ガイドラインの紹介を含むマルチメディア教材（映像教材）、及び母子手帳の有用性や活用の優良事例をまとめた技術概要資料（2019 年度 4 号を新規に作成。累計全 30 号を発信）を同講義に活用したほか、国内外の関係者に配布した。加えて、機構主催の記者勉強会にて国内メディア向けに母子手帳の国際展開について説明したところ、Yahoo! ニュースで取り上げられ、50 万回閲覧された。
- ・ 上記ガイドラインの策定過程において、母子手帳の普及・活用を促進するため、各国の知見・経験の共有、支援ニーズのある国に対する支援提供のマッチングを行う調整プラットフォームの必要性が認識された。機構の提案により、プラットフォームの形成に向けて、WHO、UNICEF と機構の三者で基本合意文書に署名した。
- ・ 新たに母子手帳を導入する意思を有した国及び全国普及の途上にある国（シエラレオネ、ザンビア、モザンビーク、ガボン、カザフスタン）に対して、母子手帳の試行導入に係る助言等の技術的な支援、国際会議・各種研修を通じて先方政府のコミットメント獲得に向けた働きかけを実施した。その結果、シエラレオネでは 5 施設で試行導入し、全国展開に向けた検討が開始され、モザンビークでは母子手帳を活用した栄養改善のプロジェクトを次年度より開始することになったほか、ガボンに母子保健アドバイザーの派遣を計画することになった。

(3) 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開

- ・ **アンゴラ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」**：母子手帳の配布と医療従事者への活用指導を継続した。あわせて、母親用の妊婦手帳と子ども用の予防接種カードの組

合せと、これらを統合した母子手帳の効果の差のインパクト評価のため、プロジェクト対象サイトでの配布と活用を継続した。また、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、豊田通商(株)の現地法人である Toyota de Angola, S.A. より母子手帳 70 万冊の寄贈を得たほか、世界銀行より 171 万冊、EU より 30 万冊、世界エイズ・結核・マラリア対策基金より 25 万冊の協力を得た。これはプロジェクト対象地域での約 2 年以上に配布が見込まれる冊数に相当するものである。さらに、アンゴラ政府と機構派遣の日本人専門家の発意により、(株)ベネッセコーポレーションの妊娠週数・日数早見スケールを基に、同社の支援を得て、現地の状況に合わせた妊娠スケールを作成し、プロジェクト対象地域の産前健診従事者向けに 3,300 部を作成し配布した。これら機構の活動は、同社の全国版雑誌で紹介された。

- ・ **ラオス母子手帳改訂への貢献**：機構が派遣した保健政策アドバイザーが主導し、母子保健分野で活動する海外協力隊から寄せられた現場の声や、機構の研究所や国際協力専門員の知見を得て他国の事例を取りまとめ、ラオス保健省に提供したことにより、医療従事者や妊産婦にとって使いやすい内容に改訂された。また、かつて海外協力隊の発意で作成されラオス保健省の公式文書と位置付けられている医療従事者向けの母子手帳活用ガイドも、機構関係者の意見・知見を反映し、改訂された。
- ・ **ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」**：母子継続ケアの改善を目指し、従来別々となっていた母手帳と子手帳を統合・改善し、新母子手帳の全国展開を支援した。具体的には、重点州で計 1,000 名以上の医療従事者を対象に栄養カウンセリング・助産ケア研修を行い、全国での活用を進めるとともに、母子手帳の活用状況を確認する調査を行った。機構が関係者との調整を行った結果、機構が 34 万 6 千冊、ガーナ政府が 1 万冊の他、公益財団法人味の素ファンデーションより 1 万冊の寄贈を受け、合計 36 万 6 千冊（年間出生数の約 37%）を配布した。
- ・ **ベトナムでの母子手帳普及**：日本の NGO の発意による母子手帳の試行導入に続き、「母子手帳全国展開プロジェクト」（2011 年～ 2014 年）にて母と子で別々だった記録媒体を統合の上、標準版の母子手帳を作成し、ベトナム国内全 63 省のうち 4 省に導入した。その後、機構による民間日系企業・NGO への支援の働きかけや覚書締結による支援の確認、ベトナム保健省への働きかけや助言、他援助機関の協力獲得に向けた働きかけにより、2019 年度末時点で 53 省にまで普及した。さらに、2020 年 1 月、機構の協力により作成した母子手帳をベトナムの標準版とし、全国展開を指示する省令が発令された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び 5 歳未満児の死亡率削減を謳った SDGs ターゲット 3.1、3.2 に資する案件を、既述のとおり、全世界で実施した。特に、ニカラグアでは機構の協力対象地域で妊産婦死亡率が大幅に改善された。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度

食と栄養のアフリカ・イニシアチブ推進のためのアクションプラン策定国数	- ⁴⁶	10 か国	3 か国	5 か国	か国	か国
栄養改善に係る研修実績数	- ⁴⁷	33 か国 ⁴⁸	39 か国	49 か国	か国	か国

(1) 栄養改善に向けた国際的取組への貢献、事業の形成・実施

- ・ **Scaling Up Nutrition Movement (SUN) への貢献**：機構の栄養分野におけるこれまでの取組が評価された結果、機構理事長が、栄養分野のグローバル・リーダーで構成される SUN Lead Group の東アジア地域唯一のメンバーに就任し、その年次会合（9 月）に参加した。理事長は、栄養は人間の安全保障の鍵であると指摘した上で、栄養不良克服に係る日本の過去の経験も踏まえ、機構は今後とも、IFNA（食と農のアフリカ・イニシアチブ）等の取組を通じ開発途上国の栄養改善に貢献していくとの考えを表明した。また、機構は SUN Lead Group 非公式会合及び SUN 総会に参加し、東京で開催予定の「東京栄養サミット 2020」に向けた国際的な栄養改善のモメンタム向上のための方策等に関する議論に参画した。
- ・ **円借款を活用した栄養改善事業**：ルワンダにおける栄養改善に向けた包括的な取組の実施に向けて、多岐にわたる省庁等関係者がその垣根を越えて協力できるよう調整を重ね、円借款「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」のL/A 調印を実現した。本事業は、政策対話及び財政支援を通じて、栄養改善における優先順位の高い政策や計画、農業分野での栄養に係る取組等を支援することにより、ルワンダの子どもたちが栄養価の高い食料を口にしやすい環境づくりを目的とするもので、5 歳未満児の発育阻害の削減を目指す栄養分野初の政策借款である。
- ・ **「世界栄養報告」策定への技術的貢献**：機構は、2018 年より、栄養改善に関するグローバルな公的刊行物のうち最も影響力の大きいものの一つである「世界栄養報告」（GNR：Global Nutrition Report）の運営委員会に参画している。毎年刊行される報告書の編集方針の策定に与るとともに、専門家が執筆する記事の内容及び構成等に関し技術的貢献を行った。
- ・ **栄養改善に資する事業の実施**：ニカラグア「チョンタレス保健管区とセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト」にて、2015 年から 2019 年にかけて、母子保健サービスの質の向上及び地域住民による母子保健サービスの主体的な利用と啓発の促進を行った。その結果、協力対象地域において、栄養状態を確認し、栄養指導を行う機会である乳幼児健診の受診率が 2014 年の 47.5%から 2018 年の 57.5%に上昇し、さらに 5 歳未満の慢性栄養不良児の割合が2014 年の 10.5%から 2018 年には 6.5%に改善するなど栄養改善への貢献が確認された。

(2) 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進

- ・ 2016 年の立ち上げ当初より、機構は「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として四半期ごとの運営委員会を開催するとともに、参加企業/ 団体のイニシアティブとアイデアに基づ

⁴⁶ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁷ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁸ 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「中西部アフリカ地域幼児教育」、「母子栄養改善「学校保健」の計30 か国及び栄養コンポーネントを含む技術協力プロジェクト（フィジー、キリバス、ソロモン）の国別・現地研修 3 か国。

き、開発途上国での栄養改善の事業化に必要な情報の提供、及び持続的なビジネスモデルの構築支援に貢献している。民間企業へのコンサルテーションの機会などを通じ、同プラットフォームへの企業の参加を促進したことで、2019年3月末現在で70企業/団体が参加するに至った(2018年度末62企業/団体)。

- ・ 同プラットフォーム参加の食品産業分野企業等によるプラットフォーム支援事業として、「『職場の栄養改善』におけるブロックチェーン技術を応用した栄養啓発活動(カンボジア)」、「ミャンマーにおける給食事業を通じた職場の栄養改善事業調査」の形成を支援し、2017年度より継続して新規事業を2件以上立ち上げることに貢献した。
- ・ 同プラットフォームが初期の立上げを支援した「啓発型検診と栄養改善プログラム事業展開プロジェクト(ベトナム)」の結果を踏まえ、機構が発展的な協力内容とすべく助言をした結果、草の根技術協力事業(支援型)として「ベトナムハイフォン市における啓発型健診のための人材養成プロジェクト」が採択され、2020年6月から3年間実施予定である。
- ・ 東京栄養サミットを見据え、10月にセミナー「国際栄養サミット2020に向けて」を実施し、機構国際協力専門員が当機構の栄養改善に向けた取組を紹介した(135人参加)。2020年2月にはセミナー「東京栄養サミット2020に向けて～日本の貢献～」を実施し、当機構の取組と今後に向けた課題について説明した。これらにより、民間企業としての東京栄養サミットへの貢献についての議論が促された。

(3) 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)の推進

- ・ **IFNAの取組の拡大:** TICAD7においてIFNAのサイドイベントをアフリカ開発のための新しいパートナーシップ(NEPAD: New Partnership for Africa's Development)と共に開催し、これまでのIFNAの優良事例を様々な広報ツールを用いて紹介するとともに、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」を同イベントの参加者と共に採択した。同宣言の採択に当たり、機構は原案を作成するとともに、IFNA運営委員会メンバーの他ドナー等に対して全アフリカの栄養改善の必要性や緊急性について説明し、具体的な文言交渉等を主導した。また、アフリカ各国にIFNAの知見を共有するためのツールとして、「IFNA実施ハンドブック」を作成中である。
- ・ **IFNA国別アクションプランの策定:** 2018年4月にセネガルで開催された国別アクションプラン(ICSA: IFNA Country Strategy for Actions)を策定するためのワークショップを踏まえ、機構はIFNA運営委員会と協力の下、IFNA当初参加国(10か国)でICSAの最終化を図っている。また、2019年度は、ナイジェリア、ガーナ、ケニア、エチオピア、モザンビークにおいて先方政府により承認された。今後、ICSAに基づき、各国で栄養改善に向けた省庁横断的な取組が推進されることが期待される。
- ・ **IFNA運営体制の整備:** NEPADにIFNA事務局が設置され、機構は人員及び資金面で貢献した。具体的には、IFNAに参加するドナーで構成される運営委員会の定期開催、IFNAをリードするNEPADと機構の四半期ごとの定期協議を行い、IFNA事務局による取組を推進した。
- ・ **機構のIFNA貢献事業の形成:** 栄養サミットを見据えつつ、栄養改善事業の着実な形成・実施した。ナイジェリアにおける技術協力「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」では、現地調査を踏まえた現場での栄養啓発活動等を開始した。また、マダガスカルにおける技術協力「食と栄養改善プロジェクト」では、海外協力隊、世界銀行、国連食糧農業機関(FAO: Food and

Agriculture Organization of the United Nations)、国連世界食糧計画(WFP: World Food Programme)、UNICEFと有機的な連携を行う分野横断的な支援モデルの構築を進めた。さらにエチオピアでは、農業分野を通じた栄養改善手法について機構が発案した「Nutrient Focused Approach」がUNICEFから高い評価を得ており、機構とUNICEFが協働で現地政府の同アプローチを活用した栄養改善事業の推進に向けて取り組んでいる。

- ・ **栄養改善パートナー事業**: 2018年度に設立した栄養改善に貢献する活動に意欲のあるボランティアや専門家等のネットワーク(栄養改善パートナー)を強化し、これまでに約870人が登録した。また、栄養改善パートナー通信を月次発行し世界各地の取組事例の発信と共有を行った。
- ・ **複数のアクターによる分野横断的な取組**: 抜本的な栄養改善のためには、保健や農業、教育、水産等の複数の分野で協力が必要とされるなか、課題別研修「農業を通じた栄養改善」に19か国22名が参加したほか、「母子栄養改善」でも農業を通じた栄養改善についての講義を実施する等、分野を超えた取組を推進した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ IFNAは、2025年までに子どもの発育阻害や消耗性疾患等の栄養課題の改善を目指すイニシアティブであり、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳うSDGs目標2.2が目指す方向性と合致している。機構はNEPADと共にIFNA運営委員会の共同議長を務め、人的・知的貢献を通じてIFNAのICSA策定支援やICSAに基づく事業推進を行っているほか、TICAD7のIFNAサイドイベントではIFNAの取組を全アフリカに拡大することを宣言した。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 ⁴⁹	701万人	14.2万人	203万人	万人	万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 ⁵⁰	9,104人	25,516人	12,043人	人	人

(1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力の協力準備調査を完了**: 機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となるカンボジア「タクマウ上水道拡張計画」の協力準備調査を完了し、閣議決定がなされた。同事業では、プノンペン近郊カンダール州タクマウ市において、貧困層居住地区を対象に3万m³/日の浄水場を整備し、日本企業が10年間の運営・維持管理の事業権を得ることになる。調査の過程においては本邦企業対象の説明会やアンケート調査を行い、企業からの要望を踏まえたカンボジア側との協議が行われた。プノンペン及びカンボジアの水道分野に対する協力は1993年以来25年以上に及んでおり、3件のマスタープラ

⁴⁹ 2014-2015 実績平均

⁵⁰ 2013-2014 実績平均

ン策定、9 件の無償資金協力、2 件の円借款、3 件の技術協力、2 件の自治体提案型の協力（小規模開発パートナー事業、草の根技術協力事業）などが実施されてきた。これらの協力によって築かれた信頼関係をベースに、日本企業の海外展開を後押しするものであり、カンボジアの水道に対して 20 年にわたって協力を行ってきた北九州市上下水道局が機構と緊密に協議しつつ案件の発掘を行ったものである。

- ・ **最大のミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプに約 3 万人に裨益する給水施設が完成：**ミャンマーのラカイン州からバングラデシュに避難してきた避難民が居住しているコックスバザール県クトゥパロン避難民キャンプにおいて、過去に日本の無償資金協力で調達された 400m の深度まで掘削可能な大型掘削機を活用しつつ建設を進めていた深井戸等の給水施設が完成し、給水を開始した。総延長 9,900m の水道管と 358 の給水栓により約 3 万人に給水でき、キャンプ内では最大級の給水施設となった。キャンプの支援にあたる UNHCR や IOM 等、多くの国際機関や NGO と連携し、深井戸掘削は既往無償資金協力で掘削機を供与し、技術協力を通じて人材育成も行ってきた機構が実施、給水施設整備はキャンプ内の避難民のニーズを熟知する IOM が行うなどの互いの強みをいかした協調を実施した。完工式では避難民からも「大変うれしく、感謝している。給水施設を皆で大事に使うことをお約束する。」という声が上がった。
- ・ **自治体と連携した無償資金協力の形成・実施：**自治体と連携した水道分野に係る無償資金協力の形成、調査、実施を進めた。カンボジアでは北九州市が「プルサット上水道拡張計画」、「スバイリエン上水道拡張計画」の協力準備調査に参画し、前者は G/A 締結が行われた。また、同じく北九州市が参画した「カンポット上水道拡張計画」が竣工し、約 5 万人に水道水が供給できるようになった。ラオスではさいたま市、川崎市、埼玉県、横浜市の支援による技術協力プロジェクトの成果を踏まえて計画された「ルアンパバーン市上水道拡張計画」の G/A を締結した。同計画の準備調査は、埼玉県の浄水場職員に技術的助言を受け実施した。また、パキスタンでは横浜市が出資する横浜ウォーターの参画を得て開発計画調査型技術協力で策定したマスタープランの具現化に向け、「ファイサラバード浄水場・送配水管網改善計画」の協力準備調査を実施した。

(2) 水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- ・ **沖縄連携でサモアの水道公社の無収水を半減、収支の黒字化を達成：**2014 年に開始した技術協力「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」が完了し、対象とした首都アピアの最大の配水区において無収水率が 2013-2014 平均 68%から 2019 年 35.8%に半減し、大洋州の水道事業体の平均無収水率（約 46%）を大きく下回る結果となった。また、飲料水水質基準遵守率も 2014 年頃の 50%程度の水準が 100%を達成し、適切に塩素消毒された水道水の供給により、公衆衛生の観点からも強く安全な水道システムとなった。さらに、収支の黒字化などの成果を達成した。このプロジェクトは宮古島市が実施した草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010 ～ 13 年）から発展したものであり、沖縄県企業局をはじめとする 7 つの沖縄県内の水道事業体が協力して専門家派遣や沖縄での研修を行った。沖縄振興特別措置法第 87 条にある沖縄の国際協力の推進、第 6 回太平洋・島サミット（2012 年）「沖縄ギズナ宣言」、沖縄県と機構の連携協定（2013 年）も踏まえた取組であり、沖縄の知見や技術をいかした大洋州と沖縄の関係強化に貢献した。
- ・ **ルワンダ全国の GIS を用いた地方給水施設インベントリ・マッピングデータの整備に貢献：**2015 年から実施していたルワンダでの技術協力プロジェクト「地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」が終了し、全国 27 郡の給水施設インベントリ及び GIS マップのデータベースが完成し

た。その結果、モデル 4 郡での給水施設故障等により停止する日数が、2015 年の 1 施設当たり年間 27.2 日から 2019 年には 16.1 日へと 4 割も短くなり、住民が施設の故障による水の入手が困難となる状況を大幅に削減した。また、公共水栓における残留塩素の検出率も、2015 の 12% から 2019 年には 72%へと 6 倍に増加し、飲用や手洗いに安全な水供給を実現した。これを維持すべく、機構の協力を通じ 44 コースの研修を通じ、730 人以上の中央政府、地方政府のスタッフ、施設のオペレーター等幅広い人材を育成した。プロジェクトではモデルとなる 4 つの郡のみを対象としていたが、その成果を拡大すべくルワンダ政府が尽力し、プロジェクト期間中に全国展開にまで至ったものである。また、オープンソースのソフトウェアとクラウドサービスを活用した Web-GIS マップを開発するなど、最新の ICT 技術を取り入れた取組を行った。地方給水に関する政策、法体系、組織体制、計画立案プロセス、官民連携の枠組み、水質管理の枠組み、モニタリング・評価の枠組み等を定めた「持続可能な地方給水管理サービスの国家ガイドライン」が国家承認され、技術支援マニュアルも作成されるなど、地方給水施設の維持管理体制が大幅に強化された。

・ **アフリカに自治体から 15 年ぶりの長期専門家を派遣開始**：横浜市水道局から 1 年 10 か月間の任期で長期派遣専門家を派遣し、マラウイ国リロングウェ水無収水対策能力強化プロジェクトを開始した。自治体職員の削減等により長期専門家の派遣が厳しくなっていたが、TICAD7 の開催地としてアフリカとの協力関係を深めつつあった横浜市に対して機構から働きかけを行ったことで、横浜市水道局からアフリカに対する長期専門家としては 15 年ぶりの派遣が実現した。漏水や盗水、メーター不良等で料金収入に結びつかない無収水と呼ばれる無駄な水を減らし、リロングウェ水公社の経営を改善する。横浜市水道局は局内の幹部・中堅職員によるサポートチームを組織して、局を挙げて支援する体制を構築した。また、ブランチヤ水公社に対しては、機構と連携した自治体連携ボランティアの派遣に加え、独自に給水車を寄贈するなど、マラウイ国との協力関係を強化している。機構は同局に対して職員を派遣するなど、国際協力の推進を支援している。

・ **アフリカ 8 か国を対象に「サブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラム」を初開催**：ルワンダの首都キガリに 8 か国 15 水道事業体から 36 名の経営幹部を招聘し、水道事業の経営改善に向けた取組や教訓を互いに共有した。アフリカでは都市の人口増加に対して水道の整備が追いついておらず、都市の水道普及率は低下傾向にある。この状況を反転させ、SDGs を達成するためには、水道事業体の経営を改善して資金調達が行えるようにし、施設整備に対する投資を増やす必要がある。そのための経験や教訓を共有するために本フォーラムが開催され、機構本部や機構専門家、来賓、地元メディア、関係企業等も含めると参加者数は 93 名に上り、2 日間にわたるプレゼンテーションやグループディスカッションを通じて学びを深めた。機構からはアジアにおける経営改善の成功例・失敗例と、それらを踏まえた考察をナレッジとして伝える基調講演を行った。参加者からは、「多くの事業体と知識や経験を交換できて本当に有意義」「こういう機会が欲しいと以前から思っており、今後も継続してほしい」など、フォーラムの意義を高く評価する声が聞かれた。

・ **ナイジェリアで破壊的なデジタル技術の活用に向けた取組を始動**：水道料金徴収率が 30%と極めて低いナイジェリアにおいて、デジタルトランスフォーメーション (DX) を活用して徴収率を大幅に高める試みを機構イニシアティブで推進した。具体的には、現地で機構がビジネスコンテストを実施し、同コンテスト 1 位の企業と実証事業を開始した。本実証事業では、現地スタートア

ップ企業を活用した料金徴収アプリを開発中である。あわせて、日本国内でもビジネスコンテスト「高専オープンイノベーションチャレンジ」を機構が実施し、優勝した佐世保工業高等専門学校のカメルーン人留学生を含むチームの提案による「自己発電型水道メーター」の実証実験をアブジャで実施した。現地企業数社が関心を示しており、2019 年度立ち上げた「JICA- 高専イノベーションプラットフォーム」を活用しつつ、連携可能性を探っていく予定である。

(3) SDGs 達成に向けた貢献（ゴール 6）

- ・ 高校の地理の教科書でトップシェアを誇る帝国書院から依頼を受け、高校教員向けの教授本に「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標（SDGs）と私たちー」を執筆した。2022 年の学習指導要領の改定によって「地理総合」が必修となり、国際理解と国際協力が教える主題の柱のひとつとなることを見据えたもので、機構主催の教科書会社、教育関係者向けのセミナーにも登壇して活用を呼び掛けた。
- ・ SDGs 達成のために民間資金動員への関心が高まっていることを受けて、円借款で支援を行ったブレンデッドファイナンスの事例である「フィリピン水回転基金」の事例とその教訓（公的資金と民間資金を使い分けるルールの必要性、能力強化の重要性、ドナー協調の有用性、融資適格な水道事業体を増やすためのセクター改革の必要性）を、第 29 回ストックホルム世界水週間、及び OECD・ADB 主催の「5th Roundtable on Financing Water」で発表した。また、水分野に対する資金動員に関する調査研究やアドボカシーにおいて中心的な役割を担っている OECD が作成・刊行したレポート「Making Blended Finance Work for Water and Sanitation」に本事例が掲載され、先進的な取組事例として高く評価された。
- ・ ゴール 6 ターゲット 6.1 の安全な水供給に資する案件として、46 件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGs のモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、31 件以上の技術協力を実施中である。
- ・ ゴール 6 ターゲット 6.4 の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取り組み、ミャンマー、スリランカ、ルワンダ、ニカラグア等で 11 件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業者は平均 10%という世界的に見ても低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。これらの協力から得られた知見を横断的に整理するため、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成／実施監理上の留意事項の整理」の最終報告書を完成させ、広く公開して活用を開始した。
- ・ ゴール 6 ターゲット 6.5 の統合水資源管理の推進に資する案件として、インドネシアにおける地盤沈下対策、イランにおける湖沼の水位低下・縮小に対処する水資源管理、イランにおける河川上下流のコンフリクトマネジメント、スーダンにおける地下水等の水資源管理、ボリビアにおける河川流域管理のプロジェクトを実施中である。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテクストに即した問題解決を目指す取組を推進した。その成果を第 29 回ストックホルム世界水週間における初の機構主催セッション（Global Water Partnership（GWP）との共催）で、開発途上国側の実施機関の幹部とともに発表し、約 70 名が参加して議論を行った。
- ・ ブレンデッドファイナンスに対する取組を強化するため、ケニアやインドネシアにおいて、ブレンデッドファイナンスを用いた債券発行を通じて水道事業者への資金供給に取り組んでいるオランダの Water Finance Facility との連携について協議を行い、今後の協力に関する覚書を締結した。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1 件 ⁵¹	3 件	2 件	2 件	件	件

(1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **パプアニューギニアにおける小学校 3-6 年生の理数教科書・教員用指導書の開発**：パプアニューギニア初の国定教科書として小学校 3-4 年生用の理科・算数教科書、教師用の指導書が機構の協力を通じ開発された。また、同教科書は外務省実施の無償資金協力「経済社会開発計画」を通じ、全国ほぼ全ての対象児童に教科書約 92 万冊配布されたほか、全国の教員にも指導書約 4 万冊が配布され、新学期にあたる 2 月から全国で活用されている。さらに同無償資金協力を梃子として、機構の基礎教育分野での支援で初となる「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）」の「マルチプレイヤー」という革新的資金調達を実現し、1・2年生の教科書・指導書開発、印刷及び配布に充当することが決定した。
- ・ **ミャンマーにおける新カリキュラムに基づく小学校 3 年生の全 10 科目の教科書・教師用指導書の開発**：2018 年度に小学校 1・2 年生の教科書を開発・配布したのに続き、新カリキュラムに基づき、小学校 3 年生の全 10 科目の教科書及び教師用指導書が開発され、全国約 100 万人の児童及び約 5 万人の教師に配布された。また、新カリキュラム導入によるインパクト調査の結果、新教科書で学んだ 2 年生の算数テストの平均点（6.35）は、旧教科書で学んだ 2 年生の平均点（5.09）よりも高いことが確認され、新教科書が児童の学力向上に寄与していることを示唆する結果となった。本調査の結果については、ミャンマー政府も新教科書を含む機構の事業の有用性を認識している。
- ・ **エルサルバドルにおける初中等算数数学教科書・教師用指導書の開発**：1～11 年生の教科書・教師用指導書の改訂・開発を支援し、全国の小・中・高校に科書約 88 万 7 千冊、指導書約 3 万 7 千冊が配布された。また、新教科書の導入に伴い、教員養成課程及び現職教員研修用教材も開発され、全国の教員養成大学、教員に配布された。本プロジェクトでは、ランダム化比較試験により、介入の効果を厳密に測定し、その結果、小学 2 年生のうち新教科書で学んだグループは、そうでないグループと比較して、テストの正答率が約 10%ポイント向上した。同調査結果を 2019 年 6 月に樹立した同国新政権幹部にもエビデンスベースによる報告を行った。その結果、一般的に政権交代により教育政策の変更が生じることが多い中南米において、旧政権の成果である教科書を含む機構の事業の有用性が理解され、新政権下でも同教科書が継続して活用されている。
- ・ **アフリカにおけるみんなの学校（コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及）**：アフリカで最低限の読解・算数スキルを身につけていない子どもが全体の約 9 割存在する「学習の危機」に対処するため、インドの NGO プラサム及びマサチューセッツ工科大学の貧困アクションラボ（J-PAL）と連携し、読み書き・算数スキル向上のための新しいモデルの開発を行った。

⁵¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4 件

同モデルをマダガスカル 1,650 校 17 万人、ニジェール 101 校 1 万人の児童を対象に試行し、子どもの算数の平均点が約 30%ポイント上昇した。両国政府はこの取組を高く評価し、今後同モデルの対象をマダガスカルでは約 5,000 校 65 万人、ニジェールでは約 15,000 校 300 万人に拡げる予定。なお、J-PAL は今年ノーベル経済学賞を受賞したマサチューセッツ工科大学のバナジー教授及びデュフロ教授が設立した研究ネットワークであり、産経新聞の記事でも機構との関係が紹介された。

- ・ **セネガルにおける教材・指導書開発、教員研修**：算数の学習改善のための補助教材・指導書を開発するとともに、パイロット 2 州の 1,200 校、5,500 人の教員に対し研修を実施し、20 万人の児童の基礎学力が大幅に改善した（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が 2 割以下から 6 割以上に増加）。
- ・ **エジプトにおける日本式教育の導入・展開**：日本の教育の特長である特別活動、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れたエジプト・日本学校（EJS：Egypt Japan School）が新たに 5 校設立された。
- ・ **学びの改善に係る新留学生**：子どもの学びの改善に資する中核人材の育成を目的に、2017 年度より開始した留学生プログラムを通じて、計 4 か国（カンボジア、モンゴル、ネパール、セネガル）から延べ 20 名の留学生が修士号取得に向けて研究している。

(2) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育に係る事業の実施

- ・ **モンゴルにおける障害児の発達支援・教育サービスの改善**：障害の早期発見・発達支援のために、定期健診（1 歳 6 か月健診）の導入や母子手帳の活用促進を支援した。また、障害児が学校で質の高い教育を受けられるように、上記パイロット地域の通常学校 10 校と特別学校 4 校において、物理的な環境の改善や個々のニーズにあった指導が受けられるリソースルームの設置、特別支援学校の教員による助言活動の実施などを支援した。非パイロット校（33 校）では、プロジェクト介入前後の障害児の就学者数が 583 人から 477 人に減少した一方で、パイロット学校（14 校）では、介入前後で 1,265 人から 1,445 人まで増加している。
- ・ **パキスタンにおけるノンフォーマル教育の推進**：ノンフォーマル教育に係る政策策定、初等教育及び成人識字教育の教材開発、マネジメントシステムの開発を行い、就学の機会を逃した児童・若者等に対して、より適切な内容・質の教育を提供する支援を行った。全国のノンフォーマル教育センター約 24,000 校のうち、約 2,200 のセンターで開発された教材が使用されている。

(3) 開発パートナーとの連携及び日本の基礎教育協力の優良事例の発信

- ・ **教育のためのグローバル・パートナーシップ**：ラオスの基礎教育分野において、世界銀行と日本（教員養成校支援の無償資金協力）による今後の支援を梃子とする、GPE の「マルチプレイヤー」が GPE の理事会で承認された。「マルチプレイヤー」は次期教育セクター計画への追加的資金として活用され、算数教育改善に係る技術協力にも裨益する見込みである。
- ・ **TICAD7 サイドイベント**：世界銀行との共催によりシンポジウム「アフリカの未来を創るこれからの教育」を開催し、機構理事長よりみんなの学校によるコミュニティ参加の教育開発、エジプトにおける日本式教育の導入等基礎教育協力の取組を発表した。同シンポジウムには、宇宙飛行士の若田光一氏、エジプト及びルワンダの教育大臣、世界銀行副総裁、GPE 副議長らが登壇した。
- ・ **世界銀行との連携強化**：世界銀行と基礎教育協力分野における業務協力協定を締結し、SDG ゴール 4 の達成に共同で貢献するため、事業及び研究実施での連携を促進することに合意した。また、世銀 JICA ハイレベル会合では、23 のモデル国で Human Capital（教育・保健・栄養）分野への投資を加速するための共同イニシアティブを実施し、そのための手段としてマルチセCTORな

アプローチ及びコミュニティ参加を活用すること、特に乳幼児期など早期の介入（early years investment）及び女子・女性のエンパワメントを重視することを合意した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ゴール 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、「SDGs ポジションペーパー（教育）」に基づき、SDGs ターゲット 4.1 に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を 19 件、4.c に資する質の高い教員輩出に向けた協力を 14 件実施した。また、SDGs ターゲット 4.5 に資するジェンダー格差・脆弱層へ支援を 3 件及び 4.6 に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を 9 件実施した。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3 万人 ⁵²	11.5 万人	22.9 万人	20.6 万人	万人	万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020 年に 162 人 ⁵³	265 人	215 人	256 人	人	人

(1) スポーツと開発

① ボランティア（隊員）派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

- 体育・スポーツ隊員を新規に 256 名派遣し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT：Sport for Tomorrow）⁵⁴ 施策である体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増⁵⁵を達成した。
- 青年海外協力隊員が指導するケニア女子バレーボールチームがアフリカ予選で優勝し、16 年ぶりにオリンピックへの出場権を獲得した。ケニア大統領府のツイッターでも祝福のコメントがあった。また、ミクロネシアでは青年海外協力隊員が指導を行う水泳選手が 50m 自由形で東京 2020 オリンピック・パラリンピックへ出場することが決定した。メキシコでもパラ卓球で青年海外協力隊員が指導した選手がパラリンピックへの出場を内定させた（ただし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、今後の動向は未定）。
- タンザニアでは 2019 年 12 月にジェンダー平等化及び女性のエンパワメント、スポーツ振興、体育教育の発展への貢献を目的として、女子陸上競技会「Ladies First」を実施した。2017 年に第一回が開催された同イベントは賛同する日本企業や外資企業からも協賛を集めている。2019 年 9 月 25 日に米国ニューヨークで開かれた国連総会では、安倍総理が一般討論演説のなかで女性のエンパワメントへの日本の貢献事例として言及した。2018 年度の上位入賞者はタンザニアのホストタウンである山形県長井市で 10 月に開催された長井マラソンに招待され、フルマラソンとハー

⁵² 2014-2015 実績平均

⁵³ SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

⁵⁴ 日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業、2014 年～ 2020 年までの 7 年間で開発途上国をはじめとする 100 か国・1000 万人以上にスポーツの価値を広げる取組。

⁵⁵ 新規隊員倍増は 2012 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動の際に掲げられたもの。2012 年の体育・スポーツ新規派遣数 81 名を基準値とし、その倍数の 162 名以上の新規派遣を目標としている。

フマラソンで男女ともに上位を独占するという成果を収めた。長井マラソンへの参加は、機構タンザニア事務所の広報アドバイザーで、1984年と86年の東京国際マラソンで優勝、二度のオリンピック出場経験があるタンザニアの元マラソン選手、ジュマ・イカンガー氏の仲介によるもので、長井マラソン開催時にはイカンガー氏も長井市を訪問し、市民との交流を深めるなど、「Ladies First」をきっかけに東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた両国市民間の交流が拡大した。

- ・ 南スーダンでは2020年1月25日より約一週間、国民融和を目的とした第5回「国民結束の日（National Unity Day）」を開催し、各種競技に加えてジェンダー及び平和促進ワークショップ等を国連機関と協働して実施した。また、2019年度より大会開催支援に加え、学校やコミュニティレベルでスポーツ活動を取り入れ、紛争後の国造りの主体となる若年層の融和促進や人材育成を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。さらに、機構の橋渡しにより南スーダンと群馬県前橋市がホストタウン協定を締結した。その取組の一環として、2019年12月より約8か月間、4名の陸上競技選手とコーチ1名が前橋市で事前キャンプを開始した。事前キャンプの実施やその支援に係る活動は、市のクラウドファンディング型のふるさと納税による資金支援、市民による通訳・コーチのボランティア支援やチャリティー事業の実施など、行政・市民が一体となった取組が行われた。
- ・ 障害者のエンパワメントや同分野を推進するリーダーの育成を目的とした課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加促進」、体育教育の普及や質の向上を目的とした課題別研修「学校体育」をそれぞれ実施した。また、1998年に「スポーツを通じた障害者の社会参加促進」研修に参加し、帰国後にカーボベルデにパラリンピック委員会を設立したホセ・ロドリゴ・ベハラノ氏（現同委員会委員及びアフリカ・パラリンピック事務局長）が機構本部で講演会を実施した。同講演では、「20年前に参加したJICAの研修が私の人生とカーボベルデの障害者スポーツを大きく変えてくれた。そのような機会をくれたJICAにとっても感謝している。」と謝意が表明された。

② 競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築

- ・ 機構はSFTの運営委員会のメンバーとして3か月に一度開催されるSFTC運営委員会に参加した。外務省、スポーツ庁のほか、日本スポーツ振興センター（JSC：Japan Sport Council）、日本オリンピック委員会（JOC：Japanese Olympic Committee）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、RWC2019組織委員会など国内スポーツ機関と国際協力機関がスポーツによる国際貢献の推進について、400団体以上が加盟するSFTC会員団体の運営方法やポストオリンピック・パラリンピックのSFTの在り方などについて協議した。また、各団体の動向を把握し、機構が取り組むスポーツと開発分野への理解促進につなげた。SFTは2019年9月末の集計時点で当初の目標であった1,000万人以上への裨益を達成し、約1,000万人の裨益者の約半数となる約500万人は機構による貢献によるもの。
- ・ 日本ラグビーフットボール協会（JRFU：Japan Rugby Football Union）との連携によるラグビー隊員の派遣「JICA-JRFUスクラムプロジェクト」により、ラグビー隊員の派遣を推進した。2019年度は、スリランカ、ラオス、キルギス等8か国に、合計27名の隊員を派遣した。流通経済大学、同志社大学とそれぞれ連携覚書を締結し、インドネシア、インドに対して長期・短期隊員を派遣した。また、流通経済大学からはラグビー初となる女子隊員4名を2019年8月に短期派遣した。インドネシアでは隊員が代表コーチに就任、2019年6月にインドネシアのジャカルタで開催された2019 Asia Rugby Championship国際大会に出場した。マダガスカルでは女子セブンス代

表チームを隊員が指導、2020年6月に開催される全大陸敗者復活予選での東京オリンピック競技大会出場を目指している。ラグビーワールドカップ2019では、サモアのサッカー隊員OVがサモア代表チームのリエゾンを務めた。

- ・ TICAD 7 のサイドイベントでは世界銀行、フランス開発庁（AFD：Agence Française de Développement）と連携して TICAD 初のスポーツをテーマとしたパネルイベントを実施した。スポーツ庁鈴木大地長官が開会挨拶を務め、開発途上国をはじめとする世界 100 か国、1,000 万人以上を対象に日本政府が進める、スポーツを通じた国際貢献事業 SFT の活動やスポーツが SDGs にも貢献できること等を紹介した。パネルディスカッションではリベリア国務大臣トゥロコン・カプイ氏、マラソンランナーの高橋尚子氏、2016 年リオデジャネイロ・オリンピック競技大会難民選手団代表のテグラ・ロルーペ氏らが登壇した。フランス開発庁とは2020年1月28日のリトリートで「スポーツと開発」についての意見交換を実施し、今後もスポーツ分野での連携することを確認した。

③ 機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信

- ・ インドネシア中部スラウェシ州震災 1 周年のタイミングをとらえて、J リーグの「サポユニ for Smile」事業と連携した復興支援イベントを開催した。元サッカー日本代表の巻誠一郎選手が、被災地の約 250 人の子どもたちとサッカーを通じて交流し、日本のファン・サポーターから寄付されたユニフォームをプレゼントした。また、フィリピン・ダバオ市では、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した（2020年1月）。同イベントは、戦後日本に帰還した日本人が現地にて続けてきた野球普及活動と連携したものである。教育省、ダバオ市、ミンダナオ国際大学と連携して開催され、現地で頻発した大規模震災を受けて、災害対策の要素も取り入れた。ミャンマーでは、円滑な事業実施のための住民協議の補完的活動として、ラカイン州にて事業地域対象住民を対象としたスポーツイベントを開催し、約 400 人のラカイン族、国内避難民キャンプに居住するイスラム系住民、ヒンドゥー系住民らが複数の混成チームを構成してサッカー、リレー、競技に参加、120,000 人を超える観客が集まる大盛況となった。ラカイン州では、ラカイン族とムスリム住民が共同で活動をするイベントが開催されるのはまれであり、これら取組を通じ、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した。
- ・ 機構ホームページ内に「スポーツと開発」のページを開設した。「スポーツと開発事業取り組み方針」、「スポーツ・フォー・オール みんなのスポーツ WEB パンフレット」、「ホストタウンに関する取り組み一覧」、「インベントリ（機構内の体育・スポーツ分野における優良事例集）」を新たに作成・公開した。公開日から2020年3月末までのアクセス数は12,291PV（JICA 外アクセス：9,065PV JICA 内アクセス：3,226PV）に達した。また、「スポーツと開発」のホームページ開設については、機構内への説明会でも紹介した。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に絡め、スポーツと開発に関する機構の取組について、国内外の拠点と連携して、統一的に広報発信を実施した。具体的には東京オリンピック・パラリンピック競技大会 200 日前・100 日前などオリンピック・パラリンピックに向けて関心が高まるタイミングで共通のロゴ、ハッシュタグ等を設定し統一感のある発信を行った。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 「スポーツ・フォー・オール みんなのスポーツ」WEB パンフレットにて SDGs 項目に対するスポーツの役割について整理し、TICAD 7 等にて配布した。
- ・ また、課題別研修を通じて障害者の社会参加を促進することで、SDGs ゴール 3 が掲げる「全て

の人々の健康的な生活の確保と福祉の促進」に寄与した。

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
社会保障に係る研修実績	128 人 ⁵⁶	135 人	82 人	202 人	人	人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213 人 ⁵⁷	467 人	2,666 人	2,994 人	人	人

(1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

- ・ **インドネシア「社会保険実施能力強化プロジェクト」**：社会保険士資格の創設に向け、インドネシアで省令作成を目指して有識者派遣や本邦招へいを通じたハイレベル間の協議を促進し、政府関係機関 5 者間の調整を支援した。全国社会保険労務士会連合会及び労働政策アドバイザー（長期専門家）の協力を得て開催した「日本の社会保障セミナー」にはインドネシア政府関係機関等から 30 名以上が参加し、日本における社会保障制度の概要、社会保険労務士の資格及び実際の業務内容、失業保険等について理解を深めた。これらを通じ、インドネシアの関係機関の間で資格創設に向けての検討を促進すべく支援等を行った。
- ・ **タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」**：急性期から慢性期に至るリハビリテーション等の切れ目ないサービスの提供に向け、タイ国内 8 か所のパイロットサイトで活動計画を策定し、活動計画に基づく地域包括ケアサービスの試行が始まった。また、国別研修及び招へいを通じて札幌市、恵庭市、名古屋市、佐久市等における地域包括ケアの取組に係る講義・視察、意見交換等を経て、タイ側の施策等の検討に向け理解を深めた。また、中間ケアを中核としたシームレス・ケアについてタイ全国 77 都県を対象に啓発をはかるためのナショナルセミナーを開催した。
- ・ **日本式介護技術の輸出への貢献**：長野県小諸市の「のぞみグループ」が、介護人材育成学校と介護施設併設のモデルをハノイで整備し、ベトナムの介護教育分野における日本式介護士教育プログラムの普及と認定介護職員初任者研修修了者による要介護者への適切な介護サービス提供等により、介護士技術が向上し、雇用が確保され、要介護者への適切サービスが提供されることを目指すことを目的に、機構の案件化調査を通じ日本式介護技術の輸出調査を実施した。また、栃木県さくら市のシンテックス(株)は、ベトナムでのバリアフリー化に寄与すべく、高齢者・障害者向け椅子式階段昇降機・段差解消機の案件化調査を開始した。いずれの調査も、日本政府が 2020 年までのベトナム介護人材 1 万人受入の目標に寄与するものである。
- ・ **アジアにおける UHC 達成のための高齢化対応**：機構・ADB とのリトリートで、2017 年 5 月に機構、ADB の間で締結された健康危機対応及び高齢化を含む UHC 達成に関する MOU の進捗と今後の連携について ADB 関係者と意見交換を実施した。また、ADB との間で国レベルでの連携を協議する保健分野リトリートを実施し、スリランカなど高齢化分野における連携や各国の取

⁵⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁵⁷ 2014-2015 実績平均

組の発信について意見交換した。さらに、タイにおける高齢化対策の経験を他のアジア諸国にも共有するため、ベトナム政府関係者をタイに招へいするスタディツアーを世界銀行と共同で実施した。

(2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- ・ **ヨルダン「障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト」**：障害者の就労を促進するためジョブコーチを当初の予定である 80 名を大幅に上回る 185 名育成し、ジョブコーチの活躍により、目標であった 100 名を超える 120 名の障害者が縫製業、接客業等に雇用された。この結果、労働省雇用課の年間計画にジョブコーチ支援が記載されたほか、労働省で作成中の雇用制度文書にジョブコーチの活用が記載された。また、プロジェクトでは障害者のピア・カウンセラー 20 名を育成し、40 回のカウンセリング・セッションを目標としていたが、実際には 30 名のカウンセラーを育成し、106 回にわたるピア・カウンセリング・セッションが実施された。育成されたカウンセラーは国境なき医師団の病院でシリア難民のメンタルケアを担当したり、イタリアの NGO に雇用されピア・カウンセリングを実施する等波及的効果を生み出している。
- ・ **南アフリカ「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」**：南アフリカの社会開発省と共に国内 4 州のサイトで障害者と行政官が協力して障害者のエンパワメントを行い、行政サービスへの障害の主流化を行うアプローチを開発した。同アプローチは、自治体レベルで働く行政官と障害者が協力して地域の課題解決のための具体的な活動計画を立てることにより、障害者と行政官の協力体制を生み出すものである。具体的には、ピア・カウンセリング等の手法により障害者をエンパワーし、行政と対等に話し合う力をつけるとともにワーキンググループを形成し障害者と行政官が協力できる体制を構築した。地域社会において障害者の社会参加が進んでいない南アフリカにおいて同アプローチは障害者、自治体双方から高い評価を得ている。4 州での成果は社会開発省の障害者のエンパワメントと主流化ガイドラインとしてまとめられ、今後全国の州に導入される予定である。
- ・ **コロンビア「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」**：様々なパイロット活動を通じて取りまとめた「ソーシャルインクルージョン戦略」の原案が完成し、その内容につきカウンターパート（C/P：Counter Part）機関である紛争被害者ユニットと共にパイロットサイトでの検証活動を実施した。検証活動を通じて戦略を「就労」、「就学」、「医療・保健」、「ピア・カウンセラー育成」、「リーダー育成」及び「イントロダクション」の計 6 冊からなるコロンビア政府職員向けの使いやすいマニュアルにまとめた。このマニュアルは、紛争被害者ユニットが各分野で紛争被害者を支援するために関係する政府機関で活用される予定である。例えば教育分野では、各学校が障害のある子どもをいかに発見するか、また、その子どもが学校に通うためにどのような支援が必要か、予算確保の方法も含め記載されている。
- ・ **課題別研修**：障害者リーダー育成、地域に根差したインクルーシブな開発、スポーツの分野で 7 コースを実施した。アフリカの障害者リーダー育成を目的としたコースでは、TICAD7 に合わせたサイドイベントを開催し、日本の障害と開発に関心のある市民 120 名が参加した。障害者スポーツ研修では、東日本大震災の被災地である岩手県で市民と障害を持つ開発途上国の研修員による交流を実施し、地元紙に取り上げられた。
- ・ **事業への障害の視点の組込を推進する取組**：機構の事業に携わるコンサルタント、NGO 関係者を対象に能力強化研修「障害と開発」を実施し、22 名が参加した。また、機構内の関係者を対象に社会保障だよりを発刊し、障害とジェンダーについて機構内関係者の理解を促進した。さらに、

運輸交通分野等の円借款、海外投融資案件の調査時に障害配慮の視点を組み込んだ。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 1.3 記載の「適切な社会保護制度及び対策の実施と脆弱層の十分な保護」、8.5 記載の「障害者を含むすべての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事」、10.4 記載の「平等の拡大を漸進的な達成」等、多岐にわたる項目に資する事業を既述のとおり実施した。
- ・ TICAD 7 における障害と開発のサイドイベントの実施、「国際障害者デー（12/3）」に関連した障害と開発に係る広報キャンペーンを実施し、誰も取り残されない開発の重要性につき啓発活動を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

SDGs 等の国際的な潮流や日本政府方針に留意しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進し、絶対的貧困の削減に取り組むことを期待する。その際、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような、感染症対策における関連ドナー間での重複回避の調整や、家庭用母子健康記録に係る国際ガイドラインの更なる周知、東京 2020 に向けたスポーツ分野の支援等に取り組むことを期待する。（独立行政法人国際協力機構の平成 30 年度における業務実績評価（令和元年 9 月）、No.2「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」）

<対応>

UHC を目指した保健システムの強化に向けて、TICAD 7 にて日本政府、世界銀行や WHO 等の国際機関等と協調し、アフリカ諸国の UHC の取組推進するイベントを開催した。また、世銀グループが提唱する Human Capital 推進に向け、各国の UHC の推進を含む世界銀行との共同イニシアティブに合意した。

感染症対策の強化に向けて、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gavi アライアンス、世界銀行、UNDP などの開発パートナーの本邦来訪の折には打合せの機会を持ち、お互いの協力方向性や協働の可能性検討などを継続した。また、アフリカ CDC、OIE とは個別案件での協力体制の更なる強化のための意見交換を進めた。

母子保健の向上に向けて、WHO と共に、家庭用母子健康記録に係る国際ガイドラインの内容を世界保健総会のサイドイベントで周知した。また、同ガイドラインの紹介を含むマルチメディア教材（映像教材）を講義に活用したほか、国内外の関係者に配布した。

栄養の改善に向けて、IFNA を推進した。機構は NEPAD と共に IFNA 運営委員会の共同議長を務め、人的・知的貢献を通じて IFNA の ICSA 策定支援や ICSA に基づく事業推進を行ったほか、TICAD 7 のサイドイベントで IFNA の取組を全アフリカに拡大することを宣言した。

安全な水と衛生の向上に向けて、46 件以上の資金協力、31 件以上の技術協力等を実施し、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進した。

質の高い教育に関し、特にアフリカでは初等低学年の読み書き・算数の学習改善のための取組を強化した。また、世銀及び GPE との連携に基づく優良事例の発信等を実施した。

スポーツと開発に関し、ボランティア派遣や課題別研修、技術協力プロジェクト等を通してスポーツ分野の協力を継続した。また、SFT の目標達成に貢献した（2019 年 9 月末の裨益者数 1,000 万人中 496 万人が機構の貢献）。

社会保障・障害と開発に関し、日本が有する社会保険や高齢化対策の知見や経験をいかした協力をインドネシア、モンゴル、タイ、ベトナムにおいて実施した。また、エジプトにおける障害者の社会参加を促進する情報アクセシビリティの改善に資する人材育成、ヨルダン、南アフリカ、モン

ゴル、コロンビアにおける障害者リーダーや団体のエンパワメント、障害者の就労支援等の事業を通じて人材育成及び障害の主流化を支援した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、包摂性に留意しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、①人間の安全保障の今日的意義の整理と国際機関からの支持、②スポーツと開発の推進（東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場決定、日本プロ野球、Jリーグと連携した復旧・復興・平和構築への貢献等）、③感染症対策への貢献（キリバスでのフィラリア制圧、エボラ出血熱への対応）、④栄養改善への貢献（栄養分野初の政策借款形成等）、⑤開発パートナーと連携した人間中心の開発の推進（母子手帳の配布、避難民キャンプでの給水施設完工、パプアニューギニアでの教科書等全国配布実現及び他機関からの印刷・配布予算獲得、サモアの無収水率改善）等、特筆すべき成果をあげた。

◎ **人間の安全保障の再定義と国際機関からの賛同・支持【②③】**：世界共通の目標である SDGs には「人間の安全保障」の考えに基づく「誰一人取り残さない」等の重要な要素を包含。そのような中、「人間の安全保障」の今日的意義を「人間の安全保障 2.0」として再整理することで機構の協力の特徴を国際社会に示し、開発協力大綱の基本方針で機構のミッションである「人間の安全保障」に資する協力を呼び掛け、多くの国際機関から賛同・支持を得た。また、国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）が同機関発刊の「人間開発報告書 2020」に反映して国際的に発信することを合意。

ア UHC を目指した保健システムの強化

◎ **ラオス、日本の仕組みを活用した看護国家試験の実施【②】**：ラオスにて、機構の支援により、日本の国家試験制度の仕組みを活用した同国初のパイロット看護師国家試験を実現。今後、国家試験本格実施と登録免許制度の確立支援を通じ、同国全体で一定水準以上の資質を有する看護人材の確保が可能となる。

◎ **ミャンマー・ラカイン州からの避難民受入地域での非感染症対策の強化【②】**：バングラデシュのcocksbazal県病院で冠動脈疾患集中治療室の拡充を支援。心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数が、平均 28.3 人から 72.8 人（約 2.6 倍）に増加。ミャンマー・ラカイン州からの避難民及びホストコミュニティにも裨益。また、非感染症疾患（NCD：Non-communicable Diseases）の早期発見やモニタリング体制を強化した結果、NCD の月間スクリーニング件数が、1 コミュニティクリニック当たりチッタゴン管区全体で平均 3.3 件に対し、同県平均が 25.2 件（約 7.6 倍）まで拡大し、早期発見に貢献。

○ UHC 実現に資する保健システムの強化や人材育成を実施（タイ、ミャンマー、モンゴル、ザンビア等）。

○ Health 20 Summit 2019、国連総会 UHC ハイレベル会合サイドイベント（日本経済新聞社と共催）等の国際会議にて、機構の取組・成果を発信。

イ 感染症対策の強化

- ◎ **キリバスでのフィラリア制圧への貢献【②】**：機構はキリバスはじめ大洋州 14 か国に対し、1989 年からボランティア派遣による患者ケアの指導を継続し、2000 年からの集団薬剤投与の薬と血液検査キットの提供等を支援。2013 年よりエーザイ㈱による薬の無償提供と連携し、コミュニティでの集団薬剤投与の実施を支援。これら長年の協力の結果、WHO が 2019 年にキリバスでフィラリア症の制圧を宣言。
- ◎ **エボラ出血熱拡大抑制【②】**：コンゴ民主共和国東部でのエボラ出血熱に関し、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣してハイリスクと指定された隣接州への感染症例の流入抑止（支援対象地域への輸入症例は無し）に貢献。加えて、機構イニシアティブで WHO とサラヤ㈱の協力を得て、近隣国でエボラ患者が確認されたウガンダでも支援を行い、新規患者発生拡大の抑制（その後発生無し）へ貢献。
- 公衆衛生の強化に向け検査室の能力・サーベイランスを強化（東アフリカ諸国、ナイジェリア、コンゴ民主共和国等）。
- JICA 開発大学院連携を通じた感染症分野の人材育成（ベトナム、ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）。

ウ 母子保健の向上

- ◎ **民間等と連携による母子手帳の普及【②】**：アンゴラでは、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、豊田通商現地法人（70 万冊）、世界銀行（171 万冊）等が計 296 万冊の母子健康手帳を寄贈（事業対象地における 2 年以上の冊数に相当）。また、㈱ベネッセコーポレーションと連携し、現地の状況に合わせた妊娠週数・日数早見スケールを事業対象地域の産前健診従事者向けに作成（3,300 部）。
- 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率改善に向けた事業を実施（パキスタン、コートジボワール等）。各国での母子健康手帳普及、改訂を支援（ラオス、アフガニスタン、ガーナ等）。
- 機構の提案により、母子健康手帳の普及・活用促進のための支援提供調整プラットフォーム形成に向けた基本合意文書に WHO、UNICEF、機構の三者が署名。

エ 栄養の改善

- ◎ **栄養改善への取組に対する国際的評価【④】**：機構のこれまでの栄養分野に対する取組が高く評価され、機構理事長が栄養分野のグローバル・リーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーとして就任。
- ◎ **ルワンダで機構初の栄養改善分野における政策借款【③】**：ルワンダで 5 歳未満児の発育阻害削減を目指すべく、栄養分野で機構初の政策借款の L/A を調印。同円借款による政策対話や財政支援を通じ、複数省庁によるルワンダ政府一丸となった政策実現に向けた実施体制の構築にも貢献。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」への企業等の参加を促進（2019 年度は 70 社/ 団体が参加）。新規・既存事業を実施（インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等）。
- TICAD 7 における「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）横浜宣言 2019」採択に向け、原案作成等で貢献。IFNA 国別アクションプランの国家承認や運営体制強化を促進。

オ 安全な水と衛生の向上

- ◎ **カンボジアで機構初の事業・運営権対応型無償の形成【⑤】**：カンボジアと機構の 25 年間の協力・信頼関係をベースに、事業・運営権対応型無償の機構初の案件として「タクマウ上水道拡張計画」の E/N 締結。同事業では日本企業が 10 年間の運営・維持管理の事業権を得ることとなり、日本企業の海外展開に寄与。
- ◎ **ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでの給水施設完成【②③】**：バングラデシュのミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにおいて深井戸等給水施設が完成。建設に際し国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）、国際移住機関（IOM：

International Organization for Migration) 等と互いの強みをいかして協調。キャンプ内最大の給水施設として約 3 万人に給水開始。

- ◎ **サモアでの無収水半減・収支黒字化の実現【②】**：サモアで沖縄の知見や技術をいかした水道公社の維持管理能力向上支援を実施。首都アピアの最大配水区における無収水率の改善(平均68%(2013-2014年)→35.8%(2019年)、大洋州の水道事業体における平均無収水率は約46%)、飲料水水質基準遵守率の改善(約50%(2014年頃)→100%)、サモア水道公社の収支黒字化が実現。
- ◎ **ICTを活用したルワンダ全国の給水施設運営強化【②④】**：ルワンダで地理情報システム(GIS: Geographic Information System)を用いた全国の給水施設インベントリ及び地図データベースが完成した結果、モデル4郡での故障等による給水施設停止日数が2015年と比べ約4割短縮(年間27.2日→16.1日)。また、公共水栓における残留塩素の検出率も2015年と比べ約6倍に増加(約12%→72%)。対象4郡での成果を高く評価したルワンダ政府により全国展開が実現。また、事業で作成した「持続可能な地方給水管理サービス国家ガイドライン」が国家承認される等、地方給水施設の維持管理体制が大幅に強化。
- 自治体と連携した無償資金協力の形成、実施(カンボジア=北九州市、ラオス=埼玉県・さいたま市・川崎市・横浜市、パキスタン=横浜市)。
- 15年ぶりの長期専門家としての自治体職員派遣(マラウイ=横浜市)、「サブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラム」の開催、DXを活用した水道料金徴収率改善(ナイジェリア)等、アフリカ向け支援の展開。
- ブレンデッドファイナンスを用いた債券発行を通じ水道事業体への資金供給に取り組む Water Finance Facility(オランダ)との連携覚書を締結。
- ブレンデッドファイナンスの事例(フィリピン水回転基金)と教訓を整理し、第29回ストックホルム世界水週間、5th Roundtable on Financing Water」で発表。OECDのレポートでも先進的な事例として高評価。

カ 万人のための質の高い教育

- ◎ **パプアニューギニアでの教科書等全国配布実現、他機関からの印刷・配布予算獲得【②】**：パプアニューギニアで技術協力により小学校3、4年生算数・理科の国定教科書及び教師用指導書を開発。また、無償資金協力を通じ、全国のほぼ全児童(約92万冊)及び教員(約4万冊)に配布。同事業を梃子に、1、2年生用教科書及び指導書の開発・印刷・配布を目的とした教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)からの革新的資金調達を実現(機構の基礎教育分野で初)。
- ◎ **ミャンマー、エルサルバドルにおける機構支援の新教科書導入による基礎学力の向上【②】**：機構が開発・印刷・全国配布に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、ミャンマーでは、新教科書で学んだ小学校2年生の算数テストの平均点(6.35)が旧教科書で学んだ児童の平均点(5.09)よりも高く、エルサルバドルでも、新教科書で学んだ小学校2年生のテスト正答率が、旧教科書で学んだ児童よりも10%ポイント向上したことを確認。機構の介入策の有用性を両国政府も認識。
- ◎ **開発パートナーとの連携による新たな教育モデルの開発【②】**：インドのNGOプラサム及びMITの貧困アクションラボと連携し、読み書き・算数スキル向上のために新モデルを開発。同モデルをマダガスカル(1,650校17万人)、ニジェール(101校1万人)を対象に試行した結果、児童の算数の平均点が約30%ポイント上昇。両国政府はこの取組を高く評価し、今後5年間で、マダガスカルでは約5,000校65万人、ニジェールでは約15,000校300万人を対象を拡げる目標を設定。
- エジプト・日本学校を新たに5校設立。
- インクルーシブで平和な社会づくりのための教育を推進(モンゴル、パキスタン)。
- TICAD7で世界銀行と共催のシンポジウム「アフリカの未来を創るこれからの教育」を開催。宇宙飛行士の若田氏、エジプト及びブルワンダ教育相、世界銀行副総裁ら登壇。

キ スポーツ

- ◎ **SFT 全体目標半分相当の達成への貢献【①】**：機構を含む 14 団体が運営委員会となるスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組を推進。機構は体育・スポーツ分野の新規隊員派遣を強化（81人（2012 年）→256 人（2019 年））して機構単独で約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標（裨益者 1,000万人）達成に大きく貢献。
- ◎ **東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場決定【③④】**：体育・スポーツ隊員が指導した選手、チームが東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を複数獲得（ケニア・女子バレーボール、ミクロネシア・水泳、メキシコ・パラ卓球）。特に、ケニア女子バレーボールチームの出場決定にはケニア大統領府もツイッターで祝意を表明。
- ◎ **日本プロ野球、J リーグと連携した復旧・復興・平和構築への貢献【②③】**：インドネシアで中部スラウェシ地震 1 周年を機に J リーグと復興支援イベントを、また、フィリピン・ダバオ市で青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍とそれぞれ連携して開催。
- 南スーダンで学校、コミュニティレベルでスポーツを取り入れ紛争後の国造りの主体となる若年層の融和促進、人材育成を目的とした事業開始。

ク 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築、社会的弱者への配慮に向けた事業を形成・実施（インドネシア、ベトナム、タイ、ヨルダン、南アフリカ）。
- 事業関係者向けの研修「障害と開発」の実施等を通じ、障害とジェンダーについての理解を促進。運輸交通分野等の円借款、海外投融資の調査時に障害配慮の視点を導入。
- 機構の案件化調査を通じ、栃木県の企業及び長野県の団体が日本式介護技術の輸出調査を実施（ベトナム）。

<課題と対応>

SDGs 達成への貢献という観点から、2020 年度に開催予定の UHC フォーラム 2020、東京栄養サミット等の主要国際会議に向けて、事業の着実な形成・実施に加え、積極的に对外発信することで国際的な援助潮流の形成に貢献し、他ドナー等との連携を引き続き強化する。また、開発途上地域における新型コロナウイルス感染症への対策に取り組むほか、その他の新興感染症への備えを強化することで、平常時の感染症対策の体制づくりを継続する。2021 年に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続きスポーツと開発に係る取組を実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 2-3】「学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数」が目標値（270 人）を約 28.1% 上回る 346 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」は、2018 年度に目標を達成した。

（定性的実績）

1. UHC を目指した保健システムの強化

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、UHC の実現や非感染症対策の強化に向けた取組（含：主要国際会議における会議成果への貢献や知見の発信、政府公約等の具現化のための事業形成、保健システム強化に向けた政策対話等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ラオスにおいて、機構の支援を通じて同国初のパイロット看護師国家試験が実現したことは、相手国政府の政策に大きく貢献した取組として評価される。

また、バングラデシュのコックスバザール県において、機構の支援を通じて心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数が約 2.6 倍に、NCD の月間スクリーニング件数約 7.6 倍になるなどの成果を挙げた。これらはミャンマー・ラカイン州からの避難民やホストコミュニティにも裨益し、地域情勢の安定化に貢献するものであり、重要な成果と言える。

指標：【指標 2-1】「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも基準値を超え、「非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数」は基準値比約 3 倍となった。

2. 感染症対策の強化

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、公衆衛生強化や IHR 遵守の促進に係る取組（含：アフリカ疾病予防管理センターや新たなパートナーとの連携、拠点ラボやサーベイランスネットワークの強化等支援、技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成等）及び緊急支援の実施及び対策チームの質の向上に係る取組等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構はキリバスはじめ大洋州 14 か国に対して継続的に感染症対策を行っており、2019 年に WHO が宣言したキリバスでのフィラリア症制圧に貢献した。

また、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱に対応したほか、隣接するウガンダにおいて対応策の研修を実施する等、エボラ出血熱の感染拡大防止という重大な課題に貢献した。

新型コロナ関連の支援については、二国間支援の本格化は翌年度からであったが、年度末までの期間にも、可能な範囲での協力を行った。

指標：【指標 2-2】「強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況」に関しては上記の定性的な実績のとおり。

3. 母子保健の向上

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援、母子保健に係る各国の知見共有支援、国際標準ガイドラインの内容周知、母子保健手帳の試行導入に係る技術的な支援等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：アンゴラでは、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、日系企業現地法人（70 万冊）、世界銀行（171 万冊）等が計 296 万冊の母子健康手帳を寄贈（事業対象地における 2 年分以上の冊数に相当）したほか、本邦企業と連携し妊娠週数・日数早見スケールを産前健診従事者向けに作成（3,300 部）した。こうした成果は、機構の自主的な取組による創意工夫を通じ、外部資金の動員等を実現したものであり、事業効果やインプットの効率的な活用の観点からも高く評価される。

指標：【指標 2-4】「母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数」が大幅に基準値を大幅に上回る水準となった。昨年度正式に新規導入した国はなかったが、母子手帳の未導入国に対する導入の働きかけは着実に実施した。

4. 栄養の改善

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、栄養改善に向けた事業の形成・実施、IFNA の推進（含 ICSA 最終化支援）、「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進、TICAD 7 での発信等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：栄養分野のグローバル・リーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任するなど、栄養分野における機構の取組は外部からも高く評価されている。

また、ルワンダにおいて栄養分野で初の政策借款の L/A を調印しており、栄養分野での貢献に向けて新たな試みにも取り組んでいることが認められる。

指標：【指標 2-5】「栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施

状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも前年を上回る水準となった。

5. 安全な水と衛生の向上

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、水道事業のサービス改善支援（含：水道事業体の経営改善支援の強化）、開発効果のスケールアップに向けた知見の共有、アフリカの SDGs ゴール 6 達成に向けた支援、マルチセクターの取組、気候変動対策の主流化、ストックホルム世界水週間における知見発信等を中心として、安全な水へのアクセス改善及び水の供給・利用・管理・衛生に関する知識や技術の向上に係る取組を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ルワンダにおいて、GIS を用いた給水施設インベントリ及び地図データベースの作成支援を行ったところ、対象郡において高い成果を上げ、ルワンダ政府が成果を拡大すべく全国展開を行うに至った。また、支援を通じて策定されたガイドラインが国家承認されるなど、相手国政府の意志決定に大きく貢献した成果として評価される。

また、バングラデシュのコックスバザール県において、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプで機構の支援を通じて深井戸等の給水施設が完成し、約 3 万人に給水可能な、対象キャンプにおいて最大の給水施設となった。この過程では多くの国際機関や NGO と連携が図られ、互いの強みを活かした協調によって地域情勢の安定化に貢献するものであり、重要な成果と言える。

さらに、カンボジアにおいて機構初の「事業・運営権対応型無償資金協力」である「タクマウ上水道拡張計画」の E/N が締結され、本邦企業の海外展開支援に進展が見られたほか、サモアでは沖縄県等との連携を通じて水道公社の事業改善を実現するなど、水道事業に関する本邦技術・知見の活用に係る成果が認められる。

指標：【指標 2-6】「安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも基準値を超える水準となっている。

6. 万人のための質の高い教育

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、子どもの学びの改善に向けた支援、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業の実施、開発パートナーとの連携強化、優良事例の発信等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：パプアニューギニアにおいて、機構の支援を通じて同国初の国定教科書が開発され、同教科書は全国ほぼ全ての対象児童に配布された。また、この協力を契機として「教育のためのグローバル・パートナーシップ」の資金がさらなる教科書開発・配布等に充当されることが決定した。こうした取組は、他主体との連携によってインプットを効率的に活用したものとして評価される。このほか、ミャンマー、エルサルバドルにおいても機構の支援を通じて教科書の開発・配布等がなされた。

また、インドの NGO 及びマサチューセッツ工科大学の貧困アクションラボとの連携により、読み書き・算数スキル向上のために新モデルを開発し、同モデルをマダガスカル、ニジェールにおいて試行したところ、児童の理解に改善が見られ両国政府はこの取組を拡大する方針となった。他機関とも連携し、事業の品質向上に主体的に取り組んだことで、相手国政府の意志決定に大きく貢献したものであり、高く評価出来る。

指標：【指標 2-7】「子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は 2017・2018 年度に引き続き基準値を超える水準となった。

7. スポーツ

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、外部関係機関等との連携強化、体育科教育支援、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進、「スポーツと開発」に係る取組の発信等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) の取組に関し、機構は体育・スポーツ分野の新規隊員派遣を強化 (81 人 (2012 年) → 256 人 (2019 年)) するなどして約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標 (裨益者 1,000 万人) 達成に大きく貢献した。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、今後の動向は不透明なるも、当初機構が支援

した選手・チームがケニア、ミクロネシア、メキシコで 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を獲得するなど、相手国におけるスポーツの活性化に成果を挙げた。これらは、政策実現に対する重要な成果であると言える。

さらに、インドネシアにおいて中部スラウェシ地震 1 周年を機に J リーグと復興支援イベントを、また、フィリピン・ダバオ市において青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍とそれぞれ連携して開催するなど、機構の自発的な取組を通じて外部機関との連携が一層進展したと認められる。

このほか、南スーダンでは技術協力を通じてコミュニティレベルでのスポーツ活動を取り入れ、紛争後の国造りの主体となる若年層の融和促進等に貢献した。

指標：【指標 2-9】「スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも 2017・2018 年度に引き続き基準値を大きく上回る水準となった。

8. 社会保障・障害と開発

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、社会保障制度の構築・強化、障害アクセシビリティの改善、事業関係者の障害に関する研修実施、TICAD7 におけるサイドイベント実施等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞するなど、機構の事業における障害配慮の取込にかかる取組は外部からも高く評価されていると認められる。

指標：【指標 2-10】「社会保障制度の構築に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値や 2017・2018 年度実績を大幅に上回る水準となった。

【指標 2-11】「障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値に対して 14 倍超となっており、2018 年度から顕著な拡大が継続している。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ること、さらにそれらの成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、パプアニューギニア初の国定教科書の策定を支援し全国全ての対象児童へ配布した事例、アフリカの子どもたちの栄養改善に向け、ルワンダで機構初の栄養改善分野で政策借款を提供した事例、沖縄県等との連携によってサモア水道公社の事業運営を改善し、50%程度だった飲料水水質基準遵守率が 100%を達成し安全な水道供給に貢献した事例等に見られるように、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC の実現をはじめ、重要な外交政策の具体化及び当該政策への各国政府からの支持の取り付けに大きく寄与した。また、バングラデシュの避難民キャンプにおける生活の改善やコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対応等、周辺地域や国際社会の安定に大きく影響し、且つ安全性の確保や関係者との複雑な調整が求められる重要かつ困難な課題に取り組み高い成果を得たことも挙げられる。更には、政府が取り組む重要施策である「スポーツ・フォー・トゥモロー (1,000 万人以上を対象にしたスポーツを通じた国際貢献)」に関し、機構単独で目標の半数に当たる実績を上げ、目標達成に大きく貢献した。加えて、国際協力における外部資金の活用が世界で重要視される中、これまでになかった民間企業を含めた他機関と連携した母子手帳や教科書の配布を実施し、限られた資源の中で最大限の効果を発現するといった自主的な創意工夫が行われた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

SDGs や人間の安全保障等の国際的な潮流や日本政府の方針を踏まえ、引き続き強靱性、持続可

能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある国内リソースの開拓や、有識者意見にある最新技術や民間資金の活用及び他ドナーとの連携等に取り組むことを期待する。その際、新型コロナウイルス感染症の各国への影響、特に人々の基礎的生活に対する脅威について情報収集・分析するとともに、「感染症対策の強化」や「保健システムの強化」を通じたUHCの推進を中心として、ポスト・コロナにおいて人間中心の開発を推進するための取組方針を検討し、一層迅速かつ効果的な事業実施に向けて取組を強化することを期待する。

<その他事項>

(有識者からの意見)

・総じて、JICAによる上下水道分野の技術レベルは国際スタンダードと比較しても非常に高いと評価できる。特に、ルワンダではオープンソースのソフトウェアとクラウドサービスを活用したWeb-GIS マップを開発する等、最新のICT技術を積極的に導入して全国の給水施設の能力強化を図った点や、民間資金を動員してSDGsを達成するべく、ブレンデッドファイナンスを用いた債券発行を通じて水道事業体への資金供給の実績を有するオランダのWater Finance Facilityと覚書を締結する等の取組も評価できる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
	中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) 58	5,000 人	6,115 人	5,279 人	—	—
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			5,647	5,075	4,871 ⁵⁹		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (3)
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p> <p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。 特に、法・司法制度に関しては、アジア地域を中心とした重点国における公正かつ透明なビジネス環境及び紛争解決制度の整備等を支援するとともに、アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援に着手する。加えて、市民の司法アクセスに係る支援を継続するとともに、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する取組の可能性を研究する。 また、中央・地方の行政機能に関しては、行政サービスの有効性や効率性の向上、財源や人的資源等の行政資源の動員強化と最適配分、行政の透明性向上と計画・事業への市民や民間セクターの参加・協働の促進を重視しつつ、国民の権利や生活を守り、安定的な開発を進められる行政基盤の強

⁵⁸ 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

⁵⁹ 暫定値

化を目指す。このためにアジアでは幹部人材育成や政策立案につながる統計等の行政基盤整備を、アフリカや中南米地域では地方行政の人材育成、計画策定及び事業実施能力の強化を支援するとともに、知見の共有を推進する。

イ 平和と安定、安全の確保

- 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。特に、フィリピン・ミンダナオにおける平和と開発に係る支援の継続やウガンダ等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等を支援する。また、難民に関するグローバルコンパクトを踏まえ、国際機関とも連携しつつTICAD 7等の機会において機構の取組及び人道と開発をつなぐ重要な事例を発信する。
- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。特に、インドネシア等で地域警察制度の普及・定着に向けた事業を実施するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を引き続き実施する。また、TICAD 7を踏まえ、アフリカ地域の治安機関の機能強化等を実施する。さらに、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力事業を引き続き実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3, 16.5, 16.6, 16.7, 16.10）, Goal 17（17.18, 17.19）関連）
- 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）

3-2. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087 人 ⁶⁰	1,068 人	926 人	1,068 人	人	人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350 人 ⁶¹	1,728 人	2,933 人	2,452 人	人	人

(1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム、ミャンマー、カンボジア等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援等を法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会等の協力の下で実施したほか、アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援、市民の司法アクセスに係る支援、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する取組を進めた。主な取組事例は以下のとおり。

⁶⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁶¹ 2015 年度実績

- ビジネスと人権**：TICAD7 に際し、ガーナ雇用労働関係省次官、ILO 関係者、本邦企業、研究機関、NGO、ガーナ NGO、機構理事長等の参加を得て、サイドイベント「人間中心の『法の支配』の実現に向けて- 児童労働撤廃の取り組みからの学び-」を開催し、「ビジネスと人権」の重要なテーマの一つである児童労働の問題について発信を行った。また、ガーナのカカオ産業における児童労働撤廃のための共創ワークショップをガーナ国内で開催したほか、児童労働に加え、森林破壊などカカオ産業の社会・経済・環境面での持続性に関わる幅広いテーマを対象とした国内での共創ワークショップ、市民向けイベントを実施した。また、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした国内初の共創型プラットフォームとなる「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築等を、チョコレート関連企業や NGO 等の関与を得ながら進めた。2020 年 1 月に設立した同プラットフォームは、3 月末までにカカオ産業における各種課題の解決に関心を有する 50 (団体 14、個人 36) の参加登録を得ており、今後、機構は、関連事業を活用しながら、これを土台としたマルチステークホルダーによる協働を促進していく予定である。
- 中国**：技術協力プロジェクト「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」では、2020 年の成立が目指されている民法典の完成に向け、物権、契約、不法行為、相続等の各編に関する起草作業を引き続き支援した（民法総則は 2017 年 10 月から施行）。また、知的財産権法に関し、特に 4 回目の改正を控えた特許法を中心に、日本企業の意見も聴取しつつ、法執行の改善や特許権の濫用防止等の課題解決に向けた支援を継続した。現地及び本邦でのセミナー等を通じて日本の法制度・運用に係る知見を幅広く提供する日本の支援が中国政府に高く評価され、機構専門家に対し、中国政府友誼賞が授与された。同賞は、中国政府より、同国の経済や制度、文化の発展に貢献した外国人に贈られる最高位の賞で、同専門家は 31 か国 100 人の受賞者の一人である。
- ベトナム**：司法省に対し、契約法に関しては法の統一性の観点から、担保措置法制に関しては改訂予定の議定における各種論点について、それぞれ日本の経験を共有し改善の方策についての指針を提供した。また、最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム弁護士連合会が、法曹三者それぞれの権限・役割等を共同で整理するワーキンググループの活動に関し、日越制度の比較を踏まえ、裁判実務や法曹教育での活用を念頭においたベトナム政府提出報告書の作成に係る協力を行った。同ワーキンググループは、機構が支援し 2015 年に成立した改正刑事訴訟法（2018 年 1 月 1 日施行）規定の争訟原則の定着を図ることを目的に設置されたものである。さらに、ベトナム弁護士連合会に対し、現地でのワークショップや本邦研修を通じ、ベトナムで新たに導入された判例制度に関する日本の経験及び地方弁護士会の運営や取組を共有し、実務能力の向上促進を図った。その他、競争法分野において、改正競争法の執行を促進するため、技術協力プロジェクト「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」において公正取引委員会より長期専門家 1 名を派遣して、改正競争法の下での企業結合審査や近時の重要な課題となっている e-コマースにおける競争法上の問題に関する研修を実施した。
- ミャンマー**：機構の協力により制作された後、最高裁判所の内部資料として活用されていたビジネス教科書を、各省庁、ヤンゴン大学、経済団体等に普及する活動に着手した。同教科書は、様々な国際取引に関するトピック等を扱うものであり、関係機関の国際取引の国際標準に対する理解を深めることにより、本邦企業を含む外国企業の取引の安全・予測性を高めるのに資する。また、2019 年度に著作権法が制定され、2018 年度に制定された商標法、特許法、意匠法と併せて知財

法が整備されるに至った。本年度においては、商標法に関する下位規則の策定及び教科書の制作を支援した。調停分野では、本邦研修、現地セミナー等を通じて調停制度・調停人材育成に係る協力を継続した結果、全国 4 か所のパイロット・コートでの実績が合計 498 件にまで伸び、うち 117 件について調停が成立した（上記件数は同国が調停制度を導入した 2019 年 3 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日までの 1 年間の実績値）。パイロット・コートの拡大及び調停制度を法制化するための民事訴訟法改正に対する協力も開始しており、費用と時間が少なくかつ当事者の実情に即した紛争解決手段としての調停を普及させることにより、ミャンマーにおける司法アクセスの充実に貢献した。

- ・ **カンボジア**：過去に日本が協力した民法・民事訴訟法の運用に必要な重要法令である不動産登記規定や執行官法等の起草、判決書の公開、及び、書式例の作成等に係る協力を進めた結果、複数の事件類型においてモデルとなるような訴状や判決書などが完成した。
- ・ **アフリカ地域に対する刑事司法**：「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を立ち上げ、2020 年 1 月にコートジボワールにおいて現地セミナーを開催した。対象 7 か国の裁判官、検察官、警察官等の関係者が参加した同セミナーを通じて 2020 年度から開始する本邦研修のカリキュラムに係る情報の収集・分析等を進めた。
- ・ **市民の司法アクセスに係る支援**：上記を含む各国に対する協力の中で、調停等の関連するテーマを扱ったほか、2018 年度に引き続き、司法アクセスに関する課題別研修を実施し、日本の知見・共有を行った。加えて、機構の国際協力専門員及び職員が市民の司法アクセスに係る支援に関連する寄稿を行ったり、これを主要テーマとするイベント（第 21 回法整備支援連絡会）を共催したりすること等を通じて、市民の司法アクセスの主流化に向けた発信を行った。
- ・ **国際関係における法の支配**：国際関係における法の支配に対する貢献を念頭に、課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」を新たに形成した。初年度となる 2020 年度は 8 か国からの参加を得る予定である。

(2) 立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化

① 立法府における議会事務局の能力強化、選挙管理

- ・ **ベトナム**：技術協力プロジェクト「国会事務局能力向上プロジェクト」フェーズIIで、日本の衆議院事務局等の経験・ノウハウを踏まえた協力を引き続き展開した。
- ・ 健全に機能する議会の運営、公正な選挙管理の在り方を伝えることを目的に、課題別研修「議会運営・選挙管理」を引き続き実施した。議会事務局や選挙管理委員会の職員等 6 か国 9 名が研修員として参加し、国会や地方議会に関する講義や視察、選挙制度に関する講義や地方選挙の視察を通じて議会運営や選挙管理に関する日本の取組を学んだ。

② 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化

- ・ **公務員制度・人材育成の推進**：ベトナムでは、2017 年 10 月の第 12 期党中央執行委員会第 6 回総会で打ち出された公務員制度改革等の国家的な改革を効果的かつ実効性のあるものとするために、国家機関の幹部及び幹部候補生が、日本で得た知見をいかし、行政改革及び新しい社会経済モデルを推進できるよう、人材育成を目的とした技術協力プロジェクト「戦略的幹部研修プロジェクト」を 2018 年度より実施中である。2019 年度には、財政管理や環境政策等ベトナムが抱える主要政策課題に関し、日本の有識者をベトナムに派遣して討議するとともに、同幹部・幹部候補生を日本に受け入れ、日本の知見の提供や対話を通じて、ベトナムにおける政策遂行の参考とした。また、同国における公務員試験制度改革に係る新規案件の形成を進めた。

- ・ ラオスでは、日本の経済・社会開発、政治行政の歴史等の経験を基にしたリーダーシップの在り方を学ぶため、ラオスの次世代リーダーを担う人民革命党幹部（副知事、局長級の党员 14 名等）を対象に本邦研修を実施した。また、外務省及び現地日本国大使館の協力を得て、日本側の政治リーダー（政府高官及び日ラオス友好議員連盟会員）とラオス人民革命党幹部との関係構築を促進した。
 - ・ **統計能力の向上**：ネパールでは日本の統計手法を基にした経済センサス実施に係る技術協力プロジェクト「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」を実施しており、同国史上初となる経済センサスが 2018 年 4 月に実施されたが、2019 年度はこれら結果に基づき経済センサスの結果に係る報告書が公表された。同報告書が今後統計資料として作成されることで、これまで明らかでなかった地域別・産業別の詳細な状況把握が可能となり、今後ネパール政府が産業や経済に係る政策を立案する上での基礎資料として有効に活用されることが期待される。また、エジプトでは、技術協力プロジェクト「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」を完了し、日本の知見を踏まえ同国が進める人口・住宅センサスの実施手法の高度化や精度分析の進展による実施精度の向上が図られた。
- ③ **地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力の強化**
- ・ **ホンジュラス**：「ローカルガバナンス能力強化支援」専門家派遣を通じ、2010 年度に機構の支援により導入した FOCAL プロセス（市が国からの交付金を地域住民のニーズに即して適正に活用し、質の高い行政サービスを提供するための参加型計画策定と実施手法）の普及活動を支援した結果、全国 298 市のうち 185 市（62%）が同プロセスに基づく開発計画を作成した。これら計画が順次承認、実施されることで、地域により裨益した開発の推進が期待される。
 - ・ **タンザニア**：技術協力プロジェクト「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ 2」では、住民の自助活動をいかした行政サービスの提供を可能とするための地方行政官等に対する人材育成等を引き続き支援した。2019 年度には、同取組を推進するためのガイドラインがタンザニア政府にて承認された。
 - ・ **バングラデシュ**：円借款と技術協力による地方行政能力向上に向けた支援を幅広く展開した。特に、2019 年度には、技術協力プロジェクト「郡自治体機能強化プロジェクト」を通じ、郡総合開発計画に係る 5 年開発計画・年間開発計画のガイドラインを作成し、パイロット郡 7 地域において、地域住民の意向を反映し、限られた資源をより有効に活用するための郡総合開発計画が作成された。また、円借款「地方行政強化事業」では、同ガイドラインに関する研修を実施するとともに、開発計画実施のための開発資金を供与している。特に、ミャンマーのラカイン州からの避難民を受け入れている郡自治体に対し、優先的に資金を配分した。また、技術協力プロジェクト「中核都市機能強化プロジェクト」を通じ、中核都市関連法令集や省令・モデル条例（苦情処理・分野委員会）案を作成した。
- ④ **国営放送局の公共放送化**
- ・ **ウクライナ**：技術協力プロジェクト「公共放送組織体制強化プロジェクト」では、ウクライナ公共放送局の番組制作能力の強化を支援し、従来は少なかった子ども向け番組や障害者福祉に関する番組等、国民の多様なニーズに応える公共性の高い番組が制作・放送された。また、緊急報道マニュアルの作成・配布を通じて重大な事件や自然災害発生時の緊急報道体制の構築に貢献したほか、2019 年に実施された議会選挙の前に、選挙報道ワークショップを実施し、選挙報道体制の強化に貢献した。

- ・ **ミャンマー**：技術協力プロジェクト「MRTV（Myanma Radio and Television）能力強化プロジェクト」では、国営放送からより独立性の高い公共放送への移行に向けたロードマップの作成を促進した。また、倫理規範、記者ハンドブック、編成計画方針、機材維持管理マニュアルの作成及びOJTを通じて、番組制作や報道の能力強化を進めた。それら成果として、従来は少なかった英語教育番組等の国民の多様なニーズに応える公共性の高い番組や、記者による主体的な企画・調査に基づく報道番組が制作・放送された。また、機構の支援で開始された生中継による天気予報が、数少ない事前校閲を経ないコンテンツとして継続的に放送されている。
- ・ 正確・中立・公正なメディアとしての在り方を伝えることを目的に、メディア分野における課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」を引き続き実施した。公共放送局のジャーナリスト等 8 か国 10 名が研修員として参加し、NHK による講義や施設訪問等を通じて日本の公共放送の事例を学ぶとともに、放送倫理・番組向上機構（BPO：Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization）による、表現の自由を守るための日本の取組を学んだ。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に係る各ターゲット（16.5、16.6、16.7 等）に資する案件を既述のとおり実施した。
- ・ SDGs ターゲット 8.7「強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。」に対する新たな取組として、記述のとおり、TICAD7 で児童労働問題に関する発信を行ったほか、ガーナのカカオ産業における児童労働問題に係る共創ワークショップの開催等を行った。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033 人 ⁶² (うち、本邦研修 78 人)	4,950 人 (うち、本邦研修 165 人)	3,656 人 (うち、本邦研修 245 人)	2,403 人 (うち、本邦研修 303 人)	人 (うち、本邦研修 人)	人 (うち、本邦研修 人)

⁶² 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

(1) 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、国際機関との連携を踏まえた政府機関
(特に地方行政機関) の能力強化事業の形成・実施

【政府機関 (特に地方行政機関) の能力強化】

- ・ **フィリピン**: 40 年以上にわたり紛争が続いたミンダナオで、住民投票を経て、2019 年 2 月にバンサモロ暫定自治政府 (BTA) が誕生した。技術協力プロジェクト「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」を通じて、自治政府樹立に向けた移行プロセスが円滑に進むよう、ガバナンス、地場産業育成、生計向上等を支援した。また、間断なく支援ができるよう、同プロジェクト終了翌日から、新規事業として技術協力プロジェクト「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」を開始し、新たに誕生した BTA の新規採用職員向けの研修プログラムの形成等のガバナンス支援及び新体制下での生計向上支援の枠組み作りに着手した。また、BTA の活動の根幹となる 2020 年度予算 (2020 年 1 月～ 12 月) を早期に策定する必要がある一方で、BTA は予算策定に係る実績が無くノウハウを十分に持っていなかったことから、機構が支援し、中央政府財政当局より予算案作成ノウハウの提供等の協力を取り付け、BTA の予算策定を支援した。この結果、予算策定は、年内に議会承認を終え、議会における予算審議の冒頭で機構への謝意が示されるなど暫定首相等、BTA 関係者から高い評価を得た。さらに、バンサモロ開発計画更新に向けた支援、円借款「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」、無償資金協力「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画」等の協力を継続するとともに、「コタバト都市圏総合開発情報収集・確認調査」を開始した。その他、ムラド BTA 暫定首相を日本に招聘し、今後の自治政府作りに有益な関係先の紹介し、同関係先から日本の知見や経験を BTA 側に提供し、また、国会、広島復興・都市開発事例視察等を通じて、BTA の能力強化支援を行った。機構が日本政府と一体となって、過去 20 年以上にわたり行っていたミンダナオ和平推進の取組が高く評価され、和平プロセスに貢献した団体として、フィリピン国軍、バンサモロ自治政府関係者等とともに、二国間関係者では唯一日本が「和平プロセス功労賞」を受賞した (受賞に当たり、和平プロセス大統領顧問からは「日本政府および JICA の貢献に深謝する」との謝辞が述べられた)。
- ・ **ナイジェリア**: ボコ・ハラムが住民の生活に深刻な影響を及ぼすナイジェリア北東部 3 州に対し、現地で活動する国連開発計画 (UNDP) と連携し、同 3 州の政府高官を本邦に招聘し、広島視察等を通じて日本の戦後復興の経験や地方行政の取組を学ぶ機会を提供した。当該地域は外務省渡航レベル 4 に該当し、機構として専門家派遣等直接的に支援が困難な地域であったが、UNDP と共催で実施することで支援が実現した。UNDP の支援により、招へい旅費の手当てや適切な人選・フォローアップが可能になり、機構は、自治体との強いネットワークをいかし視察先の選定を行った。UNDP との良好な補完関係が構築され、マルチバイ連携による事業のスケールアップの優良事例となった。ナイジェリアの参加者から、「日本の地方行政の取組は非常に有益なため、北東部 3 州の関係者に紹介し、実際の地方行政に役立てたい」との強い要望を受け、2 か月後に、ナイジェリアの首都アブジャで「フォローアップ・ワークショップ」を UNDP と共催し、更に多くの参加者に知見が共有された。本取組は JICA-UNDP ハイレベル対話でも連携の優良事例として紹介されたほか、2020 年 2 月にエチオピアで開催された UNDP の案件形成を議論する UNDP アフリカ地域担当者会議でも紹介され、紛争地域における JICA-UNDP 連携のモデルとなった。
- ・ **紛争国における本邦研修・招へいを通じた能力強化支援 (マリ、ソマリア、イエメン)**: イスラム過激派による国内紛争が深刻化し、行政機能が弱体化しているマリの政府関係者 (国土管理・地

方分権化省、バマコ特別区、州関係者等計 9 名) を対象に「持続的発展のための地方行政強化」研修を実施した。また、ソマリアでは、氏族(クラン)による統治が影響力を及ぼす中、ソマリランドを除く全ての地方行政単位(ソマリア連邦の 4 州及びプントランド)の代表者及び中央省庁の幹部(計 8 名)を戦略的に選定の上、本邦招へいを実施した。同招へいを通じ、ソマリアの行政機能強化に資する広島や東北の地方行政機能強化の取組に対する理解促進に加え、各行政単位代表者間のネットワーク構築促進、ソマリアの連邦としての機能強化、国としての一体感の醸成にも貢献した。さらに、内戦による被害が深刻なイエメンの中央省庁の高官 8 名を招へいし、日本の地方行政の経験等を共有するなど行政能力向上に役立つプログラムを実施した。紛争国では、治安上の理由から現地での活動が制約されるが、本邦招へい等を通じ日本の経験、特に実際の中央政府、自治体等の取組を紹介することは、UNDP や世銀等の国際機関にはない機構の強みであり、紛争国の国づくりに非常に有効であるとの声が参加者から寄せられた。

- ・ **コロンビア**：2016 年に反政府ゲリラ組織 FARC と和平合意が結ばれたコロンビアでは、紛争影響を受けた人々に「平和の配当」を早期に実感してもらうことが、紛争状態に後戻りさせないために重要である。このため、機構は、技術協力プロジェクト「一村一品コロンビア推進プロジェクト」で包摂的な地域開発モデルを構築するとともに関連の研修に着手し、また「紛争被害者のための土地返還後のコミュニティ生活向上」分野の専門家が、ゲリラによって奪われた土地の返還政策を支援するため返還された地域での生計向上事業を推進するのに加え、和平合意の履行に資する農業農村開発事業の形成を行った。また、「平和教育」が学校の指導科目となったことを受けた平和教育に関する研修や、急増するベネズエラ避難民に関する情報収集・確認調査を開始した。
- ・ **ボスニア・ヘルツェゴビナ**：技術協力プロジェクト「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」により、民族(ムスリム系・クロアチア系、セルビア系)により内容が異なっていた保健体育カリキュラムを共通化したカリキュラムを作成するとともに、同カリキュラムを小学校の教育現場に導入するための教育実施要領を作成した。この実施要領を活用して、モスタル市にて教員向け研修を実施した。また、モスタル市体育協会にて、異民族、障害者、高齢・若年層等を含めたスポーツイベント(UNDOKAI 等)を行い、「ルールを守ること」、「チームワークの重視」、「障害者等ハンディキャップのある人に配慮し、尊重すること」について、スポーツを通じて学ぶ機会を提供した。また、これらの活動を通じて、異民族や障害者と触れ合い、ともに活動することで、社会的融和の促進とともに、相手に対する心理的バリアの除去を推進した。
- ・ **南スーダン**：政治的に不安定な状況が続く中、ナイル架橋事業の実施等による開発支援を行うことにより、国民が「平和の配当」を実感し、平和な国づくりを支援した。また、第 5 回全国スポーツ大会を開催したほか、技術協力プロジェクト「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」を開始し、異民族間の不信感の除去、国民統合の推進のための計画作りに着手した。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとなった前橋市にこれまでのスポーツ大会の出場者である 4 名が選手団として来日し、スポーツの力をいかした国民統合の促進に貢献した。その他、タンザニアで 2019 年 12 月に女子陸上競技会「Ladies First」第 3 回大会を開催し、南スーダンの女子選手を招聘し、女性の社会的進出の促進、尊厳の回復に貢献した。

【人道と開発と平和の連携(難民関連支援を含む)】

- ・ **ウガンダ**：紛争の影響を受け、周辺国からの難民受入地域となってきた西ナイル地域と、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域を対象とする技術協力プロジェクト「アチョリ・西ナ

イル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」では、地方政府の計画策定のためのツールの活用率がアチョリ地域において 2017/18 年度の 14%から 2019/20 年度の 69%とわずか 2 年間で大幅に改善し、同地域の計画策定におけるアカウントビリティ及び透明性の改善に貢献した。また、コミュニティ主導の生計向上のアプローチが地方政府に根付き始め、パイロット事業以外でも他の政府プログラム（若者生計プログラムや女性起業プログラム）等に同手法の適用が確認された。技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト（フェーズ 1:2011 年 11 月～ 2019 年 3 月、フェーズ 2:2019 年 4 月～ 2024 年 3 月）」では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携により、難民・ホストコミュニティ住民への稲作研修を2014 年から実施し、これまで難民 1,412 名、ホストコミュニティ 705 名、トレーナー 430 名に対して稲作栽培研修を実施し、難民や周辺コミュニティの生計向上に貢献した。

・ **パレスチナ**：技術協力プロジェクト「難民キャンプ改善プロジェクト（PALCIP）」を通じ、ヨルダン川西岸地区の 3 か所の難民キャンプで、住民主体のキャンプ改善計画の策定と生活環境改善事業の実施を支援した。2019 年度はプロジェクト最終年で、関係者を広く集めた最終成果報告セミナーを開催した。米国の支援停止と強硬な対パレスチナ政策、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の財政難とパレスチナ難民を取り巻く状況が深刻化する中、PALCIP は着実に成果を上げて難民キャンプ住民のエンパワメントを促進した。成果として、従来、難民キャンプへの支援方法は UNRWA への資金供与に限られていたが、機構はパレスチナ側（パレスチナ解放機構（PLO : Palestine Liberation Organization）難民問題局）と協働し、パレスチナ側の能力向上を図りながら難民キャンプ住民に直接アプローチするという新しい協力方式を導入し、キャンプの様々な立場の住民、特に女性、若者、障害者等がキャンプの運営に参加する道を開いた。プロジェクトの活動を通じて、様々なグループの代表者がキャンプ改善の話し合いに参画するようになり、住民の真のニーズをキャンプ改善計画に集約したことがパレスチナ側のみならず国連や各ドナーからも高い評価を得て、日本のプレゼンスの向上に貢献した。なお、キャンプ改善計画が包含する優先事業群は PLO から毎年各キャンプに配分される事業予算で毎年 1 件ずつ実施可能な規模に設定しているが、事業化を加速するべく、各キャンプで外部資金を獲得するためのファンドレイジング研修を実施した。その結果、機構事業で作成した事業計画を用いて実施機関がアラブファンドから 18 万ドルの追加資金を獲得し、機構が整備した障害者用スロープを補完する形で公民館にエレベーターを設置した。

・ **バングラデシュ**：ミャンマー、ラカイン州からの避難民の滞在長期化に伴い、ホストコミュニティへの負荷が増大する中、バングラデシュ政府との間で構築した人的ネットワークとこれまでの事業経験をいかし、既往案件（資金協力・技術協力）を活用した給水分野、保健分野、自治体への研修・小型インフラ整備支援を現場のニーズに応じ柔軟に継続した。特に、給水分野では、避難民キャンプにおいて給水施設が 2019 年 7 月に完工し、約 3 万人の避難民が安全な水を利用できるようになった。保健分野でも、地域住民、避難民の両方が利用するコミュニティクリニックを改修し、患者のプライバシーに配慮した診察が可能な環境を整備した。また、ホストコミュニティ支援として、自治体職員・地域住民対象の研修及び、小規模インフラ（学校改修、道路整備等）の整備を実施中である。また、円滑な事業実施のための住民協議の補完的活動として、ラカイン州にて事業地域対象住民を対象としたスポーツイベントを開催し、約 400 人のラカイン族、国内避難民キャンプに居住するイスラム系住民、ヒンドゥー系住民らが複数の混成チームを構成してサッカー、リレー、競技に参加、120,000 人を超える観客が集まる大盛況となった。ラカイン

州では、ラカイン族とムスリム住民が共同で活動をするイベントが開催されるのはまれであり、これら取組を通じ、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した。

- ・ **シリア難民**：シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するための「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）では、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築した。また、初年度の知見をいかし、募集・選考手続き等で質の向上に向けた改善を図り、2017年から5年間で最大150名（うち機構実施分100名）を受け入れる目標に対し、2019年度は12名を受け入れた（累計51名）。
- ・ 2019年7月には、トルコ南東部のガジアンテップ市長他6名を本邦に招聘し、日本の地方都市開発に係る知見・技術を共有するとともに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所との共催セミナー「トルコにおけるシリア難民支援セミナー」を通じて、シリア難民支援の重要性を日本国内に向けて発信した。同市は約40万人のシリア難民を受け入れており、円借款「地方自治体インフラ改善事業」における最大の借入自治体として、シリア難民流入を支えるための社会インフラ（上下水道及び廃棄物管理）の整備に取り組んでいる。招へいでは金沢市や富山市にも訪問し、都市の課題解決に資するまちづくりに係る先進的な理念や技術を紹介した。本招へいを通じて、姉妹都市協定締結に向けた交流が強化された。
- ・ **ザンビア**：「元難民の現地統合」を推進するため、UNDPと共に現地調整会議を開催して事業を推進するとともに、派遣中のアドバイザーにより再定住対象者の申請プロセスを整理・明確化し、進捗状況の管理能力向上に貢献した。また、更なる現地統合を促進するための改善アプローチを提案する技術協力プロジェクト「元難民の現地統合支援プロジェクト」を開始した。

【ナレッジの蓄積、発信、連携強化】

- ・ **TICAD 7**：TICAD 7に際してAU、国連アフリカ担当事務総長特別顧問室（UNOSAA：United Nations Office of the Special Adviser on Africa）、UNHCRと共催でハイレベル・サイドイベント「移動を強いられている人々 - 連帯とパートナーシップの発展へ向けて -」を開催し、100名を超える参加があった。このイベントにはグランディ国連難民高等弁務官、ガワナス UNOSAA 顧問、ミナタ AU 委員会政治局長をはじめ政府、民間、難民等多様なアクターが登壇し、社会全体として難民の課題に取り組んで行く重要性が強調された。AUは2019年を「難民、帰還民、国内避難民の年」と定めており、本イベントが同イニシアティブの後押しに貢献した。また、機構理事長が登壇し、人間の安全保障の視点から「尊厳を持って生きる権利」を実現するために、難民、国内避難民に対する支援が重要であり、また信頼の醸成と和解の文化が必要である点を強調した。さらに、ナイジェリア、コートジボワール、ウガンダの政治家や行政官、宮城県議会議員等の参加者を迎えサイドイベント「平和構築の実践、地方行政とコミュニティの失われた絆を取り戻す」を開催し、日本国内及び開発途上国の現場での地方行政の在り方についてのナレッジの共有・発信を行った。特に、住民から信頼される国づくりに向け、これまでの地方行政分野の支援実績を整理し効果的なアプローチを取りまとめ、日英のパンフレットとして配布した。
- ・ **グローバル難民フォーラム**：2018年12月に難民保護を促進していくための国際的な取極である「難民に関するグローバル・コンパクト」が国連で採択され、2019年12月にジュネーブで開催されたグローバル難民フォーラム（Global Refugee Forum）において、機構は、日本政府やUNHCR、UNDP、世界銀行、経済開発協力機構（OECD）といった開発機関に加え宿主国であるウガンダ政府と共催で、スポットライト・セッション「Development and Humanitarian-Development-Peace

Nexus addressing Forced Displacement」を開催し、150 人近くの参加を得た。本セッションでは、難民支援において開発機関の担う重要な役割と優良事例を初めて発信するとともに、新たに作成した「人間の安全保障 2.0」の概要・取組、ウガンダ、ヨルダン、ザンビア等での包括的支援及び難民・国内避難民を生み出さない予防の観点から「強靱な国造り」支援について紹介した。

- ・ **国際機関等との連携**：UNHCR、世銀、政府間開発機構（IGAD：Inter Governmental Authority on Development）、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）、UNICEF との協議、紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）への参加、開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）対日審査等を通じて、機構の平和構築分野に係る取組の発信と意見交換を行った。特に、UNHCR と職員の交流を継続し、また、UNDP 危機局との間で連携促進の枠組み作りを図り、2020 年 2 月に UNDP とエチオピアで案件形成を議論する現地協働ワークショップを実施した。国連人権問題調整事務所（OCHA：Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）事務次官補に機構の緊急援助以外の人道と開発に係る取組を紹介し、意見交換した。また、国連ボランティア計画（UNV：United Nations Volunteers）への人材派遣（UNDP、UNHCR）を実施した。
- ・ **日本のナレッジの活用・発信**：原爆投下後の広島や、東日本大震災後の東北の復興経験を、紛争のさなか、あるいは紛争直後の国の平和構築、復興、開発にいかすべく積極的に活用した。課題別研修の他、パレスチナ、ソマリア、ナイジェリア、イエメンに対する招聘事業でこれらの地域を訪問し、日本の経験の活用を図った。また広島では、2019 年度に「広島の復興経験」を JICA-Net 教材として作成し、2020 年 1 月のナイジェリア現地セミナーで使用し、更なる経験の共有・発信に活用した。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋」に資する治安機関、海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化、及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施

① 海上保安機関の法執行機関の能力強化

- ・ 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力の下で 2015 年に開始された「海上保安政策プログラム」で、修士課程プログラムを修了したフィリピン、マレーシア、スリランカ、インド、ベトナムからの第四期（2018 年 10 月～ 2019 年 9 月）7 名に学位記が授与された。修了者が海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に付け、また各国の連携が強化されたことにより、海洋をめぐる国際秩序の維持発展に寄与することが期待される。
- ・ **フィリピン**：技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」では、フィリピン沿岸警備隊の人材育成、能力向上を支援し、船舶の運用・整備計画の立案及び運用能力、逮捕・制圧術の向上等により治安・テロ対策を含む同国沿岸の海上の安全性向上に貢献した。
- ・ **ジブチ**：技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ 3」が開始され、ジブチ沿岸警備隊の逮捕・制圧術等の法執行能力及び船舶運用・維持管理の向上を支援することで、ジブチ領海域及び日本関係商船を含む多数の船舶が航行するバブ・エル・マンデブ海峡での安全と治安の確保に寄与した。

② 地域警察制度の普及

- ・ **中米**：過去のブラジルへの協力成果を活用した三角協力により、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ホンジュラスにおける地域警察活動の促進を支援した。グアテマラでは、機構の支援によって作成された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部

昇進課程に取り入れられた。これにより、今後昇進する全ての警察上級幹部が同マニュアルに基づいて地域警察の知識と技術を身に付けることとなり、協力成果の定着、持続的な拡大に向けた体制が確立された。

- ・ **インドネシア**：警察庁・都道府県警との連携により実施中の技術協力プロジェクト「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ 2」では、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が 17 州に増えるとともに、164 名の国家鑑識検定合格者が新たに輩出された。また、地域警察研修・鑑識研修を自立的に実施できるナショナルインストラクターが新たに 31 名養成された。さらに東ティモールの警察幹部等 41 名を対象にした地域警察活動に関する研修をインドネシア国内及び本邦で実施し、東ティモールにおける地域警察活動の普及に貢献した。

③ テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題への対応

- ・ **課題別研修**：「航空保安セミナー」（9 か国10 名）、「海上犯罪取締り」（16 か国19 名）、「国際テロ対策」（19 か国 21 名）、「薬物犯罪取締」（20 か国 22 名）、「サイバー犯罪対処能力向上」（13 か国 13 名）を実施した。
- ・ **国別研修**：ベトナム国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」を引き続き実施し、警察庁や地方県警察、本邦 IT 企業の協力の下、サイバー犯罪の捜査等に必要なマルウェア解析やデジタルフォレンジック等の技術の向上に貢献した。また、警察庁の協力の下、インドネシア、フィリピン、マレーシア、スリランカの治安機関等を対象とした国際テロ対策に関する国別研修を開始し、国際テロのリスクを抱えるインド太平洋地域の国々の国際テロ対策能力向上に貢献した。
- ・ **バングラデシュ**：技術協力プロジェクト「国際空港保安能力強化プロジェクト」を実施し、旅客及び貨物検査の体制強化を図り、空港及び航空機運航の安全性向上に貢献した。具体的には、保安検査機材（ボディ・スキャナ、爆発物検知装置等）の供与、それらを使った保安検査手順書の作成及び訓練等を行い、検査体制の強化を図った。

④ サイバーセキュリティ対策能力の向上

- ・ **課題別研修**：「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」（10 か国、17 名）を実施し、各国の政策の立案及び実施、組織体制の構築・強化に貢献した。
- ・ **インドネシア・ベトナム**：サイバーセキュリティの人材育成に係る技術協力プロジェクトを開始し、各国の人材育成や体制構築に貢献した。具体的には、インドネシアにおいてはインドネシア大学の教員向けに研修を実施することでサイバーセキュリティ教育の強化を図り、ベトナムにおいては情報セキュリティ局（AIS：Authority of Information Security）の職員向けに個別のキャリア開発計画を立案・実施し、組織の体制強化を行っている。

⑤ 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力

- ・ **カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Center）**を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（第三国研修）をイラク、コロンビアで継続するとともに、新たにラオスとの南南協力を技術協力プロジェクト「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」において開始した。イラクは協力最終年度であり、これまでの協力を総括するラップアップ会合を CMAC とともにテレビ会議を通じて開催した。イラクからの参加者の満足度は総じて高く、習得した技術の帰国後の活用や、関係が希薄であった内務省、保健省、クルド地域政府地雷対策庁の 3 機関間の連携が見られる等の効果が見られた。また、CMAC に対する技術協力プロジェクト「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクト」を開始した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 16.a で謳われている暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅に関して、ヨルダン警察の協力の下、第三国研修「イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ 3」を開始し、イラク警察機関職員 57 名を対象に、犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策等に係る研修をヨルダンで実施したほか、UNDP、トルコ警察訓練学校の協力の下でアフガニスタン女性警察官 250 名を対象に、暴力の被害者（特に女性）への支援の在り方等に係るワークショップをトルコで行った。また、国連マリ多元統合安定化ミッション（MINUSMA）、国連警察（UNPOL：United Nations Police）の協力の下、現地国内研修の実施を通じてマリ国家警察の能力強化を支援した。また、ASEAN を中心とした各国の沿岸における安全と治安の確保に貢献した。
- ・ 紛争影響国等における地方行政能力強化を行い、SDGs ターゲット 16.6、16.7 に貢献した。
- ・ ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGs のスローガンである「誰一人取り残さない」やゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進」に貢献した。
- ・ SDGs ターゲット 9.1 において「質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する」ことが明記されており、ASEAN 諸国を中心に各国のサイバーセキュリティに係る支援を展開し、安心・安全なサイバー空間への実現に向けて貢献した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現に向けて、SDGs や「自由で開かれたインド太平洋」等の日本政府の方針を踏まえ、法の支配の促進、社会・人的資本の復興、基礎的社会サービスの改善等に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.3「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」）

<対応>

SDGs や「自由で開かれたインド太平洋」等の日本政府の方針を踏まえ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を着実に実施したほか、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、東ティモール、ウズベキスタン、コソボ、コンゴ民主共和国等における新規案件の形成を行った。また、国際関係における法の支配に対する貢献を念頭に、課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」を新たに形成した。持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、平和と安定の確保に向け、UNHCR、UNDP 等とも連携し、紛争影響国や難民受入国等のニーズや課題に柔軟に対応しつつ地方行政能力の向上や信頼醸成の促進に資する事業を行った。更に、TICAD 7 やグローバル難民フォーラム（GRF）においても機構の知見を積極的に発信し、特に GRF では関係国・機関の賛同を得て、共同でセッションを開催、課題に対する発信を行った。その他、地域の平和と安定の確保に資する事業として、治安機関のテロ対策能力強化を目的としたインド太平洋沿岸国向けの国別研修や、海上保安能力構築に係る技術協力プロジェクト等を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、公正で包摂的な社会の実現及び平和で安定な社会の実現に貢献した。特に、①紛争移行期における切れ目ない支援（長年のミンダナオ支援を通じた日本政府の「和平功労賞」受賞への貢献）、② 法制度整備支援（機構専門家の中国政府友誼賞を受賞）③児童労働問題への対応（カカオ産業における人権課題等の解決を目的とした国内初の共創型プラットフォーム構築）、④直接支援が困難な紛争地域における連携モデル構築（ナイジェリアでの UNDP との連携による直接支援が困難な紛争地域での活動推進）、

⑤難民キャンプ改善に係る新しいアプローチの導入（パレスチナにて住民主体のキャンプ改善計画の策定）等、特筆すべき成果をあげた。

ア. 公正で包括的な社会の実現

◎ **カカオ産業におけるビジネスと人権に係る国内初の共創型プラットフォーム構築【②】**：TICAD 7 のサイドイベントで「ビジネスと人権」の重要テーマの一つである児童労働問題を発信。機構主導でチョコレート関連企業や NGO 等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした国内初の共創型プラットフォームとなる「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を構築。

◎ **法制度整備支援により外国人に贈られる最高位の中国政府友誼賞受賞【④】**：民法典の完成に向けた起草作業の支援や、知的財産権法に係る課題解決に向けた取組が中国政府に高く評価され、機構専門家が中国政府友誼賞を授賞。同賞は、中国政府より、同国の経済や制度、文化の発展に貢献した外国人に贈られる最高位の賞。

○ 公正かつ透明なビジネス環境及び紛争解決制度の整備等を支援（ベトナム、ミャンマー、カンボジア等）。

○ アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援として「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を新設。

○ 中央政府の政策立案・実施の能力の強化に向けた幹部人材の育成（ベトナム）や政策立案に繋がる統計能力の向上（ネパール）を支援。

○ 地方行政機関の人材を育成、事業計画策定及び実施能力を強化（ホンジュラス、タンザニア、バングラデシュ）。

○ 国営放送局の公共放送化や公共放送局の番組制作能力強化を支援（ウクライナ、ミャンマー）。

イ. 平和と安定、安全の確保

◎ **長年のミンダナオ支援を通じた日本政府の「和平功労賞」受賞への貢献【③④】**：バンサモロ暫定自治政府設立前後において、切れ目なく複数のスキームによる包括的な協力を展開。特に、機構が暫定自治体政府の予算策定を支援し、同予算が議会で承認。また、機構が 20 年以上にわたり日本政府と一体となり実施してきたミンダナオ和平推進への協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞」受賞に貢献。なお、議会予算審議の冒頭に暫定首相より、また「和平プロセス功労賞」受賞式で和平プロセス大統領顧問より機構にも謝意が示される等、フィリピン政府から高い評価を獲得。

◎ **ナイジェリア、紛争地域における UNDP との連携モデル構築【③④】**：治安上の理由で機構による直接的な支援が困難なナイジェリア北東部 3 州を対象に、現地で活動する UNDP との連携で適切な人選を行い、UNDP の資金も活用して政府高官の日本招聘を実現。両機関が連携することでナイジェリアの地方行政機関の高官が日本の地方行政の知見を習得することが可能となった。同政府高官からの強い要望を受け、即座にナイジェリアにて、UNDP とフォローアップ・ワークショップ

を共催。JICA-UNDP ハイレベル対話でも連携の優良事例として紹介。本連携事例を基に UNDP と他国での同様のアプローチでの連携可能性について協議。

- ◎ **ウガンダにおける国内避難民帰還・再定住地域の地方行政能力向上【②③】**：国内避難民帰還・再定住地域であるウガンダ北部のアチョリ地域で、技術協力の結果、地方政府の計画策定のためのツールの活用率が2017/18年度の14%から2019/20年度の69%とわずか2年間で大幅に改善、同地域の計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善に貢献。コミュニティ主導の生計向上の手法が地方政府に根付き始め、同地域内のパイロット事業以外の他の政府プログラムや他ドナーでも同手法が適用。
- ◎ **パレスチナの難民キャンプ改善に係る新しいアプローチへの高評価【③④】**：パレスチナで住民主体のキャンプ改善計画の策定と生活環境改善事業の実施を支援。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East）の財政難とパレスチナ難民を取り巻く状況が深刻化する中、PLO 難民問題局と協働し、パレスチナ側の能力向上を図りつつキャンプ住民に直接アプローチするパレスチナにとって新しい協力方式を導入。様々なグループの代表者がキャンプ改善に参画するようになり、住民の真のニーズをキャンプ改善計画に集約したことがパレスチナ側のみならず国連や各ドナーからも高い評価を獲得。また、各キャンプで外部資金を獲得するためのファンドレイジング研修を実施。その結果、従前は支援を待つだけであった実施機関が自らファンドレイジングを行い、アラブファンドから18万ドルの追加資金を獲得。
- ◎ **機構支援の地域警察業務マニュアルが国レベルで普及・定着【③④】**：グアテマラでは、機構の支援で作成された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程にて活用。今後昇進する全ての警察上級幹部が同マニュアルに基づいて地域警察の知識と技術を身に付けることとなり、協力成果の定着、持続的な拡大に向けた体制が確立。
- ◎ **ミャンマー、ラカイン州でのスポーツを通じた融和促進への貢献【③】**：ラカイン州にて事業地域対象住民を対象としたスポーツイベントを開催し、約400人のラカイン族、国内避難民キャンプに居住するイスラム系、ヒンドゥー系住民らが複数の混成チームを構成してサッカー、リレー等の競技に参加。120,000人を超える観客が集まり、対象地域住民の社会的結束に貢献。
- ウガンダの難民受入地域及び国内避難民の帰還・再定住地域にて、地方政府の計画策定能力を向上。
- 海上保安機関の法執行能力を強化（フィリピン、ジブチ等）。
- 地域警察制度を普及・定着（国家鑑識検定合格者164人輩出・ナショナルインストラクター31人養成（インドネシア）、第三国・本邦研修の実施（東ティモール、ミャンマー））。
- テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的課題に係る課題別研修を実施。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力に係る南南協力をイラク、コロンビアにて継続、ラオスにて新規実施。
- 紛争国に対する研修・本邦招へいを活用した支援を実施（マリ、ソマリア、イエメン）

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、公正で包摂的な社会の実現及び平和と安定・安全の確保に貢献するべく、公平性、透明性、包摂性に配慮しつつ、法の支配の促進、社会・人的資本の復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化に向けた事業を着実に実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：S

<評定に至った理由>

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

「中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数」は、2018年度に目標を達成した。

(定性的実績)

1. 公正で包摂的な社会の実現

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、法・司法制度の整備・運用（含：重点国におけるビジネス環境・紛争解決制度整備、アフリカに対する刑事司法分野支援、司法アクセス支援、「ビジネスと人権」の促進）、立法府・司法府・中央/地方の行政・公共放送の機能強化（含：アジアにおける統計等の行政基盤整備、アフリカや中南米での地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力強化、知見共有の推進）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構の主導により、チョコレート関連企業や NGO の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を構築し、14団体の参加を得た。こうした取組は、機構の自主的な取組による創意工夫を通じ、関係団体を巻き込むことでより効果的な課題解決に資するものであり、顕著な成果と言える。

また、中国における法制度整備支援の取組が評価され、同国の経済や制度、文化の発展に貢献した外国人に贈られる最高位の賞である中国政府友誼賞を機構専門家が授賞するなど、機構の取組は相手国政府等にも評価されていることが認められる。

指標：【指標 3-1】「法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は概ね例年並みの水準となった。

【指標 3-2】「紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は 2018年度に引き続き基準値を大幅に上回る水準となった。

2. 平和と安定、安全の確保

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、社会・人的資本の復旧・復興及び基礎的社会サービスの改善（含：フィリピン・ミンダナオにおける支援継続、ウガンダ等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上）、国際機関と連携した発信、法執行機関及び地雷・不発弾処理機関等の機能強化及び安全なサイバー空間の実現（含：インドネシア等での地域警察制度にかかる事業実施、課題別研修の実施、アフリカ地域の治安機関の機能強化、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：フィリピン・ミンダナオにおいて取組を継続し、2019年2月に設立されたばかりのバンサモロ暫定自治政府の予算策定を支援する等、自治政府の運営に貢献した。日本政府の和平プロセス功労賞授賞に見られるように、これまでの日本によるミンダナオ和平推進への協力は現地で高く評価されており、こうした協力を行うにあたって機構による政策実現への顕著な貢献があった。また、ミャンマー・ラカイン州ではスポーツイベントを開催し、ラカイン族、避難民キャンプに居住するイスラム系・ヒンドゥー系住民が混成チームを構成して競技に参加するなど、引き続き各地域における平和と安定の確保に向けた取組を行っている。さらに、パレスチナでは難民キャンプにおいてファンドレイジング研修を行い、実施機関自身によるファンドレイジングを通じた資金獲得に貢献するなど、インプットを効果的に活用するための自主的な取組による創意工夫が見られた。

そのほか、安全上の理由から事業に困難が伴うナイジェリア北東部3州に対して、UNDP との連携を活用して効果的な支援を行ったことや、ウガンダでの難民・ホストコミュニティ支援では UNHCR と連携したことなど、機構が積極的に国際機関をはじめとする他機関と連携することで効果的な支援に努めたことは、自主的な取組による創意工夫として高く評価出来る。

さらに、フィリピンやジブチを中心に引き続き海上保安機関の法執行能力強化に取り組み、自由

で開かれたインド太平洋の実現に貢献したほか、グアテマラで機構支援による地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定された例に見られるように、治安や法執行の分野に積極的に取り組み、高い成果を得た。

指標：【指標 3-3】「平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は2017年度、2018年度に続き基準値を大幅に上回る水準となった。

(結論)

以上により、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められること、さらにそうした成果を難易度「高」とされた項目において達成していることから、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、フィリピン・ミンダナオやミャンマー・ラカイン州、パレスチナ難民キャンプといった、周辺地域や国際社会の安定に大きく影響し、かつ安全性の確保や関係者との複雑な調整が求められる地域において重要かつ困難な課題に積極的に取り組み、高い成果を得た。また、海上保安機関の法執行能力強化や地域警察制度の普及、その他各種治安・法執行機関の能力構築に成果を挙げるなど、各国における平和と安定の確保を推進し、我が国の重要な外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた具体化に貢献するなどの成果を挙げた。さらに、機構主導でカカオ産業における人権や環境等に関するプラットフォームを構築し NGO や企業の参加を得たこと、パレスチナ難民キャンプにおける研修の実施を通じてパレスチナ自身によるファンドレイジングを促進したこと、危険地での事業実施に際して国際機関との連携を有効活用したことなど、事業の効率的・効果的な実施に向けて自主的な取組による創意工夫を発揮した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現に向けて、SDGs や「自由で開かれたインド太平洋」等の日本政府の方針を踏まえ、引き続き取り組むことを期待する。その際、今年度の成果に見られたように他機関との連携を通じた効果の最大化に取り組むとともに、普遍的価値の共有促進に向けた発信を強化することを期待する。また、新型コロナウイルス感染症は地域の平和と安定や社会的弱者の権利保護に対して悪影響を及ぼす可能性を有していることから、そのような動向も注視し、適切な協力を実施できるよう留意ありたい。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0) 環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画 2019 (TICAD 7) マリーン (MARINE)・イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
防災分野に係る育成人材数	8,000人/年 ⁶³	8,000 人	22,700 人	21,893 人	26,115 人		
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,901	19,047	18,854 ⁶⁴		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (4)、中期計画：1. (4)
<p>年度計画</p> <p>1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築</p> <p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> パリ協定をはじめとする気候変動に係る国際枠組にも貢献するため、開発途上地域の脱炭素化及び気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。特に、2018 年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 24 回締約国会議（COP24）におけるパリ協定実施指針の採択を踏まえ、開発途上国に求められる各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業形成を民間資金の動員も視野に入れ実施する。 気候変動のための方針や事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、必要に応じて事業計画に気候変動対策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。 UNFCCC の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（Green Climate Fund: GCF）の活用に向け、事業形成を推進する。また、パリ協定で規定されている民間資金動員に関し、機構内の知識向上を図る。 チリで開催される UNFCCC 第 25 回締約国会議（COP25）でサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。 <p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p>

⁶³ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人

⁶⁴ 暫定値

- ・ 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進に向けた事業を実施するとともに、開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。特に、アジアにおける主流化のグッドプラクティスを形成し、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成を図る。また、災害発生時には切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有する。その際、より良い復興（BBB:Build Back Better）の概念を被災国と共有する。
- ・ 2018 年で終了した「仙台防災協力イニシアティブ」の後継目標への貢献に向けて、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーク等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、国連の主催する世界防災会合等において、その成果を発信する。インドネシアでは、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波災害からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施する。中心となる REDD+ に加え、泥炭地管理やメコン地域の自然環境保全分野において、日本の知見や技術に基づく政策提言や事業の形成、民間企業との連携を推進する。また、事業のスケールアップ等のための外部資金の活用を、中央アフリカ森林基金（CAFI : Central African Forest Initiative）の他 GCF においても促進する。
- ・ TICAD7 への貢献を念頭に、機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組を通じ、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施・研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行い、参加国における具体的アクションを促進する。
- ・ 持続的森林保全及び森林ガバナンス向上のため、民間企業を含む関係機関との連携等を進め、AI の活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に取り組む。
- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、ポスト愛知目標も念頭に生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、民間セクターとの連携強化を通じたグリーン経済の推進、沿岸域における自然環境保全の強化を支援する。

エ 環境管理

- ・ 都市部を重点とした環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本の政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- ・ 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R (Reduce, Reuse, Recycle) の推進に加え、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査を行う。また、Waste to Energy（廃棄物からのエネルギー回収）の導入適格国への具体的な支援を進める。加えて、大阪で開催される G20 での議論や関連政策等の動向を踏まえ、海洋プラスチックごみ対策への貢献の方向性を検討する。
- ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の全体会合等で加盟国、都市、ドナー、企業等の中で廃棄物管理の知見の共有と連携及び資金動員を促進する。また、全体会合の成果を踏まえた貢献策を TICAD7 で発信するとともに、その具体化に資する事業形成・実施を進める。
- ・ 水質汚濁防止に関し、水環境行政や汚水処理事業の実施能力強化及び事業形成に重点的に取り組む。また、開発途上国の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD : Coalition for African Rice Development）フェーズ 2」の枠組のもと、国家稲作開発戦略（NRDS : National Rice Development Strategy）の具体化に向け、CARD 対象国における事業形成・実施を進める。特に、アフリカにおける複数の拠点国（タンザニア、ウガンダ、カメルーン等）において、稲作人材育成のための広域研修を実施するなど、CARD フェー

ズ 2 で掲げている RICE アプローチ (Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment) の着実な実施を促進する。

- ・ 農業の機械化が進んでいないサブサハラ・アフリカにおいて、農業機械の活用状況や本邦企業の優位性を確認する調査を行うとともに、調査結果を本邦企業に共有し、同地域への本邦企業の展開を支援する。
- ・ 水産資源管理について、アフリカ (セネガル等)、カリブ地域、大洋州及びインドネシアで技術協力事業を形成し、漁民と行政の共同による管理を推進する。違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策については、課題別研修を新規に開始するほか、インドネシアで衛星を活用した技術協力を開始する。
- ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、アフリカの角地域における新たな技術協力事業の形成に向け、天候インデックス型保険の受容度の高い国の特定を行う。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 2.①参照)

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況 (SDGs Goal 13 及び 1 (1.5), 2 (2.4), 7 (7.2, 7.3), 11 (11.3, 11.5), 15 (15.2, 15.3) 関連)
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況 (SDGs Goal 9, 11 (11.5, 11.b), 13 (13.1) 関連)
- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 6 (6.6), 13, 14 (14.2, 14.a), 15 (15.1, 15.2, 15.3, 15.9) 関連)
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 3 (3.9), 6 (6.2, 6.3), 11 (11.6, 11.b), 12 (12.1, 12.4, 12.5), 13 (13.2) 関連)
- ・ 食料安全保障に資する、CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況 (SDGs Goal 2 (2.1, 2.3, 2.4), 14 (14.4, 14.7) 関連)

3-2. 業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187 人 ⁶⁵	4,625 人	3,320 人	1,700 人	人	人

(1) 気候変動に係る国際枠組への貢献

- ・ **気候変動対策に係る政府方針策定への貢献**：官邸に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を機構理事長が務め、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略 (長期低排出発展戦略) に関する基本的な考え方について提言を取りまとめた。同提言は、日本政府が 2019 年 6 月に長期戦略を策定するに当たり、指針として活用された。
- ・ **外部資金の積極的活用**：国連気候変動枠組条約 (UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change) の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金 (GCF : Green Climate

⁶⁵ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

Fund)」との間で、2018年5月に締結したGCFの「認証機関」としての包括的認証取極(AMA: Accreditation Master Agreement)が発効した。これにより、全ての認証プロセスが完了し、5年間の認証期間の中で、受託業務提案書(FP: Funding Proposal)を提出できるようになった。これを受け作業を進めた結果、モルディブの海岸保全に係る事業について、機構として初のFP提出に至った。

- ・ GCFに関し、モンゴルの冷害対策、南部アフリカ4か国の森林保全に係る受託業務コンセプトノートをそれぞれGCF事務局へ提出した。これまでに提出したコンセプトノートは、2018年度の3件と合わせ、計5件となった。このうち、モルディブの海岸保全に係る事業については2020年1月にFPを提出した。残る4件についてもFPの作成に着手した。
- ・ ドイツ・ボンで開催されたUNFCCC第50回補助機関会合、スペイン・マドリードで開催されたUNFCCC第25回締約国会議(COP25)において、機構職員が「気候変動の悪影響に伴う損失及び損害」(ロス&ダメージ)に係る日本政府の交渉官として従事し、ロス&ダメージに対する資金支援を含む対応方策を検討する等、協議の進展に貢献した。また、COP25では、機構の事業の成果・教訓の共有・発信を目的に、自国が決定する貢献(NDC: Nationally Determined Contribution)、温室効果ガスインベントリ、適応策、森林保全、地域協力等をテーマとしたサイドイベントを6件主催・共催したほか、他国政府や他機関が開催するサイドイベント4件にも機構職員や専門家が登壇・参加し、積極的に発信した。

(2) 気候変動対策の主流化

- ・ 技術協力67件、円借款64件、無償資金協力28件、海外投融資12件(計171件)の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み等の検討を行う等、気候変動対策の主流化に取り組んだ。気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)報告書との整合性を確保するよう「気候変動対策支援ツール」の内容を改定し、機構ホームページで公開した。
- ・ 2018年度に引き続き、気候変動人材の養成を目的とした外部向けの能力強化研修「気候変動対策と開発」を開講し、26名に対して研修を行った。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

気候変動対策に係る以下の4つの重点課題に沿った取組を進めることで、SDGsゴール13をはじめとする複数のゴール達成に貢献した。以下では各重点課題における代表的事例を記載する。

① 低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進

- ・ 東南アジアや南アジアの大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。バングラデシュでは、ダッカ首都圏における都市内鉄道事業を承諾した(承諾額: 525億7,000万円)。本事業を通じて、年間63,421 t-CO₂の温室効果ガスの削減効果が期待できる。鉄道事業を通じた気候変動緩和策に資する同様の取組は、インドネシア、フィリピン、インドでも展開している。

② 気候リスクの評価と対策の強化

- ・ フィジーの技術協力プロジェクト「防災の主流化促進プロジェクト」の討議議事録(R/D)を締結した。本事業では、首都スバ、中央及び西部地方のパイロット市町を対象に、国家災害管理局及び防災関係機関に対するハザード評価や地方防災計画の策定、事前防災投資事業の推進に係る能力強化のための専門家派遣及び本邦研修を行う予定であり、国家災害管理局の防災活動の実施及

び促進能力の強化を目指している。

③ 開発途上国の気候変動政策・制度改善

- ・ 大洋州地域における広域協力として、2017年2月に贈与契約（G/A）を締結したサモアの無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」（贈与限度額：9億6,200万円）において、大洋州地域の気候変動対策分野の人材育成に係る拠点づくりのため、同国に拠点を置く地域協力機関「太平洋地域環境計画事務局」（SPREP：Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme）の下に「大洋州気候変動センター」（PCCC：Pacific Climate Change Center）を新設し、開所式を開催した。また、気候変動適応・緩和、気候ファイナンスへのアクセス向上に係るPCCCの研修機能の構築を図る技術協力プロジェクト「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」を開始し、研修カリキュラムの策定や教材開発に取り組んでおり、初回の研修を実施した。

④ 森林・自然生態系の保全管理強化

- ・ ブラジルの技術協力プロジェクト「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」のR/Dを締結した。本事業では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び国立研究開発法人産業技術総合研究所と連携し、世界最大の熱帯林を有するアマゾン地域において、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた森林伐採の検知及び予測を実現し、ブラジル政府の違法伐採に関する対策・管理能力の強化を図る。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 ⁶⁶	22,700人	21,293人	26,115人	人	人

(1) 自然災害に対する強靱な社会づくり

2019年6月に発表された政府の仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2の目標⁶⁷達成に向け、防災人材育成及び開発途上国における仙台防災枠組の達成に向けた以下の協力を実施した。

① 災害リスクの理解：

- ・ ネパール、メキシコ等対象各国の土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資するSATREPS事業を8件実施し、2件のR/D締結を行ったほか、スリランカ、ホンジュラス等で技術協力プロジェクトを多数実施した。これらに加え、フィジーでは、国家災害管理局や防災関連機関のハザード評価の能力向上を支援する技術協力プロジェクト「防災の主流化促進プロジェクト」のR/Dを締結した。

⁶⁶ 日本政府公約である仙台防災協カイニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協カイニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人。

⁶⁷ 500万人に対する支援、8.5万人の人材育成、80か国の防災計画策定・改定を支援。

② 災害リスク・ガバナンス強化：

- ・ 各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した。具体的には、中央防災機関をカウンターパート（C/P）とする技術協力プロジェクトを 10 か国（中米広域案件で 6 か国、チリ、モンゴル、フィリピン、エクアドル）で実施し、新たに 3 か国（フィジー、スリランカ、ネパール）で新規案件を立ち上げた。また、出張の機会や本邦招へい、本邦研修を活用し、中央防災機関のハイレベル関係者へ仙台防災枠組の推進を働きかけた。

③ 防災投資の促進：

- ・ インドネシアでは、円借款「中部スラウェシ州インフラ復興セクターローン」、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」、「洪水制御セクターローン（フェーズ 2）」の借款契約（L/A）に調印し、防災投資を支援した。
- ・ 防災投資につなげる調査として、フィジーでは、機構による開発調査を基にアジア開発銀行と連携し、無償資金協力により防災投資の取組を支援する「ナンディ川洪水対策計画」の協力準備調査を開始した。また、早期の事業開始を望むフィジー政府との協議を踏まえ、同準備調査の一部はフィジー政府の自己資金により先行して行われる等、自国政府による投資にもつながった。モルディブでは「強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査」を実施し、海岸浸食対策の投資計画の形成・作成支援を行い、機構としての GCF 第一号案件として「モルディブ気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」の FP を GCF 事務局へ提出する等、個別の案件を通じて着実な防災投資の浸透を図ったほか、スリランカでは開発計画調査型技術協力（以下、「開調型技協」という。）「コロombo都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」を開始し、雨水排水に係るマスタープラン（M/P）の更新を進めた。
- ・ また、上記（1）②の中央防災機関を C/P とする技術協力プロジェクトでは、地域の防災投資を促進するための地方防災計画の策定を支援した。

④ 効果的な応急対応のための準備とより良い復興（BBB：Build Back Better）：

- ・ フィジーでは、防災政策の促進と災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに対応し、より良い復興に寄与する円借款「災害復旧スタンドバイ借款」の L/A に調印した。インドネシアでは、2018 年 9 月の中部スラウェシ地震・津波の発生後、より良い復興を目指す開調型技協「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」を実施している。また、地震で被災した中部スラウェシ州の中核的なインフラ施設であるパル第四橋等の橋梁、道路及び堤防等を再建・整備するための無償資金協力「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画」の G/A に調印するとともに、復興計画、そして Build Back Better のコンセプトの具現化に向けインフラの再建及び新設を行う円借款「中部スラウェシインフラ復興セクターローン」の L/A に調印した。モザンビークでは、2019 年 3 月のサイクロン・イダイによる被災地域に対し、国際緊急援助として物資供与、専門家チームと医療チームの派遣を行った後、ファスト・トラック制度を適用した開調型技協「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」を開始した。
- ・ ブータンにおける技術協力プロジェクト「ティンプー川・パロ川流域における災害事前準備・対応のための気象観測予報・洪水警報能力強化プロジェクト」の R/D に署名した。同事業では、気象観測・予報、洪水リスクアセスメント・予警報の能力向上と洪水災害の事前準備や対応の能力強化に係る支援を実施する。ニカラグアにおける技術協力プロジェクト「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」では、津波予測能力が向上し、津波アドバイザリー情報を中米諸国に発出する体制が整い、今後、ニカラグアのみならず中米広域へのインパクトが見込まれる。バヌア

ツでは、早期警報による人的被害軽減を目指す、技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」を実施中で、2019年度には観測データの分析方法に係る技術指導や津波警報発令手順の改善を行ったほか、11月5日の世界津波の日に合わせて避難訓練を含む啓発イベントを実施し、約4,500人が参加した。インドネシアでは、技術協力プロジェクト「地震・津波観測及び情報発信能力向上プロジェクト」の実施に向けた準備が完了し、無償資金協力「防災情報システム強化計画」のG/Aを締結した。これらの協力によって、改善された地震情報や津波警報を全国的に発出できる体制がハード・ソフトの両面で整備される見込みである。

(2) 防災の主流化推進

- ・ フィジーでは、機構専門家「大洋州広域防災アドバイザー（2016-2018）」が策定に大きく貢献した、「国家防災政策 2018-2020」が政府に正式承認され、国家の重要政策として防災が正式に位置付けられた。既存の防災法、国家計画（90年代に作成）に比して、同政策は近年の潮流であるSDGsや仙台防災枠組を踏まえた国家防災戦略に位置付けられ、2020年までを期限とする仙台防災枠組のグローバルターゲット（e）（国と地域の防災戦略の策定）の達成に貢献するものである。また、同政策には、財政を司る経済省をはじめとした関係省庁や機関が行うべき対策が明記されており、国全体として防災を取り組む体制が同政策を基に整えられつつある。さらに、同政策は別途策定された気候変動ポリシーとアクションを共有しているため、防災と気候変動との連携強化も期待される。2019年12月には同政策の公式発表をフィジー政府と機構の共催で実施した。
- ・ 第6回防災グローバル・プラットフォーム 2019⁶⁸のワーキングセッション（国家及び地方防災計画）において、当機構がモデレーターを務め、グローバルターゲット（e）達成に係る課題やその解決に係る経験の共有を行った。また、第2回世界防災フォーラムでは、地方防災計画をテーマにした機構セッションを実施するとともに、キーノートプレゼンテーションを行った。さらに、第4回国連水と災害に関する特別会合、水と災害に関する高級委員会（HELP）第13回会合において、国土交通省と合同で行ったモザンビークのサイクロン・イダイによる被災・復興状況調査結果報告やフィリピンでの台風被害からの復興期における協力事例も交えて、防災投資やより良い復興等の重要性を説明する等、多くの国際会議の場での発信を行った。
- ・ 課題別研修「防災主流化の促進」、「総合防災」、「アフリカ総合防災」、「中央アジア・コーカサス総合防災」、「中南米総合防災」、「島嶼国総合防災」、国別研修「地方自治体における防災能力強化」において、仙台防災枠組の喫緊のターゲットである地方防災計画の策定促進のための研修を行った。2018年度作成した地方防災計画の実践的策定ガイドについては、洪水を中心としていたガイドに加え、地震版、海岸災害版を新たに作成した。
- ・ 国際会議の場において、また、国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）や国連開発計画（UNDP）に対し災害リスク削減の視点を盛り込んだ地方防災計画の実践的策定ガイドの普及を図っている。国連防災機関とは、同ガイド及びその考え方を国連防災機関が行うセミナー等の活動で活用するため協議を開始した。
- ・ 地方防災計画策定を支援するプロジェクト（上記（1）②、中央防災機関に対する支援を行っているプロジェクト）により、防災の主流化を支援した。また、ネパールでは2019年に新たに設立された中央防災機関の長官に対し、仙台防災枠組の考え方や重要事項を伝え理解の促進を図った。

⁶⁸ 防災グローバル・プラットフォームは防災の国際指針である仙台防災枠組2015-2030の実施促進及びモニタリングを目的に、国連防災機関（UNDRR）が2年に一度主催する国際会議。

(3) 災害復興支援（より良い復興（BBB）の推進）

- ・ ネパール地震への復興支援を継続し、BBB 実現のため、無償資金協力「ネパール地震復旧・復興計画」により、震源となったゴルカ郡バルパックと都市部の交通アクセス改善に貢献する橋梁を完成させ、被災病院の再建や、被災導水管の再建を進めた。また、ネパール地震復興の最大課題であった住宅再建について、機構が円借款「緊急住宅復興事業」により支援した地域の完工率は2020年1月時点でほぼ90%を達成した。同事業では、地域の相互扶助を進めながら住宅再建を支援するコミュニティ動員プログラムを活用することにより、平均70%弱の完工率にとどまる世銀、USAID、スイス、DFID、インドなどが支援している地域やネパール政府が自力実施している地域よりもめざましい成果が発現しており、この完工率の高さに注目した世銀が同担当地域に機構のモデルを取り入れるなど、ネパール政府だけでなく他ドナーからも機構モデルの成果が評価されている。ネパール国家復興庁と機構の共催で、4月にネパール地震後4周年のセミナーをカトマンズで開催し、日本の行政官・有識者の協力を得て、復興庁長官をはじめとする政府関係者に対し公共施設の再建等のこれまでの機構による協力成果の発信や、円借款事業による耐震性のある復興住宅再建の進捗共有などを行った。
- ・ 上記(2)でも言及した第6回防災グローバル・プラットフォーム2019のワーキングセッション「BBB & WRC outcomes」において、ネパール震災やフィリピン台風ヨランダの復興活動の事例等の発表、Inclusiveに関するサイドイベント（女性のリーダーシップとジェンダーの取組）、World Reconstruction Conferenceの“Community-led Recovery”における発表（フィリピン台風ヨランダの復興）を行った。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 防災に関連するGoal 9,11,13（インフラ・産業、都市、気候変動）について、各国での達成に貢献する案件の形成と協力を実施した。具体例として、バヌアツでは、2015年のサイクロン被害に遭った橋梁の橋長延伸を含む架け替え、同橋付近の河川改修及びアプローチ道路改修を行い、自然災害に強い道路交通の確保を図る無償資金協力「テオウマ橋災害復興計画」を、インドネシアでは、2018年の地震・津波により被害を受けた地域の中核的なインフラ施設であるパル第四橋、周辺道路等を再建・整備することで、より災害に強い社会の形成に寄与する無償資金協力「中部スラウェシ州パル第四橋再建計画」や、防災情報処理伝達システムを導入することで、地震・津波に関する早期警戒情報が住民により迅速かつ確実に伝達できるようになり、災害による被害の軽減及び住民の安全強化を通じた安全な社会造りに寄与する無償資金協力「防災情報システム強化計画」等を実施した。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国	23 各国 ⁶⁹	29 各国	21 各国	18 各国	各国	各国

⁶⁹ 2016年度末の協力対象国：15 各国（基礎調査、広域案件除く）、8 各国（生物多様性分野関連）

数						
JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯雨林早期警戒システム) を活用した国数	8 各国 ⁷⁰	8 各国	11 各国	12 各国	各国	各国

(1) 自然環境保全と生物多様性主流化に向けた具体的な施策の実施状況

① 自然環境保全

- ・ **ベトナム、ラオス、カンボジアの森林分野の取組拡大と高評価**：ベトナム、ラオス、カンボジアでは、パリ協定でも重要な柱の一つとなっている「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減 (REDD+)」への取組を、技術協力を通じて支援し、持続可能な森林経営に係る能力強化に取り組んだ。ベトナムでは、機構が支援した google earth engine を活用したタブレット方式による森林モニタリングの有効性がベトナム政府はじめ他のドナーに認められ、機構の支援対象 4 省のみならず 16 省に導入された。また、プロジェクトを通じ機構支援対象の 4 省において生活基盤改善のための草の根無償資金協力の申請を支援し、全件採択に至り完工。これにより、プロジェクトによる持続的自然資源管理と生計向上との相乗効果が図られた。ラオスでは機構が森林分野のドナー調整をリードし、森林法改正に貢献した。カンボジアでは、これまでの機構の REDD+ への貢献が評価され、環境大臣より感謝状が授与された。また、メコン流域全般の過去 30 年分の森林被覆図を作成し森林減少が激しい地域とその要因を特定した。
- ・ **SDGs 及び気候変動対策への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施した**。気候変動緩和策に資する、REDD+ 及び持続的森林管理分野の技術協力事業を実施し、対象国の森林管理政策や森林モニタリング技術に係る能力を強化した。ラオスにおいてはこれらの成果を REDD++ の成果払い申請として取りまとめ、REDD+ 成果払いコンセプトノートを取りまとめた。ブラジルにおいては、衛星情報等の先端技術を活用し、違法伐採検知の精度を向上させ、持続的森林管理に貢献する新規案件を形成した。
- ・ **気候変動適応策 (流域管理・EcoDRR) に資する技術協力に関し、統合流域管理を念頭においたメコン地域における森林減少と気候変動の影響を把握するための基礎情報収集調査を実施した**ほか、コソボ、モンテネグロにおける EcoDRR の実践を目標とする、国家森林火災情報システムの確立と防雪・防風林の整備を骨子とした新規案件を形成した。また、「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AI-CD)」に関し、アフリカの角地域とサヘル地域での地域会合を踏まえ、TICAD7 において気候変動適応策に対する貢献の一環としてサイドイベントを開催した。エチオピア水技術機構教育訓練総局長、ケニア環境森林省首席次官をはじめ、日本やアフリカ各国等から、120 名を超える参加者が出席し、サブサハラ地域の気候変動適応策の推進において、サイエンスに基づいた統合的なアプローチを導入することや関係者で協働することの重要性を確認した。同イベントは機構がアフリカにおけるマルチセクトラルな気候変動適応策の新規案推進の契機となった。
- ・ **インドでの砂漠化対処条約 COP14 において「2030 年 SDGs 達成に向けた国際社会による取組**

⁷⁰ 2016 年度末の協力対象国

の加速」をテーマとして AI-CD 加盟国によるイベントを開催した。同イベントには、イブラヒム・ティアウ UNCCD 事務局長等が登壇の他、約 120 名が参加し、アフリカの角地域から砂漠化対処のガイドラインを発表するとともに、参加者に対して効果的な砂漠化対処のための取組及び資金アクセスに関する具体的なアクションを促進した。砂漠化対処のガイドラインはケニアが主導的にドラフトしたもので、これを今回のイベントの主要アジェンダとすることによって、ドナー主導ではなく加盟国の達成との認識が共有されることとなり、アフリカ諸国の砂漠化対処に取り組むオーナーシップが一段と高まる効果をもたらした。

- ・ また、関連会合を含む AI-CD の活動や日本政府及び機構の貢献を Facebook 及び Twitter で、配信したほか、一般ユーザーから各国での砂漠化対処に係る取組や写真の投稿がされる等、知識共有を推進した。2020 年 3 月末時点で、主に AI-CD 対象国のユーザーから 7,600 件以上の「いいね！」を獲得した。

② 生物多様性主流化

- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、ポスト 2020 生物多様性枠組も念頭に生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、「フィールドミュージアム構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト」といった個別の技術協力をはじめ、機構研究所で「マングローブ再生と持続可能な利用の推進のためのワークショップ」の開催を通じ、ステークホルダーとの課題解決のための意見交換を促進した。これを契機に、ワークショップに参加した民間企業より、マングローブ保全のための新たな官民プラットフォームの創設が提案されるなど、民間セクターとの連携強化を通じたグリーン経済の推進、沿岸域における自然環境保全の強化のための具体的な進展がみられた。
- ・ また、SATREPS として「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」により、生物多様性が極めて高いコーラル・トライアングルに位置するフィリピンとインドネシアにおいて、沿岸生態系サービスを気候変動対策と持続的な開発に最大限活用することを目指したブルーカーボン戦略の策定、政策の提言を目的とする協力を実施し、ブルーカーボン戦略の骨子案を取りまとめた。当該案件の他、マレーシア、ブラジル、マラウイ、エチオピア、カメルーンにおいて自然環境領域の SATREPS 案件を形成・実施した。

③ 民間企業との連携推進（官民連携プラットフォームの活用、外部資金の活用）

上記の活動を行うに当たり、下記のとおり民間企業との連携も促進し、インパクトの拡大を図った。

- ・ 「森から世界を変える REDD+ プラットフォーム」の事務局として、年間を通じて REDD+ を巡る国際潮流の積極的な発信を含めて、プラットフォームを運営したほか、東京でメコン地域森林保全・流域管理のセミナーを開催し、「メコン流域の流域管理・環境保全に係る情報収集・確認調査」結果の発信に加えて、イオンやサントリーが取り組んでいる自然環境保全に係る民間企業の取組も紹介した。
- ・ 東京でマングローブ保全と民間連携セミナーを開催し、マングローブ保全に関心の高い企業とのネットワークを構築した。このネットワークを活用し、新たに複数の民間企業が協働し、JICA 特定寄付金制度を活用した具体的なマングローブ保全事業の形成等、具体的な連携策の検討を進めた。
- ・ コンゴ民主共和国における「クウィル州 REDD+ 統合プログラム」の実施について、中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の資金管理機関である UNDP と州レベルでの森林保全活動を行う業務契約（約 4 百万ドル）を締結し、約 3 百万ドルを受領、全国レベルでの森林資源管理を

行う機構の技術協力プロジェクト「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+ パイロットプロジェクト」において、CAFI からの受託事業である州レベルでの森林保全に係る活動との連携に係る取り決めを締結する等、外部資金との一体的な運用を行った。

- ・ UNFCCC の COP25 において、泥炭管理をテーマとしたサイドイベントを UNEP、FAO 等との共催により開催し、泥炭地管理における民間企業を含めた多様なステークホルダーとの連携を推進した。

④ イノベーション促進

- ・ 広大な森林の保全を図るには衛星技術の活用が不可欠であり、機構と宇宙航空研究開発機構 (JAXA) による熱帯雨林早期警戒システムである「JJ-FAST」をはじめとして日本の衛星技術を積極的に活用し、熱帯林の森林変化に係る情報を世界 77 か国に提供している。TICAD7 では、気候変動緩和策に対する貢献の一環として JAXA、ITTO との共催の下「森から世界を変える - より良いアフリカ森林ガバナンスのためのイノベティブな技術・アプローチ-」と題してサイドイベントを開催した。同イベントに、ケニア環境・森林省首席次官、コンゴ民主共和国環境・持続的開発省次官等、アフリカ地域各国行政官、民間企業関係者を迎え、100 名を超える参加を得て、関係機関の制度・体制強化や人材育成、民間を含めたアクター間連携の強化等に継続して取り組むことや、衛星等を活用した森林データ改善の必要性などを確認した。また、他の機会でも JJ-FAST の取組を発信したほか、課題別研修を通じて JJ-FAST の現場での活用を促進した。
- ・ ブラジルでは、JJ-FAST 及び AI の活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に資する技術協力プロジェクトの R/D を締結した。AI の活用により過去の森林伐採の傾向を分析し、今後違法伐採が発生する可能性の高い地域を予測することで、違法伐採の取り締まりの強化に貢献することが期待される。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ ゴール 13 (気候変動) に関しては、フィリピン及びインドネシアで実施中の SATREPS 「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」を通じて、ブルーカーボン戦略の策定、政策提言に係る協力を実施した。ブルーカーボン戦略は、マングローブを含む沿岸生態系が貯蔵する CO₂ を適切に保全しつつ、地域住民の生計を向上するための自然資源利用計画の基本となるもので、気候変動対策への貢献が期待される。また、森林の減少・劣化の抑制を通じて CO₂ 排出削減に貢献する REDD+ に係る支援等を、ベトナム、ラオス、カメルーン等で実施した。泥炭地管理に関しては UNFCCC の COP25 の場を活用してサイドイベントを Michael Succow Foundation for the Protection of Nature (MSF)、Global Environment Center、FAO、国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme) と開催し、ペルー、コンゴ民主共和国、インドネシアの 3 か国より泥炭関係者が参加を得て、各国の泥炭地マッピング・モニタリング・管理の現状を紹介するなど、ステークホルダー間の連携を強化した。また、植林により地盤の安定を図り、土砂災害防止に貢献するといった、適応策としての側面に焦点を当てた自然資源や生態系サービスの持続的管理・利用を通じた防災 (Eco-DRR)、干ばつレジリエンス強化への支援をマケドニアやサブサハラ・アフリカ諸国を対象に実施した。
- ・ ゴール 14 (海洋) に関しては、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、マングローブ等の沿岸域生態系やサンゴ礁生態系に着目した事業を上述したフィリピン・インドネシアにおける SATREPS で推進するとともに、湾岸海洋環境保護機構

(Regional Organization for the Protection of Marine Environment : ROPME) との業務協力協定に基づき、加盟国とペルシャ湾の海洋環境保全をテーマとしたセミナーを主催した。

- ・ ゴール 15 (森林・生物多様性) に関しては、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全 (保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進) の改善に資する事業を通じて貢献した。具体的には、持続的森林管理においては、ベトナム、ラオス、ミャンマー、ソロモン、パプアニューギニア、インド、マケドニア、イラン、エチオピア、ケニア、マラウイ、カメルーン、コンゴ民主共和国、ペルー等で、砂漠化対処においては、サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AI-CD) を通じて加盟 15 か国に対して、生物多様性保全についてはパプアニューギニア、イラン、ブラジル、ホンジュラス、エルサルバドル等で事業を実施した。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
環境管理分野 (廃棄物・下水・大気・低炭素社会) に係る研修実績数	1,600 人 ⁷¹	9,315 人	5,951 人	3,408 人	人	人

(1) 都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システムに向けた具体的な施策の実施状況

① 廃棄物管理の改善及び 3R の推進に向けた取組

- ・ **アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)** : 環境省、横浜市、UNEP、UN-HABITAT 等と共催の下、TICAD 7 の公式サイドイベントとして第 2 回全体会合を横浜市で開催した。アフリカ 38 か国の中央及び地方政府や国内外の民間企業、国際機関等、延べ約 450 名が参加して廃棄物管理の経験や技術、住民啓発、データ活用、資金動員等をテーマとして議論し、機構が実施したアフリカ廃棄物管理に関する調査結果報告の他、データブック及び環境教育ガイドブックの公表、JICA 海外協力隊経験者による発表や、日本企業とのビジネスマッチングも行われた。最終日にはこれら議論を総括した ACCP の中期的な活動方向性として「ACCP 横浜行動指針」を採択し、ACCP への参加者の拡大と連携強化を図り適切な廃棄物管理の実現に向け、機構事業を通じた能力強化や成功事例の創出等を含む更なる取組を進めることを確認した。同会合の成果を踏まえ、TICAD 7 の成果文書である「横浜宣言 2019」にも ACCP の枠組みの活用が盛り込まれ、今後各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意が確立された。さらに、会合期間中に UN 主催の SDGs ワークショップや横浜市の廃棄物管理施設の見学も行われ、アフリカ各国の参加者が実践的なノウハウや日本の技術を理解する好機となった。なお、ACCP 加盟国は 37 か国 65 都市まで拡大しており、アフリカの大半の地域をカバーするネットワークを確立している。
- ・ **Waste to Energy (WtoE)** : インドネシア西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電事業において、機構として全世界でも初の試みとなる、PPP 事業における政府機関の民間連携事業者選定のための

⁷¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

調達手続き支援業務（トランザクションアドバイザー業務）を世界最大規模の国際金融機関である IFC と協働して開始した。廃棄物発電事業は収益性の確保が難しく、また公的資金のみでの実施も難しいとされ、開発途上地域での実現にはハードルが高いことが多い。本支援は異なる強みをもつ開発機関が協働して民間企業が投資可能な案件形成・事業者選定を行うプロセスを支援するという機構にとっても新しい領域への支援であり、インドネシアで初の PPP による同事業の導入と同地域での持続的な廃棄物管理の実現、加えて本事業を参考とした他都市での廃棄物発電事業の進展に向け大きな一歩となることが期待される。

- ・ **海洋プラスチックごみ対策**：世界的に注目を集めている海洋プラスチックごみ問題への対処のため、九州大学、熊本大学、鹿児島大学、京都大学、東京農工大学、中央大学等の本邦大学と、チュラロンコン大学、ワライラック大学、イースタンアジア大学等のタイの大学と連携した SATREPS 「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」について、タイ側とプロジェクト・デザインにつき合意した。同案件は海洋プラスチックの現存量や動態、海洋環境への影響等を研究し、その結果を踏まえた行動計画をタイ政府に提言することで、科学的根拠に基づく対策立案を支援することを主眼とした機構初の海洋プラスチック対策に特化した案件である。日タイ双方のマスコミからの注目度も高く、NHK のニュースを含め、各所で調査状況や署名式の模様が報道された。
- ・ G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するために海洋プラスチックごみ対策の推進を目的として日本政府が提唱した「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」への貢献のため、「海洋プラスチックごみの実態把握及び資源循環に係る本邦技術の活用に向けた情報収集・確認調査」を実施した。主にインドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムのニーズを確認するとともに、各国で海洋プラスチックごみ問題を担当するキーパーソンの行政官を日本に招へいし、本邦技術の紹介や対応の重要性を共有した。
- ・ **3R の推進**：適切な廃棄物管理及び 3R の推進に向けた M/P 策定に係る協力をミャンマーで開始した。ヤンゴンでは日本の標準的な処分場方式である準好気性埋立（通称、福岡方式）の展開を福岡市が実施しており、M/P 作成においても福岡市と密に連携する予定としている。また、ヤンゴンでは環境省 JCM 事業による Waste to Energy（WtE：廃棄物からのエネルギー回収）のパイロットプラントが稼働しており、M/P で今後の拡大に向けた将来計画を検討する。政府、自治体、民間を含むオールジャパンの体制で一貫性のある廃棄物管理の実現を支援し、日本のノウハウ輸出にも貢献する。大洋州ではバヌアツにおいて、当機構の協力により、経済インセンティブの導入を通じて島嶼国での制約を踏まえた資源循環の確立を目指す「3R プラス Return」の推進を後押しする、飲料容器のデポジット制度の導入に係る基本方針が内閣承認され、閣議決定通知が発出された。機構は、パラオやマーシャル等の大洋州で実施済みのデポジット制度導入支援の実績をいかし、バヌアツで政府機関・民間企業・市民団体等の多様なステークホルダーを巻き込みながら制度導入可能性に係る初期調査を実施する等、デポジット制度導入の構想段階から支援してきた。同制度の導入により、飲料容器の回収率の向上が見込まれ、不法投棄の減少を通じた都市環境の改善及び海洋への流出を防止することによる海洋プラスチックごみ問題対策への貢献が期待される。

② 水質汚濁や大気汚染の防止に向けた取組

- ・ **自治体等との連携を通じた本邦技術の海外展開**：フィリピンのセブ市における衛生の改善に向け、横浜市と連携した無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥管理計画」の交換公文（E/N：Exchange

of Notes) を締結した。同計画は腐敗槽汚泥処理施設の建設や、腐敗槽汚泥の収集車両の導入を通じてメトロセブ地域の衛生の改善を図るもので、SDGs ターゲット 6 の達成に貢献するものである。

- ・ **包括的な支援を通じた下水道整備の推進**：カンボジア・プノンペンでは、北九州市と連携した下水分野の取組をソフト・ハード双方の面から推進している。具体的には、プノンペンで初となる公共下水施設の整備のため、無償資金協力「プノンペン下水道整備計画」の G/A を締結した。また、技術協力では、同施設の稼働に向けた体制整備等を支援する技術協力プロジェクト「プノンペン都庁及び公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト」を 4 月に開始し、北九州市から長期専門家をリーダーとして派遣している。あわせて、北九州市の提案による草の根技協「プノンペン都下水・排水施設管理能力向上プロジェクト」も実施しており、自治体との効果的な連携やソフトとハードを組み合わせた支援により、SDGs 指標 6.3.1（汚水処理率）の改善に直接的に資する支援を展開している。
- ・ **開発事業における適切な環境社会配慮の確保**：ミャンマーに対し、環境影響評価の審査の効率化・迅速化に向け、制度的課題の分析や改善策の検討、実務者向けの研修や OJT の実施を通じて政府機関や関係者の能力強化を図る協力を開始した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **指標 6.3.1（汚水処理率）**：より幅広いアクターとの連携を通じて開発途上国における衛生改善への取組を推進するため、(株) LIXIL グループと衛生の改善のための業務連携・協力に関する覚書を締結した。LIXIL は開発途上国向けのトイレ技術（製品名：SATO）を有し、同社が得意とする簡易型トイレのサービスと機構が得意とする都市部における下水等のサービスとの連携を図り、より包括的な衛生サービスの展開に貢献する。
- ・ **指標 11.6.1（都市の一人当たりの環境上の悪影響軽減）、指標 12.4 及び 12.5（廃棄物発生削減）**：ACCP の全体会合に合わせて、「アフリカ廃棄物管理データブック 2019」「アフリカ廃棄物管理基礎理解パンフレット」「アフリカ廃棄物管理・環境教育ガイドブック」の 3 種の出版物を公表し、廃棄物管理の基礎的な理解の底上げ、データに基づく廃棄物管理の実践や環境教育や住民啓発活動の促進に貢献した。
- ・ **指標 13.1（レジリエンス及び適応能力強化）、13.2（気候変動の国別政策・計画への反映）、13.3（教育、啓発、人的能力及び制度機能改善）**：ベトナムでは、技術協力プロジェクト「国としての適切な緩和行動（NAMA）策定及び実施支援プロジェクト」を通じ、ホーチミンをパイロット都市として、国の NDC を推進するための基礎情報となる測定・報告・検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）の能力強化を実施した。また、インドネシアでは、技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ 2」を開始し、同国の国家適応計画の改定を支援するとともに、長期の気候変動予測に基づく影響評価及び開発計画等への反映に向けた活動を準備した。タイでは、技術協力プロジェクト「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力強化プロジェクト」を通じ、気候変動国際研修センターを拠点としたタイ国内・ASEAN 域内対象の気候変動分野（ファイナンス・緩和等）の研修を企画・実施し、研修の成果・効果のモニタリング評価の仕組み作りを支援した。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833 人 72農家：2 万人	普及員：1,785 人農家：24,226 人	普及員：1,698 人農家：42,511 人	普及員：2,916 人農家：37,696 人	普及員：人 農家：人	普及員：人 農家：人

(1) CARD を通じたアフリカ稲作開発、及び気候変動に対する強靱性強化の貢献

- 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）フェーズ 2」の枠組みの下、国家稲作開発戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）の具体化に向け、CARD 対象国 32 か国のうち 20 か国において 27 件の事業を形成・実施した。また、CARD フェーズ 2 で掲げている RICE アプローチ（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）に基づき、アフリカにおける拠点国であるウガンダ及びカメルーンにおいて、稲作人材育成のための広域研修を実施した。CARD は 11 の国際機関及び NGO によって運営されているが、そのメンバーである機構が RICE アプローチ等に基づき人材育成に大きく貢献（例：研修を受けた普及員は前年度比で 1.7 倍）した。
- 農業の機械化が進んでいないサブサハラ・アフリカにおいて、農業機械の活用状況や本邦企業の優位性を確認する調査を行うとともに、調査結果を本邦企業に共有し、同地域への本邦企業の展開を支援した。特に、課題別研修「アフリカ農業機械化」においては、研修の報告会へ機構農村開発部（当時）とネットワークを有するメーカー、開発コンサルタント等を広く招き、各研修員の国の農業機械化の現状紹介や研修員に対する日本企業による製品の紹介、研修員母国の市場の潜在性確認等、今後の展開に関する企業、研修員、機構の 3 者間で情報を交換・共有した。これら一連の動きにより人口が急増するサブサハラ・アフリカの食料安全保障と日本企業による有望な市場確保の両立に向けた関係が構築された。また、TICAD7 における官民ビジネス対話のなかで、農業ワーキンググループが発表した「アフリカ農業イノベーション・プラットフォーム構想」を実現すべく、「先進農業技術の導入促進」に係る情報収集・確認調査の準備を開始した。

(2) 水産資源の持続的な利用の推進

- 水産資源管理について、セネガルでのコマネジメント（共同資源管理）の協力の成果を周辺国と共有する広域プロジェクトを開始した。カリブ島嶼国地域ではサンゴ礁域等の沿岸水産資源の保全管理にコマネジメントを活用する広域プロジェクトの開始に向けて、関係国と R/D を署名した。また、大洋州では SDGs ゴール 14 の推進に必要な人材育成に係る広域技術協力を形成した。
- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策について、IUU 漁業対策に関する日本の知見の共有を促

⁷² TICAD VI の目標値：普及員 2,500 人、農家 6 万人（2016-2018）

進する課題別研修とインドネシアでの衛星利用の技術協力プロジェクトを開始した。また、ASEAN との連携による人材育成案件の形成を進めた。さらに、チュニジアに対する無償資金協力で漁業監視船整備の案件を形成した。

(3) 気候変動に対する強靱性

- ・ 気候変動に伴い降雨パターンが変化しても安定した作物生産を可能とする灌漑・水管理関連の技術協力 2 件（ミャンマー、ウガンダ）の実施について先方政府と合意した。スーダンにおいて高温・乾燥耐性コムギ品種の開発を行う SATREPS を開始した。スーダンではコムギは最も重要な主食であるにもかかわらず、急増する人口に国内生産の需要が追い付かず輸入が増える一方のなか、乾燥気候に適した品種開発の取組は同国政府からも高く評価されている。
- ・ 気候変動による不作のリスクの軽減に資する天候インデックス型農業保険（不作による被害を補償する保険）導入のモデル案件として、エチオピアにおいて営農技術指導と保険販売の組合せによる同保険の普及を通じ、異常気象に起因する農業へ悪影響に対する事前事後対応強化を目的とした技術協力を開始した。また、インドネシアで実施中の技術協力プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」では、2019 年度に農業保険制度のレビュー調査を実施し、改善に向けた提言を行った結果、複数に跨る実施機関間の情報交換・合意形成の場である農業保険プラットフォームを設置することが決定したほか、新たな保険制度である収量インデックス保険導入に向けた準備を進めているなど、多数の関係機関や変動の大きな気候を対象に制度的・技術的な調整・改善を行う難易度の高い業務においても一定の道筋を示し、確実に成果を発現している。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ ゴール 14 の水産資源の持続的利用の課題に対し、大洋州やセネガルの技術協力プロジェクトで、資源管理規則の作成や違反防止等で漁民が行政と共同で資源管理（コマネジメント）に取り組む体制を強化した。
- ・ CARD フェーズ 2 の枠組みの下、更なるコメ生産倍増を掲げ、サブサハラ・アフリカ各国において稲作協力を進め、土地生産性向上支援による生産増を進め、ゴール 2 の達成に貢献した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き SDGs やパリ協定、仙台防災枠組達成への貢献を念頭に置きつつ、国際社会全体として地球規模課題の解決に貢献する事業を形成・実施することを期待する。その際業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような、仙台防災枠組の優先行動への取組の理解促進や、海洋プラスチックごみ対策推進等に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.4「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」）

<対応>

パリ協定への貢献を念頭に置きつつ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」への参画、COP25 における国際交渉参画及びサイドイベントを通じた情報発信に従事するとともに、開発途上地域における緩和策・適応策に係る事業を形成・実施した。

また、仙台防災枠組への貢献を念頭に置きつつ、各国の地方防災計画の策定促進のために作成した実践的ガイドの機構事業での活用、機構からの積極的な働きかけを通じた UNDRR との具体的な連携合意、「第 6 回防災グローバル・プラットフォーム」のセッション企画への参画及びモデレーターとしての登壇や「世界防災フォーラム」でのセッション主催等を通じた機構の取組・成果の発信を行った。

さらに、海洋プラスチックごみ対策を推進するため、情報収集・確認調査や東南アジア各国からの招へい、新規 SATREPS 事業の形成等を推進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、気候変動対策、防災主流化及び海洋プラスチックごみ問題等一層注視される地球規模課題に着実に取り組み、持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献した。特に、①気候変動対策に係る政府方針策定への貢献（機構理事長が座長として長期低排出発展戦略提言を取りまとめ）、②外部資金の積極活用（GCF への受託業務提案書（FP）初提出）、③気候変動緩和策の推進（インドシナ地域での森林減少対策（REDD+）推進）、④仙台防災枠組達成への貢献（同枠組を踏まえたフィジー国家防災政策承認）、⑤海洋プラスチックごみ問題への対応（機構初の同問題に特化した SATREPS 案件の実施）等、特筆すべき成果をあげた。

ア．気候変動

- **気候変動対策に係る政府方針策定への貢献【①】**：機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言を取りまとめ。日本政府は長期戦略を策定する上で同提言を指針として活用。
- **外部資金の積極的活用・受託業務提案書（FP）初提出【②】**：緑の気候基金（GCF）との間で包括的認証取極が発効。全ての認証プロセスが完了し、5年間、FP（Funding Proposal）の提出が可能となった。これを受け作業を進めた結果、モルディブの海岸保全に係る事業について、機構として初の FP 提出に至った。
- 東南アジアや南アジアの大都市での鉄道事業の展開を通じて、モーダルシフトを促進し、運輸交通分野での低炭素化を推進。
- 技術協力 67 件、円借款 64 件、無償資金協力 28 件、海外投融資 12 件（計 171 件）の事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用し、気候変動対策の主流化に係る取組を実施。

イ．防災の主流化・災害復興支援

- ◎ **フィジーでの国家防災政策承認を通じた仙台防災枠組達成への貢献【①】**：機構専門家が策定に大きく貢献した「国家防災政策 2018-2020」をフィジー政府が正式に承認。同政策は近年の潮流であるSDGs や仙台防災枠組を踏まえており、仙台防災枠組のグローバルターゲット（e）（国と地域の防災戦略の策定）の達成に貢献。
- ◎ **ネパールにおけるより良い復興（BBB）の成果と高評価【③④】**：ネパール地震復興の最大課題であった住宅再建について、機構が円借款「緊急住宅復興事業」により支援した地域の完工率は 2020 年1月時点でほぼ 90%を達成。地域の相互扶助を進めながら住宅再建を支援するコミュニティ動員プログラムを活用し、平均 70%弱の完工率にとどまる世界銀行、米国国際開発庁（USAID）、スイス、英国国際開発省（DFID：Department for International Development）、インド等の支援地域等よりもめざましい成果が発現。完工率の高さに注目した世界銀行が、同担当地域に機構のモデルを採用。また、ネパール震災 4 周年記念セミナーにて復興庁長官が「JICA が果たした役割は非常に大きい」と発言する等、ネパール政府も機構の成果を高く評価。
- 仙台防災協カイニシアティブ（フェーズ 2）目標達成に向け、災害リスクの理解、災害リスク・ガバナンス強化、防災投資の促進等を実施。

- 第 6 回防災グローバル・プラットフォーム 2019、第 2 回世界防災フォーラム、第 4 回国連水と災害に関する特別会合等の国際会議にて防災投資やより良い復興等の重要性を発信し、防災の主流化に貢献。
 - ネパール国家復興庁との共催で、ネパール地震後 4 周年のセミナーを開催し、公共施設の再建等のこれまでの機構による協力成果等を発信。
- ウ．自然環境保全
- ◎ **ベトナム、ラオス、カンボジアの森林分野の取組拡大と高評価【②④】**：ベトナムでは機構支援の森林モニタリングの有効性が認められ、機構の支援対象（4 省）を越えて（全国 58 省のうち）16 省で導入。ラオスでは、機構が森林分野のドナー調整をリードし、森林法改正に寄与。カンボジアでは機構の貢献が高く評価され、環境大臣より感謝状を授与。
 - サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）に関し TICAD 7 サイドイベントを開催し、日本やアフリカ各国等から、120 人を超える参加を得て、サブサハラ地域の気候変動適応策の推進における統合的アプローチの導入、及び関係者で協働することの重要性を確認。
 - ブラジルにて JJ-FAST 及び AI の活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に資する技術協力プロジェクトの R/D を締結。
 - 生物多様性の主流化に貢献するため、民間セクターとの連携強化を通じたグリーン経済の推進、沿岸域における自然環境保全の強化を促進。
- エ．環境管理
- ◎ **TICAD 7 への貢献【①】**：TICAD 7 のサイドイベントとして、機構及び環境省等の発案により 2017 年に設立されアフリカの大半の地域（37 개국 65 都市）をカバーするに至った「アフリカのきれいな街プラットフォーム」（ACCP）第 2 回全体会合を開催。同会合にて「ACCP 横浜行動指針」を採択した結果、TICAD 7 の成果文書である「横浜宣言 2019」にも ACCP の枠組みの活用が盛り込まれ、今後各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意が確立。
 - ◎ **インドネシア、PPP 事業の民間企業選定を初めて支援【③】**：インドネシアの廃棄物発電事業において、機構初となる、PPP 事業における政府機関の民間連携事業者選定のための調達手続き支援業務を、世界最大規模の国際金融機関 IFC と協働して開始し、具体的な PPP 事業の形成促進を支援。廃棄物発電事業は開発途上地域での実現のハードルが高い（収益性確保が困難、公的資金のみでの実施が困難等）なか、廃棄物発電事業及び PPP 事業の進展に向けた大きな一歩。
 - ◎ **海洋プラスチックごみ対策に特化した SATREPS 案件を初めて実施【①】**：G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみ対策の推進を目的として日本政府が提唱した「マリーン・イニシアティブ」にも貢献する案件として、九州大学、熊本大学、鹿児島大学、京都大学、東京農工大学、中央大学等の本邦大学と、チュラロンコン大学、ワライラック大学、イースタンアジア大学等のタイの大学とが連携した SATREPS「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」のプロジェクト・デザインについてタイ側と合意。機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化した案件で、日タイ双方のマスコミからの注目度も高く、NHK のニュースを含め各所で報道。
 - 「海洋プラスチックごみの実態把握及び資源循環に係る本邦技術の活用に向けた情報収集・確認調査」を実施。
 - 水質汚濁防止に向けた取組として、横浜市との連携を通じた本邦技術の海外展開（フィリピン）、包括的な支援を通じた下水道整備を推進（カンボジア）。
- オ．食料安全保障
- アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国 32 か国のうち 20 か国において 27 件の事業を形成・実施。RICE アプローチに基づき、アフリカにおける拠点国であるウガンダ及びカメルーンにて、稲作人材育成のための広域研修を実施。

- サブサハラ・アフリカにて、農業機械の活用状況や本邦企業の優位性を確認する調査を実施し、調査結果を本邦企業に共有。
- 水産資源管理について、セネガルでのコマネジメンの協力の成果を周辺国と共有する広域プロジェクトを開始。カリブ島嶼国地域ではサンゴ礁域等の沿岸水産資源の保全管理にコマネジメンを活用する広域プロジェクトを開始。
- 気候変動による不作のリスクの軽減に資する天候インデックス型農業保険導入のモデル案件をエチオピアにて実施。

<課題と対応>

引き続き SDGs やパリ協定、仙台防災枠組達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に向けて持続可能かつ強靱な国際社会の構築に貢献する事業を形成・実施する。その際、先進的・革新的技術・手法（イノベーション）の活用や緑の気候基金（GCF）等も含めた国内外のパートナーシップ拡大を図る。また、国際的な議論を注視し、海洋プラスチックごみ対策等に対する時宜にかなう取組の検討を進める。食料安全保障については、SDGs の 2、13、14 を念頭に置き、国際機関や民間との連携も含め、先進技術活用等による CARD フェーズ 2 対象国の土地生産性の向上、コマネジメン等による水産資源の持続可能な利用及び気候変動に対する適応策（耐性品種開発、農業保険による担い手の保護）の強化などに取り組み、食料危機リスクを低減する方法の構築を進める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 4-3】「防災分野における人材育成数」が目標値（8,000 人）を約 226.4%上回る 26,115 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. 気候変動

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、脱炭素化及び気候変動に対し強靱な社会づくり（含：パリ協定実施指針を踏まえた、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業形成）、気候変動対策の主流化促進、GCF 活用に向けた事業形成推進及び民間資金動員に関する機構内の知識向上、COP25 での発信等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：GCF 活用に向けた事業形成推進に関し、受託業務提案書を初めて GCF 事務局に提出したほか、コンセプトノートを 2 件提出し、また 4 件について受託業務提案書の作成に着手するなど、同基金の活用に向けた進展が見られた。GCF の活用は、外部資金の活用を通じて機構のインプットに対する効果発現を最大化する上で重要な取組である。

指標：【指標 4-1】「低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況」に関して、関連指標「気候変動対策分野に係る研修実績数」は基準値及び例年より半数程度の水準となったが、これは複数の主要案件の終了時期が重なったこと等が要因と考えられる。他方、上記の定性的な実績のとおり、引き続き気候変動対策に係る支援を着実に実施したと認められる。

2. 防災の主流化・災害復興支援

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくり（含：事前防災としての強靱なインフラ事業の形成、災害や支援ニーズに係る迅速な情報収集、BBB の概念共有）、

防災の主流化推進、防災行政官及び実務者育成、BBB の概念に基づく復興支援等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ネパール地震の復興支援に関し、地域の相互扶助を促進しながら住宅再建を支援する機構の「緊急住宅復興事業」において、完工率が 2020 年 1 月時点で完工率 90%に達し、平均 70%弱の完工率に留まる他ドナーの支援地域と比して顕著な成果が発現した。また、この完工率の高さに着目した世界銀行が機構のモデルを採用するなど、外部からもその有効性が評価されている。ネパール政府関係者からも機構の貢献は高く評価されており、機構による事業の品質向上の取組によって高い成果を得た事例として評価される。

このほか、フィジーにおいて機構が支援した「国家防災政策 2018-2020」が政府に正式承認されており、事業を通じて着実に相手国政府の意志決定に貢献するとともに、仙台防災枠組のグローバルターゲット達成にも貢献したものと言える。

指標：【指標 4-2】「自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標（指標 4-3 と共通）は基準値を大幅に上回る水準となった。

3. 自然環境保全

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくり（含：REDD+、泥炭地管理やメコン地域の自然環境保全分野での政策提言及び事業形成、民間企業との連携推進、外部資金活用の促進）、「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」通じた具体的アクションの促進、衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化、グリーン経済の推進、沿岸域における自然環境保全強化等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ベトナムにおいて機構が支援した森林モニタリングの有効性が認められ、機構支援対象地域以外でも導入されたこと、ラオスでは機構がドナー調整を通じて森林法改正に寄与したこと、カンボジアでは機構の貢献が評価され環境大臣より感謝状を授与したことなど、機構の取組が高い効果を上げ、外部からも評価されるとともに、相手国の政策決定に貢献していることが認められる。

また、TICAD 7 では AI-CD に関するサイドイベントや、JAXA、ITTO（国際熱帯木材機関）との共催による森林保護に関するサイドイベントを開催した。

指標：【指標 4-4】「国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「JJ-FAST（JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム）を活用した国数」が 1 件増加し前中期目標期間期末の 1.5 倍となった一方、「機構が支援する REDD+ / 生物多様性分野関連の協力対象国数」は昨年に続き減少した。

4. 環境管理

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システム構築に係る取組（含：3R 推進及び「3R プラス Return」試行、Waste to Energy 導入適格国への支援、海洋プラスチックごみ対策への貢献検討、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」通じた廃棄物管理の知見共有・連携・資金動員の促進、水環境行政及び汚水処理事業の実施能力強化及び事業形成、適切な環境社会配慮の確保に向けた政策・法制度整備及び実施能力強化等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：海洋プラスチックごみ対策に関して、貢献策の検討に留まらず、具体的事業（SATREPS「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」）のプロジェクト・デザインについて合意した。機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化した案件であり、海洋プラスチックごみ対策に係る関心が高まる中、政府の重要施策である「マリーン・イニシアティブ」にも貢献する同案件の形成は重要な進展であると言える。

また、インドネシアにおいて、廃棄物発電に係る PPP 事業のための事業者選定手続の支援を IFC との協働によって開始しており、廃棄物発電事業の促進に向けた新規性のある取組として評価出来る。

さらに、機構が他機関と共催した TICAD 7 のサイドイベント「アフリカのきれいな街プラットフォーム」第 2 回全体会合での活動を通じて TICAD 7 成果文書に貢献した。

指標：【指標 4-5】「我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は過去2年より減少傾向にあるものの、引き続き基準値を大きく上回る水準となった。

5. 食料安全保障

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、国家稲作開発戦略の具体化に向けた CARD 対象国における事業形成・実施（含：RICE アプローチの実施促進）、サブサハラ・アフリカにおける農業機械の活用状況や本邦企業の優位性に係る調査、水産資源管理に係る技術協力事業形成、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に係る課題別研修、衛星を活用した技術協力、天候インデックス型保険の受容度の高い国の特定等を着実に実施したことを確認した。

指標：【指標 4-6】「食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標はいずれも 2017・2018 年度に引き続き基準値を大幅に上回る水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、日本政府の重要政策である SDGs の達成に向け、特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では「緑の気候基金」の日本の公的機関唯一の認証機関として、第1号案件となるモルディブでの事業に係る提案書を提出した。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組をフィジーの国家防災政策策定支援等を通じ積極的に行ったほか、大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を日本及びタイの大学が連携して開始した。廃棄物管理に関しては TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き SDGs やパリ協定等の国際的枠組みや、仙台防災枠組、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の我が国がイニシアティブを取る重要政策への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業を形成・実施することを期待する。なお、GCF の活用に向けて昨年度進展が見られたところ、今後案件が早期に採択されるとともに、今後も機構のノウハウを生かして途上国のニーズに沿った質の高い案件の形成に積極的に取り組み、それら案件が GCF 支援事業として採択・実施されることを期待したい。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、自由で開かれたインド太平洋、横浜宣言 2019、アジア健康構想、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、対中南米外交・三つの指導理念 (juntos)、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 / 年 ⁷³	12,000 人	21,933 人	19,477 人	21,099 人	-	-
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁷⁴ (2017-2018)	350 万人	422 万人	476 万人	—		
②主要なインプット情報 (予算額 ⁷⁵ / 支出額 (百万円))			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,398 ⁷⁶	-	-
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 10,429 ⁷⁷	-	-
東・中央アジア, コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,607 ⁷⁸	-	-
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,064 ⁷⁹	-	-

⁷³ 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁷⁴ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組 (公約)：2016 年から 2018 年に 1,000 万人。

⁷⁵ 参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁷⁶ 暫定値

⁷⁷ 暫定値

⁷⁸ 暫定値

⁷⁹ 暫定値

アフリカ	35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,674 ⁸⁰	-	-
中東・欧州	8,290/ 9,094	11,810/ 9,711	8,071/ 7,354 ⁸¹	-	-
全世界・その他	10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁸²		-	-

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

年度計画

1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、グローバルな課題への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ間の大規模回廊開発等のインフラ開発、インド北東部の連結性強化及び森林・生態系管理、上下水道整備、コミュニティの能力向上等を含む社会開発に資する事業を着実に推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上を支援する。特に、ネパールにおける民法を中心とした法整備、司法の能力強化、連邦制移行への支援、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュ及びパキスタンにおける治安維持能力向上支援、アフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」、JDS 等各種留学生プログラム等を推進する。

⁸⁰ 暫定値

⁸¹ 暫定値

⁸² 暫定値

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援を継続するほか、保健医療等の社会サービス分野の協力を強化するとともに、若手行政官や技術分野の幹部人材等の人材育成を強化する。
- ・ 特に、モンゴルにおいては財政支援等を通じて経済の安定化とガバナンス強化に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長につなげていくため国家総合開発計画や農牧業マスタープランの策定等を支援する。中央アジア・コーカサスでは、域内及び他地域との連結性、国内の格差是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、国際幹線道路や発電所等の事業の着実な実施を継続するとともに、農業金融、保健医療等の円借款事業形成を進める。
- ・ 中国については、ODA 終了を見据えた事業の着実な実施とアセットの活用を検討し、対中協力 40 周年の機会を捉え、過去の協力実績等の取りまとめと成果の発信を行う。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 日本政府が掲げる「3 つの理念 (juntos)」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備 (経済的連結性強化)、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等 (価値と知恵の連結性強化) を重点領域として支援する。
- ・ 具体的には、本邦企業等との連携の一層の推進、米州開発銀行、中米統合機構 (SICA) 等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施、留学制度を活用した人材育成等を推進する。日系社会との連携は、民間企業や地方自治体、研究機関等との連携により、国内外での取組を強化する。また、農業・保健分野等でのこれまでの協力から得られた有形無形の資産を活用した新たな事業形成を推進する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD 7 において議論・発表される日本の貢献策の検討に資するように、日本政府と協議・調整を行うとともに、日本の貢献策の実現に向けた事業を実施する。特に、科学技術イノベーション (STI) を取り込んだ開発アプローチの検討、官民連携の一層の促進、及び国際社会や大学等とのパートナーシップの拡充に取り組む。
- ・ また、TICAD 7 に合わせ、国内外の幅広い関係者と協力し、プレイベント及びサイドイベントの開催や関連する広報活動の実施により、アフリカ開発の課題と取組に関するメッセージを国内外に発信する。
- ・ TICAD 7 以降の重点取組である回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等についても、取組を引き続き推進する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- ・ 特に、シリア難民を含む難民問題については、伊勢志摩サミットの公約であるシリア難民留学生受入事業を周辺国及び国際機関とも連携の上、計画どおり継続するとともに、難民受入ホストコミュニティに裨益する支援や難民の能力向上等を実施する。また、日本の技術も活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援に取り組む。さらに、日本式教育の導入も見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援を通じた人材育成に取り組む。
- ・ TICAD 7 の開催を踏まえ、北アフリカにおいて、政府公約に貢献する事業の形成・実施を促進するとともに、西バルカン協力イニシアティブに貢献する事業の形成・実施を引き続き促進する。

主な評価指標 (定量的指標及び実績は 2.①参照)

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

関連指標		基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128 件 ⁸³	135 件	135 件	139 件		
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁸⁴	9,891 億円	1兆1,358億円	1兆1,956億円		
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643 人	3,641 人	3,570 人		
	南アジア	-	1,710 人	1,338 人	1,487 人		
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018 人	782 人	785 人		
	中南米・カリブ	-	1,516 人	1,133 人	1,205 人		
	アフリカ	-	3,488 人	2,565 人	2,430 人		
	中東・欧州	-	1,255 人	865 人	995 人		
	合計	24,000 人 ⁸⁵	13,630 人	10,324 人	10,472 人		

No.5-1 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び主要な外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、中心性、一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **産業人材育成協力イニシアティブ 2.0**：2018 年の日・ASEAN 首脳会議の公約（5 年間（2018 ～ 2022）で 8 万人規模の産業人材育成）に関し、機構は 2019 年度末で 40,576 人（うち 2019 年度は 21,099 人）の産業人材育成を実施した。

⁸³ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512 件

⁸⁴ アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100 億ドル）のうち、機構貢献分（335 億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

⁸⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人。

② 重点領域への支援

ア) ASEAN の経済統合の推進

- ・ 日 ASEAN 技術協力協定の下で行われる第一号案件として、ASEAN 地域の共通課題である、サイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上を図る国別研修を実施した。また、インドネシア、マレーシア、フィリピンを対象に国別研修「ASEAN テロ対策セミナー」を実施し、ASEAN 広域でのセキュリティ対策能力向上を図った。
- ・ ASEAN において国際秩序を支える普遍的価値の共有を図るための協力を展開した。具体的には、ラオスにて、2016 年の首脳会談におけるトンルン首相からの要請を受け、日・ラオス双方の有識者による財政安定化のため共同研究・対話を行った。同共同研究や対話の成果を最終報告書・提言として取りまとめソムディ副首相兼財務大臣に提出した。また、同国の歳入基盤の強化のための技術協力「税務能力向上プロジェクト」を開始した。カンボジアでは、選挙管理委員会等の選挙関係者を日本に招聘し、日本の民主的な選挙制度を紹介した。ベトナム及びミャンマーでは、法・司法制度改革に関する技術協力を実施した。
- ・ ラオスでは大メコン圏地域内の広域電力融通の検討も含むマスタープランを完成させた。同マスタープランにより、現実的な需要予測に基づく安定的な域内の電力融通が進むことが期待される。

イ) 陸の連結性強化：

- ・ ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる南部経済回廊整備に関し、無償資金協力を通じて、チュルイ・チョンバー橋の改修が完了した。同橋は、プノンペンからベトナムに至る北東 9 州につながる幹線道路の起点となる要所に位置しており、1963 年に日本の協力により建設されたものの、内戦時に爆破され通行不能になっていた。同橋は、1994 年に無償資金協力により再建され、両国の友好関係を象徴する橋として、当時の国王から「日本・カンボジア友好橋（通称：日本橋）」と命名されていた。その後、当初設計時に想定されていなかった重量車両の増加等により、橋の一部に損傷が確認されたことから、無償資金協力により改修・補強を行ったもので、開通式典にはフン・セン首相も出席し、「首都プノンペンと地域を結ぶ大変重要な橋で、日本による資金協力そして日本企業の技術に感謝」と発言されるなど、両国間の友好関係の強化に大きく寄与した。また、タイ国境と首都プノンペンを結ぶカンボジアの国道五号線に関し、タイ周辺諸国経済開発機構（NEDA：Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency）が実施する国境施設整備計画及び国境施設から国道五号線への接続部の整備につき、NEDA と連携していく旨の覚書を締結した。
- ・ ベトナムのダナン港からラオス、タイを通過し、ミャンマーのヤンゴンにつながる、インドシナ半島中部を貫く東西経済回廊整備に関し、ラオスでは無償資金協力「国道九号線橋梁改修計画」が完了し、劣化が著しいセクムカーク橋とセタームアック橋の架け替えが行われた。引き渡し式典には、阿部外務副大臣（当時）が出席し、サルムサイ外務大臣から謝意が表明された。ミャンマーでは、円借款「東西経済回廊整備事業」の建設工事が開始され、また、同事業のフェーズ 2 にあたる「東西経済回廊幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー間新道路）」についても基本合意に至った。

ウ) 海洋の連結性強化

- ・ ミャンマーでは、円借款「ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）」で整備を支援したティラワ地区港のターミナルについて、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業）、ミャンマー物流企業より構成されるコンソーシアムが運営を開始、

さらに、機構が支援しているヤンゴン市中心部とティラワ地区とを結ぶアクセス道路が供用を開始したことで、同ターミナルの利便性の向上につながっている。

- ・ 東南アジア・大洋州地域の港湾関係幹部からなる「JICA 港湾アルムナイ」のメンバー 11 か国 20 名を 6 月に東京及び神戸に招聘し、各国の港湾管理運営及び技術基準に関する共通課題を共有したほか、港湾関連技術を有する日本企業による各社技術紹介を行い、アルムナイのメンバー間でのネットワークの強化及び日本企業の海外進出支援を図った。8 月にはベトナムでのワークショップを通じて港湾管理・運営、技術基準、航路維持・管理に関し日本の有識者とも議論を深め、12 月にフィリピンにて 17 か国か 26 名を対象に行ったアルムナイ招聘にて、日本との協力の先進事例としてフィリピン、ベトナムによる技術基準策定の協力等の実績が発表された。
- ・ ベトナムでは、円借款「ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第三期）」により、昨年開港したラックフェン国際港につながるアクセス道路からハノイ・ハイフォン高速道路に接続するインターチェンジが完成した。これにより、ラックフェン国際港からの貨物を円滑にハノイ・ハイフォン間の工業団地群に運ぶことが可能となり、ラックフェン国際港の利便性がより高まった。
- ・ フィリピンでは、中部ルソンに位置するスービック湾の港湾を含む総合的な開発計画を策定するため、「スービック湾地域開発に係る技術支援」を開始した。

エ) 海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化

- ・ 「21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」では、ASEAN 及び大洋州の関係者に海上安全管理や国際海洋法に係る研修をシンガポールにて実施した。
- ・ フィリピンでは、円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対策能力強化事業（フェーズ 2）」による巡視艇の製造に係る契約を締結した。また、技術協力「船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」では、フィリピン沿岸警備隊の海上保安能力強化に向けて、米国と双方の研修状況を視察するなど、同分野の連携について意見交換を行い、連携を継続することで一致した。

オ) 成長の歪みを克服する質の高い成長

- ・ インドネシアでは、年々人口が増加するジャカルタ首都圏の交通渋滞や環境問題の改善を目指した事業を実施した。円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を通じて支援した MRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行が 4 月から本格的に開始された。これまで朝夕のラッシュ時には片道約 1 ～ 1.5 時間かかっていた移動が約 30 分に短縮されるなど、市民の生活利便性を大幅に改善し、渋滞の緩和にも貢献した。加えて、技術協力「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2」では、ジャカルタの都市圏の交通マスタープランの改定に向けた支援を行った。西ジャワ州が進める廃棄物発電事業に関しては、機構では初めての試みとなる、PPP 事業のトランザクションアドバイザー業務（インドネシア政府による民間連携事業者選定のための調達手続き支援業務）を国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と協働で開始した。本業務を通じて、同国における廃棄物発電の PPP による事業実施の加速化が期待される。

カ) 気候変動対策

- ・ **緩和策**：ベトナム、ラオス、カンボジアでは、パリ協定でも重要な柱の一つとなっている「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減（REDD+）」への取組を、技術協力を通じて支援し、持続可能な森林経営に係る能力強化に取り組んだ。ベトナムでは、機構が支援した google earth engine を活用したタブレット方式による森林モニタリングの有効性がベトナム政府はじめ他のドナーに認められ、機構の支援対象 4 省のみならず 16 省に導入された。また、プロジェクトを通じ機構支援対象の 4 省において生活基盤改善のための草の根無償資金協力の申請を支援し、全件

採択に至り完工。これにより、プロジェクトによる持続的自然資源管理と生計向上との相乗効果が図られた。ラオスでは機構が森林分野のドナー調整をリードし、森林法改正に貢献した。カンボジアでは、これまでの機構の REDD+ への貢献が評価され、環境大臣より感謝状が授与された。また、メコン流域全般の過去 30 年分の森林被覆図を作成し森林減少が激しい地域とその要因を特定した。

- ・ **適応策**：インドネシアでは、円借款「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」、円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第 6 区）（フェーズ 1）」及び円借款「ジャカルタ下水道整備事業（第 1 区）」の L/A に調印した。これらを通じて、都市排水機能の向上や治水対策の推進が期待される。フィリピンでは、より精度の高い気象観測を可能にすべく、技術協力「高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト」の R/D に署名した。また、ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査を開始し、技術協力を通じてダバオ市の治水対策マスタープランを策定した。

キ) 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成

- ・ ベトナムでは、2017 年 6 月の日越首脳会談における、ベトナム首脳の要請に応え、技術協力「戦略的幹部研修プロジェクト」を本格始動した。今後 5 年間で、ベトナムの行政改革・経済成長を主導する中央政府・地方省の副大臣級、局長級、課長級、課長補佐級等の幹部候補である行政官 500 名（1 年あたり 100 名×5 年間）に対して、現地研修及び本邦研修を実施していく計画で、同規模の大型人材育成案件は機構初の取組となる。2019 年度は次期ベトナム政権を担うとされる副大臣級を中心に、約 70 名が来日した。また、技術協力を通じて支援している日越大学の修士課程では、昨年度の 58 名の第 1 期生の修了に続き、73 名の第 2 期生が修士号を取得した。加えて、技術協力「ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」における経営塾の創設 10 周年記念式典を実施し、卒業生 310 名が出席した。式典に合わせて在越日系企業関係者と卒業生とのビジネス交流会の開催や、経営塾企業同士の交流も行われ、10 件の経営塾企業間の取引契約が成立した。
- ・ タイでは、3 月に円借款「産業人材育成事業」の L/A を調印した。本事業は 2015 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍首相が公約した「産業人材育成イニシアティブ」に基づく具体的施策の一つであり、同国初となる日本式高専の設立等を通じて高度産業に対応できるエンジニアを育成することで、中進国の罫からの脱却を目指す同国の取組を支援する。初めて日本型高専教育を本格的に導入するものであり、高専の海外展開に向けたモデルケースとなることが期待される。L/A 調印に先立つ 5 月には、本事業の一環としてキングモンクット工科大学ラカバン校内に高専が開校し、第一期生となる 24 名が入学した。
- ・ ASEAN 発展の原動力となる人的資源の開発、親日・知日派の育成を行った。具体的には、JICA 開発大学院連携構想の中核をなす「SDGs グローバルリーダー・コース」を通じて、ASEAN8 か国から 23 名が来日した。また、前身であるトップリーダー・コースの第一期生であるインドネシアの研修員が博士課程を修了し、自国の外務省職員として活躍している。また、同コースで来日しているフィリピンの研修員は、日本の海上保安政策について研究し、その成果が国際学会誌等に寄稿されるなど活躍している。さらに、東南アジアの研修員を対象とした特別プログラムとして、グローバル・リーダー研修を実施し、研修員向けのグローバル・リーダー研修に加え、各国の援助窓口機関又は研修員送出機関の管理職を招聘し、JICA 開発大学院連携につき理解を深めた。

- ・ 高度化する政策課題への機動的対応を迫られている東南アジア各国の行政組織改革に日本の経験を応用すべく、政策研究大学院大学（GRIPS）と実施している「東南アジア行政組織開発にかかる情報収集・確認調査」において、野中郁次郎一橋名誉教授の唱える知識共創理論に基づく日本式経営の適用可能性を検討した。その結果、知識共創理論の重要性を共有し、継続的に協力していくための覚書を5か国7機関とともに署名した。フィリピン政府の人材育成機関であるフィリピン開発学院は自国負担で同理論に係る高官向け研修の実施をGRIPSに要請するなど、継続的な協りに結びつきつつある。

ク) 地域が抱える脆弱性への対応

- ・ ミンダナオの平和と開発を実現すべく、2019年2月に設立したバンサモロ暫定自治政府のガバナンス強化やインフラ整備等を包括的に支援した。具体的には、暫定自治政府初となる2020年度予算策定に関し、機構が仲介役となることで、中央政府から暫定自治政府への講義等が実現し、計画通り12月中に予算案がバンサモロ議会にて承認された。6月には技術協力「バンサモロ暫定自治政府能力強化プロジェクト」のR/Dを締結した。2020年2月には、機構はムラド・エブラヒム暫定首相をはじめとする閣僚団を日本に招聘し、バンサモロ暫定自治政府は広島大学と連携協定を交わすことを約束した。インフラ整備では、6月にドル建借款「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」のL/A調印を行い、一部区間に対し有償勘定技術支援による詳細設計を11月に開始した。また、2017年に武装勢力との紛争によって壊滅的な被害を受けたマラウィ市に対しては、無償資金協力による復興のための道路改修や、配電資機材の引き渡し式を実施したほか、破壊された職業訓練校の再建のための調査も開始した。
- ・ ミャンマーでは、ラカイン州北部で発生した治安部隊と武装勢力の衝突により多数の避難民がバングラデシュに流出したことを踏まえ、貧困率の高いラカイン州全体の底上げのための基礎インフラ整備を含む円借款「地方インフラ整備事業」のL/Aに調印するとともに、既往円借款「貧困削減地方開発事業フェーズ2」を活用し、同州の道路・橋梁、電力等の基礎インフラを新設・改修中である。また、無償資金協力「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」を通じてラカイン州で15校の学校を建設中である。さらに、機構内部の国の垣根を越えた取組として、ミャンマー・バングラデシュ両事務所がバングラデシュのコックスバザール避難民キャンプを合同視察したほか、部門間の情報共有・企画立案を促進するため、関係部、事務所を交えたラカイン州情勢に係る連絡会議を立上げ、定期的に開催した。他ドナーとは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の担当局長や世界銀行の担当副総裁と意見交換を行ったほか、現地事務所ベースでの協議を通じて情報収集を行った。

③ その他の戦略的な取組及び成果

- ・ **イノベーションの推進**：日本の宇宙技術輸出に向けた協力を実施した。SDGs グローバルリーダー・コースでは、機構のイニシアティブにより、日本の宇宙技術を学ぶための初の留学生受入に向けて調整を重ね、2021年4月よりフィリピンにて将来宇宙開発を担う中核人材が東京大学大学院に留学することが決定した。ベトナムで実施中のSATREPS「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、プロジェクトの活動の一環としてエビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。バイオガス供給による燃料電池の発電効率としては同じ出力のエンジン発電機の2～3倍に達する、世界最高レベルの62.5%を記録した。また、ベトナム首相府及び関連機関の職員を対象に、日本における電子政府を含むビジネス環境整備に係る取組や経験を共有すべく、技術協力「ビジネス環境整

備にかかる能力向上プロジェクト」を通じて本邦研修と現地セミナーを開催し、先方官房長官からも高く評価された。加えて電子政府政策と両輪になるサイバーセキュリティの能力向上を図る技術協力「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」を開始した。

・ **SDGs の推進・達成に向けた協力**：日米連携により、「責任ある投資（注）を呼び掛けるフォーラム」をヤンゴンにて開催した。ミャンマー国内外から約 350 人が参加し、責任ある投資の重要性や、投資誘致のための一層の改革の必要性について議論が行われた。同フォーラムでは、アウンサンスーチー国家顧問も登壇し、雇用創出に貢献する日本・米国企業に謝意が示された。また、ミャンマーは、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）にて「監視対象国」入りしており、既定のクライテリアに基づき不備事項の改善が求められている。このような現状を踏まえて、ミャンマーが国際社会から孤立せず、また、海外直接投資に悪影響が及ばないように、法令等の整備やその実効性の確保について、ミャンマーと日本・機構が長年かけて構築してきた信頼関係やネットワークに基づき、ミャンマー政府が取るべき政策を複数回にわたるハイレベルの政策対話を通じて働きかけ、各種対策への進捗を促した。その結果、副大統領をトップとする省庁横断的な委員会の設置や大統領令、各種法令等の整備が進み、2 月の FATF 全体会合ではミャンマーのグレーリスト入りが決定したものの、多くの国がミャンマーのこれまでの取組を評価し、FATF による対外発表においても、このようなミャンマー政府の取組を前向きに評価するステートメントが出され、ミャンマー政府のデリゲーション・ヘッドを務めたタウトウン投資・対外経済関係大臣からも、機構を含む日本の支援に強い謝意が示された。（SDGs ゴール 16「公正、平和かつ包摂的な社会を推進する」への貢献）。

・ **スポーツと開発**：インドネシアでは、中部スラウェシ州震災 1 周年のタイミングをとらえて、J リーグの「サポユニ for Smile」事業と連携した復興支援イベントを開催した。元サッカー日本代表の巻誠一郎選手が、被災地の約 250 人の子どもたちとサッカーを通じて交流し、日本のファン・サポーターから寄付されたユニフォームをプレゼントした。フィリピンでは、ダバオ市にて、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した。同イベントは、戦後日本に帰還した日本人が現地にて続けてきた野球普及活動と連携したものである。ミンダナオ国際大学、教育省、ダバオ市と協力して開催した。ミャンマーでは、円滑な事業実施のための住民協議の補完的活動として、ラカイン州にて事業地域対象住民を対象としたスポーツイベントを開催し、約 400 人のラカイン族、国内避難民キャンプに居住するイスラム系住民、ヒンドゥー系住民らが複数の混成チームを構成してサッカー、リレー、競技に参加、120,000 人を超える観客が集まる大盛況となった。ラカイン州では、ラカイン族とムスリム住民が共同で活動をするイベントが開催されるのはまれであり、これら取組を通じ、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した。

・ **国内連携**：ベトナムで「中小企業・SDGs ビジネス支援事業（旧中小企業海外展開支援事業）」によりカイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査を実施した。同調査結果を基に、白金運輸(株)（岩手県）がベトナム南部ホーチミン近郊のバリア・ブンタウ省に、初の日系物流倉庫を開業した。同省において機構支援の下で検討された「地方起点経済成長方針」の中には「産業構造強靱化」「国際物流拠点化」等が含まれており、同方針に寄与するとともに、同社の強みである 3PL（3rd Party Logistics）のノウハウをいかし、共同配送や流通加工等を導入することで利便性が向上し、円借款で支援した同省の「カイメップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化に寄与することが期待される。

・ **他援助機関との連携強化**：フィリピンではアジア開発銀行（ADB）が「南北通勤鉄道延伸事業」

への 27 億 5 千万ドルの融資を決定したことで、過去最大規模の協調融資が実現した。同事業を含む、フィリピンの鉄道分野では、ADB が鉄道事業の民間オペレーターのトランズアクションアドバイザーを提供し、機構が日本の学識経験者を派遣して鉄道事業の運営・維持管理について助言を行うことで連携した。ミャンマーでは、協調融資を念頭に置いた円借款「東西経済回廊整備幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー間新道路）」の協力準備調査を実施し、ミャンマー政府及び ADB と案件内容の基本合意に至った。また、2019 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議で発表した「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、機構とアジア開発銀行（ADB）間の信託基金（LEAP）」を通じ、ADB は、ベトナム初の水上太陽光発電、東部経済回廊におけるコンバインドサイクル・ガスタービン発電所の建設・運営に関する融資契約に調印した。さらに、LEAP を通じて、ADB は、インドネシア・フィリピン・大洋州諸国を対象とした低コスト・高速のインターネット通信環境整備に係る融資契約にも調印した。

・ **外国人材の受入環境整備**：機構のイニシアティブにより、ベトナムでは、「技能実習制度と ODA の連携可能性検討に係る情報収集・確認調査」を実施しており、各スキームでの連携を引き続き検討している。さらに、フィリピンでは、「外国人材送り出し促進セミナー」を国際交流基金と共催し、外国人材への日本語教育が日本への人材送り出しのボトルネックになっていることを踏まえ、日本語教育機関に対して海外投融資の活用を紹介するとともに、海外投融資案件の形成促進を図った。

(2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等の問題を抱えている。こうした状況に対応し、当該地域において「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える地域環境を維持・促進するため、海洋秩序の維持や大洋州地域の自立かつ持続可能な発展に主眼を置き支援した。具体的には、太平洋島嶼国にとって生命線である海洋インフラ整備、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援したほか、太平洋島嶼国が大きく影響を受ける気候変動への対策、G20 でも大きく取り上げられた海洋プラスチックごみ対策に資するもので長期にわたり広域で支援を続けている廃棄物処理対策をはじめとする環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組んだ。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

・ **PALM8 における主な協力・支援策**：第 8 回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3 年間（2018 ～ 2020）で、5,000 人以上の人材育成・交流）に関し、機構は総計 2,174⁸⁶ 人の人材育成及び 437⁸⁷ 人の人的交流を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等

・ ミクロネシアに対して、海上物流を改善するため、首都に位置するポンペイ港を拡張するための調査を実施する計画を立てた。大洋州諸国に対してはこれまでも複数国に対して生命線ともいえる港湾整備に係る資金協力を実施しているが、新たにミクロネシアに対しても支援を開始するも

⁸⁶ 暫定値

⁸⁷ 暫定値

のである。また、資金協力により整備された港湾施設が効率的かつ持続的に維持管理されるよう、地域機関である太平洋共同体（SPC）を通じて各国の港湾関係者の能力向上を支援すべく、SPC にアドバイザーを派遣する手続きを進めた。

- ・ その他、船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修を実施した。

イ) 気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応

- ・ 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、サモアに本部を構える太平洋地域環境計画事務局（SPREP）に対して、無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」を実施し、研修施設等からなる太平洋気候変動センターが完工した。このセンターの建設により、太平洋島嶼国の行政官を対象に気候変動分野（適応・緩和、資金アクセスへの向上）の研修が効率的・効果的に実施できるようになり、技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」が開始された。
- ・ フィジーでは、防災担当部局の防災活動の実施能力の強化を目指す技術協力「防災の主流化促進プロジェクト」を開始するとともに、災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに備えるための有償資金協力「災害復旧スタンドバイ借款」の L/A を調印締結した。
- ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組を後押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する技術協力「大洋州地域ハイブリッド発電施設導入プロジェクト」を通じて能力強化支援を実施した。
- ・ 小島嶼国の遠隔性・狭小性・隔絶性といった特性と生活様式の近代化から廃棄物の処理が大きな課題となっている大洋州 9 か国を対象に、技術協力「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ 2」を通じて持続可能な廃棄物管理に関する人材育成を実施した。

ウ) 自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援

- ・ パラオにおいて、同国初の官民連携（PPP）インフラ事業であり、機構として大洋州地域初の海外投融資「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の貸付契約を締結した。本事業により、パラオの玄関口である同国唯一の国際空港を拡張・運営し、観光客数の増加に対応することで、GDP の約 75%、外貨収入の約 80%、雇用の約 40%を占める同国の基幹産業である観光業の発展に寄与する。また、本事業は、双日(株)、日本空港ビルデング(株)の両社にとって海外での空港運営事業に初めて参画する事業で、日本のインフラ輸出戦略を後押しするものであるほか、貸付契約に調印した 2019 年はパラオ独立 25 周年に当たり、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった。
- ・ 自然災害に脆弱な太平洋島嶼国に対して、自然災害に強く、経済活動、社会サービスへのアクセス向上等に資するインフラ整備支援を継続的に実施した。バヌアツでは、無償資金協力「テオウマ橋災害復興計画」の贈与契約（G/A）を締結し、パプアニューギニアでは、無償資金協力「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」が完工した。また、これらインフラが持続的かつ災害時にも利用されるよう、運営維持管理能力向上等に資する技術協力や将来の道路整備計画の策定支援を実施した。

エ) 人材育成、人的交流の活性化への支援

- ・ 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」を通じて 40 人の留学生が卒業し、修士を取得したパラオの研修員

は、帰国後、日本での研究が同国内の新聞で取り上げられた。また、JICA 開発大学院構想を取り入れた Pacific-LEADS の後継プログラム「SDGs グローバルリーダー・コース」に 17 人の留学生を受け入れた。研修員は、政府関係機関のみならず、民間企業でもインターンシップを実施しており、研修員及び受入企業の双方の学びにつながっている。

オ) 健康・スポーツ増進に係る支援

- ・ 大洋州地域では、糖尿病や心血管疾患などの非感染症（NCD）が死因の約 8 割を占めていると推計されている。フィジー及びキリバスを対象に技術協力「生活習慣病（NCD）対策プロジェクト」を実施し、NCD 予防対策強化支援、NCD 対策のための保健システム強化を含めた効果的な保健サービスの拡充などを支援することで、健康・スポーツ増進に寄与している。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **援助協調**：フィジーでは機構が作成したナンディ川洪水対策のためのマスタープランに基づき、機構、ADB、豪の間で適宜意見交換・情報共有を行い、各機関で具体的な洪水対策工事や資機材等の支援を検討しており、機構はナンディ川洪水対策計画協力準備調査を実施している。また、パプアニューギニアでは 2018 年 11 月 APEC 首脳会議開催時に日・豪・米・ニュージーランド・パプアニューギニア政府が「電化パートナーシップ共同声明」に合意した。現在 13%程度とされる電化率を 2030 年までに 70%まで向上させるべく、機構は円借款「ラム系統送電網改修事業」を実施しており、電化率向上・電力供給の信頼度向上に資する事業を実施中である。
- ・ **日本の経験・知見の活用**：太平洋島嶼国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギー導入、水産業多様化と資源の持続的利用、沿岸・海洋生態系保全等の研修を実施した。また、サモアでは沖縄連携による「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」を実施し、本邦研修の受入や専門家の派遣などで沖縄県の経験・知見を活用した。

No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若者の割合が多い人口構成や莫大な消費活動を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し、格差も大きく、自然災害にも脆弱である。こうした状況及び主要な外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤造り、貧困悪化に伴うダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等に主眼を置き支援した。具体的には、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」：インドとは首脳による年次相互訪問が慣例となっており、強固な二国間関係を構築しているが、2019 年度はインド北東部州の治安悪化等で年次相互訪問による首脳会談が実現しなかったものの、2014 年首脳会談時の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言（今後 5 年間で官民合わせて 3.5 兆円の対印投融资の表明）に基づき、円借款「貨物専用鉄道建設事業（フェーズ 1）（第四期）」などの案件形成を行い、2019 年度の借款供与国中、最高額となる約 3,744 億円の新規借款を供与し、日印両国の関係深化に貢献した。「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」に関しては、事業の実施に必要な人材育成の一環で、インド政府の要請に基づき

本邦研修を実施し、2019 年度にはインド鉄道省職員等累計 294 人が日本の質の高い鉄道技術、システム等の知識を習得した。

- ・ 「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」：バングラデシュに対する支援は、独立以来の良好な二国間関係の強化、南・東南アジア間の連結性の強化、貿易・投資等の経済関係の更なる拡大、SDGs の達成支援、また、日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」の推進に寄与するものであり、2019 年度は同パートナーシップに基づく第 40 次円借款として、対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款を供与し、経済インフラ開発等を推進した。また、円借款によるダッカ郊外の経済特区開発に関し、バングラデシュ経済特区庁と日系商社の間で日系専用工業団地の開発に係る合弁契約を締結した（日系専用の経済特区開発は同国初である）。
- ・ 「日スリランカ包括的パートナーシップ」：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015 年両国首脳により表明された共同宣言で、①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③海洋事項に係る協力、④国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、2019 年度は特に、②に関連した都市交通（LRT：Light Rail Transit）システム導入事業を開始したほか、コロンボ南港東コンテナターミナル整備事業（ECT）の準備に着手した。また、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて、海上保安に関連して油防除指導の専門家派遣を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ・ ブータンでは、建設業界を中心に労災事故の多発が大きな課題になっているが、過去 3 年間にわたり、機構ブータン事務所主導で、政府高官や事業関係者を集めたセミナーや現場での指導協力を重ねてきた。その結果、12 月にブータン政府が自ら「工事安全フォーラム」を企画・主催し、労働人材大臣、公共事業大臣が出席の下、労働人材省がブータン建設業界との間で、工事安全の取組強化のための覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結し、労災事故多発の主な要因の一つでありながら一般的に行われて来なかった建設会社による安全担当者の配置や人材育成が合意される等、経済基盤構築の前提となる土台作りに貢献した。また 6 月には、同国における包括的な開発計画作成を目的に、技術協力プロジェクトにより策定支援した全国総合開発計画が政府 HP にて公開された。同計画のローンチイベントでは、策定が検討されている政府方針への反映を政府高官が公言されるほか、現在同計画内容の多くが反映された「国土空間法（National Spatial Act）」が国会審議中である。
- ・ バングラデシュでは、民間セクター開発に係る包括的な支援を展開した。円借款「外国直接投資促進事業」では、ダッカ近郊のアライハザール経済特区の開発に向け、特区運営を担う特別目的会社（SPC）への EBF（Equity Back Finance）、周辺インフラの整備、入居企業向けツー・ステップ・ローン等を実施した。特に、本邦企業と先方政府機関の合弁で SPC が設立され、機構初の取組となる EBF の貸付実行を達成した。EBF の実施により本邦運営企業の投資を後押しし、また、バングラデシュ初の本邦企業向け経済特区の開発により投資環境の改善に大きく寄与した。また、技術協力「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」では、経済特区内での事業開始に係る許認可を一括して行うワンストップサービスセンター（OSSC）の運営開始を支援し、開所式には首相投資アドバイザーをはじめ約 300 人の関係者が参加した。同プロジェクトでは外国直接投資と国内産業の連関強化を目指し、将来性が有望視される自動二輪産業で部品の輸入代替に向けた現地調達支援を展開中である。その他、円借款で整備される MRT 各線とダッカ市内公共交通の料金

システムを統合し IC カードの導入を行う技術協力「ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトフェーズ 2」を開始したほか、「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」等を通じて経済成長の基盤となる人材育成を推進した。

- ・ インド北東部地域は、中国を含む 5 か国と国境を接する地政学及び経済的な要衝で、同地域とインドの他州や周辺国との連結性強化は、日印両政府から「自由で開かれたインド太平洋」の実現に大きく資する重要課題と考えられている。2019 年度はインド及びバングラデシュ両政府の協力で進められている、インド北東部トリプラ州とバングラデシュのチッタゴン港をつなぐ国際回廊計画の一部を担う、トリプラ州北部の国道 208 号線における道路改善事業を新規承諾、また、同区間に接続する同州南部から国境までの区間の事業形成にも着手した。これら事業の推進により、従来海に面していなかったインド北東部から、チッタゴン港を介した海運へのアクセスが改善され、同地域内外の物流拡大と経済発展が見込まれ、日本がバングラデシュで進めている連結性・地域開発事業との高い相乗効果も期待されている。同事業の戦略的重要性等に鑑み、インド政府からの要請意向を 5 月に受領した後、案件形成の迅速化を最大限に図り、通常インド政府からの最初のコンタクトから案件承諾までに 1 年～ 1 年半程度かかるところを、約 10 か月で L/A 調印に至った。
- ・ スリランカでは、円借款「ケラニ河新橋建設事業」を通じて、主要幹線道路からコロombo市内へ通じる玄関口として交通の要衝であるケラニ新橋及び高架アクセス道路等の建設を進め、また、円借款「コロombo都市交通システム整備事業」を形成し、都市化が進むコロombo都市圏で深刻化している渋滞問題等の改善に向けた協力を進めている。さらに、コロombo港の国際競争力強化と域内連結性の強化に向けた ECT 整備事業についても準備に着手した。同港の整備については、「自由で開かれたインド太平洋」への貢献から早期の実現が期待されることから、日印スリランカ 3 か国政府による ECT 開発に係る覚書締結を支援したほか、初めて同一の協力準備調査において「インフラ整備（円借款）」と「港湾運営（海外投融資）」の双方を Terms of Reference (TOR) とすることで、港湾ターミナルの総合開発を目指すなど、難易度の高い取組を行った。
- ・ パキスタンでは、国道 70 号線山岳区間を改修する円借款「東西道路改修事業」の難工事となる山岳区間につき、日本企業の技術を駆使して完成した。これにより、従来通れなかったコンテナ車が通れるようになり、パキスタンとアフガニスタンやイランとの物流の活性化に貢献した。

イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- ・ バングラデシュでは、警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトを実施中である。また、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにて、国際移住機関 (IOM) と機構の連携による給水施設が完成し、2019 年 7 月に完工式を開催した。深さ約 400 メートルの深井戸が掘削され、IOM が給水網整備を行った給水施設は避難民キャンプ内で最大規模であり、約 3 万人の避難民が安全な水を利用できるようになった。本給水事業実施に当たっては、「公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクト」（技術協力）を通じた地下水賦存量調査の結果や、無償資金協力「地下水調査及び深層帯水層水源開発計画」にて供与された井戸掘削機が活用された。
- ・ スリランカでは、2009 年に終結した国内紛争の前後から復興支援を継続した。国内紛争終結後 10 年にあたる 2019 年には、これらの案件群の成果を整理し、今後の平和と安定に向けた協力の検討を行った。また、司法人材育成や薬物対策の技術協力、4 月に発生した連続爆破テロ事案を踏まえたテロ対策のための技術協力を実施し、同国の平和と安定、行政サービスの改善に貢献した。
- ・ ネパールでは、2015 年の震災 4 周年に際しセミナーを開催し、日本の震災復興に係る取組を共

有した。また震災復興から防災への取組が進み、災害リスクの削減抑制を図る技術協力「都市強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」が開始されるとともに、毎年洪水被害に見舞われるタライ地域のハザードマップ整備を目指す無償資金協力「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」を形成した。本案件はデジタル地形図を作成する初の無償資金協力である。

- ・ アフガニスタンでは、未来への架け橋・中核人材育成プロジェクトを通じ 30 名のアフガニスタン人政府職員に対する大学院での学位取得を推進した。卒業生にはアフガニスタン政府の工学システム開発機構長官やその他省庁幹部に昇進するものも出てきており、若手政府職員の能力向上を通じ、政府の自立に貢献している。
- ・ モルディブでは、多額の対外債務を抱えマクロ経済に不安を抱える同国に政策提言を行うべく、マクロ経済・財政政策アドバイザーによる技術協力を開始した。当該分野には多数のドナーが存在する中、IMF、世銀、米国財務省及び米国国際開発庁（USAID）と協力内容の調整を行いながら案件を形成したほか、実際の政策提言に際しては、IMF4 条協議等国际機関の動向を踏まえつつ、モルディブと主要国との関係にも配慮した提言を行う必要があるなど、バイドナーとして極めて難易度の高い取組を行った。

ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ **Human Capital : Human Capital** を推進するため、パキスタンでは第 2 回 Human Capital Summit を世銀と連携して開催した。この中で機構理事長が基調講演を行い、機構の Human Capital に係る取組をパキスタン政府幹部やアカデミア、援助関係者に広く共有した。
- ・ **農業・農村開発**：インド・グジャラート州において、マングローブ林や、草地、森林、湿地等の生態系が持つ多様な機能をいかし、サイクロンによる高波や、大雨による洪水被害の防止・低減、塩害の防止等を通じた農家の生産性向上等に資する「生態系インフラストラクチャー開発」を初めて大規模に実施する「グジャラート州生態系再生事業」を承諾し、CSR を通じた民間企業連携等の導入等の取組も組み込み、森林分野開発のアプローチの多様化や、同分野の開発の持続性向上に向け新たな方向性を示した。ブータンでは農業生産性を向上すべく、農業機械化を推進する無償資金協力「第二次賃耕のための農業機械整備計画」、灌漑整備の能力向上を図る技術協力「灌漑計画・設計・施工管理能力強化プロジェクト」を形成した。スリランカでは、農薬化学肥料の適正利用のための技術協力を開始したほか、乾燥地域におけるため池整備（円借款）の調査に着手した。アフガニスタンでは、これまで Peace Medical Service（PMS）の中村哲医師と連携して支援したコミュニティ灌漑を全国規模に広げるべく、ガイドラインの作成に着手した。
- ・ **教育**：スリランカでは、初等教育の完全普及・終了の達成を支援すべく、同国教育政策に掲げられるインクルーシブ教育の推進に向けた技術協力を実施したほか、南アジア随一のスピードで進展する高齢化対策の分野において、技術協力及びセクター調査の開始に向け準備中である。ブータンにおいては、スキルベース教育をブータン国内に組み入れ、デジタルファブ리케이션を通じて社会問題を解決することを目的に、「デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクト」の討議議事録（R/D）署名を行った。パキスタンでは、これまで実施してきたノンフォーマル教育に係る支援モデルを拡大するため、世銀の資金を活用した連携案件を形成した。

② 戦略的な取組及び成果

- ・ **自治体・民間企業との連携**：日本政府は「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」に基づき ASEAN 地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、

民間を含む資金の動員を目指しており、本イニシアティブの下、インドでは海外投融資事業として中小零細事業者支援事業の L/A 調印を行った。また、バングラデシュ「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」では、労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労機会が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等と連携し実施している。2019 年度には受講生 80 名のうち 67 名が企業から内定を得た（うち 47 名が日本国内の企業から内定を獲得）。また、2020 年度の事業終了後も持続性のある取組とすべく、事業引継ぎ機関の選定等の出口戦略の検討を進めた。モルディブでは、自然環境や地理的条件が類似する沖縄県の産官学の知見・技術をいかし、同国の環境分野の課題（水不足、廃棄物管理、サンゴ礁の劣化・減少）の解決に貢献するための調査に着手した。

・ **ドナーとの連携**：世銀他ドナーとの共同研究結果の共有を目的に、「南アジア地域・経済回廊開発セミナー」を世銀と共催し、民間や研究機関、各国大使館、留学生を含む 100 名以上の参加を得、南アジア地域全体のインクルーシブかつ持続的な成長の実現に向け、国を超え地域を超えた様々なパートナーとの協働の機運が高まった。また、2 月には JICA-IMF 国際会議において初となる南アジア地域を題材としたセッションが企画され、南アジア部長が登壇し、同研究成果の更なる発信に努め、IMF 及び各国財務当局の同地域発展への関心を喚起した。

No.5-3 東・中央アジア、コーカサス

東・中央アジア、コーカサス地域は、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、地政学的にも重要な位置にあることから、当該地域が開かれ、長期的にも安定し持続可能な発展を続けることが求められている。こうした状況を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画で掲げられている経済分野への支援において、円借款で支援している新ウランバートル国際空港を本邦の企業連合が運営することが決定し、2020 年 7 月の開港に向け準備が進んでいる。機構は新ウランバートル国際空港の建設と並行し空港の運営管理などに関する技術協力を通じて日本の知見や事例をモンゴル側へ紹介するとともに、本邦企業関係者とモンゴル側関係者との意見交換の機会を提供し、本邦企業の運営権交渉の促進に向けた側面支援を実施した。円借款と技術協力を効果的に連携させることでハード及びソフトインフラをパッケージで支援・提供した。
- ・ 日本政府の「中央アジア+ 日本」対話にて、新たな地域共通テーマとして掲げられている観光分野において、広域での取組を視野に入れつつ、キルギスにおける開発調査、ウズベキスタンにおける観光専門家派遣に係る案件を形成した。

② 重点領域への支援

ア) 質の高いインフラ

- ・ ウズベキスタンでは、高効率ガスタービンの導入を目的とするナボイ火力発電 3 号機建設事業に係る L/A 及び初の OM 借款として同国向け電力能力強化事業に係る L/A を承諾した。こうした先進的なインフラ設備・技術の導入と効率的な運営体制構築のための人材育成支援により、経済成長に伴う電力需要の増加に対応するとともに、自国の貴重な資源である天然ガスの有効利用にも資することが期待されている。

- ・ アゼルバイジャンの円借款「シマル発電所建設事業」で同国の電力の 10%を供給するシマル複合火力発電所の 2 号機が完工した。設計から完工まで約 12 年にわたり尽力したコンサルタントのプロジェクトマネージャー及び同企業が同国大統領より「進歩勲章」を授与された。

イ) 高度産業人材の育成や農業分野の支援等、産業多角化に資する事業

- ・ モンゴル農牧業バリューチェーン構築のためのマスタープラン案の作成について、事前調査を終了し、本格調査に向けた準備を実施した。ウズベキスタン向け園芸農業ツー・ステップ・ローンの L/A に調印した。ウズベキスタンの主要産業の一つである農業において、金融アクセスの改善を通じた同分野の輸出力強化や雇用促進に貢献が期待される。
- ・ ウズベキスタン、キルギス、カザフスタンでの日本センター支援を継続し、従来からのビジネス人材育成に加え、日本の民間企業とのビジネスマッチング支援等も展開した。タジキスタンでも、日本センターの知見をいかしてビジネスインキュベーターに係る技術協力プロジェクトを開始した。

ウ) ガバナンスの強化・人材育成

- ・ 無償資金協力で整備した「日本モンゴル教育病院」が開院した。同国初の教育病院で、保健人材育成及び非感染性疾患を含む医療サービスの提供体制の確立に貢献するもので、開院式典にはモンゴル首相等が出席し、民主化以降の我が国協力の象徴として意義を表明した。
- ・ 親日家・知日家の育成に効果が高い JDS 留学生としてウズベキスタン、タジキスタン各国からそれぞれ 17 名、13 名を受け入れた他、それと重複しない領域で技術協力でウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアからの留学生受入を開始した。

エ) 域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正

- ・ モンゴルの国家総合開発計画策定を支援するためのマスタープラン案の作成を開始した。
- ・ 中央アジア・コーカサスにおける社会サービス分野の格差是正のため、タジキスタン向け救急車整備に係る G/A を承諾したほか、ウズベキスタンの都市と地方の医療格差是正に向けた無償資金協力によるヌクス教育病院医療機材調達、円借款による脳神経センター建設及び医療機材供与に係る協力準備調査を開始した。教育分野ではジョージアの地方教育水準向上の案件形成のため、教育大臣等の要人を招聘した。

オ) 民間セクター開発

- ・ モンゴルで日本センターを通じて、同国企業と本邦企業とのマッチング機会を提供した。技能実習生送出しについても、日本語教育などの支援について検討するとともに、茨城県や熊本県など関心を有する自治体や在京モンゴル大使館との面談を実施した。
- ・ 国内拠点及び JETRO と連携して中央アジアのビジネス環境等について日本国内 3 か所で紹介セミナーを実施し、中央アジアの 3 事務所長が登壇したほか、日本・ウズベキスタン経済合同会議の場で機構の対ウズベキスタン協力に関するプレゼンテーションを実施した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **対中 ODA 終了後の新たなパートナーシップ**: 対中 ODA40 周年を振り返る写真展及びシンポジウムを中国で開催し、中国側関係者と共に 40 年にわたる ODA の歴史や成果を確認した。同写真展及びシンポジウムには、中国の経済発展における日本の貢献を知らない中国の若い世代も多数参加しており、日本の ODA の役割・貢献等を幅広く紹介したほか、新華社(中国国営通信社)、人民網(中国共産党系メディア)、NHK 等、日中の多数のメディアで報道された。また、中国国家国際発展合作署との対話、中国の援助実務機関等との情報交換や知見共有を行い、今後の継続

的な対話に向けた環境を整備した。

- ・ **中国への法整備支援**：機構は 2004 年より中国のビジネス環境整備や改善を目指し、経済法・企業法をはじめこれまで 28 本の法令整備に資する支援を実施し、中国側から高い評価を得ている。その一つの表れとして、中国の法整備支援に尽力した日本人専門家が、中国政府が経済、制度、文化の発展に貢献した外国人へ贈る最高位の「友誼賞」を受賞した。

No.5-4 中南米、カリブ

中南米・カリブ地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占める一方、気候変動や自然災害等への脆弱性や、貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、資金協力や技術協力のより一層の戦略的な活用の推進、同地域の安定した経済成長に主眼を置き支援した。具体的には、日・中南米連結性強化構想も踏まえ、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済の連結性強化）防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **パラグアイでの理事長受勲**：機構の 40 年以上にわたるパラグアイへの国際協力の貢献に対し、機構理事長が同国政府より国家功労賞（大十字勲章）を受章した。同勲章は政治、立法、外交、司法、行政、軍事、科学、文化において国家に知識、才能、美德をもって貢献したものに授与される勲章であり、1865 年に制定された歴史的な重みを有する勲章である。
- ・ **IDB との連携**：パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援すべく、機構と IDB の「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」の下で、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイにおける案件形成を進めた。その中でも、パラグアイの「シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生整備事業」は、合意時には中米・カリブ地域向け且つエネルギーセクター向けだった対象を、南米地域さらに水・衛生及び運輸・交通に拡大した 2016 年 4 月以降で、水・衛生セクターにおける交渉開始第 1 号案件となった。また、IDB Lab（中南米の中小零細ビジネスを育成して民間投資を促進するための IDB 内に設置された基金。）との初の劣後協調融資実施や IDB Invest との初の協調融資など新たな分野での連携にも発展した。
- ・ **エクアドル**：2018 年 9 月の首脳会談での共同声明を受けて、エクアドルへの二国間協力を推進した。具体的には「エネルギー構造転換促進事業」の L/A 調印に至るとともに、エクアドルの経済開発に資する新規案件として「貿易促進アドバイザー」の派遣を開始した。「エネルギー構造転換促進事業」は、エクアドルにおける政治・経済の困難を乗り越えての 20 年ぶりの借款再開となった案件で、かつ南米初のドル建て借款である。さらに、上述の IDB との協調融資枠組みにおいて、2016 年に対象が南米地域に拡大してから初の南米案件でもある。なお、これまでエクアドルでは民間資本の支援がなく、ドナーとしては中国とロシアしかいない状態の中でも、機構は、JICA 海外協力隊派遣のみの協力から、地道に同国政府との関係構築・強化を続けてきた。同借款の再開は、エクアドルがここ 20 年乗り越えてきた困難な期間・過程を機構が長年支援した成果が結実したものといえる。
- ・ **南南協力**：第 2 回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA + 40）の結果を踏まえ、中南米地域での三角協力や域内先進国のドナー化に向けた協力を積極的に展開した。具体的には、チリと日本の戦略的パートナーシップの下で「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」を実施し、中

南米域内の防災人材の育成を推進した。また、ブラジル国際協力庁や国連南南協力室（UNOSSC：United Nations Office for South-South Cooperation）との協働により、ブラジルを拠点として第三国研修「南南・三角協力マネージメント能力強化フェーズ 2」を開始し、開発途上諸国政府のドナー化や南南協力を推進した。さらに、アルゼンチンに対する技術協力プロジェクト「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト」をハブとするカイゼン・中小企業支援関連での中南米地域広域協力推進に向けて国際会合を実施した。その他、中南米諸国を対象とする第三国研修を各国で展開した。

- ・ **アマゾン森林火災**：8月のG7サミットにおけるアマゾン森林火災に対する支援表明を受け、ブラジル、ボリビアの両国に対し、9月にテントや医療用品等の緊急援助物資を迅速に供与した。また、ブラジルのアマゾンの森林保全に寄与する新規案件として「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（技術協力）の開始に向けたR/Dを12月に締結した。また、ペルーに対する「森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト」（技術協力）も引き続き実施しており、制度インフラとなる森林ゾーニングが進み、森林監視取締りに係る法制度が州レベルでも策定されるなど、着実な成果が見られ始めている。
- ・ **キューバ**：2016年9月の首脳会談時にまとめられた「関係強化に向けた諸施策（ファクトシート）」に記載のエネルギー、交通分野における調査の結果を基に、「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」を実施中であるほか、策定後のマスタープランで想定される優先課題に対する取組として「全国道路・橋梁維持管理国別研修」等の新規案件を形成した。また「再生可能エネルギーの開発に向けた電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」につき、2020年4月の専門家派遣に向けた準備を終えた。
- ・ **カリコム諸国**：カリコム（カリブ共同体）を構成する各国の共通課題に対する取組を多国間協力として進めた。具体的には、環境分野ではカリコム諸国で深刻化している海藻（サルガッソー）の実態を探るための情報収集・確認調査を実施し、被害の発生状況や各国による主な対応など状況を把握し、各国関係者と共有した。また、水産分野では「漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト」を開始した。さらに、2016年7月の日・カリコム首脳会談時の安倍首相の表明に基づき、特に防災分野でドミニカ国への「洪水対策・砂防アドバイザー」専門家の派遣を開始し、緊急度の高い国内2か所に必要な構造物の概略設計を作成するなどにより、ドミニカ国の防災対策に大きく寄与した。

② 重点領域への支援

- ・ **気候変動対策**：米州開発銀行（IDB）とともに、主にボリビア、ドミニカ共和国、パラグアイで省エネルギーの促進を通じた気候変動の緩和に資する円借款事業の案件形成に取り組んだ。また、同行とともに、ニカラグア、コスタリカ、ホンジュラス、ジャマイカでも、既往円借款事業の案件実施促進を図った。ニカラグアでは、LED電球交換等による省エネルギーの促進を行う事業が終了した。コスタリカでは地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスII）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。なお、このコスタリカの事業（ラスパイラスII）は、IDB及び世銀が毎年開催する2019年7月のGEOLAC（Geothermal Congress for Latin America and the Caribbean 2019：中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合）で地熱最優秀賞（Best Geothermal in the Region）を受賞した。また機構円借款実施部分には三菱日立パワーシステムズ㈱のタービンが導入され、日本における長い地熱開発のなかで培われた日本の技術が同国のクリー

ンエネルギー政策の実現に貢献することとなった。

- ・ **防災分野**：防災分野の三角協力の拠点であるチリでは、「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト (KIZUNA プロジェクト)」を実施し、中南米域内の防災人材の育成に貢献するとともに、チリの防災体制の更なる強化のために「災害リスク軽減のための ONEMI 組織強化プロジェクト」を実施した。また、ペルーでは日本の協力により、中南米地域で初めて緊急警報システムが導入された知見、経験を共有するため、中南米域内を対象とする「地上デジタルテレビ放送及び自然災害時における同デジタルテレビの緊急警報システム (EWBS) への活用」(第三国研修)を実施した。さらに、環太平洋火山帯に位置し、地震や津波のリスクが高いコロンビア、エクアドルの両国に対しては、「地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト」、「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」をそれぞれ実施し、両国の防災関係機関の能力強化を推進した。その他、2019 年度までニカラグアで実施された「中米津波警報センター能力強化プロジェクト」の取組の深化を念頭に新規案件の形成を進め、エルサルバドルで「地震・津波情報の分析能力強化」や「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」を形成した。加えて、メキシコでも、地震観測や耐震建築技術等で中米地域の防災分野の技術をリードしてきた経験を活用し、仙台防災枠組み等の新たな潮流に対応すべく、地域防災計画の普及を目指す「災害リスク管理ガバナンス能力強化プロジェクト」を形成した。
- ・ **都市環境問題**：全国の上水道の普及率が 78%、下水道の普及率が 11%にとどまるパラグアイにおいて、安全で効率的な上下水道サービスの提供及び生活環境の改善を目的に、人口第二の都市圏であるシウダ・デル・エステ都市圏で、上下水道整備を行う円借款案件を、また首都アスンシオン市に近いビジャ・アジェス市の浄水施設の整備を目的とする無償資金協力案件の形成に取り組んだ。
- ・ **格差是正**：戦後日本の農村地域の自立に貢献した「生活改善運動」により、当該地域における格差是正への貢献を図った。具体的には、課題別研修等による中米地域で育成した人材を有効活用し、取組の定着のため、コスタリカに「生活改善広域アドバイザー」を派遣した。また、2016 年の和平合意を経て平和構築に向けた政府や国民による取組が着実に進展しているコロンビアを支援するため、技術協力プロジェクト「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」、技術協力プロジェクト「一村一品推進プロジェクト」、個別専門家派遣「紛争被害者のための土地返還後のコミュニティー生活向上」、第三国研修「地雷対策」などの協力を実施し、紛争被害者や国内避難民、先住民といった脆弱性が特に高い人々の人間の安全保障に寄与した。2019 年度からは新たに国別研修「平和教育における現職教員研修制度強化」を開始し、学校教育を通じた中長期的な平和構築の取組にも着手した。これら一連のコロンビアの平和構築に係る機構の総合的な協力を通じて、2018 年 12 月に採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」の推進に寄与した。また、ホンジュラスにおける生活改善・生計向上を支援する技術協力プロジェクト「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」において、新たなアプローチとして政府機関だけでなく民間銀行の参加も得て、条件付き現金給付を受給している貧困世帯を対象に受給した現金の貯金及び有効活用を核とした事業形態を確立した。
- ・ **中米統合機構 (SICA) を通じた地域協力**：物流・ロジスティクス分野では、中米地域の物流ロジスティクスマスタープラン (M/P) 策定のため、開発計画調査型技術協力プロジェクトを、中米6か国の財務、経済、インフラ大臣の合意の下で開始した。生態系湿地保全の分野では、2019 年3月より開始した技術協力プロジェクトを継続し、主に域内におけるパイロットプロジェクト案の

作成を進めた。ジェンダー分野では、個別専門家「SICA ジェンダー政策策定・実施モニタリング・評価能力体制強化アドバイザー」が採択され、派遣開始に向けた調整を行った。また、個別専門家「地域協力アドバイザー」の派遣を通じ、SICA-JICA 地域協力メカニズムにおける合意形成方法の整理、及び次期地域協力 5 ヶ年計画（2021-2025）案の作成に寄与した。

③ 日系社会との連携強化

- ・ **ペルー**：海外投融資「日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業」のL/A を調印し、ペルーの日系人を起源とする信用組合である Cooperativa de Ahorro y Crédito ABACO（アバコ）に対し、最大 1,000 万米ドルの劣後融資を供与した。本事業は、機構にとって初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、IDB Lab との初の協調融資にあたる。本事業は、機構が長年培ってきた日系社会や IDBLab をはじめとする IDB との強固な信頼関係を踏まえて実現したものであり、更に日系 120 周年を機とした本邦ファンド企業（ミュージック・セキュリティ社）との戦略的な業務協定締結も後押しした。ペルーの日系社会の更なる発展に大きく貢献することが期待される。なお、劣後融資は、ベンチャー企業等の助けとなる金融商品として評価されており、機構の新たな金融アプローチの実績となった。
- ・ **民間企業や自治体等との連携強化**：中南米日系社会との連携強化を目的とした戦略的取組として、機構の国内拠点を中心に連携パートナーの発掘に精力的に取り組み、2019 年度は 13 社の本邦企業をブラジルに派遣した。これまで計 9 回の調査団に参加した企業 16 社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち 7 件が採択された。本邦企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことが期待されている。このほか、民間企業や自治体等から提案された日系社会研修、教師海外研修の実施を通じて連携強化を図った。
- ・ **海外移住資料館を通じた広報・啓発**：2002 年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する生徒に対する教育プログラム、ペルー日本人移民 120 周年記念企画展示「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」、「コーヒーが結んだ日系人と日本」、ボリビア日本人移住 120 周年記念企画展示「ボリビアに生きる一日系人の生活とその心」といった企画展示等を実施し、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進し、2020 年 3 月には累計来館者 61 万人を超えた。また、移住関連資料の収集・保管及び日系資料館連絡協議会参加による世界各地にある日系資料館との情報交換と連携を進め、JICA 海外移住懸賞論文「中南米地域の邦字新聞を活用した日本人移住に関する諸研究」を公募し学会との連携も深めた。
- ・ **ボリビア**：新規無償資金協力「オキナワ道路整備計画」について、2019 年 8 月に着工した。オキナワ移住地、そして同移住地が位置するサンタクルス県の更なる発展に向けて大きな裨益効果が期待される。

④ 戦略的な取組及び成果

- ・ **ブラジル**：開発大学院連携の一環として、サンパウロ大学法学部に日本の近代化や開発経験を研究するための講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設した。瑞宝中授章も受勲されている日伯友好に尽力されてきた二宮正人サンパウロ大学法学部教授のような人材を育成するプロジェクトである。開発途上地域でこのような知日派リーダーの育成に資する講座の開設は、機構イニシアティブによる機構初の取組である。ブラジルは約 190 万人の日系人（世界全体で約 360 万人）が在住する世界最大の日系社会があり、かつサンパウロ大学は各方面での指導的人材を多く輩出している大学であることから、本講座による人材育成を通じて、日伯の強

固な関係構築・強化することが期待される。また、機構の協力終了後にも持続的に同講座を運営するため、機構の働きかけを通じて(株)三菱 UFJ 銀行の協力を取り付け、同行の寄付金が講座運営に活用されるなど、民間資金も導入されている。

- ・ **ホストタウン実現への機構による支援**：首相官邸ホームページのホストタウン一覧にて、ニカラグアと甘楽町、ホンジュラスと片品村、ベネズエラと駒ヶ根市などにおいて、機構や機構事業を縁としてホストタウン決定に至った経緯が紹介された。特に、ニカラグアと甘楽町のマッチングにおいては、甘楽町が「次長の熱意にほだされた」と機構職員の個人名を挙げるほど、大きく貢献した。

No.5-5 アフリカ

アフリカ地域では、持続的で包摂的な成長と貧困削減・格差是正に向けて、TICAD プロセスを通じて高まっているアフリカの開発「オーナーシップ」を支え、アフリカの自立的発展を目指した開発支援を実施した。具体的には、回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等を重点領域として支援するとともに、科学技術イノベーション (STI) を取り込んだ開発アプローチの検討・実践に取り組んだ。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **TICAD 7 成果文書への貢献**：日本政府に対しイノベーションを活用したアフリカ開発の施策・可能性について機構が提案した。また、「TICAD 7 における日本の取組」（以下「日本の取組」）の検討過程において、外務省、関係各省、国際機関、民間企業等と共に議論に参加し、機構が準備した機構の貢献策案を提案した。その結果、「日本の取組」48 項目のうち約 40 項目が機構関連の取組となり、その策定に大きく貢献した。
- ・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「経済」分野への貢献**：産業人材の育成に関し、9 月から「ABE イニシアティブ3.0」の第一期生66 名を40 か国から受け入れた。イノベーションと投資の促進に関し、「TICAD 7 官民円卓会議民間からの提言書」に基づき設置されたアフリカビジネス協議会の事務局を、機構が関係省庁や他団体と共に担い、5 つのワーキンググループを含め同協議会の運営を行った。また、アフリカ発スタートアップ企業と日本企業のマッチングに向けて、TICAD 7 の開催に合わせ JETRO 及び UNDP と共にピッチイベントを開催した。さらに、アフリカ向け海外投融資の促進のため、TICAD 7 の際にアフリカ開発銀行との覚書を署名した。連結性強化に向けた質の高いインフラ投資に関し、インフラプロジェクトを官民で推進するためにも、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブ (EPSA4) を TICAD 7 の際に立ち上げた。債務持続可能性の確保に関し、債務持続可能性に課題を抱えるザンビアへ 8 月にマクロ経済政策アドバイザーを派遣するとともに、同国を含めた 7 か国を対象に公的債務管理に関する研修を実施した。
- ・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「社会」分野への貢献**：TICAD 7 の機会に打ち出されたアフリカ健康構想を進めるための情報収集・確認調査を実施し、民間事業によるヘルスケアの充実化を図るためにも、日本企業等に対して調査結果に関する説明会を開催した。また、5,000 人の科学技術イノベーション高度人材育成を進めるため、汎アフリカ大学 (PAU) の科学技術イノベーション分野の拠点大学 (ジョモ・ケニヤッタ農工大学) を支援する技術協力の R/D に署名した。
- ・ **「日本の取組」の 3 本柱のうち「平和と安定」分野への貢献**：南スーダンにおける平和構築支援、ウガンダとザンビアにおける難民受入コミュニティへの支援や難民の自立支援、アフリカ諸国の司法、警察、地方行政等における制度構築や行財政能力の強化に資する人材育成等を実施した。

② 重点領域への支援

ア) 回廊開発

- ・ TICAD V 及び VI にて表明された 3 重点回廊（東アフリカ北部回廊（ケニア、ウガンダ、ルワンダ）、ナカラ回廊（モザンビーク、ザンビア、マラウイ）、西アフリカ「成長の環」（ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア））に関し、以下のとおり、各マスタープラン調査（技術協力）で策定し広域開発計画で特定されたインフラ案件を有償資金協力、無償資金協力にて実施した。
- ・ **東アフリカ北部回廊**：アフリカで最長となる斜張橋の建設及び周辺道路の改良を行う円借款「モンバサゲートブリッジ建設事業（第一期）」の L/A を締結した。また、モンバサ経済特区に必要な港湾、道路、電力等のインフラを建設する円借款「モンバサ経済特区開発事業（第一期）」の L/A も締結し、東アフリカ北部回廊の起点かつ最重要となるモンバサ地域の総合開発を促進した。
- ・ **ナカラ回廊**：2016 年 11 月にモザンビーク政府が閣議決定した「ナカラ回廊経済開発戦略」に基づき、運輸・電力インフラ開発、産業開発、人間開発等に資する案件を形成した。特に、ナカラ回廊地域一帯に安定的な電力供給を図るために、無償資金協力「ナカラ緊急発電所整備計画」の G/A を締結した。12 月の円借款「マンディンバーリシंगा間道路改善事業」の開通式にはニュシ大統領が出席し、開通式後の同大統領との面談では、本案件を含めたナカラ回廊地域における機構の支援へ感謝が述べられた。
- ・ **西アフリカ「成長の環」**：コートジボワールにて西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）主催による「西アフリカ成長リングマスタープラン投資促進セミナー（資金動員会合）」（関係国の閣僚、世界銀行や欧州ドナー、民間企業の代表者など約 250 名が参加）の開催を全面的に支援し、日本企業向けのセミナーも開催した。また、回廊を構成するインフラ案件である無償資金協力「ワゴドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画」の着工式にはブルキナファソのカボレ大統領が出席し、日本による質の高い協力を期待と感謝の言葉を述べるとともに、西アフリカ成長の環に基づく今後の協力にも期待が寄せられた。さらに、無償資金協力「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」の開通式、有償資金協力「アビジャン港穀物バース建設事業」の着工式が開催された。これらの案件はいずれも域内の連結性の強化や物流の円滑化に資するもので、ひいては域内の産業振興や投資促進にも寄与する。

イ) カイゼン

- 「アフリカカイゼン年次会合」を、チュニジアでアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との共催にて開催した。同会合は、2019 年で 4 回目の開催であり、過去最大規模となる約 200 名が参加し、知見の共有や TICAD 7 に向けた提言作成等を実施した。また、前回の年次会合での提言を踏まえ、機構は、アフリカ全土で「優良事例の発掘・共有」及び「普及・相互啓発」を目的とした「アフリカ・カイゼンアワード」の準備を主導し、AUDA-NEPAD とアフリカ大陸で初めて実施した。同アワードには 8 か国 16 社から応募があり、関係機関と共に受賞企業の選定を行った結果、エチオピアとタンザニアの企業が最優秀賞に選ばれた。両企業は TICAD 7 に合わせて訪日し、機構が開催したサイドイベント「イノベーションを通じたアフリカの社会・経済構造転換」にて発表した。このような取組を通じて、アフリカ域内でのカイゼンの普及・面的展開を一層促進した。

ウ) UHC

- ・ ナイジェリアへの無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画」の G/A を締

結。本案件は、ナイジェリア疾病予防センターの国家標準検査室敷地内に、バイオセーフティ・レベル 3 の封じ込め検査施設等を設置するもの。感染症対応及びサーベイランス機能体制の強化を図り、もって同国の包摂的かつ強靱な保健・医療システムの整備に寄与することが期待される。

エ) 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)

- ・ TICAD 7 の際に AUDA-NEPAD と共に IFNA のサイドイベントを開催し、アフリカの子ども 2 億人の栄養改善に向けた IFNA の取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA 横浜宣言 2019」を採択した。同宣言の採択に向けて、機構は原案を作成するとともに、IFNA 運営委員会メンバーである他ドナー等に対して全アフリカの栄養改善の必要性や緊急性について説明し、アフリカ全土を対象とすること等に対して懸念を示すメンバーもいるなか、具体的な文言交渉等を主導し、国際的な援助潮流の形成に大きく寄与した。
- ・ ルワンダへの円借款「農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款」の L/A を 8 月に締結した。ルワンダは、5 歳未満児の発育障害の比率が他のサブサハラ・アフリカ諸国の平均値よりも高い状況にある。そのため、政策対話及び財政支援を通じて、栄養改善における優先順位の高い政策や計画、農業セクターでの栄養に係る取組等を支援することにより、ルワンダの子どもたちが栄養価の高い食料を口にしやすい環境づくりを目指す機構として初めての栄養分野の政策借款を形成した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **広報・発信**：TICAD 7 の際、機構は他機関等と共にサイドイベントを 31 件開催し、延べ 7,340 人の参加があった。また、日本経済新聞、NHK、Financial Times、Jeune Afrique (アフリカ経済フランス語誌)、RFI (ラジオフランス) などのメディアを通じて成果等を発信した。中でも、「BON for Africa (アフリカ盆踊り)」では、機構職員有志と民間企業等による実行委員会がクラウドファンディングを通じて資金の一部を集めつつ、TICAD 7 に向けた動画制作とイベントを開催し、6 年ぶりに日本で開催された TICAD の機会を捉え幅広い層への広報活動を展開した。国内外に影響を持つ人材の協力を得て制作した動画は YouTube で 72 万回再生された (2020 年 3 月時点) (機構発信の YouTube 動画は、通常反響のあるものでも約 2 ~ 5 万回の再生数)。イベントには約 2,200 人が参加し (参考：スポーツ祭り 2019 (屋外開催) 出典時の来場者数は約 500 人)、NHK 全国放送や新聞各社での特集など、多くのメディアに取り上げられ、TICAD 7 やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献した。
- ・ **科学技術イノベーション (STI)**：TICAD 7 公式サイドイベントとして、世界銀行及び UNDP と共に「アイデアからアクションへ：アフリカ×科学・技術・イノベーション (STI)」を開催し、400 名超が参加した。TICAD 7 のテーマの一つとなった、イノベーションを活用したアフリカの発展における政府や開発機関の役割に関する議論等を行うとともに、機構初の民間企業や学界とイノベーションを起こす仕組みとして STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想を発信した。これを踏まえ、民間企業や学界から幅広く新たな技術やビジネスモデルを募り、開発課題の解決を検討・具体化するオープンイノベーションを開催し (東京、福岡、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリア)、実証実験を進めた。ナイジェリアでは水道料金徴収の社会課題に対して、11 社から解決策が提示され、選定された 1 社が実証実験を行い、事業化に向けて取組が続けられており、これまでの手法では解決困難であった開発課題の解決を検討・具体化するプロセスが始動した。JETRO 及び UNDP とは「アフリカ・日本スタートアップ・ピッチイノベーション推進&パートナー発掘」を開催し、アフリカ及び日本からスタートアップ起業家

が登壇、約 350 名が参加した。約 500 社から選抜されたアフリカのスタートアップ企業から人工知能（AI）やブロックチェーン技術等も活用した革新的なアプローチで解決するビジネスアイデアが披露され、登壇した起業家と投資家の間で連携に向けた協議が行われた。

- ・ **工業高等専門学校（高専）との連携**：10 月に長岡高専及び NPO 法人長岡産業活性化協会と、12 月に北九州高専、佐世保高専、徳山高専と、アフリカの課題解決策の提案やプロトタイプ（試作品）の試作を通じて事業化に取り組む「JICA- 高専イノベーションプラットフォーム」の設置を合意した。高度なモノづくりの専門技術と斬新かつ柔軟な発想を有する高専と協働で、アフリカからのリバーズイノベーションを含め、これまでの手法では解決困難な開発課題の解決に向けたプロトタイプの作成や実証実験に着手し、本取組は国立高専機構の理事長賞を受賞した。具体的な取組としては、ケニアのスタートアップが抱える農業生産性向上の課題に対して、高専の学生がプロトタイプを制作し、現地に持参し、ケニアの企業と実証実験を行った。
- ・ **ホストタウン実現への機構による支援**：首相官邸ホームページのホストタウン一覧にて、南スーダンと前橋市、マラウイと太田市において、機構や機構事業を縁としてホストタウン決定に至った経緯が紹介された。特に前橋市では、山本市長より、記者会見や前橋市 HP、TICAD 7 サイドイベント等で、ホストタウン決定に至った理由として「JICA が進める『スポーツを通じた平和促進』の取組に共感した」ことが繰り返し言及された。ホストタウン決定前後も、JICA 南スーダン事務所長が、前橋市 HP 上でのメッセージ動画の配信や、市民向けイベントへの登壇等に協力するなど、継続的な協力関係を築き支援を行っている。
- ・ **伊藤忠商事、豊田通商、ヤマハ発動機との連携**：各社がアフリカで展開する農業・水産ビジネスとの連携協力に関する覚書を締結した。機構がアフリカで展開する市場志向型農業振興に関する知見、栽培技術、農産物需給情報に関する共有の促進、小規模農家に対する技術支援を通じて、ビジネスとしての農業の推進と農家の生計向上への貢献が期待される。また、企業がセネガルで取り組む FRP 船の普及などを通じて、機構が同国で長年にわたり支援する水産分野の振興が一層促進されることが期待される。

No.5-6 中東・欧州

中東地域は、「アラブの春」以降、多くの国で政情不安定化等により、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在している。直近ではイランやパレスチナと米国の対立の激化等、地域不安定化要因が増大しており、将来の展望が見えづらい状況が続いている。また、シリアからの難民問題は、当該地域のみならず欧州諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。欧州地域は、将来的な EU 加盟を目指した環境基準をはじめとする EU 基準の順守等が期待されている。こうした状況を踏まえ、中東及び欧州地域に対しては、今後の同地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進に主眼を置き、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **エジプト・日本教育パートナーシップ**：2016 年 2 月に両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成（5 年間で 2,500 名の留学生・研修生受入含む）への貢献に向け、2020 年 3 月末時点で 1,261 名を受け入れ、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで協力を推進した。例えば、「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」

(円借款)では、2019年度に239名(累計で426名)の留学生・研修生を受け入れた。また、エジプト・日本学校(EJS: Egypt-Japan School)は、2018年度に開校した35校に加え、2019年度には更に6校開校した。技術協力、円借款及びボランティア事業による多面的な教員研修等の協力成果もあり、特別活動の定着や学校運営の安定への着実な取組に加え、全国約18,000校の公立学校への特別活動の普及の取組も開始された。特別活動を含む日本式教育が海外において全国規模で導入されたのは初めてで、学力偏重の詰め込み型教育が一般的ななか、主体性、協調性、社会性等が身につく日本式教育に注目したエジプト大統領の要請を受けて実現したものである。さらには、「エジプト日本科学技術大学(E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)プロジェクトフェーズ3」(技術協力)を通じ、2020年度から3年間かけて、アフリカからの留学生約150名を、E-JUSTが受け入れることをエジプト側と合意し、TICAD7の横浜行動計画2019にもその旨明記され、募集が開始された。

- ・ **平和と繁栄の回廊構想**：日本政府が提唱する同構想を実現するため、ジェリコ農産加工団地の開発に対する支援を引き続き実施し、高品質及び効率的なインフラ設備運用システムの普及・実証・ビジネス化事業調査を開始した。
- ・ **パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development)**：「二国家解決」による和平実現に向けて、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員しパレスチナの国づくりを支援すべく、2013年2月に日本政府が立ち上げた地域協力枠組みであるCEAPADの下、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修を実施し、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を支援した。
- ・ **ヨルダン支援会合(ロンドン会合)**：日本政府は、ヨルダンに対して最大3億ドルの譲許的借款と今後5年で約1億ドル程度の無償資金協力の供与を表明しており、同表明の達成に資するものの1つとして、ヨルダン税関の治安検査能力の向上を目的とした無償資金協力「アカバ税関治安対策強化計画」のG/Aを締結した。
- ・ **日・サウジ・ビジョン2030**：コストシェア技術協力の枠組みで、サウジアラビア政府機関に対する分野横断的な人材育成支援として、教育省、職業訓練公社、都市村落省他13名の政府機関職員向けの本邦研修を実施した。その他、サウジアラビア国内で先方関係省庁と共同で中小企業支援、海洋環境問題、水資源開発に関する技術紹介セミナーを実施し、日本の経験や取組の共有と日本が強みを持つ技術の導入を促進した。
- ・ **西バルカン協力イニシアティブ**：2018年度に西バルカン6か国全てに派遣した調査団の結果を踏まえて、2019年度は西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力を着実に展開するため、セルビア、コソボ、北マケドニアで二国間協力案件を形成するとともに、新規協力案件の準備を開始した。また、既往協力案件で広域セミナーを開催する等域内協力の展開を行うとともに、新規広域協力案件(コソボ、モンテネグロ)の準備を開始した。さらに、新興ドナーとの関係においては、ブルガリアとの間で北マケドニアに対する連携案件(機構の協力アセットであるブルガリア世界経済大学、スコピエ大学、長崎大学の連携促進)を形成したほか、機構とルーマニアの援助機関RoAid(Romanian Agency for International Development)間の連携を図るための両機関間の意見交換を開始した。

② 重点領域への支援

ア) 地域の安定化と人間の安全保障の確保

- ・ **零細農家支援**：小規模農家が市場のニーズに即した営農を行うことで農業収入を向上させるプロジェクトをパレスチナ、モルドバ等で実施した。パレスチナでは、農業庁の農業普及員が市場志向型の営農・技術指導を農民に実践できるように実施体制及び能力強化を 2011 年から支援しており、サンプル調査の結果、過去 2 年間で対象農家グループの農業所得が約 1.5 倍に向上したことを確認した。モルドバでも円借款案件の形成を進め、本邦企業向け説明会を開催した。
- ・ **難民支援（シリア難民、パレスチナ難民）**：多数の難民を受け入れ、公共サービス等の負担が増大している難民受入国への支援を継続した。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム（JISR）」で 2019 年度に 12 名のシリア難民を留学生として日本に受け入れるとともに、技術協力プロジェクト「障害者の経済的エンパワメントおよび社会参加促進プロジェクト」において、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施した。また、シリア難民を特に多く受け入れているガジアンテップ市長を日本に招聘し、UNHCR と協働でセミナーを開催して、難民支援の重要性や機構による支援の効果や意義などの理解と支持の獲得・深堀が進んだ。パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクト」を実施し、その成果をパレスチナ内で共有した。また、パレスチナ解放機構（PLO）難民問題局長を本邦に招聘して公開セミナーを開催し、パレスチナ難民問題の現状や重要性、それに対する機構の革新的な協力について効果・意義などを発信した。
- ・ **戦争からの復興・開発推進**：「イスラム国」（ISIL）から解放されたイラク北西部地域においてインフラ整備を通じた民生向上支援を行うべく、円借款案件の形成を進めた。また、同国の産業多角化を目指し、農業分野等の支援を継続し、さらに、既往円借款案件により、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁により疲弊したインフラ（電力・上下水道分野等）の復興・開発を推進した。その他、イエメンでは、2011 年 3 月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続するとともに、2020 年 2 月には、日本が経験した第二次世界大戦後の復興・開発の経験等の知見を共有し、イエメンの復興・開発に資するため、イエメン正統政府関係者を招聘した。同招聘により、招聘者の平和・安定・復興の日本の事例理解への深化が進んだことに加えて、招聘者をはじめとする政府関係者とのネットワークが強化され、紛争下にあるイエメンへの今後の協力に向けた具体的協議も進展した。

イ) 質の高い成長

- ・ **エネルギー分野**：生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ等多くの国で推進した。イラクでは、同国最大級のバスラ製油所にて、同国初となる流動接触分解装置（FCC：Fluid Catalytic Cracking）を含む FCC コンプレックスを新設し環境規制に合致した高品質の石油製品の精製を可能とするため、「バスラ製油所改良事業（第二期）」の L/A に調印（2019 年 6 月）、入札プロセスを進めた。また、セルビアでは「脱炭素社会の実現に向けたエネルギーセクター情報収集・確認調査」（本邦招聘含む）を実施し、西バルカン協力イニシアティブの重点分野の一つである環境保全（エネルギー効率化・再エネ促進）の協力に向けた意見交換や日本の知見・ノウハウの共有を行った。
- ・ **環境分野**：持続可能な経済成長のためにも、人間の安全保障の観点から重要な環境分野への協力をウクライナ、イラク等多くの国で実施した。ウクライナでは、ボルトニッチ下水処理場の改修や廃棄物管理の協力を推進し、都市環境問題の解決に努めた。また、イラクでは「固形廃棄物マネジメント計画フェーズ 2」（国別研修）や「産業環境対策における能力開発フェーズ 2」（国別

研修)等を実施し、3R等日本の知見やノウハウを活用し協力を推進した。

- ・ **債務・金融システムへの貢献**：質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、ウクライナ、イラク等において、債務・金融システムの確立及び維持に向けた貢献を行った。ウクライナでは、財務大臣アドバイザーの派遣を通じて健全な金融システムの育成に取り組み、前日銀総裁を講師としたセミナー等を実施した。イラクでは財務省公的債務管理局に対して「債務管理能力パフォーマンス調査」を実施し、債務管理の現状を調査し公的債務管理局による適切な債務管理が実行されるよう、職員の能力向上等を支援した。
- ・ **産業振興・投資促進**：経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進のために、チュニジア、西バルカン等多くの国において、積極的に協力を推進した。チュニジアでは若年層を含む失業が深刻であり、社会の安定のためにも産業振興・多角化による雇用創出が喫緊の課題となっているなか、外国からの投資促進を含む一層の民間セクター開発のための支援を実施した。技術協力を通じてチュニジア企業約80社に対してカイゼン活動実施を支援、品質/生産性向上に寄与した。また、NEPADと「第4回アフリカカイゼン年次総会」を共催し、アフリカ・その他地域の17か国の関係者を集め、カイゼン方式に関する知見を広く共有・普及させた。また、チュニジア政府は産業競争力強化・人材育成を目的とした高等教育・研究開発拠点であるテクノパークを11拠点整備しているが、そのうち円借款や技術協力で支援したチュニス郊外のボルジュ・セドリヤ・テクノパークの完工式典が2019年11月に実施された。さらに、TICAD7にてチュニジア投資セミナーを開催し、ハード・ソフト両面での投資環境整備を促進した。西バルカンでは、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロでの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアに普及・展開するとともに、関連するドナーも含めた成果共有セミナー等を開催し中小企業支援分野における連携可能性を追求することで、域内協力促進に寄与した。モルドバにおいても技術協力プロジェクト「中小企業支援サービス全国標準化」を実施し、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。

ウ) 地域的取組の推進

- ・ **地域における観光資源の有効活用**：パレスチナ、ヨルダン、イラク等において、観光振興を支援した。パレスチナでは「観光回廊」構想を実現するために、これまでの協力により培った信頼関係に基づく遺跡・観光庁長官からの全面的な支援を踏まえ、機構が主導して本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダン FAM ツアー」を成功裏に実施した。その結果、本邦旅行業者複数社がパレスチナ向けのパッケージツアーを企画・開催するに至り、「平和と繁栄の回廊」構想実現に資する民間主導の開発を促進した。その結果、本邦旅行業者の参入が少ない同地域で、JTB ロイヤルロード等がパッケージツアーを企画・開催した。ヨルダンでは、観光アドバイザーの派遣や技術協力プロジェクト「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」を通じて実施してきたソフト面の支援に加え、2019年4月には、無償資金協力で建設を支援したペトラ博物館が開館した。多くの国では観光業が外貨獲得の重要な手段となっており、パレスチナとヨルダンにおいては、両国・地域間で連携して観光開発を推進するための協力案件形成に取り組んだ。イラクでも、「イスラム国」の戦禍から逃れ、貴重な歴史的遺産が破壊されずに残る国立スレイマニア博物館との交流を進め、一般文化無償案件の形成を図るとともに、同博物館長と機構本部で今後の協力可能性に関する意見交換等を行った。
- ・ **広域防災協力**：北マケドニア向けの技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト」では、2018年度にブルガリアで実施さ

れた広域防災セミナーの成果を踏まえ、再度広域セミナーを開催する等、協力成果の拡充・域内展開を図った。

エ) 人材育成、交流

- ・ **日・イラク外交関係樹立 80 周年**：イラクでは、2019 年にイラクと日本が外交関係樹立 80 周年を迎えたことを記念し、機構は駐日イラク大使館と共同で「『日本－イラクの歩み』－外交関係樹立 80 周年を記念して」と題したセミナーを JICA 地球ひろばにて開催し、60 名を超える一般参加を得た。同時にイラクにおける機構の事業を紹介する写真展も開催した。イラクは一般的に戦争やテロのイメージが強いが、円借款によるインフラ整備（電力・港湾・上水道等）の案件や技術協力による農業案件を採り上げ、機構の長年にわたる復興・開発の協力が実を結んでいる点を紹介し、国民の理解の増進を図った。また、2003 年のイラク支援再開後、2019 年度までに累計の研修員が 9,000 人を超えており、治安情勢により長期専門家派遣等に制約があるなか、本邦・第三国における研修を有効的に活用しイラク政府関係者の能力開発に貢献した。
- ・ **留学生・研修員の受入**：E-JUST におけるアフリカからの留学生 150 名の受入をエジプト側と合意した。また、TICAD7 会期中に、機構とエジプト外務省との間で「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」を署名した。エジプトにおける三角協力では、中東（イラク・イエメン）及びアフリカから 2019 年度 294 名を受け入れた。また、ABE イニシアティブによる人材育成として、2019 年度は北アフリカ地域から 7 名の留学生を受け入れた。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.5「地域の重点取組」）

<対応>

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、「自由で開かれたインド太平洋」、日・ASEAN 首脳会議の公約、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 の公約、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ、戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017 年～ 2021 年）、中南米・カリブ地域における 3 つの理念（juntos）、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、ABE イニシアティブ 3.0、中東地域安定化のための包括的支援、西バルカン協力イニシアティブ等を踏まえた事業の形成・実施に、上述のとおり着実に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、日本政府の政策・国際公約の実現や各国・地域との信頼醸成・連携強化に資する協力を

戦略的に実施した。①東南アジア地域では地域全体を俯瞰した陸・海洋の連結性強化や日・ASEAN 首脳会談公約への貢献、②大洋州地域では同地域初の海外投融資実現、③南アジア地域ではインド・バンラデシュとの公約への貢献、④東・中央アジア及びコーカサス地域ではモンゴルとの公約への貢献や対中 ODA 終了後の新たな協力関係構築、⑤中南米地域では日系社会や IDB との関係強化、⑥アフリカ地域では TICAD 7 への貢献や高専との連携、⑦中東・欧州地域では「平和と繁栄の回廊」構想への貢献等、特筆すべき成果をあげた。

ア 東南アジア・大洋州地域

(ア) 東南アジア地域

- ◎ **地域内の陸・海洋の連結性強化【①④⑤】**：ホーチミンからバンコクにつながる南部経済回廊やインドシナ半島中部を貫く東西経済回廊を整備。特に、プノンペンからベトナムに至る北東 9 州につながる幹線道路の起点となるチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了。開通式典に出席したフン・セン首相の高い評価を得て、両国間の友好関係の強化に大きく寄与。また、ミャンマーのティラワ地区港、ベトナムのラックフェン国際港等の円借款による整備を進め、ティラワ地区港では、機構の側面支援を経て、(株)上組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事(株)、豊田通商(株)、(株) JOIN の合弁企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始。
- ◎ **日・ASEAN 首脳会談公約への貢献【②】**：タイ初の日本式高専設立等を含む円借款「産業人材育成事業」の借款契約（L/A）を調印。本事業は日・ASEAN 首脳会議の公約「産業人材育成イニシアティブ」の具体的施策の一つで初めて日本型高専教育を本格的に導入するものであり、高専の海外展開に向けたモデルケースとして期待。
- ◎ **ベトナムとの関係強化【②⑤】**：2017 年 6 月、日越首脳会談における共同声明を踏まえ、ベトナムの行政改革・経済成長を主導する幹部候補の行政官を対象に今後 5 年間で 500 人を人材育成する技術協力を本格始動。この規模の大型人材育成は機構初。2019 年度は 2021 年以降の次期ベトナム政権を担うとされる副大臣級を中心に局長級、課長級等の幹部約 70 名の政府幹部候補が来日。
- ◎ **ミャンマーとの関係強化【③④】**：マネーロンダリングの「監視対象国」であるミャンマーが、国際社会から孤立せず、また、海外直接投資に悪影響が及ばないよう、ミャンマーと長年かけて構築した信頼関係とネットワークに基づき、政策対話を通じてマネーロンダリング対策の推進を働きかけた結果、副大統領ヘッドの省庁横断委員会設置や法令等整備が進展し、国際社会から前向きな評価を獲得。
- ASEAN 経済統合の推進に向けて陸及び海洋の経済回廊に係る連結性強化を推進し、自由で開かれた海洋秩序維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、質の高い成長、気候変動対策、人材育成、脆弱性への対応等に係る取組を促進。

(イ) 大洋州地域

- ◎ **大洋州地域初の海外投融資実現／パラオとの関係強化【①⑤】**：大洋州地域初の海外投融資としてパラオ「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A に調印。パラオ独立 25 周年の調印で、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった。また、同事業には双日(株)、JATCO (株)が参画（海外での空港運営事業への参画は両社初）。
- 海洋インフラ整備・改修、気候変動対策、海洋プラスチック問題をはじめとする環境問題、太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）で幹部候補人材育成等を支援。

イ 南アジア地域

- ◎ **過去最高水準の対インド新規円借款供与【①③】**：インド国内の治安悪化や度重なる事業計画の変更等があったなか、迅速な案件形成や機動的対応を行い、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言に基づき対インド支援では過去最高水準の約 3,744 億円の新規円借款を供与し、日印の関係深化に貢献。

◎ **日バングラデシュ包括的パートナーシップへの貢献【②⑤】**：日バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款を供与し、日バングラデシュの関係深化に貢献。また、円借款によるダッカ郊外の経済特区開発に関し、バングラデシュ経済特区庁と日系商社の間で日系専用工業団地の開発に係る合弁契約を締結（日系専用の経済特区開発は同国初）。

○ 質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤づくり、貧困悪化に伴うダウンサイド・リスクへの懸念、日本の国益に資する開発協力等を実施。インド、バングラデシュ、スリランカ各国とのパートナーシップに基づく事業を実施し、公約の達成に貢献。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

◎ **戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画への貢献【①④⑤】**：円借款及び技術協力で支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得。機構は同空港の建設と並行し、運営管理等に係る技術協力を通じ本邦企業の運営権交渉を側面支援。また、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院。開院式典にはモンゴル首相等が出席し、民主化以降の我が国協力の象徴としての意義を表明。

◎ **中国との関係強化【②】**：対中 ODA 終了後の新たな協力関係構築に向け、対中 ODA40 周年を振り返る写真展・シンポジウムを中国で開催し、中国側関係者とともに ODA の歴史や成果を確認。中国の経済発展における日本の貢献を知らない中国の若い世代にも日本の ODA の役割・貢献等を幅広く紹介。新華社（中国国営通信社）、人民網（中国共産党系メディア）、NHK 等、多数の主要メディアで報道され、日中の友好関係促進に大きく寄与。

○ ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成に係る取組を実施。日・モンゴル中期行動計画、中央アジア＋日本対話枠組み等に基づく案件形成、実施を推進。

エ 中南米・カリブ地域

◎ **日系社会／IDB との関係強化【②③】**：ペルーの日系人を起源とする信用組合に中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与。機構初の劣後融資、かつ米州開発銀行傘下の基金である IDB Lab との初の協調融資で、機構が長年培ってきた日系社会や IDB Lab をはじめとする IDB との強固な信頼関係を踏まえて実現。

◎ **日系社会／ブラジルとの関係強化【②⑤】**：開発大学院連携の一環として、ブラジルのサンパウロ大学に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設。開発途上地域で知日派リーダー育成に資する講座開設は機構初の取組。ブラジルには世界最大の日系社会があり、また、サンパウロ大学は指導的人材を多く輩出しており、日系社会やブラジルとの関係強化に寄与。同講座の運営に㈱三菱 UFJ 銀行の寄付を獲得。

◎ **南米初のドル建て借款実現／エクアドルとの関係強化【②③】**：南米初のドル建て借款としてエクアドル「エネルギー構造転換促進事業」の L/A に調印。同国では長年にわたり民間資本の支援がなく、ドナーも中国とロシアのみであったが、機構は JICA 海外協力隊派遣のみの協力から地道に同国政府との関係を構築・強化し、20 年ぶりの借款再開を実現。

◎ **パラグアイとの関係強化【④】**：40 年以上のパラグアイへの協力に対し、機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受章。同勲章は政治、立法、外交、司法、行政等で国家に知識、才能、美德をもって貢献したものに授与される歴史的重みのあるもの。

○ 資金協力や技術協力のより一層戦略的な活用を推進し、インフラ整備、防災、気候変動対策、都市環境問題や格差是正等に係る取組を実施。また、日系社会との連携強化に資する取組を戦略的に実施。

オ アフリカ地域

◎ **TICAD 7 成果文書への貢献【①】**：TICAD 7 成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の

検討過程で機構の貢献策案を提案。その結果、同取組 48 項目のうち 40 項目（約 83%）で機構関連の取組となり、策定に大きく貢献（TICAD VI では、33 項目のうち 21 項目（約 64%）が機構関連の取組）。

- ◎ **TICAD 7 における効果的な広報【②③】**：「Bon for Africa（アフリカ盆踊り）」として TICAD 7 に向けた動画作成及びイベントを開催。動画は YouTube で 72 万回再生（機構発信の YouTube 動画は、通常反響のあるものでも約 2 ～ 5 万回の再生数）。一部資金をクラウドファンディングで調達。イベントには著名人含め約 2,200 人が参加し、NHK 全国放送や新聞各社での特集等、多くのメディアで報道。
- ◎ **アフリカ地域の課題解決に向けた STI の推進【②⑤】**：世界銀行及び国連開発計画（UNDP）と STI に関する TICAD 7 公式サイドイベントを開催し、機構初の民間企業や学術界とイノベーションを起こす仕組みとして STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想を発信。これを踏まえてオープンイノベーションを開催（東京、福岡、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ナイジェリア）。これまでの手法では解決困難であった開発課題の解決を検討・具体化するプロセスが始動。
- ◎ **アフリカ地域の課題解決に向けた高専との連携【②④⑤】**：アフリカの課題解決に向けた「JICA 一高専イノベーションプラットフォーム」の設置を長岡高専、NPO 法人長岡産業活性化協会、北九州高専、佐世保高専、徳山高専と合意。高度なモノづくりの専門技術と斬新かつ柔軟な発想を有する高専と協働で、アフリカからのリバースイノベーションを含め、これまでの手法では解決困難な開発課題の解決に向けたプロトタイプの実験・実証実験に着手。本取組は国立高専機構の理事長賞を受賞。
- TICAD 7 の成功に向けた成果文書への貢献やサイドイベントの開催等を実施。3 重点回廊開発の促進、NEPAD（New Partnership for Africa's Development）、アフリカ地域 SDGs センター（SDGC/A）等パートナー機関との連携を推進。

カ 中東・欧州地域

- ◎ **「平和と繁栄の回廊」構想への貢献【②③】**：「平和と繁栄の回廊」構想の一部である観光回廊実現のため、これまでの協力で培った信頼関係に基づく遺跡・観光庁長官の全面的な支援を得て、機構主導で本邦旅行業界向けのパレスチナ観光促進セミナー及びパレスチナ・ヨルダン FAM ツアーを実施。その結果、本邦旅行業者の参加が少ない同地域で、JTB ロイヤルロード等がパッケージツアーを企画・開催。
- G7 伊勢志摩サミット、国連サミット公約達成に向けて、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、中東地域の安定に資するインフラ整備等の取組を実施。

<課題と対応>

引き続き、各国・地域の状況や優先的な課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地域の重点取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 5-2】「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値（12,000 人）を約 75.8%上回る 21,099 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。「アフリカにおける育成人材数」は、2018 年度に目標を達成した。

(定性的実績)

1-1. 東南アジア地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、ASEAN の中心性、一体性（統合の深化）を高める支援強化等の取組（含：ASEAN の経済統合推進、陸及び海洋の連結性強化、海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱える脆弱性への対応等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：地域の連結性強化に係る重要案件を陸・海洋それぞれにおいて着実に実施し、相手国政府から高い評価を得たほか、ミャンマー・ティラワ地区港のコンソーシアム等、本邦企業の関与に貢献した。また、タイでは同国で初めての日本型高専の導入に向けて進展がみられたほか、ベトナムでは幹部候補行政官 500 人への人材育成事業が始動し、昨年度は副大臣級、局長級、課長級等 70 人が来日、ミャンマーではマネーロンダリング対策に向けた働きかけを行うなど、「自由で開かれたインド太平洋」や質の高いインフラ投資、産業人材育成協力イニシアティブ 2.0 といった日本の外交政策も踏まえつつ、それぞれの国の情勢に応じた重点化を行い、相手国の課題解決や関係強化に成果を挙げたと認められる。加えて、ASEAN の一体性・中心性の強化に貢献し、ASEAN 共同体の発展を支える新たな取組として、2019 年 5 月に日 ASEAN 技術協力協定が署名されたところ、機構は同協定の下、第一号案件であるサイバーセキュリティ対策強化研修を実施した。

1-2. 大洋州地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理、気候変動対策や環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等に係る取組を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：パラオにおいて、同国にとって初の PPP 事業かつ JICA にとっても大洋州地域初の海外投融資案件であり、本邦企業が参画する「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A が調印された。これは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資するとともに、大洋州地域における PPP 事業推進や本邦企業の海外展開にも貢献し、またパラオ独立 25 周年に同国唯一の国際空港の拡張・運営を支援するという日・パラオ関係にとっても意義深いものであり、高い成果と言える。

2. 南アジア地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、連結性強化、産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応等に係る取組（含：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」）に基づく事業、法整備及び治安維持能力向上支援等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」への貢献に取り組み、2019 年度の借款供与国中、最高額となる約 3,744 億円の新規円借款供与を実現した。また、バングラデシュにおいても、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」に基づき、対バングラデシュ支援では過去最高水準の 2,758 億円の新規円借款供与を実現するとともに、機構初の Equity Back Finance の貸付実行等の取組を通じて本邦企業向け経済特区の開発に貢献した。

3. 東・中央アジア及びコーカサス地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成、保健医療等の社会サービス分野の協力強化、人材育成強化等を着実に実施したことを確認。

特筆すべき実績：モンゴルにおいて、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえ機構が支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院するなど、日・モンゴル関係にとって重要な進展が見られた。また、ウズベキスタンでは、初の OM 借款に係る L/A が締結され、同国の課題に対応する上で新たな取組を積極的に活用していることが認められる。中国では対中 ODA 終了に向け 40 周年の対中 ODA を振り返るシンポジウム等を開催したほ

か、法制度整備支援の取組に対し中国政府友誼賞を機構専門家が授賞した。

4. 中南米・カリブ地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、インフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等に係る取組（含：本邦企業等との連携推進、米州開発銀行及び中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業実施、留学制度を活用した人材育成等推進、日系社会連携の取組強化、農業・保健分野等での新たな事業形成推進等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ペルーにおいて、機構初の劣後融資かつ米州開発銀行傘下の IDB Lab との初の協調融資として、中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与したほか、エクアドルにおいて南米初のドル建て借款を供与し 20 年振りの借款再開を実現したこと、ブラジルにおいて本邦企業の寄附も得つつ日本開発研究プログラムの講座を開設したことなどは、地域の課題に対応するに当たって、外部機関とも適切に連携しつつ創意工夫を発揮し、新たな取組も積極的に活用して高い成果を挙げたものと評価出来る。

また、パラグアイでは、機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞するなど、相手国政府からも高い評価を得ていると認められる。

5. アフリカ地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、TICAD 7 貢献策の実現に向けた事業実施（含：科学技術イノベーション（STI）を取り込んだ開発アプローチの検討、官民連携の一層の促進、国際社会や大学等とのパートナーシップの拡充等）や、TICAD 7 に合わせた国内外への発信、重点取組（回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA 等）の推進等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：TICAD 7 に関し、成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の検討過程で積極的に貢献策を提案し、策定に大きく貢献したほか、機構有志が民間企業等と連携して作成した動画「Bon for Africa」が YouTube で 72 万回再生されこと、世界銀行及び UNDP と共催した STI に関するサイドイベントが実施されたことなど、広報・発信においても外部関係者と連携した多くの取組を行った。STI に関しては、同サイドイベントで発信された「STI オープンイノベーション・プラットフォーム構想」を踏まえ、オープンイノベーションを通じてナイジェリアの水道料金徴収に対する解決策が検討、実証されるなど、アフリカの課題解決に向けて積極的な活用が図られている。

このほか、複数の高専等とともに「JICA ー高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でアフリカの課題解決に向けた検討を行い、同取組が国立高専機構の理事長賞を授賞するなど、外部機関との積極的な連携を推進する上で機構の自主的な取組による創意工夫が認められる。

6. 中東・欧州地域

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等に係る取組（含：シリア難民留学生受入事業並びに難民受入ホストコミュニティに裨益する支援及び難民の能力向上、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援、包括的な教育支援を通じた人材育成）や、「TICAD7 における日本の取組」に貢献する北アフリカでの事業の形成・実施促進、西バルカン協力イニシアティブに貢献する事業の形成・実施等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構主導で本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダン FAM」ツアーを実施し、その結果本邦旅行業者の参入が少ない同地域で本邦企業がパッケージツアーを企画・開催するなど、機構の創意工夫によって「平和と繁栄の回廊」構想の一部である観光回廊実現に貢献した。

7. 共通

指標：【指標 5-1】「我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数」が例年並み、「質の高いインフ

ラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援」が5年間4兆円の目標に対し単年度で3割に近い水準、「各地域の本邦研修実績数」が概ね例年並みの水準となった。

(結論)

以上により、定量指標が120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られること、関連指標から着実な事業実施が是認出来ること、さらに定性的成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、東南アジア地域では、FOIP 実現のための連結性強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進した。また、日・ASEAN 首脳会議における、我が国のコミットメント（産業人材育成協力イニシアティブ2.0）を踏まえた人材育成がタイを始めとする各国で展開された。大洋州地域においても、パラオ唯一の国際空港において、大洋州地域初の海外投融資案件のL/A 調印がなされるなど、象徴的かつFOIP の実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力を顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域では TICAD 7 に際して成果文書への貢献や効果的な広報に努め、会議の成功に大きく貢献するとともに、アフリカの開発に向けたイノベーションを促進するための独自性のある各種取組を行った。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である FOIP 実現やSDGs 達成へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また、2021年に開催予定の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた準備を例として、各国・各地域にかかる重要な外交政策への貢献を期待する。

この際、各国・各地域における新型コロナウイルス感染症の状況等を注視し、それぞれのニーズに合った事業展開を行うよう留意ありたい。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点、インフラシステム輸出戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	6,000 件 ⁸⁸ (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919 件		
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797		
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075 ⁸⁹		
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302 ⁹⁰		
経常利益（百万円）			△ 1,116	△ 724	△ 395 ⁹¹		
行政コスト ⁹² （百万円）			6,689	6,782	6,302 ⁹³		
従事人員数			77	79	89		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画 1. (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 ア 民間企業等 ・ 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGs ビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施するとともに、SDGs

⁸⁸ 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

⁸⁹ 暫定値

⁹⁰ 暫定値

⁹¹ 暫定値

⁹² 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁹³ 暫定値

達成に貢献する開発事業や ESG に積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資も活用し、海外投融資による支援を拡大する。

- ・ 特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、TICAD7 に向けたアフリカの課題の提示をはじめ、特定の地域・国の特定の課題に対する提案を募る課題提示型募集を導入する。
- ・ さらに、「インフラシステム輸出戦略」等の目標達成に向け、経協インフラ戦略会議等に対して必要な情報を提供する。加えて、開発途上地域の開発と日本社会の活性化を両立すべく、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進を含め、開発効果が高く、本邦企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。また、開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善に努める。
- ・ 開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、開発途上国における開発課題や現地ニーズ等の情報を提供する。さらに、TICAD7 に向けて、アフリカにおける開発効果の高い提案の増加を図るべく、アフリカを対象とした課題提示を行う。
- ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携を強化し、中小企業等の海外展開支援を効果的、補完的に実施する。
- ・ 全国に本事業を受託した中小企業等が増え、事業実施の経験及び成果を基に地域経済の活性化が促進されることを目的として、地方からの一層の優良案件の発掘・形成に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 協力準備調査（PPPインフラ事業），開発途上地域のSDGs達成に貢献するビジネスに係る調査，民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機関に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査，案件化調査，普及・実証事業を通じたパートナー数

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を通じたパートナー数	51 法人・団体 ⁹⁴	29 法人・団体	49 法人・団体	48 法人・団体	法人・団体	法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略で	63 項目 ⁹⁵	104 項目	109 項目 （うち、実施	75 項目 （うち、実施	項目 （うち、実施	項目 （うち、実施

⁹⁴ 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

⁹⁵ 2013-2015 累計値平均

の機構に関連する具体的施策項目数			済 39 項目)	済 3 項目)	済 項目)	済 項目)
------------------	--	--	-------------	------------	----------	----------

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (SDGs ビジネス支援型)**：民間企業提案型事業である中小企業・SDGs ビジネス支援事業のうち、原則大企業を対象とする「SDGs ビジネス支援型」では、案件化調査 16 件、普及・実証・ビジネス化事業 14 件を採択した。このうち、機構が能動的に民間企業の事業を個別の開発課題解決に取り込むアプローチの一環として、TICAD7 を念頭に、アフリカ各地域において機構が各国で実施する協力等も踏まえつつ総合的に分析した開発課題を提示し、これに対して企業からビジネスによる解決の提案を期待する「アフリカ課題提示型募集」を 2019 年度に初めて実施した結果、案件化調査 5 件及び普及・実証・ビジネス化事業 5 件を採択した。機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて、日本電気(株) (NEC)、富士フィルム(株)等の大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動した。
- 海外投融資**：機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換会の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2011 年度の制度再開以降、2019 年度に承認した 11 件を含み、累計で 37 件の海外投融資事業を承諾した。既往出資案件の「日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド」の増資引き受けも実施した。出融資後の成果として、2019 年度にはカンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港の貨物取扱能力向上等を目的とした「シハヌークビル港整備・運営事業」の出資売却を実施した。また、2019 年度の承諾案件としては、日本政府が G20 参加国と共に支持を表明した開発途上地域における個人・中小企業への金融サービスへのアクセス拡大や、G7 参加国の各国開発金融機関によって取り組まれる女性の経済的エンパワメント等を目的とした事業について出融資を決定した。
- 金融アクセス向上マイクロファイナンス事業**：開発途上地域において、マイクロファイナンス機関による事業の拡大を支援することにより、同地域における女性を含む低所得者層の金融アクセスを改善し、もって低所得者層の生活水準の向上に寄与することを目的に、五常・アンド・カンパニー(株)とのへの出資契約に調印した。同社の顧客のうち、女性の比率は約 95% であり、本事業は、2018 年 6 月の G7 において発表された「2X Challenge: Financing for Women」(女性の経済的エンパワメントを促進するために 2020 年までに 30 億ドルの資金動員を図ることを掲げるもの)に寄与する初の海外投融資である。また、同社への出資を通じ、SDGs のゴール 1 及びゴール 8 に貢献が期待される。
- サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業**：今後急激な人口増加が見込まれる一方、一次産品への依存度が高く、脆弱かつ雇用吸収率の低い産業構造となっている、仏語圏アフリカを中心とするサブサハラ・アフリカ地域において、インパクト投資を行うファンドである I&P Afrique Entrepreneurs II LP への出資を決定した。サブサハラ地域限定ファンドへの初出資であり、同ファンドへの出資を通じて、農業、製造業、金融、ICT、保健、教育等の事業に従事する拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うことで、金融サービスのアクセス改善、産業の多角化及び雇用創出を図り、もって安定的な経済成長に寄与することを目指す。SDGs のゴール 8 及びゴール 9 に貢献する。

- ・ **日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業**：日系社会を起源とする信用組合である Cooperativa de Ahorro y Crédito ABACO（アバコ）への資本性劣後融資の供与を決定した。機構にとって初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、また米州開発銀行（IDB）グループのイノベーション・ラボである IDB Lab との初の協調融資である。同融資を通じて中小零細企業への貸付を促進することで、ペルー全土での中小零細企業の金融アクセス改善を図り、もってペルーの持続的な経済成長に寄与することを目指す。SDGs のゴール 8 及び 9 に貢献する。
- ・ **Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業**：開発途上国の女性向け金融サービスを提供する金融機関への投融資と技術支援を行うファンド「Women's World Banking Capital Partners II」に対する出資を決定した。本事業はファンドへの出資を通じて、開発途上国女性の金融アクセスを促進し、女性の収入向上や女性起業家によるビジネスの売上増大など、女性の経済的エンパワメントの向上に寄与するものである。SDGs のゴール 8 及びゴール 9 に貢献する。
- ・ **ガーナ「カカオ豆バリューチェーン強化事業」**：ガーナの Ghana Cocoa Board（COCOBOD）に対する融資を決定した。本融資は COCOBOD が行うガーナのカカオ豆の生産量拡大等を目的とした取組に対する融資であり、機構がアフリカ開発銀行と共同する「アフリカの民間セクター開発のための協働イニシアティブ第 4 フェーズ（EPSA4）」の下で初めて実施するアフリカ開発銀行との協調融資案件である。SDGs ゴール 1、ゴール 8 及びゴール 12 に貢献する。
- ・ **メキシコ「太陽光発電事業」**：メキシコのエネルギー会社である Infraestructura Energética Nova, S.A.B.de C.V.（イエノバ社）に対する融資を決定した。本事業は機構初となるグリーンローン原則の認証を取得した融資案件であり、メキシコにおいて、イエノバ社による太陽光発電事業に対する支援を通じ、同国の電力供給増加及び再エネの促進並びに電源多様化の推進を図ることで、気候変動の影響緩和に寄与するものである。SDGs ゴール 7 及びゴール 13 に貢献する。
- ・ **アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティの創設**：機構の海外投融資として初となる特定開発課題に対する融資枠を設定する取組として 5 億米ドルを上限とする融資枠を設定した。本ファシリティは、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワメントに寄与する事業を行うアジア開発途上国の地場金融機関を支援するものであり、2019 年 11 月の第 22 回日・ASEAN 首脳会議で安倍首相が発表した「対ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を踏まえて創設したものである。同ファシリティの下でカンボジア・中小零細事業者支援事業、インド・中小零細事業者支援事業への融資を決定。本取組は SDGs ゴール 1、ゴール 5 及びゴール 8 に貢献する。
- ・ **ブラジル・分散型太陽光発電システム導入事業**：ブラジル最大規模の信用組合連合である Sicredi グループに対する融資を決定した。本事業は、Sicredi グループを通じて分散型太陽光発電システムの普及を支援することによりブラジルのエネルギーの安定化及び世界的な気候変動対策に資するものである。SDGs ゴール 7、13 及び 17 に貢献する。
- ・ **ブラジルでの持続的な林産業支援**：ブラジルの製紙・パルプ製造会社である Klabin S.A.（クラビン社）に対する融資を決定した。本事業は、ブラジルの持続可能な林産業の発展・サプライチェーンの強化に寄与するとともに、気候変動影響緩和に資するものであり、SDGs ゴール 9、12、13、15 に貢献する。
- ・ **協力準備調査（PPP インフラ事業）**：移行型 2 件及び予備調査単独型 5 件の計 7 件を採択した。このうち、ベトナム「ハノイ市公共交通事業経営・オペレーション改善事業準備調査」は、ハノイ市バス事業会社の経営や運行効率の改善を図り、以てハノイ市都市圏におけるモーダルシフトの促進、渋滞の緩和等に寄与するもの。SDGs のゴール 9、11、17 に貢献することが見込まれる。

② 他機関との協調融資の促進

- ・ フランスの AFD グループ、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、アフリカ開発銀行（AfDB）との間で覚書を締結し、協調融資を促進することで合意した。また、締結済 MOU に基づき AfDB とはガーナ・カカオ豆バリューチェーン強化事業を、IDB-Invest とはブラジル・持続的な林産業支援事業をそれぞれ承諾した。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- ・ **企業連携方針の策定とアクション**：民間企業との連携を一層推進するに当たり、機構の企業連携強化方針を策定した。これに基づき機構の本部、全国内拠点、全在外事務所で企業連携担当者を各 2 名任命し、「企業連携ネットワーク」を立ち上げた。同ネットワークを通じ、今後は企業連携を推進するためのアクションプランの実施や制度検討、情報共有、人材育成等の取組等を実行する。

(2) インフラシステム輸出に資する発信

- ・ **インフラ輸出に関する諮問委員会**：各業界の有識者から構成される機構インフラ輸出の推進体制強化等に関する諮問委員会を開催し、提言を取りまとめることで、インフラシステム輸出戦略等の日本政府の政策決定に大きく貢献した（No13-2. (1) ②参照）。
- ・ **経協インフラ戦略会議**：各回のテーマに基づいて、特定の国・地域及び分野に係るインフラ輸出促進と戦略性向上のための情報提供を行った。テーマ「環境」では、海洋プラスチックごみ対策に資する個別案件に加え、民間提案型調査を踏まえて形成された事業について情報を提供した。テーマ「都市開発（スマートシティ）」では、計画段階から実証事業、プロジェクト実施までの包括的支援の事例として、ヤンゴンやビエンチャンの都市開発事例、タイのスマート交通に係る SATREPS の事例、マニラ交通分野の民間提案型調査等の事例を提供した。テーマ「PPP」では、開発途上国における PPP 事業推進に係る課題を整理して共有するとともに、具体的な事例として、モンゴル・ウランバートル国際空港（円借款、技術協力を活用した本邦企業の O&M コンセッション取得の支援）やバングラデシュ EBF（Equity Back Finance）円借款、パラオ空港に係る海外投融資の事例等を提供した。また、経協インフラ戦略会議の決定を受けて設置されたインフラ投資支援連絡会議での議論等を踏まえ、マスタープラン（M/P）策定等の上流段階から、民間企業の意見も踏まえた協力の実施を推進するため、内閣官房にて設置された「水インフラタスクフォース会合」及び「交通分野ワーキンググループ」に機構も参加し、議論に貢献した。
- ・ **本邦企業向けの情報発信**：経団連主催の「インフラシステムの海外展開施策に関する説明会」において、経団連の会員企業の社員約 200 名に対し、機構のインフラ輸出への貢献や更なる対応策、協力準備調査（PPP インフラ事業）、SDGs ビジネス調査、民間技術普及促進事業を紹介し、民間企業のインフラ輸出における機構の活用可能性を発信した。
- ・ 日本機械輸出組合主催の「水インフラ国際展開タスクフォース」では官民約 70 名に対して、アジアにおける機構の上下水等分野の協力や取組を共有し、2019 年 12 月の官民ミッションのミャンマーへの派遣時における現地視察等のサポート等、官民一体となった水ビジネスへの参画促進へ貢献した。

(3) インフラ輸出にもつなげる事業の形成・実施

- ・ **インフラ輸出新制度等への対応**：日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」に新たに盛り込まれた、O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用に関する案件として、ウズベキスタン「電力セクター能力強化事業（フェーズ 2）」を承諾し、人材育成や実施機関の能力

構築等への支援をパッケージとして構築した。

- ・ **新規アンタイド案件における本邦技術の活用促進**：本邦技術の活用を進めるべく、全 51 件の承諾のうち、11 件の STEP・タイト等案件に加え、昨年度の 2 倍に当たる 16 件（エンジニアリング・サービス（E/S：Engineering Service）、輪切り後続・追加借款を含む）のアンタイド案件においても、本邦に優位性のある技術を活用した案件形成を行った。具体的には、バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（1 号線）（第一期）」等である。
- ・ **既往事業における本邦企業の受注促進**：これまで本邦技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、既往案件において、STEP 以外も含めて多くの本邦企業の受注が実現した。具体的には、ケニア「モンバサ港周辺道路開発事業（第二期）」、バングラデシュ「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業」等で、本邦企業の受注につながった。2019 年度の主な日本企業の受注実績は、バングラデシュ「ハズラット・シャージャラール国際空港拡張事業（第一期）」では三菱商事 JV で受注総額約 2,710 億円、フィリピン「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）」では大成建設 JV で受注総額約 1,154 億円、エジプト「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業」では大成建設 JV で受注総額約 156 億円、コートジボワール「アビジャン港穀物バース建設事業」では東亜建設工業㈱で受注総額約 94 億円が挙げられる。また、こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2013 年以前には 20%～ 30%程度で推移していた本邦企業受注率が近年 50%以上に向上。

(4) SGDs 達成に向けた貢献

No.6-2. (4) 参照。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中小企業・SDGs ビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99 法人・団体 ⁹⁶	131法人・団体	118法人・団体	143法人・団体	法人・団体	法人・団体

(1) 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

① 開発協力事業での活用、事業化が促進された事例

- ・ **ミャンマー「安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築に係る普及・実証事業」**：治療や手術等医療行為に欠かせない「医療用酸素」は、日本では医薬品として位置づけられ、厳しい管理基準が定められている。他方、ミャンマーでは明確な法制度、規制、管理基準がないため、不適切な管理による酸素ボンベの事故なども発生しており、供給・配送体制の構築、各種基準・規格の整備が喫緊の課題となっている。こうした状況を受け、北島酸素㈱は、24 時間 365 日体制で高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」をミャンマーへ導入し、5 つの病院を実証サイトとして、酸素の充填、病院への配送、病院関係者への研修を実施した。約 2 年間の実証活動の結果、ミャンマー国全体の医療酸素の質向上に寄与していることが確認され、ミャンマーの保健省から高い評価を受けた。さらに、保健省からは医療用酸素の基準策定への助言

⁹⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

も求められているほか、2018年10月には医療用酸素の充填工場（現地法人）の設立に至り、既に民間病院を中心に酸素供給システム等の販売実績を積み上げている。本事業はSDGsのゴール3及びゴール17に貢献する。また、徳島県初のミャンマー進出企業となるため、他の地元企業による海外展開の後押しとなり、地元経済の活性化に今後貢献することが期待される。

・ **ベトナム「カimeップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査」（旧中小企業海外展開支援事業）**：同調査結果を基に、白金運輸㈱（岩手県）がベトナム南部ホーチミン近郊のバリア・ブンタウ省に、初の日系物流倉庫を開業した。同省において機構支援の下で検討された「地方起点経済成長方針」の中には「産業構造強靱化」「国際物流拠点化」等が含まれており、同方針に寄与するとともに、同社の強みである3PL(3rd Party Logistics)のノウハウをいかし、共同配送や流通加工等を導入することで利便性が向上し、円借款で支援した同省の「カimeップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化に寄与することが期待される。

・ **インド「モジュール金型のエンジニア育成にかかる普及・実証事業」**：㈱岐阜多田精機の提案製品である金型は、高品質、長寿命等差別化の源泉となるコアユニット（性能差別化部）とベースユニット（一般部）からなる「モジュール金型」であり、同業他社と比べても加工性、保全性、耐久性に優れている。普及・実証事業において、モジュール金型エンジニアリング遂行に必要な能力をインド技術者に具備させるため、①作りやすい部品設計技術、②金型設計技術、③金型評価技術、といった技術教育の効果検証を金型の技術人材育成機関で実施した。インドは自動車の世界三大生産国の一つになることが確実で市場として魅力的であり、レベルはまだ低いもののエンジニアリング教育も普及しており、育成のための素地がある点を本事業の前身となる案件化調査で確認した同社は、本普及・実証事業の開始前に現地合弁会社の設立にも至っており、普及・実証事業期間中に現地日系自動車企業や欧米系企業へ1億円規模の金型の販売実績を得た。本事業はSDGsのゴール9及びゴール17に貢献する。また、岐阜大学「地域連携スマート金型技術研究センター」から教員が3名、外部人材として調査に参画する等、地域一体となった活動が期待される。

② 課題発信セミナー、ビジネス実現支援セミナー

・ **課題発信セミナー**：2019年9月に2日間、機構課題部5部、地域部1部、民間連携事業部の協働で「途上国課題発信セミナー」を開催した。開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術・ビジネスとのマッチングを図るため、企業をはじめとした国内パートナー向けに分野・地域のニーズを解説した。同セミナーでは、機構が企業及び国内パートナーと意見交換したい課題について内容を設定し、機構と企業間の対話・情報交換を意識したセッションを開催した。参加者は延べ397名（各セッション平均39.7名）にのぼり、海外事業における機構との連携や今後の提案型事業への応募等への参考に供した。アンケートによると約9割が本セミナーは有用・一定程度有用であったと回答し、開発途上国の課題、機構が取り組んでいる事業についての説明が有用であったと評価した。また、企業からの事例紹介も非常に好評であった。

・ **ビジネス実現支援セミナー**：機構中小企業・SDGsビジネス支援事業採択済みの企業に向けて、海外でのビジネス展開に当たり、特に必要となるトピックに関する専門的知見を提供し、ビジネスの実現を支援することを目的としたセミナーを開催した。テーマは経営強化（発表者：中小企業基盤整備機構）、資金調達（発表者：日本政策金融公庫）、現地展開（発表者：㈱アセンティアホールディングス）、輸出・進出（拠点設立等）（発表者：JETRO）、法務（発表者：TMI総合法律事務所）、海外リスク管理（発表者：三井住友海上火災保険㈱）で、参加者は延べ539名（各

セッション平均 89.8 名)であった。

(2) 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

① 実施態勢の強化

- ・ **本部における民間連携事業の再編**：2018 年 9 月に、国内事業部が所掌していた中小企業海外展開支援事業（基礎調査、案件化調査、普及・実証事業）と、民間連携事業部が所掌していた SDGs ビジネス調査、民間技術普及促進事業を統合し、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に再編した上で、さらに効果的かつ一体的な事業実施の実現のため、2019 年 4 月から民間連携事業部が同事業を所掌した。
- ・ **国内拠点への案件移管**：2018 年度に 3 国内拠点（中部、関西及び四国）において、案件主管部署を本部から国内拠点へ移管する取組を試行実施し、同施行実施結果のレビューを踏まえ、2019 年度に機構中部及び関西に本格移管を開始した。移管の効果として、①案件形成から実施、フォローアップまで一貫通貫の支援及び物理的・心理的距離の近接化による企業との関係の深化、②企業・案件への理解深化による案件監理の質の向上、及び案件監理から得られる知識・経験をいかした案件形成の質の向上、③地域のネットワークを活用した地元ならではの支援による機構事業・アセットとの相乗効果の発揮、が期待される。

② 適正な事業実施

- ・ 本事業の受注者である企業の契約履行に当たり、本事業が適正・効果的かつ有効な支援事業として運営されていくために、事業内容・制度及び企業の体制・特質を踏まえた適正・効果的な実行策を検討すべく、外部有識者を含めた検討懇談会を開催し、当該検討懇談会での協議を踏まえた、①企業の体制・実施能力の確認、②積算・精算ルールの見直し、③ペナルティの見直し、の 3 つを柱として検討し、実行策を取りまとめた。

(3) 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

① 他機関との連携による中小企業等の海外進出支援

- ・ **JETRO**：2018 年度に締結した JETRO-JICA 連携覚書に基づき、双方の連携取組状況や今後の連携に向けた情報・意見交換を目的とした定期会合を 2019 年 7 月及び 2020 年 2 月に開催し、両機関の企業支援・民間連携方針について共有するとともに、今後の連携強化に向けた意見交換を行った。11 月に開催された中小企業基盤整備機構が主催するビジネスマッチングイベント「新価値創造展」（中小企業、ベンチャー企業等が独自の製品・技術・サービスの強みや魅力を披露し、新しいビジネスを創出するもの）では、JETRO を含めた新輸出大国コンソーシアムメンバーと協同でブースを出展したほか、12 月に開催された㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループが主催するビジネスマッチングを目的とした大規模商談会「Business Link 商賣繁盛」では、JETRO と共に JETRO 及び機構両機関の制度を活用した企業の事例紹介を行った。また、TICAD 7 の機会を捉えて JETRO 及び国連開発計画 (UNDP) と連携してアフリカ地域における中小企業等の事業展開を支援する目的で覚書を締結した上で、5 件の実施中案件に対する JETRO 及び UNDP からの追加的な支援の可能性を探るための伴走型支援を開始する等、具体的な連携を進めた。
- ・ **(独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構)**：機構が実施する内外のセミナーにおいて中小機構が支援制度等の説明を行う等、更なる連携を進めた。その他、採択済み企業 41 社に対して中小機構による伴走型支援メニューの紹介や、中小機構主催の展示会・商談会への出展 (2 件) 及び後援 (2 件) を行い、幅広く連携した。
- ・ **損害保険会社との連携**：機構と損害保険会社が有するノウハウやネットワークを有効活用し、優

れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進し、開発課題の解決と地域活性化を更に促進することを目的として、損害保険会社 3 社と業務連携に係る覚書をそれぞれ締結した。海外進出に関する企業向けのセミナーの開催等を通じて、損害保険会社から開発途上国における企業のリスクマネジメントに関する情報提供を受ける等の連携を行った。海外のリスク情報の蓄積を強みとする損害保険会社との連携強化により、企業の海外展開支援が一層強化されることが期待される。

- ・ **その他支援機関**：機構内部向けに、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS：The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships）の中小企業支援メニューに係る理解促進のための勉強会を実施した。

② 自治体との連携

- ・ **熊本県との連携協定締結**：熊本県内企業の海外展開支援等にも貢献することを目指して、地方創生や外国人材受入に貢献する人材の育成に向けた協力の強化を内容とする連携協定を熊本県と締結した。熊本県の地方創生と多文化共生社会実現に向けた人材育成に取り組むことにより、熊本県の地域課題の解決や経済社会の発展、開発途上国との関係強化の促進に貢献した。

③ 優良企業の発掘や優良案件の形成

- ・ **各種セミナー**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを 194 回実施し、4,764 社、10,675 名の参加を得た。
- ・ **情報発信の強化**：企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した（2019 年度中に計 343 件の掲載）。また、日経ビジネス及び NIKKEI ASIAN REVIEW（英文）に機構副理事長のアフリカビジネスに関するインタビュー記事を広告記事として掲載した。さらに、日本国内で認知・取組が広がるSDGsの現状を踏まえ、機構と具体的な連携実績・連携事例がない国内民間企業向けに、SDGs 及び機構の事業概要及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関して分かりやすく説明する広報資料（パンフレット）を製作し、国内拠点を通じ地方金融機関や自治体等とも協力して配布した。
- ・ **TICAD 7 における取組**：TICAD 7 の会期中には、民間企業のアフリカでのビジネス進出促進を目的としたイベントを開催した（サイドイベント「日本企業×アフリカ× JICA - 現地の課題をビジネスに変える -」）。イベントでは、アフリカにおける現地課題やビジネスチャンス、機構が日本企業向けに提供する支援メニューの紹介に加え、民間企業によるパネルディスカッションを実施した。また、アフリカで拡大するインフラや他産業への資金ニーズを背景に、アフリカへの民間投資の更なる促進のために、AfDB と機構の民間投融資業務における新連携枠組みのローンチセレモニーを開催した（サイドイベント「JICA-AfDB アフリカ投資セミナー・新連携枠組みローンチセレモニー」）。セレモニーでは、機構や AfDB、著名企業によるパネルディスカッションを実施し、投資機会やアフリカ市場の展望について発信した。
- ・ さらに、JETRO が主催する商談会「日本・アフリカビジネスフォーラム & EXPO」のジャパン・フェアにブース出展を行い機構の取組を国内外へ発信した。TICAD 7 に向けたアフリカ特集の特別広告企画にも上述の機構副理事長インタビュー記事を掲載、配布を実施した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指す SDGs ゴールを選択するように企画書様式を改定する等工夫し、SDGs への貢献を意識した事業の提案を促している。その結果、SDGs ゴールへの貢献を意識した提案が 500 社以上から提出され、17 のゴール全てに対する提

案を採択する等、中小企業への SDGs の普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

他の政府関係機関等とも緊密に連携し、本邦企業等が有するリソースを活用した開発途上地域の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているように、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の広報や、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチングの更なる強化に資する取組等を実施することを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.6「民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献」）

<対応>

民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業連携強化方針の策定に加え、機構職員が迷いなく積極的に企業と関係構築できるよう、その考え方、姿勢及びコンプライアンス上の留意点・対応策等を分かりやすく示したガイドラインの策定を進めた。

また、日本国内で認知・取組が広がる SDGs の現状を踏まえ、機構と具体的な連携実績・連携事例がない国内民間企業向けに、SDGs 及び機構の事業概要及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関して分かりやすく説明する広報資料（パンフレット）を製作し、地方金融機関や自治体等とも協力して配布した。さらに、TICAD 7 を念頭に、アフリカ各地域における開発課題を提示し、これに対して企業からビジネス提案を募集する「課題提示」型募集を TICAD 7 開催前後の公示にて実施することで、本邦企業等が有する技術や製品、システムをアフリカ地域の課題解決につなげる取組を行った。その結果、アフリカでの提案が 42 件採択された（採択件数の約 24%）。

その他、JETRO、UNDP、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、損害保険会社、地方金融機関等の各機関との対話を進め、各支援機関の強みをいかした中小企業の海外展開につながる連携が可能となるよう検討を進めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、民間企業等の優れた技術や知見の活用を通じた開発協力の推進に貢献した。特に、①民間企業の先進技術やノウハウを個別の開発課題解決に取り込む取組の初実施（課題提示型募集）、②海外投融資再開後最大の承諾額となる 637 億円の承諾達成、③政府公約「2X Challenge」に資する初の海外投融資調印、④ IDB Lab との初の協調融資による機構初の劣後融資の実施（日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業）、⑤インフラ輸出新制度の実現（初のハイスpek 借款、OM 借款承諾）、⑥新規アタイド案件における本邦技術の活用促進、⑦既往事業における本邦企業の受注促進、⑧本邦中小企業の海外進出促進等、特筆すべき成果をあげた。

ア 民間企業等

- ◎ **大企業の先進技術・ノウハウ活用に向けた課題提示型募集の初実施【②】**：機構が能動的に民間事業を個別の開発課題解決に取り込むアプローチの一環で、TICAD7 を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を初実施。機構が各国で実施する協力等も踏まえつつ総合的に分析・提示する開発課題の解決に向けて大企業（日本電気㈱（NEC）、富士フイルム㈱等）の先進技術やノウハウを活用する新たな取組が始動。
- ◎ **海外投融資再開後最大の承諾【②】**：機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換会の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、海外投融資再開後最大の承諾額となる 637 億円の承諾を達成。
- ◎ **女性の金融アクセスに関する政府公約「2X Challenge」に資する初の海外投融資調印【①】**：MFI による事業拡大の支援を通じて、女性を含む低所得者層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニー㈱との出資契約に調印。G7 で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資。
- ◎ **機構初の劣後融資、IDB Lab との初の協調融資の決定【②】**：日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定。機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、また IDB Lab との初の協調融資。
- ◎ **サブサハラ・アフリカ地域限定ファンドへの初出資の決定【②】**：今後急激な人口増加が見込まれる一方、一次産品への依存度が高く、脆弱かつ雇用吸収率の低い産業構造となっているサブサハラ・アフリカ地域で、拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うためのサブサハラ地域限定ファンドへの初出資を決定。
- ◎ **インフラ輸出新制度の実現（初のハイスペック借款、OM 借款）【①③】**：ハイスペック借款の第一号案件（ウズベキスタン）を承諾し、質の高いインフラを推進。また、日本政府「インフラシステム輸出戦略」に新たに盛り込まれた O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用を資する案件（ウズベキスタン）を承諾。
- ◎ **新規アントイド案件における本邦技術の活用促進【①③】**：本邦技術の活用を進めるべく、全 51 件の承諾のうち、11 件の STEP・タイド・ハイスペック案件に加え、16 件（2018 年度比 2 倍）のアントイド案件においても本邦に優位性のある技術を活用した案件を形成（ダッカ都市交通整備事業（1 号線）（第一期）」等）。
- ◎ **既往事業における本邦企業の受注促進【①③】**：調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認等を進めた結果、既往案件において STEP 以外も含めて多くの本邦企業の受注が実現（バングラデシュ事業における三菱商事㈱ JV の約 2,710 億円受注、フィリピン事業における大成建設㈱ JV の約 1,154 億円受注等）。また、こうした取組強化の結果、本邦企業受注率について、2013 年以前には 20% ～ 30% 程度で推移していたが近年は 50%以上に向上。
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の SDGs ビジネス支援型では案件化調査 16 件、普及・実証・ビジネス化事業 14 件を採択（うち「アフリカ課題提示型募集」では、各々 5 件採択）。
- AFD グループ、EIB、AfDB との間で覚書を締結し、協調融資の促進に合意。AfDB、IDB-Invest との初の協調融資を承諾。
- 経協インフラ戦略会議にて各テーマに基づきインフラ輸出促進と戦略性向上のための情報を提供。経団連主催セミナー等を通じ本邦企業向けに情報を発信。

イ 中小企業等

- ◎ **本邦企業がミャンマーにおける医療用酸素の供給体制構築【④⑤】**：北島酸素㈱が高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」の実証活動をミャンマーで約 2 年間実施した結果、ミャンマー国全体の医療酸素の質向上に寄与していることが確認。ミャンマー保健省から高い評価を得て、医療用酸素の基準策定への助言も求められているほか、医療用酸素の充填工場（現地法人）の設立に至り、既に民間病院を中心に酸素供給システム等の販売実績を積み上げている。
- ◎ **本邦企業がベトナムに初の日系物流倉庫を開設【②⑤】**：中小企業・SDGs ビジネス支援事業を通

じて、白金運輸㈱がベトナムのバリア・ブンタウ省に初の日系物流倉庫を開業。本件は機構支援で検討された同省の「地方起点経済成長方針」に寄与するもので、円借款で支援した同省の「カイメップ・チーバイ国際港」の更なる機能向上と活性化への寄与も期待される。

- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業採択済みの企業を対象に、ビジネス実現支援セミナーを開催（計539人参加）。
- 民間連携事業が適正・効果的な支援事業として運営されていくために、事業内容・制度及び企業の体制・特質を踏まえた適正・効果的な実行策を検討すべく、外部有識者を含めた検討懇談会を開催。当該検討懇談会での協議を踏まえた実行策を取りまとめ。
- 中小企業の海外進出支援を推進すべく、JETRO、中小企業基盤整備機構、損害保険会社、自治体等との連携を強化。
- 優良企業の発掘や優良案件の形成を目的に、全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを開催（191回、10,630人参加）。

<課題と対応>

他の公的機関や金融機関とも連携して、より質の高い事業の実施や事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進する。また、不正・リスク事案の防止に向けた取組を一層強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 6-5】「開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数」が目標値（1,200人）を約59.9%上回る1,919人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. 民間企業等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、中小企業・SDGs ビジネス海外展開に係る事業の実施、他機関との協調融資も活用した海外投融資による企業への支援拡大等の取組（含：開発課題に係る現地ニーズ等の情報の積極的提供、TICAD 7 に向けたアフリカ課題提示をはじめとする課題提示型募集導入）や、「インフラシステム輸出戦略」等の目標達成に向けた情報提供、協力準備調査（PPP インフラ事業）（現：協力準備調査（海外投融資））を通じた各種インフラ事業等の形成促進等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：海外投融資に関して、機構の積極的な取組の結果、再開後最大となる637億円の承諾を達成し、着実に事業の拡大を進めている。また、その中でG7 シャルルボワ・サミットにて発表された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する案件や機構初の劣後融資、IDB Lab との協調融資、サブサハラ地域限定ファンドへの出資など、新たな取組も積極的に取り入れつつ、創意工夫を活かして開発課題への対応に貢献していることが認められる。

また、インフラ海外展開に関し、O&M 借款の第一号案件が形成され、本邦企業の海外展開にも資する取組に進展が見られたほか、STEP 等を通じて本邦技術の活用を促進した。こうした取組を通じ、円借款事業における本邦企業受注率は50%以上を達成した。

そのほか、AFD、EIB、AfDB との間で協調融資促進に向けた覚書が締結されたことや、インフラ輸出の推進体制強化等について外部有識者による諮問委員会を開催したこと、企業連携強化方針を作成し全部署で企業連携担当者を任命するなど組織内の体制強化を図ったことなどは、継続的な取

組の強化に向けた自主的な取組として評価される。

指標：【指標 6-1】「開発途上地域の課題解決及び我が国の政策にも貢献する、民間企業等との連携事業の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は概ね基準値どおりの水準となった

【指標 6-2】「我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況」に関しては、上記の定性的な実績のほか、関連指標は 2017・2018 年度からは減少したものの引き続き基準値を上回る水準となった。

2. 中小企業等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、中小企業等による提案型事業の実施及び開発協力事業での活用や事業化促進、開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善、開発課題や現地ニーズ等の情報提供、アフリカを対象とした課題提示、他機関との連携強化を通じた中小企業等の海外展開支援の効果的・補完的实施、地方からの一層の優良案件の発掘・形成等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ミャンマーにおいて、医療用酸素の供給に関し、本邦の中小企業が機構事業による実証活動を通じてミャンマー保健省の高い評価を得、現地でのビジネスを展開させているほか、ベトナムにおいて機構事業を契機として本邦の中小企業が物流倉庫を開業するなど、着実に中小企業の海外展開支援に実績を上げてしていると認められる。

また、「ビジネス実現支援セミナー」の開催を含む関係公的機関との連携推進や、損保会社との連携を通じた支援体制の強化、適正な事業実施に向けた外部有識者を含む検討懇談会の開催など、事業の継続的な改善に向け積極的に取り組んでいる点は高く評価出来る。

指標：【指標 6-3】「開発途上地域の課題解決に資する製品・技術を有する中小企業等に対する海外展開支援事業の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大きく上回る水準となった。

【指標 6-4】「政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況」については、上記の定性的な実績のほか、関連指標（定量指標と共通）は基準値を大きく上回る水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ること、さらにそれら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく海外投融資の実施体制を強化し、規模としては最大の承認額を達成したほか、その中で G7 シャルルボワ・サミットにて発表された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する案件や機構初の劣後融資、サブサハラ地域限定ファンドへの出資など新たな取組を導入した。また、政府が策定したインフラシステム輸出戦略でも重要視する運営・維持管理（O&M）の体制構築に係る借款の第一号案件が形成されたことを始め、日本企業の質の高いインフラ輸出拡大に大きく貢献した。加えて、中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組むなど、機構の自主的な取組による創意工夫多数見られた。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・ JICA による民間連携事業の支援メニューが拡大する中で、特に、本邦企業による途上国の開発課題への対応に係る途上国への進出、インフラ支援を通じた本邦企業の海外進出、途上国スタートアップ企業の発掘・調査及び本邦企業とのマッチング等において、JETRO との一層の調整・連携が必

要であると認識している。既にアフリカ地域では、JICA、JETRO、UNDP の 3 機関連携を通じて、各機関が適切な形で連携を図る枠組みが形成されつつあるが、アフリカ地域に留まらず、他地域においても、JETRO を初めとする関係機関と十分な連携が図られた上で、JICA 事業が実施されることを期待する。また、国内の JICA 拠点機関において地方の中小企業や自治体などを中心に途上国における SDGs 課題解決ビジネスの推進を支援することも SDGs のローカライゼーション推進の観点から JICA により一層の活躍が求められる。

(予算額と決算額の乖離)

相手国の事情等により事業計画に変更が生じ、2020 年度に繰越を行ったもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/ 令和元年度開発協力の重点
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア, 地方自治体, NGO, 大学研究機関, 開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000 件 ⁹⁷ (2017-2021)	1,200 件	1,512 ⁹⁸ 件	1,931 ⁹⁹ 件	2,117 件		
② 主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円） ¹⁰⁰			27,247	25,369	25,529		
決算額（百万円） ¹⁰¹			26,483	25,329	24,789 ¹⁰²		
経常費用（百万円）			26,197	25,063	24,182 ¹⁰³		
経常利益（百万円）			△ 1,849	△ 363	△ 184 ¹⁰⁴		
行政コスト（百万円） ¹⁰⁵			26,192	25,017	24,182 ¹⁰⁶		
従事人員数			121	121	117		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)、中期計画：1. (2)
年度計画

⁹⁷ 民間連携と同等の水準として設定する。

⁹⁸ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回更正。

⁹⁹ 2018 年度の集計値に誤りがあり今回更正。

¹⁰⁰ 2019 年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

¹⁰¹ 2019 年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017 ～ 2018 年度の計数を修正した。

¹⁰² 暫定値

¹⁰³ 暫定値

¹⁰⁴ 暫定値

¹⁰⁵ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

¹⁰⁶ 暫定値

1. (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- ・ 開発途上地域の課題解決ニーズに適切に応えていくため、要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会を実施し、幅広い年齢層の関心を広げることにより、国民のボランティア事業への更なる参加を促す。また、「海外協力隊」に対する一層の理解と支援を得るため、関係機関・団体と協力して国民各層に届く発信の強化に取り組む。
- ・ 政府との緊密な連携のもと、新たな区分・制度の円滑な導入及び実施を着実に進行。また、PDCA の強化に向けて新たに策定した評価ガイドラインを用いて、事業評価の取りまとめに着手する。加えて、国内の多様な担い手（民間企業、大学や地方自治体等）との連携を定着させるための制度整備を進める。
- ・ SDGs、TICAD、スポーツと開発等の国際公約及び国内の課題にも貢献する事業展開を行う。特に、「海外協力隊」が持つフロンティア人材を育成する機能等を更に強化するため、訓練内容の拡充に加え、派遣前から帰国後のキャリアパスに至る継続的な情報提供・支援を行う。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、自治体連携事業の優良事例の発信、共有に取り組み、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外の SDGs の推進にも貢献する。

ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

- ・ NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO と機構の対話を促進し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募、実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、機構が開発途上地域の課題・ニーズを発信することにより、各 NGO/CSO が有する強み等をより効果的に事業においていかせるよう、案件形成・コンサルテーションを行う。加えて、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上に取り組む。

エ 大学・研究機関

- ・ JICA 開発大学院連携を推進し、開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を強化する。
- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらおうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、大学との連携により、大学の学位課程の中での専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムを開発途上国からの人材に対して提供する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、事業成果の他の事業形態への展開を行う。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関、NGO 等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を行う。特に、教員向け研修プログラムは、2018 年度に行った見直しを踏まえ、着実な改善を進める。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・開発協力への理解を促進する。特に、SDGs や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を踏まえた効果的な取組を行うとともに、機構の各種事業及び開発教育の関係者・機関との連携を通じ、地球ひろばの展示の学校教育現場での活用を引き続き推進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 課題解決に資するボランティア事業の実施，ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 地方自治体，NGO，大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施，それら経験の日本国内での共有の支援，及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- ・ 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する，教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組，及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3-2. 業務実績

No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア派遣人数 (人)	1,499 人 ¹⁰⁷	1,463 人	1,227 人	1,146 人	人	人
ボランティア活動における 達成度アンケート結果	63.3% ¹⁰⁸	50%	52.4%	52.9%	%	%
機構ボランティアウェブサ イトの訪問者数	165 万人 ¹⁰⁹	232 万人	302 万人	300 万人	万人	万人

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- ・ 相手国のニーズにより適合した隊員の派遣に向けて、各国の開発課題に対応した派遣計画の策定とそれに基づく案件形成を引き続き実施し、必要な職種に対する応募者確保のための取組を、制度変更を含め強化した。2018 年度秋募集より制度変更を行い、年齢制限を原則撤廃したところ、これまで要請数に対する応募者が少なかった職種について前年度比での応募者に増加がみられ（2018 年春・秋募集と 2019 年春・秋募集を比較すると、野菜栽培：13→20 名（54%増）、日本語教育：94→120 名（28%増）、自動車整備：8→19 名（138%増））、各国からの要請の充足という観点で改善が見られた。

(2) 国内における多様な担い手との連携

- ・ 開発途上国政府からの要請に対応できる専門性や経験を有する応募者を確保し、計画的な隊員派遣を行うことを目的に、連携派遣の要件を整理し「連携隊員派遣基本方針」を 2018 年度に策定した。また、同方針に基づき、これまで延べ 13 の自治体、98 社の民間企業（NPO 法人含む）、39 大学と連携合意書を締結した。同連携に対する大学の関心の高さを反映し、同派遣に基づく派遣隊員数は、2018 年度の 149 名から 2019 年度の 176 名に増加した。民間企業や大学では、海外事業展開の増加や拡大に伴うグローバル人材の確保・育成が急務となっている。特に、大学では教育の一環として本連携派遣を評価している点が派遣者増につながっている。

¹⁰⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁰⁸ 2015 年度実績（ボランティア本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

¹⁰⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(3) 国民の一層の理解と支援の醸成及び参加促進に向けた広報

①募集・広報

- ・ 募集広報の媒体として、ICT の活用を大幅に拡大した。JICA 海外協力隊ウェブサイト訪問者に個別にアプローチする広告の掲出や、JICA 海外協力隊ウェブサイトの訪問履歴によって応募促進のための情報を出し分ける等、個々の訪問者が必要とする情報を提供した。
- ・ ボランティア参加に対するシニア世代の関心の高まりに応えるべく、新たに以下 (3) ②記載の制度変更を行い、シニア世代向けの広報記事の掲出、Web でのターゲティング広告等を実施した。その結果、制度変更直後の 2019 年春募集では一般案件におけるシニア世代応募者が例年の半分以下に減少したが、秋募集では顕著な回復が見られた。
- ・ 各都道府県の OV 会や育てる会との連携を強化し、地域ぐるみで応募促進を展開することを目的に、これら支援団体等が実施する応募促進活動を支援する制度を構築した。2019 年度は同制度を活用した応募促進活動が試行的に行われるとともに、国別・職種別の OV 会が集う「協力隊まつり」を共催し、OV 会と連携を図った応募勧奨を推進した。
全国町村会が発行する「町村週報」への記事の掲載や、「日本も元気にする JICA 海外協力隊」パンフレットの利便性向上、総務省を通じた全都道府県市町村へのキャリアフェアの周知を通じ、国民各層に届く発信を強化した。

②制度改正

- ・ 機構のボランティア事業について、2018 年度に総称を「JICA 海外協力隊」とし、年齢による区分（青年・シニア）を一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行った。2019 年度より同見直しに基づく選考者の派遣を開始した。
- ・ 新旧の制度に基づき派遣されている隊員の派遣手続きや受入業務（住居選定や旅行制度、予算執行管理等）が混乱なく行われるように、新制度に基づく執務マニュアルを整備し、機構内関係者に周知した。また、例年実施している広報効果測定調査において、新制度に基づく機構ボランティア事業の認知度等を測る質問項目を追加し、その回答結果を応募勧奨の取組強化に活用した。

(4) スポーツと開発への貢献

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本政府が主導するスポーツ国政貢献事業「Sport for Tomorrow」が目標とする世界 100 か国以上、1,000 万人以上の裨益者達成に貢献すべく、体育・スポーツ隊員の派遣数倍増を実施した。2012 年の体育・スポーツ隊員派遣人数である 81 名を基準値とし、その倍となる 162 名以上の派遣を目標値として、大学や競技団体との連携案件を含めて積極的に形成した（総要請数は 2012 年度 164 要請⇒ 2019 年度 337 要請*）。2014 年に 176 名を派遣し目標を達成後も 2015 年・219 名、2016 年・241 名、2017 年・265 名、2018 年・215 名、2019 年・256 名と基準値を上回る派遣人数を継続している。
- ・ 2014 年から 2019 年度まで、日本体育大学と連携した体育隊員をカンボジアの国立体育教員養成校に累計 34 名派遣し、日本体育大学が専門性を有する体づくり運動の導入・普及を実施した。また、同国の体育教員養成校で学ぶ学生に対して、2016 年に改訂されたカンボジアの中学校学習指導要領に基づく授業実施能力の向上に貢献した。

(5) 国内の課題に貢献する事業展開

- ・ 帰国隊員による社会還元活動促進の一環として、長野県長野市や宮城県丸森町等で台風 19 号の復旧・復興活動に OV が参加することを支援するための交通費・ボランティア活動保険料を補助することを決定し、26 名の OV に適用した。また、駒ヶ根及び二本松で派遣前訓練中の 100 名

以上の隊員候補生も休日等を利用し、災害ボランティアとして被災地の復旧活動を支援した。同支援に対し、二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領した。隊員候補生有志がチャリティー T シャツ販売を行い、その売上を(株)福島民報社と福島民友新聞(株)を通じ義援金として寄付した。機構は隊員候補生の地域貢献に対する自主性と思いを尊重した活動を側面支援した。

- ・ 地方創生や外国人材受入に貢献する人材育成を目的とした初めての連携協定を、熊本県及び熊本県立大学と 10 月に締結した（熊本モデル）。これを通じてグローバル人材の県内での就職・定着を促進し、同県の地方創生や外国人受入体制整備に貢献することを目的とし、2019 年度は県内におけるインターンシップの提供に着手。
- ・ OV である学校教員の全国組織「全国 OV 教員・教育研究会」と共にシンポジウムを開催し、多文化共生の理解促進活動と協力隊経験の学校現場でのいかし方について、経験共有と普及を図った。また、国内で地域貢献活動を行う OV 組織等のネットワーク強化や会合開催への支援を行う等、OV による地域活性化や多文化共生の取組を支援した。

(6) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **健康福祉 (SDGs ゴール 3)** : ボリビアでは、配属先同僚が患者指導の際に利用可能なパンフレット（糖尿病、高血圧症、肥満予防）を、隊員が作成した。また、同国の技術協力「オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」を通じてボリビア保健省栄養改善課へ同パンフレットの説明を行った結果、保健省より隊員要請について要望がなされたほか、今後オルロ県全域の地域保健所で同パンフレットの具体的な活用の検討に着手した。
- ・ **質の高い教育 (SDGs ゴール 4)** : 2018 年 9 月に開校したエジプト日本学校 (EJS) に対し、2018 年度後半から 2019 年度にかけて、隊員による地方の EJS 28 校へのキャラバン（地方巡回）及び首都 6 校への定期巡回を通じ、文化交流や特別活動の模擬授業等を行うなど日本式教育の普及活動を行った。同活動には約 850 名の小学 1 年生及び約 1,700 名の幼稚園児が参加したほか、約 430 名の教員の参加が得られ、特別活動の理解が深まった。
- ・ **水と衛生 (SDGs ゴール 6)** : アフリカの安全な水と衛生に貢献すべく隊員による「水の防衛隊」を、2008 年から 2019 年度まで累計 270 名以上派遣した。また、2019 年度は、ルワンダ、ウガンダ、カメルーン等計 8 か国で 28 名の水の防衛隊が活動を行った。具体的には、安全な水の確保と給水施設の維持管理のための水管理組合への支援や、住民の収入向上支援を通じた安全な水の確保への働きかけ、学校やコミュニティにおける手洗い指導を通じた公衆衛生の改善など幅広い活動を展開した。

No.7-2 地方自治体

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4 含む)	45 法人・団体 ¹¹⁰	40 法人・団体	60 法人・団体	60 法人・団体	法人・団体	法人・団体

¹¹⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、180 法人・団体

アクター別の草の根技術協力事業の実績 (地方自治体) 相談 件数 / 応募件数	相談：160 件 ¹¹¹ 応募：20 件 ¹¹²	相談：295 件 応募：24 件	相談：326 件 応募：41 件	相談：318 件 応募：32 件	相談：件 応募：件	相談：件 応募：件
活動報告等の発信回 数 (No7-3、7-4 含 む)	- ¹¹³	392 回	395 回	351 回	回	回

(1) 地方自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- 複数の自治体の連携による大きな成果：**機構と沖縄県内の 7 つの水道事業体（沖縄県企業局、那覇市、沖縄市、名護市、石垣市、宮古島市、南部水道企業団）は、技術協力「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」を通じて、首都アピアにおける安全な水の安定的な供給に向けた漏水探知・修理を通じた漏水対応能力強化や、水質管理を含む浄水場管理能力の強化などを支援した。本事業は、宮古島市が実施した草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010 ～ 13 年）から発展し、沖縄振興特別措置法第 87 条にある沖縄の国際協力の推進、第 6 回太平洋・島サミット（2012 年）「沖縄キズナ宣言」、沖縄県と機構の連携協定（2013 年）も踏まえた、沖縄の知見や技術をいかした取組である。7 つの水道事業体のそれぞれが得意分野（沖縄県企業局：水質管理、那覇市：資産管理、沖縄市：水圧管理、名護市：管路施工、石垣市及び宮古島市：浄水場運転維持管理、南部水道企業団：漏水探知）で参加することにより、対象としたアピアの最大の配水区においては、無収水率が 2013-2014 平均の 68%から 2019 年の 35.8%まで半減したほか、2014 年に 50%程度の飲料水水質基準遵守率 100%達成、収支の黒字化などの大きな成果を上げた。また、事業期間中に沖縄県企業局からサモアにボランティアの派遣も行われた。7 つの自治体が連携し、それぞれの強みをいかすことにより単独の事業体では対応困難な技術協力への対応が可能となったことや事業体間での連携・相互情報共有が活発になったという効果もあり、自治体間のつながりの強化とともに大洋州と沖縄の関係強化に大きく貢献した。
- 伝統技術の活用：**宮城県が実施するマラウイでの草の根技術協力では、宮城県の伝統技術である粗朶工法（細木を束ねた資材により河川の護床や護岸を行う）を技術移転し、農地の水没・住宅損傷・家畜の損失の防止、生活道の確保が図られた。粗朶工法の導入により作付面積の増加、農家の所得向上などが実現・可視化されたことで、灌漑技術者だけでなく農民にも技術移転を実施中である。粗朶工法実施後は、洪水被害が防がれ営農を継続することができたほか、住宅損傷や家畜損失の防止、生活道の安全確保が図られるなど農業生産に係る利益のみならず、社会的利益がもたらされている。試算によれば、約 250 万円の投入で、約 860 万円の経済効果が確認されている¹¹⁴。

¹¹¹ 2015 年度実績

¹¹² 2013-2015 実績平均（実績は 60 件）

¹¹³ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

¹¹⁴ 当初の建設費に加え、毎年維持補修に掛かる費用として建設費用の 5%、5 年後に粗朶の更新が必要とし、粗朶工法により 5 年間利益が守られると仮定し算出。

- ・ **日本の中山間地のノウハウ活用**：東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、宮城県丸森町がザンビアのホストタウンとなることが決定した。決定の背景として、宮城県丸森町は 2018 年度までザンビアで実施してきた草の根技術協力を通じ、中山間地という不利な条件下で時間をかけ、創意工夫で培われた在来型の農業生産、加工、流通及び家庭での調理（栄養）改善に関する技術を小規模農家に対して移転したことがあげられる。具体的成果として、プロジェクト対象地の村周辺で実施した農産物生産活動では、世帯ごとの平均農業収入が 1,703 ザンビア・クワチャから 3,596 ザンビア・クワチャへと倍増し、家計の改善に貢献した。これは乾季における玉ねぎやササゲやチャイニーズキャベツなどの換金作物の普及や、日本式の重箱式巣箱を使った養蜂やコミュニティ開発の一環としての地域住民グループによる山羊の飼養といった内容が現地の小規模農家に役立った結果である。同事業を通じて丸森町とザンビアの間で培われた信頼関係がホストタウン決定に大きく貢献した。

(2) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- ・ **機構初の人材育成モデル（熊本モデル）の構築**：熊本県の地域振興に向けた同県との連携協定を締結した。同連携協定により、海外協力隊としての開発途上国での活動経験と、熊本県内での高等教育やインターン経験を兼ね備えた人材の育成等を合意した。熊本県内で実施される高等教育やインターンでは、熊本大学や熊本県内企業等とも連携予定であり、日本国内の地域の産業振興や多文化共生に資する機構初の人材育成モデル（熊本モデル）を構築した。
- ・ **宮崎 - バングラデシュモデルの深化・拡大**：バングラデシュの技術協力「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」では、2019 年度に Bangladesh Japan ICT Engineers Training Program (BJET プログラム) の受講生 112 名のうち 102 名が企業から内定を得た（うち 79 名が日本企業から内定）。宮崎市では、産官学の受入体制（宮崎 - バングラデシュモデル）が築かれており、市内企業が多くバングラデシュ人 ICT 技術者を採用しているほか、機構事業を契機に、東京から 2 社の ICT 企業の誘致に成功した。さらに、複数の自治体が宮崎市やダッカを訪問する等、他自治体への展開機運が高まっている。一例として、都市部への人材流出に伴う IT 人材の不足が喫緊の課題となっている徳島県では、機構との連携を前提として外国人材受入を推進するための企業向け支援施策を県として予算化し、BJET プログラムの理解促進を目的としたセミナーを実施した。JICA 四国は徳島県と協議を行い、予算確保後の支援を行うことで合意した。
- ・ **高知県の企業サポートチームへの支援**：「第 3 期高知県産業振興計画」においては、交易拡大のための取組として「JICA 及び JETRO 等と連携した ODA 案件化の促進」が明示されている。また、高知県庁商工労働部工業振興課が事務局となっている「高知県海外展開・ODA 案件化サポートチーム」は、機構の民間連携プログラムの活用を前提として構築された組織であり、県内企業を対象に海外展開支援を実施している。機構は高知県庁商工労働部との協議の上、これまで高知県庁に中小企業アドバイザーを派遣し、優良案件の形成に貢献してきた。また、JICA 四国が高知県や高知県産業振興センター等のサポートチームメンバーと共に企業へコンサルテーションを継続的に実施し、熟度の高い案件形成を行ってきた。その結果、2019 年度は応募のあった 2 案件ともに採択に至り、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における高い採択率を維持した。
- ・ **ラオス人材による福井県の空き家改修**：福井県若狭町と地元企業である西野工務店が、草の根技術協力・地方活性化特別枠を用いて、ラオスのチャンパサック職業訓練校と協力し、ラオスの木材加工・建築産業人材育成と若狭町の建築産業活性化を図る事業を実施した。具体的には、チャンパサック職業訓練校の教員及び技術指導員ら 9 名が、若狭町の空き家改修事業を通じて基礎的

な木材加工・建築技術を習得する 3 か月間の本邦研修を実施した。その結果、若狭町で予定されていた空き家改修事業は無事終了し、同町の古民家福祉施設として活用される予定となった。これをモデルとして、同町の空き家対策推進につなげることが検討されている。また、日本で研修を受けたチャンパサック職業訓練校の関係者は、日本型の実践的且つ高い品質の木材加工製品を製造する技術を持つ人材を輩出することが期待されている。チャンパサック職業訓練校は、財源確保と教育成果を実践の場でいかす観点から、建設工事を受注しているが、本事業の成果として、同職業訓練校が富士・フォイトハイドロ(株) (機構の有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」を実施) の現地工場及び事務所建設を受注した際、教員や技術指導員らは限られた納期のなかで自ら最善の工法や計画を練り、日本での習得技術を当地にあった方法に応用させながら、計画通りに完工することができた。さらに、西野工務店は今後ラオスに現地法人を設立予定で、上記帰国研修員を含む同校の指導教員が指導した卒業生を現地法人がスタッフとして雇用し、家具や学習家具の販路拡大を目指す予定である。

- ・ **地域の活性化・国際化に資する自治体への出向者配置**：機構は従来の横浜市や島根県海士町への出向者の派遣に加え、2019 年度は海士町への追加派遣の他、岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町にも職員を出向させ、開発途上地域との協力事業や機構ボランティア事業 OV 等との連携などにより、当該自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。例えば、島根県海士町では、機構出向職員の支援により、文部科学省 Edu Port ニッポン公認プロジェクト(高校魅力化)の採択・実施、機構や国際関連団体からの研修や草の根技術協力事業等プロジェクト受託、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン選定(ミクロネシア)等で多くの連携事業を実現し、同町の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与した。
- ・ **日本センター事業との連携**：機構が協力を行うミャンマー日本人材開発センターでは、活動の一つとして 2014 年から同センターと宮崎県延岡市との交流を促進するため毎年ビジネス交流会を開催しており、11 月には延岡市、宮崎市の官民関係者 30 名がミャンマーを訪問した。また、延岡商工会議所とミャンマー日本人材開発センター同窓会(受講者組織)との間で、ビジネス連携協力に関する覚書(MOU)が締結された。
- ・ **日本側の人材育成・技術継承への貢献**：横浜市水道局は、自治体連携ボランティアを活用し、2014 年よりマラウイ・ブランタイヤ水公社にボランティアのチーム派遣を実施し、2019 年度には長期専門家を派遣している。本協力を通じて、協力対象地域における無収水率を低減等、開発途上地域の課題解決といった成果のみならず、昨今日本では新規の水道の建設の機会が無く、若手職員の現場経験や技術伝承の機会が限られるなかで、派遣された水道局職員の人材育成・技術継承の場にもなっている。また、同局は、国際関連事業に携わる職員の育成を目的とした「横浜市水道局・海外現地業務チャレンジ事業」を実施しており、機構は、2018 年度のラオスでの初回実施に続き、2019 年度もマラウイ、ラオスでの同局若手・中堅職員の OJT に協力した。また、国際人材の育成を目的として局内に設置されている「国際協力専門員 Y-TAP」では、2019 年度の活動として、課題別研修の講義資料作成や、他の自治体による機構事業への取組を比較検討した調査研究、勉強会の開催などを行った。

(3) 質の向上及び裾野拡大を目指した自治体との連携事業の優良事例の蓄積、発信、共有

- ・ **埼玉県庁国際課との連携**：埼玉県庁国際課と共に、ネットワーク型 NGO「埼玉 NGO ネットワーク」と協働し、2018 年度に続いて県内自治体、NGO/NPO、大学等が一堂に集う「情報交換会」を共催した。同情報交換会では主に自治体職員が日々対応に苦慮しており、関心が高く、現在のニ

ーズに合致している①多文化共生、②海外協力と地域活性化、③海外協力の分科会が設置された。分科会での内容は参加者が身近に捉えやすく充実した内容となり、自治体職員等を中心に前年度比 128%の参加者増となった（13 名増）。

- ・ **岐阜県・各務原市との連携**：岐阜県各務原市と岐阜大学との連携の下、道路アセットマネジメントに関連する長期研修員向けの特別プログラムとして、先端技術を活用した橋梁点検を各務原大橋で行った。機構研修員には先端技術を活用した橋梁点検手法の理解につながり、橋梁を管理する各務原市にはこの点検で得られたデータが提供され、今後の維持管理に活用される予定となっている。本取組は 2020 年度以降も実施する予定であり、各務原市は点検結果の過年度比較・検証が可能となる。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **つくば市等との連携**：つくば市 SDGs パートナー講座で機構職員による市民向け講演、古河市及び下妻市で自治体職員向け研修や茨城県教員向け研修での機構職員による SDGs に関する講義を行った。また、「ヒューマンフェスタとちぎ 2019」で SDGs ブースを出展したほか、「つくばサイエンスラボ 2019 科学と環境のフェスティバル」でもつくば市役所と共同で SDGs ブースを出展した。

(5) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた貢献

- ・ 開発途上地域に関する知見、人材、ネットワーク、先方政府とのアクセスを豊富に有する機構の強みをいかし、3 月末で 51 の開発途上国とそのパートナーであるホストタウン自治体に様々な形で関連・貢献している。ホストタウンの決定に際し、機構の既存の事業や JICA 海外協力隊や在外事務所等の人的ネットワークを活用した事例や、当該国の在外事務所関係者（所長など）による当該自治体での講演、パネル展等市民イベントの開催支援、JICA 海外協力隊経験者の当該自治体におけるオリンピック・パラリンピック担当職員としての関わり（茨城県常陸大宮市や千葉県山武市）等の実績が挙げられる。また、内閣官房オリンピック・パラリンピック事務局からは、機構の有するノウハウ、ネットワークや人材を、相手国との交渉やホストタウン関連のイベント支援等で自治体に役立てることが期待されており、同事務局の要請により機構は団体として同事務局の「ホストタウンアドバイザー」に登録した。その後、例えば秋田県にかほ市（リベリア）、大阪府守口市（ガンビア）、茨城県下妻市（ブルンジ）、鹿児島県の 5 つの町（和泊町、知名町、与論町、徳之島町、天城町、カリコム諸国）等についての支援を求められ、関連する情報提供や関係者の紹介を行っている。
- ・ **パラオ×茨城県常陸大宮市**：パラオのホストタウンである常陸大宮市の協力要請を受け、鈴木俊一国務大臣（当時）のパラオ訪問を機構パラオ支所が現地で支援した。また、パラオ協力隊 OV が、活動終了後に常陸大宮市職員となり、ホストタウン関連業務で活躍中であるほか、機構と連携して東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の案件形成を行っていく方針である。
- ・ **南スーダン×群馬県前橋市**：機構は南スーダンの「スポーツを通じた取組」を前橋市に紹介し、前橋市による南スーダンのホストタウン登録を後押しした。前橋市は、南スーダンのオリンピック・パラリンピック候補選手に対する長期事前キャンプの機会を提供し、選手団と市民との交流促進を図っている。選手滞在は、ふるさと納税や企業による協賛、市民ボランティア、南スーダン応援委員会（後述）等により支えられており、地域の国際化や活性化にも寄与している。また、JICA 群馬デスクの働きかけにより、地元企業やスポーツ団体・連盟等が参加するプラットフォームである「南スーダン応援委員会」を発足させ、T シャツ販売による選手滞在費支援や、市内で

開催されるサッカー公式試合での南スーダン選手団の紹介等、コミュニティ主体の交流活動を実施している。機構は、南スーダン五輪委員会との現地での調整や前橋国際大学との協働による市民向けのセミナー開催等を通じ、これら活動を後押ししている。来日した選手団の 4 名の選手は、南スーダンで開催協力を行っている全国スポーツ大会「国民結束の日 (National Unity Day)」の参加経験者であり、NUD 参加を契機に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の候補選手に選定された経緯がある。これらの南スーダン選手や前橋市の取組は、機構の NUD 支援等も含め、報道・バラエティ問わず様々なメディア (テレビ、新聞、雑誌など) で紹介され、多くの一般国民への広報につながった。また、2020 年 1 月の第 5 回 NUD では、NUD に参加する選手たちに、前橋市の選手団からのメッセージ動画を届け、スポーツを通じた融和と結束の意義や、NUD 後の主体的な平和への取組の重要性を伝え、若者間の平和や融和・結束に対する意識向上を後押しする契機となった。今後も、南スーダンでの技術協力プロジェクト「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」において、紛争の影響を強く受けた若年層の平和意識や社会的結束の回復を促進していくリソースパーソンとして、前橋市の陸上選手達との連携が期待されている。

- ・ **タンザニア×山形県長井市**：山形県長井市はタンザニアのホストタウンであり、機構は長井マラソンの開催を後援する他、同マラソンにタンザニア事務所の広報大使である往年の名マラソンランナーであるジュマ・イカンガー氏を団長とするタンザニア人選手団を招聘する等、同市とタンザニアとの交流強化に積極的に貢献した。長井マラソンの際には、機構は写真展の開催やブース出展により、イカンガー氏の働きかけで実現したタンザニア初の女子陸上競技大会や海外協力隊員の活動等をマラソン参加者や市民に幅広く紹介した。さらに、選手は帰国協力隊員のサポートを得て同市の学校を訪問し、児童たちとの交流を通じた国際理解促進に貢献した。また、教師海外研修でタンザニアを訪問した参加者が、研修の成果を活用した開発教育の実践を積極的に行っており、市民のタンザニアについての理解向上に大きく貢献している。授業を受けた児童が近隣の小学校に出向き、タンザニア紹介をするようになり、教師海外研修への参加を希望する教員も増加するなど、スポーツを通じた交流が更なる広がりを見せている。

(6) 外国人材受入環境整備への貢献

- ・ **日本国内の多文化共生に向けた国際協力の成果の活用**：兵庫県子ども多文化共生サポーターからの要望を受け、ホンジュラス国教育省と調整し、機構の協力を踏まえて作成された小学校 1 年生から 6 年生までのホンジュラスの算数教科書・教員用指導書 (スペイン語) を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈した。機構の長年の貢献に応える形でホンジュラス国政府の協力が得られたものであり、日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書が活用されるのは初めてである。同センター長より「このような貴重な教科書があることをスペイン語圏の国をルーツに持つ児童・生徒、その子どもたちに関わる教師やサポーターの皆さんに知っていただき、子どもたちの学習支援に役立てたいと思います。」との言葉を受けた。
- ・ **群馬県との連携**：11 月に群馬県外国人活躍推進課と連携の上、有識者及び在住外国人受入に関わる方の知見・経験共有と、取り組むべき課題の検討を目的としたセミナーを共催した。群馬県内の機構に所縁のある企業・団体や個人の他にも県庁職員並びに市町村職員が数多く (70 名以上) 参加し、同県の外国人受入議論の促進に貢献した。また、1 月には群馬県と機構の職員が集まり、職員間の交流を目的とした研修を実施した。
- ・ **香川県・高知県との連携**：香川県では、在住外国人の安全な生活の確保・維持を目的とする「国際交流協議会」が設置されており、機構四国センターは同協議会の理事を務めている。また、高

知県では「外国人生活相談センター」が設置され、機構は運営協議会のメンバーとなっており、地域における多文化共生のキープレイヤーとしての貢献を期待されている。JICA 四国は、産学官民への広報、連携事業を積極的に実施し、県だけでなく、小さな市区町村からの要請にも対応してきた。また、多文化共生やグローバル化に貢献できる人材として帰国隊員の活用を広報してきた。これら取組が実を結び、県や関係者による理解度を深め、協議会等でのメンバー選出に至ったものである。SDGs 関連でも、みずほ銀行等からの講師依頼や、香川県国際交流協会が実施する域内 NGO への補助金事業において審査員を依頼されるなど、「途上国関連ならば JICA」という認識が四国各県において浸透しつつある。

No.7-3 NGO/ 市民社会組織 (CSO)

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (NGO/CSO) 相談件数 / 応募件数	相談：450 件 ¹¹⁵ 応募：27 件 ¹¹⁶	相談：459 件 応募：79 件	相談：683 件 応募：71 件	相談：672 件 応募：69 件	相談：件 応募：件	相談：件 応募：件

(1) NGO/CSO の知見やアプローチの多様性をいかした事業の形成・実施

- ・ **児童福祉**：特定非営利活動法人アクションが実施した草の根技術協力「児童養護施設の養育体制強化を通じた子ども達の成長と自立を促進するプロジェクト」で開発した、児童福祉施設で働くハウスペアレントの基本的能力を向上させる汎用性のある研修モジュールは、現地カウンターパートのフィリピン社会福祉開発省が主体となって省内での審議をすすめ、同省令の下、公式カリキュラム化された。当初計画では、「ハウスペアレント研修規程」制定に向けて作成した提言書を同省長官が受理するという成果を掲げていたが、同省から高い評価を得たため、「提言」ととどまらず、プロジェクト実施期間中の制度化までに至った。
- ・ **体育科教育**：特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールドが実施した草の根技術協力「カンボジア王国中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」で作成した指導書を高く評価した同国教育省が、独自に 15,000 冊の指導書を印刷・全国配布する予算を確保の上、3 月までに印刷が完了した。2020 年 4 月以降に全国の各州教育局に配布が開始される予定となっている。
- ・ **障害者の就労**：特定非営利活動法人難民を助ける会が実施した草の根技術協力「ミャンマー国障がい者の就労支援体制強化事業」では、職業訓練校の就労支援サービスの改善に取り組み、同国での足に軽度の不具合がある障害者の就労率が 42.7%に留まる中、高水準の就労率 (94%) ・定着率 (98%) を事業実施期間中に達成した。また、教職員による民間企業への啓発活動を展開し、新たに 60 社が卒業生を雇用することとなった。本事業の特色は、職業訓練校の改善にとどまらず、同国政府自身が積極的に取り組んできた障害者政策の進捗を見据え、政策につながる支援を展開できた点にある。同国は、2011 年に障害者権利条約に批准、2015 年に障害者権利法が成立し、障害に基づく就労差別の撤廃や雇用機会の創出について言及されているが、実際の環境整備は進んでいない。この現状を踏まえ、本事業では、同国内の障害者ネットワーク団体、アドボカ

¹¹⁵ 2015 年度実績

¹¹⁶ 2013-2015 年度実績平均 (実績は 80 件)

シーNGO、社会福祉省他関連省庁を巻き込み、副大統領の巻頭言も得て、2017年に制定された障害者権利法細則に則った内容の「障がい者雇用の手引き」を2018年に同国で初めて刊行した。同法に基づく副大統領を議長とする障害者の権利に関する国家委員会のメンバーに当該団体が選出され、政策的な貢献を継続して実施する運びとなった。また、同手引きを広く普及すべく開催したシンポジウムには、多数の民間企業、政府機関など200名を超える人々が参加し、更なる就労促進につながった。

- ・ **若年妊娠の予防・啓発**：特定非営利活動法人 Class for Everyone が実施した草の根技術協力「若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業」は、タンザニアで大きな課題となっている若年妊娠に関し、妊娠のため退学した生徒の復学は法律で禁じられているにも関わらず、教育現場での有益な対策が取られていないことを背景とした取組である。本事業では、カウンターパートである現地 NGO が自立的に活動できるように、若年妊娠の予防を目的とした絵本を用いた思春期教育プログラムを開発した。また、若年妊娠を経験した当事者をファシリテーター補助として雇用することにより、当事者と地域社会との関わりを創出するとともに、当事者であるからこそ語りることができる子どもたちの心に届くメッセージを発することが可能になった。本プログラムは、対象校における若年妊娠件数が2016年の6件から2018年の2件まで大きく減少した。加えて、対象地域の小中学校に留まらず、他団体が草の根技術協力事業を展開する他の女子中学校や機構の協力により、2017年にタンザニアで初めて開催された女子陸上競技会（レディースファースト）等でも紹介されたほか、タンザニア国内の難民キャンプでも活用可能性に係る協議が行われた。今後は、対象地域の学校及び行政機関を巻き込んだ、より幅広い普及が検討されている。
- ・ **案件の質向上**：2018年度に NGO と協働で整理した「草の根技術協力事業 案件の質の向上に資する6つの視点」を踏まえ、草の根技術協力事業（草の根パートナー型）の募集要項を改訂し、優良事例も含めてホームページでも公開した。その結果、特に NGO が得意とする「地域において認識されていない課題を抽出し、取り残された人々にもリーチする」といった視点を反映したより良い案件形成につながることを期待される。また、事業成果を念頭に置いた実施監理につなげるべく、業務実施ガイドラインの「評価項目の視点」を詳細に追記した。

(2) 事業の質向上のための取組

- ・ **担当者向けの取組**：国内及び在外拠点の草の根技術協力事業担当者を対象として、案件形成や実施団体へのコンサルテーションに係る能力強化研修を実施した（94名参加）。主な成果として、案件のあらゆる段階において関係者間で情報共有することの重要性や、個々の案件が潜在的に抱える課題を発掘して事業計画に反映するために複数の視点を持って対処方針を立てることの重要性等につき、参加者間で改めて共通理解を得られたことが挙げられる。また、研修終了後、国内拠点担当者が、当該研修で得た能力を日々の実務にいかすことを目的として、自発的に担当者研修（地域版）を企画・実施（34名参加）する等、案件の適切な実施監理に対する意識醸成を促した。
- ・ **採択・実施団体向けの取組**：案件の質の向上と適切な実施監理ができるようになることを目的として、「採択団体向け説明会」、「草の根技術協力事業の実施団体向け説明会」を実施した。また、2019年度は、各国内・在外拠点において、実施団体との意見交換や優良事例の共有等の勉強会を積極的に行い（2019年度実績4件開催）、実施団体からは、「案件実施に際してのヒントとなった」等の前向きなコメントを得た。

- ・ **事業の質向上に向けた調査**：これまでに実施した草の根技術協力事業約 100 件の終了時評価表を調査・分析し、成果の発現に資する要因や案件形成・実施に際しての工夫等を取りまとめた。具体的には、的確な支援ニーズの把握と適切なターゲットグループの選定によって現地関係者のオーナーシップが向上することや、現地の制度等について可能な限り事業開始前に確認しておくことでスムーズな事業運営が見込めること等、準備段階で機構からも適切なインプットを行うことの重要性が改めて確認されるといった調査・分析結果が得られた。今後、当該結果を公開してより良い案件形成・実施にいかすことを目的としている。
- (3) **担い手の裾野拡大、能力向上支援**
- ・ **裾野拡大の具体例**：日本国内で母乳育児の啓発・推進・支援、助産師への母乳育児支援技術指導、母親への母乳育児支援等を行ってきた公益社団法人桶谷式母乳育児推進協会は、2014 年度から草の根技術協力事業（草の根協力支援型）を通じてバングラデシュで母乳育児支援技術の移転を実施し、その成果である「桶谷式技術普及計画」が 2017 年に同国栄養政策に具体的に盛り込まれた。これにより、全国各地の助産師に対して母乳育児の継続に有用な乳房マッサージ技術に係るトレーニングが実施できるようになり、ダッカのみならず地方での母乳育児が推進されることとなった。これを踏まえ、同国においてレベルの高い技術者を継続的に育成できる体制を整えるべく、草の根パートナー型「桶谷式母乳技術強化プロジェクト」を 2019 年度より開始した。
 - ・ **担い手の裾野拡大の実現**：2019 年度の草の根技術協力事業（草の根協力支援型）に占める新規応募団体の割合は 67%（新規 30 件 / 応募数 45 件）となり、2018 年度（53%）に比べ担い手の裾野が拡大した。
 - ・ **JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」**：国際協力活動の開始前や開始直後で経験が浅く実績の少ない個人・団体に門戸を開いた JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」で採択した 2 案件を開始した。各実施団体には、事業計画の精緻化や事業監理・評価の支援を行う「伴走支援者」を配置し、事業計画精緻化のみならず、組織基盤強化に係る助言も行ったことで、設立間もない団体がスムーズに事業を開始することが可能となった。具体的には、採択団体が障壁と感じていた、インターネットを通じたマーケティング調査を伴走支援者が支援したことで、より消費者ニーズを踏まえた商品開発が可能となり、効果的な事業の実施などの成果が出ている。
 - ・ **国内課題に取り組む CSO の参加促進**：日本国内でも地域により課題や NGO/CSO 関係者が多様化していることを背景として、地域ごとに応じたテーマを設定し、具体的な議論・連携を深めるニーズが高まっている。これを踏まえ、NGO 側からの要望を受けて、2019 年度から、全国規模での NGO-JICA 協議会だけではなく、地域ごとの協議会を開催した（2019 年度 7 拠点にて実施）。例えば、関西地域においては、防災をテーマとして議論を行い、在日外国人を含めた地域での防災への取組を協働するという合意につながった。地域の課題に根差した議論を行うことで、これまで、NGO-JICA 協議会には参加していなかった CSO の参加も促進された。これにより、今後、各地域における国際協力担い手の裾野拡大も期待される。
 - ・ **担い手の能力向上支援**：機構が企画した NGO 等活動支援事業の一環で実施する事業マネジメント研修を通じて、延べ 545 名の能力向上を行った。特に、2017 年度・2018 年度に実施した事業マネジメント研修（立案編）の受講団体 21 団体のうち 8 団体が応募、4 団体が採択された。受講団体からは、「現地の状況と自分たちの提案書をどのように整理して結び付けるかを理解することができて良かった」、「現地での調査手法を学ぶことができ、調査結果を提案に結び付けることができた」、との高い評価を得ている。また、JICA 中部では、草の根技術協力事業への応募

を検討している団体向けに、PCM 手法を用いた実践的な「プロジェクト提案のためのスキルアップ研修」を 2016 年度から実施しており、2019 年度は 5 団体（自治体 1、NGO1、その他 3）が参加し、うち 2 団体の提案がその後の草の根技術協力事業での採択につながった。

- ・ **「JICA 草の根技術協力事業の広報：生産品展示・販売イベント」の開催**：JICA 東京が委嘱する地域国際協力サポーターである東京 SDGs 吹奏楽団と JICA 東京が連携し、ウインターコンサートを開催した。これに合わせ、JICA 東京管轄の草の根技術協力事業の活動で現地産品を生産している 5 団体 6 案件が、同コンサート会場入口で事業紹介と生産品展示・販売を行った。アンケートでは、草の根技術協力事業への興味が湧いた等の声が寄せられた他、来場者に対する草の根技術協力事業実施団体の広報機会となった点、参加団体間で事業や生産品に関する情報交換の機会となった点が、ブース出展団体から評価された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ **福岡県大牟田市教育委員会の SDGs パートナースHIP賞（特別賞）受賞への貢献**：第 3 回ジャパン SDGs アワードにおいて、福岡県大牟田市教育委員会が、教育委員会としては全国初となる SDGs パートナースHIP賞（特別賞）を受賞した。これは、福岡県大牟田市内の公立小・中・特別支援学校（公立中学校は市内全校）において、ESD（持続可能な開発のための教育、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）を積極的に推進した点が高く評価されたものである。JICA 九州及び福岡県を担当する国際協力推進員は、大牟田市内全中学校での SDGs 理解講座や海外協力隊体験発表等の出前講座を通じ、受賞に大きく貢献した。
- ・ **ガーナでの母子継続ケア強化**：公益財団法人ジョイセフがガーナで実施する草の根技術協力「地域と保健施設をつなぐ母子継続ケア強化プロジェクト」は、妊産婦と 2 歳未満児とその母親の母子保健サービスへのアクセス増加を目指し、コミュニティのなかから母子保健推進員の育成に取り組んでいる。母子保健推進員は地域を巡回して、地域の妊産婦や乳児の健康情報を記録するとともに、妊産婦だけでなくパートナーやその家族に保健施設で適切な検診を受けることの重要性を教育している。また、地域の保健施設は母子保健推進員が記録した情報を整理し、地域のなかに保健サービスを必要としている人々への保健施設の改善やアウトリーチサービスなどを行うなど、地域の保健サービスの強化を目指している。これらの取組により、妊産婦死亡のリスクが高い伝統的助産師の介助による出産数は、2016 年の 14.5%から 2019 年の 2.6%まで減少し、妊産婦死亡件数も、2016 年には 3 件だったのが、プロジェクト期間（2017 年 1 月～ 2020 年 1 月）中、2017 年、2018 年は 0 件、2019 年も 1 件に留まるなど、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」のターゲット 3.1「2030 年までに世界の妊産婦の死亡率を削減する」達成に貢献した。
- ・ **ブラジルでの緩和ケア普及**：学校法人日本赤十字学園・日本赤十字北海道看護大学が実施した草の根技術協力「SBC 病院緩和ケア教育プロジェクト」を通じ、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」を目指し、ブラジルの医療機関における緩和ケアの普及に向けて、SBC 病院を質の高い緩和ケアを提供する病院のモデルとすべく、技術指導を行った。指導の結果、SBC 病院において 2 年間で約 130 件の緩和ケア対応が行われるとともに、サンパウロ市内で市民公開セミナーを開催し（本事業の帰国研修員も事業成果を発表）、ブラジル国内全体で緩和ケアを実施する病院数は 10%未満であるなか、緩和ケアを実施していない 2 病院の関係者を含む約 140 名の参加を得た。また、日本国内では、現地派遣の度に北見市で報告会を開催し、北見・オホーツク地域の医療関係者に対する国際理解促進の機会を提供した。日本からの投入が限定的であるにも関

ならず、現地カウンターパート病院のニーズに沿った活動を着実にを行い、プロジェクト期間中に同病院が独力でサービスを提供できるまでに至った点は、国際協力の実績がない団体が実施した事業の成果として特筆すべきである。

- ・ **新規寄附金事業の立ち上げ準備**：日本国内における SDGs 認知度の向上と、一般市民が開発途上国の SDGs 達成に貢献できる機会を作るため、NGO/CSO と協働した新規寄附金事業「国内パートナーと協働した SDGs 推進事業」の立ち上げに係る調査を実施した。自治体や民間企業との具体的な連携可能性や方策に係る提言を踏まえ、新規寄附金事業の立ち上げを検討した。
- ・ **NGO と企業のマッチング支援**：NGO 等活動支援事業（NGO 等提案型プログラム）として、「おきなわ SDGs パートナーズ形成プログラム」を通じ NGO と企業のマッチングを試み、沖縄の経済・社会の発展とともに SDGs の推進に取り組んだ。第 1 回目は、NGO の現在の活動やニーズなどを企業及び各種団体に紹介し、連携できそうなところ、取り入れたいところについて企業・NGO 間で協議を行った。これにより、開発途上地域の現地状況や出身外国人材に関する情報交換をはじめとして、企業・NGO 共同で各種活動の実施を検討する素地が形成された。
- ・ **「ユニバーサルスポーツフェスティバル」の開催**：インクルーシブ社会の実現を目指し、草の根技術協力事業（草の根パートナー型）「ラオス障害者スポーツ普及プロジェクト」を実施する特定非営利活動法人アジアの障害者活動を支援する会との共催で、「ユニバーサルスポーツフェスティバル」を開催した。同フェスティバルは通算 3 回目の開催となるが、2019 年度は地元小学校を通じた開催案内、町内会での掲示板広報、渋谷区役所をはじめとする行政機関でのイベント周知と工夫した広報を行うことで、地元の小学生や未就学児、高齢者を含む総勢 100 名の参加と、過去 2 回（2017 年約 50 名・2018 年度約 70 名）よりも実施規模を拡大して実施した。同イベント参加者は障害や年齢、性別によらず、ユニバーサルスポーツにチームを結成して挑戦し、SDGs が謳う「誰一人取り残さない」取組を、身をもって体験することとなった。

(4) NGO/CSO との連携促進

- ・ 特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）が開催した、多様なアクターが参画した課題解決をテーマする「HAPIC（ハピック）－ HAPPINESS IDEA CONFERENCE」にて、機構内の新規事業アイデア募集を経て採択された取組である「JICA Innovation Quest」（機構内外からの参加者を得て、新しい国際協力のアイデアを創出する取組）の活動・成果発表を行い、事業内容をマルチアクターで議論することが大変有意義であったといった反響を得た。同会議には、機構若手職員も 13 名参加し、NGO/CSO と機構双方の交流が促進された。
- ・ 「NGO と ODA の連携に関する中期計画」に掲げる NGO・機構間の人材交流を実現に向けて、多様なアクターが領域の壁を超えて社会的な課題解決を行うための支援や、ビジネスパーソンが新興国で社会課題解決にあたる「留職」に取り組む特定非営利活動法人クロスフィールズに職員 1 名をインターンとして派遣することに合意した。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2020 年度
------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関）相談件数 / 応募件数	相談：140 件 ¹¹⁷ 応募：10 件 ¹¹⁸	210 件 34 件	217 件 26 件	228 件 29 件	件 件	件 件
新規SATREPS協力及びSATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75 件 ¹¹⁹	13 件	11 件	15 件	件	件
大学との連携による戦略的な育成人材数（長期研修等）	59 人 ¹²⁰	1,004 人	721 人	692 人	人	人

(1) JICA 開発大学院連携

- ・ 「日本理解プログラム」（共通プログラム）：機構は、開発途上地域の知日派リーダーの育成に資するため、日本の近現代の発展と開発の歴史を機構研修員等に広く提供する「短期集中プログラム」を 2017 年度より関係大学と協力して開始している。2019 年度は同プログラムを 6 回開催し、機構研修員等 161 名の参加を得た。また、受講対象者の拡充に向けて、放送大学と講義番組「日本の近代化を知る 7 章」（7 番組）の共同制作に取り組み、同学の生涯学習支援チャンネルである「BS キャンパス ex」で再放送を含め 11 回放送した。放送大学においては英文学以外で英語での講義が放送されたのは本件が初であり、国内にいる留学生、研修員のみならず、日本の近現代史や開発協力に関心のある日本人に対しても広く日本の歴史と開発協力の歴史を学ぶ機会を提供することで、日本人の国際化及び日本在住の外国人の日本理解の深化を推進する取組の一助となった。また、同講義番組のオンライン授業化や、同講義の新シリーズとして「日本の開発経験」（仮称）として新たな 8 章の制作の企画を開始し、2020 年度中の放送開始を目指して準備を進めた。
- ・ 「地域理解プログラム」：2019 年度より機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を国内拠点 12 センターで企画・実施した。地域ならではの特色ある日本の経験を伝えることで、日本理解の深化、地域の方々との直接のふれ合いの場を提供するとともに、各現場で様々なアクターがどのように連携して開発を進めているのかを学ぶことができた。
- ・ 「各大学におけるプログラム」（個別プログラム）：開発途上地域の知日派リーダー育成に資するべく、各専門分野での日本の開発経験等を伝えるため、機構と各大学が協働して設置・提供する授業科目からなる個別プログラムの開発・実施を推進した。2019 年度末時点で、21 大学で個別プログラムが実施されている。本プログラムを通じ、日本の近現代の発展と開発の歴史や ODA の経験を踏まえた世界の開発課題の解決に資する知識を、機構関係の留学生と共に国費外国人留学生等の他の留学生や日本人学生にも提供することが可能となった。

¹¹⁷ 2015 年度実績

¹¹⁸ 2013-2015 実績平均（実績は 30 件）

¹¹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は 47 件）

¹²⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 協力大学との連携強化に向け、大学に提供できる日本の開発経験や ODA の知見に係る機構作成コンテンツの棚卸しを行い、JICA 開発大学院連携のウェブサイト掲載を通じて協力大学と共有した。

(2) 日本の大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した中核人材の育成

- ・ **イノベーターティブ・アジア**：2019 年度より国費外国人留学生制度と連携して実施することとなり、新たに 69 名を大学の IT、IoT、AI を中心とした理工系分野の学位課程に受け入れた。また、2018 年度以前に来日した長期研修員に対し、AI 関連の日本企業・国立の研究機関、大手電機メーカー等を主な受入先としたインターンシップの実施を支援した。その結果、2019 年秋に修士課程を修了した者のうち、約 1/3 にあたる 16 名が日本企業等へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。インターンシップ受入企業からは本事業の優秀な留学生を受け入れたことが企業にとって刺激となったとの評価が聞かれ、結果的に採用に至ったケースも複数見られた。インターンシップの支援に加え、研修員に対しては今後のキャリアを考える 2 日間のキャリアセミナーを大阪・東京にて開催し、日本企業との交流や企業訪問の機会を含め、イノベーションをけん引する人材としてのキャリア形成を考える機会を提供した。短期研修でも 10 大学に 115 名を受け入れ、各大学において日本企業との交流機会を含むプログラムを実施した。
- ・ **シリア「平和への架け橋・人材育成プログラム」**：本プログラムは、中東地域安定化に向けた包括的支援の一環として開始したシリア難民に対する人材育成事業で、2019 年度（第 3 年次）は日本の大学の修士課程に就学予定の研修員 12 名を受け入れた。2018 年度以前に受け入れた研修員については、2019 年秋までに修士課程を修了した 2017 年度（第 1 年次）の研修員 9 名のうち、4 名がプログラムを終え、日本企業に就職した。これらの研修員は、来日から 2 年の間に英語での修士号取得のための勉強に励むと同時に、シリアの情勢に鑑み帰国することが難しいなかで、日本での就職を希望し、本プログラムを通じて提供したインターンシップ、就職に必要な日本語能力向上の学習機会を積極的に活用し、就職に向けた活動を行った。本プログラムはシリア難民に対して留学機会を提供するという当初の目的だけでなく、卒業後も安定した生活環境を維持することを支援する、という観点からも貢献した。
- ・ **ABE イニシアティブ**：TICAD 7 において、日本政府からアフリカの産業人材育成に一層貢献すべく 6 年間で 3,000 人を ABE イニシアティブ 3.0 として受け入れる旨の発表がなされた。機構はその第 1 期生（2014 年からの通算では第 6 期生）となる 66 名を受け入れた。また、2018 年度に受け入れた研修員 119 名に対し、機構は日本企業でのインターンシップ機会を提供し、産業人材の育成と共に、研修員が日本企業のアフリカ進出のための水先案内人となるように日本企業とのつながり強化を支援した。インターン受入登録企業数は 2019 年度末までに、601 社まで増加した。また、2019 年度に採択された中小企業・SDGs ビジネス支援事業のなかで、日本企業に就職した ABE イニシアティブの元研修員が先方政府との渉外担当として業務従事者となっている例や、修了後インターンを実施した太陽光発電関連企業に就職し、アフリカでの事業に従事する等、修了生が活躍している事例が増えてきている。本イニシアティブに対する日本企業の評価は高く、TICAD 7 前に総理に提出された「官民円卓会議民間からの提言書」でも、「内外より高く評価されている」と記載された。これらの取組を通じ、修士号取得のみならず実際の産業界とのつながりを持つことで、より高度な産業人材育成を行った。
- ・ **人材育成奨学計画（JDS：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）**：将来政策リーダーとして開発課題の解決に寄与することが期待される、若手行政官の留学受入事業

である JDS を 2019 年度も実施した。2019 年度は 32 大学 50 研究科へ過去最多となる 360 名が入学し、2000 年からの累計受入人数は 4,600 人を超えた。また、2019 年度は新規にパキスタン、ブータン、東ティモールからの留学生受入も開始した。JDS 修了生の主要ポストへの配置も各国で確認され、ウズベキスタンでは卒業生が公教育省の副大臣に就任し、機構の教育関連事業においても重要な役割を担っている。カンボジアでは、修了生が外務国際協力省の長官として、8 月に開催された日カンボジア外相会談にも参加し、ミャンマーでは 1 期生が外務省の事務次官へ昇進する等、外交政策上の重要ポストへの就任事例も多く出始めている。

- ・ **国際社会人 Dr. コース**：開発途上地域の幹部行政官・中核研究者等の候補者の育成を通じ、日本と強い絆を有する幹部人材を輩出することを目指し、長期の留学を行わずとも現職のまま日本の大学の博士課程に在籍し、育成の機会を与えることを目的としたコースの整備を進めた。2019 年度は名古屋大学と九州大学で新たに 5 名を受け入れ、累計 16 名となった。

(3) 担い手の裾野拡大

- ・ 機構の精力的な働きかけを通じて、JICA 開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、2018 年度末の 64 大学から 82 大学まで拡大した。また、覚書締結済の大学のうち 59 大学の参加を得て、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するための JICA 開発大学院連携に関する第 2 回連絡協議会を開催し、各大学におけるプログラムの優良事例を共有した。
- ・ ABE イニシアティブの成果を、TICAD7 サイドイベントで幅広く発信、国内外のネットワークを強化した。また、外務省、JETRO、国連開発計画（UNDP）と名古屋でセミナーを共催し、ABE イニシアティブ研修生を含むアフリカ出身留学生の魅力やアフリカのビジネス機会を日本企業に紹介するとともに、留学生と日本企業とのネットワーキングの機会を創出した。

(4) 地球規模課題に対する新規事業の形成、事業成果の他の援助手法への展開

- ・ 2019 年度は、地球規模課題の解決に向けた科学技術協力である SATREPS 事業の新規案件を 12 件形成した。このうち、SATREPS「東アフリカ大地溝帯に発達する地熱系の最適開発のための包括的ソリューション」（研究代表機関：九州大学）は、ケニアにおいて日本が資金協力などで支援してきたオルカリア地域を中心とした地熱発電開発に関し、今後更なる地熱の有効な利用案を提示することで、新規の地熱発電開発やその他の再生エネルギー活用支援への展開が期待される案件である。新規案件の形成により、SATREPS 事業の実績は、マラウイが 2019 年度新たに追加となり累計 51 か国 145 件となった。
- ・ 過去に実施された SATREPS 事業の研究成果を活用した事業として、技術協力プロジェクトを 3 件形成した。具体的には、インドネシアの SATREPS「インドネシア中部ジャワ州グンディガス田における二酸化炭素の地中貯留及びモニタリングに関する先導的研究」（研究代表機関：京都大学）から技術協力プロジェクト「二酸化炭素回収・貯留（CCS）に係る技術及び人材開発プロジェクト」が、同じくインドネシアの SATREPS「泥炭・森林における火災と炭素管理」（研究代表機関：北海道大学）から技術協力プロジェクト「森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」、ブータンの SATREPS「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水（GLOF）に関する研究」（研究代表機関：名古屋大学）から技術協力プロジェクト「全国防災対策能力強化プロジェクト」がそれぞれ形成された。
- ・ 新規事業の形成・応募促進の方策として、9 月に SATREPS 公募説明会を東京と大阪で計 3 回開催し、さらに 8 月には日本・アフリカ大学連携ネットワーク総会及び 11 月に政策研究大学院大

学での公開セミナーにて SATREPS 事業の紹介を行った。

- ・ **イノベーションの推進**：ベトナムで実施中の SATREPS 「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、プロジェクトの活動の一環としてエビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。バイオガス供給による燃料電池の発電効率としては同じ出力のエンジン発電機の 2 ～ 3 倍に達する、世界最高レベルの62.5% を記録した。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs 達成に向け、SATREPS 事業で得られる知見や研究成果の社会実装、社会還元の推進を図った。これまで終了した事業において社会実装に向けた取組が確認された。具体的には「センターなど成果活用の体制が構築されたもの」5 件、「政府機関の政策や計画などに反映されたもの」9 件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」5 件である。これらの案件は、SDGs ゴール 2 (飢餓) に 2 件、ゴール 3 (保健) に 2 件、ゴール 7 (エネルギー) に 4 件、ゴール 11 (都市) に 6 件、ゴール 13 (気候変動) に 4 件、ゴール 15 (陸上資源) に 1 件がそれぞれ貢献している。
- ・ 2019 年度の新規事業12 件については、SDGs ゴール (2 飢餓) に貢献するものが3 件、ゴール3 (保健) 2 件、ゴール 7 (エネルギー) 1 件、ゴール 11 (都市) 2 件、ゴール 12 (生産・消費)、ゴール 13 (気候変動)、ゴール 14 (海洋資源)、ゴール 15 (陸上資源) に貢献するものがそれぞれ 1 件である。そのなかでタイの SATREPS 「東南アジア地域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」(研究代表機関：九州大学)は、海洋プラスチック研究で世界をリードする日本と、経済成長に伴う深刻な都市ごみ問題を抱えるタイの研究者が連携し、海洋プラスチック汚染に関する研究拠点をタイに構築、ASEAN 諸国のモデルとなる海洋プラスチックごみ軽減のための行動計画をタイ政府に提案することを目指す。本案件は 2019 年 6 月に開催された G20 大阪サミットで合意された「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすること(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)」への貢献も期待され、詳細計画策定調査の様子が放送されるなど、数多くのメディアで取り上げられている。

No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
教師海外研修の参加者数	166 人 ¹²¹	157 人	101 人	113 人	人	人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9 万人 ¹²²	4.5 万人	4.6 万人	4.1 万人	万人	万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果 (5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率)	団体・一般 95% 登録団体 76% ¹²³	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 % 登録団体 %	団体・一般 % 登録団体 %

(1) 開発教育支援事業の質の向上及び裾野拡大に向けた多様な主体との連携事業

① 教員向け研修の効果的・効率的実施

¹²¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

¹²² 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

¹²³ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

- ・ **開発教育指導者研修**：将来的に開発教育推進の指導者になり得る教師海外研修参加者や青年海外協力隊経験者を対象に、開発教育指導者研修を行った。同研修では、対象者の関心が高い多文化共生及び SDGs をテーマに、日本国際理解教育学会の協力を得て全国から 20 名の教員が参加した。また、同研修では有識者による公開セミナーも開催し、学校教員を中心に、民間企業、NGO、学生など幅広い層から約 130 名が参加した。
- ・ **教師海外研修**：教師海外研修（一般コース・教育行政コース）では、2018 年度に改善した教員向け研修プログラムに基づき、汎用性のある学習指導案づくりや開発教育・国際理解教育の裾野の拡大を念頭に入れた研修を企画・実施し、113 名の教員が参加した。同研修への参加をきっかけに、行政区域を超えた情報共有を継続的に実施し、各校での取組にいかしたり、青年海外協力隊経験者のいる学校とオンライン接続し児童の交流が実施されるといった新たな取組が行われ、機構のリソースもいかした開発教育の推進につながった。また、JICA 東京管内都県の教師海外研修参加者による SDGs を取り入れた授業実践内容は、教育関係者の間で好評であることをうけ、埼玉、千葉各県の教育委員会に設置している JICA ひろばサテライトを効果的に活用し、多くの教員に届くよう配布強化を行った。さらに、教師海外研修（一般コース）では、JICA 中国及び JICA 四国、JICA 九州及び JICA 沖縄における合同実施をそれぞれ計画どおり実施し、業務の効率化・合理化を進めた。結果として、委託契約や同行者の数とコストの削減に加え、各国内拠点の管轄外の地域の教員との交流が促進された。
- ・ **各国内拠点における地域の特性に応じた取組**：JICA 北海道（札幌）では、機構の地方メディア派遣を効果的に活用し、朝日新聞北海道支社報道センター記者が教師海外研修に同行し取材を行い、同研修についての記事が朝日新聞にシリーズで掲載された。同シリーズ記事の掲載を通じて、今次研修参加者以外の関心を高めることにつながった。JICA 横浜では、教師海外研修（教育行政コース）の過年度参加者と継続的に連絡をとり、神奈川県教育関係者の間で関心の高い多文化共生や外国につながる児童・生徒をテーマとした会合で、機構が協力して作成したスペイン語の算数教科書を紹介した。これを受け、厚木市教育委員会での外国籍児童・生徒に対する支援での活用の検討に至った。また、JICA 横浜は教師海外研修過年度参加者による OB/OG 会との連携を推進し、月に 1 回のペースで JICA 横浜を活用し、開発教育や SDGs に係る子ども向けワークショップを開催するなど継続的に活動を行った。この関係をいかし、横浜 NGO ネットワークや（公社）横浜市国際交流協会などが主催した「よこはま国際フォーラム」で過年度参加者と共に機構の取組を発表し、教員や児童・生徒に加え、保護者や地域の方々の SDGs に関する理解を促進した。

② 新学習指導要領の施行に向けた取組

- ・ 2020 年度から施行される新学習指導要領では、「持続可能な社会」の創り手の育成が重視され、SDGs やグローバル化など新しい内容が追加される。そのなか、機構は教科書会社向けセミナー等を開催し、情報発信強化を行った。これにより、機構関係者 7 名のインタビューや寄稿が今後掲載される予定であり、他にも、4 つの教材への情報提供や教育関係機関誌 7 紙への掲載等も実施した。学校教育でのニーズ増加を受け、開発途上地域の経験がない教員でも開発教育・国際理解教育に容易に取り組める映像教材（「水」をテーマとする教材であり、ルワンダで海外取材を実施）を制作し、YouTube にて公開している。
- ・ 文部科学省や関係団体との連携を継続的に推進し、スーパーグローバルハイスクール（SGH）及びその後継事業、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）等に

関連する各種会議、セミナー等の取組を積極的に行った。JICA 北陸では日本学校教育学会にて一部会を担当し、教師海外研修参加者の実践授業例と合わせて機構の取組を発表した。

(2) 開発教育、国際理解教育の推進に向けた国内拠点の取組事例

- ・ 各地域の特性やニーズに合わせた取組として、JICA 北海道（帯広）では在留外国人が少ない道東地域の特性に合わせ、研修コースの約 3/4 で研修員の協力を得て、研修員による学校訪問を実施した。また、同学校訪問は開発教育のみならず研修員の日本理解や親日感の促進にも大きく寄与した。JICA 二本松では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や来日外国人増加を受け、福島県警からの要請に基づき警察官 88 人を対象とした海外事情の講話や異文化理解ワークショップを実施した。JICA 駒ヶ根では、中高生や駒ヶ根市民を対象とした駒ヶ根市と国際友好都市ポカラレクナート市（ネパール）との交流事業に対し、訓練所からネパール語講師を派遣し支援した。また、2018 年度教師海外研修（ネパール派遣）に参加した小学校教員に対し、駒ヶ根訓練所の訓練生による訪問授業や生徒の訓練所訪問、国際友好都市ポカラレクナート市（ネパール）の学校と青年海外協力隊員を通じたオンライン交流等を提供し、教師海外研修の成果拡大を図った。
- ・ SDGs の理解促進の需要の高まりを受け、開発教育や国際理解教育に初めて取り組む層に対してもきめ細やかな対応を各拠点で行ってきた。例えば、JICA 北陸では海外経験がない、あるいは国際理解の授業を実践したことがない教員でもすぐに取り組める 15 回分の国際理解教育授業用マニュアル教材冊子を作成し、ホームページで公開・提供している。教材冊子には職員会議に出す提案資料、各時間の授業進行表、ワークシートが完備されており、教員が新しく国際理解の授業に取り組みやすくする工夫がされている。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 高校の地理の教科書でトップシエアを誇る帝国書院から依頼を受け、高校教員向けの教授本に「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標（SDGs）と私たちー」を執筆した。2022 年の学習指導要領の改定によって「地理総合」が必修となり、国際理解と国際協力が教える主題の柱のひとつとなることを見据えたもので、機構主催の教科書会社、教育関係者向けのセミナーにも登壇して活用を呼び掛けた。
- ・ 高校の新学習指導要領では新たに「総合的な探究の時間」が設けられ、SDGs を題材とした探究的な学習に取り組む学校が増えた。そのため、機構が行う国際協力出前講座では SDGs がテーマとなることが多く、またその様子がメディアに取り上げられるなど関心が高い。また、SDGs の認知と関心の広がりによりセミナー・講座の需要が高まっており、各国内拠点にて積極的な対応を行い高まるニーズに応えた。国内拠点で実施した事業は小学生から大学生、教員、教育委員会の中核的な対象に加え、自治体職員、青年会議所、メディアを含む民間企業、NGO/NPO 等幅広く、国内の SDGs の浸透と理解促進に広く貢献した。
- ・ 教員向けの各種研修においては、SDGs をテーマとしたプログラムを提供し、受講者の理解促進に貢献するとともに、SDGs を意識した学習指導案の作成、授業実践を支援した。
- ・ **JICA 北海道（帯広）**：帯広市の学校教育における「帯広市民学」において、「SDGs 持続可能な社会のためにできること」が必須単元となる。これに伴い帯広市教育委員会から依頼を受け、今後 5 年間帯広市内全ての中学生が第 1 ～ 2 学年のうちに JICA センター訪問を通じた「SDGs 理解・行動のためのプログラム」を提供することとなった。
- ・ **JICA 関西**：SDGs を題材とした高校生用英作文教材と神戸市の小学生向け社会科副読本の出版社からの依頼を受け、機構の事業や兵庫県と連携した防災に関する国際協力の取組を情報提供し

た。さらに、JICA 関西が事務局を担う関西 SDGs プラットフォームを通じて、「関西 SDGs ユース・アイデアコンテスト」をはじめ学生を対象にした関連セミナーを計 2 回開催した。

- ・ **JICA 四国**：「にいはま SDGs アートフェスティバル」にて、機構は実行委員の一つとして海外の子ども達の絵画作品の募集に協力した。同フェスティバルでは、6 か国に派遣中の青年海外協力隊7 名より提出された約200 点の作品を展示し、芸術の分野からSDGs の理解促進を図った。また、瀬戸内海放送(株)の協力の下、高校生が SDGs の課題に取り組む企業を訪問するテレビ番組が放送開始された。また、2020 年 2 月には同社の社内向けの SDGs セミナーに講師派遣を行った。

(4) 地球ひろば等の国内拠点施設等を活用した開発協力の理解促進の取組

- ・ **JICA 地球ひろば(市ヶ谷)での SDGs 等への取組**：日本国際理解教育学会の協力を得て 2018 年度に作成した体験型展示等を行う体験ゾーンを活用した事後学習教材の事例が同学会にて発表されるなど、学校現場での活用促進を図った。2019 年度は、SDGs 関連イベントを合計 19 件実施し(2018 年度は 9 件で 10 件増)、基本展と地球ひろば推進課制作の SDGs 冊子教材を組み合わせたイベントでは新規来館者につながり、SDGs 関連イベントへの参加者数は、2018 年度と比べ約100 名増加したほか、教員や民間企業からの参加も 2018 年度よりも増加した。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせた応援企画をシリーズで 6 回開催(2019 年度は参加者 310 名(2018 年度は 5 回、182 名))したほか、ラグビーワールドカップ 2019 日本開催に合わせた日本ラグビー協会と連携したセミナー(キルギスでの青年海外協力隊の取組も紹介)を開催するなど、学生や市民の「スポーツと開発」への理解促進に貢献した。
- ・ 世界的に関心が高まる海洋プラスチック等の動向を踏まえ、企画展「みんなで考えよう! ゴミと地球の未来展」を開催した。同企画展では、機構の取組のみならず自治体や民間企業の取組も紹介した。
- ・ OECD/DAC のピアレビュー調査団やアジア欧州会合(ASEM)加盟国の高校教員研修一行が JICA 地球ひろばを訪問し、JICA 地球ひろばの取組を海外にも発信した。また、日本経済新聞電子版、フジテレビ、BS フジなど多くのマスメディアの取材対応を行うとともに、SDGs に関する書籍制作(池上彰氏の講義の様子を掲載)にも協力し、地球ひろばの活動を積極的に発信した。
- ・ **なごや地球ひろば 10 周年記念と民間連携、国民の理解促進**：機構のなごや地球ひろばが 2009 年の開館から 10 周年を迎え、記念企画を複数実施した。その中でも、フェアトレード&エシカルファッションショー「未来のためのやさしい選択」は好評を博し、257 人の来館(イベントへの参加者は平均 50 人/件)を記録した。企業向け訪問プログラムへの需要にも積極的に対応し、銀行や民間企業の訪問も増加した(2018 年度 4 件 69 人、2019 年度 7 件 181 人)。また、SDGs への取組については、基本展に加え企画展「企業のチカラを SDGs に」(2019 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで)を実施し、4 か月間で 14,653 人の来場があった(2018 年度同期間比 1,846 人増)。まちづくりと SDGs を関連付けた「まちづくりってナニ?展」を実施し、3 か月の間で 15,493 人の来場があった(2018 年度同期間比 3,401 人増)。
- ・ **ほっかいどう地球ひろばの SDGs への取組**：SDGs ダッシュボード等を新たに展示するなどしてリニューアルをし、団体訪問件数は 2019 年度 161 件を記録し、2018 年度実績の 159 件から堅調な伸びを示した。企画展「北海道発! 市民参加から SDGs への貢献」を開催するなど、地域に根差した SDGs をテーマとした展示やイベントを実施し、SDGs に対する理解促進・普及を図った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携した事業実施を推進することを期待する。また、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているように JICA 海外協力隊の新たな派遣制度の円滑な導入と参加の促進や、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上、戦略的な研修員の人選や帰国後の関係維持・発展等を引き続き取り組むことを期待する。加えて、下記有識者コメントにあるように、JICA 開発大学院連携等を通じて、日本の経験・知見をいかした取組に期待したい。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年9 月）、No.7「NGO、多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大」）

<対応>

ボランティア事業では、自治体・民間企業が職員育成のために JICA 海外協力隊を活用するために、連携派遣制度を推進した。これまで、延べ 13 の自治体、98 社の民間企業、39 の大学と連携合意書を締結した。また、2018 年秋募集から、年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、募集を開始し、2019 年度から派遣を開始した。これに先立ち、「ボランティア等の海外手当等及び旅行等に関する基準」等 5 件の内部規程、「ボランティアの海外手当、待機手当、国内手当及び協力活動完了金の支給基準」等 8 件の準内部規程の改訂等整備を着実にを行い、円滑な導入に結び付けた。

各自治体の持つ強みや経験を活用した事業を実施するとともに、地域にも資する事業実施に努めた。NGO/ 市民社会組織（CSO）との連携では、新たな担い手の発掘、NGO/CSO の能力向上、地域での展開も含めた NGO-JICA 協議会における対話等、NGO/CSO に対する複層的なアプローチを促進した。また、NGO/CSO が有する強みや経験を更に活用すべく、主に国内活動に取り組む団体を対象としたリソース調査、草の根技術協力事業に係る終了時評価表分析調査等を通じ、これまで機構と直接関係のなかった潜在的な事業パートナーとの更なる連携の素地づくりを行った。

大学・研究機関との連携では、JICA 開発大学院連携のプログラムの質の向上に向け、JICA 開発大学院連携連絡協議会（59 大学が参加）における優良事例の共有、大学に提供できる日本の開発経験・ODA の知見の棚卸し及び大学への共有、外部有識者によるアドバイザー会議の設置等を行った。また、日本の経験・知見をいかした取組として、放送大学と共同で講義番組「日本の近代化を知る 7 章」（7 番組）の BS 放送を開始したほか、日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を企画・始動させた。さらに、戦略的な人選に向けて、クラスターごとにコースを整備してきめ細かい人選に取り組んだほか、帰国後の関係維持・発展に向けて、各地域の在外事務所長会議で各国の取組・優良事例の共有を通じて、取組の深化に向けた共通理解を醸成した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取

組による創意工夫)を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、国際協力の多様な担い手の開発協力への参加を促し連携を強化することで、多様な担い手が有する知見・技術を活用し、開発途上国の様々なニーズに対応した。特に、① JICA 開発大学院連携の促進（日本理解プログラムの創設及び放送大学を通じた英語による講義番組の制作・放送、地域理解プログラムの創設）、②その他の留学生事業（ABE イニシアティブ、人材育成計画（JDS））を通じた我が国への裨益、③自治体と連携した地域活性化への貢献（ICT 人材育成を通じた企業誘致、日本国内の多文化共生への貢献）、④ NGO との連携による開発効果の発現（フィリピンでの児童福祉改善の高評価、カンボジアでの中学体育科教育指導書の全国配布実現等）、⑤ボランティア事業を通じた Sport For Tomorrow（SFT）達成への貢献、隊員候補生による台風 19 号被災地復旧・復興支援）等、特筆すべき成果をあげた。

ア ボランティア

- ◎ **制度改正による応募者増【②】**：2018 年度秋募集より年齢制限を原則撤廃。その結果、日本の若い世代の応募者が少なかった職種につき、前年度比で野菜栽培 54%増、日本語教育 28%増、自動車整備 138%増と各国からの要請充足に向けて改善した。
- ◎ **Sport for Tomorrow（SFT）目標半分相当達成への貢献【①】**：SFT の公約達成に向けた体育・スポーツ隊員派遣人数の 2012 年比での倍増に係る目標に対して、270 人のボランティア派遣（166%の達成）を実現。機構単独で約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標（裨益者 1,000 万人）達成に大きく貢献。
- ◎ **隊員候補生による台風 19 号被災地復旧・復興支援【②⑤】**：2019 年の台風 19 号復旧・復興活動として、駒ヶ根、二本松で派遣前訓練中の隊員候補生（延べ約 100 人）が各地で災害ボランティアとして被災地復旧支援を実施。二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領。また、訓練生有志によるチャリティー T シャツ販売の売上を(株)福島民報社と福島民友新聞(株)を通じ義援金として寄付。機構は隊員候補生の自主性を尊重した側面支援を実施。
- 機構の「連携隊員派遣基本方針」に基づき、自治体（13）、民間企業・NPO（96）、大学（39）との連携合意書を締結。
- 募集広報における ICT 活用の大幅拡大や Web ターゲティングの実施、「OV 会」や「育てる会」と連携した地域単位での応募促進の展開。
- 水の防衛隊を 11 年間で累計 270 人派遣し TICAD VI に貢献。

イ 地方自治体

- ◎ **機構初の人材育成モデル（熊本モデル）の構築【②⑤】**：熊本県の地域振興に向けた同県との連携協定を締結し、JICA 海外協力隊としての開発途上国での活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等を合意。高等教育・インターンでは熊本大学や県内企業等とも連携予定であり、日本国内の地域の産業振興や多文化共生に資する機構初の人材育成モデル（熊本モデル）を構築。
- ◎ **ICT 人材育成を通じた地域経済活性化に貢献（宮崎県、徳島県）【②⑤】**：バングラデシュで実施中の ICT 人材育成に係る技術協力で、研修修了生 112 人のうち 102 人が企業から内定（うち 79 人が日本企業から内定）。また、機構事業を契機に、産学官連携で修了生の受け入れ体制を築いている宮崎市は東京から 2 社の ICT 企業の誘致に成功。さらに、徳島県が機構との連携を前提として外国人材受入を推進するための企業向け支援施策を予算化し、上記事業の理解促進セミナーを開催。
- ◎ **空き家対策を通じた地域活性化に貢献（福井県若狭町）【②⑤】**：草の根技術協力で福井県若狭町と実施団体である(株)西野工務店が、ラオスの職業訓練校の能力強化の一環で空き家改修事業を実

施。その結果、改修された若狭町の古民家は地域の拠点施設として住民交流、子育て・福祉、各種研修活動に加え、若狭町とラオスの交流の場としても活用。同成果を踏まえ、同町の第二期総合戦略に空き家改修を通じた人的交流の活性化が具体的重点施策として設定。また、ラオスの職業訓練校は機構の有償資金協力における建設・改修工事を請け負い、日本での経験をいかして工期までに完工。

- ◎ **機構出向職員の支援を通じた地域活性化・国際化の促進【②⑤】**：日本国内の自治体に機構出向者を配置。例えば、島根県海士町では、機構出向職員の支援により、文部科学省 Edu Port ニッポン公認プロジェクト（高校魅力化）の採択・実施、機構や国際関連団体からの研修や草の根技術協力事業等プロジェクト受託、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン選定（マイクロネシア）等で多くの連携事業を実現し、同町の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与。
- ◎ **日本国内の多文化共生への貢献【⑤】**：ホンジュラス教育省と調整し、機構の協力で作成したスペイン語の算数教科書・教員用指導書を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈。日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書の活用は初。
- ◎ **ホストタウン実現への貢献【⑤】**：ニカラグアと甘楽町、ホンジュラスと片品村、ベネズエラと駒ヶ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、機構や機構事業を縁としてホストタウンが決定。特に、甘楽町では、機構職員が紹介されるほど大きく貢献。また、タンザニア選手の長井マラソン大会出場や、南スーダン選手の前橋市事前合宿の様子が各種メディアで報道され、両市の活性化にも寄与。
- 自治体が有する知見、技術等を活用した事業展開と、自治体との連携強化を通じた地域活性化、開発途上地域への成長に向けた貢献（マラウイと宮城県、サモアと沖縄県等）

ウ NGO/ 市民社会組織（CSO）

- ◎ **フィリピン、児童福祉改善の高評価【②④】**：（特活）アクションが草の根技術協力で開発した児童福祉施設で働くハウスペアレント向け研修モジュールが、フィリピン社会福祉開発省の高評価を得て、省令のもと公式プログラムとして制度化。
- ◎ **カンボジア、中学体育科教育指導書の全国配布実現【②④】**：（特活）ハート・オブ・ゴールドが草の根技術協力で作成した中学校体育科教育指導書が、カンボジア政府の高評価を得て、政府が独自に予算確保の上、15,000冊を印刷。全国各州教育局を通じ約1,700校の中学校に配布決定。
- ◎ **バングラデシュ、母乳育児支援技術の政策反映【②】**：（公社）桶谷式母乳育児推進協会が草の根技術協力でバングラデシュにて母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化。
- ◎ **「SDGs パートナiership賞（特別賞）」受賞への貢献【⑤】**：九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校でのSDGs理解講座や海外協力隊体験発表等の貢献を通じ、大牟田市教育委員会が教育委員会として全国初の第3回ジャパンSDGsアワードにおける「SDGs パートナiership賞（特別賞）」を受賞。
- 草の根技協応募団体のうち、新規団体の割合が増加、「担い手」の裾野が拡大（2018年度53%から2019年度67%に）
- JICA 基金活用事業「チャレンジ枠」での活動開始（3案件採択）。
- NGO-JICA 協議会を全国規模に加え、地域ごとの協議会を開催（7拠点）、より多くのCSOの参加を促進。

エ 大学・研究機関

- ◎ **JICA × 放送大学による「日本理解プログラム」の拡大、初の英語講義番組実現【②⑤】**：日本の近現代の発展と開発経験を開発途上国研修員等に広く提供する日本理解プログラムとして、放送大学と連携し「日本の近代化を知る7章」（7番組）を制作し、11回放送。放送大学にて英文学以外で英語の講義が放送されたのは初。国内の留学生、研修員のみならず、日本近現代史や開発協力の歴史に関心のある日本人に対し広く学ぶ機会を提供し、日本人の国際化及び日本在住外国人の日

本理解深化を促進。

- ◎ **日本各地の開発経験を学ぶ機会の新規開始（「地域理解プログラム」）【②⑤】**：機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を新たに企画し、国内 12 拠点で実施。地域ならではの特色ある日本の経験を伝え、日本理解の深化や研修員と地域の交流促進に寄与。
- ◎ **ABE イニシアティブへの産業界からの高評価【①⑤】**：「TICAD 7 官民円卓会議民間からの提言書」では、経団連や経済同友会関係者による共同議長を通じ本イニシアティブが「内外より高く評価されている」と政府に報告。日本と母国の企業間の協力覚書締結に貢献する等、日本企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内人として活躍する人材も輩出。
- ◎ **過去最多の人材育成計画（JDS）留学生受入【①⑤】**：若手行政官の留学受入事業である JDS にて 32 大学 50 研究科へ過去最多となる 360 人が入学。新規にパキスタン、ブータン、東ティモールからの留学生受入も開始。JDS 修了生による外交政策上の重要ポストへの就任事例を多数確認（ウズベキスタン公教育省の副大臣就任、カンボジア外務国際協力省の長官として日カンボジア外相会談出席、ミャンマー外務省の事務次官昇進等）。
- ◎ **SATREPS 事業による世界最高レベルの高効率電池の開発【②③】**：ベトナムでの SATREPS 事業を通じて、エビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発。バイオガス供給による燃料電池の発電効率として世界最高レベルの62.5%を記録（同じ出力のエンジン発電機の2～3倍）。
- イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、ABE イニシアティブ、国際社会人 Dr. コース、JDS 等にて日本の修士・博士課程に就学する研修員を受入。
- SATREPS 案件 12 件を新規形成。タイの「東南アジア地域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」は G20 大阪サミットで合意「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」への貢献が期待。

オ 開発教育、理解促進等

- ◎ **教科書会社×機構連携による高校地理教員向け教授本の執筆【⑤】**：（株）帝国書院と連携し、高校地理教員向け教授本に「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題—持続可能な開発目標（SDGs）と私たち—」を執筆。学習指導要領の改定を見据え、日本の国際理解教育に大きく寄与。
- 国際理解教育学会、文部科学省、教育委員会等と連携し、開発教育指導者研修、教師海外研修、教員向け研修プログラムの改善に向けた取組、新学習指導要領の施行に向けたセミナー等を実施。各国内拠点、地球ひろばで開発教育、国際理解教育の推進に向けた取組を実施。
- 新学習指導要領の導入に向け、SDGs やグローバル化等新たに導入される内容に関する教科書会社向けセミナー等の開催や情報提供を実施。

<課題と対応>

事業と関わりが深い各界の有識者と実施した「新しい時代の協力隊事業のあり方に関する意見交換」で得られた提言のポイントをまとめ、事業の戦略性向上のため取組を反映させる。自治体との連携においては、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、草の根技術協力事業等において自治体の持つノウハウを一層活用するために新規団体を含めた優良案件の発掘・実施に継続して取り組むと共に、自治体への支援を通じ日本国内の課題にも対応するために連携の強化を図っていく。NGO/CSO との連携においては、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応すべく、これまで機構と直接関係のなかった潜在的な事業パートナーとの更なる連携に向け、関係者の能力向上や草の根技術協力事業等の案件形成等の取組を継続させる。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

【指標 7-4】「ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数」が目標値 (1,200 人) を約 76.4% 上回る 2,117 人となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. ボランティア

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会の実施、関係機関・団体との協力による国民各層に届く発信強化、新区分・制度の円滑な導入及び実施、評価ガイドラインを用いた事業評価の取りまとめ、国内の多様な担い手（民間企業、大学や地方自治体等）との連携定着のための制度整備、国際公約及び国内課題に貢献する事業展開、訓練内容の拡充、派遣前から帰国後のキャリアパスに至る継続的な情報提供・支援等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：ボランティア募集の制度変更により、要請数に対して応募者が少なかった職種について応募者が増加し、要請の充足の観点から改善が見られた。

また、スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) に関し、機構は体育・スポーツ分野の新規隊員派遣を強化 (81 人 (2012 年) → 256 人 (2019 年)) するなどして約 500 万人の人材育成を行い、SFT の目標 (裨益者 1,000 万人) 達成に大きく貢献した。

このほか、2019 年の台風 19 号復旧・復興活動として派遣前訓練中の隊員候補生 (延べ約 100 人) が各地で災害ボランティアとして被災地復旧支援を実施し、二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領するなどしており、機構が隊員候補生の自主性を尊重しつつ側面支援したことによる計画外の成果として評価出来る。

指標：【指標 7-1】「課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は新型コロナの影響によって年度末に予定していた 2019 年度 3 次隊の派遣が見送られたことにより「ボランティア派遣人数」が基準値を下回ったほか、「ボランティア活動における達成度アンケート」では基準値を下回る水準となったが、「機構ボランティアウェブサイトの訪問者数」では基準値を大幅に上回った。

2. 地方自治体

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援、自治体連携事業の優良事例の蓄積・発信、自治体間で事例や経験を共有する機会の提供等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：熊本県の地域振興に向け同県と連携協定を締結し、JICA 海外協力隊としての活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等に合意したことは、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルを構築した取組として評価される。

また、バングラデシュに対する ICT 人材育成事業に関し、機構と連携している宮崎市では産学官連携で同事業の修了生受入体制を構築しているほか、同事業を契機として 2 社の ICT 企業誘致に成功するなど、地方の国際化や ICT 人材の確保、外国人材の受入等についてモデルとなる成果を上げた。

このほか、ラオスの職業訓練校に対する能力強化において、福井県若狭町及び地元企業と連携して空き家改修事業を実施した事例や、ホンジュラス教育省と連携して、同国の教科書を兵庫県子ども多文化共生センターに寄贈した事例、機構事業を契機として 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンが決定した事例、機構からの職員出向を通じて地方自治体の国際協力に貢献した事例など、自治体等関係者を巻き込みながら、創意工夫によって新規性のある成果を達成していることが認められる。

指標：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力

の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」の地方自治体分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は2項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

3. NGO/ 市民社会組織 (CSO)

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用した事業実施、NGO/CSO と機構の対話促進等の取組（含：各 NGO/CSO が有する強み等を効果的活用するための案件形成・コンサルテーション、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上等）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：NGO/CSO と連携して実施する草の根技術協力に関し、機構事業で開発された児童福祉施設で働くハウスペアレント向けの研修モジュールが、フィリピン社会福祉開発省の省令の下で公式プログラムとして制度化された事例や、機構事業で作成された中学校体育科教育指導書が、カンボジア政府の予算措置により全国各州教育局を通じて1,700校に配布された事例、母乳育児支援に関する「桶谷式技術普及計画」がバングラデシュの保健栄養政策に盛り込まれ、助産師向け研修費用が予算化された事例など、NGO/CSO の有する知見を有効活用することで、相手国政府の意志決定に大きく貢献していることが認められる。

また、大牟田市教育委員会が第3回ジャパンSDGsアワードにおいて、教育委員会として全国初の「SDGs パートナシップ賞（特別賞）」を受賞したところ、機構は九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校でのSDGs理解講座や海外協力隊体験発表等を通じてこれに貢献した。

指標：【指標7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」のNGO/市民社会組織(CSO)分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は2項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

4. 大学・研究機関

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、JICA 開発大学院連携の推進（含：協力大学との連携強化、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムの提供）、大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大、地球規模課題の解決に資する事業実施、事業成果の他の事業形態への展開等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：放送大学と連携して「日本の近代化を知る7章」を制作し、日本の近現代の発展と開発経験を広く提供する道筋を開いたことや、機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を新たに企画、国内12拠点で実施し日本理解の深化や地域との交流促進に寄与したことは、機構の自主的な取組による創意工夫として評価される。

また、人材育成計画(JDS)では過去最多となる360人が入学したほか、ABEイニシアティブではTICAD7において新たに発表された6年間で3,000人の受入れに向け、その第1期生を受け入れた。これら留学事業では、JDS修了生が各国で主要ポストに着任していることや、ABEイニシアティブ修了生が本邦企業に就職してアフリカでの事業に従事する等の事例が増えていることなど、それぞれが目指す人材の育成が着実に実現しており、重要な成果であると言える。

指標：【指標7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」の大学・研究機関分に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は4項目いずれも基準値を大幅に上回る水準となった。

5. 開発教育、理解促進等

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、開発教育支援事業の実施、他機関と連携した開発教育の裾野拡大（含：教員向け研修プログラムの着実な改善）、国内拠点での活動を通じた国民の開発課題・開発協力への理解促進（含：SDGs等を踏まえた効果的な取組、地球ひろばの展示の学校教育現場での活用）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：出版社の依頼により、高校地理教員向け教授本として「地図にみる世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標(SDGs)と私たちー」を執筆し、国際理解教育

に貢献した。

指標：【指標 7-3】「児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「教師海外研修の参加者数」が基準値を大幅に下回った一方、「地球ひろば体験ゾーン来場者数」は大幅に上回り、その他 2 項目は概ね基準値並の水準となった。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、協力隊の活動と国内での活動を組み合わせた人材育成モデルを構築した熊本県との連携に代表されるように、多数の地方自治体との連携によって日本政府の重要課題である地域の国際化に貢献したほか、大学・研究機関等との連携では、放送大学との連携によりリモートで多くの研修員に講義を提供するという、今後の技術協力にも貢献しうる先進的な取組が行われるなどの成果を挙げた。また、ABE イニシアティブの推進により TICAD における公約の実現に寄与した他、同取組は日本政府も推進する産官学連携の好例として内外から高く評価されており、国際協力に対するオールジャパンでの取組体制の強化に繋がった。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学、研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し、人・知恵・技術・資金を結集して事業を推進することを期待する。有識者意見にもあるとおり、多用なアクターの持ち味を活かすべく、接点がなかったアクターへのアウトリーチ等にも積極的に取り組まれない。また、こうした取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、各アクターが円滑に連携を図ることができるよう機構の創意工夫を期待する。

<その他事項>

(有識者からの意見)

・全体として、国際協力の多様な担い手として、企業、NGO、民間団体を通じた支援や、これらのアクターの持ち味を生かした共創、コレクティブ・インパクトの取り組みを増やすべきではないか。2020 年度は、新型コロナの影響により、2 国間援助が停滞しており、国境を越えて草の根レベルでの支援ができる民間団体をもっと活用してもいいのではないかと。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	事業実施基盤の強化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年 ¹²⁴	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
プレスリリース発出数	250 件 ¹²⁵ (2017-2021)	50 件	85 件	72 件	53 件		
フェイスブック投稿数	1,750 件 ¹²⁶ (2017-2021)	350 件	1,045 件	1,149 件	983 件		
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数（案件）	500 件/ 年 ¹²⁷	500 件	1,207 件	1,141 件	1,245 件		
国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数	10,000 人 ¹²⁸ (2017-2021)	2,000 人	1,875 人	2,325 人	2,605 人		
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200 人規模 (延べ人数)	180 人	185 人	214 人	244 人		
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			5,495	5,125	5,018		
決算額（百万円） ¹²⁹			5,008	4,351	4,496 ¹³⁰		
経常費用（百万円）			5,154	4,583	4,526 ¹³¹		
経常利益（百万円）			△ 272	△ 140	△ 167 ¹³²		

¹²⁴ 2018 年度計画における目標値

¹²⁵ 前中期目標期間の実績から各年度 5 件増として設定する。前中期目標期間実績平均 45 件 / 年

¹²⁶ 前中期目標期間の実績から約 4%増として設定する。2015 年度実績 336 件（日 240 件、英 96 件）

¹²⁷ 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010 年度から 2014 年度の実績平均 492 件 / 年

¹²⁸ 前中期目標期間の実績から約 15%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,746 名 / 年

¹²⁹ 2019 年度より受託経費を含めたため、2018 年度の計数を修正した。

¹³⁰ 暫定値

¹³¹ 暫定値

¹³² 暫定値

行政コスト（百万円） ¹³³	5,156	4,575	4,526 ¹³⁴		
従事人員数	95	95	95		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (8)、中期計画：1. (8)
<p>年度計画</p> <p>1. (8) 事業実施基盤の強化</p> <p>ア 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。 ・ 特に、TICAD7 が開催されるアフリカ地域との協力関係、G20 で議題となる分野等での協力取組、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツと開発等に関連する発信に取り組む。 ・ ウェブサイトは、データ削減等で容量軽減を進めることで、外部ユーザーのアクセス迅速化を推進するとともに、リニューアルに向けた情報整理に取り組む。 <p>イ 事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を迅速かつわかり易く公開、発信する。 ・ 事業改善や効果向上に活用するため、事業評価から得られる教訓を協力方針策定や事業実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断分析、統計分析、プロセスの分析、根拠に基づく政策立案 (EBPM) の推進に資するインパクト評価等を継続的に実施する。特に、評価結果や教訓を一層活用するため、テーマ別評価（中国の協力事業の事後評価に関する包括的な分析等）を実施する。 ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO、民間企業等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。また、職員の評価能力の向上に取り組むとともに、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。 <p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 達成への貢献及び協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、機構が中心的に取り組むとしている SDGs のゴール達成に貢献可能な人材の育成に資する能力強化研修のコースについては、質の改善を図りつつ継続して実施する。 ・ 開発協力人材の更なる裾野拡大を目指し、外務省をはじめとする関係機関との連携を深化することで、コンテンツや掲載情報の拡充、多様化を推進する。特に、大学生、中高生向けコンテンツの充実を図り、国際協力分野への若年層の更なる関心の拡大を促進し、PARTNER 登録者数を増加させる。 <p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を、新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ、日本の開発・開発協力経験を取りまとめる視点を持って実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発協力の歴史、新興国（中国を含む）の開発協力等に関する研究を行う。 ・ 国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図り、あわせて研究事業を通じた機構の人材育成にも貢献する。

¹³³ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

¹³⁴ 暫定値

- ・ ワーキング・ペーパー、ポリシー・ノート及び書籍の発刊、ウェブサイトの更なる活用等を通じて研究成果を公開する。多様な関係者に開かれたセミナー、シンポジウム等を開催するほか、G20 への政策提言を行う T20 会合（5 月）や TICAD7 等の国際会議の場を活用し、国際機関、研究機関、政策担当者及び援助実務者に対して、研究成果を発信する。

オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準を維持するための研修及び訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録要員の能力の維持と向上のための研修及び訓練を実施する。また、捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 特に、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）地域副議長として、2019 年議長国である豪と協力し、各会合及び演習の準備・実施を通じてアジア太平洋地域内の捜索救助能力とネットワーク向上に貢献する。また、WHO 緊急医療チームの地域議長として、グローバル会合等の開催を通じ、国際連携の議論をリードし、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.① 参照）

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3-2. 業務実績

No.8-1 広報

(1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的な発信

① 戦略的な広報への取組

国民の幅広い層に対する機構の認知度向上のため、広報戦略で設定した重点ターゲットごとのアプローチに沿って、ウェブ、SNS、広報誌への掲載やメディアへの売り込み強化等、多様なツールを活用し効果的な広報を展開した。

- ・ **重点テーマの発信**：特定テーマについて機構全体で期間を定め、複数拠点から同一テーマの情報を戦略的に発信した。5 月から 8 月にかけては「アフリカ / 第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）」、1 月からは「スポーツと開発」を特集した。特に、TICAD7 に向けたアフリカ協力に関する発信は、主要メディアの論説委員を対象としたメディア懇談会、日本の記者を対象とした勉強会、アフリカの記者を対象とした外国メディア招聘、機構理事長による寄稿、機構ウェブサイトでの記事配信等を戦略的に企画し、積極的に実施した。その結果、TICAD7 では、前回日本で開催された TICAD V を上回る機構関連記事の国内報道数（約 180 件）となり、機構の多様なアフリカ協力が多数報道された。また、本部・国内外の拠点で 165 件のプレイベントや 31 件の公式サイドイベントが実施され、アフリカ支援の取組を国内外に広く発信した。
- ・ **多様なツールを活用した発信強化**：2019 年度より、機構ホームページ上に掲載する記事の一部を、外部デジタルメディアと連携した配信方式に転換した。転載記事のページビュー数は昨年比の 10 倍以上、著名人を起用したものは 30 倍以上、最大ページビュー数は 20 万を超え、過去最大のリーチを獲得した。また、「Number」や「Oggi」等複数の雑誌とタイアップによる連載企画をス

タートしたほか、マスメディアとのタイアップによりテレビ番組を 2 本制作し、内 1 本は 12 月に放映済（テレビ東京「旅ジョ」深夜枠、視聴率 1.3%、30 万世帯にリーチ）である。¹³⁵

- ・ **記者勉強会の開催**：機構の最新の事業動向等を説明する記者勉強会を 11 回開催した。2019 年度と同勉強会では、アフリカ開発会議、廃棄物分野支援（G20 関連）、中東・欧州情勢、マイクロファイナンス、開発途上地域の健康問題（G20 関連）、防災、スポーツと開発をテーマとして開催した。その結果、前述の TICAD7 開催時の NHK「おはよう日本」等における多数の報道が見られた。また、スポーツ記者勉強会では過去最大級の参加者（42 名）となり、南スーダンスポーツ協力（NHK のオリンピック特集番組でも放映）、アスリート支援中の青年海外協力隊員の取組など、多数の報道（22 件）につながった。
- ・ **トップ広報**：機構理事長が、読売新聞の「地球を読む」に人間の安全保障に関する寄稿をしたほか、新潮社「Foresight」における「新・日本人のフロンティア」の連載や、同連載をまとめた書籍化等、各種メディアに登場し発信することで、国内のオピニオン・リーダー層、一般層双方に対する機構事業の理解促進に取り組んだ。これら発信につき、機構の SNS 英語サイトでも紹介することで、いずれも 1 万ページビュー以上の高いリーチを得ている。その他、各種メディアに対し、理事長インタビューや寄稿を行うとともに、「メディア懇談会」を 2 回開催し、主要メディアの論説委員等と機構理事長の意見交換の場を設け、機構の事業活動や関心事項について広く発信した。
- ・ **地方メディアの海外派遣**：地方メディアを通じた発信強化のため、地方で強い発信力を有する毎日新聞（大阪本社）や高知テレビ等を、ルワンダ、パラグアイ等に派遣し、機構の事業現場の視察や相手国関係機関への取材機会を提供した。その結果、毎日新聞でのルワンダにおける ICT イノベーションを取り上げた新聞連載（2 回）や、高知テレビでの日系人への野球支援を切り口とした機構事業の報道につながった。
- ・ **現地メディアの日本招聘**：現地メディアを通じた発信強化のため、TICAD7 の日本での開催を前に、アフリカ 10 か国の新聞記者 10 名を日本に招き、「アフリカの開発課題に貢献する日本の経験」をテーマに、小学校における日本式教育、スマート農業、計画的街づくり等取材する機会を提供した。その結果、日本及び機構のアフリカ協力や日本文化等に関し、62 件の現地報道につながった。
- ・ **国際協力イベント**：9 月に東京で開催された「グローバルフェスタ」は、2 日間で延べ 18 万 4 千人が来場し、開始以来過去最高となる集客を記録した。また、10 月に東京で開催された「スポーツまつり」には約 1,500 人、2 月に大阪で開催された「ワンワールドフェスタ」約 26,000 人等、スポーツや環境問題などの時宜に合うテーマを選択し、外務省や国際協力 NGO センター等の関係機関と連携して、広く事業認知を図った。
- ・ **報道件数**：これらの取組によるメディアを通じた発信として、国内で約 7,100 件、海外で約 15,000 件の機構に関する報道があった。なお、第 4 四半期は新型コロナの影響により、機構主催イベントの開催自粛や、世論に配慮した広報発信の取捨選択などを行った結果、プレスリリースの件数が減少した。

② 主要テーマの取組

¹³⁵ 2 本目は 4 月に放映済（BS 朝日「スポーツで世界を変える～ 2 人の日本人の挑戦～」、視聴率 0.2%、11 万世帯にリーチ）。

- ・ **アフリカ支援（TICAD 7）**：TICAD 7 開催に向け、機構理事長による寄稿やインタビューに応じた結果、「Japan Times」や「外交」、「時評」等に記事が掲載された。また、建設通信新聞社に企画・取材協力を行った結果、8 月に「JICA アフリカ特集」が掲載された。TICAD 7 でのサイドイベントに関する広報の結果、NHK や共同通信、ケーブルテレビ等多くのメディアで報道された。機構広報誌「mundi」では、2019 年 2 月にアフリカを特集し、8 月までの間に英語版及びフランス語版も作成し、約 2 万部を配布した。機構 Web サイトでは、8 月までに集中してアフリカ/TICAD 7 に向けた記事を 12 本配信した。同時期に著名人を起用し、関連する講演会を東京学芸大学、大阪大学等 4 大学で開催したほか、同人をアフリカに派遣し、事業視察の様子は日本テレビ等で報道された。
- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：質の高いインフラの事例として、インドネシア「ジャカルタ都市鉄道事業」（2019 年 3 月末に開通）について、ネット記事や雑誌等で特集記事が報道されたほか、東南アジア（ラオス、ミャンマー、ベトナム）での法整備支援についてテレビ（TBS、BS フジ）や新聞で報道された。機構広報誌「mundi」では、4 月号及び 5 月号「日本式協力」、6 月号「港湾・海上保安」、7 月号「メコン地域」等の特集を通じて、法整備や市場経済化支援等をフォーカスした。
- ・ **自然災害対策への取組**：阪神・淡路大震災の発生から 25 年に向け、防災・緊急援助・復興に関する協力について、12 月に記者勉強会を機構関西センターで実施した。広報誌「mundi」11 月号でも「防災」を特集し、災害発生から復興までのシームレスな支援と、より強靱な復興の重要性を伝えた。また、インドネシアのスラウェシ震災から 1 年を契機に、著名人を同国に派遣し、交流事業等を通じて機構支援の様子が現地でも報道された。
- ・ **日本の近代化と開発協力の経験の共有**：2018 年度末（3 月）に連携協定を締結した放送大学との協力により、「日本の近代化を知る 7 章」の BS での放送が実現した。また、このテーマで講義を受けた研修員を中心に、帰国後に研修の成果、日本への思い、自国での研修成果活用等をまとめた「研修員レポート」の配信を開始（英語のみ）し、1 件当たり 2 万近い PV を得る等リーチが拡大している。
- ・ **スポーツと開発**：「スポーツと開発」に関するメディア懇談会を実施した（10 月）。2020 年 1 月からは重点テーマ発信（統一発信）を開始し、同月に記者説明会を実施した。これらの結果、南スーダンでのスポーツを通じた協力や、アスリート支援に取り組むスポーツ隊員の活動が、多数メディア（NHK、TBS、日テレ、共同通信、時事通信、毎日、朝日、日経新聞等）で紹介された。また、FC 琉球での冠試合の開催など、本テーマに沿った国際協力イベントを実施した。スポーツ関連の著名人を起用した企画は、ブロック紙一面で取り上げられる等、高い発信効果を得た。1 月から雑誌「Number」とタイアップした連載企画を全 6 回掲載した。他にも、Web 上特集ページの設営、専用リーフレットの制作等、対外広報ツールを整備した。
- ・ **人間の安全保障**：G20 保健大臣会合（10 月、岡山）に先立ち、開発途上国の健康問題等に関する記者説明会を実施し、山陽新聞などの報道につながった。また、機構理事長による読売新聞「地球を読む」や雑誌「外交」への人間の安全保障に関する寄稿が掲載された。

(2) SNS、ウェブサイトを活用した情報発信

ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績（2016 年度から 2019 年度）

	ページ閲覧数	facebook (ファン数)	twitter (フォロワー 数)	YouTube (再生回数)
2020年3月末時点	日：3,504万PV 英：595万PV	日：26,332人 英：31,800人	日：38,055人 英：13,733人	日：279,793回 英：563,949回
2019年3月末時点	日：3,616万PV 英：628万PV	日：23,161人 英：25,025人	日：34,788人 英：10,166人	日：335,891回 英：285,304回
2018年3月末時点	日：3,481万PV 英：671万PV	日：20,545人 英：18,761人	日：32,406人 英：7,360人	日：113,814回 英：421,195回
2017年3月末時点	日：3,512万PV 英：546万PV	日：16,585人 英：12,810人	日：29,830人 英：5,043人	日：113,698回 英：185,999回
前回比	日：+3.9% 英：-6.4%	日：+12.7% 英：+33.4%	日：+7.4% 英：+38.1%	日：+195.1% 英：-32.3%

- 2019年度もfacebook、twitter共にファン数、フォロワー数は一度も減少に転じることなく増加した。SNSの特性をいかした柔らかく、流行を捉えた内容での発信が功を奏した。特に、その特性である拡散力を活用し、日本政府や相手国政府、国連機関、自治体、民間企業、メディア、NGO等幅広い関係者と連携し、幅広い拡散に努めた。また、外部ウェブメディアと連携した企画実施や、機構ウェブ記事を外部ウェブメディアに転載する仕組みを整えたことによって、発信を更に強化した。情報発信成果は上表のとおりである。

No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 ¹³⁶	5件	5件	5件	件	件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 ¹³⁷	8件	8件	9件	件	件

(1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開

- 事後評価の実施と公開：評価対象となる協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業68件（内訳：技術協力プロジェクト3件、有

¹³⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹³⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

償資金協力 34 件、無償資金協力 31 件) の外部評価と、2 億円以上 10 億円未満の案件 99 件 (内訳: 技術協力プロジェクト 85 件、無償資金協力 14 件) の内部評価を実施した。評価結果の公開は、翌年度早期に機構ウェブサイトで行っており、2018 年度分は 2019 年 5 月に公表済みである。

- ・ **評価の質の向上**: 外部評価では、定量調査・定性調査の実施手法に係る科学的手法 (プロセスの分析や質的比較分析 (Qualitative Comparative Analysis : QCA) 等、統計・データ収集・インタビューなどの学術的に確立した調査手法) の活用を通じて評価の質の向上を図った。内部評価では、評価者となる各海外拠点による評価結果の自己点検に加え、外部の第三者が個々の内部評価の客観性や中立性、提言や教訓の具体性や実行可能性を検証した。検証結果は評価者 (海外拠点等) へフィードバックし、今後の内部評価の質の向上に活用するとともに、検証結果の概要を機構ウェブサイトでも対外公表して説明責任を強化した。
- ・ **事業評価報告書の公開**: 2019 年度から、経費削減、業務効率化、利便性向上の観点から、「事業評価年次報告書 2019」の作成・公表をウェブサイト版のみとした。なお、2019 年度に実施した個別事業ごとの事後評価結果全てを 2019 年度中に取りまとめ、その結果を 2020 年 5 月中に公開予定である。また、年間の事業評価結果を取りまとめた「事業評価年次報告書 2019」を機構ウェブサイトでも 2020 年 5 月中に公表予定である。

(2) 評価結果・教訓のフィードバック、事業評価を通じた学習と改善

① 協力量針策定や事業実施等にフィードバック

- ・ 上下水分野の横断的教訓を取りまとめ、機構内にフィードバックを行った。また、森林分野において、QCA を用いて有効な介入の組合せを分析し、案件形成・実施への活用を目的に、横断的教訓を抽出した手順と分析結果を機構内で共有した。

② プロセスの分析

- ・ 世界銀行や UNDP など、国際開発コミュニティによるナレッジのプラットフォームである Global Delivery Initiative (GDI) が規定するケーススタディ手法を用いて、タイの技術協力「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を対象に、事業の実施上の課題 (デリバリー・チャレンジ)¹³⁸を分析した。同分析は、機構ウェブサイトとともに GDI のオンラインプラットフォームである「GDI Library」で 2020 年度中に公開予定である。
- ・ これまでの「プロセスの分析」の内容と実施方法の検討結果を踏まえ、実施の意義、背景、目的、実施方針、対象案件の選定方法等についてまとめた「プロセスの分析ガイドライン (執務要領)」を今後の指針として作成した。
- ・ ベトナム「カimeップ・チーバイ国際港開発事業」、「ラックフェン国際港建設事業」、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」、「ニャットン橋 (日越友好橋) 建設事業」、「ノイバイ国際空港 - ニャットン橋間連絡道路建設事業」、ルワンダ「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」について、事業効果発現に至る過程を分析する「プロセスの分析」に着手した。
- ・ 既往の「プロセスの分析」に関する取組結果を、第 4 回アジア評価週間 (9 月、中国)、国際開発評価学会 (10 月、チェコ)、日本評価学会全国大会 (12 月、高知) で報告した。本報告を通じ

¹³⁸ ある開発課題における、技術的アプローチでは解決できない事業の実施中に起こり得る困難・課題を指し、現在 15 のカテゴリに整理されている。詳しくは GDI ホームページを参照のこと。 <https://globaldeliveryinitiative.org/decode/taxonomy>

て、政府関係者、大学教員、開発コンサルタント等のプロセスの分析や開発事業の評価手法に係る理解促進を図った。

③ 統計分析

- ・ 従来の外部事後評価結果に内部事後評価結果を統合した統計データを整備し、分析のためのサンプル数を増大させた。その結果、総合評価及び各評価項目のレーティングを被説明変数とした回帰分析において、分析対象を昨年度の資金協力から技術協力に拡大でき、より援助手法横断的な複層的分析が実施できるようになった。また、その結果を機構内のセミナーで報告し、統計分析から得られた教訓の共有を図った。

④ 根拠に基づく政策立案 (EBPM) に資するインパクト評価

- ・ 日本式交番制度をモデルとしたブラジル「地域警察活動」の取組（2000年国別・課題別研修2005年～2018年技術協力プロジェクト（フェーズ1～3）を対象としたインパクト評価に着手、分析を実施した。

⑤ 横断分析等

- ・ **中国国内における対中 ODA 支援の認知向上への貢献**：対中 ODA40 周年の機に、これまでの事業成果を振り返るとともに今後の新たな日中関係及び他国での ODA 事業に参考となる教訓を導出することを目的として「テーマ別評価：対中協力総括（環境管理、感染症）」を実施し、12月に北京で行われた対中協力 40 周年記念シンポジウムで中間報告を行った。本評価では、環境及び感染症という国境を超える課題について包括的な事業の横断分析を行い、日本の ODA が中国社会にもたらしたインパクトの検証を試みた。シンポジウム（12月、北京）には中国側政府機関や大学等の研究機関（研究者、学生）等約 140 名が参加した他、現地メディアでも広く報道された。参加者からは「日中環境協力と日中医療協力の全体像が理解できた」、「ここまで広範囲かつ長期、大規模に協力してくれていたことを知り改めて感謝の気持ちがわいた」、との謝意、「日中による第三国協力の可能性を考えていきたい」との期待の声が寄せられた。
- ・ 紛争影響国支援に関する教訓、知見を得るべく、個別案件の事後評価に加えて、ウガンダで実施した国内避難民支援の 2 事業の事後評価結果を踏まえた、難民支援を巡る国際潮流との整合性、難民支援と国内避難民支援との関係性、他ドナーとのシナジーといった **Coherence**¹³⁹の視点を踏まえた機構の役割等について、有識者へ分析を依頼し、国内避難民の定着促進のための機構が実施している生活インフラ整備の重要性、機構が行う国内避難民支援の、他ドナーとの **Complementarity**（相補性）、広義な意味での **Responsibility-Sharing** にも貢献しうる点等の指摘を得た。
- ・ **衛星データを活用した初の一貫したモニタリング評価の試行**：ミャンマーの技術協力プロジェクト「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」（実施中）の事業効果指標（イネの作付面積及び収量）の分析に当たり、衛星データを活用した手法を試行し、今後のプロジェクトのモニタリング及び事後評価への衛星データの活用方法を提言した。同プロジェクトは極めて広範な地域（約 87,000ha（870km²））を対象とした協力であり、本分析手法の導入により効果的・効率的な事業効果の検証に資するものである。

¹³⁹ “Coherence”は従来から人道支援や平和構築の分野の評価で一部のドナーにより採用されていた概念であり、ドナー間の役割分担調整、政策面での整合性や一貫性が課題として重視されている。なお、2019年12月に DAC 評価基準が改定され Coherence が追加された。

- ・ 資金協力事業の開発課題別指標例を改定するとともに SDGs 指標を参考追記した（農業開発・農村開発及び水産分野）。また、技術協力プロジェクトの開発課題別指標例及び代表的教訓に SDGs 指標を参考追記した（農業開発・農村開発分野）。さらに、資金協力事業の開発課題別指標例（農業開発・農村開発分野）及び技術協力プロジェクトの開発課題別指標例及び代表的教訓（エネルギー分野）の英文化も進めた。
- ・ 事業の介入と効果の因果関係を推論する QCA を用いて、機構のインド植林事業の複数介入と森林再生の因果関係分析を実施・着手した（2017 年度 1 件、2019 年度 3 件で導入）。本分析結果を、日本評価学会春季大会（5 月、東京）及び同全国大会（12 月、高知）で報告し、大学教員や開発コンサルタント等の評価関係者に対する新評価 / 分析手法の理解を促した。
- ・ 無償資金協力のソフトコンポーネントと事業持続性の因果推論について、QCA を用いて検証した。その結果、複数のソフトコンポーネントの組合せが事業持続性を担保する可能性が示唆され、関係部署間で共有し、事業改善への活用を図った。

(3) 事業評価の実施基盤強化

① 国際機関や各国との連携・協働

- ・ アジア開発銀行と中国・財政部共催の評価セミナー「アジア評価週間」（9 月、中国）及び国際開発評価学会（IDEAS）国際大会（10 月、チェコ、今回初参加）で機構セッションを開催し、国際評価学コミュニティにおける機構のプレゼンスの更なる向上に寄与した。
- ・ OECD・DAC 開発評価ネットワーク（EvalNet）を通じ、DAC 評価基準の改定や評価手法に関する意見交換に参画した。GDI 年次総会（11 月、チュニジア）に参加し、平和構築に係るセッションにおいて、機構の平和構築・モニタリングの取組を説明した。
- ・ スリランカ「マンムナイ橋建設プロジェクト」のケーススタディを GDI ケースライブラリーで公開した。

② 内部人材の評価能力の向上

- ・ 事業評価に関する内部人材育成を目的に、年間を通じて職員向けの研修を 5 コース、24 回実施し、延べ数百人の参加を得た。また、事後評価結果・教訓の活用促進を目的として、機構職員を対象としたフィードバックセミナーを 4 回開催した。
- ・ 2019 年度より事業評価 / 事業マネジメントの機構内インターン研修を開始し、内部事後評価の OJT を通じて、評価手法とともにプロジェクトサイクルの全体を俯瞰した業務の知見向上を図った。

③ 評価結果・教訓・分析結果の発信

- ・ 評価の専門性向上のため、事業評価に関する最新の分析結果や考察等を、日本評価学会、国際開発学会の全国大会で発表した。海外に向けては、上述の各種国際会議の場、GDI のナレッジ・プラットフォーム等を活用し、事業評価を通じて得られた知見の発信と活用拡大を図った（上記(3)①参照）。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度

能力強化研修参加者数	349 人 ¹⁴⁰	565 人	503 人	464 人	人	人
------------	----------------------	-------	-------	-------	---	---

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- ・ **SDGs 達成に向けた人材養成**：機構が行う能力強化研修では、SDGs 達成に向けて、協力の重点分野や新たに取り組む分野を中心に、2019 年度は計 19 コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に貢献した。「栄養改善人材育成」、「社会基盤マネジメント」、「気候変動と開発」等、SDGs ゴールに対応するコースを実施し、当該分野を担う開発協力人材の養成に貢献した。「インパクト評価」や「開発協力のプロセス・マネジメント」といった分野横断的な手法についても習得する機会を設け、開発協力人材の事業マネジメント力の向上に貢献した。
- ・ **将来を見据えた人材の養成**：将来の開発協力人材を養成するため、機構本部及び国内外の拠点においてインターン 143 名を受け入れた。

(2) 開発協力人材の裾野拡大を目指した PARTNER の利用促進に向けた強化

(ア) PARTNER の利用促進に向けた強化

- ・ **キャリア形成支援、多様な働き方の促進のためのコンテンツや掲載情報の拡充**：国際協力人材のキャリア形成の支援を目的として、外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO 等関係機関のキャリア形成の事例を紹介するコンテンツ「キャリア図鑑」を PARTNER 内に新設した。加えて、機構の公募案件について、分野や地域ごとの応募傾向や登録者の属性分析等の掲載を開始した。また、多様な働き方を促進するため、勤務地や働き方で検索・登録できる機能を新たにリリースし、PARTNER 利用者の利便性を向上させた。
- ・ **新たな開発協力人材の登録**：2019 年度に PARTNER に新規に登録した開発協力人材は、2,605 人となり、目標値 (2,000 人) を上回った。

(イ) 開発協力人材の新規開拓

- ・ **関係機関との連携深化**：外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO 等関係機関と連携し、各種キャリアイベント等を開催することで開発協力人材の新規獲得を行った。具体的には、海外コンサルタント協会との連携セミナー等を 14 回開催し、延べ 868 名以上の参加を得た。また、国際キャリアフォーラムや大学での講義等で、外務省国際機関人事センターとも常時連携した。432 名の参加者を集めた国際開発ジャーナル社主催の「国際協力キャリアフェア」を後援した。
- ・ **国際協力分野への若年層の関心拡大と促進**：国際協力の仕事やキャリアパスに関する情報を中心に、東京女子大学、立命館アジア太平洋大学等の計 13 大学 (予定) で講義やブース出展を行い、延べ 837 名に対し情報発信を行い、国際協力分野の関心層の裾野拡大に取り組んだ。また、機構内外の国際協力分野のインターン情報を PARTNER 上で探しやすくするため PARTNER サイトを変更し、周知のためのキャンペーンを展開した。PARTNER 上の中高生向けサイト「ROOKIES」のコンテンツを定期的に追加し、大学生、中高生向けコンテンツを充実させた。

No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

¹⁴⁰ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

研究成果のダウンロード数 (万件)	5.2 万件 141	7.1 万件	10.8 万件	4.8 万件	万件	万件
国際機関・政策担当者等への 効果的な発信事例 /	15 件 142	17 件	17 件	18 件	件	件
機構事業へのフィードバック 事例の件数	15 件 143	15 件	17 件	18 件	件	件

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究と発信

- Think 20 Japan** : G20 への政策提言を行う役割を持つ各国シンクタンクのネットワークである「Think 20 Japan (T20 Japan)」会合において、機構研究所は 10 あるタスクフォースのうち、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」と「アフリカとの協力」のタスクフォースで共同議長を務めた。これらのタスクフォースでは合計 17 本のポリシーブリーフをまとめ、9 件のパネルディスカッションを開催した。これらのポリシーブリーフも踏まえて作成された「T20 コミュニケ」は、2019 年の G20 議長を務める安倍総理に手交された。なお、同コミュニケ全体のビジョンである「持続可能・包摂的・強靱な社会の実現に向けて」は、機構研究所長が人間の安全保障の視点ももって貢献した結果として考案されたものである。また、世界の開発途上地域で活動する 50 以上のシンクタンクの支援を行う Southern Voice と、T20 Japan の公式サイドイベントとして、「SDGs 実施はどのように進んでいるのか」を共催した。同イベントでは、T20 Japan に向けて取りまとめたポリシーブリーフを基に、SDGs というグローバルな目標が、各地域の事情に応じてどのような政策や具体的アクションを通じて実践されようとしているのかについて議論を行った。加えて、アフリカ開発銀行と日本貿易振興機構 (JETRO) の共催によるサイドイベント「アフリカの経済成長見通しと債務持続性」に、アフリカ開発銀行南部アフリカ地域総局長、JETRO 理事とともに機構チーフエコノミストがパネリストとして登壇し、在京アフリカ大使館や大学の関係者、T20 Japan に参加したアフリカの研究者等と、アフリカ地域のマクロ経済見通しや日本の民間投資の展開状況、債務持続可能性など幅広い問題を議論した。さらに、UHC については保健財政、革新的技術の活用等に関する提言を G20 保健専門家会合において発表し、G20 における UHC に関する共通理解の醸成に向けた日本政府の取組を後押しした。
- TICAD 7 関連イベント**: コロンビア大学政策対話イニシアティブ (IPD: Initiative for Policy Dialogue) と実施した共同研究の成果 (後述) を踏まえ、IPD 側研究代表者でノーベル経済学賞受賞者であるスティグリッツ教授の登壇を得て、TICAD 7 サイドイベント「アフリカの質の高い成長 - 持続可能、包摂的かつ強靱な開発を目指して -」を開催した。同サイドイベントでは、2008 年より続いている IPD と機構研究所との共同研究の最新の成果である書籍『The Quality of Growth in Africa』の内容を紹介しつつ、現在のアフリカの状況に合った新しい開発の在り方について議論した。また、サイドイベント「アフリカにおける SDGs 達成に向けた資金ニーズの充足と財政・債務持続性の確保」を開催し、アフリカ 2 か国の大臣、日本企業、国際機関からの登壇者を得て、SDGs 達

¹⁴¹ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

¹⁴² 2015 年度実績

¹⁴³ 2015 年度実績

成の見通し、開発資金ニーズ、債務持続可能性に向けた政策についてパネルディスカッションを行った。なお、TICAD 7 では、これらのイベントを含め 4 件のイベントを主催又は共催したほか、他機関主催のイベント 2 件にも機構研究所長が登壇し、アフリカ開発に関する国際的な議論に貢献した。

- ・ **質の高い成長**：上述 IPD との共同研究において、GDP に代わる指標（社会開発、実態経済、自然資源などの指標を総合的に考慮する方法）、成長と貧困削減の関連性、産業の転換と成長の実現、農業の産業化、気候変動が経済成長にもたらす影響等、アフリカにおける質の高い成長に資する研究を進めた。その成果として、書籍『The Quality of Growth in Africa』を 8 月に発刊し、経済の量的拡大に偏らず、多角的な視点から成長を捉えるべきとのメッセージを打ち出した。さらに、研究プロジェクト「『質の高い成長』にかかる研究」において、これまでの研究成果を「経済学的論考」と「ケーススタディ」として取りまとめる作業を進めるとともに、アジア土木技術国際会議等の国際会議で発表を行った。
- ・ **人間の安全保障**：新規研究案件「東アジアにおける人間の安全保障とエンパワメントの実践」を立ち上げた。これまでの研究では、国家による「上からの保護」の重要性が主に分析されてきたのに対し、本研究では人々の「下からの能力強化（エンパワメント）」に関連したトピックに焦点を当てている。ASEAN とのネットワークを維持する観点から、本研究を立ち上げる前に「世界国際関係学会アジア・太平洋地域大会 2019」でラウンドテーブルを実施した。先行研究プロジェクトの広報・発信に加え、保健やジェンダー、食料安全保障といった個別の脅威に際してどのような人々が取り残され、自らのエンパワメントに取り組むのか、といった新規研究の概念枠組みの深化を行った。また、NPO 法人「人間の安全保障フォーラム」が主導する、日本国内の人間の安全保障の実現状況に光を当てた「『日本の人間の安全保障』指標プロジェクト」に機構研究所からも参画し、指標の作成や、既存の統計では可視化しにくい個人の感じる不安などを問うアンケート調査の実施等に貢献した。研究成果は和文書籍『SDGs と日本』として 2019 年 11 月末に明石書店より発刊された。
- ・ **日本の開発協力の歴史**：日本の ODA の成り立ちや実施、世界で果たしてきた役割、各種の提言及び批判を受けた制度改革等を正しく記録し、今後の開発協力政策の策定や開発協力研究の実施に当たっての学術的な基盤を提供することを目的とした「日本の開発協力の歴史」研究の成果となる和文書籍の編纂を進め、同研究のためのバックグラウンドペーパー 5 本を執筆・公開した。また、日本の教育協力の歴史を ODA にとどまらず包括的かつ体系的に取りまとめた書籍『日本の国際教育協力—歴史と展望』を発刊し、国際開発学会や機構研究所でローンチイベントを行った。
- ・ **新興国の開発協力**：東南アジアにおいて、先進国・新興国・被援助国が開発協力をめぐりどのような関係を構築すべきかの検討を目的とする、東南アジア各国のシンクタンク間のネットワークの構築と同ネットワーク下における研究の準備を進め、メンバーとなる研究機関の選定と第一回執筆者会合を行って研究のコンセプトを確定した。また、外部の中国研究者から同国の内政・外交・対外援助等に関する最新の研究成果を吸収して機構業務の参考とすることを目的とした研究会を行った。
- ・ **新規研究案件の立上げ**：先述の人間の安全保障とエンパワメントの実践に関する研究に加え、「持続的な平和に向けた国際協力の再検討：状況適応型の平和構築とは何か」、「SDGs 下における環境 / 気候変動制度・政策の発展に向けての実証研究」、「日本の産業開発と開発協力の経験に関

する研究：翻訳的適応プロセスの分析」、「スポーツと平和に関する研究」、「人口増加が世界の雇用に及ぼす影響に関する研究」（IPD との共同研究）、の合計 6 件の新規研究を開始した。

(2) 研究成果の事業へのフィードバック

- ・ **ランチタイムセミナー**：研究プロジェクトの成果や成果として出版された書籍の内容、又は研究の分担者等である外部有識者の知見等を、海外拠点等を含む機構内部で広く共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うことを目的とした内部セミナーを計 20 回開催した。日本の開発協力の歴史、国際教育協力、プロジェクト・ヒストリーについてはシリーズ形式で計 7 回開催した。
- ・ **ポリシー・ノート**：研究成果を事業にフィードバックするための媒体として、学術的な研究を通じて得られた知見を基に、有益な政策と提言及び事業実施に係る提言につなげることを目的として、「アジアの都市大気環境改善」のテーマでポリシー・ノートを作成・発刊した。
- ・ **人間の安全保障 2.0 への貢献**：東アジア地域における人間安全保障の概念の理解やアプローチなど、研究から得られた知見を踏まえ、人が尊厳を持って生きることができる社会の実現を脅かす現代の課題を整理し、その今日的課題に対応するため、イノベーションとパートナーシップを重視しつつ、取組を強化することを目指した「人間の安全保障 2.0」の取りまとめに際し、コンセプト設計などの関係部との協働作業に貢献した。
- ・ **質の高い成長の概念整理への貢献**：「人間の安全保障」と並ぶ機構の重点分野である、「質の高い成長」の概念整理を行った。具体的には、「質の高い成長」のためには高い成長率と包摂性・強靱性・持続性の全てを同時に追求することが必要であるという点から、これら 3 つの要素と成長との関係に関する論点のレビューを行い、「質の高い成長」と SDGs の共通点を示した。また、質の高い成長が上記 3 つの要素を含む概念であるとの研究から得られた知見を踏まえ、質の高い成長に資する機構事業の具体例等を整理した。
- ・ **新規協力案件への貢献**：「フィリピンとタジキスタンの家計における海外送金に関する実証研究」において、実施した家計調査のデータを機構のタジキスタン担当部署に共有し、同部署での新たな協力案件の形成に貢献した。また、研究所が世界銀行と協働してタジキスタンで実施している電話での家計調査について、その調査範囲・項目等データの特徴を同国担当部・事務所に説明し、機構の協力案件の形成・モニタリング・評価への活用可能性を検討した。その他、機構内の東・中央アジア地域関係者に対して、新興国の開発協力研究の一環で実施中のロシアの開発協力研究の中間成果を内部セミナーで発表し、同地域におけるドナー連携の方向性を検討する上での参考情報を提供した。
- ・ **気候変動対策支援ツールへの貢献**：「不確実性下における気候変動適応対策の経済的評価に関する研究」では、機構プロジェクトを対象に適応プロジェクトの経済的評価手法の検討を行った。この中で、事業の事業化調査（F/S：Feasibility Study）調査の調査過程を踏まえて適応評価を行う科学的な手法を分析しており、プロジェクト形成段階で導入しうる手法や課題等の分析結果は、気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）の改訂に活用した。また、今後改定が予定されている「環境社会配慮ガイドライン」にも本研究の研究成果からのインプットを行うよう審査部及び気候変動対策室と意見交換を開始している。
- ・ **ラオス母子手帳へのインプット**：機構研究所から紹介したガーナを対象とした母子保健分野の実証研究（EMBRACE 研究）の成果である継続ケア記録カードの活用によるサービス受診改善等を踏まえて、ラオス保健省が母子手帳の改訂を実現し、ラオス全国の母子の継続ケアに向けた活用

が開始された。これにより、年間 1 万人強の妊産婦と生まれてくる子どもに裨益することとなった。

(3) 研究機関等との連携、ネットワークの強化

- ・ **海外の研究機関等との連携強化**：上述の T20 Japan 及び TICAD 7 関連のイベントに加え、世界銀行や国連開発計画（UNDP）等、国際開発コミュニティにおけるナレッジ共有のプラットフォームである Global Delivery Initiative（GDI）の年次総会をはじめ、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）東・北東アジア事務所主導による北東アジア開発協力フォーラム、2019 Global Think Tank Summit、2019 Asia and Pacific Think Tank Summit 等に機構研究所人材が登壇した。また、欧州復興開発銀行（EBRD）、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）、アフリカ連合（AU）の開発機関である African Union Development Agency（AUDA）等から研究者を迎えてセミナーを開催した。さらに、日本の国際開発学会と韓国国際開発学会（KAIDEC）の交流事業の一環として、機構研究所研究員 2 名が KAIDEC の年次研究大会で研究成果の発表を行った。
- ・ **ブルッキングス研究所**：ブルッキングス研究所との共同研究の成果として、通算 5 冊目となる書籍『Leave No One Behind：Time for Specifics on the Sustainable Development Goals』を発刊し、国連 SDGs サミットのプレイベントとして、「ジャパン・ソサエティー」においてローンチイベントを開催した。
- ・ **グローバル・デベロップメント・ネットワーク**：世界的な開発研究者のネットワークである「グローバル・デベロップメント・ネットワーク（GDN）」との共同研究により、開発途上国の公的・民間分野におけるカイゼン活動の効果と問題点に関する事例分析を行い、第 19 回 GDN 年次総会で「労働者・管理職・生産性—途上国におけるカイゼン活動」に関する分科会を開催した。また、政策提言を取りまとめた書籍『Workers, managers, productivity：Kaizen in developing counties』を発刊し、書籍のローンチイベントを行った。
- ・ **国連開発計画人間開発報告書 2019 コンサルテーション会合**：UNDP 人間開発報告書のコンサルテーション会合を、UNDP の人間開発報告書室と共催した。機構内外から、保健、教育、気候変動、人間の安全保障の各分野の有識者が参加してインプットを行った。2019 年度版のテーマである「今日的な格差」については、参加者から保健や教育の質、気候変動の影響等についてコメントがあったほか、機構研究所の研究成果を踏まえ、個人の間ではなく、共通のアイデンティティを持つ集団の間の不平等に着目する概念である「水平的不平等」と自らが差別されていると感じる人々の認識、そうした不平等や認識がもたらす平和への影響、格差の議論における人間の安全保障の視点の重要性等を指摘した。
- ・ **ナレッジフォーラム**：機構研究所が国際開発動向や開発協力に関する内外の知見を多様な関係者間で共有・相互学習し、新しいアイデアを生み出していくオープンな場（Knowledge Co-Creation Platform）として機能することを目指し、2018 年度に立ち上げた「ナレッジフォーラム」を拡大・継続した。2019 年度はデジタル化と AI や国際協力の未来等をテーマとして計 4 回実施した。

(4) 研究人材の能力強化

- ・ **研究人材育成**：セミナーの開催や研究実施に当たっての関連情報を集約した機構内部人材向けサイト（「研究の杜」）を整備し、研究に取り組む職員によるコラム等を掲載し、研究人材の能力強化に向けた取組を紹介した。また、機構職員等から研究アイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」を実施しており、職員が同事業に基づく研究成果をまとめたワーキング・ペーパーを発刊した。また、機構研究所研究員による

機構職員向けの論文の書き方セミナーも実施した。

(5) 研究成果の公開、積極的な発信

- ・ **研究領域の再編**：研究領域を従来の 4 領域から 5 領域に再編し、新たに「人間開発」領域を設置した。この新 5 領域は、SDGs の上位概念である 5 つの P (People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)) に対応しており、開発課題に関する国際的な共通認識に沿った研究を推進し、成果を発信していくことを企図したものとした。
- ・ **JICA 開発大学院連携**：法・政治、経済、社会開発の各分野に関する、12 大学 13 プログラムの JICA 開発大学院連携講座の運営において、機構研究所の講義提供数を 2018 年度に比して増加させた。また、国際大学と講義で使用する教材開発を目的とした共同研究「ケースライティング」を実施し、9 つのケース教材を作成中であり、講義で実際に機構執筆分 1 件の使用を開始した。加えて、近現代日本研究チーム（仮称）の立上げによる対外的な発信の強化を行った。
- ・ **プロジェクト・ヒストリー**：『未来をひらく道—ネパール・シンズリ道路 40 年の歴史をたどる』（2016 年度発刊）が、土木工学・土木技術の発展に貢献し、読者に感銘を与えたことにより土木文化活動の一環となりうる出版物であるとの理由により土木学会賞の出版文化賞を受賞したほか、『クリーンダッカ・プロジェクト—ゴミ問題への取り組みがもたらした社会変容の記録』（2017 年度発刊）の著者（機構職員含む）が、廃棄物資源循環に関する専門分野について、著作の発表により当該学術・技術の進捗発展に顕著な功績があったとして一般社団法人廃棄物資源循環学会賞（著作賞）を受賞した。また、機構の過去の事業の活動と成果を分析し、インタビューやエピソード等を織り込んで書籍として取りまとめた「プロジェクト・ヒストリー」シリーズに関し、『これで子や孫までスレブレニツァでまた暮らせる。ありがとう。-ボスニア紛争悲劇の街、復興支援の記録』、『フィリピン・ミンダナオ平和と開発—信頼がつなぐ平和の道程』について、英語版含め計 3 冊刊行した。その他、昨年度に発刊した『スポーツを通じた平和と結束—南スーダン独立後初の全国スポーツ大会とオリンピック参加の記録』の発刊記念セミナーを開催した。
- ・ **国際ボランティア研究**：「青年海外協力隊の学際的研究」の研究成果をまとめた書籍『青年海外協力隊は何をもたらしたか—開発協力とグローバル人材育成 50 年の成果』が、2019 年国際開発学会特別賞を受賞した。受賞理由として、多くの執筆者による各章の多彩な内容を「開発協力」と「グローバル人材育成」という 2 つのキーワードに沿って収斂させ、「協力隊は開発協力と人材育成の間に位置し、開発協力と人材育成は車の両輪であり続ける」という結論を導き出している点、学術的な意義だけでなく、50 年の歴史をもつ国民参加型ボランティア事業の今後の実践に向けて多くの示唆を示している点等が挙げられている。また、世界中の国際ボランティア事業団体をはじめ、政府機関や民間分野などが一堂に会する国際ボランティア会議 2019 において「国際ボランティアが途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成」の研究成果を発表した。上司・同僚など現地のカウンターパートと結びつき、関係を築くことでボランティア活動の効果が向上することを紹介する等、研究を通じて得られた日本の知見を発信した。
- ・ **人道危機と開発**：人道危機と開発に関するシンポジウムを 6 月に開催し、研究プロジェクト「二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究」の成果である書籍『Crisis Management Beyond the Humanitarian-Development Nexus』の内容を踏まえてパネリストらと議論を行った。
- ・ **アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定**：機構研究所と神戸大学による共同研究プロジェクト、「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」の研究成果として、3 冊目の書籍『From

Divided Past to Cohesive Futures : Reflections on Africa』の発刊記念セミナーを同大学と共催し、アフリカ開発に関わる様々な有識者を迎えてパネルディスカッションを行った。また、南アフリカではケープタウン大学と発刊記念セミナーを共催し、民族多様性に関わる在南アフリカの研究機関等から有識者をパネリストや聴衆として迎え、南アフリカの研究者や一般市民に研究成果を発信するセミナーも行った。

- ・ **国際開発学会&人間の安全保障学会 2019 共催大会**：国際開発学会&人間の安全保障学会 2019 共催大会の「SDGs サミット 2019 と今後の展望」セッションに、機構研究所長がパネリストとして登壇した。同セッションでは、機構研究所による T20 Japan の取組等を報告し、他のパネリストらと 2030 年まで残り 10 年の SDGs の展開に向けた課題や、新時代における人間の安全保障の取組の意義を含めて議論した。その他、同大会では機構研究所長を含む 11 名の機構研究所研究者が参加し、ミャンマーの上水道整備やインドのメトロ整備事業に関する企画セッションをはじめ、人間の安全保障、気候変動、国際ボランティア事業等に関する研究発表を行った。
- ・ **教育分野の学会**：全世界の教育分野の研究者、実務家、政策立案者などが集う比較国際教育学会 2019 及び 2019 年世界教育学会東京大会において、研究プロジェクト「途上国における海外留学のインパクトに関する実証研究-アセアンの主要大学の教員の海外留学経験をもとに-」の進捗に関する発表を行い、参加者と活発な意見交換を行った。また、日本比較教育学会第 55 回大会において、研究プロジェクト「日本の国際教育協力：歴史と現状」の研究成果としての書籍内容に関する議論を行った。
- ・ **各種研究成果の発信**：ワーキング・ペーパー（20 本）、ポリシー・ノート（1 本）、書籍（8 冊）、報告書（2 冊）、バックグラウンドペーパー（5 本）を発刊したほか、セミナー等を 27 回開催した。その他、国内外の学会での発表、外部セミナーでの講演、大学での非常勤講師としての講義等の機会を捉え、積極的に研究成果を発信した。

(6) 研究所の国際評価

- ・ **シンクタンクランキング**：ペンシルバニア大学の「Global Go To Think Tank Index 2019」の「国際開発部門」で 28 位（日本の研究機関の中では 2 位）にランクイン。また、「地域部門（中国、インド、日本、韓国）」では 33 位（日本の研究機関の中では 7 位）であった。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
研修・訓練回数	24 回 ¹⁴⁴	29 回	29 回	31 回	回	回

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた基盤強化

① 国際緊急援助隊・救助チームの迅速派遣¹⁴⁵に向けた体制整備・強化：

¹⁴⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁴⁵ JDR 救助チームは国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）が定める 3 階級のうち活動領域が最大となるヘビー級の認証を受けており、チーム人員や所有機材は一定以上の条件を満たすことが必須となっている。一方、航空会社は経営戦略上、保有機材を小型化していること、また各社の余剰機材の整理に伴いチャー

- ・ 機構は、国際緊急援助隊・救助チームを迅速に派遣するための分隊派遣の運用開始に向けて、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁と必要な手続きを再確認の上、運用上の課題抽出のための机上演習を企画・実施した。
 - ・ 国際緊急援助隊・救助チームが緊急援助の現場で活動中に参照するマニュアルの改定を行い、各省庁の歴代団長・副団長に暗黙知として蓄積されている経験や教訓を形式知化し、体制強化を図った。
- ② **国際緊急援助隊・医療チームの強化：**
- ・ 野外病院レベル（WHO 緊急医療チーム（Emergency Medical Team：EMT）タイプ 2）の国際緊急援助隊・医療チームの派遣を想定し、2018 年度から同チーム内の部門構成及び人員配置の再整理を進めた。2019 年度は部門構成、人員配置に加え、随時見直しているチーム内各部門の運用を新しいマニュアル「JDR Book」（計 140 ページ）として具体的にまとめ、これを基に同チームへの登録者（382 人）に対する研修・訓練（計 5 件）を実施した。また、技術検討・検証会を計 7 件実施し、技術面の体制強化を行った。
- ③ **国際緊急援助隊・感染症対策チームの強化：**
- ・ 米国疾病対策センター（Centers for Disease Control and Prevention：CDC）から講師を招聘し、感染症対策チーム隊員に求められる疫学・公衆衛生分野の知識・技能に関する研修会（38 人参加）を 10 月に実施した。また、新たに登録された登録者 23 人を対象にチームの導入研修を実施した。
 - ・ 各研究機関、大学、省庁等への能動的な働きかけを通じて、日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計 190 人）を上回る計 244 人の感染症専門家をチーム登録者として確保した。これら登録者から選抜された感染症専門家を計 3 回のチーム派遣にて実働させ、現場での感染拡大の抑制に貢献した（具体例は（3）参照）。
- ④ **チーム派遣オペレーション能力・実施体制基盤強化：**
- ・ チーム派遣手続標準手順書を更新するとともに、派遣手続訓練の実施による業務理解向上を通じ、国際緊急援助隊事務局の副担当者が派遣手続を遅延なく着実に実施できる体制を整えた。
 - ・ 在外拠点から協力を得て、JDR 関連情報（関連省庁、窓口、物資調達、フライトチャーター・ロジ会社情報等）の取りまとめを行い、2019 年度までに 41 か国分の情報を整備した。また、国際緊急援助隊・救助チーム受入シミュレーション訓練の実施（機構チリ支所）を行った。
 - ・ 現地 ODA タスクフォース遠隔セミナー（2018 年 12 月）で 34 か国の在外公館及び在外拠点 117 名に対して JDR チーム受入マニュアルを説明し、各国における緊急援助の効率的な実施に向けた平時の準備と有事の即応体制強化を図った。また、同セミナーで共有した教訓及び関連資料が活用されることでモザンビークにおける迅速な緊急援助オペレーションを実現した（詳細は以下参照）。
 - ・ 8 月のコンゴ民主共和国への感染症対策チーム派遣後、課題解決に向けた振り返りを実施し、業務平準化及び迅速化を念頭に置き機構内での実施体制を見直した。サモアへの感染症対策チーム派遣（12 月）では見直し後の実施体制の有効性が確認され、上記課題の解決が確認された。
 - ・ チーム派遣時に利用する可能性が見込まれる海外航空会社を選定し、2019 年度は 1 社と有事の際の座席と貨物スペース確保の協力につき協議を開始した（COVID19 の影響を受け、別の 1 社

ター便が激減しており、派遣時のフライト確保は困難を極めている。かかる状況下においても迅速派遣を行うべく、2018 年度に分割派遣計画を関係省庁間で承認し、制度を構築済み。

との協議開始は 2020 年度に延期)。また、利用制限やチャーター利用の可能性等についても上記航空会社及び機構在外拠点を通じ情報収集を行った。

- ・ JDR 派遣における自衛隊輸送機の活用を検討するため、外務省・防衛省・機構の 3 者協議に着手し、防衛省での検討に必要な機構保有資機材及び国際ガイドラインの情報提供を行った。

(2) 国際的な連携枠組への参画と日本の経験・知見の発信

① 国際搜索救助諮問グループ (INSARAG : International Search and Rescue Advisory Group) の活動

- ・ INSARAG アジア大洋州地域地震演習 (20 か国、30 組織から約 400 人が参加) にて、機構職員を同演習の国際調整シナリオ運営者として派遣し、準備・企画段階から効果的な訓練プログラムに向け、経験値に基づく助言を行い、国連関係者から高い評価を得た。
- ・ 他国の能力評価 (INSARAG External Re-Classification : IER) の受検に向けた評価員の派遣 (4 回)、INSARAG に加盟する国際搜索救助チームのワーキンググループ会合への有識者の派遣 (2 回) 等、JDR が保有する高い技術及び専門性にに基づき積極的に協力を行った。
- ・ INSARAG に対し、災害時の各国派遣チーム間の現地調整手法及び同マニュアルの策定支援を行うなど、各国間協調の更なる促進・効率化に向けた貢献を果たした。

② WHO 緊急医療チーム (EMT) イニシアティブにおける国際基準策定への貢献

- ・ 機構が策定を主導し、WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」(MDS : Minimum Data Set 被災地で活動する緊急医療チームが日報として被災国保健省へ報告すべき 46 項目を定めたもの。) が、モザンビークにおけるサイクロン災害の被災地で、国際救援現場としては世界で初めて実稼働した。同稼働に当たり国際緊急援助隊・専門家チーム (下記参照) が運用指導に中心的な役割を果たした。現地対策本部長を務めたモザンビーク保健省局長から、被災地全体の医療動向を即時に把握し、意思決定につなげることができる MDS の有用性が高く評価された。同成果は、WHO・EMT グローバル会合で公式に報告され、世界各国の EMT 関係機関に広く認知された。

③ 国内外関係者とのネットワークの維持

- ・ ASEAN 防災人道支援調整センターとの連携協定に基づき、緊急援助物資備蓄体制に関する情報を提供し、同センターがフィリピンで援助物資倉庫を設置する際に参考として活用された。加えて ASEAN 地域で発生した災害情報の入手や研修の相互参加を通じ、緊急援助オペレーション時の留意点や、過去の災害に対する緊急援助の教訓を共有した。
- ・ 1999 年に発生した台湾集集地震の 20 周年国際会議に機構が招待され、長年にわたる JDR の事業経験により培った機構での教訓を、台湾の防災機関・民間・市民団体、スイス、米国等の国際緊急援助実施機関と共有した。同国際会議のパネルディスカッションでは、応急対応分野において、機構は仙台防災枠組を踏まえ、「公助に頼らない、自助・共助が一体となった防災体制整備及び効果的な応急対応に向けた事前の備えの重要性」を主張し、民間企業や大学等研究機関を含む複数のステークホルダーで取り組む防災の重要性に関する議論をリードした。
- ・ 技術協力プロジェクト「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト (ARCH)」を通じて実施している ASEAN 加盟各国の災害医療合同実践訓練に、機構職員及び国際緊急援助隊・医療チーム登録者から構成される人員を派遣し、技術指導等を通じて訓練の質の担保を図った。
- ・ WHO 等の要請に基づき、国際緊急援助隊・医療チーム登録者及び機構職員を技術指導員として、EMT 調整所研修 (豪)、EMT 地域演習 (タイ) へ派遣し、MDS を含む情報管理分野などの技術指導を行うことにより各研修・演習の成功に貢献した。

(3) 迅速且つ効果的な緊急援助の取組

2019 年度は 7 件の国際緊急援助隊派遣及び 10 件の緊急援助物資供与を実施した。特筆すべき案件は以下のとおり。

・ **モザンビーク共和国におけるサイクロン被害に対する緊急援助**

2019 年 3 月にモザンビーク共和国で発生したサイクロン「イダイ (Idai)」の被害に対し、同月から 4 月にかけて国際緊急援助隊・医療チーム及び専門家チーム（緊急医療チーム調整所）を派遣した。また、国連災害評価調整チーム (UNDAC: United Nations Disaster Assessment and Coordination) 要員として機構専門嘱託を派遣するとともに、緊急援助物資を供与した。被災地での全体調整 (UNDAC 要員、専門家チーム) と現場での実働 (国際緊急援助隊・医療チーム) を組み合わせた複層的な支援を展開した。専門家チームは、国際救援としては世界で初めて MDS を現場で稼働させることに成功した。この結果、被災地内で活動中の全ての国際医療チーム (計 21 チーム) の日々の診療情報を緊急医療チーム調整所が迅速に集約・解析することが可能となり、モザンビーク保健省による医療資源配分や感染症対応など重要な意思決定に大きく貢献した。これらの取組は、WHO の EMT グローバル会合でも画期的な成果として高く評価され、今後の災害医療における標準的な方法論として各国政府・機関に広く認知された。

・ **コンゴ民主共和国エボラ出血熱流行への対応 (No.2-2 (3) 再掲)**

コンゴ民主共和国東部において、2018 年から流行が続くエボラ出血熱に対し、2019 年 7 月に発出された WHO 緊急宣言 (国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態: PHEIC) に呼応して、調査チーム及び国際緊急援助隊・感染症対策チームを 8 月に派遣した。同感染症対策チームは、流行地域に隣接するチョポ州及び首都キンシャサにおいて、検疫及び感染制御の体制強化のための技術支援を実施し、これら地域における感染症例の流入抑止に貢献した。また緊急援助物資として、医療関係者の感染を防ぐための個人用防護具を供与した。

・ **サモア独立国麻しん流行への対応 (No.2-2 (3) 再掲) :**

2019 年 10 月にサモア独立国において発生した麻しんの流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣した。同チームは、国際機関及び他国から派遣された医療関係者と協働し、国立中央病院及び地区病院において、乳幼児を中心に重症化した患者 (約 90 人) の診療支援を行った。従来、国際緊急援助隊・感染症対策チームでは、検査、疫学、公衆衛生対応といった非診療アプローチであったが、同チームとして初めて、患者の直接診療を行った。チームによる診療活動を通じて、一時的な対応人材の不足に陥っていたサモア側医療施設の診療体制をサポートすることにより、流行地域における感染流行の抑制に貢献した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりの参画及び納税者である国民の理解の醸成多様な開発課題に対応する開発人材の養成・確保がなされ事業の効果向上に向けて事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進国際緊急援助隊の対応能力の向上が期待される。また、業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。(平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価 (令和元年9 月)、No.8「事業実施基盤の強化」)

<対応>

ア 広報：

アフリカ協力やスポーツと開発等の主要テーマを中心に、国内外へのタイムリーな情報発信を行う戦略的な広報を実施した。情報発信に当たっては、新聞、テレビ等を通じた報道や、機構の広報ツールによる発信に加え、インターネットニュースによる報道も意識したアプローチを強化してきている。その結果、報道実績は国内で約 7,100 件、海外で約 15,000 件。

イ 事業評価：

事業評価結果の事業での一層の活用を促進するため、事後評価結果と教訓の横断的分析や事業実施過程に着目したプロセスの分析等を実施した。また、機構内に留まらない開発協力事業の一層の効果発現向上を目指し、これらの結果を機構内外、国内外で発信した。加えて、評価の質を保ちつつ、より効率的に評価を行うため「一体的評価」の継続実施、及び新たに「簡易型評価」を導入した。

ウ 人材養成確保：

- ・ 能力強化研修では、機構が行っている協力の重点分野・新たに取り組みつつある分野を中心に、19 コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に貢献した。
PARTNER サイト活用においては、キャリア形成支援及び多様な働き方を促進する新規コンテンツ・機能をリリースした。またキャリアイベントに関しては、人材が不足している分野への誘導を意図し、開催した。地方での **PARTNER** 活用を促進するため、本部から国内拠点に向けた **PARTNER** サイト登録・活用におけるメリットを継続的に発信した。

エ 研究：

- ・ T20 や TICAD 7 等、国際会議の場を活用した戦略的な研究成果の発信による援助潮流形成への貢献に加え、セミナー、シンポジウム、学会、大学での講義等を通じ、多様な関係者への研究成果の発信に力を入れてきた。今後は、国内各地における効果的・積極的な研究成果の発信等にも一層取り組む。また、研究成果の事業への活用に関しては、事業部門や JICA 開発大学院連携との連携強化を図りつつ、引き続き促進する。

オ 災害援助：

- ・ 国際緊急援助隊・救助チーム・医療チーム共に、国際会合における知的発信、国際合同演習の運営などを通じて、国際方法論の改善と人道関係者への周知に貢献した。同成果の一端として、モザンビーク実働派遣では遠隔地での災害医療サービスの提供と併せて、MDS を世界で初めて稼働して被災地全体の緊急医療を統合調整する支援を提供したことは特筆される。
- ・ 研修・訓練実施を通じ登録隊員の能力強化を図り、JDR チーム受入マニュアルや関連資料の在外公館及び機構在外拠点との共有を通じ、迅速かつ効率的な緊急援助実施体制を構築し、JDR チーム派遣においても同体制に基づく効果的な活動が実現した。
- ・ 課題である航空輸送手段の確保に向けては、航空会社との協議継続に加え、自衛隊輸送機活用に関する外務省・防衛省との実務協議を新たに開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：多くの評価指標において目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際社会に対し機構の開発協力の成果の認知度と支持を高めるとともに、①戦略的な広

報（TICAD7 関連の国内報道数増加やホームページ掲載記事 PV の倍増）、②テーマ別評価を通じた対中ODA 支援の認知向上や衛星データを活用した初の一貫したモニタリング評価の試行、③ T20 での議論のリードやプロジェクト・ヒストリーの受賞、④機構主導による災害医療情報標準化手法の初適用（モザンビーク）等、特筆すべき成果をあげた。

ア 広報

- ◎ **TICAD 7 関連の国内報道数増加【②】**：TICAD 7 に合わせアフリカ関連の広報を強化した結果、国内報道数が TICAD V 時より増加（前回約 160 件→今回約 180 件）。また、本部・国内外の拠点で 165 件のプレイベント等を開催し（TICAD VI 時 40 件）、アフリカ支援の取組を広く発信。
- ◎ **ホームページ掲載記事 PV 倍増【②】**：ホームページ掲載記事の一部を外部デジタルメディアと連携した配信方式に転換し、記事 PV 数が昨年比の約 10 倍、著名人を起用したものは約 30 倍に拡大。
- 国内で約 7,100 件、海外で約 15,500 件の機構もしくは ODA の報道。
- 戦略的に重点テーマを発信（TICAD7、廃棄物分野（G20 関連）、開発途上地域の健康問題（G20 関連）、中東・欧州情勢、防災、スポーツと開発等）。
- 国内オピニオン・リーダー層及び一般層双方への理解促進に向けた理事長の寄稿等によるトップ広報や著名人を起用した広報を展開。

イ 事業評価

- ◎ **中国国内における対中 ODA 支援の認知向上への貢献【②④】**：対中国 ODA40 周年に合わせた事業成果を振り返るテーマ別評価を実施し現地で報告会を実施、要人の出席や中国国内での報道を通じ、日本の貢献の中国国内での認知向上に寄与。
- ◎ **衛星データを活用した初の一貫したモニタリング評価の試行【③】**：実施中技術協力の事業効果指標の分析に衛星データの活用を試行。モニタリング及び事後評価における衛星データ活用による効果的、効率的な検証を提言。
- 協力金額 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業 68 件の外部評価と、2 億円以上 10 億円未満の案件 99 件の内部評価実施。
- 外部評価でプロセス分析や質的比較分析等科学的手法の活用と評価の質向上への取組実施。また、「プロセスの分析ガイドライン（執務要領）」を整備。
- 評価結果の統計データ整備及び拡充による援助手法横断的な複層的分析の実施体制を構築。
- 事業評価の内部人材育成に向けた研修、事後評価結果・教訓のフィードバックセミナー、機構内インターン研修を実施。

ウ 人材養成確保

- SDGs への貢献や開発協力人材の分野横断的な手法に係る能力向上の観点から、新規 1 件（民間企業との連携）含む 21 コースの能力強化研修を実施。
- PARTNER 上に「キャリア図鑑」を新設し、国際協力人材のキャリア形成支援メニューを拡充。多様な働き方を促進するため、PARTNER 上に掲載されている機構公募案件の検索、登録機能を改善。
- 開発協力人材の新規開拓、連携強化に向けた ECFA とのセミナー（15 回）や大学での講義、ブース出展による情報発信（14 大学 638 人）。

エ 研究

- ◎ **Think 20 (T20) の議論をリード【①②】**：機構は Think 20 (T20) で「SDGs」と「アフリカの協力」のタスクフォースの共同議長として議論をリード。タスクフォースに関連する17本のポリシーブリーフの策定に貢献。また、同ポリシーブリーフを踏まえて作成された「T20 コミュニケ」は安倍首相に手交。

- ◎ **TICAD 7 における国際的議論に貢献【②】**：ノーベル経済学賞受賞者が代表を務める Initiative for Policy Dialogue (IPD) との共同研究の成果として、「The Quality of Growth」を発刊。また、TICAD 7 に合わせ、4 件のイベントを主催・共催しアフリカ開発に関する国際的な議論に貢献。
- ◎ **プロジェクト・ヒストリーの表彰【④】**：「未来をひらく道—ネパール・シンズリ道路 40 年の歴史をたどる」（2016 年度発刊）が土木学会賞出版文化賞受賞。「クリーンダッカ・プロジェクト—ごみ問題への取組がもたらした社会変容の記録」（2017 年度発刊）が（一社）廃棄物資源循環学会学会著作賞受賞。
- ◎ **国際ボランティア研究の学会による表彰【④】**：「青年海外協力隊は何をもたらしたのか—開発協力とグローバル人材育成 50 年の成果」が 2019 年国際開発学会特別賞受賞。
- 効果的な事業実施及び援助潮流の形成に資する研究を実施（質の高い成長、人間の安全保障、アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定等）。海外の研究機関等との共同研究・発信を積極的に実施（コロンビア大学政策対話イニシアティブ (IPD)、ブルッキングス研究所、Global Development Network (GDN) 等）。
- 各種研究成果を発信（ワーキング・ペーパー 20 本、ポリシー・ノート 1 本、書籍 8 冊、報告書 2 冊、バックグラウンドペーパー 5 本、セミナー開催 27 回等）。
- 開発課題に関する国際的な共通認識に沿うべく、研究領域を SDGs 上位概念である「5 つの P」に合わせる形で再編。
- 研究人材の能力強化に向けた「研究プロポーザル事業」や職員向け論文書き方セミナーを実施。オ 災害援助
- ◎ ◎ **機構主導による災害医療情報標準化手法の初適用【④】**：機構が策定を主導し WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」をモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用、被災地全体の医療動向の即時把握、意思決定に貢献しモザンビーク政府からも高評価され、有用性が関係者間で認知。
- ◎ **サモアの麻疹流行の抑制【②】**：国際緊急援助隊感染症対策チームとして初めて診療支援を実施。サモア側医療施設の診療体制支援により感染流行の抑制に貢献。
- 国際緊急援助隊救助チーム歴代団長・副団長の経験や教訓を形式知化した現場マニュアルの改定、医療チームの再構成や「JDR Book」の取りまとめ及び研修・訓練、感染症対策チームの登録者増加、現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーでの国際緊急援助隊受入れマニュアルの説明等による体制強化。
- 国際緊急援助隊（7 件）、緊急援助物資供与（10 件）実施。

<課題と対応>

引き続き、戦略的な情報発信による効果的な広報を通じて国民の理解と支持基盤を醸成しつつ、国際協人材の裾野拡大のためのキャリア形成支援や人材養成を、PARTNER やインターンシップ、研修等を戦略的に活用して推進する。また、事業の効果向上に向けて、引き続き評価の質の確保を図りつつ、評価結果や導出された教訓の更なる活用のための方策を検討する。効果的な事業実施や国際援助潮流形成に寄与すべく、新たな開発ニーズに柔軟に対応しうる研究の立ち上げを行うとともに、機構内外への研究成果のフィードバックを引き続き促進する。災害援助に関しては、引き続き国際緊急援助隊の迅速かつ効果的な派遣に向け、官民間わず多様な機関との情報共有及び連携促進を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評定：A

<評定に至った理由>

事業実施基盤の強化に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

【指標 8-2】「プレスリリース発出数」、【指標 8-3】「フェイスブック投稿数」、【指標 8-4】「ODA 見える化サイト掲載案件の更新数」、【指標 8-7】「国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER) 新規登録人数」、【指標 8-10】「国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数」がそれぞれ目標値を上回り、【指標 8-3】及び【指標 8-4】においては目標値の2倍を大幅に超える水準、【指標 8-7】及び【指標 8-10】においては目標値の1.3倍超の水準となるなど、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. 広報

目標・計画の達成状況: 年度計画を踏まえ、開発課題に係る機構の活動及び成果の発信(含:TICAD 7 が開催されるアフリカ地域との協力関係、G20 で議題となる分野等での協力取組、ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツと開発等に関連する発信)、多様なツールを活用した発信強化、ウェブサイトのアクセス迅速化及びリニューアルに向けた情報整理等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績: TICAD 7 に関し、国内報道数が 前回日本で開催した TICAD V 時より増加(前回約 160 件→今回約 180 件)したほか、165 件のプレイベント等を開催し(TICAD VI 時 40 件)するなど、従前以上に広報を強化したことが認められる。

また、機構ウェブサイト掲載記事の一部を外部デジタルメディアと連携した配信方式に転換した結果、記事 PV 数が昨年比の約 10 倍、著名人を起用したものは約 30 倍に拡大し、取組を通じて顕著な成果を得た。

指標: 【指標 8-1】「国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標(定量指標と共通)はいずれも基準値を上回り、3 項目のうち2項目では基準値の2倍を大幅に上回る水準となった。

2. 事業評価

目標・計画の達成状況: 年度計画を踏まえ、PDCA サイクルに沿った各種評価の着実に実施と迅速な公開、協力方針や事業実施への教訓のフィードバック、評価結果の分析、インパクト評価、テーマ別評価、事業評価の実施基盤の強化と質の向上等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績: 実施中技術協力の事業効果指標(稲の作付面積及び収量)の分析に当たって、衛星データの活用を試行し、モニタリング及び事後評価における衛星データ活用による効果的、効率的な検証を提言したことは、事業評価の質向上の観点から有意義な成果と認められる。

また、対中 ODA 40 周年を機に対中協力の総括に係るテーマ別評価を実施し、現地メディアで広く報道された。

指標: 【指標 8-5】「多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「外部事後評価における、大学・NGO 等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数」が例年どおり、「分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数」が基準値1件に対して9件と、2017・2018 年度に続き高い水準での取組が続いている。

3. 開発協力人材の育成促進・確保

目標・計画の達成状況: 年度計画を踏まえ、SDGs 達成への貢献及び協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保(含: 能力強化研修の質の改善)、開発協力人材の更なる裾野拡大に向けたコンテンツや掲載情報の拡充・多様化(含: 大学生、中高生向けコンテンツの充実を通じた国際協力分野への若年層の更なる関心の拡大促進)等を着実に実施したことを確認した。

指標: 【指標 8-6】「能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大幅に上回る水準となった。

4. 知的基盤の強化

目標・計画の達成状況: 年度計画を踏まえ、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研

究と成果の事業へのフィードバック（含：質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発協力の歴史、新興国（中国を含む）の開発協力等に関する研究）、研究者・大学・研究機関等とのネットワークの充実、研究事業を通じた機構の人材育成、研究成果の公開・発信等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構が発刊している、事業の軌跡と成果を分析してまとめた書籍「プロジェクト・ヒストリー」に関して、「未来をひらく道－ネパール・シンズリ道路 40 年の歴史をたどる」が土木学会賞出版文化賞を受賞、「クリーンダッカ・プロジェクトーごみ問題への取組がもたらした社会変容の記録」が（一社）廃棄物資源循環学会学会著作賞を受賞。また、青年海外協力隊に係る研究成果をまとめた「青年海外協力隊は何をもたらしたのか－開発協力とグローバル人材育成 50 年の成果」が 2019 年国際開発学会特別賞を受賞。これらの成果は、機構の研究成果が外部から高く評価されていることの証左として評価される。

このほか、Think 20 (T20) で「SDGs」と「アフリカの協力」に係るタスクフォースの共同議長として議論をリードし、関連する 17 本のポリシーブリーフの策定に貢献した。

指標：【指標 8-8】「開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は 2 項目で 2018 年度より増加し基準値を超える水準、1 項目で 2018 年度より減少し概ね基準値程度の水準となった。

5. 災害援助等協力

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、国際基準を維持するための研修及び訓練プログラムの見直し、資機材整備の推進、登録要員の能力維持・向上のための研修及び訓練実施、国際連携枠組への参画及び日本の緊急援助の経験・知見発信（含：国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）、WHO 緊急医療チーム）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：機構が策定を主導し、WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」がモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用され、その取組は WTO の緊急医療チームグローバル会合でも画期的な成果として高く評価されるとともに、今後の災害医療における標準的な方法論として各国政府・機関に広く認知されるに至った。また、サモアでの麻疹流行に対し、国際緊急援助隊感染症対策チームとして初めて診療支援を実施し、感染症流行の抑制に貢献した。

指標：【指標 8-9】「国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大幅に超える水準となった。

（結論）

以上により、定量指標にあっては全てが 100%を越え、5 項目のうち 4 項目では 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、TICAD 7 の広報のためのプレイベントを前回から 4 倍となる 165 件実施し、国民への周知に高い効果をもたらしたほか、機構ウェブサイト掲載記事の PV 数が昨年比 10 倍となったことにも見られるように、ODA 事業に係る国民の理解促進の取組を高い水準で行った。また、災害医療に関して機構が策定を主導し WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」が国際救援現場で実際に活用され、世界各国の関係機関に広く認知されるなど、災害分野における日本のプレゼンス向上に大きく貢献した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた効果的・効率的な支援に関する関係各機関との議論・調整、及び対応能力の向上が期待される。

その際、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むとともに、有識者意見にあるように、JICA の研究成果等に係る国際的な認知向上、研究と事業戦略との関連

づけの強化等を推進するよう留意ありたい。

<その他事項>

(有識者からの意見)

- ・本業務実績等報告書に記載されている JICA の革新的な援助アプローチや事業の成果、加えて研究の成果について、必ずしも十分に国際的に認知されていない部分があると感じている。国連や世銀等の国際機関等を巻き込み、第 3 者の視点も含めた上で、JICA 事業や研究の成果を検証・分析し、国際的に発信がなされることを期待する。
- ・研究成果の JICA 事業へのフィードバックに関して、研究と事業戦略・計画との関連づけを一層推進し、研究成果の事業方針・戦略への反映や新規事業の形成や既往事業への活用等が促進されることを期待する。

(予算額と決算額の乖離)

相手国の事情等により事業計画に変更が生じ、2020 年度に繰越を行ったもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12 件 ¹⁴⁶	12 件	27 件	18 件	16 件		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (1)、中期計画：2. (1)</p> <p>年度計画</p> <p>2. (1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p> <p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、国内拠点の体制強化に向けた施策を実施する。 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。 <p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の質の向上や業務軽量化のために整備した機構内の情報共有基盤を安定的に運用し、必要に応じて機能改善等を行う。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な利用開始のため、継続的に利用者向けの研修を実施する。さらに、在外拠点とのコミュニケーションの効率化に向けて情報通信網を維持し整備する。 2022 年度に開始を予定する次期情報共有基盤の調達準備に向けて、クラウド化等の基盤の大規模変更も含む次期仕様の検討を行う。 <p>主な評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況 国内拠点の施設利用状況

¹⁴⁶ 前中期目標期間実績平均

3-2. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	- ¹⁴⁷	3 回	12 回	8 回	回	回

① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- ・ 予算執行状況及び後年度負担の予算見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施した。
- ・ 特に、機構予算の概算要求では、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フローを確立する等、同委員会の提言に基づく概算要求及び年度計画の予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を図った。
- ・ また、地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。
- ・ 国内事業部の所掌事務の一部（企業提案型事業）を民間連携事業部に移管することにより、民間企業と効果的・効率的に連携する体制を整備した。
- ・ 総務部の所掌事務の一部（市場リスクのヘッジに係る方針の策定、同方針に基づく取引の決定及びモニタリング業務）を財務部に移管することにより、内部統制の三線構造 ¹⁴⁸ を確立し、金融リスク管理態勢を強化した。
- ・ 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加することにより、同部の権能をより明確化し、同部による経営企画、統制及び対外対応力を強化した。
- ・ 企画部にイノベーション・SDGs 推進室を新設することにより、機構におけるイノベーションの組織的かつ戦略的な推進体制を整備した。
- ・ 社会基盤・平和構築部の国際科学技術協力室を STI ¹⁴⁹ 室に改組し、同部運輸交通・情報通信グループの所掌事務の一部（情報通信）及び宇宙分野に係る事務を STI 室に移管することにより、機構内の科学技術イノベーションに関する対応態勢を強化した。
- ・ 機構内に「デジタルトランスフォーメーション推進タスクフォース」を設置し、世界的なデジタ

¹⁴⁷ 新しい取組のため基準値なし

¹⁴⁸ 組織の部門を営業部門、コンプライアンス部門等の管理部門及び内部監査部門に分類し、それぞれがリスク管理の役割と責任を担う体制

¹⁴⁹ STI (Science Technology Innovation)

ル経済化の進展を常にモニタリングし、機構の事業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の主流化と DX 推進のための実施体制の検討を開始した。

- ・ 戦略的な事業運営基盤の構築に向けて、以下 2 つの組織改編について、2020 年 4 月の改編に向けた準備を進めた。
- ア 開発協力人材の戦略的な育成・確保、事務の効率化及び事務リスク低減に向けた、人事部、調達部及び国際協力人材部の組織改編。
- イ 課題別戦略の分野・課題体系に整合した課題部の組織体制を構築するとともに、外部との連携を更に加速するための課題部の組織改編。
- ・ 開発大学院連携及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業の実施体制の強化を目的に、一部国内拠点（東京センター、中部センター、関西センター）の人員体制を増強した。また、草の根技術協力事業の調達手続きを国内拠点から本部に集約させることにより、各所管地域における国内拠点のワンストップ機能や潜在的パートナーの発掘等にこれまで以上に注力できる体制とした。
- ・ 国内連携事業の実施基盤の強化を目的として、機構本部に副理事長を本部長とする国内連携事業本部を設置し、また、国内拠点長とのテレビ会議を月例で開催し、各国内拠点の優良事例や拠点運営上の工夫等について共有を図った。
- ・ 小規模な海外拠点（支所）の体制強化に向けて、現地職員の強化計画（登用・育成）等を含む拠点ごとの運営計画を策定した。また、本部・海外拠点の役割分担を明確するとともに、海外拠点向けの法人文書管理ガイドラインを策定した。
- ・ 各拠点の移転、又はオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した。

② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- ・ 組織経営について助言を得ることを目的とする外部有識者を交えた経営諮問会議を定期的で開催した。同会議では日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組や、DX 等について議論を行った。
- ・ 協力隊事業の戦略性向上及び応募者増等の取組について議論する、「新しい時代の協力隊事業のあり方有識者懇談会」を開催した。同懇談会では、協力隊事業を取り巻く国内外の状況を踏まえた上で、大学や自治体との連携や社会還元の事例を報告し、協力隊事業を日本の地域社会や人々とともに推進する事業へ転換するための方針を議論した。
- ・ 予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合を開催した。同会合では、諮問委員会の提言を踏まえた予算執行管理強化に係る取組状況を確認した。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	基準値 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
国内拠点の利用者数	73.5 万人 ¹⁵⁰	97.5 万人	96.5 万人	91.5 万人	万人	万人
研修施設の稼働率	58.4% ¹⁵¹	57.8%	46.3%	46.4 %	%	%

¹⁵⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁵¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

* 基準値は前中期目標期間実績平均。

地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した事業の効果向上。また、日本の地域活性化にも資する取組を各国内拠点で実施した。

- ・ **JICA 横浜**：海外移住資料館は、2002 年の開設から来館者数が累計 61 万人を超えた。海外移住の歴史と関心を高めるべく常設展の他、ペルー及びボリビア日本人移民 120 周年記念として、「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」、「ボリビアに生きる一日系人の生活とその心」、日本におけるコーヒーの普及と日本人移民との関係を紹介した「コーヒーが結んだ日系人と日本」を開催した。同資料館では歴史的資料となる邦字新聞の収集、保管、活用に取り組むとともに、その促進を目的に JICA 海外移住懸賞論文を募集した。また、TICAD 7、ラグビー W 杯決勝・準決勝等の横浜開催を受け、これら地元の大イベントの時宜に合わせた JICA プラザ展示やレストランを活用したコラボレーション事業を実施した。その結果、当該期間中に 22 万人の入館者を海外資料移住館、JICA プラザを含むセンターで得た。
- ・ **JICA 中部**：施設の宿泊機能を活用し、国際協力と SDGs の理解を深めるための宿泊型イベントを実施した。「夏休み親子イベント」（小学校高学年）では 15 組、「グローバルカレッジ 2019」では中部地域をはじめ、関西や北陸地域等からの大学生約 30 名が参加し、活発な意見交換を行い世界の課題について知見を深めた。開設より 10 年の節目を迎えた「なごや地球ひろば」は、2019 年度末までに来館者が 91 万人を超えた。また、2019 年度は愛知県内の複数企業が、新入社員研修等の目的として SDGs を学ぶために同地球ひろばの訪問プログラムを利用するなど、中部地域における国際理解の拠点として広く活用された。
- ・ **JICA 関西**：G20 大阪サミット開催に伴い、JICA 関西が事務局を務める「関西 SDGs プラットフォーム」の活動についてのパネル展示を実施した。G20 で来日していた各国首脳や国際機関代表など 130 名、外務大臣、大阪府知事、大阪市長、経済連合会等の日本側関係者 150 名に対して同プラットフォームを通じた産学官の取組を発信した。また、学生を対象とした「関西 SDGs ユース・アイデアコンテスト」を開催し、企業から教育機関まで幅広く SDGs への認知と関心を深めるための取組を行った。第 10 回目となる神戸市アフリカビジネスセミナーでは、アフリカビジネスに関心のある企業等 42 社と関西の大学で学ぶ ABE イニシアティブ留学生 38 名による活発な情報交換が行われた。
- ・ **JICA 四国**：ラオス政府とファーマーズ協同組合との JICA 連携プログラムの覚書締結に当たり、開発途上地域の農業振興と日本における外国人材受け入れの促進を目指して、県庁や香川大学、JA 等、主要関係者の理解促進のため事前調整・協議を行った。また、増加する技能実習生などの在住外国人との多文化共生社会に向けて、愛媛大学、愛媛県国際交流協会と共催し、日本語を切り口とした全 5 回の定期講座「えひめと世界をつなぐにほんご」を開催した。大学教員をはじめ日本語教師隊員などの協力隊経験者らが複数登壇し、参加者らと外国人を取り巻く四国地域の現状や技能実習生と地域の関わりについての知識を深めるなど、地域に根ざした取組を促進した。
- ・ **JICA 九州**：2018 年度に続き「地方創生×SDGs セミナー」を自治体、JETRO や地銀などと共催。2019 年度は鹿児島及び佐賀にて 30 ～ 50 名が参加し活発に議論し交流を深めた。熊本県との連携協定締結に関連し、関係者へのアンケートの実施、訓練実習生のインターン先調整、協力隊募集説明と大学院説明会の合同実施等の取組を行った。また、長崎県立大学からの要請に基づき、国際人材の育成に取り組むことを目的とした連携覚書を締結した。その他、長崎大学、熊本県立

大学とも連携協定を締結する等、大学との連携を一層強化した。NGO 等活動支援事業の一環として、組織強化プログラム「解決したい気持ちを形に変えるー九州の NGO の組織強化ー」を九州内 NGO と共同で実施し、九州センターを会場に 2019 年 7 月までに全 5 回の集合型研修を実施した。九州地域の国際協力 NGO8 団体に対する地域内 NGO 間のネットワーク醸成と組織マネジメント能力の強化に貢献した。九州における外国人材受入・多文化共生推進に向けた施策検討を目的に、自治体、民間企業、NGO 等からのヒアリングも含む当該分野の調査を実施した。中小企業・SDGs ビジネス支援事業においては、経済産業省九州経済産業局、JETRO、各縣市、官民の金融機関等と連携して案件形成に努めた結果、19 年度新規に九州の地元企業 12 社の 12 件を採択した。

No.9-2 業務基盤の強化

(1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- ・ コンピュータシステム運用基盤業務委託先や機構情報通信網委託先との密な情報共有・連携により、セキュリティ面含めて、システム関連の事案は発生せず、安定的に運用された。
- ・ また、新技術である RPA（Robotic Process Automation、定型 PC 操作等の作業自動化）を機構内 9 部署に試行的に導入し、作業時間の短縮や入力ミス抑制など、一定の効果が認められた情報共有基盤やコンピュータ運用基盤（共通 DB、共通サーバ）の更なる活用促進に向けて、DX の勉強会やクラウドサービスの試行導入等を機構内で実施した。特に、DX に関しては、DX タスクフォースも参加する勉強会を 2 件開催した。
- ・ 機構内で進めている DX やクラウド、働き方改革や、「JICA Innovation Quest（イノベーション推進）」の動きも意識しつつ、次期 IT 基盤及びコンピュータ運用（2022 年度想定）に向けた検討を開始した。検討に際しては、IT コンサルタント、ソフトウェア・ハードウェア、ネットワークそれぞれの分野において複数の業者から幅広くヒアリングを行った。
- ・ 情報基盤の安定的運用及び活用促進に資する具体的な取組として、機構本部の一部部署を対象とした竹橋本部への移転に関し、有線・無線 LAN、IP 電話、テレビ会議設備の整備を予定どおり実施したほか、11 月には竹橋本部の回線を 100Mbps から 300Mbps に増強した。また、国際情報通信網の回線強化（増速）に関しては、予算制約の下、緊急性の高い海外拠点から対応し、2018 年度第 4 四半期の 4 拠点に引き続き、2019 年度は 9 拠点の増速に対応した。
- ・ 昨年度実施した国内標準 PC 更改に続き、海外拠点の PC 更改を 2019 年度上半期中に完了した。これにより、海外拠点においても会議の効率化やペーパーレスの促進、働き方改革への対応等を更に進めた。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- ・ 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って、2014 年以来進めていた各主要システムの更改及び各システムの連携を担う共通データベースやハードウェア共通化のための共通サーバ基盤整備を進め、2019 年 4 月以降計画どおりに稼働している。これにより、データ一元管理による重複・不整合の抑止や統計分析ツール、統計ダッシュボードを活用した分析の効率化が図られ、機構内での適切な予算執行管理や案件進捗管理に資するものとなった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえ、部署の設置や規程の整備等の体制の整備を行ったが、その体制を形骸化することなく、相互牽制が機能する組織となるためのリスクチェック部門の育成や、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.9「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり」）

<対応>

「地域別中期予算管理の基本原則」を策定することにより、中期的な予算執行管理における各部署の責任と権限を明確化し、相互牽制機能の強化を図った。また、予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合を通じて、予算執行管理強化に向けた機構の取組状況を報告し、外部有識者からの助言を得つつ、予算執行管理体制の強化に継続的に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。また、戦略的な事業運営のための組織体制整備（民間企業との連携、イノベーション・SDGs 推進態勢等の強化）に取り組むとともに、地域との連携強化に向けた国内拠点の体制や業務システム基盤の強化等を推進した。

ア 実施体制の整備

- ◎ **民間企業との連携体制強化【③】**：民間企業提案型事業を国内事業部から民間連携事業部に移管し、民間企業と効果的・効率的な連携体制を整備。
- ◎ **イノベーション推進、科学技術への態勢強化【③】**：「イノベーション・SDGs 推進室」を企画部内に設置し、機構内での組織的かつ戦略的なイノベーション推進体制を整備。国際科学技術協力室を STI 室に改組し、情報通信及び宇宙分野に係る事務を移管し、科学技術イノベーションに関する機構内の対応態勢を強化。「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進タスクフォース」を設置し、DX 推進に向けた実施体制の検討開始。
- 2018 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。
- 法人予算の概算要求においては、同委員会の提言（中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フロー）に基づく概算要求及び年度計画予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を促進。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制の強化とともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上を促進。
- 企画部の所掌事務をより明確化し、経営企画、統制及び対外対応力を強化。
- 市場リスクのヘッジに係る方針の策定等を総務部から財務部に移管し、内部統制の三線構造を確立することにより、金融リスク管理態勢を強化。

- 開発大学院連携及び中小企業連携等の実施体制強化に向けた国内機関の人員増強、草の根技術協力の調達手続を本部に集約し国内機関の体制強化。
- 「新しい時代の協力隊事業のあり方有識者懇談会」「予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合」等外部有識者の助言を踏まえた事業の改善検討。
- 地元企業の新入社員研修プログラムの提供（中部）、「地方創生×SDGs セミナー」の開催（九州）等、国内の地域活性化にも資する取組の実施。

イ 業務基盤の強化

- 情報共有基盤の安定的運用、RPA（ロボットによる業務自動化）の一部導入。
- 次期 IT 基盤及びコンピュータ運用に向けた検討開始。
- 竹橋本部の回線増強等。海外拠点の PC 更新や増速（14 拠点）に対応。
- 共通サーバ基盤整備によるデータ一元管理や統計分析の効率化を促進。

<課題と対応>

引き続き、国内外における外部環境の変化に対応して、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制の改善に機動的に取り組むとともに、各部門の役割と責任の明確化による事業・組織のガバナンス向上と統制機能の一層の強化に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえた各種取組を形骸化することなく、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。その際、監事による指摘等も考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた適切な体制の整備に留意ありたい。

また、令和2年度には機構事業のポータルサイトにおける不正アクセスによる情報流出事案が発覚したことを踏まえ、改めて業務受託事業者を含めた全機構的な情報セキュリティ体制の見直しを行い、再発防止に取り組むこと。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・中期計画における所期の目標を達成しているとの評定となっているが、これらの評定は妥当であると認められる。2017年度に発生した運営費交付金の予算執行管理問題（予算執行管理が不十分であったため、資金ショートの大危険性があった事由）に対処するため、前年度以降「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置し、その提言を踏まえ、予算執行管理室を設置した上で、毎月理事会において予算執行状況を報告する体制し、さらに、内部規程類を整備し予算執行管理責任を明確にするなど、着実に成果を上げているものと認める。なお、2018年度から継続している改善策は、毎年度の不断の運用が必要なので、今後も引き続き着実な運用を期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	業務運営の効率化、適正化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	1.4% ¹⁵² 以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 ¹⁵³ 件	70 件	81 件 ¹⁵⁴	64 件	94 件		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4. (2)、中期計画：2. (2)
<p>年度計画</p> <p>2. (2) 業務運営の効率化、適正化</p> <p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比 1.4%以上の効率化を達成する。 <p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務・事業を効果的、効率的に執行するため、適正な人員配置の在り方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で厳格に検証して給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。 <p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。 <p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大、及び競争性の向上に取り組む。

¹⁵² 前中期目標期間実績 1.4%

¹⁵³ 前中期目標期間の実績から 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 56 件 / 年

¹⁵⁴ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

- ・ コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。適正な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を引き続き行う。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）

- ・ 給与水準適正化の取組状況
- ・ 契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況

3-2. 業務実績

No.10-1 経費の効率化

- ・ 固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 ¹⁵⁵	101.6	100.7	100.8		
総人件費（給与・報酬部分）	168.3 億円 ¹⁵⁶	176.2 億円	179.1 億円	183.8 億円		

(1) 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）

- ・ 「JICA 開発大学院連携」及び民間連携の強化に向けて、国内拠点への重点的な人員配置を行った。また、2020 年 4 月から施行となる同一労働同一賃金関連法への対応に向けて、機構内の人員の処遇の見直しに着手した。
- ・ 外部環境の急速な変化・複雑化に応じて業務が多様化する中で、業務の質向上・効率化を図るため、2018 年 7 月に実施した特定職の職域の拡大、特定管理職の創設、処遇の見直しについて、2019年度には拡大した職域が定着するとともに、特定管理職が配置されるなど、人件費予算の範囲内で着実に運用された。

(2) 給与水準の適正化と総人件費管理

- ・ 2019 年度の人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて給与水準の引き上げを実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続適用し、国家公務員との比較で妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性についてウェブサイトで公表した。
- ・ 金融リスク管理や質の高いインフラ輸出の推進で当局に認められた 10 名分の人件費予算増も踏まえて採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

¹⁵⁵ 2015 年度実績

¹⁵⁶ 2015 年度実績

- ・ 2020 年度は、同一労働同一賃金関連法を踏まえた人員の処遇見直しを円滑に運用していくとともに、引き続きシニア層の活躍に向けた人事施策等に取り組む。

No.10-3 保有資産の必要性の見直し

- ・ 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- ・ 竹橋合同ビル内区分所有部分の更なる利活用のため、国内連携機能の集約・強化という利用目的を踏まえ、青年海外協力隊事務局を麹町ビルより移転した。また、多様なパートナーとの共創を促進することを目的に、同ビル内区分所有部分（9 階）の整備方針について関係部署間で協議を行った。
- ・ 本部機能を有する 3 施設（麹町・市ヶ谷・竹橋）の施設・部署の一体的な再配置を行い、竹橋合同ビル内区分所有部分（8 階）に会議室を増設する等、保有資産の有効利用を進めた。

No.10-4 調達合理化・適正化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
契約監視委員会に附議した契約件数	39 件 ¹⁵⁷	59 件	44 件	42 件	件	件

(1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

- ・ 2019 年度の調達等合理化計画では、①競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組、②競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組、③技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保、④契約事務の簡素化と効率化、の 4 点を重点的に取り組む分野として掲げている。このうち、①についてはガイドラインを見直しつつ、調達部による内部統制機能を引き続き働かせ、②については契約監視委員会の点検を継続した。また、③については Quality-and Cost- Based Selection (QCBS) 方式の本格導入によって価格評価の比重を高め、④については QCBS 方式による精算事務の一部簡素化を図るとともに、海外・国内拠点の支援等を目的とした体制を強化した。

(2) 競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上、新規参入の拡大への取組の実施状況

① 一者応札・応募の削減に向けた取組

- ・ 契約監視委員会における点検を継続して実施した。2019 年度は、2018 年度及び 2019 年度に 2 回連続で一者応札・応募となった契約全 4 件の個別点検を行った。また、2018 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約について、分野、事業形態及び調達方法を基に分類したリストから、各委員の視点で抽出した 10 件に対する個別点検を行い、一者応札・応募に至った理由の確認、削減努力について確認した。なお、2019 年度の個別点検では特段の課題等の指摘はなかった。

② 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

¹⁵⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 契約監視委員会における点検を継続して実施した。2019 年度は、新たに変更契約を同委員会の点検対象に加え、第 3 回契約監視委員会において、2018 年度に行われた契約変更から、その増加率の高い7 件を抽出し、契約変更の理由、予見性等の観点から点検を行った。また、2018 年度に新規締結された競争性のない随意契約全 676 件を 15 種類の調達種別に分類し、その上で、規程等に照らして競争性のない随意契約とするために特別の理由を要するコンサルタント等契約、ローカルコンサルタント契約、各種業務委託契約等から、各委員が、契約金額、契約内容及び分野の多様性を考慮しつつ、特別な理由を再確認すべきと判断した 10 件に対する個別点検を行った。なお、2019 年度の個別点検では特段の課題等の指摘はなかった。

(3) 適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保

① 海外拠点の調達実施体制の適正化：

海外拠点の調達実施体制強化に向けて、巡回指導や地域セミナー、テレビ会議によるセミナーを開催した。それぞれの開催実績は以下のとおり。

- ・ 巡回指導：2019 年度は 13 拠点（東ティモール、インド、バングラデシュ、ブータン、サモア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ホンジュラス、タンザニア、南アフリカ共和国、アンゴラ、南スーダン、チュニジア）に対し実施した。
- ・ 地域セミナー：2 回（東・中央・南アジア地域セミナー（於インド事務所、2019 年 12 月）、中米セミナー（於ドミニカ共和国事務所、2020 年 2 月））

② 国内拠点の調達実施体制の適正化：

- ・ 国内拠点の調達実施体制強化に向けて、2019 年度はテレビ会議を通じた公共調達制度に係る勉強会を 26 回実施した。

③ 不正事案に対する取組：

- ・ 公共調達機関としての適切な発注実施を確保するため、官製談合や調達手続き違反等の回避に向けて、以下のとおり、機構内関係者の不正事案防止に対する取組の強化を図った。
- ・ 「調達手続きの適正な実施に関する執務要領」を制定・施行した。また、本執務要領に基づく違反行為の報告を受ける対外窓口を設置した。
- ・ コンプライアンス・入札談合防止セミナーを開催した。
- ・ 調達・契約リテラシー向上のための機構内外関係者向け研修を実施した（コンサルタント等契約機構内外関係者向けセミナーを毎月実施。国内拠点向けの公共調達セミナーを実施（上記（3）②参照）
- ・ 契約相手方、潜在的な契約相手方含む業界団体との対話を実施した。

(4) コンサルタントの海外事業展開を支援する契約制度の改善

- ・ 2019 年度より、機構はコンサルタント選定に際し質と価格による選定（Quality- and Cost-based Selection：QCBS）を導入（技術協力プロジェクトを除く）し、対象案件については、価格評価点が加味されるようにした。QCBS の導入に際し、航空賃も価格競争に含めて、価格競争対象費目を拡大した。また、QCBS では、航空賃を合意単価とし、受注者発注者の精算の簡素化を図った。こうした取組により、従来に比して精算書類が 44%削減され、コンサルタントからも経理手続きの改善として前向きな評価が挙がっている。
- ・ コンサルタント等契約制度の質の向上について、コンサルタント等の実績評価を次回以降のコンサルタント選定に係る技術点評価に反映する具体的かつ明確なルールを設定し、実績評価の質の向上に努めた。また、特定の技術移転に重点を置く案件は、必要に応じ、当該分野の実績を資格

要件とすることとした。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き調達制度の更なる改革や、特定職制度を踏まえた効果的・効率的な人員配置、竹橋合同ビルの利活用等を通じて、効果的な事業運営を行うための改善に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.10「業務運営の効率化、適正化」）

<対応>

効果的、効率的な事業運営に向けて、旅費の節減やその他固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

特定職制度を踏まえた効果的・効率的な人員配置に向けて、外部環境の急速な変化・複雑化に応じて業務が多様化する中で、業務の質向上・効率化を図るべく、2018 年 7 月に実施した特定職の職域の拡大、特定管理職の創設、処遇の見直しについて、2019 年度には拡大した職域が定着するとともに、特定管理職が配置されるなど、人件費予算の範囲内で着実に運用した。

竹橋合同ビル内区分所有部分の更なる利活用のため、国内連携機能の集約・強化という利用目的を踏まえ、青年海外協力隊事務局を移転した。

調達制度については、調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約の削減、透明性及び競争性の向上のため継続的に契約監視委員会での点検を実施した。昨年度の契約監視委員会での提言を踏まえ、参加意思確認公募の適用基準についての再整理・ガイドラインの改定を行った。コンサルタント等調達制度改善の取組としては、QCBS の導入、詳細設計業務（業務量確定部分）を対象に成果報酬（ランプサム）化を導入したほか、コンサルタント等の実績評価制度の改善を図る等により、質の向上も図った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、経費の効率化及び人件費管理の適正化に着実に取り組み、保有資産は竹橋合同ビルを含めた本部施設（麴町、市ヶ谷、竹橋）の有効利活用を促進した。また、調達では不正事案防止に対する執務要領を制定したほか、コンサルタント契約制度で質と価格による選定（QCBS）制度の導入を通じた手続きの合理化及び簡素化を促進する等、特筆すべき成果をあげた。

ア 経費の効率化

○ 運営費交付金を充当する物件費の効率化目標を達成。

イ 人件費管理の適正化

○ 業務の質及び効率の向上、職員構成の最適化の観点から、JICA 開発大学院連携及び民間連携の強化に向けて、国内機関へ重点的に人員配置。

○ 「同一労働同一賃金」への対応に向けた人員処遇の見直しに着手。

○ 給与水準の適正化を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイトで公表。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- 保有資産情報を公表。青年海外協力隊事務局を竹橋合同ビルに移転し、国内連携機能の集約と強化。本部機能を有する 3 施設（麴町・市ヶ谷・竹橋）の施設・部署の一体的な再配置を実施し、会議室増設等、保有資産の有効利用を促進。

エ 調達合理化・適正化

- ◎ **コンサルタント契約制度での質と価格による選定（QCBS）制度の導入を通じた手続きの合理化及び簡素化を促進【③】**：コンサルタント選定における質と価格による選定（Quality- and Cost-based Selection：QCBS）を導入（ただし、技術協力プロジェクトを除く）。見積価格の競争性が向上したため、旅費等の費目において「合意単価」を導入し、証票書類に基づく精算方式の合理化・簡素化が促進された。これにより、従来に比して精算書類が 44%削減され、コンサルタントからも経理手続きの改善として前向きな評価が挙げられている。
- 一者応札・応募の削減に向け、契約実績の定期的モニタリング・分析、契約監視委員会等による点検を実施。
- 競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを実施。また、契約監視委員会での継続的な点検を実施。
- 海外拠点の調達適正化及び実施体制の整備と強化への支援（海外：短期在外調達支援要員を 13 拠点に派遣、地域セミナー等の開催）。また、国内拠点の調達実施体制強化に向けた勉強会を 26 回開催。
- 機構内関係者の不正事案防止に対する取組強化として、「調達手続きの適正な実施に関する執務要領」を制定、施行。

<課題と対応>

引き続き、経費の効率化、同一労働同一賃金関連法を踏まえた人員の処遇見直しと円滑な運用及びシニア層の活躍に向けた人事施策、竹橋合同ビル内区分所有部分の利活用の促進、国内外拠点の調達実施体制及び調達事務能力の向上等を通じ、効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、調達制度の更なる改革等、効果的な事業運営を行うための改善に取り組むことを期待する。その際、監事による指摘等も考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や、新型コロナウイルス感染症を受けて政府全体で進んでいる書面・押印・対面手続の見直しの進捗状況等に留意ありたい。

なお、調達の合理化・適正化に関し、国内機関に係る施設整備補助金の執行が遅延する傾向が継続的に見受けられるところ、適切な調達の実施に向け、国内機関の能力強化含め十分対応するよう留意ありたい。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・中期計画における所期の目標を達成しているとの評価となっているが、これらの評価は妥当であると認められる。2017 年度に発生した運営費交付金の予算執行管理問題（予算執行管理が不十分であったため、資金ショート危険性があった事由）に対処するため、前年度以降「予算執行管理強

化に関する諮問委員会」を設置し、その提言を踏まえ、予算執行管理室を設置した上で、毎月理事会において予算執行状況を報告する体制し、さらに、内部規程類を整備し予算執行管理責任を明確にするなど、着実に成果を上げているものと認める。なお、2018年度から継続している改善策は、毎年度の不断の運用が必要なもので、今後も引き続き着実な運用を期待する。

・No. 10の業務運営の効率化、適正化については、主に経費の削減つまり経済性の問題を重視している。この点、国からの運営費交付金が限られる中、いかに経済的に業務を実施するかは重要である。但し、No. 10の本質は、業務運営を如何に効率的に実施しているかである。これは費用対効果の問題であり、一定の業務に対し如何に経費を削減して実施しているかと同時に、一定の経費で如何に多くの業務を行っているかについても評価されるべきである。この点、2019年度においては、6項目においてS評価になっていることから、実質的に業務運営の効率化・適正化は進んでいると思われるが、それらを示す指標が提示されていない。今後、経済性だけでなく、たとえば経費を成果数で除した費用対効果を示した指標等も検討の余地があると思われる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
No. 11	財務内容の改善						
業務に関連する政策・施策	—						
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条						
当該項目の重要度、難易度	—						
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金						
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし	-	-	-	-	-	-	-

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5. 中期計画：3.	
年度計画	
3. 財務内容の改善に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書で提言された内容も踏まえて、「個別案件単位の予算執行管理の徹底」、「複数年度事業の後年度計画額の適切な把握と管理」、「当年度予算の執行管理の適正化」、「自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立」に係る取組を着実に実施し、一層適正な予算執行管理を行う。 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析する。 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。 	

3-2. 業務実績

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018 年 12 月）の提言を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンスの強化、2019 年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本的方針を再整理した。右方針に基づき適切な予算規模の新規案件を検討し理事会で審議・決定するとともに、継続案件の事業規模の変動を把握・管理することにより、中期的な予算管理を適切に行うフローが構築された。これらを通じ、同委員会の提言に基づく概算要求及び年度計画の予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を図った。
- 予算執行管理の基本的事項に関する Web ベース研修、案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、赴任前研修、階層別研修、初級者研修等の実施を通じて、予算執行管理に係る職員的能力向上に取り組んだ。また、予算執行管理に係るマニュアルを作成し関係部署へも周知した結果、案件担当者の予算管理における参考資料となっている。

- ・ 2018 年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度が 2019 年度にずれ込まざるを得ないものについては、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、2019 年度に繰越して執行した。

- ・ 2019 年度末時点の運営費交付金債務残高は、406.7 億円¹⁵⁸となっており、その内訳は以下のとおりである¹⁵⁹。

運営費交付金の残 212.1 億円

前渡金 194.2 億円

前払費用、長期前払費用等 0.4 億円

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- ・ 2019 年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由等により、当初の計画に変更が生じたため。
- ・ 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した。

(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- ・ 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は 2.8 億円（2018 年度実績 2.9 億円、2019 年度計画額 2.7 億円）となった。計画額からの主な増要因は施設利用収入等の雑収入の増による。
- ・ **民間資金の動員促進**：寄附金収入は 1.1 億円（同 1,200 万円、1.6 億円）となり、2019 年 5 月にはりそな銀行の「SDGs 推進ファンド」の寄附先として新たに機構が追加され、定期的に一定額の寄附金を確保できる枠組みを構築した。一般寄附金事業として「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 7 件採択）を実施した。また、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」を継続するとともに、新たに「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」及び「日越大学奨学金・研究奨励金制度」での寄附金の受入を開始した。

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

- ・ 国際協力機構債券の発行は 2016 年 12 月に決定された日本政府の SDGs 実施指針の具体的施策（「社会貢献債の発行（JICA）」）として位置付けられている。6 月、9 月、12 月にソーシャルボンドを計 500 億円発行し、国内外の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員した。
- ・ **TICAD 7 に合わせた初の「テーマ債」発行**：8 月末に開催された第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）に向けた機運を高める目的で、9 月に発行したソーシャルボンドは「TICAD 債」と名付け販促活動を行った（ソーシャルボンドとしての適合性につき、第三者機関よりセカンドオピニオンを取得）。TICAD 債は機構で初めてとなるテーマ債であり、調達資金はアフリカにおける有償資金協力事業に充当される。その希少性や明確性が評価され、幅広い多くの投資家から注目、需要を集め、当初発行予定額 100 億円から増額した 120 億円を調達した。
- ・ 投資家が社会貢献性に着目し国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表した件数は増加傾向にあり、2019 年度はこれまでに 52 件の投資家が対外公表している（2017 年度 8 件、2018 年度は 28 件）。今中期目標期間では累計 88 の投資家が投資表明を行っている。
- ・ コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+ パイロットプロジェクト」について、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金との受託契約（約 400 万ドル）により外部資金との一体的な運用を行った。また、GCF との包括的認証取極めに基づき、同基金の資金を活

¹⁵⁸ 暫定値

¹⁵⁹ 運営費交付金の残、前渡金、前払費用、長期前払費用等のいずれも暫定値

用した案件形成を進めた（No. 4-1 参照）。

- ・ SATREPS 事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加の活動部分の受託について、本邦企業（三井物産株）が有する CSR 基金からの資金を得て事業効果を拡大。
- ・ アンゴラ政府から要請があった「自動車整備人材育成プロジェクト」について、現地日系企業（トヨタ・デ・アンゴラ社）からの資金を得て過去の機構事業で協力した職業訓練校等を活用しつつ協力を開始した。
- ・ 寄附金事業や受託事業については、機構にて外部資金の受入・執行に際し、適切な財務・会計処理を図るよう財務部門より支援するとともに、実施を担う部署の人材の育成を図る必要がある。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成 30 年 3 月 30 日付、総管査第 10 号）に基づく「目的積立金等の状況」について¹⁶⁰

（単位：百万円、％）

	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和 2 年度 末	令和 3 年度 末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	19,509	7,013	2,416		
目的積立金	0	0	0		
積立金	0	4,304	3,121		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	20,101	31,300	40,669		
当期の運営費交付金交付額 (a)	154,316	152,364	150,476		
うち年度末残高 (b)	8,758	12,378	21,383		
当期運営費交付金残存率 (b÷ a)	5.7%	8.1%	14.2%		

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

予算執行管理に関する諮問委員会の提言を踏まえて整備された体制が形骸化することなく運用されるよう、不断の改善・改革に取り組み、また事後的な予算執行管理だけではなく、予算策定段階においても各部門の事業計画と予算の整合性を十分確保することを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.11「財務内容の改善」）

¹⁶⁰ 下表令和元年度末の数値は暫定値

<対応>

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書（2018年12月）の提言を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバランスの強化、2019年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続し、改善に取り組んだ。また、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際しての事項別の予算積算書を作成し、予算の事前統制を強化。理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映し、事業計画との整合性を確保しながら予算要求、年度計画予算編成を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」で提言された各種取組や予算統制、予算管理体制及び予算執行に係る職員の能力向上を継続して実施した。また、開発資金の動員に資する取組を実施した（TICAD債の発行、りそな銀行の「SDGs推進ファンド」寄附先選定等）。

1. 予算執行管理

- 2018年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組（予算執行状況及び後年度の執行見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等）を継続。
- 法人予算の概算要求においては、同委員会の提言（中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フロー）に基づく概算要求及び年度計画予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を促進。
- 地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上を促進。

2. 自己収入の確保に向けた取組

- ◎ **民間資金の動員促進【④】**：りそな銀行グループ「SDGs推進ファンド」寄付先として新たに機構が追加登録、一定額の寄付金を定期的に確保できる枠組みを構築。また、新たに「ミャンマーインレー湖の統合流域管理の強化」及び「日越大学奨学金・研究奨励金制度」での寄附金の受入を開始。「ラオスにおけるニコン・JICA奨学金制度」の4年間継続決定。
- 自己収入のうち、消費税の還付等を除く事業収入は2.8億円。資金計画における寄附金収入は1.1億円となり、「世界の人びとのためのJICA基金」を通じた支援事業（新規7件）や特定寄附金による「ニコン・JICA奨学金制度」に使用。

3. 開発資金の動員に資する取組

- ◎ **TICAD7に合わせた初の「テーマ債」発行【④】**：機構初の「テーマ債」として「TICAD債」を発行。アフリカにおける有償資金協力事業充当を目的とし、希少性や明確性が評価され、当初発行予定額を20億円上回る120億円を調達。
- 機構債に関して、ソーシャルボンドを計500億円発行し、国内外の民間資金を開発途上国支援に動員。
- 社会貢献性の観点からJICA債投資を対外公表した件数が2019年度は52件まで増加（2018年度は28件）。

<課題と対応>

2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した、予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理手法の更なる定着を図るべく職員研修を継続する。また、引き続き、予算執行管理状況の確認と態勢の検証を行い、必要な改善に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえた各種取組を形骸化することなく、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の困難度が増すことが想定されるところ、一層の取組強化を期待する。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・中期計画における所期の目標を達成しているとの評価となっているが、これらの評価は妥当であると認められる。2017 年度に発生した運営費交付金の予算執行管理問題（予算執行管理が不十分であったため、資金ショートの大危険性があった事由）に対処するため、前年度以降「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置し、その提言を踏まえ、予算執行管理室を設置した上で、毎月理事会において予算執行状況を報告する体制し、さらに、内部規程類を整備し予算執行管理責任を明確にするなど、着実に成果を上げているものと認める。なお、2018 年度から継続している改善策は、毎年度の不断の運用が必要なもので、今後も引き続き着実な運用を期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	安全対策
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】関係者の安全の確保は機構事業を安定的に実施する上での大前提となる要因であること。また、不確実性が高く、目標の達成が機構の努力だけではコントロールできない外部の要因に左右され、かつこれまでに比べて業務の対象の拡大や、大幅な取組の強化を伴うこと。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業関係者等の安全対策研修の受講者数 / うち、テロ対策研修受講者	1.5 万人 / 3,600人 ¹⁶¹	3,000 人 / 600 人	6,924 人 / 3,872 人 ¹⁶²	3,890 人 / 902 人 ¹⁶³	3,998 人 / 1,277 人	-	-

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6., 中期計画：4.
年度計画
4. 安全対策に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告（2016 年 8 月）」の内容を着実に実施している状況を踏まえ、これら安全対策強化の継続と定着に取り組む。 特に、安全管理に従事する人材の能力強化や平時の安全対策強化に加え、脅威情報の収集・分析能力の高度化を通じ、安全対策措置の周知徹底や安全対策研修受講の必須化、安全対策ガイダンスの導入等による組織全体における安全を第一とする関係者の意識の定着及び浸透と実践の促進等、安全対策の主流化を着実に推進する。 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。
主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）
<ul style="list-style-type: none"> 海外における事業関係者の武力紛争、テロ、一般犯罪、交通事故、自然災害等による被害の低減に向けた取組状況 工事事故の低減に向けた取組状況

3-2. 業務実績

No.12-1 海外の事業関係者の安全対策に係る取組状況

¹⁶¹ 前中期目標期間の実績から約 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 2,381 人 / 年。

¹⁶² 2017 年度集計値に誤りがあり今回訂正。

¹⁶³ 2018 年度集計地に誤りがあり今回訂正。

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
安全確認調査及び安全巡回指導調査国数	30 か国 ¹⁶⁴	44 か国	27 か国	25 か国		

(1) 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底

- ・ 治安情勢に関する情報収集体制の強化を図った。具体例として、既存の国際シンクタンクやセキュリティサービス会社からの情報入手に加え、地域別の情報収集体制強化を更に強化すべく、仏語圏アフリカ・中南米地域に特化した治安情報提供サービスの契約を開始し、海外拠点から得られる現場の情報と組み合わせて関係者間での治安情勢認識の共通化を進めた。また、海外拠点での安全確認調査等を通じ、現地ベースでの国連安全保安局、欧米ドナー等などとの更なるネットワーク強化を進めた。
- ・ ブルンジやブルキナファソ等、治安上の問題を抱える地域に関し、リスク・脅威度の評価や治安情勢の見通しを踏まえ、現地治安情勢が深刻化する前に、予防的な避難措置や一部活動の見合せ等を行い、更なる治安悪化による事業関係者への影響を極小化した。
- ・ 「海外における緊急事態対応マニュアル」を改訂し、緊急事態発生時の初動における各業務手順の実施主体部署の明確化、情勢モニタリング・情報共有体制の構築手順の追記、関係部署ごとの初動対応業務フローの再整理を行うとともに、国内及び海外の全拠点に同マニュアルを周知した。
- ・ 機構事業関係者向けに、海外での安全対策に係る心構えや、一般犯罪やテロ・暴動や交通事故等の具体的なケーススタディを網羅した「海外安全対策ハンドブック」を作成し配布するとともに、機構ホームページ上に同ハンドブックを掲載し、安全対策の情報発信を強化した。
- ・ 安全管理部の組織・人人体制を強化し、より地域の専門性に基づいた 4 班体制へ移行させ、地域コンテキストに強い安全管理体制とした。

(2) 行動規範の徹底

- ・ 「JICA 安全対策宣言」において、二度とダッカ襲撃テロ事件のような犠牲者を出さないことが明記された点を踏まえ、「重大事案発生ゼロ」の目標を安全管理部、海外拠点等が共有し、一般犯罪、テロ対策等を抑止するため行動規範の徹底に取り組んだ。具体的には以下のとおり。
- ・ 各国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を治安状況に併せて逐次改定し、より現状に即した規範とした（全 140 か国分）。また、治安上の脅威度が高い国における行動規範を徹底させるため、対象 13 か国への派遣者に対して派遣前に個別ブリーフィングを実施し、現地到着時にも、各在外拠点による治安情勢及び行動規範に関するオリエンテーションの実施を徹底した。
- ・ 事業関係者の交通事故リスクを未然に防ぐため、全ての海外拠点において、2019 年 10 月から 2020 年 3 月にかけて、交通安全意識啓発のための「海外交通安全キャンペーン」として各海外拠点において交通事故事案ゼロを達成するための具体的な取組を検討・実施するとともに、各海外拠点の優良なドライバーの表彰や現地メディアとコラボした交通安全キャンペーンソングの作成等を実施した。

(3) 海外拠点等での防護措置の強化

¹⁶⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 行動規範徹底の具体例として、スリランカで 2019 年 4 月に発生した大規模爆破テロ事案後の対応として、ボランティアの避難一時帰国や技術協力、資金協力事業等に携わる国際協力事業関係者の安全確保のため、先方政府側の安全認識に関する理解促進、事業の安全対策の確保・強化に関し、機構より先方政府に働きかけを実施し、先方政府による手厚い警備配置等を確保した。
- ・ 技術協力や資金協力事業等、機構事業サイトの防護策強化のための「安全対策ガイダンス」を制定し、適用を開始した。これは事業実施に先立ち、案件形成段階から防護柵や監視カメラのハード面、警備員増強等のソフト面双方の安全対策を検討し、予め事業予算に反映させることを目的としたものである。同ガイダンスは、事業関係者から高いニーズが示されていたものであり、必要に応じて既往案件にも適用することとしている。2019 年度は 18 か国 45 件の事業サイトに適用した。
- ・ 高脅威度国に所在する優先在外拠点（特に支所、フィールドオフィス等、脆弱な体制にある拠点）における安全管理体制の強化するため、ブルンジやハイチに安全確認調査を派遣し、各拠点における追加的安全対策についてのアドバイスを行った。
- ・ セーフルーム整備等ハード対策を講じ、海外拠点の防護策強化を図った（10 か国）。さらに、高脅威度国に所在する小規模な海外拠点において安全管理体制を点検し、強化を図った（2019 年度 4 か国）。

(4) 研修・訓練機会の整備と拡充

- ・ 国際協力事業関係者を対象として、日本国内において渡航者・管理者向け研修（計 776 名受講）、テロ対策実技訓練（計 417 名受講）を実施するとともに、海外 18 拠点においてもテロ対策実技を含む現地安全対策研修を実施し、合計 860 名の参加を得た。
- ・ 2019 年 10 月より、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ上のインタラクティブな安全対策研修を開始した。講義型研修と同等のコンテンツを提供することで、遠隔地の事業関係者も研修が受講可能な体制とした。
- ・ 高脅威度国で事業を実施する関係者や海外拠点で安全管理に携わる人材を対象に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が実施する実践的なセルフディフェンス研修を受講させ、国際機関と同水準の安全対策に係る知見を強化した（計 19 名が参加）。
- ・ 海外拠点での安全対策担当者及び本部における安全対策人材を、UNHCR が主催する安全管理者マネジメント（SRM：Security Risk Management）研修に参加させるとともに、同研修を提供している安全対策コンサルタントと契約し、本邦と在外拠点にて機構独自の SRM 研修を実施した（計 35 名が参加）。

(5) 危機発生時の対応能力の強化

- ・ **新型コロナウイルス感染症拡大への対応**：2019 年末より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、機構事業関係者のうち、脆弱な環境に置かれている海外協力隊や感染した場合に重篤化リスクの高い関係者（高齢者や基礎疾患保有者）等について、現地治安情勢や医療体制の状況に応じ、適時に安全対策措置・行動規範を見直すと共に、順次、関係者の一時帰国措置を実施した。また、コンサルタント等の契約相手先についても、契約に基づきつつ早急の帰国と渡航見合わせを実施するとともに、新型コロナウイルス拡大防止の対策が長引く可能性を踏まえ、渡航できない期間についても事業を継続（遠隔での会議、指導、資料作成等）できるよう迅速かつ柔軟な対応を行った。（海外業務の国内業務への振り替え促進、必要な追加機材購入承認（遠隔での業務に必要な機材等）、契約履行期間の延長等）

- ・ 緊急事態発生時の初動手順の見直しを行い、組織内部に周知・徹底を図った。
- ・ 海外拠点や本部関係部を対象として海外緊急事態対応机上訓練を行い、基本動作の確認、徹底、演練を行った。
- ・ 理事長以下、組織全体を動員した海外緊急事態対応シミュレーション訓練を行い、重大事案発生の際の初動手順、関係部所管の連携体制、報告連絡系統などの確認を行った。

No.12-2 工事安全対策に係る取組状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事故事案報告件数（事業規模 1 兆円あたり）*	23 件 ¹⁶⁵	13 件	36 件	32 件		
実施状況調査、安全管理セミナー、円借款事業（STEP）施工安全確認調査の件	137 回 ¹⁶⁶	135 回	147 回	161 回		

* 事故報告案件数の 2019 年度実績は 55 件（基準値 38 件、2017 年度実績 29 件、2018 年度実績 56 件）

(1) 指針文書の適切な運用

- ・ 「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を適切に運用・周知した。具体的には相手国政府及び事業関係者等に対して、研修・セミナー等の機会を通じた周知を行い、関係者の知見と意識の向上を図った。
- ・ 企画調査員（資金協力）及び本部専門員による実施状況調査にて、安全対策プラン・安全施工プランの作成状況をモニタリングするとともに、必要に応じ「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の改訂を行い、同ガイドンスの適切な運用を図っている。
- ・ 円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生のスペック（Specification）の作成に着手した。

(2) 施工現場の安全対策の強化

① 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策

- ・ 2018 年 6 月 22 日開催の第 11 回「施設建設等事業の安全対策委員会」において、事故件数及び事業規模の大きさに鑑み施設建設等事業の工事安全に係る重点国に指定された、バングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの 5 か国（うち、インドを除く 4 か国に対して企画調査員（資金協力）を配置）において以下の取組を実施中である。

ア 当該国の工事安全に係る基本法令の概要の把握

イ 当該国の資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための「実施状況調査」の実施

ウ 当該国で発生した工事事故の原因分析と得られる教訓の蓄積

エ 上記ア～ウを基にした相手国政府を中心とした工事関係者との対話を通じた工事安全に係る意識の醸成

② 事故の防止に向けた取組

- ・ 在外事務所等からの要望に基づき、企画調査員（資金協力）等が工事の品質と安全確保の見地から確認を行う「実施状況調査」を重点国以外においても実施した。

¹⁶⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁶⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- ・ 在外事務所による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）を 42 件実施した。同キャンペーンに当たっては、現場視察における着目点等について「現場の見方」の講義をテレビ会議で行う等、在外事務所に対して本部による支援も提供した。
 - ・ 在外事務所、企画調査員（資金協力）及び本部専門員による安全セミナーを 38 件実施した。
 - ・ 日常的に、工事事務発生都度の事故の分析と結果の工事関係者へのフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。
- ③ **建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力（技術協力及び研修等）**
- ・ 技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、ミャンマー「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」やモンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化」の 2 件を継続して実施した。また、マレーシアにおいて、カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム向けの建設事業等を対象とした労働安全衛生管理に関する第三国研修を実施した。
 - ・ ブータンにおいて建設工事現場等の安全管理に関するセミナーを開催した。セミナーには関係省庁の約 60 名が参加し、活発な議論を通じてブータン政府関係者の工事安全に対する意識の向上が図られた。
- (3) **戦略的な取組及び成果**
- ・ 労働安全衛生法制が十分に整備されていない蓋然性の高い開発途上国において、工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく、施設建設等事業における工事契約のあるべき内容について検討するため、土木学会に設置されたアドバイザー委員会に検討を委嘱した。2019 年 10 月から海外の建設工事の安全について一定の知識を持つ各界（大学、建設業界、関連公益法人、中央官庁等）の有識者 10 名が委員となり 3 度にわたる会合において議論を進めた。2020 年 4 月には同委員会による提言が得られる予定であり、提言内容については今後必要に応じ実際の工事契約に反映すべく検討していく。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施及び業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。

（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）主務大臣評価報告書、No.12「安全対策」）

<対応>

「最終報告」での提言内容、及び業績評価報告書での改善方針に基づき、以下の対応を実施している。

<脅威情報の収集・分析・強化>

- ・ 国際協力事業関係者に対する安全情報対策情報の適時適切な提供を目的として、機構ホームページ上に「安全対策専用 Web ページ」を構築し、同ページ内に安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に加えて安全対策マニュアルや各国の注意喚起情報等を加えることで掲載コンテンツの充実を図っている。また、情報収集・分析業務の強化として、2019 年 1 月に完成した情報収集 / 分析ハンドブックについて在外拠点にも周知し、各国治安情勢のモニタリングを行っている。

<行動規範の徹底>

- ・ 脅威度の高い地域で実施している各プロジェクトの安全対策内容を確認するため、安全評価調査を実施し、同調査を通じて得られた知見も踏まえて、脅威度レベルや事業タイプに応じたハード・ソフトの安全対策の参考仕様として「安全対策ガイダンス」を整備し、2019 年 4 月より運用を開始

した。

<研修・訓練の強化>

- ・ 国際協力事業関係者向けの安全対策研修・訓練については、管理者向け研修や理解度テスト等も含めた Web 研修を整備し研修メニューを拡充した結果、2019 年 11 月末現在、延べ約 28,000 人名が参加している。

<工事安全>

- ・ 企画調査員（資金協力）が配置されておらず本部直轄となっている地域・国（中南米、アフリカ等）については、地域部や在外事務所との協議を経て、モザンビークにおいて 2 案件を対象として実施状況調査を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化（「海外安全対策ハンドブック」作成等）、行動規範の徹底、海外拠点等での防護措置強化、研修・訓練機会の整備・拡大等を通じて海外事業関係者の安全対策に係る取組を推進した。新型コロナウイルス感染症に関して、感染拡大に伴い、適時に安全対策措置・行動規範を見直し、一時帰国措置を実施した。また、工事安全管理ガイドンスの改訂、教訓の蓄積、対話等を通じて相手国政府を中心とした工事関係者の安全対策や事故防止を促進した。

1. 海外の事業関係者の安全対策に係る取組

- ◎ **新型コロナウイルス感染症拡大への対応【③】**：2019 年末より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、機構事業関係者のうち、脆弱な環境に置かれている海外協力隊や感染した場合に重篤化リスクの高い関係者（高齢者や基礎疾患保有者）等について、現地治安情勢や医療体制の状況に応じ、適時に安全対策措置・行動規範を見直すと共に、順次、関係者の一時帰国措置を実施。また、コンサルタント等の契約相手先についても、契約に基づきつつ早急の帰国と渡航見合わせを実施するとともに、新型コロナウイルス拡大防止の対策が長引く可能性を踏まえ、渡航できない期間についても事業を継続（遠隔での会議、指導、資料作成等）できるよう迅速かつ柔軟な対応を行った（海外業務の国内業務への振り替え促進、必要な追加機材購入承認（遠隔での業務に必要な機材等）、契約履行期間の延長等）。
- 脅威情報の収集・分析・発信態勢を強化、情報共有を徹底（Intelligence Research 社との契約締結、「海外における緊急事態対応マニュアル」の改訂、「海外安全対策ハンドブック」作成）。行動規範の徹底（安全対策措置改定（140 か国）、海外交通安全キャンペーン実施）。
- 海外拠点等での防護措置を強化（「安全対策ガイドンス」の適用（18 か国、45 事業サイト）、セーフルーム整備等ハード対策の実施（10 か国））。
- 研修・訓練機会を整備・拡大（事業関係渡航者向け研修、テロ対策実技訓練、現地安全対策研修の実施、UNHCR 主催セルフディフェンス研修及び安全管理者マネジメント研修への参加）。
- 危機発生時の対応能力を強化（緊急事態発生時の初動手順の見直し、海外緊急事態対応机上訓練及び海外緊急事態対応シミュレーション訓練の実施）。

2. 工事安全対策に係る取組

- 「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を適切に運用・周知、「ODA 建設工事安全管理

ガイドンス」を改訂。

- 円借款事業工事契約向けの包括的な労働安全衛生スペック作成に着手。
- 事故件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を目的に、バングラデシュ、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマーにて、工事安全に係る基本法令の概要把握、実施状況調査、工事事故の原因分析・教訓の蓄積、相手国政府を中心とした工事関係者との対話を通じた工事安全に係る意識の醸成を実施。
- ミャンマー「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」やモンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化」を通じ、相手国政府の安全対策や事故防止を促進。
- 事故防止に向けて実施状況調査、安全管理セミナー、工事安全対策に係る研修、工事安全現場パトロールを実施。
- 労働安全衛生法制が未整備の開発途上国において工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく、工事契約のあるべき内容を検討するべく土木学会に設置されたアドバイザー委員会に検討を委嘱し会合を開催。

<課題と対応>

安全対策における業務の質の向上、効率性と合目的性の検証、一層有効な対策、対応、措置等に取り組むとともに、安全対策に対する不断の意識付けを継続的に行う。施設建設等事業の工事安全の観点からは、企画調査員（資金協力）が配置されておらず本部直轄となっている地域（中南米、アフリカ等）においても、必要に応じ事業進捗に併せた実施状況調査のニーズを拾い上げ、可能な範囲で対応する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施及び業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた機構事業関係者の健康及び安全の確保にも十分留意ありたい。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	効果的・効率的な開発協力の推進
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	30 件 ¹⁶⁷ (2017-2021)	6 件	12 件	15 件	12 件		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (1)、中期計画：5. (1)
<p>年度計画</p> <p>5. (1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p> <p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定又は改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。 開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。特に、策定した事業戦略の事業形成・実施への活用を強化する。 SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定と国際発信の他、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込の一層の強化、事業実施から得られたグッドプラクティスや教訓の収集や機構内外での共有・発信に取り組む。また、日本政府の SDGs 実施指針改訂プロセスにおいて、機構の取組等の共有や経験及び知見を踏まえた提言を行う。 <p>イ 効果・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。 技術協力については、事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化やイノベーティブな取組を含む事業の形成と促進、留学生事業推進のための制度や運用の導入・改善に引き続き取り組む。 有償資金協力に関し、円借款については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化に引き続き取り組むとともに、コンサルタントの質の確保等の施策を実施する。また、海外投融資の積極的な活用のため、海外投融資基本戦略に基づき体制整備やクレジットポリシー等の方針を策定する。 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016 年 6 月外務省）

¹⁶⁷ 各年度で全世界で 6 件以上を基準として設定する。

を踏まえた制度の定着を確実に行うとともに、モニタリング及びレビューを行い、更なる改善に取り組む。優良事業の形成に努め、積み上げを適切に管理する。

- ・ **SDGs** 達成に向けたパートナーシップ構築や革新的な開発手法等に係る知見の活用を一層促進するため、ナレッジの発信者・活用者による双方向の意見交換機能を持つ「ナレッジポータル」の利用、ナレッジマネジメントネットワーク定期連絡会等を通じ、ナレッジマネジメントネットワーク間の知見の蓄積・共有機能を強化する。また、組織横断的な取組の優良事例を蓄積する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.参照）

- ・ 機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況
- ・ 上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGsへの貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況
- ・ 迅速性、効率性、事業の質の向上等の様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況

3-2. 業務実績

No.13-1 予見性、インパクトの向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
地域・国・課題別の協力方針（JICA 国別分析ペーパー（JCAP）、事業計画作業用ペーパー、課題別指針、ポジションペーパー）の新規策定・改定数	146 件 ¹⁶⁸	142 件	147 件	144 件	件	件

(1) 戦略的な事業展開に向けた国・地域別及び課題別の対応力強化

- ・ **人間の安全保障の再定義と国際機関からの賛同・支持**：開発協力大綱でも掲げられ、機構のミッションの一つである「人間の安全保障」について、国際社会において不確実性が増すなか、国際社会に登場した 1994 年からの変化を踏まえ、現代の課題に合わせて再整理を試みた。具体的には、「命・暮らし・尊厳」という人間の安全保障の重要な要素に対する「脅威」を、現在の国際社会に存在する「平和と秩序」、「貧困・格差の拡大や高齢化」、「気候変動や環境等及び科学技術の進展」という 3 つの脅威に分類し、各脅威への取組を「人間の安全保障 2.0」として整理した。また、機構全体での議論を通じ、これを実現するための人・組織・社会の能力強化（エンパワメント）、強靱な社会（システム）作りなどの原則を整理した。その成果をパンフレット「新時代の『人間の安全保障』-JICA の取り組み-」（日本語・英語）として取りまとめ、機構を挙げた戦略的な事業展開の強化を図った。あわせて、機構理事長をはじめ多くの機構役職員が、この考えを数多くの国際会議や各国高官との会合や面談で精力的に発信、普及を進め、多くの国際機関からの賛同を得た。
- ・ **SDGs の達成に向けた新規事業アイデア募集・実施**：SDGs の達成を見据え、時代とともに変化する開発途上国の多様な支援ニーズに適切に応えるために、既存の考え方に捉われない事業の

¹⁶⁸ 前中期目標期間実績（2012-2015）584 件

提案を機構内で募集した。提案内容の審査及び選考に際しては、著名な外部有識者の助言を得つつ、2018 年度に 11 件、2019 年度に 9 件の新規事業を選定し、2018 年度の採択事業を本格的に始動した。具体的には、①アフリカの農業支援における破壊的技術の活用、日本が比較優位を持つ生体認証技術とブロックチェーンを活用したデジタル国民 ID の普及等、開発効果の最大化に向けた革新的技術の導入、②ガーナのカカオ産業を対象とした児童労働撲滅に向けた本邦企業や NGO 等との協働、SDGs に貢献する事業の形成に向けた NGO との協働及び同事業を受け皿として寄附金を集めるための企業・自治体との協働等、国際協力の多様なパートナーとの共創、③技能実習生の送出国と日本の受入地域の双方が発展するモデルの構築、研修で来日する中南米域内日系人の協力を得て日本国内の日系人集住都市における多文化共生を後押しする取組等、日本が抱える課題への貢献に資する事業等を検討・推進した。

- ・ **JICA 国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）等の策定・改定**：外務省の国別開発協力方針の改定に係る議論や協力プログラム及び事業計画策定への活用と、それに基づく効果的な開発協力の実施に寄与するため、JCAP 及び事業計画作業用ペーパーを策定・改定した。具体的には、マダガスカル及びコンゴ民主共和国を対象とする JCAP を新規に策定し、ガーナ、キルギス、スリランカの JCAP を改定した。JCAP の策定・改定過程においては、過去の機構による協力の開発効果や成果、教訓を取りまとめるとともに、今後重点的に支援する分野を戦略として打ち出した。また、フィリピン、ネパール等の JCAP 改定に向けた外務省や先方政府等関係者との協議を開始した。2019 年度の策定・改定により、JCAP については 54 か国、事業計画作業用ペーパーについては 139 か国を対象に策定し、事業実施にいかしている。

- ・ **案件の効果的かつ効率的な形成・実施強化**：事業計画作業用ペーパーに加え、地域・課題ごとの事業戦略等を踏まえつつ、案件の効果的かつ効率的な形成・実施を進めた。具体的には、個別案件の形成・実施も見据えた戦略レベルでの関係部署間の協議・検討を更に促進し、要望調査における案件検討の前に、事業計画作業用ペーパー検討会議（地域部と関係部署間の合意形成の後、事業計画作業用ペーパーを最終化させるプロセス）を実施することで、援助手法間での連携を意識した案件形成及び効率的な事業計画の立案を行った。

(2) SDGs への貢献に向けた取組

- ・ **アフリカ初の SDGs 相互関連分析による革新的な示唆の導出・発信**：貧困と人口増加の二重課題を抱えるアフリカでの持続可能な都市開発に向け、アフリカにおける SDGs ゴール 9（強靱なインフラとイノベーションの推進）と SDGs ゴール 11（持続可能な都市と住居の構築）の達成に向けたイノベティブな方策を探るべく、機構発意で JICA 政策提言研究「アフリカにおける SDGs の相互関連分析を踏まえた都市問題対応型の開発戦略」（東京大学サステナビリティ学連携研究機構：IR3S、国連大学、2017 年～ 2019 年度）を実施した。主要な研究成果として、接続可能な都市交通システム構築への示唆に加え、アフリカが援助資金の投資先の大部分を占める一方、保健分野（SDGs ゴール 3 関連）や平和構築（SDGs ゴール 16 関連）への配分が大きく、アフリカ各国における援助の重点分野やニーズと必ずしも合致していないことや、対象 3 か国では「ジェンダー平等の推進」が SDGs のその他ゴールの推進に大きく寄与することなど、アフリカの開発協力の在り方を根本から問い直す重要な示唆を数多く得た。この研究成果を世界で広く活用してもらうため、英語の研究論文としてオンライン（MPDI 社サイト）上で公開した。さらに、DBSA 及び東京大学・国連大学との合同による成果共有セミナー（フューチャー・アースなど民間シンクタンクも協力）や、アフリカの地域開発金融機関 3 社及び本邦企業 3 社（三井住友銀

行、丸紅、日立製作所)の協力を得る形で産学官連携での TICAD サイドイベントを開催し、金融セクター、民間企業、研究機関及び一般市民に広く研究成果を発信し、これを活用したより効果的なアフリカでのインフラ投資を促進した。

- ・ **SDGs 推進に向けた国内の連携・協働の強化**：機構は、日本政府 SDGs 推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加し、「SDGs 実施指針改定版」及び「SDGs アクションプラン 2020」策定に大きく貢献した。その結果、前者では、機構による開発途上国を含む国内外の SDGs 推進の貢献等に関する言及、後者では 26 件の幅広い取組事例 (JICA 開発大学院連携、国際協力機構債の発行、関西 SDGs プラットフォーム等) が組み込まれた。これら文書は、官邸ホームページ上で公開されている。関西 SDGs プラットフォームは、加盟団体が 950 を超え (2020 年 3 月末時点) (参考：類似プラットフォームである GCNJ (グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン) は加盟 362 団体、北九州 SDGs クラブは加盟 334 団体)、関西経済連合会等の協力を得て実施した関西圏の企業・団体等向けのウェブアンケート調査では、相談できるパートナーとして機構が最も高く認知されるなど (回答数の 5 割以上)、関西の SDGs 推進ハブとしての役割を確立した。さらに、「SDGs 実施指針改定版」に明記された社会貢献債としての国際協力機構債は、その購入をもって SDGs への貢献とする自治体、地銀等が増加。SDGs へ貢献したい、と考える機関投資家の受け皿にもなっている。
- ・ **戦略・事業への SDGs の組み込み**：2019 年度に策定又は改定した全ての JCAP に SDGs への貢献の観点を通記したほか、機構が検討・策定予定の各クラスター戦略の目標・成果、KPI (Key Performance Indicator) の設定において、SDGs ターゲット・指標の観点の組み込みを決定した。同戦略の検討プロセスにおいて、日立製作所サステナビリティ推進本部責任者を招き、同社の戦略策定プロセスを参考とするよう内部向け勉強会を開催した。また、参議院国際経済・外交に関する調査会で、機構理事長が「SDGs とパリ協定」に関し説明した機会を捉え、その内容を機構内部広報で詳しく周知するなど、機構内での SDGs への取組強化を図った。さらに、機構における SDGs 達成に向けたイノベーションを加速させるため、「イノベーション・SDGs 推進室」を設置した。
- ・ **開発途上地域における SDGs の推進**：「インドネシア SDGs 実施体制強化プロジェクト」(2019 年 3 月開始) では、インドネシア国家開発企画庁次官、同国家開発企画庁大臣顧問、UNDP 等現地関係者参加の下プロジェクト合同調整委員会を開催し、SDGs 国家指標のメタデータの策定作業、SDGs 行動計画策定対象州の確認などを実施した。ルワンダでは、機構が設立に協力した「アフリカ地域 SDGs センター (SDGC/A)」の創設 3 周年記念国際イベントを、ルワンダ・ザンビア両国の大統領を始め、アフリカ各国の首脳・閣僚級、機構役員を含む 1,000 人以上の参加の下で開催した。アフリカの SDGs の進捗や課題等について議論し、SDGC/A の役割の重要性を改めて確認した。
- ・ **SDGs 推進に向けた戦略的な国際発信**：SDGs の達成を明確化したプログラム等 (パレスチナ産業開発、開発途上国における森林減少・劣化等に由来する排出削減 (REDD+ : Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries+)、水産資源管理等) を国際会議やプレスリリース等を通じ計 12 件国際社会に発信した。また、SDGs がテーマの一つとなった C20 サミットや T20 サミットのサイドイベントでは理事長はじめ機構役員が登壇し、機構の協力の考え方を発信した。横浜で開催された TICAD 7 の機構主催公式サイドイベントに関し、上述のアフリカの SDGs 相互連関分析に関する JICA 政策提言研究のイベントを開催したほか、全イベン

トのテーマを SDGs のゴールと関係づけ機構ホームページ上で発信した。さらに、国連本部で開催された国連総会では、日本経済新聞社と共催で UHC に関するイベントを開催し、機構役員が登壇したほか、ブルッキングス研究所との共同研究書籍のローンチイベントも開催し、機構の取組事例を発信した。

・ **SDGs への機構の取組に係る広報の強化**：内閣府 STI for SDGs プラットフォーム関連会合、環境省 SDGs ステークホルダーズミーティングなど他省庁で定期的に行われる会合へ出席し、機構の取組事例を共有・発信した。また、コロンビア大学・サックス教授を招き SDGs 講演会を東京大学弥生キャンパスで開催し、開会講演には機構理事長が登壇した。さらに、明治大学、南山大学、上智大学、東京大学（公共政策大学院）での SDGs と機構の取組に関する講義や、JETRO との鹿児島県等での共催セミナー「SDGs と地方創生」等を実施した。その他、日経ビジネス電子版での「池上彰と考える『SDGs 入門』」を全 7 回シリーズで掲載したほか、国際開発ジャーナル（6 月号）、月刊経団連（11 月号）、就職ウォーカー（12 月号）等の SDGs 特集での機構取組の紹介記事の掲載、中小企業経営者向け SDGs ビジネス広報パンフレットの制作等を実施した。

No.13-2 効果・効率性の向上

関連指標	基準値 ¹⁶⁹	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
技術協力、有償資金協力、無償資金協力事業の実績額（億円）	技協：1,783 億円 有償：13,723 億円 無償：1,200 億円	技協：1,923 億円 有償：18,883 億円 無償：1,151 億円	技協：1,898 億円 有償：12,661 億円 無償：985 億円	技協：1,751 億円 ¹⁷⁰ 有償：15,232 億円 無償：930 億円	技協：億円 有償：億円 無償：億円	技協：億円 有償：億円 無償：億円

(1) 開発協力事業の効果・効率性の向上

開発途上地域のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力事業が展開できるよう、次のような取組を実施した。

① 横断事項

・ **クラスター・サブクラスターの導入**：機構の課題別事業戦略に基づく具体的事業展開を強化し、個別事業単位ではなく課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するため、クラスター・サブクラスターの導入を理事会で審議し、決定した。具体的には、中期目標における「日本の開発協力の重点課題」をクラスター、各クラスターにおける重点的な取組をサブクラスターと位置づけ、国内外の関係者との戦略的パートナーシップの強化や連携を促進しながら、クラスター単位での事業効果の最大化及び日本社会への貢献及び知の創造を目指す方針を定めた。同方針に基づき各課題部でクラスター・サブクラスターの策定が進められており、2020 年 1 月末までに技術協力事業委員会に対し 2 件のクラスター・サブクラスターが付議され、役員クラスも含めた議論が始動した。案件形成における事業部間の会議の効率化や事業予算の予測性向上にも寄与している。

② 技術協力

¹⁶⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、技協 7,132 億円、有償 5 兆 4,893 億円、無償 4,803 億円

¹⁷⁰ 暫定値

- ・ **予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言への対応**：予算執行管理強化に関する諮問委員会の提言を受けた改善策の実行策として、予算執行状況の可視化と理事及び理事会の役割の明確化において、個別事業単位での実施状況を理事レベルで審議する仕組みを導入した。具体的には、個別の技術協力プロジェクトのうち、重要案件は案件形成と実施中の各段階で、また実施段階では、事業内容に大きな変更が生じる場合に理事会付議することとし、技術協力事業委員会による審議と論点の整理を行う仕組みを運営している。2019年7月の委員会設置から2020年3月末までに、個別案件として69件が技術協力事業委員会に付議され、うち14件が理事会に付議された。委員会での審議を通じて、プロジェクトの予算・費用／便益の視点での妥当性に係る検討が深まるとともに、プロジェクトの出口戦略を見通したほか、ドナー・民間との連携、外部資金活用に係る検討がより定着するようになり、技術協力事業のインパクトを高める一層の工夫が進みつつある。
- ・ **事業マネジメント検討会**：機構が行うべき事業マネジメントを「開発途上国の人々とビジョンを共創し、その実現に向けた人々の主体的な取組を限られた経営資源（人員と予算）をいかして促進するとともに、各事業形態の個別の協力を留まらず、内外の様々なパートナーと創造的に協働し、大きな社会的インパクトを導くこと」、と改めて定義し、これを組織内に定着させるため部署横断検討会を設置し検討を行った。検討会では、関係17部門約30名の分科会メンバーの協力の下、事業改善の方策を検討し、新たなガイドラインの策定、機構職員の役割の強化、計画と評価の枠組みの見直しなどについて、提言を取りまとめた。また、国際機関・他ドナーの類似の取状況も参照の上、既往の手法を見直し、新たなマネジメント方法の整備に向けた提言を整理し、提言書にまとめた上で技術協力事業委員会にて報告した。
- ・ **留学生事業推進のための制度や運用の導入・改善**：大学の学位課程（修士・博士）への就学により研修を実施する研修員を受け入れる事業について、JICA 開発大学院連携構想の下、日本の近代の開発・発展の経験や戦後の開発途上国援助の実施国（ドナー）としての経験などについて体系的な学びの機会の付与と知日派リーダーの育成の2つの主要目的に基づき事業を推進し、機構の事業の柱として本格的に軌道に乗せることを念頭に、執務参考資料「大学の学位課程（修士・博士）に就学する技術研修員の受入について」を策定した。同執務参考資料においては、人選における戦略性の強化、教育プログラムの充実、帰国後の知日派人材との関係性の維持発展について機構と受入大学との協働関係の強化を重点に取り組むこととした。また、個々の案件に応じて定めていた受入方法や事務手続きについて共通化と合理化を図り、機構と大学の役割分担を明確にし、これまで以上に強化して研修員受入を行う方式（大学連携方式）を整備した。
- ・ **在外主管案件の選定基準の見直し**：組織としての事業・予算管理の効率化及び戦略的な事業実施の一層の促進を狙いとし、業務主管部門の選定基準を見直し、在外事務所主管案件の選択と集中を推進した。具体的には、準内部規程を改訂した上で2019年度の定期要望調査から適用し、在外主管案件を採択する場合には条件に沿った検討を行っている。

③ 有償資金協力（円借款、海外投融資）

（ア）円借款

- ・ **インフラ輸出新制度等への対応**：日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」に新たに盛り込まれた、O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用資する案件として、ウズベキスタン「電力セクター能力強化事業（フェーズ2）」を承諾し、人材育成や実施機関の能力構築等への支援をパッケージとして構築した。

- ・ **インフラ輸出への具体的貢献**：日本企業が海外インフラ案件においてオペレーターとして参画する重要性が高まるなか、モンゴルにおいて、新ウランバートル国際空港の施設整備（円借款）と運営制度設計及び運営・維持管理能力向上（技術協力プロジェクト）を有機的に組み合わせ、更に財政支援円借款の政策マトリクスでも日本企業の事業運営権契約交渉を後押しした。その結果、日本企業が同空港の事業運営権契約を締結するに至った。また、バングラデシュの円借款「外国直接投資促進事業」は、エクイティバックファイナンス借款の第一号案件として承諾されたものであるが、日本企業とバングラデシュ政府が設立する合弁会社の同国政府出資金分は機構によるバックファイナンスが活用されることで資金目途が立ったため、日本企業が経済特区の開発についてバングラデシュ政府と合意に至った。
- ・ **迅速化**：既往調査結果の活用等による調査期間の短縮化、調達手続きの早期開始や一部手続きの一体化、部分開業等による本体事業スケジュールの一部前倒し等を徹底することで、引き続き迅速化を推進した。また、重要インフラ案件における相手国政府の最大限の協力による迅速なプロセスを前提とした場合の標準的な事業化スケジュールを策定し、機構の在外事務所や在外公館にも広く共有することで、案件形成の初期段階における相手国政府への働きかけを強化した。これらの取組により、要請から案件承諾までの標準処理期間が 9 カ月であるところ、例えばカンボジア「国道 5 号線改修事業」では相手国政府の要請から 3 か月後に案件を承諾した。
- ・ **円借款の魅力向上と質の確保**：業務拡大や高度化に対応すべく、機構内のマニュアルとして相手国政府との案件形成協議をまとめる協議議事録の雛形を作成したほか、案件の定量的な効率性を分析する内部収益率の算出手引きを策定した。また、相手国政府実施機関が独自に設定する入札予定価格と企業側との応札価格で乖離が発生し、調達が難航する事案の発生に伴い、案件形成の上流段階から積算及び技術仕様について共通認識を構築するプロセスの本格運用を開始した。さらに、円借款事業の標準入札書類の改訂を行い、契約当事者間の紛争解決にあたる仲裁機関として新たに日本商事仲裁協会を例示することで、日本での国際仲裁を活性化させるという政府方針に貢献した。コンサルタント制度関連では、競争性の向上を図るために質と価格による選定（QCBS：Quality- and Cost- Based Selection）を、協力準備調査等を行うコンサルタント契約に導入したほか、実績評価結果の新規プロポーザル評価への反映方法を見直し、質の確保に資する取組を行った。各業界の有識者から構成される機構インフラ輸出の推進体制強化等に関する諮問委員会を開催し、提言を取りまとめることで、インフラシステム輸出戦略等の日本政府の政策決定に大きく貢献した。
- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：日本と相手国・地域の長期的な関係の強化につながる戦略的案件を形成した。例えば、ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 3）」及び「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業」を承諾したほか、ケニア「モンバサ経済特区事業（第一期）」及び「モンバサゲートブリッジ建設事業（第一期）」を承諾した。日本政府が主導し、G20 大阪サミットで「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」が承認された。自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、同原則に則った案件を形成・実施した。

(イ) 海外投融资

- ・ **初の劣後融資の承諾**：開発途上国においては資本アクセスの制約といった外的課題や、既存株主の議決権希薄化等の内的課題等を踏まえ、金融機関が国内外の金融規制に従って、自己資本の増強を継続的に行うことが困難な場合が多い。機構は海外投融资の手法として、自己資本増強を企図した事業会社向けの資本性劣後融資及び事業性向上を企図した特定事業向け劣後融資を導入

することとし、初の劣後融資案件を承諾した。

- ・ **アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティの創設**：2019年11月の第22回日・ASEAN首脳会議で安倍首相が発表した「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の柱の1つとして「ASEAN地域等の金融アクセスを改善し、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワメントを目的とした同地域の金融機関への融資を行う」としていることを踏まえて、海外投融資として初となる特定開発課題に対する融資枠（5億米ドル上限）を設定した。本ファシリティは開発金融機関や民間セクターと連携しながら、ASEAN地域を中心に女性・低所得者・中小零細企業の金融アクセス改善に迅速に対応していくことを目的としており、2019年度に2件の中小零細事業者支援のための融資案件を承諾した。
- ・ **女性エンパワメントの推進**：機構は2018年6月のG7シャルルボワ・サミット（カナダ）で発表された「G72X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに参加しており、2019年度は「日ASEAN女性エンパワーメントファンド（増資）」や「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」等の4件の海外投融資事業を承諾した。「日ASEAN女性エンパワーメントファンド（増資）」はASEAN諸国を中心とするアジア地域において女性のエンパワメントに資するマイクロファイナンス機関（MFI）に対して資金提供を行い、「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」では開発途上地域の女性向けに金融サービスを提供し、いずれの案件も女性の収入向上や地位向上に寄与することを目的としている。
- ・ **インパクト投資原則への署名**：国際金融公社（IFC）が策定したインパクト投資の運用原則に署名し、アジアにおいて初めての加盟機関となった。同署名を受けて、民間金融機関等からのインパクト投資や同原則加盟に関する相談に対応しており、日本においてインパクト投資に関する理解促進に貢献している。
- ・ **協力準備調査（PPPインフラ事業）における制度改善**：協力準備調査（PPPインフラ事業）における採択数増加のための施策として、本格調査の実施を前提とせず、提案企業による事業化意思の確認も不要とする予備調査（単独型）を導入し、2019年度に5件の採択を行った。

④ 無償資金協力

- ・ **民間連携による優良事例の推進**：日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、民間企業の技術・ノウハウを活用して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する事業・運営権対応型無償資金協力の機構実施第1号案件カンボジア「タクマウ上水道拡張計画」のE/Nが締結された。加えて、当該案件の協力準備調査を通じて事業・運営権対応型無償資金協力の効率的な運用に向けての教訓を抽出した。
- ・ **円滑な免税手続きの推進**：2018年7月に外務省から免税口上書導入に係る外務公電が発出されたことを受けて、免税口上書締結の基礎情報となる免税情報シートの作成が延べ40か国で行われた。作成された免税情報シートを外務省・大使館と共有するなど、免税口上書締結に係る協議の側面支援を行い、2019年度までに3か国で免税口上書が締結された。
- ・ **資金協力実務者会議の実施**：近年の無償資金協力事業を取り巻く状況や制度改善等を踏まえつつ、戦略的・効果的な案件形成・実施に向けた実務者への情報提供・意見交換を目的とした資金協力実務者会議を南アジア地域向け及び大洋州地域・東ティモール向けに各1回開催した。

(2) 事業から得られた知見や教訓の活用状況

- ・ **双方向かつ逐次の情報共有を可能とする「ナレッジポータル」稼働**：各ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）が保有する各分野課題に関するナレッジの蓄積・発信・活用促進のため、機

構のイントラネット内に「ナレッジポータル」を設置し稼働させた。従来のイントラネットの「一方向のみの情報発信」、「必要な情報が探しにくい」といった課題の改善を図り、活用方法を含め機構内で周知した。これにより、より最新の情報が双方向で逐次共有されることになり、機構内での情報共有活性化に貢献した。これらナレッジマネジメントの取組は、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）による対日開発協力相互審査の本国審査で報告され、審査ミッションよりナレッジマネジメント推進の良い取組として高い評価を得た。

・ **ナレッジマネジメントネットワークの活動強化**：各 KMN による事例共有・意見交換のための連絡会を計 12 回開催した。多様な援助手法を有する機構ならではの包括的な支援事例、地方を含む日本国内のアクターとの連携・共創による資金・技術等外部リソースの動員事例を共有・蓄積することで、KMN の活動改善のアイデア共有を図るとともに、KMN 間の連携を促進した。また、幅広い部署への連絡会参加呼びかけにより、KMN 外の職員等への情報共有、専門性向上、KMN 活動への関心喚起を図った。さらに、一部の KMN では、職員の専門能力を組織内外に共有・発信することを目的に、その時点で所属する部署の所掌外の業務であっても、本人の業務量の 10% 以内を目安として当該業務に取り組むことができる機構の人事制度である「10%共有ルール」の活用による KMN 参加奨励と各 KMN メンバーの役割・業務明確化を実施し、活動及び人材育成の取組を強化した。

・ **GDI（Global Delivery Initiative）への参画**：事業実施における様々な課題をドナーや NGO 等、開発協力を携わる様々なアクター間で共有・分析し、それらの課題に対処した経験から得られる教訓を共有・蓄積する国際的なプラットフォームである GDI の運営委員会共同議長及び助言委員会共同議長に機構職員が就任した。事務局を務める世銀と共に GDI の運営委員会をリードした。また、年次会合は、FCV（Fragile, Conflict and Violence）環境下における事業実施をテーマに開催され、機構の事例を 3 件発表し、同分野における機構の知見を世界に発信・共有することで、国際公共財としての知見の蓄積に貢献したほか、機構の知名度の向上及び指導的立場の強化を図った。さらに、GDI 事務局を講師とする機構内勉強会を開催することで、機構職員の能力強化及び機構内で GDI の主流化の更なる促進に努めた。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用するための、方針作成や事業展開、制度の改善に係る取組を実施し、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているように、各種戦略及び個別事業間の連携強化や、機構職員の SDGs への理解・意識の更なる向上等に取り組むことを期待する。（平成30年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年9月）、No.13「効果的・効率的な開発協力の推進」）

<対応>

日本が持つ強みや機構が有する経験・知見を活用した効果的な事業を実施するために、人間の安全保障の実現に向けた機構の取組強化、JCAP 等の策定・改定、クラスター・サブクラスターの導入、インフラ輸出新制度等への対応、海外投融資の活用促進や各種制度改善、双方向かつ逐次の情報共有を可能とする「ナレッジポータル」稼働等を実施した。また、各種戦略及び個別事業間の連携強化に向けて、要望調査における案件検討の前に、事業計画作業用ペーパー検討会議を新たに導入するなどして、個別案件における関係部署間の協議・検討を更に促進した。さらに、2019年度策定又は改定した全ての JCAP に SDGs への貢献の観点を明記したほか、機構が検討・策定予定の各クラスター戦略の目

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、予見性・インパクトの向上に関し、人間の安全保障の今日的意義・提示と国際機関からの支持、アフリカ初の SDGs 相互関連分析による革新的な示唆の導出・発信、SDGs 推進のパートナーとして認知拡大等、特筆すべき成果をあげた。また、事業の効果・効率性の向上に関し、クラスター・サブクラスターの導入、インフラ輸出新制度の実現（初のハイスpek 借款／ O&M 借款承諾）、機構による初の事業・運営権対応型無償資金協力形成、GDI の運営委員会共同議長及び助言委員会共同議長への就任等、特筆すべき成果をあげた。

ア 予見性・インパクトの向上

- ◎ **人間の安全保障の今日的意義の整理・提示と国際機関からの賛同・支持【②③】**：世界共通の目標である SDGs は「人間の安全保障」の考えに基づく「誰一人取り残さない」等の重要な要素を包含。そのような中、「人間の安全保障」の今日的な意義を「人間の安全保障 2.0」として整理することで機構協力の特徴を国際社会に示し、開発協力大綱の基本方針で機構のミッションである「人間の安全保障」に資する協力を呼び掛け、多くの国際機関から賛同・支持を得た。
- ◎ **アフリカ初の SDGs 相互関連分析による革新的な示唆の導出・発信【③】**：機構の発意でアフリカ初の SDGs 相互関連分析に係る研究を行い、アフリカが援助資金の投資先の大部分を占める一方、保健分野（SDGs ゴール 3）や平和構築（SDGs ゴール 16）への配分が大きく、アフリカ各国における援助の重点分野やニーズと必ずしも合致していないことや、対象 3 か国ではジェンダー平等の推進が SDGs のその他ゴールの推進に大きく寄与すること等、アフリカの開発協力の在り方を根本から問い直す重要な示唆を数多く得た。研究論文のオンライン公開や TICAD サイドイベント等の開催を通じて研究成果を世界へ発信。
- ◎ **SDGs 推進のパートナーとして認知拡大【①④⑤】**：日本政府 SDGs 推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に省庁以外の唯一の政府関係組織として参加し、「SDGs 実施指針改定版」及び「SDGs アクションプラン 2020」策定に貢献。同アクションプランには、26 件の幅広い機構の取組事例（JICA 開発大学院連携、国際協力機構債の発行、関西 SDGs プラットフォーム等）が組み込まれた。関西 SDGs プラットフォームの加盟団体が 950 を超え（参考：類似プラットフォームである GCNJ（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）は加盟 362 団体、北九州 SDGs クラブは加盟 334 団体）、関西の SDGs 推進ハブとしての役割を確立（関西圏の企業・団体等向けのアンケート調査では相談できるパートナーとして機構が最も高く認知）。
- SDGs 達成に向けた新規事業を 11 件（生体認証技術とブロックチェーンを活用したデジタル国民 ID の普及、児童労働撲滅に向けた本邦企業や NGO 等との協働等）選定し、事業開始。
- JCAP 及び事業計画作業用ペーパーを策定・改定（マダガスカル及びコンゴ民主共和国の JCAP 新規策定等）。
- SDGs 達成を明確化したプログラム（パレスチナ産業開発、水産資源管理等）を国際会議（G20、T20、TICAD 7 サイドイベント）等にて国際社会へ発信。

イ 効果・効率性の向上

- ◎ **クラスター・サブクラスターの導入【②③】**：課題別事業戦略に基づく具体的事業展開を強化し、

個別事業単位ではなく課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを最大化・発信するため、クラスター・サブクラスターを導入し、役員クラスも含めたクラスター・サブクラスターごとの議論が始動。案件形成における事業部間の会議の効率化や事業予算の予測性向上にも寄与。

- ◎ **インフラ輸出新制度の実現（初のハイスペック借款、OM 借款）【①③】**：ハイスペック借款の第一号案件（ウズベキスタン）を承諾し、質の高いインフラを推進。また、日本政府「インフラシステム輸出戦略」に新たに盛り込まれた O&M ビジネス拡大に向けた公的金融の活用資する案件（ウズベキスタン）を承諾。
- ◎ **初の劣後融資の承諾【②】**：海外投融資の手法として、自己資本増強を企図した事業会社向けの資本性劣後融資及び事業性向上を企図した特定事業向け劣後融資を導入し、初の劣後融資案件を承諾。
- ◎ **海外投融資初の特定開発課題に対する融資枠の設定【①②】**：日・ASEAN 首脳会議での安倍首相発表を踏まえ、ASEAN 地域を中心に女性・低所得者・中小零細企業の金融アクセス改善に迅速に対応する「アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティ」を創設し、2 件の中小零細事業者支援のための融資案件を承諾。海外投融資初の特定開発課題に対する融資枠（5 億米ドル上限）を設定。
- ◎ **初の事業・運営権対応型無償資金協力の形成【③⑤】**：本邦企業の事業権・運営権の獲得を促進し、民間企業の技術・ノウハウを活用して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する事業・運営権対応型無償資金協力の機構実施第 1 号案件（カンボジア）を閣議請議。
- ◎ **双方向かつ逐次の情報共有可能な「ナレッジポータル」稼働【③④】**：各ナレッジマネジメント・ネットワーク（KMN）が保有する各分野課題に関するナレッジの蓄積・発信・活用促進のため、機構のイントラネット内に「ナレッジポータル」を設置。DAC による対日開発協力相互審査ミッションよりナレッジマネジメント推進の優良事例として高い評価を獲得。
- ◎ **機構職員の Global Delivery Initiative（GDI）の議長就任【②】**：事業実施における様々な課題をドナーや NGO 等、開発協力を携わる様々なアクター間で共有・分析し、それらの課題に対処した経験から得られる教訓を共有・蓄積する国際的なプラットフォームである GDI の運営委員会共同議長及び助言委員会共同議長に機構職員が就任。国際公共財としての知見の蓄積に貢献し、機構の指導的立場を強化。
- **技術協力**：機構の事業マネジメントを再定義し、部署横断の検討会を設置の上、事業改善の方策を検討し提言を取りまとめ。留学生事業推進に向け「大学の学位課程（修士・博士）に就学する技術研修員の受入について」を策定し、人選における戦略性を強化、教育プログラムを充実、帰国後の知日派人材との関係性の維持発展について機構と受入大学との協働関係を強化。
- **円借款**：迅速化のため、事前調査の活用等による調査期間の短縮化、調達手続きの早期開始や一部手続きの一体化等を徹底。円借款の魅力向上と質の確保のため、内部収益率の算出手引きの策定、標準入札書類の改訂、協力準備調査等を行うコンサルタント契約への QCBS の導入等を実施。
- **海外投融資**：アジア初の加盟機関として、IFC が策定したインパクト投資の運用原則に署名。
- **無償資金協力**：円滑な免税手続きの推進（免税情報シートを延べ 41 か国で作成）、戦略的・効果的な案件形成・実施に向けた資金協力実務者会議を開催。
- **ナレッジマネジメントネットワークの活動強化**：各 KMN による事例共有・意見交換のための連絡会を計 12 回開催。

<課題と対応>

各地域・課題の事業戦略及び個別事業の連関強化に向けた事業計画作業用ペーパー検討会議の導入、機構職員の SDGs への理解・意識の更なる向上に向けたセミナー・勉強会の開催及び各クラスター戦略における SDGs ターゲット・指標の観点の組み込み推進、重要インフラ案件における円借款の迅速

化に向けた標準的な事業化スケジュールの策定及び機構内関係部局間の連携強化、コンサルタントの質確保に向けた協力準備調査等のコンサルタント契約における QCBS の導入等に取り組んだ。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

効果的・効率的な開発協力の推進に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 13-3】「SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数」が目標値（6 件）を上回る 12 件となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. 予見性、インパクトの向上

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、JICA 国別分析ペーパーの策定・改定及び協力プログラム等の策定及び実施モニタリングへの活用、事業の質と戦略性強化（含：事業戦略の事業形成・実施への活用強化）、SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定と国際発信、SDGs の事業への組込の一層の強化、グッドプラクティスや教訓の収集及び機構内外での共有・発信、日本政府の SDGs 実施指針改定プロセスにおける機構の取組等の共有や経験及び知見踏まえた提言等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：「人間の安全保障」の今日的な意義を「人間の安全保障 2.0」として整理し、精力的に発信を行ったことは、機構の発意による事業の特色を活かした取組と評価出来る。その他機構の発意による取組として、アフリカで初めての SDGs 相互関連分析に係る研究を行い重要な示唆を数多く得た。

また、SDGs 推進に関し、SDGs 推進本部下の各種会合に参加し「SDGs 実施指針改定版」及び「SDGs アクションプラン 2020」策定に貢献したほか、機構が事務局を担う関西 SDGs プラットフォームの加盟団体が 950 を越えるなど、我が国における SDGs の推進に貢献していると認められる。

指標：【指標 13-1】「機構の専門的知見や教訓を反映させた地域・国・課題等に関する協力方針の策定・改定・活用状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は概ね基準値及び例年同様の水準となった。

【指標 13-2】「上流政策から事業レベルまでの支援を展開する協力プログラム等のうち、SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られた協力の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標（定量指標と共通）は基準値を大幅に上回る水準となった。

2. 効果・効率性の向上

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度・運用改善、技術協力について事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベティブな取組を含む事業の形成・促進、留学生事業推進のための制度・運用の導入・改善、有償資金協力について円借款の迅速化及びコンサルタントの質の確保、海外投融資基本戦略に基づく体制整備やクレジットポリシー等の方針策定、無償資金協力について「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着と更なる改善、優良事業の形成、積み上げの適切な管理、SDGs 達成に向けてナレッジマネジメントネットワーク間の知見の蓄積・共有機能強化、組織横断的な取組の優良事例の蓄積等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：個別事業単位ではなく課題ごとの事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを最大化・発信するため、クラスター・サブクラスターを導入したことは、事業効果の最大化に向けた機構の自主性ある有意義な取組と認められる。また、各分野課題に関するナレッジの蓄積・発信・活用促進のため、機構のイントラネット内に「ナレッジポータル」が設置されたほか、

ドナーや NGO 等による国際的なプラットフォーム Global Delivery Initiative の運営委員会共同議長等に機構職員が着任するなど、開発に係る知見の内外での蓄積・活用に向けた取組が進められた。

さらに、有償資金協力に関して、O&M 借款の第一号案件が形成されたほか、海外投融資では新手法として初の劣後融資案件が承諾され、また初めて特定開発課題に対する融資枠が設定されるなど、事業効果の最大化に向けて積極的に新たな取組が取り入れられており、高く評価出来る。無償資金協力に関しても、事業・運営権対応型無償資金協力の機構実施第一号案件の E/N が締結され、本邦企業の海外展開支援に向けた進展が見られた。

指標：【指標 13-4】「迅速性、効率性、事業の質の向上等、我が国の民間企業等を含む様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善及び事業への活用状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「技術協力の実績額」が概ね基準値及び例年程度、「有償資金協力の実績額」が基準値を上回る水準、「無償資金協力事業の実績額」が基準値を大幅に下回る水準となっている。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、政府が策定したインフラシステム輸出戦略でも重要視する運営・維持管理 (O&M) の体制構築に係る借款を開始したほか、重要インフラ案件に係る円借款の迅速化を進め、要請から承諾までの標準処理期間が9ヶ月のところカンボジアの事業では3ヶ月での承諾を実現した。また、海外投融資における初の劣後融資案件の承諾、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力の実現を始め、事業効果の最大化に向け各種スキームにおいて新手法が導入されるなどの成果を挙げた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、我が国の持つ強みや機構が有する開発協力に関する経験、専門的知見や教訓を蓄積・活用するための方針作成や事業展開、制度の改善に係る取組を実施するとともに、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」にある機構職員の SDGs への理解・意識の更なる向上や円借款の迅速性確保に向けた取組、海外投融資に係るクレジットポリシー等の方針策定や体制整備等に取り組むことを期待する。また、有識者意見にあるように、ODA 以外の資金活用について取組を強化するとともに、クラスター・サブクラスターがスキーム横断的な取組となるよう留意ありたい。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・ODA の資金フローが減少傾向にある中で、開発事業による成果の持続性を確保するためには、事業の計画段階から、ODA 以外の公的資金(FDI)、外国直接投資 (FDI)、民間資金を呼び込むことを検討する必要がある。引き続き、ODA 以外の資金の戦略的な活用につき取組を強化してもらいたい。

・個別事業単位ではなく、課題毎の事業の集合体として中・長期的な成果・インパクトを実現・発信するため、クラスター・サブクラスターを導入され、役員クラスも含めたクラスター・サブクラスター毎の議論が始動したとのことであるが、各クラスター・サブクラスター策定にあたり、JICA 内で部門横断的な議論が十分になされ、JICA の各スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、民間連携事業、海外投融資、自治体や NGO 等の知見を活用した事業、留学生事業等）が包括的に含まれることを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
参加・発信した国際会議の数	330 件 ¹⁷¹ (2017-2021)	66 件	79 件	80 件	116 件		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (2)、中期計画：5. (2)
<p>年度計画</p> <p>5. (2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見・経験等を発信する。特に、SDGs の実施、開発資金の定義やルール作り、及び G20 関連会合、TICAD 7、第 2 回 UHC フォーラム等の主要国際会議における議論に貢献する。 <p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要課題（UHC、質の高いインフラ、Human Capital 等）に係る共同発信や事業での協力等の戦略的実施を促進するため、国際機関、他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論するフォーラム形成等を検討する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。 <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況 対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況

3-2. 業務実績

No.14-1 国際的な議論への参加と発信

¹⁷¹ 2016 年度の年度目標値と同水準として設定する。2016 年度目標値 66 件

関連指標	基準値	2017年 度	2018年 度	2019年 度	2020年 度	2021年 度
日本政府への情報提供等を通じて機構が貢献した国際会議の数	19 件 ¹⁷²	20 件	19 件	16 件	件	件

(1) 主要国際会議の議論への参画

国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本政府の考え方を踏まえて知見及び経験等を積極的に発信した。特に、以下のような取組を通じて、各種議論に貢献した。

- ・ **TICAD 7 全般**：8 月に横浜で開催された TICAD 7 には、TICAD 史上最多の 42 名の首脳級を含むアフリカ 53 か国等から 10,000 人以上が参加した。機構からは、理事長、副理事長、理事等 250 人以上が参加し、これまでで最多となる 78 件のバイ会談（うち首脳級 22 件）、前回横浜で開催された TICAD V の 1.5 倍以上の 31 件のサイドイベント、10 件の協力覚書の署名等を実施した。また、TICAD 7 で日本政府より発表された「TICAD 7 における日本の取組」の 48 項目のうち 40 項目（約 83%）で機構関連の取組となる（TICAD VI では、33 項目のうち 21 項目（約 64%）が機構関連の取組）など、TICAD 7 の成功に大きく貢献した。日本政府から発表された「TICAD 7 における日本の取組」として、①機構がアフリカ開発基金（AfDB）と共に 35 億ドルの資金協力を行う EPSA4（第 4 次アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ）、②機構が他国際機関等と連携・支援する 2030 年までのコメ生産量の 5,600 万トンへの倍増（CARD フェーズ 2）、③機構が JETRO や国連開発計画（UNDP）と共に取り組むイノベーションやビジネス促進、等が含まれた。NHK や YouTube を介した番組発信や国際的メディア対応等の広報も実施した。具体的には以下のとおり。
- ・ 本会合：機構理事長は本会合 4「持続可能で強靱な社会の深化」、機構役員はテーマ別会合「人材育成・若者のための教育」において、アフリカの首脳や国際機関の長等を前に機構の取組を踏まえた発言・議論を行い、本会合における日本の考え方の発信に貢献した。
- ・ バイ会談：機構理事長が 15 名、機構副理事長が 7 名、計 22 名のアフリカの首脳級と会談し、機構と各国との関係深化を図った。AU 議長国であるエジプト大統領との会談では、アフリカ向け三角協力を一層推進するための覚書にも署名した。その他、機構理事長、副理事長、役員等が、アフリカの閣僚級や国際機関の長等と 56 件の会談を行い、これまでで最多となる 78 件のバイ会談を実施した。これらバイ会談を通じ、アフリカ各国のオーナーシップを支援し、質の高い成長と人間の安全保障を実現していきたいとのメッセージを伝えつつ、各国・機関との協力を促進した。
- ・ 成果文書：機構は様々な機会を通じて日本政府及び他の TICAD 共催者（国連、世界銀行、UNDP 及びアフリカ連合委員会）に対し、人材育成やイノベーションをはじめとするこれまでの我が国のアフリカ開発の実績や今後の開発施策の可能性についてインプットを行い、成果文書である「横浜宣言 2019」やその付属文書である「横浜行動計画 2019」策定の議論に貢献した。また、「TICAD 7 における日本の取組」の 48 項目のうち、機構関連の取組は 8 割以上の 40 項目となった。
- ・ サイドイベント：機構は、TICAD 7 のテーマ「アフリカに躍進を！ひと・技術・イノベーション

¹⁷² 2015 年度実績

で。」及び横浜宣言 2019 の 3 本柱（経済・社会・平和と安定）に沿って、また 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や文化交流も見据え、31 件のサイドイベントを開催し、アフリカ的首脳・閣僚級や国際機関の長等の登壇を実現し、機構の取組を外交団やメディアを含む延べ7,300 人以上に発信した。特に注目の高かった「イノベーション」をテーマに、日本・アフリカ双方から多数の民間企業・起業家の参加を得て、世界銀行、UNDP、JETRO とパネルディスカッション及びスタートアップ・ピッチイベント（後出）の 2 件のイベントを共催した。各イベントに 350 名が参加、ピッチイベントは YouTube でも配信した。

- ・ 発表・署名：AfDB 総裁との EPSA4 開始の発表、UNDP 総裁及び JETRO 理事長との民間企業支援・イノベーション推進に関する 3 機関連携、UNICEF 事務局長との保健・栄養・教育分野を中心とした連携の覚書を含む 10 件の署名を行い、各国やメディアに広く発信した。3 機関連携は本会合にて日本の経済産業大臣からも各国に対して発表された。
- ・ 寄稿等：CNN や国際フランスラジオ（RFI）等のインタビューに対応しつつ、日本、欧米及びアフリカに購読者を持つ日本経済新聞、Japan Times、Financial Times、Jeune Afrique（フランス語媒体）、Africa Report に、機構理事長、機構副理事長、機構役員からの寄稿等の形で機構の取組を発信した。
- ・ **日本・アフリカスタートアップ・ピッチイベント～イノベーション推進&パートナー発掘（TICAD 7 サイドイベント）**：TICAD 7 サイドイベントとして、UNDP、JETRO と共催した。応募約 500 社から 24 社のスタートアップ企業を選抜してアフリカと日本国内から招聘し、科学技術を駆使して社会課題を解決するイノベティブビジネスを披露するピッチイベントを開催した。350 名の聴衆に加え、ネット・ライブストリーミングでも配信した。ピッチイベント終了後には登壇企業と参加者のネットワーキングの場も設け、数多くの商談が行われた。
- ・ **JICA ハイレベルパネル「グローバルガバナンスとアフリカの開発：アフリカと日本の対応」（TICAD 7 サイドイベント）**：TICAD 7 サイドイベントとして、機構理事長、ルワンダ貿易産業大臣、セネガル外務大臣、オコンジョ GAVI ワクチンアライアンス理事長、スティグリッツ・コロンビア大学教授（ノーベル経済学賞受賞者）をパネリストに迎え、道傳愛子 NHK 国際報道局シニアディレクターをモデレーターとして、変化するグローバルガバナンスにおけるアフリカ、日本及び国際社会の課題と役割について議論した。このパネルディスカッションは、NHK 教育テレビを介して国内の多くの視聴者に、NHK World を介して約 170 国に、また YouTube を通じて発信した。
- ・ **第 2 回 UHC フォーラム**：2030 年までの UHC 達成を加速させる主要な会議である第 2 回 UHC フォーラムが、タイ政府が最も重視する外交イベントのひとつであり、かつグローバルヘルスの主要な世界の機関・有識者が一堂に集い、国際潮流を形成する重要な国際会議であるマヒドン王子記念賞国際会議（PMAC）と統合される形で、日本主導で開催された。機構は 4 月の東京準備会合を主催するなど準備段階から参画し、日本政府との調整やコンセプトの作成に貢献、PMAC 本会合への登壇の他、地域保健システムと UHC の達成に関する分科会のコーディネーターも務め、また、8 つのサイドイベントを主催又は他の国際機関等と共催し、高齢化、保健財政、皮膚病に係る人材育成などあらゆる観点から UHC 達成に関する議論を深めることや関係者のネットワークの構築に貢献した。それら機会を通じて、UHC を推進するために、実効性のある政策実施の詳細設計に一層注力していく、という旧来からの機構の主張が多くの参加者の共感、支持を得ることとなった。

- ・ **第 2 回世界防災フォーラム**：セッション「開発途上国で“誰一人取り残さない”世界を実現するための防災投資のこれから～仙台防災枠組グローバルターゲット (e) の地方防災計画策定の加速～」を主催し、約 180 人が参加した。同セッションでは、仙台防災枠組の達成において重要となる地方防災戦略・計画の策定の促進に向けた課題や解決策を開発途上国政府と共に議論し、具体的な解決策の一つとして機構が提唱する「8 ステップ（地方防災計画策定の実践的方法）」の有効性を確認した。また、これらの取組が災害リスクを削減する事前防災投資につながり、SDGs の目指す「誰一人取り残さない持続可能な開発につながる」というメッセージを発信した。また、ブース出展を通じて、防災に係る機構の取組を紹介した。
- ・ **Global Refugee Forum**：2018 年 12 月に国連で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」の長期的実施の基盤を築くことを目的に、UNHCR 等主催で Global Refugee Forum が開催された。機構はスポットライト・セッション「Development and Humanitarian-Development-Peace Nexus addressing Forced Displacement」を日本政府、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、UNDP、世銀、OECD、ウガンダ政府と共催し、開発機関の担う重要な役割と優良事例を発信した（詳細は No.3-2 平和と安定、安全の確保に記載）。
- ・ **気候変動対策**：6 月にドイツ・ボンで開催された UNFCCC 第 50 回補助機関会合、12 月にスペイン・マドリードで開催された UNFCCC 第 25 回締約国会議（COP25）において、機構は「気候変動の悪影響に伴う損失及び損害」（ロス&ダメージ）に係る日本政府の交渉官として従事し、ロス&ダメージに対する資金支援を含む対応方策を検討する等、協議の進展に貢献した。また、パリ協定の透明性を担保するために UNFCCC の下に設置された 24 人からなる「専門家協議グループ」（CGE）の日本委員として、機構人材が再任された。COP25 では、機構の事業の成果・教訓の共有・発信を目的に、「自国が決定する貢献」（NDC：Nationally Determined Contribution）、温室効果ガスインベントリ、適応策、森林保全、地域協力等をテーマとしたサイドイベントを 6 件主催・共催したほか、他国政府や他機関が開催するサイドイベント 4 件にも登壇・参加し、積極的に発信を行った。
- ・ **G20 関連会合**：サウジアラビアで開催された G20 開発作業部会では、2018 年アルゼンチン、2019 年日本の G20 開発作業部会に続き、南南・三角協力サイドイベントが開催された。この過程において機構は、G20 各国において南南・三角協力の重要性が確認される機会となるべく、日本・外務省への知見共有を積極的に実施した。また、同作業部会におけるサイドイベントにおいて、機構は「（脆弱国における）持続可能な開発のための南南・三角協力における民間セクターの巻き込み」セッションに登壇し、南南・三角協力の有効性を抽象論ではなく機構の具体的な取組を紹介することで議論に貢献した。その他、G20 農業大臣会合（新潟）において、ブースでの写真パネル展示を通じ、機構の農林水産及び食料・栄養分野における各種活動を紹介した。

(2) 開発資金の議論への貢献

- ・ **DAC 統計作業部会における債務救済に関する議論**：機構は DAC 統計作業部会の副議長を務め、特に債務救済の計上方法に関する専門的議論をリードした。また、2019 年 2 月に着任した DAC 新議長の訪日時に、機構は統計作業部会での債務救済に関する議論の経緯等を説明し、債務救済の計上方法の合意に向けて議長のイニシアティブを促した。
- ・ **Blended Finance 議論への貢献**：機構は、OECD-DAC による Blended Finance 原則の政策ガイドランスの作成作業に関し、各原則に係るバックグラウンドノートへのコメント出しやワークショップへの参加を通じて、同作業への貢献を行った。また民間セクター向け ODA を実施する機関と

しての適格性審査に関する自己評価を行うとともに、海外投融資による民間資金動員額の計算を行い、外務省に報告を行った。

(3) 開発シンクタンクとの共同発信

- ・ **T20 (Think20)** : 機構は、世界の有識者・シンクタンクによって構成され、金融・世界経済に関する重要な意思決定が行われる G20 サミットの政策研究ネットワークである T20 において、10 あるタスクフォースのうち「SDGs」と「アフリカ協力」の2つのタスクフォースを運営し、海外のシンクタンクや大学等の著名な研究者間の議論を共同議長としてリードした。そして、同タスクフォースに関連して、17本のポリシーブリーフの策定（機構は、うち6本を共著）、本会合におけるSDGsと教育、UHC、アグリビジネスと食料安全保障など9つのセッションの開催、及び「SDGs実施はどのように進んでいるのか」、「アフリカの経済成長見通しと債務持続性」の2つのサイドイベントの開催を行った。ポリシーブリーフの多くは、機構がこれまで事業実施や研究により得られた知見もインプットして執筆された。同ブリーフを踏まえて作成された「T20 コミュニケ」は、G20の議長を務める安倍首相に手交された。
- ・ **ブルッキングス研究所** : 機構とブルッキングス研究所の共同研究「Leave No One Behind」の研究成果をまとめた書籍『Leave No One Behind : Time for Specifics on the Sustainable Development Goals』を発刊した。また、SDGs サミット及び世銀・IMF 年次総会の機会に、それぞれニューヨーク及びワシントン DC で同書籍のローンチセミナーを行い、共同研究内容の発信を行った。
- ・ **開発リーダー会議** : 国際シンクタンク Center for Global Development がアジアインフラ投資銀行 (AIIB : Asian Infrastructure Investment Bank) と共催した、国際協力の在り方について主要な援助機関幹部がチャタムハウスルールで意見交換する国際会議に、機構職員が参加・登壇した。同会議では、機構より机上の議論ではなく現場のインパクトを重視した議論を行うことの重要性を指摘するなどし、議論に貢献した。

No.14-2 国際機関・他ドナー等との連携推進

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
国際機関・他ドナー等との連携件数 / うち、新興ドナーとの連携数	28 件/4 件 ¹⁷³	31 件 /9 件	35 件 /10件	32 件 /8 件		
国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数 / うち、新興ドナーとの面談数	104件 /8件 ¹⁷⁴	139 件/21件	105 件/13件	101 件 /9件		
新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加	16 件 ¹⁷⁵	22 件	16 件	20 件		

(1) 重要課題における連携強化

¹⁷³ 2015 年度実績

¹⁷⁴ 2015 年度実績

¹⁷⁵ 2015 年度実績

- ・ **自由で開かれたインド太平洋**：主要欧米ドナーとの面談等で、自由で開かれたインド太平洋の重要性を共有するとともに、特に米国とは地政学上重要なエネルギー分野や、デジタル分野等のインド太平洋における米国の投資の重点分野について知見共有や協議を継続し、ベトナムにおける連携案件の立ち上げ、ビジネスフォーラムの実施、日米型スマートシティ展開の実施などに合意した。また、フランス開発庁（AFD）、欧州投資銀行（EIB）とは協力関係の更なる強化や連携案件の実現を念頭に協力覚書（MOC）を締結した。
- ・ **質の高いインフラ投資**：世界銀行等主催の韓国で開催されたインフラ・ガバナンス会合で、インフラ整備・維持管理のための開発途上国のガバナンス強化に係る議論に機構職員が参加・登壇した。また、G20で「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことを受け、機構は同原則の実践において非常に重要なパートナーである世界銀行グループ及びADBに対して、それぞれの強みをいかす形での実践方法について提案・意見交換を主導的に行い、インフラ・ガバナンスやジェンダー平等などに関する具体的な連携案に合意した。
- ・ **UHC**：UHCフォーラムへの参加・登壇、UHCハイレベル会合への参加、機構役員による機構・日経共催UHCイベントへの参加・登壇を通じて、世界銀行、WHOなどのUHCに取り組んでいる機関との連携を一層強化した。
- ・ **人的資本（Human Capital）**：世界銀行とのハイレベル対話（後述）において、機構がHuman Capitalセッションを議題や参加者の設定を主導して今後の具体的な連携策に合意した。また、世界銀行が大洋州（フィジー）において開催したHuman Capital Summitにおいて、機構職員が機構の大洋州地域での保健・栄養・教育の取組を紹介し、大洋州諸国の財務大臣等とのHuman Capitalの改善に係る議論に貢献した。機構理事長は、パキスタンで世界銀行と共催したHuman Capital Summitで基調講演を行い、Human Capital形成に資する日本の経験及び機構の取組を紹介しつつ、女性が教育を受け社会に参加することは、ひいては次世代の子どもたちの健やかな成長につながることを発信した。
- ・ **人道と開発と平和のネクサス**：DACの下部組織である紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）において、国際社会が直面する新たな課題である「人道・開発・平和のネクサス」（Humanitarian Development Peace Nexus）の提言が2019年2月に採択された後、局長レベル会合などに積極的に参加し、ウガンダ、ザンビアにおけるホストコミュニティ支援等で得られた知見を発信した。これを通じ、事業を実施する開発機関ならではの具体的視点で優良事例の共有や提言を行い、INCAFに参加する各ドナー、国際機関等の人道・開発・平和のネクサスに関する事業実践の理解促進に貢献した。
- ・ **人間の安全保障**：機構がミッションの1つに掲げる「人間の安全保障」について、その重要性を再確認し国際的に発信すべく、機構内の検討会を通じて今日的な「人間の安全保障」の意義を「人間の安全保障2.0」として整理し、和英のパンフレットにまとめた。これを基に、機構理事長・機構役員が国連等の国際機関幹部との面談の際に、同パンフレットを活用しながら国際社会における「人間の安全保障」の認知の向上に努めた。また、UNDPとの定期協議においては、「人間の安全保障2.0」の機構の考え方を共有するとともに、UNDP発刊の「人間開発報告書2020」を活用し、「人間の安全保障」を国際的に発信することに合意した。また、赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）が主催したTICAD7のサイドイベント「保健分野における課題と、人間の安全保障の実現に向けた“イノベティブ”な取り組み」に機構理事長が登壇し、人間の安全保障に関する今日的意義と取組を改めて強化する必要性を共有した。

- ・ **栄養**：機構の栄養分野におけるこれまでの取組が評価された結果、機構理事長が栄養分野のグローバル・リーダーで構成される「Scaling Up Nutrition Movement (SUN) Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに就任し、年次会合に参加した。同会合において、機構理事長は、栄養は「人間の安全保障」の鍵であると指摘した上で、栄養不良克服に係る日本の過去の経験も踏まえ、機構は今後とも、食と農のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) 等の取組を通じて開発途上地域の栄養改善に貢献していくとの考えを表明する等、機構の活動について広く国際社会に対し発信を行うとともに、栄養サミットに向けたグローバルなモメンタムの向上に貢献した。また、機構は SUN Lead Group 非公式会合及び SUN 総会に参加し、2020 年に東京で開催予定の「東京栄養サミット 2020」に向けた国際的な栄養改善のモメンタム向上のための方策等に関する議論に参画した。

(2) 国際機関や伝統的ドナーとの連携の推進

- ・ **世界銀行グループ**：機構理事長と世界銀行グループ総裁が参加する第 6 回世銀ハイレベル対話をワシントン DC で開催し、4 地域（アジア・大洋州、南アジア、アフリカ、中東・北アフリカ）と、3 課題（質の高いインフラ投資、Human Capital、民間投融資）について協議し、合意事項の着実な実施と成果の発現に向けたアクションを確認した。2019 年度はこれまでより具体的で深い議論を行い、実践的な連携案に合意し、フォローアップ体制を構築するために、議題や参加者の設定を機構が主導して行った。その結果、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を取り上げ、債務管理を含むインフラ・ガバナンス強化の議論を世界銀行と開始した他、特に保健・教育・栄養の Human Capital についてこれまでのハイレベル対話での合意以上に具体的な協力対象地域を絞り込み、両機関の具体的なコミットメントのモニタリング体制も確認し、現場での事業連携の推進にも寄与した。今回の各種成果のフォローアップ及び更なる具体化・深化に向けて、今後は地域別ハイレベル対話も開催する予定である。また、TICAD 7 の機会に、アフリカの教育開発を加速させるべく、業務協力に関する覚書を署名した。
- ・ **IMF**：東南アジア及び南アジア諸国の財務省及び中央銀行閣僚・局長級（計 12 か国・22 名）を本邦へ招へいし、IMF-JICA 合同国際会議「発展するアジア：包摂的かつ持続可能な成長達成のための健全な財政管理」を開催した。投資と債務管理を組み合わせる上で、SDGs を達成するための取組や課題について議論した。機構役員や職員、研究員も登壇し、UHC や公共財政管理改革の取組について発表した他、アジア諸国が持続可能な成長を実現していくための支援に向けた議論を IMF とともに主導した。
- ・ **UNDP**：機構役員が参加して UNDP 定期協議を開催し、地域セッション（南アジア、アラブ、中央アジア・コーカサス・欧州、アフリカ）、本会合（TICAD 7 レビュー、民間連携、平和構築・人道と開発と平和のネクサス / 法の支配）、特別セミナーの 3 部構成で実施した。特に、平和構築・人道と開発と平和のネクサス / 法の支配について、現場での補完的な連携継続の他、両機関の連携の優良事例や事業アプローチの整理・共有・発信に合意した。
- ・ **その他伝統的ドナーとの定期協議**：その他、ADB、AFD との間で定期協議を実施し、各機関の連携を促進した。特に、既述のとおり、AFD、EIB と MOC を締結し、連携強化を確認した。

(3) 新興ドナー等との連携の推進

- ・ **南南・三角協力関連国際会議を通じた新興ドナーとの連携推進**：イスラム開発銀行、国連南南協力事務所、トルコ国際協力調整庁と共催で、開発協力のための南南・三角協力局長級フォーラムを開催し、約 150 名が参加した。第 2 回南南協力ハイレベル国連会合の成果文書策定後初の開催となり、実務者レベルでの共通認識形成が重要となる点を考慮し、機構は議題設定や登壇者選

定などを主導した。従来は各国・機関による取組紹介が主な内容になる傾向があったが、案件形成、モニタリング・評価ごとにセッションを分け、登壇者や発表内容を調整することで、PCDA サイクル全体を通じたインパクト向上の方策に関する実務者間の学び合いが促進されるとともに、このような学び合いの機会の重要性が再確認された。同フォーラムの前々日及び前日には、イスラム開発銀行が加盟国と推進している「南南・三角協力のための国内エコシステム」に関する意見交換会合が開催され、機構職員が有識者として招待され、機構の知見を共有した。その他、英国シンクタンク ODI (Overseas Development Institute) 主催の国際会議、インド外務省傘下研究機関の Research and Information system for Developing Countries (RIS) ・インド外務省・国連南南協力事務所が共催した国際会議に招待されて登壇し、機構の取組を発信し議論に貢献した。加えて、OECD 事務局による三角協力に関する報告書に対して、骨子へのインプット、機構在外事務所関係者とのインタビュー対応（質問票のコメント含む）、ドラフトへのコメントなどを通じて貢献した。特に三角協力の取引費用についての分析に対しては、機構の経験・知見を繰り返し OECD 事務局に伝え、同報告書の意義を一段と高くすることに貢献した。同報告書は、サウジアラビア開催の G20 開発作業部会サイドイベントでも紹介され、三角協力の批判的な国際世論にも対抗するメッセージを国際社会に大々的に発信した。

・ **国際獣疫事務局 (OIE : Office International des Epizooties)** : アフリカにおける人獣共通感染症の課題に対し、家畜疾病に高い専門性を有し動物の衛生や人獣共通感染症対策を国際的に主導する OIE の知見を活用して取り組むべく、機構から OIE に積極的な働きかけを行った結果、TICAD 7 を好機として、人・動物の健康改善に向けた協力関係を築くための OIE との協力趣意書の署名交換が実現した。ザンビアなどを中心として、近隣諸国への人と動物双方に感染する人獣共通感染症などの対策で協力展開を行う機構の構想に OIE が参画することで、研修等において一層幅広い知識を得た人材育成が進められることが期待される。

・ **IDFC を通じた開発金融機関との連携推進** : 機構は国際開発金融クラブ (IDFC) の活動を運営委員会メンバーとして主導し、気候資金に偏りがちな参加機関間の議論に対し、SDGs 作業部会の立ち上げの議論に参加し、機構の取組を共有し、開発銀行の役割を議論する国際会議の企画に対しても SDGs 全体への貢献を議論するよう助言するなど、幅広く SDGs 全体の達成のための開発金融機関の役割について有益な議論が行われるフォーラムへの発展を促進した。加えて機構は、① AFD、中国開発銀行及び北京大学共催の「開発銀行の役割」セミナーへの登壇、②モロッコでの運営委員会の機会に開催された「スポーツと開発」及び「SDGs ゴール 6 の達成」の 2 つのサイドイベントへの登壇、③ GCF との連携や気候行動サミットにおける IDFC 共同コミュニケの発出などの議論、④ IDFC 年次総会での 2020 年の開発銀行サミットの開催提案及びこれに向けた SDGs ワーキンググループの設置に係る議論などを行い、また緑の気候基金との協調について IDFC を通じた各国の開発金融機関との連携を推進した。また、機構は難民・強制移住作業部会をリードし、開発銀行の役割の可能性に関する報告書を作成した。

・ **新興国における国際協力実施機関への能力強化** : 機構はブルガリア援助実施機関から職員を出張の形で受け入れ、機構の事業実施方法等を共有した。また、インドネシアの援助実施機関設立に当たり、機構が機構設立の歴史や事業実施体制・方法などをインプットした。さらに、エジプト、マレーシア、トルコなどの援助実施機関に対して第三国研修等を通じて能力強化を実施した。

・ **中国輸出入銀行 - 韓国 EDCF - タイ NEDA - JICA 合同会合 (アジアドナー 4 者協議)** : アジアドナー 4 者協議において、質の高いインフラ投資に関し、経済効果、環境社会配慮、インフラ・

ガバナンスにおける各機関の取組を共有しあった。また、各機関との定期協議では連結性強化のための戦略や案件実施状況、リスク管理などについて意見交換を行った。

・ **中国国家国際発展合作署**：第 1 回日中開発協力政策局長級協議が実施され、開発協力分野における情報交換を行い、今後の日中協力の方向性について協議した。また、中国の対外援助に関する機構内の理解を深めるため、中国研究会を立ち上げ、定期的に有識者との意見交換を実施し（2019 年度は 6 回実施済み）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成に取り組むとともに、南南・三角協力も含む新興ドナーとの連携や、国際機関、伝統的ドナーとの連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年 9 月）、No.14「国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進」）

<対応>

TICAD 7 において、理事長、副理事長、理事等 250 人以上が参加し、これまでで最多の 78 件のバイ会談（うち首脳級 22 件）、前回の横浜開催 TICAD V の 1.5 倍以上の 31 件のサイドイベント、10 件の連携覚書の署名等を実施し、成果文書には機構の取組が多く記載され、国際的議論への参画・発信に大きく貢献したほか、UHC、Human Capital、人道と開発のネクサス、防災等に関する国際会議等に積極的に参画し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。また、2019 年度も引き続き DAC 統計作業部会の副議長を務め、特に債務救済の計上方法に関する専門的議論をリードした。

開発効果の最大化に向けて、世銀、IFC、ADB、UNDP、AFD 等の国際機関や伝統的ドナーに加え、中国輸出入銀行、韓国 EDCF、タイ NEDA 等の新興ドナーとの連携を強化した。特に、新興ドナーとの連携については、様々なプラットフォームやチャンネルで推進した。具体的には、南南・三角協力に関して、ODI 国際会議、RIS 国際会議、開発協力のための南南・三角協力局長級フォーラム、OECD 作成報告書、G20 開発作業部会等、複数の国際会議や報告書作成時に、南南・三角協力の付加価値、協力実施時における共通の規範作りなどの議論に貢献した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際会議等で機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、TICAD 7 における議論への参画と発信、Think 20 (T20) への貢献、第 2 回 UHC フォーラムや COP25 における多数のサイドイベント主催・共催等、特筆すべき成果をあげた。また、国際機関・他ドナー等との連携を推進した。特に、人間の安全保障の実現に向けた UNDP との連携、世界銀行とのハイレベル対話を通じた具体的な事業連携の推進、OECD/DAC 事務局の三角協力に関する報告書の作成・質向上への貢献等を含む新興ドナーとの連携推進、国際獣疫事務局 (OIE) との協力趣意書署名、等の特筆すべき成果をあげた。

ア 国際的な議論への参画と発信

- ◎ **TICAD 7 における議論への参画と発信【①②】**：過去最多となるバイ会談 78 件（うち首脳級 22 件）、TICAD V（横浜開催）の 1.5 倍以上のサイドイベント 31 件、連携覚書 10 件の署名を実施。また、TICAD 7 成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の検討過程で機構の貢献策案を提案。その結果、同取組 48 項目のうち 40 項目（約 83%）で機構関連の取組となり、同成果文書の策定に大きく貢献（TICAD VI では、33 項目のうち 21 項目（約 64%）が機構関連の取組）。
- ◎ **スタートアップ向けのビジネスコンテストの初開催【①②】**：「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで」をテーマとする TICAD 7 のサイドイベントとして、日本・アフリカスタートアップ向けのビジネスコンテストを初開催（UNDP、JETRO と共催）。イベントに先立ち、応募約 500 社を審査の上、24 社のスタートアップ企業を選抜してアフリカと日本国内から招聘。アフリカの躍進に向けた国際的なイノベーション推進の議論にも資する具体的かつ優良なイノベーションの可能性を、約 350 人の聴衆に加えてネット・ライブストーリーミングでも発信。
- ◎ **第 2 回 UHC フォーラムに貢献【①②】**：2030 年までの UHC 達成を加速させる主要会議である第 2 回 UHC フォーラムが、タイ政府が 2007 年から取り組むマヒドン王子記念賞国際会議（PMAC：Prince Mahidol Award Conference）と統合してバンコクで開催。機構は東京準備会合主催を含む 4 回の準備会合すべてに参画し、日本政府との調整やコンセプト作成に貢献。また、PMAC 本会合への登壇の他、分科会のコーディネーターも務め、さらに、8 つのサイドイベントを主催・共催し、高齢化、保健財政、人材育成等あらゆる観点から議論の深化や関係者のネットワーク構築に貢献。
- ◎ **COP25 での交渉官就任とサイドイベント開催【①②】**：COP25 等にて、機構職員が「気候変動の悪影響に伴う損失及び損害」に係る日本政府の交渉官として従事し、ロス&ダメージに対する資金支援を含む対応方策を検討する等協議の進展に貢献。COP25 ではサイドイベントを 6 件主催・共催し、機構の事業の成果・教訓を共有・発信。我が国環境大臣臨席のラウンドテーブルにて、レバノン環境大臣から機構実施の課題別研修の有用性について謝意。
- ◎ **Think 20 (T20) の議論をリード【①②】**：世界の有識者・シンクタンクによって構成され、金融・世界経済に関する重要な意思決定が行われる G20 サミットの政策研究ネットワークである T20 において、機構は「SDGs」と「アフリカの協力」のタスクフォースの共同議長として議論をリード。同タスクフォースに関連する 17 本のポリシーブリーフの策定に貢献。また、同ポリシーブリーフを踏まえて作成された「T20 コミュニケ」は安倍首相に手交された。
- 主要な国際会議への役員等の参画・登壇や、イベントの開催を通じて、機構の経験や知見を幅広く発信。
- DAC 統計作業部会での債務救済に関する議論、OECD-DAC による Blended Finance 原則の政策ガイダンス作成作業への参画を通じて、開発資金の議論に貢献。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ◎ **人間の安全保障実現に向けた UNDP との連携【③④】**：既述の「人間の安全保障 2.0」として再整理し、「新時代の『人間の安全保障』-JICA の取り組み -」として取りまとめ、機構理事長をはじめ役職員が数多くの国際会議や各国高官との会合・面談等で精力的に発信。その結果、UNDP が同機関発刊の「人間開発報告書 2020」を活用して「人間の安全保障」を改めて国際的に発信することを合意。
- ◎ **国際獣疫事務局 (OIE) との協力趣意書署名【②】**：機構による積極的な働きかけを通じて OIE との協力趣意書の署名交換が実現。OIE は、家畜疾病に高い専門性を有し、人獣共通感染症対策等を主導する国際機関で、機構の人獣共通感染症対策推進に向けた構想の実現への大きな一歩となった。
- 自由で開かれたインド太平洋、UHC、インフラ、人的資本、栄養等の重要課題に係る事業の実施に関して、関係国・国際機関・ドナー等との連携を推進するべく、国際会議の開催、意見交換等

を実施。

- 世界銀行、UNDP、ADB、AFD 等の国際機関や伝統ドナーとの定期協議及び共同イベントを実施。UNDP との定期協議を通じ、人道と開発と平和の連携について現場での補完的な連携継続や優良事例等の整理・共有・発信に合意。
- IDFC における議論を主導し、幅広く SDGs の達成に向けて各国の開発金融機関との連携を推進。
- 中国輸出入銀行、韓国 EDCF、タイ NEDA との 4 者協議を開催し、質の高いインフラ投資に関する各機関の取組を共有。また、中国国家国際発展協力署と第 1 回開発協力対話を実施し、今後の開発分野の日中協力の方向性を協議。

<課題と対応>

2020 年度は、引き続き主要国際会議（東京栄養サミット 2020 等）への参加や、Human Capital 及び UHC、質の高いインフラ投資、自由で開かれたインド太平洋等の重要な開発課題やイニシアティブに係る議論への参画を通じ、日本の知見・経験を発信するとともに、国際援助潮流の形成に貢献する。また引き続き、国際機関、伝統ドナー、新興ドナーとの連携強化に努める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携促進に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

【指標 14-2】「参加・発信した国際会議の件数」が目標値（65 件）を約 75.8%上回る 116 件となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. 国際的な議論への参加と発信

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、国際会議等への積極的参加と知見・経験等の発信（含：SDGs の実施、開発資金の定義やルール作り、G20 関連会合、TICAD 7、第 2 回 UHC フォーラム等の主要国際会議における議論）等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：TICAD 7 に際し、過去最多となるバイ会談 78 件（うち首脳級 22 件）、TICAD V（横浜開催）の 1.5 倍以上のサイドイベント 31 件、連携覚書 10 件の署名など、従来と比しても非常に積極的に議論への参加や発信に取り組んだと認められる。TICAD 7 について成果文書の検討過程でも積極的な貢献があったほか、UHC フォーラム、COP25、Think 20 (T20) 等についても議論に貢献しており、重要な成果を挙げたものと評価される。

加えて、TICAD 7 ではサイドイベントとして UNDP、JETRO と日本・アフリカスタートアップ向けのビジネスコンテストを共催するなど、国際的な議論を踏まえて積極的に新たな取組を取り入れていると言える。

指標：【指標 14-1】「開発協力の規範・潮流に係る国際的な議論への貢献状況」に関して、関連指標は基準値を下回る水準となった。

2. 国際機関・他ドナー等との連携推進

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、重要課題（UHC、質の高いインフラ、Human Capital 等）に係る連携推進、新興ドナーとの協議・連携推進及び新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論するフォーラム形成等の検討、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論への参画及び経験、教訓、知見の共有等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：国際獣疫事務局（OIE）との協力趣意書署名などパートナーの拡大に向けた進

展があったほか、引き続き他の国際機関等との連携推進に取り組み、例えば機構の発意で行った「人間の安全保障」の今日的な意義の整理について UNDP はじめ国際機関に対して積極的な働きかけを行ったと認められる。

指標：【指標 14-3】「対外発信や事業の戦略的推進に係る国際機関・他ドナー等（新興ドナー含む）との連携状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「国際機関・他ドナー等幹部と機構役員との面談数／うち、新興ドナーとの面談数」がそれぞれ概ね基準値並の水準、「国際機関・他ドナー等との連携件数／うち、新興ドナーとの面談数」がそれぞれ基準値を倍以上上回る水準、「新興ドナーとの対話促進や連携のための国際会議・ワークショップ等への参加数」が基準値を大幅に上回る水準となった。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、TICAD7において、過去最多の機構理事長と各国要人間のバイ会談の実施や前回日本開催時の 1.5 倍のサイドイベントの開催を始め、過去例と比しても特に積極的に発信等に取り組み、重要な外交政策上の会議の成功に貢献したほか、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障」について、UNDP とともに連携しつつ発信を強化し、国際協力における援助潮流の醸成に貢献するなどの成果を挙げた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、機構の創意工夫を活かした主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成に取り組むとともに、南南・三角協力も含む新興ドナーとの連携や、国際機関、伝統的ドナーとの連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。国際機関については、各種の対話や協議に加え、事業レベルでの連携が更に進展するよう、関係省庁とも意思疎通を密にしつつ取り組むことを期待する。

<その他事項>

- ・特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	開発協力の適正性の確保
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力重点方針、我が国の人道支援方針、平和と健康のための基本方針、国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上 ¹⁷⁶	40%	55%	81%	41%		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (3)、中期計画：5. (3)
<p>年度計画</p> <p>5. (3) 開発協力の適正性の確保</p> <p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充する。 特に、レビュー調査最終報告書等を通じて得られた環境社会配慮ガイドラインの運用状況や世界銀行のセーフガード政策の改定結果等を踏まえて、環境社会配慮助言委員会からの助言やパブリックコメントを得る等の透明性と説明責任に配慮したプロセスにより、同ガイドラインの改定に向けた包括的な検討の結果をまとめる。 <p>イ 女性のエンパワメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。その際、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G72X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）等を含む女性の経済的エンパワメントに貢献する支援を重点領域とする。また、TICAD7 の貢献策として、アフリカの女性のエンパワメントに資する事業の形成に取り組む。

¹⁷⁶ 2013-2014 年の先進国の援助機関の実績平均 32%から約 20%高い水準として設定する。前中期目標期間（2012-2015）実績平均 22%。

<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。 民間の企業・団体との事業上の接点が増えており、事業を実施する者がマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動を行っていないか背景調査を試行する。試行段階を経て、対象事業の範囲等を検討する。
<p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況 環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況 我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況 不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況

3-2. 業務実績

No.15-1 環境社会配慮

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数	79 件 ¹⁷⁷	51 件	39 件	45 件	件	件
機構内部関係者、コンサルタント及び開発途上国実施機関職員等に対する研修・セミナーの参加人数	756 人 ¹⁷⁸	1,118 人	789 人	385 人	人	人

(1) 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

① 環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認

- カテゴリ分類結果に応じた審査・監理**：相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけるため、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に則って支援要請等がなされた全 407 案件に対して、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：11 件、B：82 件、C：307 件、FI：7 件）し、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況を確認した。また、「円借款の迅速化」に留意するとともに、「質の高いインフラ投資の推進」に関連する難易度が高い大規模な案件についても、ガイドラインに則り環境・社会面での影響への対応を適切に実施した。
- 環境社会配慮助言委員会**：主にカテゴリ A 案件について全体会合を 11 回、ワーキンググループ会合を 23 回開催し、計 17 案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。
- 事業実施段階での監理強化**：定期的に在外事務所を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、アジア諸国等を対象とした案件監理調査を開始し、相手国の実施

¹⁷⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁷⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求める等の環境社会配慮監理を強化した。

- ・ **環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定検討を目的とした運用実態の確認**：環境社会配慮ガイドラインの運用状況、機構事業を取り巻く環境変化をレビューした報告書を助言委員会の支援を得つつ作成した。英語版も含めて報告書案を1か月間パブリックコメントに付した後、得られたコメントなどに対する機構の考えを含めて、最終版をウェブサイトに公開した。右報告書に基づき、世界銀行等の動向を踏まえて、ガイドライン改定の包括的検討のための助言委員会（4回）及びワーキンググループ（6回）を開催し、外部委員の専門的知見を得ながら同ガイドラインの改定に向けた作業を着実に進めた。

(2) 環境社会配慮に関する理解の促進

① 研修機会の拡充

- ・ 機構内外の関係者計 615 名に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
 - コアスキル研修等による機構内部向け説明：237 名（2018 年度 352 名）
 - 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：63 名（同 53 名）
 - コンサルタント向け研修：85 名（同 203 名）
 - 大学等教育機関向け研修：110 名（同 41 名）
 - その他：120 名（同 79 名）
- ・ 研修機会を更に充実するため、最近の事例等を踏まえて、非自発的住民移転や生態系配慮等のテーマ別研修と監理段階の留意事項をまとめた研修の資料（合計 5 種類）を改定し、機構内関係者を対象とした e-Learning による研修を開講した（2019 年度受講者 143 名）。
- ・ 課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」に関して、研修の質の向上を目的として専門的知見を有するコンサルタントへの委託を継続し、2018 年度の実施結果を踏まえて、世界銀行から職員を招聘して講義と演習を行う等の改善を行った。また、専門家能力強化研修では、2017 年度から新たに加えた大学等の外部専門家による講義を継続しつつ、受講者からのアンケート結果を踏まえて、審査部職員が担当する講義を減らし、演習を増やす等の一部見直しを行い、更なる研修の質の向上を図った。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 引き続き、環境社会配慮ガイドラインの理解の促進及びガイドラインの適切な運用を図るとともに、十分な議論や情報の公開、議事録の公開などによる透明性と説明責任に配慮したプロセスによる環境社会配慮ガイドラインの改定に取り組む。
- ・ 上記において、国際的な潮流や日本政府・相手国政府の要望に対応する中で、適切な環境社会配慮を行うための相手国政府への支援及び確認のための効率的なプロセス、実施段階における効果的な監理の在り方について検討する。

No.15-2 ジェンダー主流化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度

女性行政官等の育成 人数	1,666 人 ¹⁷⁹	4,323 人	3,089 人	3,184 人	人	人
-----------------	------------------------	---------	---------	---------	---	---

(1) 女性の活躍推進に係る開発戦略への貢献、女性の活躍促進に資する事業の形成

① 女性の健康や生活にやさしい環境（インフラ）の整備：

- ・ **女性にやさしいインフラの整備：**G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」において、インフラ投資を通じて女性のエンパワメントを促進する重要性が謳われたことを踏まえ、機構でもインフラ事業におけるジェンダー主流化を推進した。スリランカでは、円借款「コロンボ都市交通システム導入事業」を調査対象とし、ジェンダーアクションプラン策定に係るガイドラインや実施機関向けの研修資料等のジェンダーアクションプランの策定支援や類似案件で活用可能なツールの開発に着手した。また、ガーナでは、無償資金協力「第二次テーマ交差点改良計画」において、コントラクターの要員配置における女性の参加促進やカウンターパート機関へのジェンダー研修を実施したほか、バングラデシュの技術協力プロジェクト「ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトフェーズ 2」では、IC カードの導入及び利用設定を通じて女性の利活用を促進していくなど、インフラプロジェクトにおけるジェンダー視点に立った取組を積極的に進めた。
- ・ **女子教育の推進・強化：**G20 大阪サミットで合意された「G20 持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」において、女性の STEM（科学・技術・工学・数学）分野における教育を推進する重要性が確認された。パプアニューギニアでは、技術協力プロジェクト「初等理数科教員養成校強化プロジェクト」（技術協力）において、教員養成校において、女子児童への効果的な理数科指導に関する教材の作成やジェンダー平等に関する研修の実施等を計画することを通じ、ジェンダーの視点に立った理数科の指導を目指している。ラオスの技術協力プロジェクト「初等教育における算数学習改善プロジェクト」では、小学校教員向け指導書作成において、ジェンダーに基づく固定観念、無意識の思い込みや偏見を排除し、女子児童の意欲や自信を促進する教授法を反映するなど、ジェンダーの視点に立った教材開発を進めている。パキスタンの技術協力プロジェクト「オルタナティブ教育推進プロジェクト」では、就学機会を失った女性や女性非識字者が学び直すことができるノンフォーマル教育システムを強化し、41,900 名の女性が学び直す機会を得た。

② 防災・平和構築分野等における女性のリーダーシップ推進及び女性の経済的エンパワメント

- ・ **防災分野に係る取組：**日本政府のイニシアティブである「仙台防災イニシアティブ」や「女性活躍推進のための開発戦略」に掲げられた防災分野における女性のリーダーシップ推進のため、課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施した（4 か国より 7 名参加）。インドネシアの技術協力プロジェクト「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」では、主に生計回復活動においてジェンダーの視点を強化し、グループによる小規模ビジネスを通じ、収入の増加に加えて、トラウマ回復の効果も得られている。
- ・ **平和構築分野に係る取組：**国別研修「アフガニスタン女性警察官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上」を実施し、11 名の女性警察官が参加した。研修の機会をとらえ、朝日新聞、毎日新聞、ハフィントンポストによって、アフガニスタンの女性への暴力の実態や、女性警察官の能

¹⁷⁹ 伊勢志摩サミットにおける公約値（2016-2018 の 3 年間で約 5,000 人）

力強化の重要性について取り上げられた。トルコのシラス警察研修所において、アフガニスタンの女性警察官 243 名に対して、女性に対する対応能力を強化する研修を実施した。また、紛争影響国等のジェンダーに基づく暴力被害者の保護と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取組や対策を進めるべく、パキスタンを対象に基礎情報収集調査を実施した。

- ・ **タイでの人身取引対策への貢献に対する表彰**：タイで人身取引被害者の保護や社会復帰を目的に支援を行ってきた協力の成果から、機構がタイ政府より表彰を受賞した。2009 年から 10 年にわたる機構の協力を通じ、人身取引被害者を第一に考える「被害者中心主義」の考え方がタイ政府やメコン諸国の関係者に浸透し、被害者保護の各種サービス改善に貢献したことが高く評価された。
- ・ **女性起業家支援に係る取組**：TICAD7 の公式サイドイベントとして、「女性と少女が変えるアフリカの未来～ビジネスを通じた社会変革の可能性～」を横浜市及び外務省と共催し、約 300 名が参加した。イベントでは、アフリカ及び日本の起業家によるパネルディスカッションを通じ、女性のエンパワメントを推進するビジネスに関する活発な議論が行われた。「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」（課題別研修）の実施により、日本とアフリカにおける女性起業家の交流を通じリーダーシップを育成した（2019 年度 4 か国、9 名の参加。2013 年以来累計 97 名を受入）。同研修では、帰国研修員の発意により帰国研修員間のネットワークが発足した。
- ・ **女性の金融包摂・経済的エンパワメントに係る取組**：ホンジュラスで実施中の技術協力プロジェクト「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」では、女性を主とする最貧困層の金融アクセス及び生計向上のモデルを構築した。インパクト評価の結果からは、対象世帯の収入が非対象世帯と比べて平均で約 4.4 万円高いことが明らかとなり、同モデルの高い効果が確認された。すでにホンジュラス国内 88 の自治体で同モデルが適用されるなど、当初予定の 5 自治体を大きく超え本事業の上位目標であった他地域への普及が進んでいる。

③ 国連決議 1325 号国別行動計画の実施とモニタリングへの貢献

- ・ 日本政府が定めた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（2015 年策定、2019 年改訂）の実施状況のうち、機構による事業実施分に係るモニタリング調査を実施し、国連決議 1325 号国別行動計画に基づく取組実績として 85 案件を日本政府に報告した。

④ 国際社会に対する戦略的な情報発信

- ・ **他機関との連携・協力の推進**：WB 及び ADB とのハイレベル対話において、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」（2019 年）に則り、協調融資案件におけるジェンダー分析やグッドプラクティスの共有など、具体的な連携を進めていく旨合意した。WB/IMF 年次総会で開催された、インフラにおけるジェンダー主流化をテーマとしたラウンドテーブルで機構の取組について発信した。また、WB と機構のジェンダー主流化の取組を発信するセミナー「ジェンダー平等な世界の実現に向けて：世界銀行グループ、JICA の取り組み」を共同開催した。
- ・ **国際場裏における発信**：DAC ジェンダーネット（DAC 加盟 26 か国、国際機関、国際開発金融機関等から約 100 名が参加）や国連女性の地位向上委員会において、機構のジェンダー主流化の取組や具体的な事例につき発信し、他ドナー等関係者と意見交換を行った。
- ・ **中米統合機構（SICA）への協力**：SICA 加盟国に対する課題別研修「中米統合機構加盟国向けビジネスを通じた女性のエンパワメント」を、2019 年度も引き続き実施した（2019 年度 6 か国、10 名の参加。2017 年以来累計 22 名を受入）。2019 年度の実施では、中米・ドミニカ共和国女性大臣会合（COMMCA）からの参加を得て、SICA 各国女性省との連携強化につながった。

⑤ ジェンダーの視点に立った投資の推進

- ・ G7 の開発金融機関とともに立ち上げた「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに貢献する案件の形成を進めた。国際 NGO「Women's World Banking」へのファンドへの出資（Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業）や、五常・アンド・カンパニーへの出資（金融アクセス向上マイクロファイナンス事業）、日本アセアン女性エンパワーメントファンドへの増資、カカオ豆バリューチェーン強化事業を通じて、女性の金融サービスへのアクセス拡大及び貧困削減に貢献した（2019 年度の 2X チャレンジ貢献案件の承諾額は約 163 億円）。

⑥ スポーツを通じたジェンダー平等の推進

- ・ スポーツは男性がするものであるという固定観念によって、女性や女子のスポーツの機会が限られる社会・国が多く存在する中、スポーツにおけるジェンダー平等を目指したタンザニア初の女子陸上競技会「Ladies First」の第 3 回目を開催した。機構タンザニア事務所の広報アドバイザーである元マラソン選手イカンガー氏の協力の元、日系企業等からの協賛を得て同競技会を開催した。南スーダンの女子選手を招聘し、スポーツとジェンダーに係る域内連携が促進された。また、JICA 海外協力隊や NGO によるジェンダー及びスポーツ振興に係る 6 つのサイドイベントを実施した。

(2) ジェンダー主流化の推進に向けた取組

① ジェンダー案件の量的拡大と質的向上

- ・ **インフラ事業のジェンダー主流化**：機構内インフラ事業のジェンダー主流化を推進するための新たな取組として、インフラ事業に関わる全部署を対象に個別の研修を実施した（計 10 回）。また、試行的に、スリランカにおいて円借款の相手国実施機関を対象としたジェンダー研修を実施した。
- ・ **各種業務マニュアルの改訂・執務参考資料の拡充**：事業形成段階のジェンダー視点に係る協議が漏れなく行われるよう、ジェンダー平等・貧困削減推進室への事前協議を機構の決裁合議基準表の改訂に反映した。また、事業形成及び実施・モニタリング段階においてジェンダー視点の組込みが強化されるよう、相手国実施機関との合意文書や事業のモニタリングフォーマットのひな型にジェンダーの項目を追加した。また、円借款事業審査マニュアル、審査調書記載要領等の機構内マニュアルに、ジェンダー分類の定義やジェンダーの視点に立った取組事例を追記した。
- ・ **研修事業における女性の参加促進**：2018 年度に導入した長期研修、課題別研修への女性研修員の参加促進の指針につき、引き続き機構内に周知するとともに、対応状況に係る実態調査を行った。その結果では、機構内関係者の 84%が取組を実践しており、50%が効果を実感していることが明らかとなった。

② ジェンダー平等の視点に立った業務運営の推進

- ・ **SEAH に関する取組の強化**：性的虐待・搾取及びセクシャルハラスメント（SEAH）について、SEAH に関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場における SEAH の根絶を強力に推進すべく、SEAH に対する「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージ（和文・英文）として内外に発信し、組織をあげた取組強化を明確化した。また、「ゼロ・トレランス」を現場で徹底すべく、専門家やコンサルタント向けの研修を通じ普及啓発を行った。
- ・ **内部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：機構職員への研修（23 回、延べ 525 人）でジェンダー主流化に係る講義を行った。2018 年度に新たな取組として導入した PCM（Project Cycle

Management) 研修におけるジェンダー主流化の講義及び海外拠点向けジェンダーセミナー（英語）を継続し、海外拠点間の相互の学びを促進した。

- ・ **外部人材向けジェンダー主流化研修の実施**：コンサルタント等 422 人に技術協力、無償資金協力、円借款等の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点や手法を、講義及び演習を通じて伝えた。
- ・ **機構内関係者への啓発**：理事会でジェンダー主流化の状況と取組方針を共有した。ジェンダー主流化をより積極的に進めていくために、中長期の方針策定と体制の構築が必要となるなど、具体的な方策を議論した。また、機構内部署責任者を対象としたジェンダー責任者会議（1 回）、本部・国内拠点・海外拠点の担当者を対象としたジェンダー担当者会議（3 回）を通じ、ジェンダーの視点に立った事業実施の重要性及び事例を共有した。
- ・ **ナレッジマネジメントの強化**：内部イントラネットである「ジャイナビ」及び機構ウェブサイトへの各種報告書、執務参考資料の掲載を行い、事業関係者が情報にアクセスしやすい環境を整備した。また、「ジェンダーと開発」ナレッジマネジメント会議を 1 回開催し、機構におけるジェンダー主流化推進の方策や課題別指針の改訂について議論した。
- ・ **有識者とのネットワーク及び助言の活用**：今後の取組の改善に向けて、外部有識者とジェンダー平等を主目的とする案件の形成等について意見交換を行った。また、外部有識者を招いた講演会を 2 回実施し、さらに組織ジェンダーに関する経営層向けの研修を 1 回実施し、機構内の意識啓発を進めた。

No.15-3 不正腐敗防止

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
職員向け研修、セミナーの参加人数	120 名 ¹⁸⁰	259 名	134 名	189 名		

(1) 不正腐敗防止対応

- ・ 不正腐敗情報相談窓口等を通じて幅広く不正腐敗に関する情報を受付け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、受付けた情報について適切に調査・対応した。
- ・ 有償資金協力の事業実施において贈賄 1 件、中小企業海外展開支援事業の委託契約 2 件において不正行為の事実が確認された。これらの事案については、事案の内容等に応じて措置規程に基づき契約競争参加に関する資格停止措置を行った。

(2) 相手国政府、関係者及び職員への啓発活動

- ・ 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援している。例えば、課題別研修「社会基盤整備における事業管理」や、課題別研修「ODA ローンセミナー」において、各事業の実施管理者を対象にコンプライアンスや不正腐敗防止に係る講義を実施し、理解促進及び能力強化を図った。
- ・ 不正腐敗防止に係る在外赴任前研修を計 12 回実施したほか、コンプライアンス・官製談合防止

¹⁸⁰ 2015 年度実績

セミナー（12月）を実施した。また、新たな取組として、新任の課長向けの研修（9月）の中で不正腐敗防止に係る講義を行う等、機構職員の不正腐敗防止に係る意識及び取組を強化した。

(3) 戦略的な取組及び成果

- ・ 契約競争参加資格停止措置を行った3件のうち、2件の事案については、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に係る受注業者が虚偽の証票書類を用いて機構に対し過大請求を行うとの内容であった。そのため、再発防止策として、経費実地検査の実施や減点審査制度¹⁸¹の拡充を行い、不正腐敗防止対応の強化を図った。
- ・ 民間企業・団体と事業上の接点が増えているため、海外投融資事業を対象に、投融資先の企業等がマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動を行っていないか、背景調査を試行実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、より一層女性の参画につながる活動の展開、不正腐敗防止に、適切に取り組むこと及び業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。（平成30年度独立行政法人国際協力機構業務実績評価（令和元年9月）主務大臣評価報告書、No.15「開発協力の適正性の確保」）

<対応>

引き続き、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した。また、同ガイドラインの改定に向けた作業を外部委員の専門的知見を得ながら進めた。ジェンダー主流化に関し、機構内外の関係者の能力強化を促進するとともに、事業におけるジェンダーの視点が一層反映されるよう、制度上の改善や実施上の助言を強化した。特に複数の不正行為が発覚した中小企業海外展開支援事業において、類似事案の再発を防止するための策を検討し、実施した。2018年度に改正した措置規程を着実に実施した。改正措置規程の運用において新たに生じた課題は今のところ把握されていない。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に照らして所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。具体的には、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、環境社会配慮助言委員会を踏まえた緩和策策定や事業の実施、機構内外の関係者に対する研修等の取組を実施した。また、人身取引対策への貢献に対するタイ政府の表彰やジェンダー視点の投資促進（G72X チャレンジ）、スポーツを通じたジェンダー平等の推進、事業におけるSEAH撲滅の発信等、特筆すべき成果を上げた。さらに、窓口を通じた不正腐敗情報の受付と適切な対応、中小企業・SDGs ビジネス支援事業で経費実地検査の実施や減点審査制度を拡充等の取組を着実に実施した。

ア 環境社会配慮

○ 全407案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用。環境社会配慮助言委

¹⁸¹ 契約期間参加資格停止措置の対象となった企業が中小企業・SDGs ビジネス支援事業に応募した場合は、措置期間終了後3年間、審査員の採点結果から15点を減じた点をもって審査点とするもの。

員会全体会合を 11 回、ワーキンググループ会合を 23 回開催し、計 17 案件に対して助言を得て、緩和策の策定や事業の実施等に活用。

- 環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討、改定を目的とした運用実態の確認、パブリックコメントや助言委員会、外部委員の専門的知見を得つつ同ガイドライン改定に向けた作業を実施。
- 機構内外の関係者 615 人に対し環境社会配慮に関する説明・研修を実施し、環境社会配慮への理解を促進。研修機会拡充に向け e-Learning 研修を開始。

イ ジェンダー主流化

- ◎ **タイでの人身取引対策への貢献に対する表彰【④】**：タイで人身取引被害者の保護や社会復帰を目的に支援を行ってきた協力の成果から、機構がタイ政府より表彰を受賞。2009 年から 10 年にわたる機構の協力を通じ、人身取引被害者を第一に考える「被害者中心主義」の考え方がタイ政府やメコン諸国の関係者に浸透、被害者保護の各種サービス改善に貢献したことが高く評価された。
- ◎ **女性の金融アクセスに関する政府公約「2X Challenge」に資する初の海外投融資調印【①】**：MFI による事業拡大の支援を通じ、女性を含む貧困層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニーとの出資契約に調印。G7 で採択された「2X Challenge : Financing for Women」に寄与する初の海外投融資。2019 年度は計 4 件を調印。
- ◎ **タンザニア、スポーツを通じたジェンダー平等の推進【①③】**：2017 年より同国政府と協力して開催する女子陸上競技会「Ladies First」に、初めて南スーダンの女子選手を招へい。機構タンザニア事務所広報アドバイザーの元マラソン選手イカンガー氏の協力の元、日系企業等からの協賛を得、観客の女子小中学生に若年妊娠防止の啓発を行うなど、同競技会開催に向けた機構の取組が安倍首相の国連一般討論演説でも言及、スポーツ誌「Number」でも特集記事に。
- ◎ **SEAH 根絶への対応促進【①・③】**：SEAH（性的搾取・虐待及びハラスメント）に関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場での SEAH の根絶を強力に推進すべく、SEAH に対する「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージ（和文・英文）として内外に発信。
- ◎ **ホンジュラス、条件付給付金を通じた女性の金融包摂・経済的エンパワメントの効果拡大【③④】**：機構の協力で導入した、条件付給付金を通じた女性を主とする最貧困層の金融包摂及び生計向上モデルに係るインパクト評価の結果、対象世帯の収入が非対象世帯に比べ平均約 4.4 万円高いことが判明（同国一人あたりの GNI（2018 年）は USD 2,320）。また、同モデルが同国政府により国内約 3 割の 88 自治体に展開。
- 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を踏まえ、インフラ事業におけるジェンダー主流化を推進。
- パプアニューギニアで女性への STEM 分野の教育を推進。また、パキスタンで 41,900 人の女性に学び直しへの教育機会を提供。
- ジェンダー案件の量的拡大と質的向上に向け、円借款、草の根技協等でのジェンダー主流化の促進（各種業務マニュアルの改訂、コンサルテーションの強化等）を実施。また、機構関係者向けのジェンダー研修を実施。

ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報窓口等を通じ不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士及び公認会計士の参加を得て適切に調査・対応。
- 不正行為等の抑止効果を一層高める観点から、中小企業・SDGs ビジネス支援事業で経費実地検査の実施や減点審査制度を拡充。
- 課題別研修を通じ各事業の実施管理者を対象にコンプライアンスや不正腐敗防止に係る理解促進の講義を実施。

<課題と対応>

引き続き、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用しつつ、透明性と説明責任に配慮したプロセスによる同ガイドラインの改定に取り組む。また、事業実施におけるジェンダー主流化の推進及び不正腐敗防止に係る取組について、国際社会の動向も踏まえつつ確実に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

開発協力の適正性の確保に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

(定量的実績)

【指標 15-4】「機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率」が目標値（40件）と概ね同水準の41件となり、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. 環境社会配慮

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認、環境社会配慮に関する理解促進に向けた研修機会拡充等の取組（含：環境社会配慮ガイドラインの改定に向けた包括的な検討結果の整理）を着実に実施したことを確認した。

指標：【指標 15-1】「国際水準に基づく環境社会配慮ガイドラインの運用状況」及び【指標 15-2】「環境社会配慮に関する理解の促進に係る取組状況」に関して、関連指標はいずれも基準値の50%程度（【指標 15-1】は例年並み、【指標 15-2】は2018年度より半減）の低い水準となった。

2. 女性のエンパワメントとジェンダー平等推進

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修等の取組（含：「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）等を含む女性の経済的エンパワメントに貢献する支援、アフリカの女性のエンパワメントに資する事業の形成）を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：タイでは、人身被害者の保護や社会復帰に関する協力に対して、機構がタイ政府から表彰を受けた。また、ホンジュラスでは、機構の協力で導入した最貧困層の金融包摂・生計向上モデルについてインパクト評価を行った結果、対象世帯の平均収入が非対象世帯平均を大きく上回ることが確認された。これらの成果は、機構が実施する事業の品質の高さを示すものとして評価される。また、機構がタンザニア政府と協力して開催している女子陸上競技会「Ladies First」が安倍首相の国連一般討論演説でも言及されたほか、スポーツ誌「Number」でも特集記事になるなど、機構の取組が国内外に発信された。

このほか、「2X Challenge : Financing for Women」に寄与する海外投融資案件の案件形成、性的搾取・虐待及びハラスメント（SEAH）に対する方針の発信といった新たな取組がなされた。

指標：【指標 15-3】「我が国政府の男女共同参画に係る政策への貢献を含む、ジェンダー主流化推進に係る取組状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大幅に上回る水準となった。

3. 不正腐敗防止

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、不正行為等に関する情報への適切な調査・対応、不正行為等が認められた場合の厳正な対処、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動の実施、事業関係者の非合法活動に係る背景調査の試行等を着実に実施したことを確認した。

指標：【指標 15-5】「不正腐敗を防止するための先方政府や関係者への啓発に係る実施状況」に関

して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大幅に上回る水準となった。

(結論)

以上により、定量指標が 100%を越える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したこと、関連指標は一部指標について低い水準となっているもののその他指標では高い水準であり、また一部指標では所期の目標を上回る特筆すべき定性的な成果も見られることから、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、女性のエンパワメントとジェンダー平等推進に繋がる活動により一層注力し、不正腐敗防止に適切に取り組むとともに業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	内部統制の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力重点方針、海外移住審議会最終意見書
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
内部統制のモニタリング実施回数	2 回 / 年 ¹⁸²	2 回	2 回	2 回	2 回		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7. (4)、中期計画：5. (4)</p> <p>年度計画</p> <p>5. (4) 内部統制の強化</p> <p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修等により職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。 <p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。 <p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、必要に応じて機構内で周知徹底を図る。 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。 <p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。 性的虐待・搾取について、機構職員等から被害を受けた者が適切に情報を機構に伝達できるよう、既存の窓口・制度も活用しながら、情報伝達体制の確保を行う。 <p>オ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算執行管理態勢をはじめとする組織横断的な内部統制機能の改善及び外部からの信頼確保等へ

¹⁸² 2015 年度実績を基に設定する。2015 年度実績 2 回

の取組について、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

- ・ 「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、情報セキュリティ規程等を改定した。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画の策定及びレビューを通じて、情報システム統制や情報セキュリティに係る組織的対応能力の維持・向上を図る。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ EU 一般データ保護規則（GDPR）対応について、データ処理の対象を拡大し、保護するデータ処理対象の網羅性を高める。また、GDPR の運用も含め、個人情報保護の実効性の確保のため、最新のルールを順守する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）

- ・ リスク管理に係るモニタリングの実施及び強化状況
- ・ 法令遵守強化に係る取組状況

3-2. 業務実績

No.16-1 内部統制を実施するための環境整備

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事務所管理における法務の知識に係る海外拠点赴任前研修回数	12 回 ¹⁸³	12 回	12 回	12 回	回	回
コンプライアンスに係る専門家等赴任前研修回数	12 回 ¹⁸⁴	12 回	12 回	12 回	回	回

(1) 内部統制関連規程の整備

- ・ 機構の内部統制を機能させるために、組織規程、情報セキュリティ管理規程、法人文書管理細則等の各種規程・細則を改定した。

(2) 内部統制の組織内への浸透

- ・ 職員の内部統制全般に係る一層の意識の向上を図るため、2019 年度より新たに階層別研修のテーマの 1 つとして内部統制を含めるとともに、内部統制をテーマとする全職員を対象とするウェブベース研修（WBT：Web-Based Training）を実施した。加えて、職員の内部統制を構成する個々の事項に係る一層の意識の向上を図るため、個々の事項に関するWBT（テーマ：予算執行管理、ハラスメント、情報セキュリティ、個人情報保護、障害者差別解消推進）を実施するとともに、セミナー（テーマ：コンプライアンス・入札談合防止、調達制度、年度経営戦略、年度計画、業務実績評価等）を開催した。

(3) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、適時適切に内部統制に関連する規程・細則を改定する。また、職員の内部統制に係る意識の一層の向上を図るため、内部統制に関連する

¹⁸³ 2015 年度実績

¹⁸⁴ 2015 年度実績

テーマの WBT やセミナーを継続して実施する。

No.16-2 組織運営に関するリスクの評価と対応

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
コンプライアンス / リスク管理委員会 / 有償資金協力勘定リ スク管理委員会の開 催回数	2 回 / 2 回 / 5 回 185	2 回 / 2 回 / 5 回	2 回 / 1 回 / 5 回	2 回 / 1 回 / 5 回	回 / 回 / 回	回 / 回 / 回

(1) リスクの評価と対応に係る取組

- ・ 本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）において、自部署の業務に関わるリスクを特定し、当該業務への影響を評価するとともに、当該評価に応じて適切なリスク低減に向けた対策を実施した（リスクの自己点検）。
- ・ **自己点検等によるリスク管理態勢の強化**：新たな取組として、総務部、安全管理部、人事部、財務部等のリスク主管部、地域部（在外拠点のみを対象）、国内事業部（国内拠点のみ対象）による、本部部署・拠点によるリスクの自己点検結果の横串での検証を通じて、リスクマネジメントプロセス（リスクの特定→分析・評価→対策検討→対策実施→モニタリング・レビュー）を強化した。リスク主管部等による検証作業を通じて、各部署・拠点のリスク認識・対策が強化されるとともに、リスク主管部等が組織横断的にリスクの傾向を把握し、また、リスク主管部等と各部署・拠点間でのリスク認識を共通化することにより、組織全体のリスク態勢の強化につながった。
- ・ リスク管理委員会にて、総務部による各部署・拠点における自己点検の分析結果（事故とリスク認識の関係性、リスク規模が高い主要なリスクの傾向等）及びリスク対応態勢強化に向けた教訓を報告・審議し、その結果を機構内に共有した。
- ・ 有償資金協力勘定リスク管理委員会で、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）を行うとともに、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した。
- ・ **リスクマネジメント体制の高評価**：DAC 対日開発協力相互審査（ピアレビュー）において機構の内部統制を実施するための環境整備の現況について説明した結果、本国審査 Key Impressions 文書において、前回のピアレビューから日本が確実な改善が見られた事項として、機構のリスクマネジメント体制が挙げられた。

(2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 本部部署・拠点におけるリスクマネジメントプロセスを一層強化するべく、リスクの自己点検作業を実施する際に、リスク主管部より、所掌リスクの具体的な内容やリスク低減に向けた有効な対策を本部部署・拠点に周知する。

¹⁸⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

No.16-3 内部統制の運用

(1) 内部統制実施状況のモニタリング

- ・ 内部統制全般に関するモニタリング体制の下、以下のとおり、内部統制全般の実施状況をモニタリングした。
 - 内部統制推進部門（総務部）より内部統制に関する事項（内部統制全般の強化につながった主要な実績、内部統制上の課題、内部統制に関連する規程等の主要な改定実績及び取組実績、内部統制に関連する委員会の開催状況）を内部統制担当理事へ報告した。
 - 内部統制担当理事が、理事会にて、上記のうち重要事項を報告し、改善策を検討するとともに、機構内に共有した。
 - 監事による機構の業務に関する監査及び会計監査人による財務諸表に関する監査を受けるとともに、内部監査を実施した。
- ・ 上記記載の内部統制全般の実施状況のモニタリングに加えて、内部統制を構成する個別の事項については、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会等の内部統制に関連する各委員会にてモニタリングを実施するとともに、各部署・拠点においてリスクの評価と対応（自己点検）等を通じてモニタリングを別途実施した。

(2) 年度計画に基づく業務実績等評価の実施

- ・ 機構の中期計画及び年度計画に基づき、2019年度実績に係る業務実績等評価を実施した。また、本部部署・拠点（在外拠点・国内拠点）を対象とするセミナーを開催し、2018年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内へ広く共有し、関係部にて、同指摘事項を踏まえた適切な対応が確実に図られるようにした。

(3) 事故発生時の対応

- ・ 法令違反等のコンプライアンスに係る事故が発生した場合は、事故の発生部署がコンプライアンスに関する規程に基づく事故の所管部署に報告するとともに、事故への対応及び再発防止策を検討の上実施した。また、事故の所管部署が、各部署・拠点における主要な事故の事案、件数、再発防止策を取りまとめ、コンプライアンス委員会へ報告した。

(4) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ 内部統制の実施状況のモニタリングを行うに当たり、リスク管理委員会等の委員会にて内部統制を構成する個々の事項をモニタリングするのみならず、内部統制全般のモニタリングを通じて、機構の内部統制上の課題及び対応について役員間で共有・議論する必要がある。内部統制全般のモニタリングを効果的に実施するに当たり、引き続き、監事監査及び内部監査での指摘事項、事故の発生状況、各部署におけるリスクの傾向、機構を取り巻く外部環境等を踏まえて、内部統制上の課題を抽出するとともに、同課題への効果的な対応策を検討する。

No.16-4 機構内及び外部からの情報伝達の確保

(1) 外部通報制度及び内部通報制度の運用

- ・ **外部通報**：外部通報窓口及び不正腐敗情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処し

た。

- ・ **内部通報**：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、グループウェアへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。

(2) SEAH に関する取組の強化

- ・ **日本国内では先駆けとなる SEAH への対応整備**：性的虐待・搾取及びセクシャルハラスメント (SEAH) について、他の組織・企業ではあまり例のない取組として、SEAH に関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場における SEAH の根絶を強力に推進すべく、機構内に上級責任者を配置。SEAH に対する「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージ（和文・英文）として内外に発信し、組織をあげた取組強化を明確化した。事案に係る情報を機構として適確に把握できるよう、既存の窓口・制度を活用し、情報伝達体制を整備した。

No.16-5 内部監査の実施

(1) 内部監査の実施

- ・ 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って、以下のとおり定例監査及び特定テーマ監査を実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。
- ・ 定例監査：有償資金協力信用リスク監査、情報システム / 情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査（中部センター、中国センター、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）、海外拠点監査（フィリピン事務所、モンゴル事務所、キューバ事務所、ドミニカ共和国事務所、エジプト事務所、ガーナ事務所、シエラレオネ支所、ジョージア支所、リベリアフィールド・オフィス）を実施した。
- ・ 特定テーマ監査：機構の予算執行管理態勢強化への対応として、予算執行管理態勢の改善実施状況、技術協力（業務実施契約型）における事業計画・コンサルタント選定・事業実施の段階における技術評価・管理の状況をテーマとした監査を実施した。また、民間企業との連携強化に伴う契約実施態勢をテーマとした監査を実施した。

No.16-6 ICT への対応

(1) ICT への対応

- ・ 「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、情報セキュリティ規程等の改定に対応した。
- ・ 年間を通じて実施するべき情報セキュリティ施策の内容を網羅した「情報セキュリティ対策推進計画」を情報セキュリティ委員会で審議の上、策定した。同計画の下、各種監査対応、研修 / 訓練の実施、自己点検 / 棚卸し等をおおむね予定どおり実施した。
- ・ EU 一般データ保護規則（GDPR）対応について、EU 域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデータ移転に必要となる標準契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）の締結を了した。次に、

EU 域内の個人データを処理している可能性のある業務のチェック対象の拡大を想定していたが、顧問弁護士と協議の結果、EU 各国において監督機関やデータ主体（EU に所在する個人）からの問合せに対応する代理人選定を優先すべきことが確認されたため、代理人選定を準備している。このほかの個人情報保護関連については、日本国内法に基づいたファイル簿の公開等に対応している。

- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するために 2017 年度に立ち上げた CSIRT (Computer Security Incident Response Team) について、訓練を継続するとともに、2018 年度に立てた計画（対象となる各システムで必要となる対策とその進め方について）に基づき、2019 年度は機構の情報通信網内で稼働するシステムについて、緊急時に機構の指示に基づき即時に遮断隔離対応できる運用体制を整備する等、対応強化に取り組んだ。
- ・ なお、サイバー攻撃による内部情報の外部への漏洩等、重大な情報セキュリティインシデントは発生しなかった。

(2) 事業上の課題及び原因分析と対応方針

- ・ EU 一般データ保護規則（GDPR）対応について、標準契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）の締結を了しているものの、代理人選定等の追加的対策が未了のため、これらに対応することによってデータ主体からの問い合わせ対応体制の強化を図る。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務実績報告書に記載されている「事業上の課題及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。（平成 30 年度独立行政法人国際協力機構業務実績報告（令和元年 9 月）、No.16「内部統制の強化」）

<対応>

- ・ 内部統制を実施するための環境整備に向けて、内部監査（テーマ：予算執行管理体制強化、契約実施態勢）や研修等を通じて、職員等の内部統制への一層の意識の向上を図った。具体的には、2019 年度に新たに階層別研修のテーマの 1 つとして内部統制を含めるとともに、内部統制をテーマとする全職員を対象とする WBT や内部統制を構成する個々の事項に関する WBT やセミナーを実施した。
- ・ 「平成 30 年度政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づいた情報セキュリティ管理規程 / 管理細則等の規程類の改定は対応済。GDPR への対応については、EU 域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデータ移転に必要となる標準契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）の締結を了した。次に、EU 域内の個人データを処理している可能性のある業務のチェック対象の拡大を想定していたが、EU 各国において監督機関やデータ主体（EU に所在する個人）からの問合せに対応する顧問弁護士と協議の結果、代理人選定を優先すべきことが確認されたため、代理人選定を準備している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に照らして所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、内部統制に係る各種規程・細則の改訂、WBT の実施、内部統制状況モニタリングの実施、外部通報・内部通報制度の適切な確保等を通じ、機構内の内部統制実施の環境整備等に取り組んだ。また、リスクの自己点検結果の横串での検証等により組織全体のリスク態勢を強化し、DAC ピアレビューにおいて前回レビューから確実な改善が見られた事項としてリスクマネジメント体制が挙げられた。さらに、組織全体のリスク管理態勢の強化や SEAH に係る体制整備等通じ、内部統制を強化した。

ア 内部統制を実施するための環境整備

- 内部統制に係る各種規程・細則を改定（組織規程、情報セキュリティ管理規程、法人文書管理細則等）。
- WBT（予算執行管理、ハラスメント、情報セキュリティ、個人情報保護等）やセミナー（コンプライアンス・入札談合防止、調達制度、年度経営戦略等）を開催。

イ 組織運営に関するリスクの評価と対応

- ◎ **自己点検等によるリスク管理態勢の強化【③】**：新たな取組として、機構の全ての部署・拠点（合計142 部署・拠点）におけるリスクの自己点検を、リスク主管部等が横串で検証するプロセスを導入。各部署・拠点のリスク認識・対策の強化に加え、リスク主管部等による組織横断的なリスク傾向の把握、リスク主管部等と各部署・拠点間のリスク認識の共通化を通じ、組織全体のリスク態勢を強化。
- ◎ **リスクマネジメント体制の高評価【④】**：DAC 対日開発協力相互審査（ピアレビュー）の本国審査 Key Impressions 文書において、前回のピアレビューから確実な改善が見られた特筆すべき事項として、機構のリスクマネジメント体制が挙げられた。
- リスク管理委員会にて、自己点検の分析結果（事故とリスク認識の関係性、リスク規模が高い主要なリスクの傾向等）及びリスク対応態勢強化に向けた教訓を報告・審議し、同結果を機構内に周知。有償資金協力勘定リスク委員会等にて定期リスク管理報告及び有償資金協力勘定の資産・負債管理の議論を実施、金利リスクのヘッジ方針を策定。

ウ 内部統制の運用

- 内部統制の実施状況をモニタリングし、課題を役員と共有。コンプライアンス違反等をコンプライアンス委員会に報告・調査し、再発防止策を検討・実施。
- 2019 年度実績に係る評価を実施。主務大臣による評価結果及び指摘事項を踏まえて関係部署にて適切な対応が図られるよう、結果を周知。

エ 機構内外からの情報伝達の確保と運用

- ◎ **日本国内では先駆けとなる SEAH への対応整備【①・③】**：SEAH（性的搾取・虐待及びハラスメント）について、他の組織・企業ではあまり例のない取組として、SEAH に関する日本政府のコミットメントの実現と開発協力の現場における SEAH の根絶を強力に推進すべく、機構内に上級責任者を配置。SEAH に対する「ゼロ・トレランス」の姿勢と機構の取組方針を理事長のメッセージ（和文・英文）として内外に発信し、組織をあげた取組強化を明確化。事案に係る情報を機構として適確に把握できるよう、既存の窓口・制度を活用し、情報伝達体制を整備。
- 外部通報や内部通報制度等により内外からの情報伝達体制を適切に確保。

オ 内部監査の実施

- 内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従い、定例監査及び特定テーマ監査（予算執行管理態勢の改善実施状況等）及び監査結果のフォローアップを実施。

カ ICT への対応

- 「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ規程等を改訂。推進計画を策定し、研修 / 訓練、自己点検 / 棚卸し等を実施。
- EU 一般データ保護規則（GDPR）対応について、EU 域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデ

一タ移転に必要な標準契約条項（SCC）を締結。

- 機構の情報通信網内で稼働するシステムに関し、緊急時に機構の指示に基づき即時に遮断隔離対応できる運用体制を整備する等対応を強化。

<課題と対応>

引き続き、内部統制を実施するための環境整備や組織運営に関するリスクの評価と対応を強化し、従業員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図る。また、機構内外からの情報伝達の確保と運用等を通じ SEAH の根絶に向けた取組を継続して推進する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、「B」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

業務実績報告書の「事業上の課題及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、令和2年度には機構事業のポータルサイトにおける不正アクセスによる情報流出事案が発覚したことを踏まえ、情報セキュリティ事業への対応強化により努められたい。なお、監事からのヒアリングでは、非常時にはコンプライアンス違反や内部統制の不備等のリスクが高まること指摘されているところ、新型コロナウイルス感染症の対応という非定型的な業務を行うに当たっても、十分内部統制が機能するよう留意ありたい。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・中期計画における所期の目標を達成しているとの評価となっているが、これらの評価は妥当であると認められる。2017年度に発生した運営費交付金の予算執行管理問題（予算執行管理が不十分であったため、資金ショートの大危険性があった事由）に対処するため、前年度以降「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置し、その提言を踏まえ、予算執行管理室を設置した上で、毎月理事会において予算執行状況を報告する体制し、さらに、内部規程類を整備し予算執行管理責任を明確にするなど、着実に成果を上げているものと認める。なお、2018年度から継続している改善策は、毎年度の不断の運用が必要なもので、今後も引き続き着実な運用を期待する。

・内部統制の強化については、今後ますます重要度が高くなるものと推定される。2017年度に発生した運営費交付金の予算執行管理問題も、言い方を変えると、内部統制の不備によるガバナンスの問題と解釈することもできる。2019年度はB評価であり、中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、今後更なる強化に努め評価を上げる努力が必要と考える。

・国際的な動向として、政府・援助機関、国際機関、NGOで、SEAH（性的搾取・虐待・ハラスメント）防止の取り組みが急速に進んでおり、JICAとしても、この問題に先駆的に取り組んでいることは評価できるが、この問題に終わりではなく、今後も継続的に、さらに強化した取り組みが求められている。また2019年6月に採択、発効したILO「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」については、日本は現時点で未批准だが、本条約は日本の法律より、ハラスメントの定義が幅広く、ボランティア、退職者、就職希望者等、対象も広く、世界に事務所を持つJICAとしては、予め国際基準に沿った取り組みを行うことが重要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	人事に関する計画
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 31/令和元年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】独立行政法人等に対し平成 32 年度末までに女性管理職比率を 13.5%（平成 27 年度平均：機構は 12.8%）から 15%まで増やすことが政府方針で求められているが、これに比べ 33%高い目標達成水準を設定しており、これを達成するには機構独自の創意工夫を要するため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性管理職比率	20.0% *186 (2021 年度末)	-	14.5%	16.2%	18.6%		

* 中期目標期間中に達成すべき目標値であり、年度計画では定量的な達成目標を定めていない。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所：中期目標 7. (5)、中期計画 10. (2)
<p>年度計画</p> <p>9. (2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 2.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。各種研修、キャリア・コンサルティング、他機関への出向等を通じて現地職員を含む職員等の能力強化に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続する。特に、ミドル・シニア世代を対象としたセカンドキャリア支援等の拡充や、現地職員の本邦長期配置に取り組む。 <p>主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況 業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成に関する施策の実施状況

3-2. 業務実績

No.17-1 人事に関する施策の実施状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度

¹⁸⁶ 政府の定める独立行政法人等における登用目標 15%（2020 年度末）を踏まえ、同目標の 1.3 倍の達成率として設定する。2015 年度末実績 12.8%

現地職員向け研修の年間実施件数	228 件 ¹⁸⁷	452 件	423 件	447 件		
-----------------	----------------------	-------	-------	-------	--	--

(1) 働き方の柔軟化、コミュニケーションの活性化に向けた施策の実施状況

- ・ **働き方改革「Smart JICA 3.0」の推進**：令和時代の幕開けを好機と捉え、機構の働き方改革に係る方針「Smart JICA」を「2.0」から「3.0」にバージョンアップした。「Smart JICA 3.0」の目標に「積極的かつチャレンジ精神あふれる組織文化形成」を打ち出すと共に、活動の柱に「多様性の中で新しい価値を創出するためのチームワーク醸成」を新たに追加した。これにより、更なる働き方の柔軟化とイノベーションの創出、組織横断的なコミュニケーション活性化の促進を図った。その際、組織内でビジョンを共有・浸透させるべく、柔軟な働き方やコミュニケーション、イノベーション等に関する人事部長メッセージを定期的に機構内に発信した。また、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）の根絶について、理事長からのメッセージを発信した。機構が実施した職員等意識定点調査の結果でも、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点 5 点満点中 3.90 となり、昨年度（3.87）よりもポイントが向上するとともに、大企業（3.00）や、公務員（2.99）、全国平均（2.99）との比較においても高い数値となった。
- ・ **柔軟な働き方の推進**：東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の通勤緩和に向けての備えとして、7～8月に総務省等が実施した「テレワークデイズ」に参画し、在宅勤務の条件緩和を試行した。実施期間中の在宅勤務実績（7月実績）は、昨年と比し約1割増の466件に達した。また、今年度は、「働き方改革」をテーマとした社内インターンの採用や働き方の柔軟化に関する社内アンケートの実施など、機構内からの意見・知見を広く聴取し、それを施策の検討に活用した。これらの取組が土台となって、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止策として在宅勤務の更なる実施促進（出勤人数の5割削減、回数制限の撤廃や出勤・外勤との併用承認等）、通勤ピーク回避のための就業時間の弾力化が実現。新型コロナウイルスへの対応を捉えて、働き方の柔軟化を急速に進展させた。
- ・ **コミュニケーション活性化**：組織の要となる課長等を対象とした「現職管理職研修」に、コーチングスキルやコミュニケーション技法の講義・実習を追加する等内容を拡充させたほか、若手・中堅職員有志による組織横断的なコミュニケーション活性化への取組である「Brand New JICA キャンペーン」等と連携し、コミュニケーション促進に向けたセミナー・イベントを20回実施した。職場のチームワーク形成に資するコミュニケーションについて自由な意見交換を行う場としてポータルサイト「ジャイカノココロ」を設置し、投稿は100件を超え、活発な議論が行われた。
- ・ **育児・病気・介護と仕事の両立に対する支援**：男性の育児参画を積極的に推奨し、男性の育児休業取得者数は年間9名となった。例年実施している育児休業後復職セミナーへも、男性3名の参加を得た。加えて、子連れでの海外赴任に係る負担を軽減すべく、海外でのベビーシッター代の補助制度の導入に向けて制度構築を進めた（導入は2020年度以降）。毎年恒例の「JICA ファミリーデー」（7月）は、300名以上が参加した本部に加えて、国内拠点3か所、海外拠点8か所でも実施され、実施拠点が過去最多となった。内容も職場見学にとどまらず、職員等の家族がSDGsに対する理解を深める機会となる様工夫した。さらに、機構の働き方改革に関する取組全般及びがん罹患経験者を中心とする職員有志による治療と業務の両立に関する経験を共有する取

¹⁸⁷ 2015 年度実績

組みが評価され、がん治療と仕事の両立に努める企業・団体の取組を表彰する「がんアライアワード」シルバー賞を受賞した。介護に関するセミナーや個別相談会も継続して実施した。

- ・ **シニア人材活躍促進策**：毎年機構内で実施している「50 代前後セミナー」において、シニア世代の人事制度やシニア人材に対する社会や組織側の期待に関する説明を拡充した結果、受講満足度は 80%を超える高い評価を得た。また、管理職からのポストオフ後に担当業務に円滑に取り組めるよう、シニア職員向けに「事業管理支援システム研修」、「経理業務統合システム研修」を行った。さらに、外部コンサルタントを活用した中期的な人事施策分析の一部として、シニア人材の増加を見据えた対応策を検討した。
- ・ **メリハリの利いた働き方の実現**：時間外勤務時間は、過去 10 年程度で最も低い水準であった前年度と比べると微増（2.6%増）なるも、低水準に抑えられた。また、2019 年度は在外事務所における労働時間の適正化にも着手し、労働時間の実態を効率的に把握・分析することを目的に勤務管理システムを海外拠点でも導入するとともに、機構内説明会を通じて海外拠点管理職に対する労働時間管理の意識付けを強化した。さらに、2019 年 4 月の労働基準法改正により義務化された有給休暇の年間 5 日以上取得について、四半期毎のモニタリングや休暇取得促進に対する各部門長の意識付けを徹底し、該当者全員が義務日数分取得した。また、安全上の制約が大きくハードシッの高い国に勤務する職員の心身の健康維持のために、一定期間ごとに取得できる新たな休暇旅行制度（準特別健康管理旅行）を創設した。
- ・ **副業・兼業の緩和**：機構内では得られない新たな知識やスキルの獲得や、機構外での人脈拡大、キャリア自律性の向上等を目的に、副業・兼業を行いやすい環境作りに向けて、他社事例も含めて調査・検討を行った。その結果も踏まえ、これまで制限してきた講演等報酬の個人受領を国家公務員同様に解禁した。

(2) 現地職員に関する施策の実施状況

- ・ **現地職員の管理・育成に関する体制の強化**：海外拠点の労務管理に係るリスク低減のために、現地職員と異なる契約形態である在外専門調整員の実態調査結果を取りまとめ、①海外拠点への注意喚起、②係争リスクがある海外拠点への個別対応、③ 2020 年度以降の在外専門調整員制度の廃止決定につなげた。また、過去事案の教訓を学べるよう現地職員の労務管理に関するトラブル事例・教訓等を取りまとめた事例集を、労務管理の参考資料として新たに策定した。現地職員の一層の活用のために、他類似機関等の給与水準と乖離が大きい海外拠点については、各拠点からの相談を踏まえ、給与水準の引き上げといった処遇改善を行った。
- ・ **現地職員の能力強化**：昨年度に引き続き、現地職員向けの内部研修「JICA アカデミー英語版」（日本の開発経験、開発大学院連携、5S/カイゼン、広報等をテーマに 6 件（延べ 7 回）、208 名参加）、短期・本邦研修（4 名参加）、現地職員に対する組織内表彰（理事長表彰で 2 海外拠点の現地職員が受賞）、海外拠点の現地職員育成担当者間での優良事例等の共有（四半期に 1 回程度実施し、計 5 事例を紹介）に取り組んだ。加えて、新たな取組みとして、2019 年度以降、本邦 / 域内において短期間で実施される各種研修（経理、調達、債権管理、環境社会配慮等）を拡充・整理し、次期拠点運営計画策定時の参考資料として全海外拠点に共有した。さらに、1 年程度の期間、所属事務所を離れ、機構本部にて様々な援助手法や課題に取り組む研鑽機会を提供する制度整備を進め、4 名の現地職員の受入準備を進めた（うち 1 名は 2020 年 3 月から受入開始予定だったが新型コロナウイルス感染拡大により延期）。

(3) 業務の質・効率の向上に向けた施策の実施状況

- ・ **イノベーションの推進**：2019 年度の機構全体の取組みの柱である「イノベーションの推進に向けた組織文化の醸成」に向けて、職員等の人事評価にイノベーションの推進に係る項目を追加するとともに、各人の個人目標にイノベーションの推進に資する具体的事項を含めるよう慫慂した。
- ・ **専門性の強化に向けた人事施策**：昨年度の検討を踏まえて、金融リスク管理に関して高い専門性を有する人材を囑託として確保・配置した。加えて、各開発課題に関する高い専門性を持つ職員の育成・活用策を関係部署と協議し、来年度以降、キャリアの早期段階で専門性を高める機会の提供や、各分野の人材育成検討会の開催などに着手する方針を固めた。
- ・ **ナレッジマネジメントの推進**：ナレッジマネジメントに関する取組事例を紹介する「なれば通信」の機構内配信、研修・出向経験者による経験共有セミナー開催（計 9 回）を継続するとともに、職員間の自発的なナレッジ共有・蓄積の推進を目的とした勉強会（計 12 回）を実施した。

(4) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 今後、人生 100 年時代を見据えたシニア人材の活用・処遇方針の検討、複雑化する開発課題へ対応する専門人材の育成・活用、現地職員の更なる能力強化（キャリアパスの策定や本邦研修など）に継続的に取り組む。

No.17-2 人材育成策の実施状況

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
職員の外部機関との国際連携 （長期・短期で国際機関・二国 間援助機関等での業務を行う人 事交流）の派遣件数	13 件 ¹⁸⁸	34 件	35 件	17 件		
キャリア・コンサルテーション の実施人数	42 人 ¹⁸⁹	48 人	54 人	36 人		

(1) 職員の能力強化と中核的な人材を育成するための施策の実施状況

① キャリア開発に向けた研修等

- ・ **若手・中堅職員の能力開発の機会の提供**：博士号・修士号の取得を目的とした国内・海外研修を継続した（15 名派遣）。職員の主体的なキャリア開発を支援すべく、社内公募ポストを 2018 年度の 9 件に対し、2019 年度は 20 件に大幅に拡充した。また、所属部署以外の業務に従事できる機会の拡充に努め、機構内インターン制度を継続して実施（2019 年度は 25 件募集、14 件実施。初の取組みとして、外部組織（1 件）や国内機関（2 件）でのインターンを実施）したほか、各職員の業務量の 30%を上限として自らの発意で機構内の他部署の業務に従事できる制度を試行開始した（1 件）。なお、社内インターンの活動は女性誌「Oggi」電子版に掲載され、他社人事部から問合せを受ける等、社外からの反響を得た。
- ・ **予算執行管理や安全対策に係る能力強化**：昨年度から引き続き、職階別研修において管理・財務

¹⁸⁸ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

¹⁸⁹ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

リテラシーの向上及び予算管理マインドの醸成を目的とした講義を実施した。また、人事評価の面でも、各職員の目標設定において予算執行管理に関する取組項目を含めるよう懇諭するとともに、評価項目の1つに「予算執行管理の意識」に関する項目を追加した。安全対策の主流化に向けて、新入職員導入研修や管理職研修（新任管理職、執行職）で安全管理に関する講義の追加・拡充を図った。

- ・ **外部パートナーとの共創マインド強化**：2019年度の機構全体の取組の柱である「国内連携の一層の強化」を意識し、主任調査役・主事研修において外部パートナーとの関係強化・意識醸成を目的とした講義を新設したほか、社内インターンの一部としてNGOで業務経験を積める機会を初めて確保し（1件）、実務経験型専門研修を通じて民間企業の知見を吸収できる機会（2件）を提供した。
- ・ **女性管理職養成に向けた取組**：新たな取組みとして、人事院が実施している「女性管理職養成コース」に職員を1名派遣した。また、著名な民間企業幹部を招いた「ダイバーシティ推進に向けた経営セミナー」を開催、理事長含む役員、経営幹部及び中堅女性職員約70名が参加し、女性活躍推進のために具体的な示唆を得た。なお、機構の女性管理職比率は目標値である20%に向けて順調に改善しており（2019年度末時点で18.6%）、独法等の平均（9.1%）や民間平均（7.7%）と比べても高い水準となっている。
- ・ **マネジメント能力の強化**：2019年度は、登用後一定期間を経過した現職の課長や次長向けの研修を指名研修として強化する形で実施した。同研修において、マネジメントの要諦であるコミュニケーションの強化を目的としたコーチングスキルに関する講義を追加した。また、広くコーチングスキルを広めるための試行として、機構職員を対象としたコーチングを計10名に対し実施した。

② 他機関への出向、外部研修への参加等

- ・ 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した（2019年度は65名）。特に、国内連携の一層の強化に向けて自治体への出向を拡充し、岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町、島根県海士町への新規ポストを開拓した。また、人事出向の戦略性を高めるために、出向先開拓等に係る関係部署との連携促進、出向者と関係部署とのコミュニケーション強化（出向前の意見交換、出向中の報告・評価の枠組み改善）に取り組んだ。
- ・ 実務経験型専門研修を4件実施し、民間企業を含む外部組織での研鑽機会を提供した。

(2) 事業上の課題、及び原因分析と対応方針

- ・ 日本国内の人口減少や少子高齢化により国際協力人材が枯渇し始めているという危機意識の下、職員のみならず専門家や民間企業等を含め全ての国際協力に携わる人材像の役割・獲得・育成方針について見直し整理を進めていく。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また機構事業におけるジェンダー主流化を推進すると同時に、機構内においても、定量指標である2021年度末の「女性管理職比率」20%が達成できるよう、更なる取組の強化を期待する。（平成30年独立行政法人国際協力機構業務実績報告（令和元年9月）、No.17「人事に関する計画」）

<対応>

昨年度の業務実績報告書において、各事項の「事業上の課題及び原因分析と対応方針」として示した課題について着実に対応した。また、ジェンダー主流化の更なる進展に向けて、機構内のジェンダー責任者及び担当者会議での情報共有や、外部講師を招いた経営層向けセミナーの実施に取り組んだ。また、女性管理職比率の目標値達成を意識した管理職登用を進める共に、女性職員のキャリア形成を支援すべく研修やセミナーなどの機会を継続して提供した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断される成果をあげていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、働き方改革の施策「Smart JICA 3.0」の策定及び実施を通じ、多様な働き方を促進した。特に、新型コロナウイルス感染拡大防止策（在宅勤務条件の緩和及び通勤ピーク回避のための就業時間弾力化等）の実現、過去最大規模の「JICA ファミリーデー」の開催、副業・兼業の緩和等、特筆すべき成果を上げた。

1. 人事に関する施策の実施状況

- ◎ **働き方改革「Smart JICA 3.0」の推進【①】**：機構が実施した職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点 5 点満点中 3.90 となり、昨年度 (3.87) から増加、大企業 (3.00)、公務員 (2.99)、全国平均 (2.99) との比較でもかなり高い数値に。
- ◎ **柔軟な働き方の推進【①③】**：総務省等が 7 月から 8 月にかけて実施した「テレワークデイズ」に機構も参画し、在宅勤務条件の緩和を試行。その結果、同期間の在宅勤務が昨年比約 1 割増の 466 件に達した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、更なる在宅勤務条件の緩和及び通勤ピーク回避のための就業時間弾力化を実現。
- ◎ **「がんアライアワード」シルバー賞受賞【①③】**：がん治療と仕事の両立に努める企業・団体を表彰する「がんアライアワード」の 2019 年度シルバー賞を受賞（ゴールド、シルバー各賞含め、公的機関の受賞は機構のみ）。
- ◎ **過去最大の「JICA ファミリーデー」の開催【①】**：2019 年度は本部で 300 人以上参加したほか、国内拠点 3 か所及び海外拠点 8 か所でも実施し、過去最大規模のファミリーデーの開催に。
- ◎ **副業・兼業の緩和【①③】**：職員等の新たな知識・スキルの獲得や、機構外での人脈拡大、キャリア自律性向上を目的に、国家公務員同様に講演等報酬の個人受領を解禁。
- 働き方改革に係る機構の方針を「Smart JICA 3.0」に更新、働き方の柔軟化とイノベーションの創出、組織横断的なコミュニケーションの活性化の促進を新たに重点化。
- 男性職員の育児休暇促進の継続（9 名、平均取得期間は 6 カ月（国家公務員は約 1.8 か月））。
- 現職管理職研修にコーチングスキルやコミュニケーションの技法に関する講義・実習を拡充、コミュニケーション促進を目的としたポータルサイトを設置。
- ポストオフ後のシニア職員が担当業務に円滑に取り組めるよう各種シニア職員向け研修の実施、外部コンサルタントを活用したシニア人材増加を見据えた対応策の検討実施。
- 海外拠点の現地職員向け研修を拡充、特に機構本部で 1 年程度の研修機会を提供する制度を整備。

2. 人材育成策の実施状況

- ◎ **女性管理職養成に向けた取組み**：著名な民間企業幹部を講師に招き、役員を含む経営幹部がダイバーシティ経営に係る意識を更に高めるための社内セミナーを開催。機構の女性管理職比率は目標値の20%に向けて順調に推移しており、独法や企業平均と比べても高い水準に。
- ◎ **他社からの機構内インターン制度に対する高評価【③】**：機構内インターン制度を継続して実施（2019年度は14件）、同取組は女性誌「Oggi」電子版に掲載され、他社人事部から問合せを受ける等、機構外から反響。
- ◎ **若手・中堅職員の能力開発機会提供【①】**：各職員の業務量の30%を上限として自らの発意で機構内の他部署の業務に従事できる制度を試行開始。
- 博士号、修士号取得を目的とした国内・海外研修に15人派遣。機構内インターン制度を本格導入し（14件実施）、主体的なキャリア形成を支援。
- 職員の人事評価において、「予算執行管理の意識」を追加。
- 国際機関、省庁、大学等への職員派遣を継続。特に、2019年度は国内連携を一層強化すべく自治体への出向を拡充（岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町、島根県海士町に新規派遣）。民間企業を含む外部組織での研修機会も提供。

<課題と対応>

日本国内の人口減少・少子高齢化により国際協力人材が枯渇し始めているという危機意識の下、職員のみならず専門家や民間企業等を含め全ての国際協力に携わる人材像の役割・獲得・育成方針について見直し整理を進めていく。また、人生100年時代を見据えたシニア人材の活用・処遇方針の検討、複雑化する開発課題へ対応する専門人材の育成・活用、現地職員の更なる能力強化（キャリアパスの策定や本邦研修など）に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

人事に関する計画に係る取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

（定量的実績）

【指標 17-3】「女性管理職比率」が目標値（中期目標期間末に20%）に対し18.6%と引き続き増加しており（2017年度14.5%、2018年度16.2%）、中期目標期間において着実に指標達成に向け進展していると考えられる。

（定性的実績）

1. 人事に関する施策の実施状況

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：総務省等が実施した「テレワークデイズ」にあたって在宅勤務条件の緩和を試行したほか、新型コロナウイルス感染拡大防止策として更なる在宅勤務条件の緩和や就業時間弾力化を行った。また、職員等の新たな知識・スキルの獲得や、機構外での人脈拡大、キャリア自律性向上を目的に副業・兼業の緩和に向けた取組を進めた。さらに、職員等の家族が職場を訪問する「JICAファミリーデー」を、過去最大数の拠点で開催した。このように、新たな取組も取り入れつつワークライフバランスの確保等を推進したことが認められる。

このような取組の成果として、職員等意識定点調査の結果、機構が働きがいのある組織かを問う設問において評価点5点満点中3.90となり、2018年度（3.87）から増加したほか、他組織との比較においてもかなり高い水準を保っていることは特筆すべき成果と言える。さらに、がん治療と仕事の両立に努める企業・団体を表彰する「がんアライアワード」において、公的機関唯一の受賞者として2019年度シルバー賞を受賞するなど、機構の取組は外部からも

評価されていると言える。

指標：【指標 17-1】「現地職員を含む多様な人材の活躍に資する、人事に関する施策の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は基準値を大幅に上回る水準となった。

2. 人材育成策の実施状況

目標・計画の達成状況：年度計画を踏まえ、各種研修、キャリア・コンサルティング、他機関への出向等を通じた職員等の能力強化の取組（含：セカンドキャリア支援等の拡充、現地職員の本邦長期配置）や、ナレッジマネジメント強化等を着実に実施したことを確認した。

特筆すべき実績：所属部署以外の業務に従事できる機会として、機構内インターン制度を継続して実施（2019年度は14件）し、同取組が女性誌に掲載され外部からも反響を受けたことや、新たな取組として各職員の業務量の30%を上限に自らの発意で他部署の業務に従事できる制度を試行開始したこと、また役員を含む経営幹部がダイバーシティ経営に係る意識を更に高めるための社内セミナーを開催したことなど、積極的に新たな取組を取り入れつつ人材育成等の強化を推進したことが認められる。

指標：【指標 17-2】「業務の高度化に対応し業務の質を高め、職員の主体的なキャリア開発を推進するための人材育成策の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「職員の外部機関との国際連携の派遣件数」が基準値を大幅に上回る水準となった一方、「キャリア・コンサルティングの実施人数」は基準値を下回った。

（結論）

以上により、定量指標が着実に中期目標の達成に向け進展していること、年度計画において予定されていた取組をいずれも着実に実施したほか、特筆すべき定性的な成果が多数見られ関連指標からもその傾向が是認出来ること、そうした成果を難易度「高」とされた項目において達成していることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、政府の重要政策である働き方改革を積極的に推進しており、これまでの取組の結果、テレワークの大幅拡大など新型コロナ対応も円滑に実施出来たほか、職員の意識調査で働きがいについて高い結果を得たこと、国際機関や二国間援助機関等の外部機関との人事交流を通じた人材の育成に積極的に取り組んだ等の成果を挙げた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>（実績に対する課題及び改善方策など）

業務実績報告書に記載されている各事項の「事業上の課題、及び原因分析と対応方針」に沿った改善方針に取り組むことを期待する。また、機構事業におけるジェンダー主流化を推進すると同時に、機構内においても、定量指標である2021年度末の「女性管理職比率」20%が達成できるよう、更なる取組の強化を期待する。

<その他事項>

（有識者からの意見）

・女性管理職比率が増えており、政府や他の独立行政法人と比べて高く評価できるが、政府の2020年までの目標である30%到達に向けて、さらなる取り組みを強化すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	短期借入金の限度額
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし，中期計画：7.
<p>年度計画</p> <p>7. 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

3-2. 業務実績

- 一般勘定については、本年度内の短期借入金の実績はない。
- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金のギャップに対応するため、2019 年 11 月に 3,070 万ドル（33 億円相当）、2020 年 3 月に 300 億円の借入を行い、3,070 万ドルは翌月までに、300 億円は同月中に返済を行った。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	施設及び設備に関する計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金、0141 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし，中期計画：10. (1)
年度計画 9. (1) 施設及び設備に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

3-2. 業務実績

- ・ 長期的視野に立った施設・設備の整備を図る観点から、機構が保有する国内拠点等を対象として建物劣化診断を実施し、施設・設備保全箇所の優先度や所要経費を専門的かつ包括的な見地から検証した。その調査結果に基づき 5 か年を目途とする中期整備計画を策定した。
- ・ 国内拠点の復旧整備や災害対策として、北海道センター（札幌）の屋上防水及び関西センターの外壁補修の工事、老朽化対策として、横浜センターのエレベーター改修及びガラス飛散防止フィルム貼替、九州センター及び沖縄センターの空調設備改修、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の衛生設備改修等の工事を施設整備費補助金等により実施した。
- ・ 第 3 期中期目標期間中に回収した債権又は資金を活用した改修は No.21 を参照。
- ・ その他、施設・設備の安全・衛生に関する情報の集約・整理を行った。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 20	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：9.
年度計画 8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

3-2. 業務実績

- 「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い (機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)
関連する政策評価・行政 事業レビュー	令和元年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 令和元年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力、0140 独立 行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10. (3)
<p>年度計画</p> <p>9. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

3-2. 業務実績

- 第 3 期中期目標期間の最終事業年度の積立金（429.1 億円）のうち 348.8 億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第 3 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが 2017 年 6 月に主務大臣に承認されたが、2019 年度は 2016 年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や 2019 年度支出分等に 44.6 億円¹⁹⁰を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は 24.2 億円¹⁹¹となった。
- 第 3 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（28.2 億円）は全額が第 4 期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画として主務大臣から承認された。2019 年度は北海道センター（帯広）、筑波センター、二本松青年海外協力隊訓練所の施設・設備の改修に係る経費として 1.2 億円を充当し、残高は 26.9 億円となった。

¹⁹⁰ 暫定値

¹⁹¹ 暫定値